EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 03008 0956

大正八年十一月十二日印刷
大正八年十一月十五日發行

早稲田大學出版部
不許複製

編輯兼發行者　早稲田大學出版部
右代表者　種村宗八
東京府豐多摩郡戸塚町大字下戸塚五十八番地
印刷者　渡邊八太郎
東京市牛込區榎町七番地
印刷所　日清印刷株式會社

發行所　早稲田大學出版部
東京市牛込區早稲田
振替東京一一二三番

上林苑の規模廣大にして山谷水泉萬物の內容なるを言ひ、同時に子虛が楚國雲夢の澤の有らゆる物の甚だ衆多なるを言へるが、餘りに侈りはでやかにして其の實際實物に過ぎ踰え、且つ一方より云へば左樣なる贅澤三昧は義理上に於て尊尙すべき事柄に非ざることに言ひ及ぼして批評したり、故に今此の本傳には其の要領の處にて正しき道に歸着せる事の部分を删り取りて、此に論撰して掲ぐる事となせりと、但し此れは史記の作者の意見にてありしが、後世の人相如が美文を愛讀の餘り、遂に賦の全文を本傳中に入れたれば、今此の書に載せたる賦は、删取にあらずして、本來の全文なることを承知すべし、

【字解】故删取其要云々、顏師古曰く、言不尙其侈靡之論、但取終篇歸于正道耳、非謂削除其辭也、而說者便謂此賦已經史家刋剟、失其意矣と、此說に依れば删の字竟に無用の字となるを以て、後世諸說紛々たり、或は删は定なり、後漢書孔奮傳に删定其義とある删の字と同じ、卽ち論定の義となす說もあり、中井履軒曰く、史明言删取其要、是就原文節取無疑也、豈賦因史而後世不得覩其全文耶、抑史所節取大簡、而後人愛賦者惜其失亡、故將全文增入耶、今讀此篇、冗繁尨雜、不似節取者、則後說近乎當と、今案ずるに、文選に子虛、上林の賦を載す、全く本傳と同じ、其の節取の文にあらざること、亦以て證とすべし、履軒氏の說從ふべきに似たり、但「歸正道」云々は、解者皆史遷に係けて說けども、予は相如に係けて解し、「而論之」を史遷に係けて解せり、

史記國字解第七卷終

と、斯く無是公が條理を悉して諭しければ、是に於て子虛、烏有の二子は愀然と顏色を變じて態度を改め、超と何となく氣が遠くなりて自ら物を紛失せるが如く、乃ちぼんやりとして逡巡と尻込みして後へ引下り、席を避け敬意を表して曰く、鄙人固陋にして、忌諱即ち物事に遠慮して控へ目にすることを知らず、先刻來無禮の言をなせり、乃ち今日幸ひに大君子に敎へられて我等の不恙なりしことを知れり、謹みて氣を附けて尊命を聞けり、即ち敎訓の趣は委細承知仕れりと、實に心底より感服したりと、

【字解】天下大說、說は悅と同じ、喟然、歎息の聲、興道而遷義、道義の上に各、於の字を添へて看るべし、遷は移なり、遷義は義に就くなり、功美於五帝、美は溢なり、アフル、罷車馬之用、罷は疲と通ず、用は活用、即ち活働のこと、抏士卒之精、抏は挫なり、クジク、仁者不由、由は遵なり、行なり、不得褻辟、辟は闢と同じ、而樂萬乘之所侈、即ち上文の「嗟乎此泰奢侈」云々の句を承けて云ふ、愀然、顏色變ずること、謹聞命矣、何義門曰く、此賦以二四大段一立レ格、雙二擲齊楚一、提二出上林一、是起、次二序上林之地一、是承中二言校獵之事一、是轉、末言二天子之悔一レ過以示二諷諫一、是結、文之局極開、文之法極細と、按ずるに此評は「亡是公听然」以下即ち謂はゆる上林賦に就いて云へり、その以前の文を文選には子虛賦となせり、兪犀月は評して曰く、子虛一賦、遒勁絕倫、妙在下齊楚之問答、工力悉敵針鋒相對不上レ作二相下之勢一、便隱然爲二上林一留二地步一と、此の二評を合看すれば、自ら此の文の妙處を知るべし、故に參考の爲に此に錄す、

賦奏、天子以爲レ郞、無是公言二天子上林廣大、山谷水泉萬物一、及下子虛言二楚雲夢所レ有甚衆一、侈靡過二其實一、且非中義理所上レ尙、故刪取二其要一歸二正道一、而論レ之、

【講義】此の處史記の作者は上擧の賦詞に就き斷案を下して曰く、さて相如が作りし賦既に成りて奏聞に及びしが、天子武帝は感賞せられ、相如を以て郞官となせり、抑、賦中に無是公は上林の事に就て天子の

千里、而囿居九百、是草木不得墾辟、而民無所食也、夫以諸侯之細、而樂萬乘之所侈、僕恐百姓之被其尤也、於是二子愀然改容、超若自失、逡巡避席曰、鄙人固陋、不知忌諱、乃今日見教、謹聞命矣、

【講義】斯の時に於て天下の人民大に悅び、上の風に隨ひて聽き、上の流に化し、卽ち世の習はし流行一切上の好み爲され方に從ひて遷り變はり喟然と大息を吐き、奮發して道德上に興起して正しき義理に遷り進み、罪惡をなす人無かりければ、刑罰の道具はり其儘に捨て置きて試用せず、天子の聖德は古への三皇よりも隆盛にして、御手柄は五帝よりも羨餘ありて賢りたり、此の若く偉大なればこそ、それ故に獵りを催されて、乃ち愉快にして喜ぶべきなり、然るに左樣參らずして、彼の終日の長き間、日や露に曝され、打たれ、馬を馳せ駈けらし、精神を使ひ勞し、形體を疲らし苦しめ、車馬の働きを鈍く弱らし、士卒の精力を挫き落し、府庫の財寶を濫費し、而も上たる者仁德厚き恩惠無く、徒に務むること上の君主一人が獨り樂む點を務めて、群衆庶民が如何に立ち行くか行かざるかを顧み考へず、肝心なる國家の政事を打忘れて、雉や兎の獲物の多からんことを貪りて、只管に狩獵にのみ熱中するが如きに至りては、仁德ありて人民を可愛がられる賢君は左樣なる不正に由り從はざるなり、此の點からして觀察するときは、彼の子虛、烏有二子の稱贊せる齊王、楚王の事は、豈に氣の毒千萬ならずや、何となれば、彼等は其の地の方積千里に過ぎず、而もその囿はその中の九百里に居る、卽ち全國の殆んどがみな園囿に供せらる、是れぞ正しく艸木は開墾して植うるを得ずして、穀物は取れざれば、國民は食物を食むこと無かるべき道理なり、夫れ僅かに諸侯ぐらゐの小さき身分を以て、一天萬乘の至尊すらも奢侈とせらるゝ苑囿の事を樂むは、僕に於ては百姓が其の尤め祟りを被らんことを恐るゝなり

ふ、雜とは狸首より騶虞まで全體の備具せるを以て云ふ、弋玄鶴舞干戚、干は盾なり、戚は斧なり、王先謙曰く、文選注言、古者舞玄鶴以爲瑞令弋取之、而舞干戚也、尚書大傳曰、舜樂歌曰和伯之樂舞玄鶴、公羊傳曰、朱干玉戚以舞大夏（夏の禹王の樂）と、載雲罕、雲罕は旌旗の一にして、天子の御駕の前に建つるもの、九旒の旗なりと、又罕は網なり、罕を載する車を雲罕と云ふと、二說あり、王先謙は中朝鹵簿圖に雲罕駕駟とあるを據として後說を取れり、予も亦同じ、揜羣雅、揜は掩取なり、羣雅は詩經の小雅七十四篇、大雅三十一篇あるよりして多數を意味して群と云ふと、又雅は正なり、賢者を云ふ、卽ち上の雲罕を承けて羣賢を網羅して用ふることを云ふなりと、兩說あり、悲伐檀、詩經國風魏風の篇名なり、小人位に在りて賢者明主に遇はざるを云へる詩なり、樂樂胥、樂胥は顏注に小雅桑扈の篇に君子樂胥萬邦屏耳とあるを引きて、胥有材知之人也、王者樂得有材知之人使在位也と云へり、靡不受獲、靡は無なり、獲は利益の恩惠を云ふ、文章上射獵を以て譬へて獲と云へるなり、修容乎禮園、禮は自身を修飾して威儀を正すものなるが故に修容と云ふ、翺翔于書圃、書經は帝王政事の大道を言へるものなれば、涉獵して大義を領得するを主とするが故に翺翔と云ふ、登明堂坐清廟、史記正義に曰く、明堂有五帝廟、故言清廟、王者朝諸侯之處と、

於斯之時、天下大說、嚮風而聽、隨流而化、喟然興道而遷義、刑錯而不用、德隆乎三皇、功羨於五帝、若此、故獵乃可喜也、若夫終日暴露馳騁、勞神苦形、罷車馬之用、抏士卒之精、費府庫之財、而無德厚之恩、務在獨樂、不顧衆庶、忘國家之政、而貪雉兎之獲、則仁者不由也、從此觀之、齊楚之事、豈不哀哉、地方不過

を歌はれて、調節を取りて射術を演じ、兼ねて騶虞の詩調に合はせ、卽ち一切古先王の禮儀に叶ひたる動作を取り、その獲物はと云へば、此れ亦聖人の爲れたることを學び、玄鶴を弋取し、干戚とて朱の干と玉の戚とを建て、雲罕と名づくる網を車に載せ羣れる多くの雅正なる賢人を網にて取り、伐檀の詩に、賢人でありながら世に知られず用ひられざるを哀めるに同情を寄せ、樂胥の詩に、君子が用ひられて相當の地位を得たるを歌へるを相共に樂しみ、亦其場處はと云へば、成程園囿は園囿なれども是れまでとは相違して、容儀を、禮法と云ふ道德作用を實體に現はせる場處にて修め、聖君賢相の道を記載せる書藉と云ふ圃にて翺翔し、周易は天人合一の深徵幽玄なる道を說きたるが、只今其易の道を逃べて、卽ち六經の要領を悟得し、前に陳べたるが如き神怪の獸類を生捕りたるを放ち遣りて、卽ち復び游獵をなすことを斷念し、王の政を發布する明堂と名づくる神聖の堂に登り、淸廟と名づくる天子が諸侯を來朝謁見せしむる大殿に坐し、羣臣に自由を與へて、忌憚なく政事の得失に就いて其の意見を陳述上奏せしむ、斯く天子が非常の大英斷によりて非常の大奮發をなし給ひたるが故に、四海の內何れの隅々までも一樣に捕獲品の利益卽ち天子の恩惠を受けざるもの無く、盡く其の結果の恩惠に浴したり、

【字解】　歷吉日、歷は算へて擇ぶこと、乘法駕、法駕は六頭の馬にて引かする天子の御車を云ふ、鳴玉鸞、鸞は鈴なり、鈴の車軌に在るを鸞と云ひ、軾に在るを和と云ふ、鶩乎仁義之塗、鶩は馳なり、塗は途と同じ、游乎六藝之囿、囿はソノ、此れは上文の關係上射獵の場處を借りて譬へとして云へるよりして、六藝の義理を硏究して樂めることを斯く云へるなり、下句の鶩と云ひ覽觀と云ひ塗と云ひ林と云ふ、皆之に倣ひて看るべし、六藝は兩說あり、一は禮樂射御書數とし、一は易書詩禮樂春秋の六經とす、既に屢〻見えたり、春秋之林、林は樹木の叢り生ずる處、春秋の書は褒貶予奪の義理繁きが故に林に喩へたるなり、射貍首、貍一に貍に作る、同じ、貍首は逸詩、卽ち孔子删りたる詩にある篇の名、諸侯弓を射る時、此の歌曲に依りて節となすと云ふ、兼騶虞、騶虞は詩經の召南篇にある詩の名、天子の射る時、此れを歌ひて節となすと云

閒は閑と同じ、ヒマ、無事弃日、師古曰く、言聽政餘暇不能棄日也と、非なり、蘇輿曰く、言閑居無事、是虛棄此日、故順天殺伐と、是の說用ふべし、地可墾辟、辟は闢と通ず、闢は開なり、農郊、郊は邑外の地、郊野にある田なるが故に農郊と云ふ、以贍萌隸、贍は足なり、萌は氓と通ず、民なり、隸は賤しき者、隤牆塡塹、隤は墜なり、崩すこと、塡は埋なり、恤鰥寡、老いて妻なきを鰥と云ひ、夫なきを寡と云ふ、存孤獨、存は問なり、幼にして父なきを孤と云ひ、老いて子なきを獨と云ふ、出德號、德音の號令を天下に頒つこと、易服色更正朔、其の義、本書賈誼の傳に出づ、參看すべし、文選の李善注に郭璞の說を引きて曰く、變宮室車服、衣尙黑、更以十二月爲正、平旦爲朔と、梁章鉅曰く、尙書大傳夏以平旦爲朔、殷以雞鳴爲朔、周以夜半爲朔と、與天下爲始、漢書、文選共に始の上に更の字あり、更に明瞭たり、

於是歷吉日以齊戒、襲朝衣、乘法駕、建華旗、鳴玉鸞、游乎六藝之囿、鶩乎仁義之塗、覽觀春秋之林、射貍首、兼騶虞、弋玄鶴、建干戚、載雲罕、揜羣雅、悲伐檀、樂樂胥、修容乎禮園、翺翔乎書圃、述易道、放怪獸、登明堂、坐淸廟、恣羣臣奏得失、四海之內、靡不受獲、

【講義】是に於て吉日を數へ擇び、謹みて齋戒して心身を洗ひ淸め、公式の正服を被られ、法式の馬車に召され翠華の旗を建て、玉鸞卽ち車の軌に着ける鈴を鳴らし、儀式行列を整へて何處に向はるゝかと云へば囿は囿なれども禮樂書數射御六藝の囿に游ばれ、途は途なれども仁義道德の途に馳せ廻はり、林は林なれども善惡邪正を區別せる春秋の林を覽觀し、卽ち言ひ換ふれば從前の苑囿に游獵する娯樂を改めて正しき學問道德の方面に心を用ひられ、貍首の詩

朔、與天下爲始、

【講義】 此れより天子自發の言を假りて游獵奢侈の節制すべきを言ひ、諷諫の意を陳べて曰く、是に於て酒宴半ばにして娛樂は酣なりし時、天子は芒然と考へ込みて宛かも何物かを失ひたるが如き御容子なりしが、やがて宣ひけるは、嗟呼此の苑中總べての事は餘りに奢侈に過ぎたり、朕は政事を覽聽する餘閑を以て空しく時日を棄て過ごすべからずして、自然肅殺に向へる秋冬の氣候に順ひ殺伐を事とし、今度狩獵を催し、因りて時に此の處に休息せしが、此の奢侈を見るに付きて、我が後世子孫の者共が、靡麗と之に着き泥んで遂に耽溺して最初の勤儉に立返らざるやうにならんかと氣遣はる、斯くありては自分祖先の身として、後の繼嗣子孫の爲に、業を創め系統を垂れ貽す本意ならずと、右の如く仰せがありて、是に於てか乃ち酒宴を解散し狩獵を罷められて、係りの有司に命じて曰く、土地の墾闢して田畑となすべき者は、悉く開拓して農田となし、以て氓隷百性たちに給與すべし、藪澤より設けられたる苑の墻垣を崩し塹濠を埋め、山澤に生活を營める人民をして自由に苑中に至りて薪艸を刈る取ることを得しむべし、陂池即ち貯水池に人民を入れ得るだけ多く入れて、自由に魚類を取ることを得しめて禁止すること無かれ、宮觀に詰め居る女官及び役人を廢止し、その中を空虛にして、從來の如くに有り餘りて溢るゝやうに澤山に人を置くことを禁止し、官の倉廩の穀物を發して貧窮の民を救助して、その不足なる處を補ひ遣はし、鰥寡の單身者を憫み、孤兒竝びに老年にして依るべき子の無き獨り者を訪問して氣を附けて遣はし、恩惠ある號令を出して仁政を施し、法律を寬大にして刑罰することを省き減らし、斯く國民に生活上の安心を與へて、然る後に舊來因襲的積弊ある制度を改善し、天下人民の耳目を一新せんが爲に、帝室朝廷を始め國家的に關係ある禮服の色模樣を易へ、正朔即ち日用百事の本たる曆の制を更めて、天下億兆の人民と、舊來の事を打切りて更に物事の蒔直しを始むべしと、

【字解】 天子芒然、芒然は罔然と略似たり、罔れて失心したる貌、以覽聽餘閒、覽聽は政事に就いて云ふ、

の意、乃ち骨體の婉柔にして、ぎごちならざること、娬媚姌嫋、娬、漢書に嫵に作る、相通ず、娬媚は悦なり、姌嫋、漢書及び文選には孅弱に作る、相通ず、孅は小なり、纖と同じ、又姌は柔なり、嫋は弱と通ずとの說あり、扡獨繭之褕袘、扡は拽なり、ヒクと訓ず、獨繭は一繭絲なり、褕は直裾の襌衣、又短袖なり、袘は袖なり、漢書に袣に作る、義同じ、眇閻易以戌削、閻易は衣の長き貌、戌削は刻畫して作ること、呂錦文の文選古字通補訓に曰く、閻字通作艶、詩之艶妻、緯作閻妻其證、閻陽卽艶陽之借と、此れに依れば閻陽は派手やかなることなり、媥姺徽徧、漢書、文選に便姍嫳屑に作る、音近きを以て相通ず、郭璞曰く、衣服の婆娑なる貌、顏師古曰く、言其行步安詳也と、芬香漚鬱、香氣の鬱積すること、淑郁、淑は淸くして湛めること、皓齒、皓は白なり、粲爛、美しくして光りあること、宜笑、可愛らしき笑ひ也、的皪、鮮明なり、長眉連娟、連娟は眉の曲りて細きこと、微睇、小視なり、緜藐、遠きを視る貌、又緜も藐も共に小の義にして、微睇を形容して云へりとの說あり、色授魂與、彼れの色我れに來り授け、我が魂往きて與に接すと古人は說けり、妙解と云ふべし、愉於側、愉は樂なり、タノシムと訓ず、

於是酒中樂酣、天子芒然而思、似若有亡、曰、嗟乎此泰奢侈、朕以覽聽餘閑、無事弃日、順天道以殺伐、時休息於此、恐後世靡麗遂往而不反、非所以爲繼嗣創業垂統也、於是乃解酒罷獵、而命有司曰、地可以墾辟、悉爲農郊、以贍萠隷、隤牆塡塹、使山澤之民得至焉、實陂池而勿禁、虛宮觀而勿仞、發倉廩以振貧窮、補不足、恤鰥寡、存孤獨、出德號、省刑罰、改制度、易服色、更正

法と知るべし、

若夫青琴宓妃之徒、絶殊離俗、妖冶嫺都、靚莊刻飭、便嬛綽約、柔橈嬛嬛、娬媚孅弱、抴獨繭之褕袘、眇閻易以戌削、媥姺徶循、與世殊服、芬香漚鬱、酷烈淑郁、皓齒粲爛、宜笑的皪、長眉連娟、微睇緜藐、色授魂與、心愉於側、

【講義】此れより特に其の美人の情態に就き陳べて曰く、若し彼の古への青琴、宓妃に比すべき美人の徒に至りては世に絶え殊にして俗並を離れ、妖冶嫺都とて美しく都雅にして、靚莊刻飭とて盛んに粧ひ粉白を塗り眉黛を畫き、便嬛綽約と面相の美しくにこやかにして、柔橈嬛々と骨體の柔らかにたをやかにして、娬媚孅弱と態度の懷かしくたをやかにして、獨繭の褕袘を抴き、一筋繭を織りて成せる衣の袖を曳き、眇かに閻易と、長く揚りて繪に畫きたるが如し、又足の運び方は、媥姺徶循と落付き拂ひしとやかにて、俗並と服容を殊にし、芬香漚鬱と香氣が鬱り積みて、酷烈淑郁と烈しく馨り、媚びを呈し口を開けば、皓齒粲爛と白き齒が奇麗に光りて見え、宜笑的皪と可愛らしき笑ひが輝り耀き、長眉連娟と長き黒き眉細やかにして美しく、微睇緜藐と流し目にて秋波を送り、男女の間相互ひに先方から顏色の樣子で情を此の方へ表すれば、此方は心魂を以て先方へ送り與へ、肉體こそ交はさゞれども、精神上には靈犀一點早く相通じて側に於て相樂めり、

【字解】青琴、古への神女の名、宓妃、伏羲氏の女、洛水に溺死し、遂に洛水の神となれりと云ふ、妖冶、妖は好なり巧なり、冶は媚なり、慧敏にして媚び麗はしきこと、閑都、雅にして麗はしきなり、閑は嫺と同じ、雅なり、都は盛なり、上品にして麗はしきこと、靚莊刻飭、靚は盛なり、莊は粧と同じ、刻飭は刻畫して飾りをなすこと、王先謙曰く、刻飭以レ膠刷レ鬢使三就理一、如二刻畫一也と、便嬛、輕くして麗はしきこと、綽約、婉約なり、柔橈嬛嬛、橈は音ダウ、動曲なり、嬛々は婉々

顏說從ふべきに似たり、聽葛天氏之歌、葛天は太古帝王の號なり、其の樂、三人牛尾を持し足を投じ、以て八曲を歌ふ、事亦呂氏春秋に見えたり、爲之蕩波、蕩は動搖なり、巴渝、歌舞の曲名なり、郭璞曰く、巴西閬中有二渝水一、獠（蠻族の名）人居二其上一、皆剛勇好レ舞、漢高（高祖）募レ此、以平二三秦一、後使二樂府習一レ之、因名二巴渝舞一也と、楡は渝と通ず、宋蔡、宋の地、蔡の地、皆雅樂にあらざる特殊の音樂あり、淮南、もと淮南の地より起りし音樂、于遮、音曲の名、文成、遼西の縣名、其の縣人善く歌ふ、顚歌、顚は滇と通ず、益州の滇縣の民、能く西南夷の歌を作す、族擧遞奏、族は聚なり、遞は更なり、更〻奏するなり、族擧を、漢書には族居に作る、王念孫は歌聲に起を言ふべきも、居を言ふべからず、居は擧と通ず、族擧は具に擧するなりと云へり、鏗鎗鐺鼞、鏗鎗は鐘の聲、鐺鼞は鼓の音なり、洞心、胸に徹すること、荆吳鄭衞之聲、倶に淫蕩なる音樂なり、韶護武象、韶は舜の樂、護は濩と通ず、湯の樂、武は武王の樂、象は周公の造れる樂、武庚の亂に、南人象に乘り虐を東夷になす、周公之を討平して、三象の樂を作ると云ふ、陰淫案衍之音、酒色に流湎の音曲なり、淫は放濫なること、衍は過ぎ溢ること陰淫と案衍とは同義之を重ねて云へるなり、長言するときは陰淫となり、短言すれば案衍となるのみ、異義あるにあらず、鄢郢繽紛、鄢は楚の邑の名、郢は楚の國都の名、此の處は共に楚國の歌を指して云ふ、繽紛は交雜すること、激楚結風、倶に楚歌の曲名、歌曲の衝激なるよりして激楚と名づけ、悲哀凝結なるより結風と名づくと云ふ、王先謙曰く、陸機演連殊、烈火流レ風、不レ能レ焚レ影、沈寒凝レ海、不レ能レ結レ風、蓋歌聲哀鬱、悲風爲レ之凝結、故以二結風一爲レ名、如二遏雲廻雪之比一矣と、侏儒、短人なり、狄鞮、西方戎狄の樂名、一說に河南の地名、其地善倡者を出すと云ふ、麗靡爛漫於前、麗は音リ、離と通ず、靡は隨なり、爛漫は分散の形なり、書の畢命の疏に、韓宣子稱、使二師延作一靡靡之樂一、靡靡者隨之意とあり、索隱に列女傳を引きて、紂造二爛漫之樂一とあり、按ずるに此に依れば、麗靡爛漫倶に音樂を以て言ひ、上文の娛耳目とある耳の方に就いて云へるなり、靡曼美色於後、靡は細好なり、曼は澤なり、きめ細かく色艶のある美人なり、此れ目の方に就いて云へるなり、前と云ひ後と云ふは、たゞ互文

早游びにも倦き足りて疲れたれば、高くして天にも屆かん計りなるより昊天之臺と名づくる高臺に置酒し、轇輵と廣くして奥深き御殿に音樂を張り、重量千石の大鐘を撞き鳴らし、萬石の重さある鉅乃ち鐘を懸くる木臺を立て、翠華の折羽の飾りある旗を建て、靈鼉の皮にて張れる鼓を樹て、古雅なる陶唐氏時代の舞踏を演奏し、葛天氏時代の歌曲を聽聞す、千人の者が唱へ出すと萬人の者が答和し、流石に山陵も之が爲に震ひ動き、川谷も之が爲に蕩ぎ搖きて波音を起つ、其外巴楡の舞樂、宋蔡の歌謠、淮南干遮の音樂、文成顛人の蠻歌、乃ち各地方的特殊の音曲歌舞が聚り居りて、互ひに入れ違ひに囃し立てられ、鐘や鼓の聲が迭ひに起り、其の音調は鏗鎗鐺鼛と或は金聲或は鼓聲をなし、聽者の心を感じ洞し聽く耳を驚かし、或は荊吳鄭衞の淫靡なる聲曲、或は韶濩武象の雅正なる音樂、陰淫案衍と放縱享樂的の音樂、及び楚の都たる鄢郢地方の歌曲舞踏が繽紛として交〻雜りて進み、激楚とか結風とか云へる楚國の歌曲、俳優短人の侏儒、西方戎狄より傳はりたる狄鞮と云へる音樂、叙上の如く歌曲舞人の音聲顏色の、耳目を面白く娯ましめ、心意を愉快に樂ましむる所以の者は、前座に麗靡爛漫と、澤山に續き聚れば、思ふが儘に靚覽し、亦後方に靡曼美色とて細理に肉付き柔らかに豐らかにして、美女が我れこそと媚びを獻じ寵を得んと控へ居れり、

【字解】游戲懈怠、怠は倦なり、游びて厭き足ること、昊天之臺、昊天は天なり、其の高さ天に比するの意よりして臺の名とす、轇輵之宇、轇輵は漢書に膠葛に作る、相通ず、寥濶と云ふが如し、物靜かにして廣やかなる意、宇は屋宇、卽ち家屋のこと、千石之鐘、千石は十二萬斤の量に相當す、萬石之鉅、鉅は漢書に虡に作る、卽ち鐻なり、鐘磬を懸くる木植を云ふ、翠華之旗、翠は翠鳥の羽なり、華は郭璞曰く葆なり、說文に葆艸盛貌とあり、五采の羽を合聚するを葆と名づけ、上に羽葆を樹つる車を葆車と云ふ、靈鼉之鼓、鼉皮にて造れる鼓也、鼉は既に上に解せり、奏陶唐氏之舞、陶唐は堯の國號なれども、顏師古は當に陰康に作るべし、傳寫の誤のみと云へり、呂氏春秋に曰く、昔陰康氏之始、陰多滯伏湛積、陽道壅塞不レ行ニ其序一、民氣鬱閼、筋骨縮栗不レ達、故作ニ爲舞一、以宣ニ導之一とあり、

三者皆音通ず、顔注に拚然疾歸意、反鄉、反は還なり鄉は嚮と通ず、歷石闕至與露寒、歷は踏なり、フム、歷は經歷なり、石闕、封巒、雉鵲、露寒は何れも觀の名、觀は宮の小なるもの、棠梨宜春宣曲、何れも宮の名、濯鷁牛首、濯は櫂の字と同じ、櫂は棹と同じ、フネノサヲ、鷁は水鳥なり、舟首に畫きて飾りとなすもの、因りて舟を鷁首と云ふ、牛首は池の名、龍臺、觀の名、掩細柳、掩は休息なり、細柳は觀の名、士大夫之勤略、勤は勤勞、略は智略、顔師古曰く、觀士之勤、大夫之略と、然れども必ずしも拘泥せずして可なり、轔轢、轔は蹊なり、轢は輾なり、キシル、蹂若、李善注に踏足貌とあり、若は助辭如の字、然の字等、略同じ或は若は預及の辭としてモシクハと讀みて下句に屬する說あれども、此上下何れも二字の語を以て云へば非なり、蹈躤、漢書に躤を藉に作る、倦𠇖、𠇖は音ゲキ、疲なり、既に上に見えたり、佗佗籍籍、舊注に郭璞曰く、言交横也とあり、按ずるに佗は加なり、籍々は分布散漫の意、掩平彌澤、平は平野なり、彌は滿なり、

於是乎游戲懈怠、置酒乎昊天之臺、張樂乎膠葛之宇、撞千石之鐘、立萬石之鉅、建翠華之旗、樹靈鼉之鼓、奏陶唐氏之舞、聽葛天氏之歌、千人唱、萬人和、山陵爲之震動、川谷爲之蕩波、巴渝宋蔡、淮南于遮、文成顚歌、族擧遞奏、金鼓迭起、鏗鎗鐺鼛、洞心駭耳、荊吳鄭衞之聲、韶護武象之樂、陰淫案衍之音、鄢郢繽紛、激楚結風、俳優侏儒、狄鞮之倡、所以娛耳目而樂心意者、麗靡爛漫於前、靡曼美色於後、

【講義】此れより獵罷みて宴會の狀況を陳べて曰く、是に於てか天子始め供奉の諸臣共に游戲懈怠、最

招搖乎襄羊、降集乎北紘、率乎直指、闇乎反郷、蹷石闕、歴封巒、過鳷鵲、望露寒、下棠梨、息宜春、西馳宣曲、濯鷁牛首、登龍臺、掩細柳、觀士大夫之勤略、鈞獠者之所得獲、觀徒車之所轔轢、乘騎之所蹂若、人民之所蹈躤、與其窮極倦𠈂、驚憚慴伏、不被創刃而死者、佗佗籍籍、塡坑滿谷、揜平彌澤、

【講義】 此れより獵後の祝宴を云はんが爲に先づ離宮別館に立寄られたる光景を陳べて曰く、招搖乎襄羊と其の邊を自由にさまよひて北方の表の北紘に虛空の高きより降り止り、率乎と其の儘に直線に指さし行き、又忽ち闇乎と疾く後へ反り嚮ひ、乃ち彼此曲折轉廻して離宮の石闕觀を蹷み、封巒觀を經、鳷鵲觀を過ぎ、露寒觀を望み、棠梨宮を下り、宜春宮に憩ひ、更に西に向ひて宣曲宮に馳せ行き、又鷁首の舟を牛首の池に浮べて棹し、龍臺觀に登り、細柳觀に息ふ、右の如く諸の宮觀を巡歴して從獵の士大夫の勤勞智略の振合ひを觀察し、獵者其人の獲得數を比較均衡し、徒步車輿の轔轢即ち踐み轢りし數、乘馬騎者の蹂若即ち踐み倒せる數、尋常人民の蹈躤即ち踏みにじれる數と、及び其の獸類の窮極倦𠈂とて困窮し疲れ切り驚憚し慴れ伏して、獵者より創刄を受けざれども自ら死せし者の佗々籍々と相互ひに混み合ひ雜はりて、其の多數なるや、阬穴を塡め溪谷に滿ち平野を掩ひ匿し艸澤に彌てる有樣を觀覽して、狩獵の結果を調査せらる、

【字解】 招搖、逍徉と同じ、襄羊、彷徉の如し、亦逍徉の意なり、降集、集は止なり、トヾマル、北紘、紘は維なり、ツナと訓ず、淮南子に九州之外曰八澤、八澤之外廼有八紘、北方之紘曰委羽とあり、乃ち北の遠方と云ふ意味なり、率乎、俄かなる意、顏注に直去意とあり、闇乎、漢書に揜平に作り、文選に晻乎に作る、

も云へり、櫟蜚虡、櫟は捎なり、ウツと訓ず、蜚虡は鹿頭龍身の神獸、蘂殪仆、蘂は臬と通ず、音ゲツ、射の的なり、殪は音エイ、仆なり、

然後揚節而上浮、陵驚風、歷駭飈、乘虛無、與神俱、轔玄鶴、亂昆雞、遒孔鸞、促鵕鸃、拂鷖鳥、捎鳳皇、捷鴛雛、掩焦明、道盡塗殫、廻車而還、

【講義】此れより更に虛空に昇りて飛鳥を捕獲する情況を陳べて曰く、尙地上の狩獵のみならず、斯くして然る後に節を更に揚げて上り騰りて遊び、驚風卽ち大風を陵ぎ渡り、駭飈卽ち下より上へ吹き上ぐる風を渡り、虛空寥廓の大氣に乘り、飛鳥の其の又上に超越し、天神と俱に伴ひ、玄鶴を躪み付け、昆雞の群れる列を驚かし亂し、孔鸞に遒り捕へ、鵕鸃に促り捕へ、鷖鳥を拂ひ退け、鳳凰を捎ち、鴛雛を捷り、焦明の鳥を掩取して空間の獵りを恣にし、行く先きの道途が窮り盡き、然る後に始めて車を廻らして元の途へ引き還るなり、

【字解】揚節而上浮、揚節は上文の彌節及び促節を回顧して云ふ、上浮は空中へ上るなり、乃ち更に上方に向ひ進み行くことを極力形容して云へるなり、歷駭飈、下よりして上へ吹き揚ぐる暴風、ツムジカゼ、歷は渡なり、乘虛無與神俱、虛無は虛空寥廓の天を云ふ、乃ち心意飄渺として天上の神と相伴ひ遊ぶが如き感想を生ずること、轔玄鶴、轔は躪なり、玄は黑なり、鶴二百六十歲に至れば淺黑の色となると云ふ、亂昆雞、亂は其の行列を搔き亂すこと、昆雞一に鵾雞又鶤雞と云ふ、鳳凰の別名、遒孔鸞、遒は急に捕ふること、孔鸞は鳳凰の屬、促鵕鸃、促も迫り捕ふること、鵕鸃は鳥の名、既に見えたり、鷖鳥、山海經に北海之內有蛇山者、有五采之鳥、飛蔽一鄉、名曰鷖鳥とあり、捎鳳凰、捎は擊なり、捷鴛雛、捷は獲得なり、鴛雛は既に上に見えたり、掩焦明、掩は取なり、焦明一に焦朋に作る、鳳凰の屬、道盡塗殫、塗は途と通ず、殫は盡なり、

にて轉り、狡き兎をすばしこく捕ふ、其の迅速なるや、赤光の閃く電を軼過して、その光り輝きを跡へ遺す程にて、申さば電の速力よりも更に迅疾なり、又神怪不可思議の物を追ひ駈けて宇宙の外に出づる程の勇しく且つ早業なり、射術の巧妙なるに至りては、昔し夏の時代の寶物たる繁弱の弓を牽きて白羽の箭を滿引し、乃ち射手も良ければ弓矢も良くて、游梟の怪獸を射、蜚虡の怪獸を櫟つ、その射るときは、先づ獸の肉の肥えたる者を擇びて後に始めて矢を發ち、亦先づ矢の中り處を名ざし定めて必ず中て、乃ち一本の無駄矢をも費さず、弦と矢とが分離すると共に、先方の的に擬當せられたる獸は直ちに一發の矢にて仆る、實に巧妙至極と申すべきものなり、

【字解】乘輿、天子の御車なり、彌節、彌は止なり、節は旌なり、天子の印たる旌卽ち天皇旗の類、睨部曲之進退、睨は師古の註に衺視也とあり、衺は邪と通ず、浸潭促節、浸潭は漸冉の意、乃ち漸次の義なり、漢書に侵淫に作る、義同じ、又浸淫とも書す、促節は促は速なり、前の彌節と反應して、靜止より活動に移り徐行より疾走に變ずる情狀を言ふ、儵敻遠去、儵は疾なり、スミヤカと訓ず、敻は遠なり、ハルカと訓ず、流離輕禽、流離は困苦せしむること、輕禽は輕飛の鳥なり、蹵履、蹵はケル、履はフム、轄白鹿、轄は漢書に轊に作る、共に音エイ、轢なり、白鹿は壽千歲にして、滿五百歲になれば色純白となると抱朴子に見えたり、捷狡兎、捷は捷く取ること、狡兎は健くして跳るが故に之を捷取することと、軼赤電、軼は過なり、超過すること、遺光耀、遺はノコス、上句軼赤電と連讀すべし、乃ち行くこと餘り早ければ、赤電を超過して電光を後方へ振り反りて見る位なりと云ふこと、追怪物、怪物は禮記に山林川谷丘陵、能出レ雲、爲ニ風雨一、見ニ怪物一、皆曰レ神とあるが如く、汎く神怪の物を指して云ふ、出宇宙、天地四方を宇と曰ひ、古往今來を宙と云ふ、此にては唯世界と解すべし、彎繁弱、彎は牽なり、ヒクと訓ず、繁弱一に蕃弱に作る、もと夏の時代の良弓の名、因りて弓名となす、滿白羽、滿は滿引なり、弓を一杯に引きて箭鏃を盡すを滿と云ふ、白羽は白羽を以て箭とす、故に白羽と云ふ、射游梟、游は游動なり、梟は惡鳥の名、一說に梟羊なり、怪獸の名、淮南子の注には山精と云へり、又梟羊は嘄陽と通じて狒々と

の名、然れども河東の聞喜にありて、上林苑の地にあらず、故に顏注に三聚の山なりと云へり、乃ち三峰聚の山を云ふ、磧歷之坻、磧歷は不平の貌、坻は音テイ、阺と通ず、坂なり、水中高處の砥は音チ、混ずべからず、徑陵、徑は漢書に徑に作る、直度を徑と云ふ、卽ち直徑に渡ること、厲水、厲は渡なり、釋水に以衣涉水繇帶以上曰厲と、又說文に履石渡水也とあり、椎蜚廉、椎は擊なり、漢書に推に作る、說文に推排也とあり、今之を用ふ、蜚廉は一に龍雀と名づく、鳥身鹿頭にして、善く走る動物なり、弄解豸、解豸は鹿に似て一角ある獸、人君の刑罰、中を得るときは、朝廷に生じ、不直の者に觸るゝを主どると云ふ、格蝦蛤、格は擊殺なり、蝦蛤は猛獸の名、鋋猛氏、鋋は小矛なり、猛氏は獸の名、熊に似て小、毛淺くして光ありと云ふ、羂騕褭、羂は綸にて繫ぐこと、騕褭は神馬なり、金喙赤色にして一日に萬里を行くと云ふ、射封豕、封は大なり、封豕は大豬なり、又封豨とも云ふ、象を吞み三年にして其の骨を出すと云ふ、解脰、脰は項なり、ウナジと訓ず、

於是乎乘輿彌節裴回、翱翔往來、睨部曲之進退、覽將率之變態、然後浸潭促節、儵敻遠去、流離輕禽、蹵履狡獸、轊白鹿、捷狡兔、軼赤電、遺光耀、追怪物、出宇宙、彎繁弱、滿白羽、射游梟、櫟蜚虡、擇肉後發、先中命處、弦矢分、藝殪仆、

【講義】此れより又校獵の實際を陳べて曰く、是に於てか乘輿天子の召さるゝ車は節を止めて一時其處を徘徊し、翺り翔りて往き來をなし、各部曲が進退の整否を斜めに見詰め、將帥が懸引きの變化の成態の巧拙を覽取し、然る後に浸潭と漸々に又節を促し進め、儵敻として忽ち速かに遠く行き去りぬ、而して何を爲すかと云へば、素早く飛べる禽鳥を流離して困め、狡猾なる走獸を蹵履して踏み付け、白き鹿を車軸

蒙鶡蘇、絝白虎、被豳文、跨野馬、陵三嵕之危、下磧歷之坻、徑陵赴險、越壑厲水、椎蜚廉、弄解豸、格瑕蛤、鋋猛氏、罥騕褭、射封豕、箭不苟害、解脰陷腦、弓不虛發、應聲而倒、

【講義】 此れより險隨の地を陵ぎ犯して奇獸を獵りすることを陳べて曰く、斯くして何をか爲すかと云はゞ貔豹を生捕りにし、豺狼を組打ちにして取り、熊羆を手取りにして捕へ、野羊を足にて蹴仆して取り、鶡蘇を覆ひ被りて冠りとし、白虎の皮を袴とし、彬々と文ある服を被り、野馬の駿逸なるに跨り乘りて、三嵕山の危險を陵ぎ上り、磧歷と平坦ならざる阪路を下り、峻しき處を徑り、險しき處に赴き、壑を越え、水を帶を高く揭げて渡り、蜚廉の善く走れるを推し排き、解豸の正直なるものを弄び、猛獸の瑕蛤と名づくるものを格にし、同じく猛氏と名づくるものを鋋の小矛にて突き、同じく騕褭と名づくるものを羅にして繫ぎ、封豕と名づくるものを射擊し而もその放てる箭は無闇に物を害はず、必ず急處を狙ひて項を眞二つに解き放し腦を凹まし、又弓も虛しく無益に發たず、必ず弦の聲に應じて禽獸は直ちに倒ると云ふ有樣にて、誠に命中美事なり、

【字解】 生貔豹、貔は一に執夷と名づく、虎の屬、又豹の屬と云ふ、生は生きながら取ること、凡そ猛獸は生得手搏を以て捕者の能事とす、故に生、手、足等の字を用ふる也、足野羊、野羊一に山羊と云ふ、又羱と云ふ、大角あり、又狀驢の如くにして羣行す、其の角、暑天塵露上に在りて草を生ずれども、載せて行くと云ふ、足は蹶蹈みて取ること、蒙鶡蘇、鶡は鳥の名、雉に似て、鬪ふときは死すとも退卻せざるもの、蘇は尾なり、蒙は其の尾を蒙りて冠となすなり、被豳文、豳は彬と通ず、漢書班衣に作る、皆同義、文ありて美しきこと、輿服志に虎賁騎、鶡冠、武文(卽ち虎文)單衣とあるは、卽ち此の豳文の衣なり、跨野馬、野馬は卽ち上文に云へる駒駼の異名、駿逸の馬なり、野生の馬を云ふにあらず、陵三嵕之危、陵は上なり、三嵕は山

亙り、恰も雲の布けるが如く雨の施し下るが如く、山とも云はず野とも云はず、全體に徧ねくして在らざるはなし、

【字解】　校獵、校は五校の兵を以て獵りをなす、故に校獵と云ふと、又校は闌校なり、木を以て相貫穿して禽獸を遮り止めて獵取するなりと、兩說あり、鏤象、象路なり、象牙を鏤めて飾りとなせる車、六玉虬、鑣勒を玉にて飾れる勢ひの良き馬を虬に見立てゝ玉虬と云ふ、虬は龍の屬なり、六とは六匹を以て車を輓かしむること、拖蜺旌、拖は曳なり、羽毛を折し五色を染め綴り合はせて旌とし、その模樣の虹蜺の氣に似たるものあるよりして蜺旌と云ふ、雲旗、熊虎の形を畫ける旗にて、雲氣に似たるよりして雲旗と云ふ、前皮軒、虎皮を以て軒に冒せて飾りと爲せる車なり、前は前驅也、宋史輿服志に「皮軒車漢前驅車也冒以二虎皮一爲レ軒取二曲禮前有二士師一則載二虎皮一之義上と、後道游、後は皮軒の後に次ぐなり、道游は道車、游車、共に車の名、文穎曰く、天子出道車五乘、游車九乘、在二乘輿車前一と、李善曰く、皮軒最居レ前、而道游次二皮軒之後一と、孫叔衞公、孫叔は太僕の公孫賀、衞公は大將軍衞靑を云ひ、共に作者現代の人を指せりと解する說あれども、孫叔は孫陽にして、衞公は衞莊公なり、共に古代名御の人を取り、比擬して云ふとの說を可とす、扈從橫行、扈は使なり、扈從は駕に從うて使令に供する者なり、後世供奉を扈從と云ふは此の句より始まる、橫行は、中道に由りて行かずして旁出するを云ふ、出乎四校之中、文穎曰く、凡五校、今言二四校一者、一校隨二天子乘輿一也と、王先謙曰く、校部也、衞靑傳顏注、校者營壘之稱、故謂二軍之一部一爲二一校一と、此の說に依れば、此の四校は當時武帝の狩獵に供奉せる四部の軍隊を云ふ、鼓嚴簿、嚴簿は森嚴なる儀衞を云ふ、蔡邕が獨斷に、天子出、車駕次第謂二之鹵簿一と、五經精義に、車駕行、羽儀雙導、謂二之鹵簿一自二秦漢一始有二其名一と、鼓は鼓を擊ちて命令を傳ふるなり、江河爲陸、禽獸を遮り止むる圍陳なり、泰山爲櫓、櫓は望樓なり、ヤグラと訓ず、隱天、隱は殷なり、殷は震と云ふが如し、陸離、分散なり、湼々裔々、共に行く貌、既に上の子虛の賦に見えたり、

生二貔豹一、搏二豺狼一、手二熊羆一、足二野羊一、

宮の女官は既に備具して、御用のあらんことを待ち居れり、

【字解】 數千百處、多きは數千處、少きは百處と云ふ意、百官備具、行く先きに供具の皆足りて遺憾なきを云ふ、宮宿館客、客の字、漢書に舍に作る、舍は止なり、左傳に一宿爲舍とあり、○方虚齊曰く、此處將上面結住、以下從天子遊幸苑中寫、乃上下文分界處と、

於是乎背秋涉冬、天子校獵、乘鏤象、六玉虯、拖蜺旌、靡雲旗、前皮軒、後道游、孫叔奉轡、衛公驂乘、扈從橫行、出乎四校之中、鼓嚴簿、縱獵者、江河爲阹、泰山爲櫓、車騎靁起、隱天動地、先後陸離、離散別追、淫淫裔裔、緣陵流澤、雲布雨施、

【講義】 此れより天子が苑中に狩獵せらるゝ事を陳べて曰く、是に於てか秋よりして冬に涉り、天地肅殺の氣に乘じ、天子試獵せらる、その行列は鏤象の車に乘られ玉虯の馬を六頭竝べて引かしめ、虹蜺に似たる模様ある旌を長く曳かし、雲氣に似たる模様ある旗を傾け靡かし、虎皮を飾りに付けたる皮軒の車を前驅とし道車、游車の二車を後に備へ、昔しの御者の大名人孫叔にも比すべき御者が恭しく轡を奉じて馬を使ひ、又此れも昔しの衛公に比すべき御者が陪乘となり、扈從橫行とて陛下に供奉して大威張りに行きて、四校乃ち四個の部隊の中より出で、嚴簿乃ち森嚴なる儀衛の中に於て鼓を撃ちて進擊を令し、狩獵者を縱ちて上に列擧せる動物を射取らしむ、その獵域を云へば、獵場の廣遠なることは、江河を以て禽獸を遮り止むる阹と定め、泰山を以て物見の櫓となし、到底區々の人工の及ぶ所にあらず、其の中に於て車騎は雷の如く烈しく聲を立てゝ起り、其の響き天を震はし地を動かし、或は先に或は後に、陸離と不規則に分散し離れ散りて、各々別々に追ひ驅けて、淫々裔裔と長く續きて丘陵に緣り傳はり、卑き叢澤に流れ

と云ふ、蜩は神異經に西方深山有レ獸、毛色如レ猴、能緣二高木一、其名爲レ蜩とあり、即ち是れなりと、蠷蝚、山海經に皋塗山下有レ獸似レ鹿、馬足人首四角、名爲レ蠷、即ち是れなりと、蟖胡、獸の名、沈欽韓曰く、寰宇記引二郡國志一曰、僰道有レ獸、名二蟖胡一、似レ猿而足短、一騰一百五十步、如二迅鳥之飛一、取二其皮一爲二狐白之用一と、縠蛫、縠は白狐の子、蛫は索隱に姚氏の說を引きて曰く、案中山經即公山有レ獸、狀如レ龜、白身赤首、其名爲レ蛫と云へり、今案ずるに、此の節玄猨以下大概猴類に就き其の種類を區分して云へるに過ぎず、王先謙は上の蠷蝚の蝚を猱の假借とす、猱は即ち猿の蠝屬とし、又陸機の說に老者爲レ玃、長臂者爲レ猿、猿之白腰者爲二蟖胡一、猨駿二速於獮猴一とあるを引きて、是れ猱と猨玃獮胡と同類にして異物となせり、翩幡、翩り動く貌、夭蟜、勢ひを振つて活動すること、枝格、木の高くして長き枝を格と云ふ、偃蹇、頑然として止まること、杪顚、枝の上端なり、隃絕梁、隃は踰と通ず、絕梁は斷橋なり、騰殊榛、騰は跳躍なり、殊榛は殊に簇り叢れる木、又は特立せる株枒なり、捷垂條、捷は接と通ず、手に直下に持つこと、垂條は懸垂せる枝なり、踔稀閒、踔は跳なり、遠く騰る貌、牢落、陸落なり、空曠なる意味、陸離、參差あること、爛漫、飛散の意味に解すべし、顏師古、牢落以下の八字を解して曰く、言二其聚散不一レ恒、離亂移徙一也と、郭璞曰く、奔走崩騰狀也と、

若此輩者數千百處、嬉游往來、宮宿館客、庖厨不レ徙、後宮不レ移、百官備具、

【講義】上擧の如く述べ來りしを、直ちに天子校獵の事に筆を向けては餘りに突出的になれば、先づ此の處にて數句を下して上文を結束して曰く、上に陳べたる類の如き者、此處彼處と數ふるときは、百乃至數千の多き箇處なるが、それが互ひに嬉遊して往き來をなし、上文に擧げたる離宮に宿り別館に舍り、而して其の宮館には、到る處夫れ夫れに一切の設備が個別に備り整ひて居り、飲食を供ずる庖厨も一々行く先きに徙すに及ばず、御用を給すべき後宮の女官たちも一々に移らずして、毎宮各館に庖厨の人や後

冬夏常青、未ニ嘗凋落一、若レ有ニ節操一、故以名焉と、長千仭、八尺を仭とすと、又七尺を仭とすと、兩説あり、大連抱、其の大さ一人にて抱ふる能はざるを云ふ、夸條、夸は荂の省文、卽ち華の字なり、條は枝なり、葰茂、葰は大なり、攢立、攢は聚なり、叢倚、相互ひに倚ること、連卷、屈曲すること、累佹、佹は戾なり、漢書に欐佹に作る、欐は附なり、欐累は音相通ず、

於レ是玄猿素雌、蜼玃飛鸓、蛭蜩蠗蝚、螹胡豰蛫、棲ニ息乎其間一、長嘯哀鳴、翩幡互經、夭ニ蟜枝格一、偃蹇杪顚、於レ是乎隃ニ絕梁一、騰ニ殊榛一、捷ニ垂條一、踔ニ稀間一、牢落陸離、爛曼遠遷、

【講義】此れより木上の獸類に就いて云く、是に於てか黑き雄猿や白き雌猿、蜼や玃や飛鸓や、蛭蜩蠗蝚や、螹胡豰蛫の如き諸の怪獸は、苑中樹木の間に棲息し、長く嘯き哀れに鳴き、翩幡とひるがへりて、相互ひに入れ違ひて經過し、枝や格卽ち長き枝に夭蟜と頻りに伸び上り、杪顚に偃蹇と頑張り、共に種々の游戲を演ず、是に於てか絕梁斷橋を踰え渡り、殊榛殊に鬱茂せる叢木に騰り上り、垂れ下れる枝條に取り持ち、稀薄なる樹間に身を投げ付け、牢落陸離とばらばらして、出でたり入りたりして不揃ひに、爛漫遠遷と亂れ崩れつ遠く遷り動きて、何れもそれ相當の活動をなせり、

【字解】玄猿、玄は黑なり、素雌、素は白なり、上は色に物名を配して玄猿と云ひ、此れは色に物性を合はして素雌と云ふ、卽ち共に互文法と知るべし、蜼玃、蜼は母猴に似て而も仰鼻にして長尾なる獸の名、玃は獮猴に似たる獸、色蒼黑にして能く人を攫搏す、故に玃と云ふ、抱朴子に獮猴壽八百歲變爲レ猿、猿壽五百歲變爲レ玃と云へり、飛鸓、飛鼠なり、其の狀兎の如くにして鼠首、其髯を以て飛ぶと云ふ、又蝙蝠に似たる獸とも云ふ、蛭蜩、張揖は蛭蟣也、蜩蟬也と云へども一說に、蛭は卽ち蠪蛭にして、山海經に鳧麗之山有レ獸焉、名曰ニ蠪蛭一とあり、狐の如くにして九尾あり、虎の如き爪あり、呼ぶこと小兒の如く、人を食ふ

幡纚、紛容蕭蔘、旖旎從風、瀏莅芔吸、蓋象金石之聲、管籥之音、柴池茈虒、旋環後宮、雜遝累輯、被山緣谷、循阪下隰、視之無端、究之無窮、

【講義】此れより更に樹木に就きて陳べて曰く、沙棠、櫟、櫧、華、氾、檘、櫨、留、落、胥餘、仁頻、幷閭、欃檀、木蘭、豫章、女貞の諸樹あり、長さ千仞、大さ幾抱へもあり、華や枝は互ひに氣が相通ひて暢達し、實と葉は共に蕃殖して大いに茂り、聚り立ち叢り倚り、樹の枝、連卷累佹とて、連り卷き附きて、又互ひに累り戻り、崔錯癹骫とて、衆く盛んにして蟠り拗れ、阬衡閜砢とて、互ひに張り合ひて負け劣らずして開き廣がり、垂れ下る條枝は、扶疏と四方に布き張り、落ち散る英は、幡纚と、飛び揚り、紛容蕭蔘とて、枝振盛んにして獨立の模樣を見はし、又旖旎從風とて婀娜めきて風に靡き從ひ、瀏莅芔吸とて、風が木に當りて清らかなる音響を發せるは、蓋し音樂の鐘磬を奏する聲や、管籥の豎笛橫笛を吹く音に象り似せ、柴池茈虒とて、高低不整則に後宮を旋り環り、雜遝累輯とて、相因り相重なりて、山に被りて一面となり、谷に緣り傳はり、阪路に循ひ沿うて隰に下る、之を視るに何れよりと一定の起端無く、之を推し究むるに亦窮り果て無く、乃ち見渡す限り、全體一面に廣がりて端際限無きなり、

【字解】沙棠、棠の一種、黃華赤實、李に似て核なし、味美なるもの、櫟櫧、櫟は果の名、櫧は其の實橡子に似て小と云ふ、華氾、華は樺と同じ、氾は漢書に楓に作る、檘櫨、共に樹の名、檘は檗と同じその皮黃色の染料となる、櫨は無患木とも云ふ、亦黃色の染料とすべし、留落、留は劉と同じ、又榴に作る、劉は樹の名、その實大さ李の如く、三月花苞仍連して實を着け、七八月熟す色黃にして其味酢と云ふ、落は檴落なり、亦樹の名、即ち椰子樹なりとも云ふ、胥餘、シュロに似たり、仁頻、檳榔、幷閭、シュロ、欃檀、檀の別名、王先謙曰く、索隱引皇覽云、孔子墓後、有欃檀樹云と、豫章、楠木なり、前に見ゆ、女貞、樹の名、顏師古曰く、

げ、紫色の莖は風に搖られ、紅なる華を開き、朱き榮を挺んで秀で、其の色は煌々扈々として、何れも光り盛んにして、鉅いなる野を照らし耀かせり、

【字解】盧橘、果樹の名、師古曰く、盧は黑なり、索隱に廣州記を引きて曰く、盧橘皮厚、大小如二甘酢一、多九月結レ實、正赤、明年二月更青黑、夏熟と、晉灼曰く、此雖レ賦二上林一、博引二異方珍奇一、不レ係レ於レ一也と、王先謙曰く、左思三都賦序云、相如賦二上林一而引二盧橘夏熟一、考二之果木一、則生非二其壤一、故晉灼云レ然と、黃甘、橘の屬、味精と云ふ、橙楱、橙は柚なり、楱は小橘なり、枇杷、燃柿、燃は音ゼン、果の名、酸小棗なり、楟榛、果の名、山梨なり、厚朴、果の名、本草圖經に、厚朴廣雅謂二之重皮一、春生レ葉如二檞葉一、四季不レ凋、紅花而青實、皮極鱗皺而厚と、梬棗、柹に似たる果、楊梅、果の名、穀子に似て核ある實を生ず、櫻桃、果の名、蒲陶、蒲萄なり、隱夫、王先謙曰く、隱は檃の省文、說文に檃は栝なりとあり、廣雅に曰く、栝は柏なりと、又曰く、夫は柭の省なり、木の名、管子地員篇に、五沃之土、桐柞栟櫟とある柭なりと、鬱棣、鬱、漢書に薁に作る、師古曰く、今之郁李也と、棣は常棣なり、陸機云く、以レ李而小如二櫻桃一正白と、王先謙曰く、此棣即常棣、薁即唐棣也と、榙㯓、李に似たる果樹、荔枝、晉灼云く、荔枝大如二雞子一、皮麤、剝二去皮一肌如二雞子一、中黃、其味甘多酢少と、廣志に云く、樹高五六尺、如二桂樹一、綠葉、冬夏青茂、有レ華朱色と、荔或は離に作る、按ずるに、此れ又上林苑中の產にあらず、南方交趾より移し來るもの、其事、評林本の焦竑が說に見えたり、文長ければ略す、羅乎後宮、羅は羅と同じ、列なり、貤丘陵、貤は音シ、延なり、一說に次第に重なること、扤紫莖、扤は音コツ、動なり、不安なり、秀朱榮、榮は華なり、爾雅釋草に、木謂二之華一、草謂二之榮一とあり、煌々、光ある貌、扈々、光彩の盛んなること、鉅野、鉅は大なり、

沙棠櫟櫧、華氾檘櫨、留落胥餘、仁頻并閭、欃檀木蘭、豫章女貞、長千仞、大連抱、夸條直暢、實葉葰茂、攢立叢倚、連卷累佹、崔錯發骫、阬衡閜砢、垂條扶於、落英

の行動する貌、箱は一に廂に作る、夾室の前堂也、ヒサシと訓ず、東箱は堂の東方の箱なり、東方は五行を以て云へば木にして青色に當る、故に特に青龍を云へり、象輿、一に象車と云ふ、德流則山出二象車一、山之精瑞也と張揖が說に見えたり、乃ち一種の山より出づる瑞氣也、韓非子の十過篇にも、黃帝合三鬼神於二泰山之上一、駕二象車一の文あり、婉蟬於西清、婉蟬、漢書に婉僤に作る、蜿蟺、宛延、亦皆同じ、行動の貌、西清は西箱中の清淨なる處なり、靈圄、仙人の名、虎身にして九尾、人面にして虎爪なる者なりと云ふ、燕於閒觀、燕は休息なり、閒は閑と同じ、偓佺、仙人の名、松子を食ひ、眼の方なるものと云ふ、暴於南榮、暴は音ボク曝と同じ、榮は屋檐なり、槃石振崖、振は音シン、整なり、崖は水涯なり、嶔巖、深險なる貌、嵳峩、嵯峨と同じ、峻しく高きこと、礁礫、山の高きこと、此にては石の高きを形容したるなり、玫瑰、上に見ゆ、碧琳、上に見ゆ、珊瑚、珊瑚樹なり、郭璞曰く、生二水底石邊一、大者高可二三尺餘一、枝格交錯、無レ有レ葉と、瑉玉、玉に次ぐ石なり、旁唐、唐一に碭に作る、文石なり、又盤礴を云ふとの說あり、旁は大なりと、璸斒、文理ある貌、漢書に玢豳に作る、義同じ、豳は邠と同じ、邠は文の盛んなる貌、赤瑕、赤玉なり、駁犖、駁雜にして光輝あること、雜臿、臿は一に遝に作る、遝は重なること、垂綏、美玉の名、琬琰、美玉の名、和氏、卞和の璧を云ふ、既に上に見えたり、

於レ是乎盧橘夏孰、黃甘橙楱、枇杷橪柿、楟柰厚朴、梬棗楊梅、櫻桃蒲陶、隱夫鬱棣、榙㯚荔枝、羅二乎後宮一、列二乎北園一、貤二丘陵一、下二平原一、揚二翠葉一、扤二紫莖一、發二紅華一、秀二朱榮一、煌煌扈扈、照二曜鉅野一、

【講義】此れより苑中の草木果實を陳ぶるに、先づその果實に就いて云く、是に於てか盧橘の果實は夏時に成熟し、黃柑や橙楱や枇杷や橪柿や楟柰厚朴や梬棗楊梅や櫻桃蒲陶や隱夫鬱棣や榙㯚荔枝やの種々の物が後宮奥向きに羅り、北園に列り、或は丘陵に長く延び、或は平原に下り垂れ若々しき翠葉を高く揚

卽ち流星は宮中の小門なる閨闥を歷過ぎ、宛虹卽ち屈曲せる虹は宮殿の欄間に申ね加へて長く曳けるかと疑はる、青龍降りて東箱卽ち東の間室に蚴蟉と威勢善く動き、象輿卽ち一種不可思議なる山雲は西淸卽ち西の間室に蜿蟬と匍ひ動き、流石に神聖的に良き場處なるが故に靈圉と名づくる仙人は閑靜なる館に天降りて燕息み、偓佺と名乘れる仙人達は、南榮卽ち日當りの好き南の檐下にひなたぼこりをなせり、めでたく甘き醴泉は淸室の中に於て地より湧き出でて通り、流るゝ川となりて庭の中央を過ぎ行き、磐石は流水の過ぐる崖下に聚めて、緻密に整頓せられて泥土の侵濁、水の漏泄を防ぎ、その狀態地勢の高低に隨ひて上下すれば、其の低き處は恰も嵚巖とて深き巖は物にもたれて傾くが如く、其の高き處は嵯峨礁礫とて高大なる山が高々と立ち、倚又刻削崢嶸とて、峻しく刻み削りたるが如くに聳え峙てり、かかりければ其の處に生ずる產物を云へば、玉に似たる石の玫瑰と云ふもの、碧琳や珊瑚樹が叢り生じ、玉に次げる寶石の瑤玉や旁唐や璸斒や文磷、又赤玉の赤瑕など、其の間に駁犖雜厠して駁らくに光りて雜はり重なりて居り、歷史上に著名なる朝采や琬琰や和氏の璧やは、何れも今は此の上林苑の中より出づる勢ひにて、寔に早や言語に形容すべからざる盛大の事なり、

【字解】彌山跨谷、彌は滿なり、跨谷は、谷間の卑き處は宮館を支ふるが爲に架橋を設けて兩岸に渡すこと、高廊四注、屋の四周を廊と曰ふ、四注は四方へ垂れ下ること、重坐、重なれる軒を云ふ、曲閣、上下の二重道を閣道と云ふ、曲閣は曲轉せる閣道、華榱、彫飾を施せる榱なり、榱は音スヰ、椽なり、タルキと訓ず、璧璫、玉璧を榱頭に當てゝ飾りとせるもの、又璧を以て瓦に當つるなりとの說もあり、纚屬、纚の如くに連屬すること、纚は纖絲なり、步櫩、閣道下の步廊なり、夷嵏、夷は平なり、嵏は音ソウ、山の名、巖窔、窔は音エウ、幽深なり、俛杳眇、俛は俯と同じ、杳眇は音エウ、杳眇は視ると遠き模樣なり、仰攀橑而捫天、橑は椽なり、捫は手摸なり、なづること、奔星更於閨闥、奔星は流星なり、更は歷なり、閨闥は宮中の小門、宛虹、屈曲せる虹なり、拖於楯軒、拖は申加なり、楯は軒の蘭板なり、又欄檻なり、青龍蚴蟉於東箱、蚴蟉は蚪龍

字、說文に驘驢父馬母、從馬贏聲とあり、

於是乎離宮別館、彌山跨谷、高廊四注、重坐曲閣、華榱璧璫、輦道纚屬、步櫚周流、長途中宿、夷嵏築堂、纍臺增成、巖突洞房、俛杳眇而無見、仰攀橑而捫天、奔星更於閨闥、宛虹拖於楯軒、青虯蚴蟉於東箱、象輿婉蟬於西清、靈圄燕於閒觀、偓佺之倫暴於南榮、醴泉涌於清室、通川過乎中庭、槃石裖崖、嶔巖倚傾、嵳峩磼礏、刻削崢嶸、玫瑰碧琳、珊瑚叢生、瑉玉旁唐、璸斒文鱗、赤瑕駁犖、襍臿其間、垂綏琬琰、和氏出焉、

【講義】此れより苑中宮殿の一斑を陳べて曰く、是に於てか離宮別館の壯大なることは山に滿ち、谷間の低き處は架け橋を以て之を支へ跨らし、高き廻廊は四注とて四方へ屋根を葺き下し、重なりたる軒、華やかに彫刻を施したる榱、璧を代用にしたる瓦あり、輦車に乘りて往來する閣道は、纚屬とて冠りの纖絲の如く囘環して連屬し、閣道下の步廊は、週り廻りて流れの如くに行き、其の長途は到底一日に行き盡すべからずして、中途に宿して始めて到達するを得べし、嵏山を切り崩して平らかにし其の上に堂を築き、累ね築き上げたる臺は、段々と下層より築き增して成し、巖突と巖の奥深き底に室を造りて、臺上へ潛かに通ふべくしたる室、洞房とて洞中の房あり、首を俯して下を瞰へば、杳眇と、はるかにしづかにして物を見る無く、首を仰ぎて橑を攀ぢて上れば、高き天に接近して手にて天を摸つるべく思はる、寔にその深さは測られず、其の高さ亦極めて非常なる者なり、奔星

凍りもせずして、波を打ちて躍らせり、さて又此れより聊か其の地に棲息せる獸類を擧げんに、則ち犣旄や貘犛や、沈牛や麈麋や、赤首圜題や、窮奇象犀などと云ふ各種の動物あり、其の北方は亦南方と反對に寒く、陸は盛夏土用中にても地氣寒ければ凍を含みて凝り、爲に土地を裂き、水の中は堅き氷を渉り、衣を褰げて徒渡りをなすべし、其の土に棲息せる獸類は則ち麒麟や角端や騊駼や橐駝や、蛩蛩驒騱や、駃騠驢騾の如きものあり、

【字解】 縝紛軋芴、縝紛は衆くして盛んなること、軋芴は緻密なること、共に餘り物がみつしりとして分ちの付かざる意味也、芒芒、茫々と同じ、恍忽、心が失ひ眼が迷ふ意味、察之無崖、崖、漢書に涯に作る、涯は畔なり、東沼、沼は池なり、西陂、文選の注に漢宮殿簿を引きて、長安有㆓西陂池㆒、有㆓東陂池㆒と云へり、犣旄、犣は獵に作るべし、説文に猛獸也とあり、旄は旄牛なり、又犛牛、犎牛に作る、亦猛獸の名、貘犛、貘は熊に似て黄黑色の獸、犛は旄牛の類、沈牛、水牛の屬、文選の注に南越志を引きて曰く、潛牛形角似㆓水牛㆒一名㆓沈牛㆒と、麈麋、麈は麕の屬、急就篇顔注に、麈似㆑鹿而大、一角、談說者飾㆓其尾㆒而執㆑之、以爲㆑儀と、麋は鹿に似て大なり、冬至に角解く、目上に眉あり、因りて以て名とすと云ふ、赤首、獸の名、東山經には、其狀如㆑狼赤首鼠目、其音如㆑豚、名曰㆓獦狚㆒とあり、中山經には、其狀如㆑龜、而白身赤首、名曰㆑蛫、是可㆓以禦㆑火とあり、此にては二者未だ何れを指すを知らずと、王先謙は云へり、圜題、圜は圓と同じ、題は額なり、然れども額は圓ならざるものなし、別に名となすに足らず、宜しく蹄に作るべし、音を以て誤る、圜蹄は麒麟を指す、漢書武紀の注に麟麕身、牛尾馬足、黄色圜蹄と、又相如下文に麒麟を言ふに因りて、故に文を變じて圜題とし、赤首と相對擧せり、此れも下文と南北地の相異あれば、一物を兩擧するも妨げなしと以上王先謙の說に依る、麒麟、雄を麒と云ひ雌を麟と云ふ、角䚟、獸の名、猪に似て鼻上に角あるもの、説文に䚟角䚟、獸也とあり、騊駼、馬に似たる獸、蛩蛩、獸の名、既に上に見ゆ、驒騱、動物の名、一に靑驪と云ふ、白鱗にして鼉の如き文あり、駃騠、馬父驘母の間に生る馬なり、孟康曰く、駃騠駿馬、生七日而超㆓其母㆒と、驢騾、騾、漢書に驘に作る、共に驘の俗

名、皆十月生ずと云ふ、茈薑艸の名、薑はシヤウガと訓ず、紫色のものを茈薑と云ふ、蘘荷、艸の名、メウガ、葴橙、艸の名、若蓀、草の名、鮮支、一に燕支と名つく、崔豹が古今注に燕支、葉似薊花如蒲公英、出西方、土人以染名爲燕支、中國人謂之紅藍、以染粉爲面色、謂爲燕支粉、黃礫、艸の名、李慈銘曰く、燕支以染紅黃、礫以染黃と、蔣芧、蔣は菰なり、芧は三稜なり、共に水邊に生ずる艸の名、靑薠、艸の名、既に上に見ゆ、布濩布澤、閎濩は布遍なり、閎は大なり、太原、廣原なり、麗靡廣衍、相連りて絶えざること、衍は崖岸なきなり、郁々斐々、斐、漢書に菲に作る、菲は芳なり斐は文なり、肸蠁布寫、肸は音キツ、説文に響布也とあり、響の布き渡ること、蠁は説文に知聲蟲也とあり、此の蟲、他より聲入れば、卽ち速に知りて之に應ず、故に以て香氣の靈感して微に通ずるの義に喩ふ、寫は瀉と通ず、吐なり、晻薆苾勃、晻は音アン、一に馣馤と云ふ、音義共に同じ、説文に香氣奄藹也とあり、苾勃、漢書に咇茀に作る、又馦馞に作る、亦同じ、四字共に芳香の盛烈なることを云ふ、

於是乎周覽泛觀、瞋盼軋沕、芒芒恍忽、視之無端、察之無崖、日出東沼、入於西陂、其南則隆冬生長、踊水躍波、獸則㺎旄貘犛、沈牛麈麋、赤首圜題、窮奇象犀、其北則盛夏含凍裂地、涉冰揭河、獸則麒麟角䚢、騊駼橐駝、蛩蛩驒騱、駃騠驢騾、

【講義】是に於てか周く覽し泛く觀して、苑中の模樣を見るに、如何にも宏遠なることは、瞋盼軋沕として、何れも見渡す限り分明にすべからず、芒々恍忽と茫然とうつとりとして、苑中を視るに何れから始まると云ふ起端なく、又察するに何れが果てと云ふ崖無し、日は毎朝東方の沼池より升り出でて、毎暮西方の池陂に沈み入り、其の南方は暖氣にして、隆冬極寒にも春の如く、艸木が生長し、地下より涌き出づる水は

被以江離、糅以蘼蕪、襍以流夷、尃結縷、攢戻莎、揭車衡蘭、稾本射干、茈薑蘘荷、葴橙若蓀、鮮枝黃礫、蔣苧青薠、布濩閎澤、延曼太原、麗靡廣衍、應風披靡、吐芳揚烈、郁郁斐斐、衆香發越、肸蠁布寫、晻曖苾勃、

【講義】 尙陸地所產に就いて云へば、亭皐卽ち平らかなる岡は千里も長く續き築かれて平らかならざるは無く、而もそれを恰も手にて物を掩ふが如くに綠色の薰艸を一面に生し、衣服を身に被るやうに江離の芳艸を滿遍なく植ゑ、其の中に採ふるに蘼蕪の青艸を以てし雜ふるに流夷の香草を以てし、白茅の一種なる結縷と名づくる艸を敷き詰めたるが如くに隙なく生じ、戻莎と名づくる染艸を攢め蓄らし、揭車や衡蘭や稾本や射干や茈薑や蘘荷や葴橙若蓀や鮮枝黃礫や蔣苧青薠などと名づくる諸艸は宏大なる澤に布遍し、太原卽ち建原に延び蔓り麗靡廣衍とて長く續き廣がり布きて吹き來る風につれて披き靡き、芳氣を吐き散らし酷烈なる臭を揚げ、郁々と香しく斐々と文ありて、衆多の香氣發越射散し、肸蠁布寫とて風に吹かれて經過せる草木の薰りが人心に布き瀉がれて、晻曖苾勃と何とも言ひ得ざる香氣の盛んなることを感染せり、

【字解】 亭皐、亭は平なり、皐は岡なり、靡不被築、靡は無なり、被築は、人工を以て築き上げて平岡となりしを云ふ、綠蕙、蕙は香艸の名、蘭の一種、江離、文選に離を蘺に作る、香草の名、蘼蕪、艸の名、襍以流夷、襍は雜なり、流夷は漢書に留夷に作る、又辛夷と名づく、香艸の名、尃結縷、尃は布の古字、結縷は草の名、白茅に似て蔓聯して生ず、布とは種うること、攢戻莎、攢は聚なり、戻莎は草の名、紫色の染料となるもの、又色濃綠にして形戻り、綠色の染料となる、其の戻らざる者を綠莎と名づくと云へり、揭車、艸の名、味辛にして高さ數丈、白花開くと云ふ、衡蘭、已に上に解せり、稾本、香艸の名、白芷の類、射干、亦香艸の

して突起して平らかならず、水其の間に注ぎ、溪に灑ぎ谷に通じ、屈折せる溝瀆あり、その溪谷の狀は、谽呀と大口を一杯に開きたるが如くにし、豁閜と其の中は空虛なり、阜や陵や、乃ち小阜、大阜と水中に在る別れ〱の小島は、崴磈㟪瘣と何れも共に高く峻しく、丘墟は崫礨と堆くして平坦ならず、隱轔鬱𡾰と尙又堆く平坦ならずして、阪路を登り降りは施靡と連なり延きて、仲々に長し、陂池貏豸と何れも漸々に降り漸々に平坦にして、溪谷の間を流るゝ水は允溶淫鬻とて盛んに流れ盈ち溢れ、又山路は散渙夷陸とて次第々々に展開して平坦に廣やかなり、

【字解】 巃嵸、聳え高きこと、崔巍、山の高き貌、嵯峩、同上、嵾嵳、參差と同じ、齊しからざること、九嵕、巀嶭、共に山の名、南山、山の名、終南山の略稱、峩々、山の高き貌、巖陁、巖は峻しき巖なり、陁は平らかなる阪を云ふ、甗錡、甗は甑なり、コシキと訓ず、錡はもと三脚ある釜なり、山の形狀、或は甗の如くに上は大にして下は小なるあり、或は錡の如くに嵌空(ナカノウツロ)なるあるを云ふ、摧崣、崣は㟪と通ず、摧崣は乃ち摧㟪にして、㟪摧の倒文なり、莊子の山林之畏佳の畏佳と同じ、皆音を以て相通ず、乃ち艸木の蓊(シゲ)れる處、崛崎、亦崎嶇の倒文なり、又音を以て相通ず、崎嶇は山路の平らかならざるなり、振溪通谷、振は張揖曰く拔なり、水の川に注ぐを溪と曰ひ、溪に注ぐを谷と曰ふ、郭璞曰く、振猶灑之也と、蹇產溝瀆、蹇產は屈曲也、李善曰く、言下山石收二斂溪水一而不中分泄上と、谽呀、口大いなる貌、豁閜、閜は音カ、空虛なり、崴磈㟪瘣、共に高峻なる貌、丘墟、共にヲカと訓ず、崫礨、堆壟ありて平らかならざること、隱轔鬱𡾰、同上、此れ重複の語を用ひて文意を厚くし語氣を重くしたるなり、登降施靡、登降は高下を云ふ、施靡は連延なり、陂池、池は陁と通ず、音タ、陂陁は阪路なり、貏豸、漸く平らかなる貌、貏豸共に動物の名、又水の游衍なり、王先謙曰く、豸背隆長、此二字以レ蟲喩二山形一、言二其漸卑而隆長一也と、允溶、水の盛んに流るゝこと、淫鬻、水の浸み入ること、散渙夷陸、渙は解なり、夷は平なり、陸は廣く平らかなること、王先謙曰く、言下將レ至二平地一、水則允溶而淫鬻、山則散渙而夷陸上也と、姑らく此に從ふ、

亭皐千里、靡レ不レ被レ築、掩以二綠蕙一、

や鸘鴇や、鵁鶄鶡鸃や鮫鯖䴋目や、はた又煩鶩鷛鸈や鱵鳿鵁鶄や種々のものが、其の水上に羣り浮び、汎淫泛濫とぽん〳〵と自由に羣り浮び、又風に隨ひ澹淡と横はり無く素直にして波の動くと共に搖られ〳〵て、又草の生えて居る渚に掩薄と覆ひ止りて遊嬉し、菁藻の水艸を唼喋とついばみ、蔆藕を咀嚼とかみて樂めり、

【字解】　鴻鵠、オホトリ、鵠は雁の屬、鸘鴇、鸘は雁の屬、綠身の鳥、鴇亦雁の屬、後に趾なく、毛に文あり、ノガンと訓ず、鵁鶄、鵞鳥なり、鶡鸃、鳥の名、鴨に似て大に、長頸赤目にして色紫紺なり、又蜀玉に作る、鮫鯖、鳥の名、鳧に似て脚高く、毛冠ありて、火災を避くと云ふ、䴋目、亦鳥の名、鷺より大にして短尾、其の色紅白、深目、目旁の毛皆長くして旋ると云ふ、煩鶩、鴨の屬、鷛鸈、鳧に似て灰色、雞脚の鳥、鱵鳿、水鳥の名、鵁鶄、鵁は五位鷺の屬、鶄はウと訓ず、汎淫泛濫、何れも鳥が風波に任せて漂へる貌、掩薄水渚、掩は覆也、薄は集なり、渚は水中の小洲なり、唼喋、食を銜むこと、菁藻、菁は水草なり、藻は聚藻なり、モと訓ず、蔆藕、蔆は菱と同じヒシと訓ず、藕はハスと訓ず、蓮の根なり、

於是乎崇山巃嵸、崔巍嵯峩、深林鉅木、嶄巖㟥嵳、九嵕巀嶭、南山峩峩、巖陀甗錡、摧崣崛崎、振谿通谷、蹇産溝瀆、谽呀豁閜、自陵別島、崴磈嵔瘣、丘墟堀礨、隱轔鬱𡾊、登降施靡、陂池貏豸、沇溶淫鬻、散渙夷陸、

【講義】　此れより苑中の山に就いて云はんに、是に於てか崇高なる山は、巃嵸として高く、崔巍嵯峩として峻しく、深き林鉅いなる木は嶄然と尖り、高き巖は參差として高低不揃ひに峙てり、九嵕と名づくる山、又巀嶭と名づくる山、終南と名づくる山は峩々として高く、巖陀乃ち巖や岸際や、又其の中空虛にして宛も釜の足を立てたるが如き巖や、相互ひに重り〳〵て甗甑の如き峯は、何れも摧崣と草木が鬱然と

於是乎蛟龍赤螭、䱭䲛螹離、鰅鰫鰬魠、禺禺鱋魶、捷鰭擢尾、振鱗奮翼、潛處于深巖、魚鼈讙聲、萬物衆夥、明月珠子、玓瓅江靡、蜀石黃碝、水玉磊砢、磷磷爛爛、采色澔旰、叢積乎其中、

【講義】又苑中の水族の盛んなるを云へば、是に於てか蛟龍、赤螭の龍族、䱭䲛、螹離の如き、鰅鰫、鰬魠、禺禺、鱋魶の如き、各種の魚族が、鰭を捷て尾を掉ひ、鱗を振ひ翼を奮ひて、水の深處に潛まり居り、魚や鼈は讙しき聲を立てゝ跳ね、萬物衆多なり、海月は明月の如く蛤貝は珠子の如くに、江の湄に玓瓅ときらきらして耀き光り、蜀石、黃碝の珍石あり、水精は磊砢とごろ〳〵としてあり、磷磷爛爛として照り耀き、色彩の澔旰ときらきらかにして、其の中に叢り積れり、

【字解】蛟龍、蛟は龍の一種、ミヅチ、と訓ず、其の狀蛇に似て四足ありと云ふ、赤螭、角無き龍、又龍の子と云ふ、赤は其色なり、䱭䲛、共に鮪也、シビと訓ず、李奇曰く、周洛曰鮪、蜀曰䱭䲛、出鞏山穴中、三月溯河上と、鰅鰫、魟なり、ギヾと訓ず、鰬魠、鯉に似て大いなる魚、禺々、魚の名、鱋魶、漢書に魼鰨に作る、魼は鰈なり、カレヒと訓ず、魶は鯢魚なり、讙聲、譁なり、衆夥、夥は多なり、明月、海月、クラゲ、珠子、蚌なり、ハマグリ、玓瓅、的皪と同じ、キラメクこと、江靡、靡は湄に通ず、ホトリ、蜀石、玉に次ぐ石、黃碝、黃色の石、水玉、水精なり、水晶と同じ、磊砢、魁礨の貌、ごろ〳〵と、あちらこちらに在ること、磷磷爛爛、共に耀き光ること、澔旰、光澤ありて光ること、

鴻鷫鵠鴇、鴐鵝鸀鳿、鵁鶄鷃目、煩鶩鷛鸈、鷏鴜鵁鸕、羣浮乎其上、汎淫泛濫、隨風澹淡、與波搖蕩、掩薄草渚、唼喋菁藻、咀嚼菱藕、

【講義】さて又其の中の鳥族に就いて申さば、鴻鵠

滭浡は水の盛んに出づるを云ひ、滵汩は水勢の稍〻安平を得て流れ逝くを云ふ、湢測、相逼るヿと、漢書に偪側に作る、音通ず、泌瀄、水の相撃ち合ふヿと、轉騰、水の複り合うて過ぐること、潎冽、ベツレツと讀む、もと潎は水中に於て絮を撃つことなり、冽は水の淸なり、又方言に潎淸也とあり、蓋し絮を水中に撃てば、跳轉迸散して、淸冽尤も甚し、故に假りて橫流逆折の水容を形狀せるなりと、王先謙は云へり、滂濞、漢書には滂濞に作る、相通ず、滂は沛なり、水の盛んなること、濞は水の暴かに至る聲なり、沆溉、漢書に沆溉に作る、司馬彪曰く、沆溉徐流也と、王先謙曰く、猶言抗慨也と、穹隆、穹は高なり、雲橈、橈は曲なり、蜿灗、灗は音ゼン、漢書に宛潬に作る、展轉なり、又蜿蜒と同義にして、水勢の緜遠を云ふとの說あり、膠戾、邪めに曲れること、踰波、後波の前波を陵ぎて踰ゆること、趨浥、浥は溼なり窊み陷れる處、莅々、水聲なり、莅は音リ、下瀨、瀨は疾流なり、說文には瀨は水の沙上を流るゝなりとあり、批巖衝壅、批は撃なり、衝は衝と同じ、漢書には衝に作る、壅は擁に作る、曲隈なり、水流の入り込める處、犇揚、犇は奔の古字、滯沛、水の灑ぎ散ずる貌、又說文に滯は凝也とあり、凝滯して仍ほ沛然たるを云ふと、兩說あり、臨坻、坻は音チ、水中隆高の處、瀺灂、瀺は音ザン、灂は音サク、セフ、小水の聲なり、霣墜、霣は隕と同じ、湛々、シン〱と讀む、深き貌、隱々、盛んなる貌、砰磅、もと石の落つる聲、又雷の聲、此にては水の怒號するを云ふ、訇礚、磅砰と同じ亦もと石の聲を假りて云ふ、潏々、水の湧き出づるなり、淈々、水の出づる貌、湁潗、水の沸く貌、潏々以下、郭璞曰く、皆水微轉細湧貌と、汩急、急轉の貌、漂疾、漂は飄と通ず、疾速なるヿ、長懷、懷は說文に來也とあり、寂漻、漻は音レウ、淸深なり、肆乎永歸、肆乎は安かなる意、王先謙曰く、安然而長往也と、按ずるに歸は歸著の歸なり、長懷は水の來るを云ひ、永歸はその落ち着けるを云ふ、灝溔、水の際限なきこと、潢漾、潢は積水なり、深は長なり、水の盛んに積みて長く流るゝなり、翯乎、潔白なること、滈々、白くして光りあること、太湖、漢書に大に作る、たゞ大いなる湖と解すべし、必ずしも一定の處を指さず、衍溢、餘り溢るゝこと、陂池、漢書の注に江傍の小水とあり、

跳沫、汩急漂疾、悠遠長懷、寂漻無聲、肆乎永歸、然後灝溔潢漾、安翔徐徊、翯乎滈滈、東注太湖、衍溢陂池、

【講義】而して其の水は大石に觸れ當り、堆埼とて曲りて突き出でたる巖頭や堆高き沙岸やに激して、反動を起し、沸乎として沸き揚るやうに暴れ怒りて、勢ひ凄しく洶涌滂潰とて下より跳ね上り横合ひより相撃ちて、滭浡と盛んにして滵汩と疾く流れ、湢測と相迫り泌瀄と互ひに撃ち、横さまに流れ逆さまに折れ、轉騰と互ひに横に跳ねて瀫洌と相撃ちをなし、澎濞と水音を立て、沆瀣と徐に流れ、水勢の一起一伏は、乍ち穹然と高く上りて隆んなるかと思へば乍ち雲の如くに低く曲り又蜿蟺と長く遠く膠戾と拗れ曲り、後より打來る波は前きの波を乘り踰えて窊み陷れる浥地に赴き、莅々と聲を立てゝ瀨に下り、又東に巖を撃ち隈曲の壅を衝き奔りて揚り、又滯り凝りて水中に隆高なる坻と云へる場所に臨み壑に注ぎて、餘水が瀺灂と小響きをなして落墜するかと思へば、又湛々隱々と深く盛んにして乍ち砰磅訇磕と水聲凄しく音を立てゝ流れ、又復潏々淈々とごぼ〳〵と聲して川底より沸き出で、湁潗と沸き上りて、恰も鼎の湯が火に煎られて沸くが如し、其の內に又動的變化を呈して馳せ來る波は、白沫を跳ね飛ばし、汩急と急轉して、漂疾と疾く速かに流れ去り、又復悠々遠く長く來りて、寂漻とひつそりと鎭りて、聲だに無く、肆乎と安らかに永く不變的に落合ひ寄れり、然る後に灝溔と盛んに積み、潢漾と長く流れ、安らかに翔り、徐に回るが如くに水流鷹揚に廻轉し、翯乎滈々とて白く光り耀きて、東の方に流れて大いなる湖水に注ぎ入り、流石の大湖も受け容れかねて、附近の小川小池に充ち溢れ、何れも水に十分なりき、

【字解】穹石、穹は高なり大なり、堆埼、堆は曲岸の頭、沙阜を堆と云ふ、洶涌、水の跳ね起つることと、滂潰、潰音はハイ、一に滂沛に作る、漢書に澎湃に作る、皆同じ、水の相戾ると、卽ち洶涌は水の正面觀滂潰は側面觀に就いて云ふ、滭浡、ヒツボツと讀む、水の盛んに沸き出づる貌、滵汩、ヒツイツと讀む、安通の意、

り、

【字解】左蒼梧、蒼梧は、文穎曰く、郡の名、交州に屬す、長安の東南にありと、蒼梧の地理に關して種々の說あれども、今は略す、朱珔曰く、蒼梧雖レ近レ南、而在二長安一、對二兩極一言、自是左方、故文穎以爲二東南一、似レ宜二仍從二舊注一と、丹水更其南、更は歷なり、丹水は川の名、卽ち當時近畿弘農丹水縣にありとなせども、蒼梧、西極、紫淵、何れも遠方なるに獨り類せざれば、今吳仁傑の說に、山海經に南有二丹穴之山一、丹水出焉、而南流注レ于レ海とあるを援きて解せるを取る、右西極、西極は地名、爾雅に西至二于豳國一、爲二西極一と云へり、長安の西に在り、故に右と云ふ、霸滻、文選に灞滻に作る、共に川の名、涇渭、共に川の名、酆鎬、共に川の名、潦潏、潦一に澇に作る、潏は音ケツ、共に川の名、紆餘委蛇、紆餘は曲りて曠きこと、委蛇は委曲の貌、蕩々兮八川、蕩々は廣大なること、八川は上の涇渭霸滻酆鄗潦潏なり、馳騖往來、相互ひに入り錯りて往き來すること、騖は音ブ、直馳曰レ馳、亂馳曰レ騖と、漢書音義に見えたり、出乎椒丘之闕、椒丘はその丘に椒多きを以て名づくとの說あれども、離に騷馳二椒丘一且焉止息とある王逸の注に、土高四墮曰二椒丘一の說從ふべし、廣雅も亦同じ、乃ち中央の高くして四邊の低き岡也、本句以下の四句は、八川の苑内外に出入して經行せる地に就いて、概括的に言へるなり、固有名詞の地を擧げて言ふにあらず、洲淤之浦、中に在りて人の居るべき地を洲と云ふ、淤も同じ、方言に曰く、水中可レ居者曰レ洲二輔謂二之淤一と、浦は水の涯なり、桂林、桂樹の林なり、泱莽之野、莽一に漭に作る、泱莽は廣大なること、

觸二穹石一、激二堆埼一、沸乎暴怒、洶涌滂濞、潷浡滵汩、湢測泌瀄、橫流逆折、轉騰潎洌、澎濞沆瀣、穹隆雲撓、蜿灗膠戾、踰レ波趨レ浥、莅莅下レ瀨、批レ巖衝レ擁、犇揚滯沛、臨レ坻注レ壑、瀺灂霣墜、湛湛隱隱、砰磅訇礚、潏潏淈淈、湁潗鼎沸、馳波

且夫齊楚之事、又焉足道邪、君未睹夫巨麗也、獨不聞天子之上林乎、左蒼梧、右西極、丹水更其南、紫淵徑其北、終始霸滻、出入涇渭、酆鄗潦潏、紆餘委蛇、經營乎其內、蕩蕩兮八川分流、相背而異態、東西南北、馳鶩往來、出乎椒丘之闕、行乎洲淤之浦、徑乎桂林之中、過乎泱莽之野、汨乎渾流、順阿而下、赴隘陜之口、

【講義】　且つ夫れ齊楚兩國の事は、元來諸侯にして何を云ふにも規模小なれば、焉んぞ彼れ此れと口に言ふに足らんや、其れよりか君は未だ彼の鉅大美麗なる者を見ざるか、それは他にあらず、獨り天子の上林苑の狀況を聞かざるか、いざ吾れ一と通り之を申し聞かさん、先づ其の外廓とも申すべき規模を語らば、上林は蒼梧郡を左に控へ、西極を右手に控へ、丹水其の南方を經過し、紫淵其の北方を直徑に流れ、乃ち我が中國四方の果まで、その輪廓內と申すも差支へなきことなるが、殊に灞水、滻水の兩河は水源水流を共にして、終始相伴ひて、上林苑の中を出でず、涇水、渭水の二川苑外より苑內へ入りて、又苑外へ流れ出でて去り、酆と鄗と潦と潏との四川は紆餘と大廻りに曲り、委蛇と斜めに流れて、苑內に周旋し、蕩々乎と盛大なる上述の八川分流して相背きて、その態を異にして各、同じからず、何れもそれ〴〵に特色あり、而してその川々が東西南北に馳するが如くに迅速に流れて、相互ひに往來をなし、椒丘の高地で恰も雙闕が對峙せる狀の如く兩山相向うて立てる處を出で、洲淤即ち水中の小島の浦邊に行き、桂林と云へる林の中を經て、泱莽と盛んに大いなる原野を過ぎ、汨乎と疾く混合せる流れ大いなる丘陵に順ひ沿うて流れ下りて、岸と岸と相挾める狹隘の口に赴け

獵之樂、苑囿之大、欲以奢侈相勝、荒淫相越、此不可以揚名發譽、而適足以貶君自損也、

【講義】 坐上に在る無是公是に於て听然として笑うて曰く、先刻來兩君の談を聞くに、一應烏有先生の言はるゝが如く、子虛の申さるゝ楚國の事は失ひ謬れり、然しながら烏有先生の云はるゝ齊國の事も矢張り未だ道理を得たるものとなさず、夫れ全體天子が諸侯に貢物を納れしむる者は、その財幣を貪らんが爲に非ず、全く諸侯に其の職掌を述べんが爲に謁覲せしむるが、其の主意なり、國々各〻疆ひを地を盛り築きて造り、界ひを劃限するものは、自國を守り他國を禦ぐが爲に非ず、亦互ひに警戒して淫邪を禁止するが主意なり、乃ち天子が諸侯を立てられたる精神は以上の如くなるに、只今齊國は東方の藩屛に列りながら、而も外へ向きて肅愼國と私かに交り、又己が國を捐て海を越えて遠く他領に行きて獵りをなす、此の事は義理の上に於て固より未だよろしからず、且つ子虛、烏有兩君の議論は天子に對する君臣の大義を明らかにして、齊楚共に諸侯たるの禮儀を正すことを務めず、徒に游獵の樂み苑囿の大いなるを互ひに爭ふことを務め、奢侈の事を以て相互ひに勝ち誇り、荒み淫ることを以て、相互に超越せんと欲せらるゝが、然し此れ以て名聲を世間に揚げ榮譽を天下に發すべからずして、恰も反りて自己が事ふる君主即ち齊楚の王の威光を貶し、兩君自身に己れを害するに足るまでに、萬損ありて一利なきものなり、

【字解】 無是公听然、此れより以下が即ち上林賦の辭なり、文選には前文を子虛賦と題し、此れより以下を上林賦と題せり、听然は笑ふ貌、听は音キン、所以述職、孟子に諸侯朝於天子曰述職、述職者述所職也とあり、顏師古曰く、述は循なり、順行を謂ふと、非爲守禦、郭璞曰く、天下有道、守在四夷、立境界者、欲以禁絶淫放耳と、天下一統太平の世は、外國の來侵にこそ備禦の要あれ、國内の諸侯相互の間は淫放の行爲を禁絶せんが爲に、封界を區劃して之を制限するに止るのみ、越海而田、前述の田於青丘の類を云ふ、

望諸に作り、又孟豬に作る、宋の地、亦齊に屬す、邪與肅愼爲鄰、邪は左と同じとは、顏師古の說なり、又王先謙は曰く、邪は斜なり、一本に斜に作る、又衺に作ると、肅愼は國の名、右以湯谷爲界、右とは北方天子の都に向うて云ふ、湯谷は地の名、張揖曰く、日所出也と、許愼曰く、熱如湯也と、此の說に依れば爲界は東界となすことなれば、右の字、宜しく左に作るべしと、秋田平青丘、田は田獵なり、カリと訓ず、一に畋に作る、青丘は地の名、郭嵩燾曰く、東方朔十洲記、長洲一名青丘、在南海辰巳之地、(中略) 杜甫詩、澶漫山東一百州、削成如案抱青丘、蓋今蓬萊諸島在海中者と、傍偟、彷徨と同じ、曾不蔕芥、張揖曰く、蔕芥刺鯁也と、乃ち胸中穩かに平らかにして、刺鯁の如きもの無きなり、刺鯁とは刺の喉に在るを云ふ、俶儻、一に倜儻に作る、義同じ、非常なること、瑰瑋、廣雅に曰く琦玩なりと、珍重なること、萬端鱗萃、萬端は萬類なり、萃は集なり、鱗の集るが如く至りて多くを云ふ、禹不能名、禹は夏の禹王、堯の時、洪水を平らげ名山を辨じ草木を別ちたるを以て神禹と稱せられし人、契不能計、契は禹と同じく堯舜に仕へ、司徒となりて民を治め敎へを施せし人、計は計算なり、先生又見客、賓客として禮遇せらるゝ也、然在諸侯之位、相如の子虛賦は、本文に云へるが如く、梁に游ぶ時、梁の孝王の爲に作れる者なり、孝王好みて宮室を營み天子に僭擬し驕奢を極めし人なれば、此の賦中極めて眩曜をなし、後は在諸侯之位不敢言游戲之樂苑囿之大に歸して、以て之を諷諫したるなり、

無是公听然而笑曰、楚則失矣、齊亦未爲得也、夫使諸侯納貢者、非爲財幣、所以述職也、封疆畫界者、非爲守禦、所以禁淫也、今齊列爲東藩、而外私肅愼、捐國踰限、越海而田、其於義故未可也、且二君之論、不務明君臣之義、而正諸侯之禮、徒事爭游

雲夢者八九、其於胸中、曾不蔕芥、若乃俶儻瑰偉、異方殊類、珍怪鳥獸、萬端鱗萃、充仞其中者、不可勝記、禹不能名、契不能計、然在諸侯之位、不敢言游戲之樂、苑囿之大、先生又見客、是以王辭而不能復、何爲無用應哉、

【講義】且つや其れのみらなず、一體齊國は東方に巨大なる海あり、南方には琅邪山あり、成山に游觀し、之罘山に射獵をなし、勃澥に舟を浮べ、又孟諸の澤に游獵し、斜めに肅愼國と鄰り國となり、右は湯谷を以て境界とし、秋の季候には靑丘と申す處に獵りし、海外の遠方に彷徨し、君が楚國にある雲夢の如き大澤を八つ九つ呑み込むとも、其れが胸中に蔕芥として滯り痞へることをなさず、乃ち雲夢の如きは最初よりして物の數に入れ置かざりしなり、されば俶儻瑰瑋とて非常に大いに變はり珍らしき殊れる種類、珍怪なる鳥獸が種々萬端恰も魚の鱗の如くに寄り集り、上擧の場處の中に充ち溢るゝものの如きに至りては、其の數極めて多くして、一一擧げて數ふべきにあらず、如何に夏の禹王が神の如き智ありとも之を名狀して斯くなるものと言ひ極むること能はず、亦禹の輔佐たりし賢明なる契なりとも一一計るべからず、右の如くに富みて盛んなれども、元來身分が諸侯の位に在れば、天子に對し奉りて敢て王自身が游戲の娛樂や苑囿の廣大なることを口に出して言はず、その上に先生足下は楚の使者として齊國に客禮を以て待遇せられ居ることなれば、是を以て齊王の辭は何の言ひ反しをせず、敬意を表せしなり、何すれぞ先生の言に應答する辭が無きが故に沈默せしものならんや、乃ち反駁すべき議論は持ち居れども、足下が貴賓なるを以て差し控へたるまでなりと、

【字解】鉅海、鉅は大なり、琅邪、山の名、觀乎成山、觀は遊なり、成山は山の名、海中に斗入せり、之罘、山の名、勃澥、澥は海の別枝とあり、索隱に云く、案齊都賦云、海旁曰勃、斷水曰澥、孟諸、澤の名、一に

齊王の獵りせる動機の觀察點が既に誤れり、又齊王が足下に貴國楚の地に此の齊國に於ける事の如きが果して有りや無しやと問ひたることは、流石大國なる楚國の樣子威光と先生卽ち足下が抱持せる根本主義を問ふまでにて、十分とは行かなくとも、せめてはその餘論なりとも聞かんと願ひてなりき、然るに今や足下は齊王が切望せる本意を酌み取らず、楚王の道德の厚きことを稱へずして、只盛んに雲夢の獵事を推して、高く誇れる談話をなし、淫樂の遊びを仰々しく言立てゝ侈靡の事を世間に顯はせるは、竊かに足下の爲に有理とは思はれず、必ず足下が言はるゝことに相違なくば、固より楚國の美事にあらず、卽ち若し事實が有りて之を言ふならば、是れ自身の國君の惡事を彰はして世に示す道理なり、若し事實が無きに之を言ふならば、是れ足下の信用を傷くるなり、詐り公としてば足下が君主の惡事を世に彰はし示し、私としては足下個人の行義を傷くると云ふことにて、此の公的、私的の二者共に、何れも一つの可なること無し、而も先生卽ち足下に於て之を行ふことならば、必ず將に我が齊國に於て輕蔑せられ、而して貴國の楚に於て累ひ迷惑を蒙るなるべし、されば少しく言語に注意して後悔なきやうに成されたし、

【字解】　來況齊國、況は音キヤウ、文選に貺に作る、相通ず、賜なり、師古曰く、言ニ有下惠賜上而來一也と、以娛左右、左右とは、其實使者を云ふなれども、謙遜して使者の附添へ人までと云ふ意なり、何各爲夸哉、夸は誇と同じ、大國之風烈、烈は盛なり、以爲高、高は高談を云ふ、乃ち上文の子虛が楚王を目して夸と爲せるに對して、子虛の談こそ反りて其の夸たるを云へるなり、李善の文選注にも郭璞を引きて以爲ニ高談一也とあり、奢言淫樂、奢は李善の注に郭璞を引きて奢濶也と云へり、奢言は乃ち俗に云ふ仰山に云ふことなり、舊本、奢の字を上に屬して、高奢と連讀せしは非なり、

且齊東有ニ巨海一、南有ニ琅邪一、觀ニ乎成山一、射ニ乎之罘一、浮ニ勃澥一、游ニ孟諸一、邪與ニ肅愼一爲レ鄰、右以ニ湯谷一爲レ界、秌田ニ乎青丘一、傍ニ偟乎海外一、呑ニ若

㩁は和なり、調なり、周官の疏に、分布希疏得レ所、名爲二適歷一也とあり、乃ち味の均調を適歷と云ひ、轉聲して勺藥となれりと、又音酌略と讀みて、五味を調和するなりとあり、要するに勺藥を味ひの均調の義に用ひたるは、揚雄の蜀都賦、王充の論衡譴告篇を始め、晉唐の諸家の詩文其證多し、煩しければ省く、臠割淬輪、臠は音レン、臠なり、肉を切ること、淬は血にて染むること、

烏有先生曰、是何言之過也、足下不レ遠二千里一、來況二齊國一、王悉發二境內之士一、而備二車騎之衆一以出田、乃欲下勠レ力致レ獲以娛中左右上也、何名爲レ夸哉、問二楚地之有無一者、願レ聞二大國之風烈、先生之餘論一也、今足下不レ稱二楚王之德厚一、而盛推二雲夢一以爲レ高、奢二言淫樂一而顯二侈靡一、竊爲二足下一不レ取也、必若レ所レ言、固非二楚國之美一也、有而言レ之、是章二君之惡一、無而言レ之、是害二足下之信一、章二君之惡一而傷二私義一、二者無二一可一、而先生行レ之、必且輕二於齊一而累二於楚一矣、

【講義】 前述の如くに、子虛は盛んに楚國の美を誇りて齊王の鼻息を折きしことを語りければ、是に於て烏有先生は申しけるは、是れ何ぞ足下の言ひ方の過てるや、足下千里の途を遠方とも思はれず、御苦勞にも此の方へ來られて吾が齊國に忝くも厚意を表せらる、因りて吾が齊王は悉く國境內の士を發し車騎の衆を備へ、楚の使者足下と共に都を出でて獵りせらる、斯く王が禮意を致すは他にあらず、乃ち共に力を勠せて獲物を澤山取りて、左右の人人を娛ましめんがためなり、斯くも鄭重なる意を用ふる者を、何ぞ名けて自國の盛んなるを誇ると申すや、即ち足下が

清越、世謂二之神鉦一と、吹鳴籟、籟は簫なり、榜人、榜は船なり、船頭を云ふ、聲流喝、郭璞曰く、言二悲嘶一也と、喝は音アイ、曖廼の聲にて、卽ち棹歌なり曖廼は欸乃と同じ、其の尾聲美字激楚にして、哀を含む、恰も郭説と合ふと、王先謙の説に依る、波鴻沸、鴻は大なり、礧石相擊、礧は音ライ、磊と同じ、衆石なり、又大石なり、乃ち大にして且つ衆多なる石が互ひに擊ち合ひをなすなり、琅々磕々、共に石の聲なり、ゴロゴロと戛ち合ひ、轉ずる響、纚乎淫々、纚は音シ、纚乎は織絲の如く連屬すること、淫々は漸く進むこと、班乎裔々、班乎は次ぎを以て相連りて行く模樣なり、裔々は流行の貌、

於是楚王乃登二陽雲之臺一、泊乎無爲、澹乎自持、勺藥之和具而後御レ之、不レ若二大王終日馳騁而不一レ下レ輿、臠割輪淬、自以爲レ娯、臣竊觀レ之、齊殆不レ如、於是王默然無二以應一レ僕也、

【講義】是に於て楚王乃ち雲夢の中にある陽雲と名づくる臺に登り、泊乎として靜かにして何事をも爲す無く、澹乎として無欲にして自身に操り守り、勺藥之和とて凡べての調味が具はりて、始めてその獵りして取りたる物を進め用ひらる、大王(齊王)の終日馬を馳せ駈けらして、寸時も車より下られず、その肉を欃にして切り割き、又車輪に血を染め、自ら以て娯樂となし給へるが如くならず、頗る從容自重の態度あり、因りて愚臣竊かに之を觀察するに、貴國の齊は御氣の毒ながら、多分楚に及ばざらんと思考致すなりと、上擧の如く齊王に對へし處、是に於て齊王は今までの驕れる模樣に引換へ、默然として何等の辭も僕に應答すること無かりき、是れぞ誠に今日の狩獵に於ける愉快なる樂みなりしと、

【字解】陽雲之臺、陽雲は臺の名、孟康曰く、雲夢中高唐之臺、宋玉所レ賦者、言三其高出二雲之陽一也と、泊乎澹乎、泊澹共に安靜の意也、勺藥之和、勺藥は此にて、は適歷と讀みて、適歷は均調なり、歷は瀝の借字、

の水は地下より湧き起り、遠く奔り高く揚りて、やがて一處に集會す、礧石卽ち水中にゴロ〱して居る石と石とが相互ひに擊ち合ひ、ゴロ〱と響きて、恰も雷鳴の聲が數百里の遠方に響き聞ゆるが如し、將に夜獵に從事せる人人を休息せしめんとし、六面の靈鼓を擊ち、烽燧を打揚げ、車は出行を安徐にし、騎兵は各自夫れ夫れに部隊に就き、纚乎と相引繼ぎて、淫々と漸次に進み、班乎と次第順序を以て、裔々と水の流行するが如く、噪がず驚かず能く規律的活動をなせり、

【字解】 獠、音レウ、獵なり、槃姍、膝行の貌、膝摺りして行くこと、一に槃散に作る、勃窣、蹩躠の貌とありて、足を曳き摺りて行くこと、又通じて勃屑に作る、楚詞に嫫母勃屑而日侍とある注に、勃屑猶二槃姍一、膝行貌と云へるを觀れば、槃姍、勃窣の四字、大概同一の意義と看るべし、上金隄、金隄は、隄防の堅固なることと金の如きを云ふ、上の下に文選に乎の字あり、鵕鸃、鳥の名、一に鷩と曰ふ、赤雉なり、又山雉とも云ふ、ヤマドリと訓ず、微矰纖繳、矰は短矢なり、纖は細なり、繳は音シャク、生絲の縷なり、繳を矰に係け、仰ぎて高鳥を射る、繳、鳥に中りて墜つ、之を弋と云ふ、弋白鵠、弋は卽ち矰繳を以て射ること、鵠は水鳥なり、クヾヒと訓ず、連駕鵝、駕は漢書に鴐に作る、注に駕鵝は野鵝なりとあり、我が俗に唐雁と云ふ、連は兼ねて獲ること、雙鶬、鶬は鴰なり、雁に似て色黑きもの、玄鶴加、玄は黑なり、鶴、二百六十歲の壽に至れば、色純黑となると云ふ、加は既に雙鶬を弋し、又弋を玄鶴の上に加ふるを云ふ、怠而後發、怠は倦なり、文鷁、鷁は音ゲキ、水鳥なり、善く風力に耐ふるを以て、其の象を船首に畫く、故に美麗なる舟を文鷁と云ふ、文は美なり、揚桂枻、枻は檝なり、カヂと訓ず、桂を以て造る故に桂枻と云ふ、楚辭に桂櫂兮蘭枻とあり、本文の浮二文鷁一、揚二桂枻一、張二翠帷一、建二羽蓋一、何れも對を以て文をなす、漢書に揚二旌枻一に作るは訛なり、釣紫貝、郭璞曰く、紫質黑文也と、師古曰く、貝水中介蟲、古以爲レ貨と、凌稚隆云く、宛委餘篇、貝至二經尺一則寶也、狀如二赤電黑雲一謂二之紫貝一と、釣の字、文選に鉤に作る、摐金鼓、摐は撞なり、金鼓は鉦を謂ふ、王先謙曰く、鉦鐃也、其形似レ鼓、故曰二金鼓一、後漢郡國志注、洞庭山宮門東石樓、樓下兩石鼓、扣レ之聲

忽、縹乎は輕擧の貌、忽々は遠きこと、彷彿、一には髣髴に作る、審かならざること、ホノカ又はカスカと訓ず、

於是乃相與獠於蕙圃、媻珊勃窣、上金隄、揜翡翠、射鵔鸃、微矰出、纖繳施、弋白鵠、連駕鵝、雙鶬下、玄鶴加、怠而後發、游於清池、浮文鷁、揚桂枻、張翠帷、建羽蓋、罔瑇瑁、釣紫貝、摐金鼓、吹鳴籟、榜人歌、聲流喝、水蟲駭、波鴻沸、涌泉起、奔揚會、礧石相擊、硠硠礚礚、若靁霆之聲、聞乎數百里之外、將息獠者、擊靈鼓、起烽燧、車案行、騎就隊、纚乎淫淫、班乎裔裔、

【講義】 是に於て乃ち相與に蕙圃に夜獵を催し、媻珊勃窣とソロリ〳〵匍匐して金隄と稱すべき堅固なる堤の上に上り、翡翠の鳥を不意打ちして取り、鵔鸃の鳥を狙ひ射、微に細き絲の掛りたる矰矢が出でて纖き寄り絲が之に施され、其れを以て白き鵠の鳥を弋取し、兼ねて序に駕鵝を同時に獲取し、一雙の鶬は大空より墜下し、玄き鶴にも矰繳が加はりて飛ぶ能はずして地上に落ち來る、右の如くに十分に狩獵をなし、倦み厭きて而る後に出掛けられて澄みて清き池に游ばる其情景はと云へば、文や模樣の有る鷁、即ち水鳥の首を船頭に畫きし立派なる船を水に浮べ、柱の香木にて作れる檝を揚げ、翠鳥の羽を以て織り成せる帷幕をその船に張り翠羽を以て飾れる立蓋を建て、狩りの獲物は何かと云へば、瑇瑁を網にて取り、紫色の美しき貝蛤を釣らる、船には金鼓を擊ち囃し、籟を吹き、榜人乃ち水夫は舟歌を歌ひ、その聲は流喝とて餘韻のあはれを後へ長く引き殘して、之が爲に水棲の動物は驚駭し、水波は大いに沸き、吹上げ

女を産す、曼は美なり、被阿錫、阿は細き繒なり、錫は細き布なり、揄紵縞、揄は引なり、紵は音チョ、纖き紵なり、縞は鮮支なり、今の素也と云ふ、小爾雅に、縞帛之粗者曰素と、縞は帛より較粗なるもの、一説に紵は絲と異質なれば、纖と云ふべからず、當に織紵に作るべしと、襍纖羅、襍は雜と同じ、羅は綺の屬、釋名に、羅文羅疏也、綺欹也、其文欹邪不順經緯之縱横也と、王先謙曰く、據此羅乃繒之文理交錯者、今俗謂之起花と、垂霧縠、輕き紗の薄霧の如きもの、襞積褰縐、襞は音ヘキ、衣服の疊み曲げたる處、ヒダと訓ず、褰は音ケン、縮なりチヾムと訓ず、縐は褶と同じ、シワと訓ず、又褰は袴なり、ハカマと訓ず、乃ちヒダは積み疊なり、袴はシワが寄りて居ることとなりと、鬱橈谿谷、谿谷は共にタニと訓ずれども、此にては形容詞に用ひたるなり、鬱は鬱蒼なり、橈は曲なり、王先謙曰く、士冠禮注積猶辟也、以素爲裳、辟蹙其要中、謂帬要摺疊處也、鬱橈谿谷四字總狀其縮蹙耳と、帬は下裳なり、モスソと訓ず、要は腰と同じ、紛々裶々、共に長衣の貌、揚袘卹削、揚は擧なり、袘は音イ、衣袖なり、ソデと訓ず、又裳の下縁なりと、卹削は裁制ある貌、蜚纖垂髾、蜚は飛の古字、纖は漢書に襳に作る、古字相通ず、婦人の上服なる袿衣の飾なり、髾は燕尾形の物にて亦婦人袴衣の飾りなり、扶輿猗靡、四字共に衣服の美を云ふ、扶輿は韻會に佳氣の貌、又美稱なりとあり、猗靡は相隨ふなり、或は解して扶持楚王車輿相隨也と云ひ、鄭女曼姬爲侍從者所扶輿而猗靡耳と云へるは、皆非なり、噏呷萃蔡、噏は音キフ、合なり、盛なり、呷は音カフ、吸なり、萃蔡は一に綷縩に作る、衣の聲なり、四字乃ち衣の動く聲、恰も翕呷の如し、故に取りて形容とせるなり、上文の扶輿猗靡は衣の狀を言ひ、此の句は衣の聲を言へるなり、錯翡翠之葳蕤、錯は雜なり、葳蕤はヰスヰと讀む、旗の名、此の翠鳥の羽を雜へ以て葳蕤の上を飾るなり、葳蕤一に萎蕤に作る、唐人詩に遙見萎蕤擧華蓋の句あり、軍中亦此れを用ふ、故に杜甫の魏將軍歌に翠蕤雲旓相盪摩とあり、繆繞玉綏、繆繞はレウゼウと音す、玉綏は玉を以て綏を飾るもの、綏は車に上る時に把るべく設けたるもの、又車中に立つる時把るもの、王先謙は曰く、飛纖垂髾錯雜翡翠之旌旛、或繞玉綏也、以摩拂錯繞相承爲義と、縹乎忽

猛獸之恐懼、徼谻受詘、殫睹衆物之變態、於是鄭女曼姬被阿錫、揄紵縞、襍纖羅、垂霧縠、襞積褰縐、紆徐委曲、鬱橈谿谷、衯衯裶裶、揚施卹削、蜚纖垂髾、扶輿猗靡、翕呷萃蔡、下摩蘭蕙、上拂羽蓋、錯翡翠之葳蕤、繆繞玉綏、縹乎忽忽、若神仙之彷彿、

【講義】是に於て楚王は乃ち信節を靡かし低めて、徘徊と立戻りし、翺翔と振舞つて、容與と樂しみ、生ひ茂れる陰林を覽られ、血氣盛りの壯士が暴怒と猛り狂へる獸のおぢをのゝくを觀、獸類の疲れ弱れるを遮り止めて彼等の倦り疲れて力の屈せるを引き受けて取り、衆物の變じ易はれる姿態を見盡して樂めり、是に於て美人の鄭女曼姬は阿錫の衣を被り、紵縞の裳を曳き、ほそやかなる羅を雜へ、薄霧の如き模樣ある縠の衣裳を長く垂れ、襞積褰縐とてひだめの處まじはり集りて、その狀紆徐委曲とて彼れ此れ入り交りになりて、恰もこんもりとして谷間に入るが如き趣きに感想せり、衯々裶々とて衣長く、揚袘卹削とて衣の袖はきちんと整頓し、袿衣の姿は蜚纖垂髾とて上廣く下狹くして燕尾形に分裂し、扶輿猗靡とて誠に立派なる衣裳が地に引摺らん計にして、而も翕呷萃蔡とて起居每に衣と衣との摺れ合うて音をなせり、又蜚纖垂髾の袿は風に飄り揚りて、下は蘭蕙の香艸を摩り、上は羽車蓋を拂ひ、翡翠の羽にて飾れる葳蕤と名づくる旗を雜へ建て繆繞玉綏とて或は寶玉にて飾れる車の綏を繞らし縹眇忽々として遙かに遠く、恰も神仙の髣髴として見るゝが如くに感ぜしめり、

【字解】弭節、弭は低也、又案節と同じ、案は安なり、安徐にすること、容與、裕かに落付くこと、徼谻受詘、谻は谻に作るべし、谻の借字、倦也勞なり、徼は要と通ず、詘は屈と通ず、師古曰く、言獸有倦極者、要而取之、力盡者則受而有之と、殫覩、殫は音タン、盡なり、鄭女曼姬、鄭はもと國の名、その地多く美

て夏服と云ふ、陽子驂乘、陽子は秦の穆公の臣にて、善御を以て有名なる伯樂のことなり、伯樂姓は孫、名は陽、故に陽子と云ふ、名の下に子の字を配して呼べるは、戰國策に田嬰を嬰子と云ひ田蚡を蚡子と云ふが如く、古代の慣稱の一なり、纖阿、索隱に樂彥を引きて曰く、纖阿山名、有二女子一處二其巖一、月歷二數度一躍入二月中一、因爲二月御一と、纖は音セン、孅と通ず、轔邛邛、邛邛は、一に蛩々、又駏驉に作る、贏馬に似て小なり、牛父馬母の間に生るゝ動物なり、轔は轢なり、車にて踐むこと、蹷距虛、蹷は音シク、ケルと訓ず、距虛も獸の名、王先謙曰く、劉氏新論審名篇、蛩々巨虛、其實一獸、因二其詞煩一分而爲レ二、集解引二穆天子傳一曰、邛々距虛、日走二五百里一也と、軼野馬、軼は音イツ、侵突なり、野馬は獸の名、馬に似て小なるもの、轊騊駼、轊は音エイ、衛と通ず、衛は蹋なり、フムと訓ず、王先謙曰く、字林、騊駼北狄良馬也、一曰二野馬一、衛策遺二衞君野馬四百一、高注野馬騊駼也、（中略）是野馬騊駼爲二一物一、故賦取與二蛩蛩距虛之一物一二名一相對爲レ文と、乘遺風、遺風は秦の始皇が乘れる千里の駿馬の名なり、射遊騏、遊は行走なり、騏は青黑色にて、博棊の如き文ある馬なり、爾雅には嶲如レ馬一角、不レ角者曰レ騏あり、倏胂淒浰、四字、車騎の迅速なることを云ふ、倏は音シュク、忽なり、胂は一に眒に作る、漢書亦同じ眒は眴と同じ、驚なり、又は眴は瞬と同じ、倏眒は驚きて疾きこと、浰は雲雨の起るなり、又流れの疾きなり、浰も流れの疾きなり、靁動熛至、靁は雷と同じ、熛は火の飛ぶこと、漢書、文選には猋に作る、暴風なり、星流霆擊、霆は雷なり、漢書には電に作る、中必決眦、師古曰く、決卽決二獸之目眦一、言二射審一也と、韋昭曰く、在二目所一レ指、中必決二於眼眥一と、前說に依れば、矢が狙ひ外れずして獸の目眦に中りて之を決すること、後說は射者其人の狙ひ附けたる中に決定して、矢の外れ無きこと、竝びに通ず、洞胷達腋、洞は貫通なり、沈欽韓曰く、詩毛傳、自二左膘一而射レ之、達レ於二右腢一（肩の前骨）爲二上殺一と、絕乎心繫、中心の繫ぎが絕ち切るゝこと、正義に曰く、貫レ心死疾、肉最潔美と、揜草、揜は掩と同じ、

於レ是楚王乃弭レ節裴回、翶翔容與、覽二乎陰林一、觀二壯士之暴怒一、與二

る駿馬を馬車に附け、玉を雕めたる立派なる乘り物に乘り、魚須を以て造りて橈めたる旗竿に附けたる大帛の旗を風に靡かし、明月の寶珠にて飾れる旗を長く曳き、名工干將が鑄造せる雄々しき戟を建て、烏嘷と云へる雕り物入りの弓を左手に持ち、夏服と名づくる勁き箭を右手に持ち御者の神とも仰がるゝ陽子陪乘を承はり女神の纖阿と名づくる者が御者となり、總べての道具なり又人物が揃ひて、善き頃を待ちて出發せんとて差控へて居れるが、その時至れば、寸時の猶豫もなく、卽刻狡捷なる獸を陵ぎ犯し、流石の脚早き卭々と云へる獸をも蹴て、距虛と云へる獸を轢り、輕小にて健脚なる野馬を軼ぎ越え、同じく騊駼を轊き殺し、遺風と名づくる千里の馬に乘り、馬に似て角なき游騏と云へる動物を射留め、其輕妙敏速を云へば、倏眒凄浰とて恰も疾風强雨の襲ひ來るが如く、迅雷の鳴動するが如く、疾熛の吹き至るが如く、星の流るゝが如く、霆の擊つが如くにして、放てる弓は虛しき矢なく發ちたる矢は必ず獸の目に中りて目を抉り、左方より射て胸を洞し、右肩頭に達し、中心の系を絕ち、獲ものの多きは雨の降るが如く、仆れたる獸は野艸を掩ひ隱し、實は餘りに澤山ありて何共形容なし難きなり、

【字解】 專諸之倫、專諸は春秋時代に吳王僚を刺せし人、本書の伍子胥傳に見えたり、倫は類なり、手格、格は擊なり、馴駁之騆、駁は獸の名、馬の如くにして白身黑毛一角あり、牙は鋸の如く、虎豹を食ふ、劉奉世曰く、馴駁止是駮馬耳、虎嘗見而伏、故出獵駕之非眞駮也、と騆は一乘なり、魚須之橈旃、魚須は海魚の鬚を以て造れる吹流しの旒旌なり、橈旃は曲りたる旃柄なり、王先謙曰く、說文旃下云、旗曲柄也と、旃柄本自上曲、非下因驅馳而橈上と、明月之珠旗、明月は寶珠の名、干將之雄戟、干將は吳の人、善く劍を造れる者、戟は戈の一種、方言に三刄枝とあり、恰も我が邦の十字槍に似て三刄あり、索隱に今戟中有小子刺者と、沈欽韓曰く、此れ謂はゆる雄戟なりと、烏嘷之雕弓、嘷は號と通ず、漢書には號に作る、烏號は弓の名、黃帝の故事、既に本紀に見えたり、右夏服之勁箭、服は矢を盛る器なり後世或は箙に作る、夏服は夏の世に煩弱（一に繁弱に作る）と名づくる良弓あり、其の矢亦良なれば、煩弱の矢を盛る器との意味に

蠼蝚などの猴屬あり、鵷雛や孔鸞などの鳥類あり、騰遠や射干などの怪獸あり、此等は上にありて或は飛び或は跳るものなり、又其の下には、白虎や玄豹などの猛獸あり、蟃蜒や貙、豻などの貍狐屬あり、兕や象や野犀や窮奇や獌狿などの奇獸あり、

【字解】 赤猨、猨は猿と同じ、蠼蝚は二獸の名、クジウと讀む、一に劬蝚に作る、共に猿猴の屬、鵷雛、鳳に似たる鳥、孔鸞、孔は孔雀なり、鸞は鳳の一種、騰遠、獸の名、或は曰く、猴の屬に玄蝯あり、超騰すること極めて遠し、蝯一に猨に作り、又猿に作る、遠の篆文と相似たり、故に本と騰猿に作りしを誤りて騰遠となしたる也と、射干、一に野干に作る、狐に似て形小なり、色靑黃にして狗の如し、群行夜鳴し、狼の如く、絕岩高木に巢するもの、玄豹、黑豹なり、蟃蜒、狼の屬、貙豻、猛獸の名、窮奇獌狿、共に獸の名、漢書、文選には「兕象野犀」及び本句共に削去せり、或は曰く、殆因蟃蜒與獌狿連擧爲複、若專刪下四字又不叶韻、遂幷上四字而刪去也と、然れども上文鵷雛の上に、「赤猨蠼蝚」の四字亦二書に無し、

於是乃使專諸之倫、手格此獸、楚王乃駕馴駮之駟、乘雕玉之輿、靡魚須之橈旃、曳明月之珠旗、建干將之雄戟、左烏嗥之雕弓、右夏服之勁箭、陽子驂乘、纖阿爲御、案節未舒、卽陵狡獸、轔邛邛、蹵距虛、軼野馬而轊騊駼、乘遺風而射游騏、倏眒凄浰、靁動熛至、星流霆擊、弓不虛發、中必決眥、洞胷達腋、絕乎心繫、獲若雨獸、揜草蔽地、

【講義】 此れより苑中狩獵の盛事を陳べて曰く、是に於て昔しの勇士專諸の如き輩をして、進んで上擧の諸獸を手づから擊たしむ、楚王は乃ち自身黑毛な

其北、則有陰林巨樹、楩枏豫章、桂椒木蘭、蘗離朱楊、樝梸梬栗、橘柚芬芳、

【講義】又其西方の地には地中より沸き出づる涌水や清潔なる池ありて激動せる水卽ち池中の波は推し移りて抑揚をなし、外に向つては芙蓉の花、菱の花を開かし、內に於ては鉅大なる石、白き沙を隱し蓄へ、其の中には神龜、蛟、鼉、瑇瑁、鼈、黿の諸生物あり、又其の北方の地には陰欝と茂れる森林や巨大なる樹木、更にその內譯を云へば、楩、枏、豫章の大木、桂、椒、木蘭の馨り烈しき樹木や、木蘭、蘗、離、朱楊、樝、梨、梬、栗、橘柚の菓實として芬芳たるものあり、植物性の產出に富めること此の如し、

【字解】芙蓉、蓮華なり、蔆華、文選に菱華に作る、鉅石、大石なり、蛟鼉、蛟は蛇に似て四足ある龍の屬と云ひ、又鮫と同じ、サメなりと云ふ兩說あり、鼉は音ダ、蜥蜴に似たる形ちにて大なるもの、身に甲皮あり、以て鼓に作るべし、我が攝津の天王寺に鼉鼓あり、蓋し隋唐傳來の物と云ふ、瑇瑁、タイマイと讀む、鼈黿、ベツゲンと讀む、鼈はスッポン、黿は海龜なり、俗に云ふ正覺坊なり、楩枏、楩は音ベン、枏は音ナン、楠木なり、豫章、亦楠木なり、王先謙曰く、溫活人云、豫今之枕木也、章今之樟木也、二木生至七年枕樟乃可分別と、此れに依れば共に楠木の類なれども、其の中にて種別あるものならん、桂椒木蘭、桂は肉桂、椒は山椒なり、木蘭は桂に似て皮辛く、食ふべし、實は小甘の如く辛美なりと云ふ、蘗離朱楊、蘗は黃蘗なり、キハダと訓ず、離は山梨なり、朱楊は檉なり、カハヤナギと訓ず、樝梨梬栗、樝梨は梨の一種、王禎の農書に、樝似小梨、味劣於梨、蜜煮則香美過之と、梬は音エイ、棗の一種、實柹に似て極めて小と云ふ、橘柚、橘はタチバナと訓ず、俗に蜜柑と云ふ、柚はユヅと訓ず、芬芳、共に香しきことなり、

其上、則有赤猨蠷蝚、鵷雛孔鸞、騰遠射干、其下、則有白虎玄豹、蟃蜒貙豻、兕象野犀、窮奇獌狿、

【講義】又動物に就いて云へば、其の上には赤猿や

居レ之、不レ可二勝圖一、

【講義】 又その南方には、平坦なる原野、廣大なる水澤あり、地形或は登り或は降り、陁靡として漸々に下り阪になりて、長く案衍壇曼とて、寛やかに廣く取り縁らすに大江を以てし、限るに巫山を以てせり、其の高燥なる地には、葴や菥や苞や荔や薜や莎や青薠などの山草を生じ、其の卑濕なる地には、藏莨、蒹葭、東蘠、雕胡、蓮藕、菰、蘆、菴閭、軒芋の水草を生じ、其の他衆多の産物、此の地に生育して、仲々一々圖寫し盡すべからず、

【字解】 登降陁靡、登降は上下なり、陁靡は横張りになりて次第に低きこと、音イビ、案衍壇曼、案衍は窳みて下きこと、壇曼は音ダンバン、寛やかにして平らかなること、縁以大江、縁は其の縁邊を引廻はすこと、大江は揚子江、限以巫山、巫山は南郡巫縣にある山の名、葴菥苞荔、葴は音シン、草の名、一に酸醬と云ふ、菥は草の名、形ち燕麥に似たり、苞は草の名、一に藨と曰ふ、席に作る材料となるもの、荔は艸の名、幽蘭に似たるものと云ふ、薜莎青薠、薜は一に藾蒿と云ふ、莎は一に莎侯と云ふ、青薠は莎に似たるもの、皆高燥の地に生ずる草なり、晏殊が庭莎記に、是草耐二水旱一、樂二延蔓一、雖レ拔二心隕一レ葉弗二之絶一也と、埤溼、埤は音ビ、下き地なり、漢書に卑に作る、藏莨蒹葭、共に草の名、藏一に臧に作る、薍に似て葉大なり、莨は莨尾草なり、共に牛馬の食ふものと云ふ、蒹葭は蘆に似たり、又蒹は葦に似たりとも云ふ、東蘠雕胡、共に艸の名なり、東蘠は實の色、青黒、又蓬草に似たるものと云ふ、雕胡は一に菰米と云ふ、蓮藕菰蘆、蓮藕は荷なり、ハスと訓ず、實を蓮と云ひ、根を藕と云ふ、蘆は盧に作るべし、觚盧と同じ、又胡盧に作る、瓠瓜なり、菴蕳、エンロと音すべし、艸の名、一に奄閭に作る、艾に似たる艸、軒芋、單に于又蕕とも云ふ、水中に生ずる艸なり、不可勝圖、勝は擧なり、盡なり、圖は圖寫なり、甚だ多くして盡く圖寫し盡すべからざるなり、

其西則有二涌泉清池一、激レ水推移、

外發二芙蓉蔆華一、內隱二鉅石白沙一、

其中則有二神龜蛟鼉、瑇瑁鼈黿一、

ど、此處は本文に其石則云々とあれば、王先謙の索隱引二司馬彪一曰、琨珸石之次レ玉也、河圖云流州多二積石一、名二琨珸一、鍊レ之成レ鐵、以作レ劍、光明如二水精一と云へる說に依りて寶石の一と解すべし、瑊玏、瑊は音シン、玏は音ロク石の玉に次ぐ者、玄厲、玄は黑なり、厲一に礪に作る、黑石の磨とすべきもの、碝石、寶石の一にして、白きものは氷の如くにして、半ば赤色ありと云ふ、碝は音ゼン、武夫、赤地にして白色あり、曚朧として白黑不分なる石なり、沈欽韓曰く、海內經、鹽長國有二武夫之丘一、郭云、此山出二美石一と、此に依れば武夫はもと產出地の山名を以て石名とせるが如し、

其東、則有二蕙圃衡蘭、芷若射干、穹窮昌蒲、江離蘪蕪、諸蔗猼且一、

【講義】　土地を概說すれば上述の如くなるが、更にその內容に立入りて各局部に就いて申せば、其の東方に當りては蕙と名づくる芳草を植ゑたる草畑あり、又杜蘅や蘭や芷や杜若や射干や穹窮や昌蒲や江離や蘪蕪や甘蔗や又巴蕉やがあり、

【字解】　蕙圃、蕙は香艸の名、衡蘭、衡は蘅と同じ、杜蘅なり、香艸の名、蘭と香草の名、芷若、芷は一に茝に作る、音はサイ、香草の名、或は曰く蘭根也と、若は杜若、射干、獸の名、亦艸の名、同字にして二物の名に用ゐらる、此の處は艸の名なり、射は音ヤ、穹窮、本と芎藭の假借字なり、香艸の名、昌蒲、菖蒲と同じ、艸の名、江離蘪蕪、離は蘺と同じ、蘪は一に蘼に作る、共に艸の名なり、王先謙曰く、昌蒲葢其苗曰二江蘺一根曰二芎窮一（卽ち芎窮）、葉曰二蘪蕪一と、諸蔗、一に諸柘に作る、又甘蔗と名づく、猼且、猼は音ハ、漢書には巴に作る、芭蕉と同じ、共に音の通ずるを以て云ふ、又蘘荷の類なりとも云ふ、

其南、則有二平原廣澤、登降陁靡、案衍壇曼、緣以二大江一、限以二巫山一、其高燥、則生二葴菥苞荔、薛莎青薠一、其卑溼、則生二藏莨蒹葭、東蘠雕胡、蓮藕菰蘆、菴閭軒芋一、衆物

たり、未だ其の餘の六澤を見ざるなり、而して愚臣が見たる一澤は、取り別けて其の小小なる者のみ、其の澤の名を雲夢と曰へり、此の小々なる雲夢が、何れかと申せば四方九百里あり、其の中に山あり、其の山は詰屈と曲り屈みて竦え起り峻しく高低があり、日や月は、その山形の都合によりて、或は全く蔽はれて見えず、或は半ば缺けて見えつ隱れつあり、山巖交〻錯り搦まり、結びて、上は殆んど青雲を干し突かんとする勢ひなり、又罷池陂陀卽ちだら〳〵と遠く連りて、山脈は下江河に接續せり、其の土地は丹沙、青䨼、赤赭、白堊、雌黃、白坿、青金、碧玉、金、銀を含みて、衆多の色相炫り燿き照り爛ること、龍鱗の互ひに閃き光るが如し、其の産出せる石は赤玉、玫、瑰、琳、瑉、琨珸、瑊玏、玄厲、碝石、武夫などと云うて、種々の寶玉、寶石、金屬ありて、甚だ豐富なり、

【字解】　七澤、未だ詳かならず、盤紆岪鬱、共に詰屈として閉ぢ籠れる模樣なり、岪は音フツ、隆崇嵂崒、共に竦え起る模樣なり、嵂は音リツ、崒は音シユツ、又律崒に作る、王念孫曰く、藝文類聚産業部引子虚賦云、其山則盤紆嵂鬱、岑崟參差、日月蔽虧、而無隆崇律崒四字、與越本景祐本（共に漢書）同、後人加此四字、而以鬱崒爲韻、不知此三句但以差虧爲韻、而首句不入韻也と、岑巖參差、岑は音シン、參差は齊しからざる貌、日月蔽虧、王文彬曰く、蔽は全く隱るゝなり、虧は半ば缺くるなり、岑巖參差なれば、日月或は蔽はれ或は虧くるなり、交錯糾紛、互ひに錯雜して紛れ亂るゝなり、上干青雲、干は犯なり、罷池陂陁、罷は極なり、罷池は其の至る所を極むるなり、陂陁は坡陁と同じ、靡迤なり、一說に、罷池は、卽ち坡池にして、陂陁なり、四字同義連用せるなりと、丹青赭堊、丹は丹沙なり、朱沙なり、青は青䨼なり、赭は赤土なり、堊は白土なり、共に色彩の資料なり、雌黃白坿、雌黃は山陰に生ずる藥草の名、其の山陽に生ずるものを雄黃と云ふ、白坿は白壁の上塗りに用ふる土、卽ち今の石灰なり、その牆壁を附飾すべきを白坿と云ふ、玫瑰、寶石の一種なり、沈欽韓曰く、石の美好なるを玫と曰ひ、圜好なるを瑰と云ふと、一切經音義に見えたりと、玫瑰は音バイクワイ、琳瑉昆吾、琳は玉なり、瑉は音ビン、石の玉に次ぐもの、昆吾は善金なり、昆吾山に產するを以て名づくと云ふ說あれ

鹽浦は海水の附近の多く鹽を出す土地を云ふ、割鮮染輪、郭崇燾曰く、割鮮染輪與下獲多句上相應、言割鮮多而血浸漬兩輪、爲之斑也、下文將割輪淬與此異訓、將割輪淬正謂割取獸就輪間炙而食之、又與終日馳騁曾不下輿句相應、兩輪字各有意義と、朱珔曰く、桂氏札樸云、染輪乃田獵血祭之禮、春官大祝、辨九祭、六曰擩祭、先鄭云、以肝肺菹擩鹽醢中以祭也、說文擩染也、則擩染義相通、蓋古人飲食必祭、田獵之祭見大司馬職、徒乃弊致禽饁獸於郊、鄭注聚所獲禽、因以祭四方、後漢書禮儀志、斬牲之禮名曰貙劉、祠先虞則漢時尚有遺制と、今按ずるに、文義を以てせば郭說分明なり、典故を以てせば朱說優れりとす、上文特に鶩於鹽浦の句を置きしより觀れば、朱說亦存すべきに似たり、姑らく兩說を錄す、

齊王曰、雖然、略以子之所聞見而言之、僕對曰、唯唯、臣聞楚有七澤、嘗見其一、未覩其餘也、臣之所見、蓋特其小小者耳、名曰雲夢、雲夢者、方九百里、其中有山焉、其山則盤紆茀鬱、隆崇嵂崒、岑巖參差、日月蔽虧、交錯糾紛、上干青雲、罷池陂陁、下屬江河、其土則丹青赭堊、雌黃白坿、錫碧金銀、衆色炫燿、照爛龍鱗、其石則赤玉玫瑰、琳瑉琨珸、瑊玏玄厲、瑌石武夫、

【講義】以上の如く僕は斷りし處、齊王曰ひけるには、然りと雖も別に精しきには及ばず、大略にて宜しき故に、貴所が聞き及び見知る所を以て、楚の雲夢の事を申し述べよと、たつての賴みなれば、僕對へて曰く唯々と、因りて陳述したること下の如し、愚臣聞けるに楚國に七處の澤あり、愚臣は嘗て其の一澤を見

きしを樂しと思へりと、烏有先生問うて曰く、さらばその雲夢の獵りとやらは、吾等後學の爲に聞くことを得べきや、子虛曰く可なり先づ一と通り齊王の事を述べて、然る後に雲夢の事を申し上げん、齊王、千乘の車に馬を用意して、夫れ夫れに乘らしめ、人數一萬騎を選拔して海濱に獵せらるゝ、列卒即ち多くの獵り子は澤々に滿ち溢れ、罘罔即ち菟網は山々に彌りて張詰められ菟を不意打ちをなし、鹿を車にて轢り殺し、麋と云ふ大鹿を射留め、麟と云ふ大牝鹿を足取りて引仆し、鹽地の海濱に馬を馳せ、鮮肉を割き車輪を血染めにし、射ることは命中して獲物多かりき、因りて王は誇りて自身に成功となし、後方へ振向きて隨行せる斯く申す僕に謂はるゝには、さて貴國の楚にも平かなる原廣き澤の游獵に適せる地にして、饒にして樂むべきこと、此の當國の如き者あるか、又貴國の楚王が獵りの樂みは寡人が今日の如き樂みと孰れが多大なるかと、斯く申されて游獵の樂みは齊國に限ると云はん計りに氣燄を吐かれたり、是に於て僕は車より下りて先づ敬意を表し、因りて對へて曰く、外臣は楚國の鄙卑なる人なり、幸ひに我が楚の王宮に宿衛を勤務すること、只今までに十有餘年、差したる過失なく勤務仕れり、因りて時々楚王の出遊に隨從仕りて後園に遊び、物の有無即ち物事の形況を覽觀致せしも、元來卑賤の身分なれば、猶未だ偏ねく落ち無く見屆くることは出來得申さず、宮中の模樣すらも碌々承知仕らざる身で、又焉んぞ其の宮外なる山澤に於ける獵りの事を申し上ぐる資格が御坐らうや、仲々の事なれば御免しを願ひ奉ると、斯く一旦は固く辭退を致したり、

【字解】 出田、田は獵なり、過詫、詫は音タ、誇なり、雲夢、二澤の名、共に楚に在る天下著名の大澤なり、夢は音ボウ、田於海濱、齊は今の山東省の地なれば、海邊に在り、濱は涯なり、罘罔彌山、罘は音フ、菟罟なり、ウサギアミと訓ず、罔は網と同じ、彌は覓なり、ワタルと訓ず、掩兎、掩は不意に出で一と網に蔽ひて取ること、轔鹿、轔は轢なり、キシル、射麋、麋は大鹿なり、腳麟、腳は一脚を取りて仆すこと、麟は說文に大牝鹿也とあり、麟鳳の麟にあらず、朱珔曰く、爾雅に、麐麕身牛尾一角、則仁獸當レ作レ麐、經典多作レ麟者借音字也と、鶩於鹽浦、鶩は音ム又ブ、亂れ馳すること、

樂、獲多乎、曰、少、然則何樂、曰、僕樂齊王之欲夸僕以車騎之衆、而僕對以雲夢之事也、曰、可得聞乎、子虛曰、可、王駕車千乘、選徒萬騎、田於海濱、列卒滿澤、罘罔彌山、掩兎轔鹿、射麋腳麟、騖於鹽浦、割鮮染輪、射中獲多、矜而自功、顧謂僕曰、楚亦有平原廣澤、游獵之地、饒樂若此者乎、楚王之獵、何與寡人、僕下車對曰、臣楚國之鄙人也、幸得宿衞十有餘年、時從出游、游於後園、覽於有無、然猶未能徧觀也、又惡足以言其外澤者乎、

【講義】史記の作者、此れより子虛賦を述べて曰く、楚王、子虛と云へる人に齊國に使ひに行かしむ、その時、齊王は楚に誇り示さんが爲に、悉く齊の境内の士を徵發し、車騎の多數を備へて楚の使者子虛と與に郊野の外へ出でて獵りせらる、追刻獵りが罷み、それぞれに引取りたるが、子虛は烏有先生と云へる友人の處に立寄られたり、而して偶然無是公と云へる來客が其の坐に在りて落合ひたり、其の内に坐席が定まりたる時、烏有先生問ひを發して曰く、今日の獵りは樂しかりしかと、子虛答へて曰く、如何にも樂しかりきと、烏有先生曰く、さらば獵りの獲物多かりしかと、子虛曰く、獲物は少かりきと、烏有先生曰く、獵りは獲物が目的なるに、それが少しとせば、全體何が樂しかりしぞと、子虛曰く、僕は齊王が僕に誇り高ぶるに齊國は大國なれば車騎の衆多なることを以てせんと思はれて、折角大催しに獵りを催されたるを、僕が齊王に對ふるに我が楚國に於ける雲夢二澤の獵りの更に盛大なることを以てして、彼れが驕れる氣を摧

ふ事を文にせる賦を作り、賦が出來次第に上奏して叡覽に供へ奉らんと武帝之を許可されて、尙書の官に命じて相如に筆と札を給與せしむ、相如以爲らく、さて先づ賦中の人物に付きて斷り置かんには、子虛とある其の意味は虛無と云ふ義にして、其實物の人がありて云ふにあらず、其の人を假りに設けて楚國の爲に國自慢を稱へたるなり、烏有先生とあるは、是れ又實際の人物にあらず、烏有とは烏んぞ此の事有らんやと云ふ義にして、亦假設の人を用ひて、其の口より齊國の爲に楚人の國自慢を非難したるなり、無是公とあるは、又是の人物無きなりと云ふ意味よりして、是れ亦假設人物にして、此の人を假りて天子の爲され方を明かにして、齊楚兩國の自慢を挫きて折衷論をなせりと、故に空しく只此の子虛、烏有、無是の三人の口述を假りて文章に作り、以て天子諸侯の苑囿のことを推し陳べて賦となし、而して其の卒章即ち結局は之を節儉に歸宿し、因りて遠廻はしに豪奢の無益有害なることを其れと無く諷諫して、之を武帝に奏上せしに、武帝はもと好文の君なれば大いに悦べり、

【字解】狗監、天子の獵犬を掌る官、尙書、天子の文書を掌る官、筆札、札は木簡の薄く小なる者、此の時未だ紙あらず、故に字を札に書せり、爲楚稱、稱は稱說なり、烏有先生、烏は於何なり、イヅクニと訓じ、烏有にて何の處にか有らんの意味なり、乃ち無しといふことなり、故空藉、空は漢書に虛に作る、藉は假なり、苑囿、共にソノと訓ず、周禮の疏に古謂之囿、漢謂之苑とあり、囿は垣を築きて禽獸を飼養する處、卒章、卒は終なり、因以風諫、風は諷と同じ、沈欽韓曰く、西京雜記、司馬相如爲上林子虛賦、意思蕭散、不下復與外事相關、控引天地錯綜古今、忽然如睡煥然而興、幾百日而成と、

其辭曰、楚使子虛使於齊、齊王悉發境內之士、備車騎之衆、與使者出田、田罷、子虛過詫烏有先生、而無是公在焉、坐定、烏有先生問曰、今日田、樂乎、子虛曰、

文君抱頸而泣曰、我生平富足、今乃以衣裘貰酒、遂相與謀、於臨邛賣酒、相如親著犢鼻褌滌器、以恥王孫、王孫果以爲病、乃厚給文君、文君遂爲富人、と、

居久之、蜀人楊得意爲狗監侍上、上讀子虛賦而善之曰、朕獨不得與此人同時哉、得意曰、臣邑人司馬相如自言爲此賦、上驚、乃召問相如、相如曰、有是、然此乃諸侯之事、未足觀也、請爲天子游獵賦、賦成奏之、上許令尙書給筆札、相如以子虛、虛言也、爲楚稱、烏有先生者、烏有此事也、爲齊難、無是公者、無是人也、明天子之義、故空藉此三人爲辭、以推天子諸侯之苑囿、其卒章歸之於節儉、因以風諫、奏之天子、天子大說、

【講義】其後久しくして蜀の人楊得意と云ふ者、獵犬を掌る狗監の役となり、武帝に近侍せり、武帝或る時子虛の賦を讀みて之を感心せられて曰く、朕は獨り此の賦を作れる立派なる文士と時代を同じくして生れざるか、此の如き文士と同世ならば如何に面白きことかなと、楊得意申しけるは、臣が同郷の人司馬相如と申すもの、自身に此の子虛の賦を作れりと申し居れりと、武帝大いに驚き、乃ち勅命を下して相如を召されて、果して子虛の賦は汝が作なりしやと問はれたり、相如對へて曰く、如何にも仰せの通り作りしとあり、然れども此の子虛の賦の中に申してある事は乃ち列國諸侯に關する事にして、規模狹小なれば、未だ取り立てゝ御覽遊ばさるゝ程に候はず、請ふ一天萬乘の尊位にゐらせらるゝ天子の游獵をなし給

たる以上、何と云うても取り返しの付かぬ事なり、然しながら長卿は元來久しく外に游歷して歸りしものにて、今こそ官吏を罷めて居れども、仲々履歷ある人なり、家は貧乏なれども彼の人材たるや依賴すべき偉き人物なり、それはさて置き、兎に角折角の縣令が尊敬せる賓客をして、奈何ぞ相侮辱を與ふること、此の如く見限りて振り向きもしないと云ふ程に至るや、此れは餘り極端なる致し方ならずや、と申されたれば、卓王孫も致し方なく、文君に僮僕百人、錢百萬文及び文君が前きに嫁せし時の衣服衾その他財物を分ち與ふ、文君乃ち相如と共に相如が故鄉成都に歸り、田地家宅を買ひ求めて富人となれり、

【字解】 第俱如臨邛、第は但なり、タヾと訓ず、如は往なり、從昆弟假貸、昆弟は兄弟なり、假貸は共に借なり、鑪、一に壚に作る、酒を賣る場なり、韋昭曰く、酒肆也、以レ土爲レ墮、邊高似レ鑪と、顏師古曰く、累レ土爲レ盧、以居ニ酒瓮一、四邊隆起、其一面高、形如ニ鍛盧一、故名レ盧耳と、此の二說を幷せて考ふるに、鑪は賣酒の爲に、土を高く築きて酒瓮を置き、四方隆く上りて一面が高く、形ち冶工の用ふる方鑪の如きよりし鑪と名づけたるなり、又鑪はもと壚の假借にして、壚は剛土なり、又漢書に盧に作る、一說に盧は飯器なり、假りて酒器とせるなりとも云へり、犢鼻褌、師古曰く、卽今之衳也、形似ニ犢鼻一、故以名云と、又衳は褌と同字也、急就篇の顏注に袴之兩股曰レ褌と、玉篇に褌袴襠也と、此に依れば、その形製但以て前を蔽ひ、反して後に繫ぎ、袴襠なき者にして、吾が楚俗の圍裙と稱するもの、卽ち是れなりと、王先謙は云へり、與庸保、庸は傭の本字、賃作のこと、保は傭の信任すべきものなり、滌器於市中、滌は洒なり、ソヽギアラフこと、器は食器なり、師古曰く、食已則洒レ之、賤人之役也と、乃ち西洋の皿洗ひの如きもの、杜門不出、杜は塞なり、昆弟諸公、昆はもと同母の兄なり、此にては單に兄弟と解すべし、諸公は郭璞の說に、諸公父行也とあり、乃ち父に相當する年輩の長老なり、此れ共に卓文君の身よりして云へる稱なり、長卿故倦游、倦游は游ぶこと多きを云ふ、王先謙曰く、謂ニ游官病免而歸一耳、言ニ其曾爲一レ官也と、買田宅爲富人、西京雜記に曰く、司馬相如初與ニ卓文君一還ニ成都一、居貧愁懣、以ニ所レ著鷫鸘裘一就ニ市人陽昌一貰レ酒、與ニ文君一爲レ懽、既而

至自苦如此、相如與倶之臨邛、盡賣其車騎、買一酒舍酤酒、而令文君當鑪、相如身自著犢鼻褌、與保庸雜作、滌器於市中、卓王孫聞而恥之、爲杜門不出、昆弟諸公更謂王孫曰、有一男兩女、所不足者非財也、今文君已失身於司馬長卿、長卿故倦游、雖貧、其人材足依也、且又令客、獨奈何相辱如此、卓王孫不得已、分予文君僮百人、錢百萬、及其嫁時衣被財物、文君乃與相如歸成都、買田宅、爲富人、

【講義】卓文君は一時の戀愛に任せて相如に奔りしものの、如何にも貧乏なりければ、之を久しくして樂しまず、相如に謂うて曰く、長卿よ、兎に角に夫婦相連れ立ちて、妾が故郷の臨邛に往き、我が兄弟に就いて資財を假らば、少くも生活を爲すに足らん、何ぞ自身に困苦すること此の有樣の如くなるに至らんやと、是に於て相如、文君と爲に相伴ひて臨邛に往く、その時に盡く其所持せる車馬を賣却し、一つの酒店を買ひ求め、酒を賣ることを營業となし、而して妻は文君に酒店に出て商ひをなさしめ、相如は自己の身體に犢鼻褌を着けて雇人と共に種々の仕事をなし、食物の終る毎に食器を市中に洗ひて生計を營めり、卓王孫は自分の女が失行の上に、此の如き行爲を演ずるを見て、深く自分の不德より致せばとて恥ぢて、爲に門を杜ぢ外へ出でず、世と交際を絶ちて謹愼せしが、卓文君の兄弟若くは小父たちの人人、互ひに卓王孫に取り成して曰く、君にはたゞ一人の男と二人の女子とがあり、子供は少けれども、乏しく不足なる者は財産にあらず、乃ち財産の點に於て大に餘れる富みを有せらる、只今文君は最早身を司馬長卿に汚し

ざらんかと恐るゝばかりなり、既に宴會が罷みたる後ち、相如吩咐けて先づ文君の腰元に厚く物を賜ひ、之を手懐けて、文君に慇懃なる情事を取次ぎ通ぜしめしが、文君は遂に夜分潛かに忍び出でて、相如の所へ駈込み來れり、相如乃ち文君と與に馬車に同乘し、馳せて故郷の成都に歸り、家に引籠り居りしが、誠に赤貧洗ふが如く、唯家に四方の壁が立ちて居るのみ、外に何一つの儲蓄もなし、卓王孫大に怒りて曰く、我が女實に此の上も無き莫迦ものなるが、然しながら我れは親子の情として、之を斬り殺すに忍びず、因りて生命だけは助け遣る代りに、財産としては一錢をも分たずと、知人間にては餘り殘酷なりと卓王孫を宥めて仲裁を試むる者あれども、卓王孫は儼として之を聽き入れず、

【字解】 前奏琴、奏は進なり、願已自娛、自娛とは、他客を娛ましむるに及ばず、自分の娛みにせよと云ふ意、乃ち司馬相如を推尊して云へる辭なり、爲鼓一再行、鼓は動なり、琴を彈くこと、行は曲引を云ふ、一再行は一兩曲なり、而以琴心挑之、琴心は琴の調なり、挑はイドムと訓ず、情思を挑發すること、索隱に相如の詩を載せて曰く、鳳兮鳳兮歸二故鄕一、遊二遨四海一求二其皇一、(凰と同じ、雄を鳳と云ひ、雌を凰と云ふ)有二艶女一在二此堂一、室邇人遐毒二我腸一、何由交接爲二鴛鴦一、と又曰く、鳳兮鳳兮從レ皇(凰)栖、得レ託二子尾一永爲レ妃、交情通體必和諧、中夜相從別有レ誰と、雍容閒雅甚都、閒は閑と同じ、シヅカと訓ず、都は鄙に對して、上品にして美しきこと、師古曰く閑美の稱なり、心説而好之、説は悅と同じ、好は愛也、恐不得當也、當は配耦の意、通殷勤、殷勤は慇懃と同じ、懇切なること、夜亡奔相如、男女媒妁なくして擅に相配するを奔と云ふ、西京雜記に曰く、卓文君姣好、眉色如レ望二遠山一、臉際常若二芙蓉一、肌膚柔滑如レ脂、十七而寡、爲レ人放誕風流、故悅二長卿之才一而越レ禮焉と、家居徒四壁立、此家居は唯家の棲と解すべし、漢書には居の字なし、徒は空なり、空しく四方の壁のみありて更に他の資産なきを云ふ、女至不材、漢書には至の字なし、不材は不肖なること、

文君久レ之不レ樂、曰、長卿第俱如二臨邛一、從二昆弟一假貸、猶足レ爲レ生、何

請なり、招待のこと、一坐盡傾、師古曰く、皆其の風采を傾慕するなりと、

酒酣、臨卭令前奏琴曰、竊聞長卿好之、願以自娛、相如辭謝、爲鼓一再行、是時卓王孫有女文君新寡、好音、故相如繆與令相重、而以琴心挑之、相如之臨卭、從車騎雍容閒雅甚都、及飲卓氏弄琴、文君竊從戶窺之、心悅而好之、恐不得當也、既罷、相如乃使人重賜文君侍者通殷勤、文君夜亡奔相如、相如乃與馳歸、家居徒四壁立、卓王孫大怒曰、女至不材、我不忍殺、不分一錢也、人或謂王孫、王孫終不聽、

【講義】宴會の酒酣なる時、臨卭の縣令は前進して司馬相如の席前に至り、琴を進めて曰く、竊かに聞きしに司馬長卿には琴を好み給ふと、願はくは此の琴を彈ぜられて、御自分に娛み給へと、相如は不調法なりと辭退し、終ひに爲に琴を一二曲彈じたり、是の時、卓王孫には娘名は文君と云へる者あり、曾て他に緣付きしが、新たに寡婦になりて歸り居れり、此の文君は音曲を好めり、されば相如は態と表面縣令と相互に尊び合ひて、以上の如く琴を進め、又相如は琴を彈じ而して相思の情を琴中の音調に寄せて文君の心を挑發せり、初め相如が臨卭の地へ至るとき、車騎の供人を從へて、風采は雍雍と和らぎて閑靜に上品にして、甚だ垢拔けがして都やかなりき、卓王孫の家にて酒を飲み琴を慰み彈けるに及んで、卓氏の女文君は兼ねて好める事なれば、竊かに戶外より相如の樣子を隙見したるに、誠に、風采と云ひ技藝と云ひ申し分なきを以て、心底から悅びて相如を戀ひ慕ひ、若し何かの妨げが入りて相如に添ひ遂ぐることが出來得

しが、家は貧しくして以て自立生活する業とて無く困難したり、相如は平素より臨卭の縣令なる王吉と云ふ人と相互ひに親善なり、王吉、相如に申しけるには、長卿(相如の字)年久しく仕宦を求めて游歷し、不幸にして目的を遂げざれば、臨卭へ來り、我が許に立ち寄られよ、何とか世話致すべしと、是に於て相如臨卭へ往きて、町外れの宿場に舍り、臨卭の縣令は朋友司馬相如に重味を付けんが爲に、態と相如に對して恭敬を表し、日每に旅舍へ往き相如に謁見して、見舞を述べざること無く、卽ち必ず每日縣令より訪問して敬意を表せしが、相如に於ては、當初の內は尙縣令を見て挨拶を致せしが、後ちには病氣と唱へて、隨從の人に取次ぎにて縣令王吉に斷らしめたり、王吉は相如が高ぶれば高ぶる程、愈、益、謹み緊肅して敬意を盡し、以て相如は尋常一樣の人物にあらずして偉き者なりと縣民に思はしむるやうに爲せり、元來臨卭の土地は富める人が多く、而も其の中にて卓王孫と云へる人は、家の召使ひが八百人計り居れり、程鄭と云ふ人も亦數百人召使ひを置けり、卓鄭の二富人、縣令が相如に對する態度を見て、乃ち互ひに相談して曰く、縣令には貴き賓客あり、我れ我れ共に設備をなし、彼の貴賓を招待し、同時に縣令を招待せんと、因りて案內したるに、縣令王吉はその日に既に來れり、卓氏の賓客は百人を單位として數ふるほど多し、日の中頃正午に至りて、長卿卽ち司馬相如を案內したれども、長卿は病氣なれば來會すること能はずと云ひて斷り來れり、臨卭の縣令王吉は主賓の長卿が來らざればとて、差控へて敢て食物を嘗めず、やがて王吉自身相如を迎へに往きしかば、相如は致し方なく勉めて往きて宴會に臨めり、因りて一坐の人人は、何れも縣令が斯く禮遇するからは相如は如何なる偉き人物ならんと、心をその方へばかり寄せて歡迎したり、是れ何れも王吉と相如と內內打合はせて相如に貫目を付けんが爲になせし計略なり、

【字解】　而家貧、初め貲を以て郞となりしに、此に家貧とあるは、蓋し多年宦游の爲に財產を蕩盡したる結果を云ふ、臨卭、蜀の地名、長卿久宦游、宦游は出でて仕宦を求むるなり、亦游學を宦とも云ふ、往舍都亭、都は城郭の邑なり、亭は驛亭なり、繆爲恭敬、繆は謬と同じ、詐なり、爲具召之、具は酒食の具なり、召は

とを得たり、居ること數歲にして相如は乃ち後文にある子虛の賦を著はせり、

【字解】學擊劍、擊劍は顏師古の注に依れば、劍を以て遙に擊ちて之に中つるものにして斬刺するにあらずとあれども、莊子の說劍篇にも日夜相擊于前とあり、吳越春秋にも越處女日稱好擊之とあれば、矢張り擊刺の法を學ぶと解すべし、以貲爲郎、貲は財なり、家財の多きを以て拜せられて郎となるを得たるなり、何焯曰く、貲郎猶今擇有身家之人、非入粟拜官之比、漢初得官皆由訾算、有市籍者、亦不得官也、郎官宿衞親近、欲其有所顧藉重於犯法と、莊忌夫子、此の人、當時尊尙して夫子と云へり、故に本文も其の稱呼をその儘に錄したるなり、見而說之、說は悅と同じ、著子虛賦、顧炎武曰く、子虛賦乃游梁時作、後更爲齊稱齊難而歸之天子、非當日文と、此の說に依れば、初梁に於て作りし賦を、後日或る處を改作して、其當時の作となしたるなり、

會梁孝王卒、相如歸、而家貧、無以自業、素與臨卭令王吉相善、吉曰、長卿久宦遊不遂、而來過我、於是相如往舍都亭、臨卭令繆爲恭敬、日往朝相如、初尙見之、後稱病、使從者謝吉、吉愈益謹肅、臨卭中多富人、而卓王孫家僮八百人、程鄭亦數百人、二人乃相謂曰、令有貴客、爲具召之、幷召令、令既至、卓氏客以百數、至日中、謁司馬長卿、長卿謝病不能往、臨卭令不敢嘗食、自往迎相如、相如不得已彊往、一坐盡傾、

【講義】然る處、梁の孝王が病んで卒するに會へり、相如も梁に居るも別に見込みなければ、故郷へ歸り

司馬相如列傳第五十七上

司馬相如者、蜀郡成都人也、字長卿、少時好讀書、學擊劍、故其親名之曰犬子、相如既學、慕藺相如之爲人、更名相如、以貲爲郎、事孝景帝、爲武騎常侍、非其好也、會景帝不好辭賦、是時梁孝王來朝、從游說之士齊人鄒陽、淮陰枚乘、吳莊忌夫子之徒、相如見而說之、因病免、客游梁、梁孝王令與諸生同舍、相如得與諸生游士居數歲、乃著子虛之賦、

【講義】司馬相如と申す人は、蜀郡の中なる成都の生れなり、字は長卿と云へり、年少き時、讀書を好み、又擊劍を學び、文武の修業に志せり、故に彼の親は寵愛の餘り之に字をつけて、犬子と呼び做せり、相如既に學業を一と通り卒へて昔戰國時代の豪傑たりし趙の大臣藺相如が人柄を追慕し、其名を取りて自分を相如と改名せり、財產家の廉を以て、郎官となり、孝景帝に事へて武騎常侍の官となり、常に陛下の供奉して狩獵に行くことを掌れり、然しながら此れは相如が好める業にはあらざりき、運惡く景帝は大したる學問なければ、司馬相如が得意とする美辭韻文の辭賦を好まざるに出で會ひたり、恰も是の時景帝の弟なる梁の孝王が梁國より長安へ來朝せしが、游說の文士、齊の人なる鄒陽、淮陰の人なる枚乘、吳の人なる莊忌夫子の徒輩を隨從とせり、相如は此の孝王の樣子を見てこれを悅び、因りて病氣を申し立てゝ官を辭し、孝王を慕ひて梁の國へ旅行漫遊せり、梁の孝王は兼てその文名を聞き居れば、諸の學者先生と共に宿舍を同じくして止宿せしむ、相如は此れより諸の學者先生游歷の士と共に居て、朝夕交際するこ

地稱五千里、秦滅諸侯、唯楚苗裔尙有滇王、漢誅西南夷、國多滅矣、唯滇復爲寵王、然南夷之端、見枸醬番禺、大夏杖邛竹、西夷後揃、剽分二方、卒爲七郡、

【講義】太史公曰く、楚國の先祖は自然の幸福を禀け得たる者にてかあらむ、周の時には、鬻熊が子、文王の師となりて、その曾孫熊繹は成王の時に至りて、楚の地を賜はりぬ、周の勢力衰ふるに及びても、其の版圖、五千里の大を以て天下に誇れり、秦が六國を滅すに及びても、唯楚の子孫のみは絕えずして、西夷に割據して滇王と稱す、漢が西南夷を歸順せしめむとするに、迷圖を守る者は皆征伐せられて、多くは滅びたり、然るに唯滇王のみは、首善を以ての故に故地に據りて滇王となり、王印を賜はりて殊遇を蒙りて繁昌す、然し又思ふに、南夷の地の肥饒にして漢朝の藩臣と稱して多大の國益ある端緒は、久しく漢朝に認められずしてありしを、圖らずも、唐蒙が南越に使し番禺に在りし時、蜀の特產なる枸醬の饗應ありしに發見せられ、又張騫が大夏に於て邛の實竹杖を見しに由るも奇緣ありと謂ふべし、さて西夷も後には分割せられて西南の二方に居り、其終りには、犍爲、牂牁、越嶲、益州、武都、沈黎、汶山の七郡となりて、此に全く平定に歸せり、漢の威德盛大ならずとせむや、

【字解】天祿、天の祿籍を受くる義、先天的に幸福を享受したる意、爲文王師、楚の世家に、楚の先祖鬻熊が子、文王の師となり、其の曾孫熊繹は成王の時に至りて楚蠻に封ぜられ、子男の田を以てし、羋氏と稱し、丹陽(今の湖北秭歸縣の東)に居らしめられし由見えたり、本書參看、後揃云々、揃は剪の借字、兩方に切り離さるゝ意、分割せらるゝなり、剽分は攻擊して分つ意、剽は摽と通ず、摽は本書老莊申韓傳に剽二剝儒墨一とある正義に猶二攻擊一也と見えたり、二方とは西南の二方に分居して、各〻郡縣に屬するをいふ、卒爲七郡、卒は畢竟、又終究の意、終りにはといふに同じ、

昌、中郎將衛廣をして巴蜀の軍士を徵發して勞浸、靡莫の二國を征伐して、之を全滅に歸せしめ、其の軍士を帥ゐて滇國に向へり、滇王は最初より善意を以て漢に對して多大の便利を與へしかば、其の功に依りて誅せられず、

【字解】 發巴蜀兵、資治通鑑に、將軍郭昌、中郎將衛廣をして伐たしむる由見えたり、始首善、首は首丘の首にて向なり、ムカフと訓ず、漢が西南夷の平定に從事せる以來、善に向ひ好意を以てし、王然于等が身毒國を指求するに、滇王は款待して案內者を添へたるがごときをいふなり、

滇王離難西南夷、擧國降、請置吏入朝、於是以爲益州郡、賜滇王王印、復長其民、西南夷君長以百數、獨夜郎滇受王印、滇小邑、最寵焉、

【講義】 滇王は東嚮漢に事へんとて、國を擧げて降服し、其の國へは漢よりして吏を置かれ、自身は入朝の禮を執らんと願ひ出でたり、是に於て其の地を收めて益州郡となす、滇王に王の印綬を賜ひて、更に又其の國の長となす、蓋し最も優待せるなり、西南夷の酋長等殊の外に多數なりしも、其の中にて只夜郎と滇國とのみ優待せられて王の印綬を賜はるに至れり、元來滇國は西南夷中の小國なれど、最も漢よりは優遇せられたり、是れ全く歸順者の模範と認められたるに因るなるべし、

【字解】 離難西南夷、漢書に難の字なし、西南夷を離る、とは、東嚮して漢に事ふるを言ふと師古の注に見えたり、王印、諸侯王の印を賜ふなり、王印は金璽盭綬なり、璽は印なり、古へは印璽は通名なりしが、後に尊に璽と云ひ、卑に印と云ふ、盭は綟と通用す、綟は草の名、和名刈安、綠を染むるに用ふ、卽ち綠綬なり、王印は駱駝紐にて、文に某王之璽と刻す、

太史公曰、楚之先、豈有天祿哉、在周爲文王師、封楚、及周之衰、

漢西白馬爲武都郡、

【講義】夜郎侯は遂に漢の朝廷に參るに至る、武帝は尊みて夜郎王となす、南越破れて後に、漢が且蘭及び卭の君を誅し、兼ねて筰侯をも殺したれば、冉駹の君も皆殊の外に恐れて、藩臣となりて歸順し、朝廷の吏を置かれて其の地を治められむことを請ふに至る、是に於て卭都を以て越嶲郡となし、筰都を沈犂郡となし、冉駹を汶山郡となし、廣漢の西なる白馬を武都郡となして、西夷全く平定す、

【字解】冉駹、冉駹は西南夷二族の名、今の四川茂縣の地、越嶲、縣の名、嶲水あるより名づく、故城、今の四川西昌縣治にあり、沈犂、漢書に沈黎に作る、汶山、汶は𡺳と通ず、音はビン、汶江は四川の岷江なり、蜀の後主劉禪、觀阪に登りて汶水の流を看るとあるは即ち是れなり、

上使王然于以越破及誅南夷兵威、風喩滇王入朝、滇王者、其衆數萬人、其旁東北有勞浸靡莫、皆同姓、相扶未肯聽、勞浸靡莫、數侵犯使者吏卒、

【講義】武帝は王然于をして、越の全滅したると、南夷を討伐したる軍卒の威力を以て滇に諷し穩便に說き勸めて、漢の朝廷に參るべきやうに計らはしむ、滇王は、其人民二三萬人あり、其の傍らの東北に勞𣻢、靡莫の族あり、皆滇王と同姓なり、互に相扶け合ひて未だ漢に內屬せず、勞𣻢、靡莫は、度々漢の使者若しくは其配置せる郡守、縣令等を侵犯して歸順の意なかりしものなり、

【字解】風喩、上條に解せり、勞𣻢靡莫、二國の名、相扶、扶はたすけて離さぬやうにする意、侵犯、其の管轄內に打入り、又は其の制令を破るなり、

元封二年、天子發巴蜀兵、擊滅勞浸靡莫、以兵臨滇、滇王始首善、以故弗誅、

【講義】武帝の元封二年に、漢の天子武帝は、將軍郭

太守を殺せり、

【字解】 足事親附、滇國を招き來らしめて漢に內屬せしむる方法を實行するに十分の價値ありといふなり、且蘭云々、且蘭は南夷中の一國、武帝に滅さる、今の貴州平越縣は故の且蘭侯の邑、漢、縣を置きて牂牁郡の治となす、南朝の梁に至りて廢す、恐遠行、遠行は兵を發して漢と遠く行くなり、

漢乃發巴蜀罪人嘗擊南越者八校尉擊破之、會越已破、漢八校尉不下、卽引兵還、行誅頭蘭、頭蘭常隔滇道者也、已平頭蘭、遂平南夷爲牂牁郡、

【講義】 漢は且蘭の君の反して使者を殺し又犍爲の太守を殺したるを伐たむとて、巴蜀の罪人にて嘗て南越を擊ちたりし者を徵集し、八人の校尉に附屬せしめて且蘭を擊ち破らんとす、此の折柄、越が已に樓船、伏波の二將軍に破られて、八校尉が下らざるやうになりしかば、八校尉は直ちに兵を引上げて還りぬ、途中にして頭蘭といふは、平常漢が滇國に交通する道を妨害したりし者なり、今や全く頭蘭王を攻め平げてより遂に南夷を全滅せしめて、其の地を收めて牂牁郡と云へり、

【字解】 越已破、樓船、伏波二將軍の破りしをいふ、事は南越列傳に悉し、八校尉不下、南越已に破る、故に越に往かざるなり、八校尉は南北軍の統領、卽ち中壘、屯騎、步兵、越騎、射聲、胡騎、長水、虎賁の八校なり、頭蘭、且蘭を云ふ、

夜郎侯始倚南越、南越已滅、會還誅反者、夜郎遂入朝、上以爲夜郎王、南越破後、及漢誅且蘭邛君、幷殺筰侯、冉駹皆振恐、請臣置吏、乃以邛都爲越嶲郡、筰都爲沈犂郡、冉駹爲汶山郡、廣

求道西十餘輩、歲餘皆閉昆明、莫能通身毒國、

【講義】張騫の言に依りて、武帝は是れより王然于、柏始昌、呂越人等をして使者として近道より西夷の西に出で、直ちに進みて身毒國を探檢せしめらる、滇國に至る、滇王嘗羌は漢の使者を留む、使者の爲に案内して身毒國に至る道を求めて西方に進む事十餘人、一年餘りを費したれど、一行悉く昆明池に道を塞がれて能く身毒國に達することなし、

【字解】使間出、漢書に使の字なし、嘗羌、滇王の名なるべし、漢書に當羌に作る、閉昆明、昆明に道を塞がれたるをいふ、昆明の解は上條にあり、

滇王與漢使者言曰、漢孰與我大、及夜郎侯亦然、以道不通故、各自以爲一州主、不知漢廣大、使者還、因盛言、滇大國、足事親附、天子注意焉、及至南越反、上使馳義侯因犍爲發南夷兵、且蘭君恐遠行、旁國虜其老弱、乃與其衆反、殺使者及犍爲太守、

【講義】滇王は漢の使者に對して語りて曰く、漢は我が滇國といづれか大なると云ひ、夜郎侯も亦前のごとく問へり、是れは皆交通の道の不便にて往來ならぬが爲に、各自皆自身を一大國の王なりと自信せるなり、而して漢の廣大なるを知らず、使者、漢に還りて、滇王及び夜郎侯の言ふ所に就いて盛んに言ふ、滇は大國なり、之を招き來らしめて漢に内屬せしむるを得策とすと、武帝は大に其の說を信じて、いつか實行せむと思ける、南越の反するに至るに及びて、武帝は馳義侯(越の人、名は遺)をして犍爲を根據地として南夷の兵を發せしむ、且蘭の君は、兵を發して漢と行きて後に、其の國空虛とならば、傍國より來りて其の力弱き老人幼者を捕虜として掠め取らむことを恐れ、乃ち其の國の人と反して漢の使者及び犍爲の

地名、卽ち今の內蒙古鄂爾多斯あり、兼ねて朔方縣を置く、逐胡、胡は北狄の稱、其の素は中國の邊患をなすを以て以て胡虜と曰ふ、秦漢の時匈奴最も强し、後世漢族より北邊の異族を皆胡虜と稱す、葆就、葆は保と通ず、就は成なり、郡縣の治を修成するなり、

及元狩元年、博望侯張騫使大夏來、言居大夏時、見蜀布邛竹杖、使問所從來、曰、從東南身毒國、可數千里、得蜀賈人市、或聞、邛西可二千里、有身毒國、騫因盛言、大夏在漢西南、慕中國、患匈奴隔其道、誠通蜀身毒國、道便近、有利無害、

【講義】 武帝の元狩元年に及びて、博望侯張騫が大夏卽ち今の阿富汗北部の地に使して、歸り來りて言す、臣が大夏に在りし時、蜀の產物の布と邛の產なる實竹の杖とを見たり、何處より得たるかを問はしめしに、東南の身毒國卽ち今の印度より二三千里許にて蜀の商人の市場にて得たりと云ふ、或は曰く、邛の西二千里許りに身毒國ありとも言ふ、張騫は是等の事よりして盛に言ふ、大夏は漢の南西に在りて、漢の文化を慕ふ、匈奴が漢に交通するを妨害するを心配す、眞實に蜀を身毒國に通ずるを得ば、大夏の中國に來るに道乃ち近からむ、是れ利益ありて損害なからむと言す、

【字解】 張騫、本書に傳あり、參看、大夏、西域の古國、希臘人の建つる所、阿母河南にあり、西洋史に巴克特里亞と稱する者、卽ち今の阿富汗北部の地と云ふ、邛竹杖、邛の竹は實行なり、身毒國、天竺の舊名、今の印度なり、

於是、天子乃令王然于、柏始昌、呂越人等、使閒出西夷西、指求身毒國、至滇、滇王嘗羌乃留、爲

發兵興擊、耗費無功、上患之、

【講義】南夷に十餘縣を置きて蜀に屬せしめたる頃、巴蜀の四郡、卽ち漢中、巴郡、廣漢、蜀郡の地は、西南夷の道を修築せむとして、要塞兵を出して、順次に先へ先へと兵糧を運送してありしが、二三年經過すれども、道路修築の工事は出來せず、而も軍士は疲勞し且は食物乏しき爲に餓死ぬる者あり、又風土の異常にあひ、濕氣を受けて病氣になり、死ぬる者も甚だ多し、西南夷亦度々漢に服從せず、因りて兵を差向けて一齊攻擊を企てたれど、勞力のみ多く費して、何等の功なし、武帝も之を困難の事なりと思召さる、

【字解】戍轉相饟、戍は兵を以て國境の要害を守るなり、轉は運送なり、饟は音シャウ、餉に同じ、糧食なり、罷餓、罷は疲と同じ、餓は食物の腹に滿たぬ意、耗費、耗は音カウ、數の不足してゆく意、費は定額以外に入用のかかること、

使公孫弘往視問焉、還、對言其不便、及弘爲御史大夫、是時方築朔方、以據河逐胡、弘因數言西南夷害、可且罷、專力事匈奴、上罷西夷、獨置南夷夜郎兩縣一都尉、稍令犍爲自葆就、

【講義】武帝は公孫弘を使者として西南夷に往きて實狀を視察せしめ、且つ其の便否を尋ね問はしむ、公孫弘復命して、西南夷と通ずることの不便を言上す、公孫弘が御史大夫卽ち天子親近の官となるに及び、其の頃は北方の朔方、卽ち今の內蒙古鄂爾多斯地方の要塞を築き、黃河を楯に取りて胡卽ち匈奴を遠方に攘ひ除かむとする時なりしかば、公孫弘は其の事を理由として、數度西南夷に通ずるは漢の大損害なる由を言上す、且つ又交通を止めて專門に力を盡して匈奴を驅逐する事のみに取掛るべしと言上す、武帝は之を聽納ありて、西夷の交通を止めらる、而して只南夷夜郎の兩縣に一都尉を置き、少しづつ犍爲郡をして自治に赴くやうに命令せらる、

【字解】公孫弘、本書列傳五十三に本傳あり、朔方、

棘道指牂牁江、

【講義】武帝は唐蒙の上書の主意を嘉納ありて、乃ち唐蒙を以て郎中將となし、千人の兵と輜重萬餘人とを引率して夜郎に往かしむ、唐蒙は早速巴蜀筰關より打入り、遂に夜郎侯を見る、蒙は此の時澤山に贈物を夜郎侯に賜ひ、且つ喩すに漢の威勢と天子の恩澤とを以て、漢に內屬せむことを說く、夜郎侯之を諾す、卽ち約束して行政の官人を置き、漢の縣に比して、且つ唐蒙の子をして夜郎の令の官たらしむ、夜郎附近の小國の王も皆漢の贈遺の品物の結構なるに目眩みて心の中に思ふやう、漢に通ずる道は甚だ險阻なれば、結局末まで國を維持し難からむと、是に於て當分唐蒙の約束を承諾して、事圓滿に解決を告げぬ、唐蒙は還りて武帝に復命す、漢は夜郎を以て改めて犍爲郡と稱す、是れより巴蜀の軍卒を徵發して道路を造らしむ、棘を經て牂牁江に出づるを期せり、

【字解】○郎中將、郎中の將あり、郎中は侍從の如し、繒帛、繒は音ゾウ、絹の總名、帛は日本の羽二重なり、犍爲郡、今の四川彭山縣の東北にあり、治道、通路とすべき道を修築するなり、

蜀人司馬相如亦言、西夷邛筰可置郡、使相如以郎中將往喩、皆如南夷、爲置一都尉十餘縣屬蜀、

【講義】蜀の人司馬相如も亦武帝に上言して曰く、西夷の邛筰には郡を置いて治むべしと、是に於て相如を以て郎中將の資格にて往いて內屬を說かしむ、唐蒙のごとく、亦南夷に往いて、一都尉と十餘の縣とを置きて蜀に屬せしむ、

【字解】司馬相如、本書別に傳あり、如南夷、如はユクと訓ず、其の處へ往き到る意、目的をつけて往くなり、

當是時、巴蜀四郡、通西南夷道、戍轉相饟、數歲道不通、士罷餓離濕、死者甚衆、西南夷又數反、

及べり、然れども臣として之を使ふことは能はずといふ、

蒙乃上書說上曰、南越王黃屋左纛、地東西萬餘里、名爲外臣、實一州主也、今以長沙豫章往、水道多絕難行、竊聞、夜郎所有精兵、可得十餘萬、浮船牂牁江、出其不意、此制越一奇也、誠以漢之彊、巴蜀之饒、通夜郎道、爲置吏、易甚、上許之、

【講義】 唐蒙は蜀の商人の言ふ所を聞きて、夜郎の、狀況を知悉したれば、上書して武帝に說いて曰く、南越王は自立して王となり、帝王の服飾をなして南越に割據す、其の地は東西萬里餘あり、名は漢に內屬すと稱すれども、實は一大國の君主なり、今長沙、豫章の兵を率ゐて往かんには、水道にして、絕險多く行くに困難なるべし、內々承はるに、夜郎の常備兵は屈强なる者十餘萬人あるべし、之を水軍として船にて牂牁江に乘り出し、而して南越の不意を打たば、確實に南越を獲得せむ、是れ一種の妙案なり、誠に漢の强きと巴蜀の物資の饒多なるとを幷せ持ちて、夜郎の通路を開き、行政の官人を置きて治めむ事甚だ容易なりと、武帝之を許しぬ、

【字解】 黃屋左纛、南越王列傳に解せり、

乃拜蒙爲郎中將、將千人食重萬餘人、後巴蜀筰關入、遂見夜郎侯多同、蒙厚賜喩以威德、約爲置吏、使其子爲令、夜郎旁小邑、皆貪漢繒帛、以爲漢道險、終不能有也、乃且聽蒙約、還報、乃以爲犍爲郡、發巴蜀卒治道、自

建元六年、大行王恢撃東越、東越殺王郢以報、恢因兵威使番陽令唐蒙風指曉南越、南越食蒙蜀枸醤、蒙問所從來、曰、道西北牂牁、牂牁江廣數里、出番禺城下、蒙歸至長安、問蜀賈人、賈人曰、獨蜀出枸醤、多持竊出市夜郎、

【講義】漢の武帝の建元六年に、大行の官なる王恢は、命を奉じて東越を撃つ、東越の餘善は王郢を殺して漢に送る、王恢は兵力を以て番陽の令唐蒙をして、諷して南越王を諭して漢に從はしむ、南越にて唐蒙に蜀の特産の枸醤を食はしむ、唐蒙は此枸醤の産地と運輸し來れる理由を問ふ、答へて曰く、西北の牂牁江より致せりと云ふ、牂牁江廣さは二三里、番禺城下に出づと、蒙歸りて長安に至り、蜀の商人に問ふ、商人曰く、只蜀のみ枸醤を産出す、因りて多く持ちて內密に塞を出でて夜郎に交易す、

【字解】風指、風は諷と同じ、譬喩して直に言はざるなり、指は示すなり、枸醤、枸は音コウ、古へワタタビと訓ず、蔓生灌木の花に生ずる蟲の巣より採る、之を食へば瘴癘を避くべしといふ、我が國にて猫の藥とす、道西北、道は由なり、牂牁、郡の名、本は船を繫ぐ木の名に出づ、華陽國志に、楚の將莊蹻が夜郎を伐つ時に、其の軍且蘭に至り、船を岸に繫ぎて步戰す、既に夜郎を滅して其の名を改むるに始まると見えたり、漢書には牂牁に作る、今の貴州舊遵義府以南、思南、石阡等に至る、皆其の地なり、

夜郎者臨牂牁江、江廣百餘步、足以行船、南越以財物役屬夜郎、西至同師、然亦不能臣使也、

【講義】夜郎は牂牁江に差出でたる地なり、江の廣さ百步餘りあり、十分に船を漕ぎ上るに足る、南越は許多の財寶を以て夜郎を服從し、西の方は同師まで

版圖に歸せしめたり、かくて楚國に復命せむとするに、其の時丁度秦が楚を擊ちて其領地の巴、黔中の地を攻め取りて、其の地に軍士集まり居て通行叶はぬ事なるに出會せしかば、是れより引戻して、其の軍士を基礎として滇の地に王となり、夷狄の服裝をなして其の土地人民の風儀に從ひて、全く酋長となるに至れり、

【字解】黔中、戰國の時、楚の地の名、故城は今の湖南沅陵縣の西、湖南舊辰州、常德、永順、澧州の諸府州、及び貴州舊黎平、思南の諸府は皆其の地なり、滇地、湖の名にては亦昆明池と云ふ、縣名にもあり、湖は雲南省の城南にあり、昆明、呈貢、昆陽、晉寧の四縣之を環る、周圍三百里、縣の故城は今の雲南晉寧縣の東にあり、

秦時、常頞略通五尺道、諸此國頗置吏焉、十餘歲秦滅、及漢興、皆棄此國、而開蜀故徼、巴蜀民或竊出商賈、取其筰馬僰僮髦牛、以此巴蜀殷富、

【講義】秦の天下一統の時には、常頞といふ者、滇の地を攻め取りて、廣さ五尺の通路を造りて往來に便せり、諸の此等の國には多數に行政の官吏を置きて、民政を掌らしめぬ、十年餘を歷て秦は滅びたり、漢が天下一統の世になりては、皆此等の國々を治外の國として、蜀の要塞を設けて外國の取扱ひをなせり、然るに巴蜀邊の人民は人知れず塞を出でて物品の貿易をなし、西南夷の特產たる筰の馬、僰の僮僕、乃至髦牛等を取りぬ、此の爲に巴蜀の地は殊の外物資饒多にして土地賑はへり、

【字解】常頞、頞は人名なるべしといふ、漢書に嘗破に作る、五尺道、其の處險岨なる故に、道纔かに五尺なるをいふ、開蜀故徼、徼は柵を以て作れる國界、北方の塞といふがごとし、故とは以前よりありしをいふ、商賈、賈は店を構へて售るなり、僰僮、僰の奴婢なり、髦牛、髦は音バウ、西夷の一種、犛に同じ、今の雲南姚安縣の以南にあり、殷富、殷は盛んに多き事、内の充實する意、殷實は富足の義、

の西に在り、冉駹より以東北の君長は亦極めて多し、其の中に白馬最も土地大なり、皆氐の種族の蠻民なり、以上列擧せる蠻民は皆巴蜀の西南の外なる未開民とす、

【字解】 徙蜀都、漢書地理志に蜀郡に徙ありと、筰都は國名、筰は竹の索なり、南夷は之に循ひて水を渡る、故に其人種を號して邛筰といふ、又或は引舟の用ともなす、故治は今の四川漢源縣の東南にあり、冉駹、西夷二族の名、今の四川茂縣の地、土著、人民が土地と相附著するなり、漢書の注に謂有城郭常居不隨畜牧移徙也と見えたり、白馬、種族の名、即ち白馬氏なり、括地志に隴右成州武州皆白馬氐、其の豪族楊氏居成州仇池山上と見えたり、氐類也、西南夷の名、氐羌と云ふ、巴蜀、巴は周の武王が宗姫を封じたる古國の名、秦に至り郡とす、今は縣名、四川保寧府に屬せしが、民國は改めて巴中縣とす、四川嘉陵に屬す、蜀は今の四川、舊の成都、龍安、潼川、雅州の四府、邛州及び保寧府の閬以西、皆其の地、即古への蜀國の地、今の成都縣、

始楚威王時、使將軍莊蹻將兵、循江上、略巴蜀黔中以西、莊蹻者故楚莊王苗裔也、蹻至滇池、地方三百里、旁平地肥饒數千里、以兵威定屬楚、欲歸報、會秦擊奪楚巴黔中郡、道塞不通、因還、以其衆王滇、變服從其俗以長之、

【講義】 西南夷の大酋長の起る原因を案ずるに、昔し戰國の時、楚の威王は、將軍莊蹻と云ふ者をして軍士を引率して江の流れに沿うて上り、巴、蜀、黔中以西の地を占領せしむ、莊蹻は五霸の一人なる楚の莊王の子孫たる者なり、蹻は命に從ひて、滇地に到著して見れば、地方三百里、其の傍らは地面平かにして其の地味の肥えて物産の多額なる事、二三千里の廣きに及べり、此に於て武力を以て之を伐ち平げ、楚の

は最も大なり、其の夜郎の西は靡莫の部類なり、是れ亦十を基位として數ふる程多し、中にも滇は最も大なり、滇より北の方には酋長許多あり、中にも邛都最も大なり、此等の地方の者は、皆頭髮は幸槌の頭のごとき形にして、農業を營み、村落をなして生活す、其の以外の西方の同師といふ所よりして東、北方の楪楡に至るまでは、其の名を嶲、昆明といふ、皆組み合せたる髮の形にしてあり、牧畜を業として一定の居宅なし、所謂水草を逐うて徙る者なり、王として立てる者もなし、其の區域二三千里に及ぶ、

【字解】 西南夷、蜀の南なる夷狄の總稱、夜郎、國の名、今の貴州の西境は西南夷夜郎國の地、漢之を滅して縣となす、靡莫、靡は縣の名、麻始と同じきか、音ヒにあらず、麻哈は貴州にあり、滇、古へ荒服の地、漢の武帝の時、滇王、漢に降る、其の國を以て益州郡を置く、卽ち雲南省、舊雲南府の地、邛都、國の名、今の四川西昌縣の東南にあり、邛は卭の正字、音キヨウ、魋結、南越王傳に解せり、邑聚、邑中の村落なり、邑は小部落の名、同師、邑の名、楪楡、楪は音セフ卽ち葉楡なり、元は水の名、此れは縣の名、漢の置く所、今の雲南大理縣の東北、嶲昆明、嶲は音スキ、郡名、今の四川寧遠府、昆明は縣の名、今の四川鹽源縣と云ふ、編髮、辮髮のことなり、隨畜、畜は音キウ、家畜、馬牛羊雞犬豕の屬、畜は家に飼養する動物の意、遷徙、住居を別所に引移すの意、遷は此方を去りて彼方にゆく意、徙は宿かへする意、

自嶲以東北、君長以什數、徙筰都最大、自筰以東北、君長以什數、冄駹最大、其俗或土著、或移徙、在蜀之西、自冄駹以東北、君長以什數、白馬最大、皆氐類也、此皆巴蜀西南外蠻夷也、

【講義】 嶲より以東北の君長は十を單位として數ふる程多し、中にも徙と筰都とは最も土地大なり、筰より以東北の君長亦極めて多し、其の中にも冄駹最も土地大なり、其人民の習慣は、或は其の地に住居を定め、或は時々引移りて住處を定めぬもあり、此等は蜀

發端となる、樓船將軍は少許の兵を將ゐて接戰の期に及びて執へられ、已前番禺を改めたりし時、反りて降人を驅つて伏波將軍の營に入りしが、今や其時の失錯を悔い、自身の方に朝鮮を降して功となさむと欲して、反りて疑を受けて末を全うせず、荀彘は左將軍として骨折りを誇らむとして、公孫遂と與に誅せらる、左將軍、樓船將軍倶に不名譽を取りて、將軍も兵卒も、何の武功もなく封侯の賞もなかりしは、豈に鑑みるべき事ならずや、

【字解】負固、山河の要害を楯に取りてなり、固は堅固にして爪も立たぬ意、絶祀、祀は祖先の祭祀にして、絶祀とは家の斷絶する意、爲兵發首、朝鮮の役、渉何より發するなり、樓船將狹、其の將ゐる所の卒の量少なきをいふ、及難離咎、左將軍と公孫遂とが樓船將軍を執へたるをいふ、離は罹と同じ、カヽルと訓ず、鳥の網に入る義より、遭ふ意に用ふ、悔失番禺、是より先き南越征討の際、番禺を攻め、反りて降者を驅つて伏波將軍の營に入りたりき、今其の失を悔いて、獨り朝鮮を降して己が功となさむとするをいふ、將率、率は帥と同じ、音スヰ、方伯連帥も亦連率に作るがごとし、莫侯、封侯を得たるものなきをいふ、卽ち樓船も左將軍も皆罪せられて名譽の賞に當らざりしをいふなり、

西南夷列傳第五十六

西南夷君長以什數、夜郎最大、其西靡莫之屬、以什數、滇最大、自滇以北、君長以什數、邛都最大、此皆魋結耕田、有邑聚、其外西自同師以東、北至楪楡、名爲嶲昆明、皆編髮、隨畜遷徙、毋常處、毋君長、地方可數千里、

【講義】支那の蜀の西南の方に割據せる未開地の酋長は、十を單位として數ふる程多し、其の中にも夜郎

爲平州侯、長爲幾侯、最以父死頗有功、爲溫陽侯、左將軍徵至、坐爭功相嫉乖計、棄市、樓船將軍亦坐兵至列口、當待左將軍、擅先縱、失亡多、當誅、贖爲庶人、

【講義】降相參を封じて澅淸侯とし、陰を萩苴侯となし、唊を平州侯となし、長を幾侯となす、路人が子最は父死して頗る功ありたるを以て溫陽侯となす、左將軍は天子の命に因り京に至る、樓船將軍功を爭ひ相嫉みて、計畫を守らざる罪を以て棄市の刑に處せられ、樓船將軍も亦軍兵先づ進みて列口の地を取りし時、當然左將軍を待ち合はすべきを、自儘に軍兵を出して失錯し、又多く兵士を亡ひたるは、法に照して誅すべきなれど、贖銅を出したるが爲に、下して庶人となされたり、

【字解】澅淸侯、功臣表に食邑於齊と見えたり、萩苴侯、功臣表に食邑於勃海と見えたり、平州侯、功臣表に食邑於泰山と見えたり、幾侯、功臣表に食邑於河東と見えたり、溫陽侯、年表に涅陽に作る、漢書亦涅陽に作る、從ふ可し、邑は南陽に屬す、河南鎭平縣の西北に涅水あり、是れなり、至列口、漢書地理志に樂浪郡に屬すと見えたり、山海經には遼東にありと見えたり、贖爲庶人、贖は金を以て罪を贖ふなり、所謂納贖の罪なり、

太史公曰、右渠負固、國以絕祀、涉何誣功、爲兵發首、樓船將狹、及難離咎、悔失番禺、乃反見疑、荀彘爭勞、與遂皆誅、兩軍俱辱、將率莫侯矣、

【講義】太史公曰く、朝鮮王右渠は、要害の堅固なるを負みて漢に反したるを以て、國は其の爲に滅びて子孫斷絕す、涉河は漢の使者となりて右渠を說諭したれども、右渠の背んぜざるより、朝鮮の送る者を殺して大將を殺したりと誣ひて、遂に討鮮軍の出づる

益急、恐不能與戰、王又不肯降、陰峽路人、皆亡降漢、路人道死、

【講義】左將軍は已に樓船と自身の軍とを合併して、直ちに急に朝鮮を擊つ、朝鮮の相路人、相韓陰、尼谿の相參、將軍王唊は互ひに相談して曰く、始めは樓船に降らむと欲したれども、樓船は今執へられ、獨り左將軍兩軍に併せ將として、攻むる事益急なり、恐らくは與に戰ふ事能はざるべし、而も王は降參を承知し給はずと、陰、唊、路人は皆亡げて漢に降參す、路人は途中にて死す、

【字解】相路人云々、顏師古は相路人、相韓陰、尼谿相參、將軍王唊の四人なりとす、相とは朝鮮官紀の總稱と云ふ、

元封三年夏、尼谿相參、乃使人殺朝鮮王右渠來降、王險城未下、故右渠之大臣成巳又反、復攻吏、左將軍使右渠子長、降相路人之子最、告諭其民、誅成巳、以故遂定朝鮮爲四郡、

【講義】元封三年の夏、尼谿の相參は籠城不可能と見て、人をして朝鮮王右渠を殺さしめて漢に降る、但王險の城は未た落城に至らず、故の右渠の大臣成巳又叛す、因りて再度漢の吏を攻む、左將軍は右渠が子長及び嚮きに降れる相路人の子最をして其の民を說諭せしめ、成巳を誅す、是に於て遂に朝鮮を滅ぼす、其の故の地を改めて四郡として、眞番、臨屯、樂限、玄菟となす、

【字解】復攻吏、漢の吏を攻むるなり、降相云々、路人は先きに已に漢に降る、故に降相と云ふ、最は路人が子の名、爲四郡、眞番、臨屯、樂浪、玄菟の四郡となすなり、臨屯は今の朝鮮江原道、本と濊貊の地、昭帝の時、樂浪郡に併入す、樂浪は今の朝鮮の平安、黃海、京畿諸道又び忠淸道の北境、玄菟は今の朝鮮咸鏡道及び吉林の南境、本と沃沮の地、

封參爲澅淸侯、陰爲萩苴侯、唊

不下者有狀、言樓船數期不會、具以素所意、告遂曰、今如此不取、恐爲大害、非獨樓船、又且與朝鮮共滅吾軍、遂亦以爲然、而以節召樓船將軍、入左將軍營計事、卽命左將軍麾下、執捕樓船將軍、幷其軍、以報天子、天子誅遂、

【講義】　公孫遂は征伐に向ひ、朝鮮に到著すれば、左將軍曰く、朝鮮は今當然降參すべきなり、然るに降參せざるは事情ある事なりと言ひて、樓船將軍の度々左將軍と約束して置きながら、其の期日に來らず、是れ疑はしき點なりと述べて、且つ又平素自己が疑ひ居る所の一切を語り、公孫遂に忠告して曰く、今此の如くなる時に樓船將軍を片付けぬ時は、恐らくは大害をなさむ、是れは單に樓船將軍の兵卒のみならず、又且に朝鮮と連合して、諸共に吾が軍まで滅すに至らむと云ふ、公孫遂も此の言を信じ、當然の事とし、內々樓船將軍を捕へむ覺悟を有しぬ、是に於て節信を以て樓船將軍を呼び寄せぬ、將軍は左將軍の陣營に入りて相談す、卽ち左將軍の旗本の士に命じて樓船將軍を執へ、其軍兵を自己に併せ有ちて、かくと天子に奏上す、武帝此の事を聞き、遂を誅す、

【字解】　天子誅遂、誅の字、漢書には許に作る、通鑑考異には、左將軍が、功を爭ひ相嫉み計に乖くを以て棄市せらるとあれば、武帝は必ず遂が樓船を執ふるを以て非となしたるならむには、誅に作るを是となすとあり、

左將軍已幷兩軍、卽急擊朝鮮、朝鮮相路人、相韓陰、尼谿相參、將軍王唊、相與謀曰、始欲降樓船、樓船今執、獨左將軍幷將戰

の總攻擊をなさむとす、樓船將軍は朝鮮と內約のごとく降參を早く實行せしめむとす、是の故に左將軍の約束の日に出會はず、然るに左將軍も亦使者をして都合を計りて朝鮮を降參せしめむとせり、朝鮮は肯はずして、心を樓船將軍の方に向け居れり、此の爲兩將は中らひ甚だ圓滿ならず、左將軍は心中に疑ふやう、樓船は先頃、敗北して軍勢を減らしたる罪あり、今又私に朝鮮と親密にするにも拘はらず、朝鮮を降參せしめず、樓船には謀叛の計略あらんと疑ひたれども、未だ抑へて之を發表するに至らず、

【字解】 求間郤、暇ある時を求むる意、郤は隙と通用す、隙なり、不相能、互ひに融和せぬなり、能は習順の意、心意、意は疑なり、臆度する意、直不疑の傳に已而同舍郎覺、妄意不疑の意と同じ、

天子曰、將率不能、前及使衞山諭降右渠、右渠遣太子、山使不能剸決、與左將軍計相誤、卒沮約、今兩將圍城又乖異、以故久不決、使濟南太守公孫遂往征之、有便宜得以從事、

【講義】 武帝曰く、樓船、左將軍の二大將が前みて攻むる事能はず、衞山をして諭して朝鮮を降らしむるに及びて、王は太子を入朝せしめむとす、然るに衞山は自身に決行する事能はず、事を敗れり、左將軍と約束しながら、互ひに欺きて終に約束を抑へ止む、今兩大將は朝鮮王城を取卷いて、又互ひに融合せず、其の爲に久しく決定せずと、是に於て濟南の太守公孫遂と云ふ者をして之を調停せしむ、都合に依りて臨機の處分を執る事を許されぬ、

【字解】 剸決、剸は專と同じ、卒沮約、卒は終なり、沮は壞るなり、卽ち約束を破壞するなり、乖異、乖は彼此相合はざるなり、異は同の反、仲あしきをいふ、濟南、府の名、漢の置く所、山東省にあり、今の歷城縣は其の舊治と云ふ、往征之、征の字、漢書に正に作る、得以從事、任意の處分を允すなり、

遂至、左將軍曰、朝鮮當下久矣、

りし浿水の沿岸の朝鮮軍を破りて、其れより目的通りに前進して城下に至りて其の西北を取巻いて攻む、樓船將軍も亦往いて丁度城南に居る、右渠遂に堅く籠城す、二三月にして攻め破る能はず、左將軍は本來宮中に侍して愛幸せられし人なれば、軍旅に慣れず、然も燕代の地の悍兵を率ゐて、勝に乘じて攻めたれば、軍中頗る氣位高し、

【字解】 素侍中幸、荀彘は本より宮中に侍して天子に親幸せらるとなり、

樓船將齊卒入海、固已多敗亡、其先與右渠戰、困辱亡卒、卒皆恐、將心慙、其圍右渠、常持和節、左將軍急擊之、朝鮮大臣乃陰間使人私約降樓船、往來言、尙未肯決、

【講義】 樓船將軍は齊の卒を將ゐて海に入り、度々敗亡す其の以前右渠と戰ふ時、困難し然も辱を受けて卒を敗散せしめたれば、卒は皆恐れて用に立たず、樓船將軍の心には深く之を恥ぢたり、然れば今回右渠を圍むにも、常に和睦あれかしと期せり、然るに左將軍は急に攻擊しければ、朝鮮の大官等は、內々間諜を以て內情を搜り、楊僕に降伏せむことを內約せしめ、今や降服せむとす、されど只の噂のみにて、未だ全く事實とはならざりき、

左將軍、數與樓船期戰、樓船欲急就其約、不會、左將軍亦使人求間郤降下朝鮮、朝鮮不肯、心附樓船、以故兩將不相能、左將軍心意、樓船前有失軍罪、今與朝鮮私善、而又不降、疑其有反計、未敢發、

【講義】 左將軍は度々樓船將軍と時日を約して朝鮮

殺臣、今見信節、請降服、遣太子入謝、獻馬五千匹、及饋軍糧、人衆萬餘、持兵方渡浿水、使者及左將軍疑其爲變、謂太子已降服、宜命人毋持兵、太子亦疑使者左將軍詐殺之、遂不渡浿水、復引歸、山還報天子、天子誅山、

【講義】左將軍は朝鮮の浿水の西方に陣せる軍を擊ちたれども未だ敵を破りて自ら前進すること能はず、武帝は兩將軍の未だ勝たざるが爲に、是に於て衞山と云ふ者をして兵力を示して往いて右渠に說き、降伏を勸告せしむ、右渠は漢の使者を見て、今までの無禮を謝して曰く、曩に願はくは降伏せむと思ひしも、只恐るゝは兩將が詐謀を以て臣を殺さむことを、然るに只今正に漢朝の正使たる節を御所持であるを見ては、早速降服せむと云ひて、太子をして入朝して謝罪せしめむとて、良馬五千匹を獻ぜしめ、又軍人の兵糧まで送りぬ、人數多く引連れて今や浿水を渡らむとするに、漢の使者も左將軍も皆心變りせむかと危みて謂つて曰く、太子は今や降伏したれば、宜しく人每に兵器を持つことを禁じ給へと云へば、太子も亦使者と左將軍とが詐りて殺さむかと疑ひて、遂に浿水を渡らず、空しく再度引歸る、衞山還りて右のごとく復命す、武帝怒りて山を誅せられぬ、

【字解】見信節、天子の使たる節を持ちて往く故に安心したるなり、信は證據なり、饋軍糧、饋は食を尊者に送る意、毋持兵、兵は武器なり、

左將軍破浿水上軍、乃前至城下、圍其西北、樓船亦往會居城南、右渠遂堅守城、數月未能下、左將軍素侍中幸、將燕代卒悍、乘勝軍多驕、

【講義】左將軍は兼て攻擊して未だ破ること能はざ

散多還走、坐法斬、

【講義】元封二年の秋、武帝は、樓船將軍楊僕をして齊より渤海に浮ばしめ、軍士五萬人、左將軍荀彘は遼東より出でて、右渠を討たしむ、右渠は軍士を出して險阻に據りて之を禦ぐ、左將軍の卒正卽ち大部隊の長なる名は多と云へる者、遼東の兵を率ゐて急先鋒たらしむ、然るに散々に打負けて、多は逃げ還りぬ、已むを得ず、軍律に照して斬首の刑に處せらる、

【字解】左將軍、漢書百官公卿表に、前後左右將軍、或有左右、皆掌兵と見えたり、卒正多、兵士百人を卒と云ふ、正は其の首領なるべし、多は其の名、下文を見るべし、先縱、縱とは散兵となして眞先きに出すなり、坐法斬、法は軍律、坐は其の刑に當てらるゝなり、

樓船將軍將齊兵七千人、先至王險、右渠城守、窺知樓船軍少、卽出城擊樓船、樓船軍敗散走、將軍楊僕失其衆、遁山中、十餘日、稍求收散卒復聚、

【講義】樓船將軍は齊兵七千人を將ゐて先づ王險に至るに、右渠は城を枕に討死にせむと堅く守りぬ、併し樓船將軍の軍士の少數なるを窺ひ知りて、直ちに城を出でて樓船將軍を擊つ、樓船將軍の軍打負けて散り〲に走る、將軍楊僕は多數の軍士を打取られて、只一人山中に遁れ入りて十日餘りを經過し、程なく散り〲になりたる兵士を求めて、再度隊伍を編成するに至りぬ、

【字解】城守、城を守るを云ふ、攻城野戰の野戰と同例にして、倒字法なり、

左將軍擊朝鮮浿水西軍、未能破自前、天子爲兩將未有利、乃使衛山因兵威往諭右渠、右渠見使者頓首謝、願降恐兩將詐

滅して置く所、卽ち今の朝鮮江原道、擁閼、遮り塞ぐ意、防害して通ぜしめぬなり、

元封二年、漢使涉何誘諭右渠、終不肯奉詔、何去至界上、臨浿水、使御刺殺送何者朝鮮裨王長、卽渡馳入塞、遂歸報天子曰、殺朝鮮將、上爲其名美、卽不詰、拜何爲遼東東部都尉、朝鮮怨何、發兵襲攻殺何、天子募罪人擊朝鮮、

【講義】 元封二年に、漢の武帝は涉何と云ふ者を使者として、朝鮮王右渠を勸誘して漢に歸順せしむ、然れども終に命に從はず、何已むを得ず還りて界上に至り、浿水に臨む時、其の御者をして、朝鮮より何を送る使者の裨王長を刺し殺さしむ、因りて直ちに浿水を渡り、馳せて塞に入りぬ、遂に歸りて武帝に復命して曰く、朝鮮の大將を殺せりと、武帝は大將を殺したりとの言の立派なるに依り、送る使者を殺したりとは知らねば、其の儘にして、深く其の殺したる理由を責め問はず、涉何を以て遼東の東部の都尉となしぬ、朝鮮は涉何を怨みて、軍士を出し、不意に攻めて涉何を殺せり、武帝は囚徒を徵集して朝鮮を擊たしめたり、

【字解】 使御、涉何の御者をして朝鮮の送る者を殺さしむるなり、裨王長、裨王は小王なり、右賢裨王など是れなり、長は其の名、裨は稗と通ず、稗海など用ふるに同じ、爲其名美、將を殺すといふ美名の爲になり、東部都尉、漢書地理志に、遼東郡武次縣は東部都尉の治と見えたり、都尉は郡の將なり、

其秋、遣樓船將軍楊僕、從齊浮渤海、兵五萬人、左將軍荀彘出遼東、討右渠、右渠發兵距險、左將軍卒正多率遼東兵、先縱、敗

傳あり、參看、亡命、罪ありて名籍を脱して逃亡する事、聚黨、意氣相同じき人を聚合するなり、魋結、魋、は椎と同じ、結は髻と同じ尉佗の列傳に出づ、上下鄣、鄣は卽ち前に云へる鄣塞なり、漢書地理志に、樂浪郡の注に有雲鄣と見えたれば、此の一地方に出入せるならむ、都王險、王險は地名、杜佑曰く、平壤卽ち王險城也と、

會孝惠高后時、天下初定、遼東太守卽約滿爲外臣、保塞外蠻夷、無使盜邊、諸蠻夷君長、欲入見天子、勿得禁止、以聞、上許之、以故滿得兵威財物、侵降其旁小邑、眞番臨屯皆來服屬、方數千里、傳子至孫右渠、所誘漢亡人滋多、又未嘗入見、眞番旁衆國、欲上書見天子、又擁閼不通、

【講義】漢の孝惠帝及び高后の時に天下初め治まり定まるに會して、遼東郡の太守は卽ち朝鮮王滿に約束するに滿が漢の外臣となりて、國界外の蠻夷を保護して、國界の地を侵掠する事なからしめ、又諸蠻夷の君長の漢に入朝するを欲する者を妨げて禁止する事なからしむる等の三條件を以てして其の許可を漢朝に申請す、天子之を許す、是の故に王滿は兵力と財力とを獲得して、其の附近の小國を攻め降す、されば眞番、臨屯等の國は皆來りて服屬す、其の地の廣さ二三千里に及べり、其後滿は王位を子に傳へて孫の名は右渠と云ふ者に至り、誘ひ引き出だして自分に從はしたる漢國の脱走人はますく多し、又其の勢力を恃みて未だ嘗て漢の朝廷へ入朝して天子に謁見したる事あらず、初めの約束に叛きて眞番等近傍の諸國が上書して漢の天子に朝見せんと欲すれども朝鮮王右渠は又遮り妨害して漢と交通せしめず、

【字解】外臣、封建の時代、此國の臣、他國の君に對して自稱する語なり、臨屯、郡の名、漢の武帝、朝鮮を

【講義】朝鮮、黄海、日本海間の半島國、初め箕子此に封ぜられ、漢の初め衞氏之を繼ぎ、武帝に滅され、其の南部三韓諸國となり、皆漢に屬す、近來我が日本帝國の保護國となり、後ち日本遂に併合す、故燕人也、姓は衞、名は滿、燕の人なり、始全燕時、六國の燕が全盛の時の意、眞番、郡の名、漢の武帝、朝鮮を滅して置く所、今の鴨綠、佟佳兩江及び興京附近の地、鄣塞、鄣は障と同じ、古代塞上要險の處に城を築きて障蔽となす者、塞は險要なる國界なり、遼東外徼、遼東は郡の名、秦の置く所、今の奉天の東南境、遼河の東にあり、外徼は國界外の地の意、徼は木柵を以て蠻夷の界となすこと、

漢興、爲其遠難守、復修遼東故塞、至浿水爲界、屬燕、

【講義】漢の天下を一統して勢力大に振ふ時に及びて、朝鮮が甚だ遠くして統治し難きに由り、以前のごとく、遼東の要塞を修造す、浿水即ち鴨綠江までを國境として、燕王に附屬せしむ、

【字解】浿水、浿水は川の名、今の鴨綠江、但し時代に從ひて少異あり、燕、北燕と稱す、召公奭の後、七雄の一、今の奉天、直隸及び朝鮮北部の地、秦に滅さる、

燕王盧綰反、入匈奴、滿亡命、聚黨千餘人、魋結蠻夷服、而東走出塞、渡浿水、居秦故空地、上下鄣、稍役屬眞番朝鮮蠻夷、及故燕齊亡命者、王之、都王險、

【講義】漢の高帝十二年に、燕王盧綰叛逆を企て匈奴に入る、朝鮮王滿は亡命し、黨人を聚めたること千餘人、頭髮を椎のごとき髻に左右の耳邊に結び、蠻夷の服裝をなして東方に走り、國界を出で、浿水を渡りて、秦の故の空虛の地に居り、漢の障塞ある處を或は上り或は下りして往來攻略し稍くに眞番、朝鮮、蠻夷の者及び故の燕齊の地より亡命したる者を手に附け、自立して王となり、王險の地に都を奠めたり、

【字解】燕王盧綰反、本書盧綰列傳に詳かなり、匈奴、北狄の一種、今の內外蒙古の地を略有せり、本書

侯、由此知越世世爲公侯矣、蓋禹之餘烈也、

【講義】 太史公論賛して曰く、越は南方未開の人種なれども、其の先祖たる人は、如何にも上代に於て民人に大功德を施したる人なるか、蓋し功德の大なる者あるに由れるならむ、何ぞ其の後嗣の久しく續きたるや、幾代を經ても、常に子孫は一國の君主と仰がれたる事の不思議なる國よ、其の先祖句踐は一度武勇を以て天下に聞えたりき、然れども、其の後餘善、越王と號するを許さるゝに至りしかど、漢朝に叛きて國を滅し、其の人民を中國に移らしめたり、其の同系の子孫繇王居股等は、猶尚封ぜられて大國の主となりぬ、以上の事實に徵して察すれば、越の後嗣は代代諸侯として世に顯はれたりし事分明なり、是れ蓋し其の大祖禹王が後世に遺せる功德の餘りに外ならじと謂ふべし、嗚呼偉なるかな、

【字解】 蠻夷、蠻は南方未開の人種の稱、蓋し蛇多き地の人反亂をなし易きをいふ、夷は東方の人の意、苗裔、子孫後代の者の意、苗は草の莖葉、根の生ずる所、裔は衣裾の末、衣の餘なるより稱す、萬戶侯、食邑萬戶の侯なり、俗に云ふ大藩などの意、禹之餘烈、禹王は夏の名君、烈は功なり、餘烈は功德の後世に遺りたるをいふ、

朝鮮列傳第五十五

朝鮮王滿者、故燕人也、自始全燕時、嘗略屬眞番朝鮮、爲置吏、築鄣塞、秦滅燕、屬遼東外徼、

【講義】 朝鮮の王滿は、故は燕の人なり、六國の一として勢力を振ひし燕の盛んなる時に方りて、嘗て眞番、朝鮮の二國を併合して、行政の官吏を置き、其の地を治めしめ、又鄣塞即ち要塞を築きて防備とす、秦の始皇帝の二十五年、燕王を得て其の國を滅したる時に、遼東の外徼即ち國界外の一國として之を置けり、

を封じて開陵侯となす、越の衍侯吳陽を封じて北石侯となす、橫海將軍說を封じて案道侯となす、橫海校尉福を封じて繚嫈侯となす、福は成陽の共王の子なり、故は海常侯とて諸侯なりしが、罪ありて侯の資格を失ふ、舊は軍に從ひて功なけれども、親屬の緣故の爲に侯となる、諸將皆從軍の成績なき者は封ぜらるる事なし、中に東越の將多軍といふ者は、漢の軍攻め來れる時に、其帥ゐたる軍を置き去りにして自身一人漢の軍に降りぬ、因りて封ぜられて無錫侯となる、

【字解】東成侯、漢書に東城侯に作る、地、九江に在り、開陵侯、開陵は臨淮にあり、北石侯、漢書に外石侯に作る、濟陽にあり、案道侯、地は南陽にあり、繚嫈侯、縣の名、所在不詳、成陽、城陽と同じ、東越將多軍、多軍は名なり、又云ふ、多は姓、軍は名なりと、無錫侯、地は會稽にあり、今は縣の名、

於是天子曰、東越狹多阻、閩越悍數反覆、詔軍吏皆將其民徙處江淮間、東越地遂虛、

【講義】論功行賞定まつて後、武帝宣はく、東越は土地狹くして險阻多く、又閩越は人氣强暴にて、度々騷亂を起して天子に歸服せず、何れも治め難しと、因りて軍務の官人に詔し、皆其の地の人民を引率して、轉住して江淮の間に居らしむ、是れよりさしもの强暴なりし越の地も人住まぬ野となりぬ、

【字解】狹多阻、土地廣からず、然も天然に要害となる地多きを云ふ、阻は要險險阻なり、悍數反覆、悍は疳氣强く無上に勇む意、反覆は表裏定まらず恃み難き意、或は畔き或は順ふ類なり、軍吏、軍官と云ふがごとし、軍務の吏なり、遂虛、虛は墟と同じ、遺跡のこと、

太史公曰、越雖蠻夷、其先豈嘗有大功德於民哉、何其久也、歷數代常爲君王、句踐一稱伯、然餘善至大逆、滅國遷衆、其先苗裔繇王居股等、猶尙封爲萬戶

從建成侯敖、與其率從繇王居股、謀曰、餘善首惡、劫守吾屬、今漢兵至衆彊、計殺餘善、自歸諸將、儻幸得脫、乃遂俱殺餘善、以其衆降横海將軍、

【講義】漢軍の進擊以前に、故の越の衍侯吳陽は、前に漢に居りしかば、漢は之をして越に歸りて、餘善に降伏の利を說き聽かしめたり、然れども餘善は此の說を受け入れず、かくて横海將軍の第一進擊に當りて、衍侯吳陽は其の領の七百人を引連れ、反對に越の軍を漢陽に攻め、又建成侯敖に從ひて、其の部下と一緒に繇王居股の許に到り、謀りて曰く、餘善は謀叛の張本人となりて、吾等を威壓して自國を守る、然れども漢の軍攻め寄せて、其人數殊の外に多し、今計り見るに、吾等が餘善を殺して漢の諸大將の下に附かば、吾々は萬一にも漢の誅殺を免るゝことあらむ、諸君皆吾が意見に從ふべしとて、是れより一味同心餘善を殺して、其の大部隊を率ゐて横海將軍に降參す、

【字解】建成侯敖、東越の臣なり、儻幸得脫、儻は俗に倘に作る、或は然るの詞、誅伐を免るゝを得むとなり、

故封繇王居股爲東成侯、萬戶、封建成侯敖爲開陵侯、封越衍侯吳陽爲北石侯、封横海將軍說爲案道侯、封横海校尉福爲繚嫈侯、福者成陽共王子、故爲海常侯、坐法失侯、舊從軍無功、以宗室故侯、諸將皆無成功莫封、東越將多軍、漢兵至、弃其軍降、封爲無錫侯、

【講義】亂平ぎたるに依り論功行賞に於て、繇王居股を封じて東成侯となし、食邑萬戶となす、建成侯敖

て越を討滅せむとするなり、

【字解】 武帝璽、南越尉佗傳に佗乃自尊號爲南越武帝と見えたるを、曾孫嬰齊代り立つに及び、武帝の璽を藏むる由見えたり、詐其民爲妄言、妄りに自ら尊大にするをいふ、句章、縣の名、故城、今の浙江慈谿縣の界にあり、橫海將軍は能く海上を橫行するを謂ふ、中尉、官名、漢諸王國亦之を置く、以て盜賊に備ふ、戈船下瀨、戈船は軍艦なり、南越尉佗傳に下厲に作る、解、前にあり、若邪、山の名、今浙江紹興縣の南にあり、下に溪あり、若邪溪といふ、卽ち西施浣紗の處なり、字亦若耶に作る、

元封元年冬、咸入東越、東越素發兵距險、使徇北將軍守武林、敗樓船軍數校尉、殺長吏、樓船將軍卒錢唐轅絡古斬徇北將軍、爲禦兒侯、

【講義】 武帝の元封元年の冬、漢の征討軍等大擧して皆悉く東越に打入る、東越は素より軍兵を出して要害の地に於て漢の軍を距ぐ、先づ徇北將軍たる人をして武林を守らしめ、漢の樓船將軍の二三の校尉を敗りて、長吏卽ち縣吏の尊き者を殺す、樓船將軍が兵卒錢唐の人轅絡古といふ者、徇北將軍を斬りたる功に依りて、封ぜられて禦兒侯となる、

【字解】 徇北將軍、漢は越の北にあれば、漢の地を切り從ふる意なり、長吏、漢の縣令長は皆丞尉あり、秩四百石より二百石に至る、是を長吏となす、又吏秩の尊き者をもいふ、樓船將軍率云々、年表禦兒の欄に以軍卒斬東越徇北將軍功侯と見えたり、又終古に作れり、錢唐は會稽郡の縣の名、轅は姓、禦兒侯、禦兒は地名、今の浙江崇德縣の東南に語兒鄕あり、古への禦兒なり、

自兵未往、故越衍侯吳陽前在漢、漢使歸諭餘善、餘善弗聽、及橫海將軍先至、越衍侯吳陽以其邑七百人反攻越軍於漢陽、

越の國境に近づきて自國に來らむとすと聞きて、遂に漢に叛し、軍士を出して漢の攻め入る要害の地を守らしめ、將軍騶力等を尊んで呑漢將軍の名を附け、白沙、武林、梅嶺に打出で、漢の三人の校尉の官の者を殺したり、

【字解】 白沙武林、白沙は豫章の北にある地、武林は其の東南の地、今の江西餘干縣の東北に武陵山あり、卽ち古への武林の地、本は虎林といふ、唐の世諱を避くるに因りて武林と改むといふ、

是時、漢使大農張成、故山州侯齒將屯、弗敢擊、却就便處、皆坐畏懦誅、

【講義】 是の時漢の天子は大農の官なる張成及び故の山州侯たりし齒といふ者をして、軍兵の集合せる隊長とす、然るに強ひて攻擊せず、退いて安全地帶に集合して頗る怠慢なりしかば、漢の知る所となり、皆其の行爲の畏懦卽ち敵を畏れて弱く尻込みせる罪に依りて大農等は誅せられぬ、

【字解】 故山州侯、舊山州侯に封ぜられたりし人なり、城陽の共王の子といふ、城陽は今の山東濮縣の東南にあり、却就便處、却は退くなり、

餘善刻武帝璽自立、詐其民爲妄言、天子遣橫海將軍韓說出句章、浮海從東方往、樓船將軍楊僕出武林、中尉王溫舒出梅嶺、越侯爲戈船下瀨將軍、出若邪白沙、

【講義】 餘善は前の南越尉佗が自立して武帝と稱したりし時の印を刻して自ら王と稱し、大に尊大に構へて民人を威壓す、是に於て漢の天子は之を討伐せむとて、橫海將軍韓說に句章より出で、海に浮んで東方より越を攻めしめ、又樓船將軍楊僕に武林より出でしめ、中尉王溫舒に梅嶺より出でしめ、越侯に戈船下瀨將軍として若邪、白沙より出でしむ、是れ大擧し

越、及漢破番禺、不至、

【講義】 武帝の元鼎五年に至りて、南越王、漢に叛く、東越王餘善、書を漢朝に上りて請ひて曰く、願はくは軍士八千人を率ゐて、漢の樓船將軍に從ひて、呂嘉等を擊たむと請ふ、東越王の軍士揭揚に到著する比、海上荒れたるを以て、自から辯解して口實を風波に假りて進軍せず、二心を懷いて內々南越に使者を出して此の事を知らしめ、漢の軍の番禺を破るに至るまで、漢の樓船將軍の手に來らず、蓋し前の志を變じたるなり、

【字解】 爲解、自から解說するにて、到著せざる譯を言ひわけするなり、持兩端、二心を懷くなり、陰使南越、使を遣はして相與に知らしむるなり、

是時、樓船將軍楊僕使使上書、願便引兵擊東越、上曰、士卒勞倦、不許、罷兵、令諸校屯豫章梅嶺待命、

【講義】 是の時に樓船將軍楊僕は、使者を漢の天子に致して上書せしむ、曰く、願はくは、東越王が二心を懷いて至らざるを討たむと、天子曰く、士卒勞して戰ひに倦めり、擊つべからずとて許されず、軍を整へて復戰ふことなからしむ、而して各組の大將に命じて、兵を豫章の梅嶺に集中して天子の指揮を待たしむ、

【字解】 便引兵、便は乃に同じ、東越王が二心を懷きて至らざるを討たむといふなり、諸校、多數の校尉なり、將軍に次ぐ官、今の佐尉官などのごとし、

元鼎六年秋、餘善聞樓船請誅之、漢兵臨境且往、乃遂反、發兵距漢道、號將軍騶力等、爲吞漢將軍、入白沙武林梅嶺、殺漢三校尉、

【講義】 元鼎六年の秋に餘善は、漢の樓船將軍が上命を請ひて我れを討たむとする由と、漢の軍が今や

く、閩越王、郢等の一味は是れ罪の巨魁たり、然れども無諸の孫繇君は、初めより今度の亂に關係せず、是れを嗣となすべしとて、乃ち郎中將を使者とし、丑を越の繇王となし、閩越の後として其の祭祀を繼がしめたり、

【字解】不戰而耘、耘の字、惠棟の説に從ひ、抎に改むべし、抎は隕、殞と同じく、クダル、オツと訓ず、こゝにては卽ち城が戰はずして手に入りたるを云ふ、漢書には殞に作る、無諸孫繇君丑、無諸は閩越王の始祖、繇は邑の名、丑は名なりと索隱に見えたり、

餘善已殺郢、威行於國、國民多屬、竊自立爲王、繇王不能矯其衆持正、天子聞之、爲餘善不足復興師曰、餘善數與郢謀亂、而後首誅郢、師得不勞、因立餘善爲東越王、與繇王竝處、

【講義】餘善は今や閩越王郢を殺したれば、其威力全國に行はれ、國民も多く歸伏す、是に於て竊かに自立して王となりぬ、繇王は其の部下を押へつけて國王の體面を保つ事能はず、漢の天子は此の由を聞きて餘善が爲に、殊に大軍を出して討伐するに及ばずとて、更に勅諚を下して曰く、餘善は度々閩越王郢と騷動を起したりしが、後心機一轉して、自ら主謀となりて郢を攻め殺せり、此の爲に漢軍は骨折りなく討平するを得たりと、此太功あれば、其の勞に報ずるが爲に餘善を立てゝ東越王となし、彼の嚮きに立てたる繇王と竝びて王たらしめたり、

【字解】繇王不能云々、繇王の威力微にして制する能はざるを云ふ、矯は面を其の方に向はしむる意、持正は名分を立てゝ紀綱を持する事、

至元鼎五年、南越反、東越王餘善上書請、以卒八千人、從樓船將軍、擊呂嘉等、兵至揭揚、以海風波爲解不行、持兩端、陰使南

險阻に於て漢の軍を防ぐ、其の弟餘善是に於て相及び一族等と相謀りて曰く、我が王は自由に兵を出し南越を撃ちて漢朝の指麾を請はざるが爲に、漢の天子の軍は來りて我を征伐す、今漢の軍は其の數多く其の勢ひ强し、今若し我が軍之と戰ひて仕合せに勝たば、更に多く漢軍は來らむ、終に國を滅して止まむのみ、今我が王を殺して以て天子に謝罪し、天子幸ひに我が請ひを入れて軍を引上げられば、固に我が全國何の損失もなく枕を高うすべし、若し不幸にして聽かれずんば、是の時こそ我が軍の全力を盡して戰ひ、若し勝たずんば、亡げて海に浮ばむといふ、皆曰く、其の謀實に善しと贊同したれば、やがて閩越王郢をば戟もてつき殺しつ、其の首をば使者に託して漢の將軍王恢に致さしめたり、

【字解】豫章、地の名、其の地淮南、江北の界にあり、未踰嶺、大庾嶺を踰えざるなり、庾嶺は江西大庾縣の南にあり、廣東南雄縣と界を分つ、五嶺の一、贛越の要衝に當る、嶺路峻阻、唐の張九齡、新徑を開鑿し、上に多く梅を植う、因りて梅嶺と名づく、宗族、同族の人なり、不請、漢の天子の指揮を請はざるなり、衆彊、彊は强と通用す、弓の力ある意よりおこりて、すべて力ある者を稱す、

大行曰、所爲來者、誅王、今王頭至、謝罪、不戰而耘、利莫大焉、乃以便宜案兵、告大農軍、而使使奉王頭馳報天子、詔罷兩將兵曰、郢等首惡、獨無諸孫繇君丑、不與謀焉、乃使郎中將立丑爲越繇王、奉閩越先祭祀、

【講義】大行王恢曰く、漢より遙々と越に來れるは、閩越王の暴を誅せむとてなり、然るに今越王の首は手に入りて、而も餘善は從來の無禮を謝す、戰はずして大敵降參したるもの、其利莫大なりと、是に於て都合を計りて兵を駐め、大農韓安國が軍に事情を告げ、且つ使者をして閩越王の頭を以て急行して漢の天子に報告せしむ、天子詔あり、兩將の兵を罷めしめて曰

したるを以て、之を率ゐて海に浮びて東甌を救へり、未だ軍の戰場に到著せざる中に閩越は兵を引いて去りぬ、東甌は之を恩として、全國咸悉く中國に徙らむと願ふ、乃ち許し、悉く國民を擧りて中國に來りしかば、之を江淮の地に置きて住ましめたり、

【字解】出虎符、兵を出すに信として用ふる符、虎を彫りたるに依る、既に前に見えたり、會稽、郡の名、今の江蘇東部、浙江の西部は皆其の地、會稽山名高し、欲距不爲發兵、距むは其の虎符なきを以てあり、斬一司馬、軍旅の事を掌る官の者を誅するなり、諭意指、意指は意の在る處をいふ、天子の意指の在る處を以て曉告するなり、

至建元六年、閩越擊南越、南越守天子約、不敢擅發兵擊、而以聞、上遣大行王恢、出豫章、大農韓安國出會稽、皆爲將軍、兵未踰嶺、閩越王郢發兵距險、其弟餘善乃與相宗族謀曰、王以擅發兵擊南越不請、故天子兵來誅、今漢兵衆彊、今卽幸勝之、後來益多、終滅國而止、今殺王以謝天子、天子聽罷兵、固一國完、不聽乃力戰、不勝卽亡入海、皆曰、善、卽鏦殺王、使使奉其頭致大行、

【講義】建元六年になりて閩越は南越を擊ちぬ、南越は漢の天子との約束を守りて、敢て自由に兵を發して閩越を擊たず、諸侯力攻は政府の許さゞる所なればなり、而して其の閩越より擊たるゝ由を漢朝に上申せり、天子是に於て大行の官の王恢をして豫章より兵を出し、大農韓安國をして會稽より兵を出して閩越に向はしむ、皆總大將の任を受けて往く、漢の軍未だ庾嶺を踰えぬさきに、閩越王郢は兵を出して

越也、今小國以窮困、來告急天子、天子弗振、當安所告愬、又何以子萬國乎、

【講義】是に於て中大夫莊助は田蚡を詰りて曰く、唯に漢朝の武力が越の困窮を援ふ能はざる事と恩德を以て越を愛撫する能はざるを患ふるなり、若し誠に能く援ふ事を得ば、殊更に何を以て之を拋棄すべき、且つ秦は咸陽を全部差出して亡びたる上は、越を拋棄するなどいふ小さき事を論ずるに及ばず、今小國の越は敵に攻められ窮困したるを以て、天子に對して援兵を乞ふに、天子之を見殺しにして援はずんば、小國は何處に告げて援助を假らむとせむ、又之を援けずとならば、天子が天下を愛撫するかひあらむやといふ、

【字解】何乃越也、何ぞ獨り越を拋棄するといふ位の事ならむや、尙大きなる事ありの意、天子弗振、振は賑と同じ、救なり、告愬、愬は訴と同じ、告げうつたふる事、

上曰、太尉未足與計、吾初卽位、不欲出虎符發兵郡國、乃遣莊助以節發兵會稽、會稽太守欲距不爲發兵、助乃斬一司馬諭意指、遂發兵浮海、救東甌、未至、閩越引兵而去、東甌請擧國徙中國、乃悉擧衆來、處江淮之間、

【講義】天子曰く、太尉田蚡の謀は愚にして與に計るに足らず、吾れ今初めて天子となりしばかりなれば、正式に討伐の軍を發して諸國を苦しまするを欲せず、故に田蚡の說に從はず、莊助の說に從はむとて、乃ち莊助をして使者の信を示して兵を會稽より發せしむ、會稽の太守は虎符のなきを見て之を拒みて兵を出さざるを欲せり、莊助は乃ち一人の司馬の官の者を殺して、是非とも兵を發すべき天子の意のある所を諭し告げければ、會稽の太守は遂に兵を出

呉に歸服せり、呉の軍破るゝに及びて、東甌は漢の財物を以て依賴せられたるを諾して、戟を以て呉王を丹徒につき殺しぬ、此の功に依りて皆無事に國に歸ることを得たり、

【字解】欲從閩越、越を招きて己に從はしむるをいふ、受漢購、購は財貨を賄賂に遺りて其の欲する所をなさしむるをいふ、利を以て啗はしむる意、丹徒、今は縣の名、故城は江蘇丹徒縣の東南十八里にあり、淸の咸豐八年通商港を開く、

吳王子子駒亡走閩越、怨東甌殺其父、常勸閩越擊東甌、至建元三年、閩越發兵圍東甌、東甌食盡困且降、乃使人告急天子、

【講義】吳王濞の子子駒は國より逃亡して閩越に赴く、東甌が其の父を殺せる事を怨みて、常に閩越を勸めて東甌を擊たしむ、武帝の建元三年に至りて、閩越は軍兵を出して東甌を圍む、東甌は兵糧盡き且つ困しみたれば、將に降伏せむとす、是に於て使者をして差迫りたる困難の由を漢の天子に告げ申さしむ、

天子問太尉田蚡、蚡對曰、越人相攻擊固其常、又數反覆、不足以煩中國往救也、自秦時、弃弗屬、

【講義】天子、太尉田蚡に下問あり、蚡對へて曰く、越人互ひに相攻め擊つことは固より其の平素の事にて、今日に始まるにあらず、又度々漢に順ふかと思へば又叛き、叛くかと思へば又順って態度定まらず、漢朝の手數をかけて往いて之を救ふに及ばぬ次第なり、故に秦の時より、治外として內屬を强ひざりきと、

於是中大夫莊助詰蚡曰、特患力弗能救、德弗能覆、誠能何故弃之、且秦擧咸陽而弃之、何乃

いふは此の吳芮が事なり、諸侯に從ひて秦を滅しぬ、是の時に當りて楚の將項籍は命を主り、無諸、搖等を王とせず、故を以て楚に附かず、

【字解】鄱陽令吳芮、鄱陽は縣の名、今の江西鄱陽縣の東にあり、鄱君、吳芮が號なり、主命弗王、命令權を主り、無諸、搖を王とせざるなり、

漢擊項籍、無諸搖率越人佐漢、漢五年、復立無諸爲閩越王、王閩中故地、都東冶、

【講義】漢王が項籍を擊つ時に、無諸、搖は越人を率ゐて漢王の軍を佐けぬ、漢の五年に以前のごとく無諸を閩越王として閩中の故の地に王たらしめて、東冶に都を奠めしむ、

【字解】東冶、縣の名、故城は今の福建閩侯縣の東北冶山の麓にあり、漢の時、交趾の貢獻は皆東冶より海に泛びて至りき、

孝惠三年、擧高帝時越功、曰、閩君搖功多、其民便附、乃立搖爲東海王、都東甌、世俗號爲東甌王、

【講義】孝惠帝の三年に、高帝の時の越の軍功を表彰して曰く、閩君搖の功は少からず、其の國人皆悅んで歸服せりとて、搖を立てゝ東海王となし、東甌の地に都せしむ、世の人號して東甌王といへり、

【字解】擧越功、擧は其の功を追論する意、東甌、地名、今の浙江永嘉縣の西南に東甌城あり、

後數世、至孝景三年、吳王濞反、欲從閩越、閩越未肯行、獨東甌從吳、及吳破、東甌受漢購、殺吳王丹徒、以故皆得不誅歸國、

【講義】搖の後二三代經て漢の孝景帝の三年に至りて、吳王濞が謀叛したる時、閩越を招きて從へむとしけるに、閩越は行く事を承知せず、只一人東甌のみは

惑なるをいふ、失惑は過失と處置を惑ひしをいふ、因禍爲福、三千人を以て不便の處に居て、多く降伏を受けたるをいふ、譬若糾墨、墨は當に纆に作るべし、或は云ふ纆と通用すと、二つ合せ撚りたるを糾といひ、三つ合せ撚りたるを纆といふと、又云く、相反すと、異説あり、姑らく前説に據る、〇此の論贊は他の論贊と文體を異にし、四字句にし韻を押せり、今本文の字傍に—を附して押韻を示す事となせり、

東越列傳第五十四

閩越王無諸、及越東海王搖者、其先皆越王句踐之後也、姓騶氏、秦已併天下、皆廢爲君長、以其地爲閩中郡、

【講義】閩越王無諸と、越の東海王搖とは、其の先祖は、皆越王句踐とて名高き霸王の子孫なり、其姓は騶氏と云ふ、秦の始皇帝が天下一統の時に、此等閩越及び越の東海王の王と號せるを廢して、皆君長となす、君長は猶郡守と云ふがごとし、而して其の諸越の地は、秦に收めて郡となし、閩中郡とせり、

【字解】閩越、又閩粤に作る、今の福建、本は周の七閩の地、後に越人の居となる、因りて閩越と稱す、東越は又東粤に作る、今の福建閩侯縣の地、漢の武帝、餘善を東越王となす、繇王と竝び置く、餘善の反するに及びて之を滅すこと、後に見ゆ、句踐、本書越世家に詳かなり、皆廢爲君長、秦の始皇二十五年、秦將王翦、越君を降し、會稽郡を置く、始皇本紀參看、

及諸侯畔秦、無諸搖率越歸鄱陽令吳芮、所謂鄱君者也、從諸侯滅秦、當是之時、項籍主命、弗王、以故不附楚、

【講義】諸侯が秦に叛く時になりて、無諸と搖とは越人を率ゐて鄱陽の令吳芮の手に從ふ、所謂鄱君と

なれば、實は四世なり、

太史公曰、尉佗之王、本由任囂、遭漢初定、列爲諸侯、隆慮離溼疫、佗得以益驕、甌駱相攻、南越動搖、漢兵臨境、嬰齊入朝、其後亡國、徵自樛女、呂嘉小忠、令佗無後、樓船從欲、怠傲失惑、伏波困窮、智慮愈殖、因禍爲福、成敗之轉、譬若糾墨、

【講義】 太史公曰く、尉佗が南越に王たるに至れるは、本は其の太守任囂が尉佗を召して其の計を授けたるに由れり、幸ひに漢の天下一統に出會ひて、列せられて諸侯となる、洵に異數とす、然るに漢將隆慮侯出征するに及びて、濕疫に罹りて成功なきに由りて、尉佗益〻勢力を振つて威福を擅にす、甌駱の君長互ひに攻め伐つに至りて南越穩かならず、漢の問罪の軍、國境に臨みて、南越王嬰齊、漢に朝するに至りて、南越は所謂雨降りて地固まるの地位に立ちて、國本定まらむとす、然るに王太后の淫行より南越の滅亡を胚胎し、加之丞相呂嘉は區々たる忠節の末に拘はりて太后と國內に爭ひ、爲に越王の家を滅ぼし、尉佗創業の苦心も全く水泡に歸せしむるに至れり、漢の樓船將軍はさしも功勞に募りて欲を縱にし、怠り傲りて身を過ち、伏波將軍は苦境に立ちて、南越討伐の智慮愈〻多く生じたり、是れ敵の禍に因りて我が福となすもの、是に由りて之を觀れば、事の成ると敗るゝとは、譬へば三ッに組合せて撚りたる繩のごとく、禍福表裏をなせるものなり、

【字解】 動搖、人心落ち着かず浮き立つ意、國內の騷動すること、隆慮濕疫、高后の時、隆慮侯周竈をして南越を伐たしむ、暑熱に會ひ且つ濕氣に罹り、軍士大に疫して嶺を踰ゆる能はざりしをいふ、樓船從欲、從は縱に同じ、從欲とは樓船將軍として南越を伐つに便處を擇びて、東南面に居たりしをいふ、怠傲失惑、便處を擇びて進まざりしは怠傲なり、南越の軍士を自から攻めずして、伏波將軍の營に降らしめしは失

○蒼梧王趙光者、越王同姓、聞漢兵至、及越揭陽令定、自定屬漢、越桂林監居翁、諭甌駱屬漢、皆得爲侯、

【講義】蒼梧王趙光は南越と同じく趙姓にして、南越の親族なり、趙光は漢軍大擧して至ると聞くや、越の揭陽の令なる定といふ者と倶に定の手引きにて降伏す、越の桂林の監なる居翁は、甌駱を諭して漢に屬せしめたり、此の功に依りて皆侯となるを得たり、

【字解】蒼梧王、前文に秦王と見えたる卽ち是れなり、揭陽令、揭陽は縣の名、漢の置く所、故城は今の廣東揭陽縣の西にあり、今は廣東潮循道に屬す、定は令の名、漢書に安道侯となるとあり、自定、定の手引きにてといふ程の意、桂林監、桂林は郡の名、今の廣西桂林蒼梧二道及び柳江道東部の地、監は郡の官、姓は居、名は翁といふ、漢書に四十餘萬口を以て降る、湘城侯となるとなり、

戈船下厲將軍兵、及馳義侯所發夜郎兵未下、南越已平矣、遂爲九郡、

【講義】戈船下厲將軍歸義越侯の軍と馳義侯遺の徵發せる巴蜀夜郎の軍は未だ下り到らず、然るに南越は已に平定せり、是に於て南越の地を九郡となしぬ、

【字解】九郡、儋耳、珠崖、南海、蒼梧、九眞、鬱林、日南、合浦、交阯の九郡とせる由、漢書に見えたり、

伏波將軍益封、樓船將軍兵以陷堅爲將梁侯、自尉佗初王後、五世九十三歲而國亡焉、

【講義】伏波將軍路博德は勳功に依りて封を益し、樓船將軍楊僕は南越の堅固なる城を攻め取りたる勳功に依りて將梁侯となる、さて尉佗が自立して南越王となりしより後、其の孫胡、其の子嬰齊、其の子興、其の次建德に至りて、五世九十三歲にして國亡びぬ、

【字解】五世、父子相嗣ぐを世となす、建德は興の兄

燒敵、反驅而入伏波營中、犂旦城中皆降伏波、

【講義】越にては平素より伏波將軍の威名を聞きて恐れたる上に、日の暮るゝに及びて其の兵數の多少を知らず、愈、懼れたり、伏波將軍は此に於て營壘を設けて、使者をして降伏する者を招かしめ、又之を優待して封侯の印綬を賜ひ、其の上に還ることをゆるして、互ひに招いて降伏を勸めしむ、樓船軍は全力を盡して攻擊し敵城を燒き、反りて敵兵を急擊して伏波將軍の營壘中に入る、翌日の早朝に越の城中の者皆伏波將軍に降伏せり、

【字解】乃爲營、營壘を設けて降伏する者を待つなり、相招、越の來降者は卽ち賜ふに侯の印を以てし、放ち還らしめて更に招きて諭さしむるなり、犂旦、犂は音レイ、漢書には遲に作る、犂は黑き義よりして天未だ明けずして尙黑きの意とす、一に黎に作る、義同じ、遲は待つの義にして夜明けを待つ意なり、又犂旦と同義、

呂嘉建德已夜與其屬數百人亡入海、以船西去、伏波又因問所得降者貴人、以知呂嘉所之、遣人追之、以其故校尉司馬蘇弘得建德、封爲海常侯、越郎都稽得嘉、封爲臨蔡侯、

【講義】呂嘉と建德とは早くも夜の間に乘じ、其の部下二三百人と亡げて海に入り、船にて西に去りぬ、伏波將軍は又之を捕へむが爲に、今度降伏せる越の貴人に問ひて呂嘉が落ち行く先途を知り、人をして追はしむ、是れによりて校尉の司馬蘇弘は越王建德を捕へ得て、其功に依り海常侯となり、越の郎なる都稽は呂嘉を捕へ得て、其功に依り臨蔡侯となりぬ、

【字解】校尉、武官の名、屯兵を掌る、海常、地の名、東萊にありといふ、越郎、南越の郎官なりし者、臨蔡、功臣表に河內に屬すと見えたり、

名、今の北盤江の地、貴州雲南廣西より廣東に入るを西江となす、

元鼎六年冬、樓船將軍、將精卒、先陷尋陜、破石門、得越船粟、因推而前挫越鋒、以數萬人待伏波、伏波將軍將罪人、道遠會期後、與樓船會乃有千餘人、遂俱進、

【講義】元鼎六年の冬、樓船將軍は精鋭の軍士を將ゐて第一に尋陜を攻め取り、石門を破りて越の船と兵糧を獲たり、因りて其分捕りの船を利用して前進して越の勢力を挫かむとす、越の二三萬の軍士を以て伏波將軍は巴蜀の罪人を引率して進めども道遠ければ會期に後れたるが、樓船の軍と會する時に至りて點檢すれば千人餘の軍士あり、遂に全軍を合せて進みて擊つ、

【字解】尋陜、地の名、今の廣東曲江縣、石門、廣東省城西北江中にあり、兩山相對峙して門のごときより名づく、挫越鋒、越の船は漢の船よりも大なるに、今其の船を捕拿したれば、之に因りて越軍を破るをいふ、待伏波、伏波將軍の來るを待つなり、

樓船居前、至番禺、建德嘉皆城守、樓船自擇便處、居東南面、伏波居西北面、會暮樓船攻敗越人、縱火燒城、

【講義】漢の樓船軍は第一位にありて進む、第一の要害地番禺に至れば、越王建德、呂嘉等皆籠城す、樓船は自ら駈引きに都合よき地を擇びて東南西にあり、伏波將軍の軍は西北面にあり、日の暮るゝ頃樓船軍は攻めて、越軍を敗ると共に城を燒討す、

越素聞伏波名、日暮不知其兵多少、伏波乃爲營、遣使者招降者賜印、復縱令相招、樓船力攻

徵、以下讒レ臣不レ討レ賊に至るまでは春秋の義をいふ、力政、政は征と通ず、力征とは兵力を以て互ひに相攻伐するなり、讒臣不討賊、讒は誹なり、ソシル、譖なり、セム、晏如、自から置立して心安泰、少しも恐懼せざるをいふ、江淮、長江の淮水をいふ、江蘇、安徽の地を江淮となす、其の江淮の間にあるを以てなり、樓船、船の上に樓ある大船、水軍に用ふ、越は水軍を用ひざれば撃つべからず、故に大船を造るなり、

元鼎五年秋、衛尉路博德爲ニ伏波將軍ト、出ニ桂陽ヨリ、下ニ匯水ニ、主爵都尉楊僕爲ニ樓船將軍ト、出ニ豫章ヨリ、下ニ橫浦ニ、故歸義越侯二人爲ニ戈船下厲將軍ト、出ニ零陵ヨリ、或下ニ離水ニ、或抵ニ蒼梧ニ、使ニ馳義侯因ニ巴蜀罪人ニ發ニ夜郎兵ヲ、下ニ牂牁江ニ、咸會ニ番禺ニ、

【講義】武帝の元鼎五年の秋、衛尉即ち門衛屯兵を掌る官の路博德を越を降伏せしむる名に因みたる伏波將軍となし、桂陽より出でて匯水を下り、又主爵都尉の楊僕を樓船將軍となして、豫章より出でて橫浦を下り、又故の歸義侯、越侯の二人を戈船下厲將軍となし、零陵より出でて、或軍は離水を下り、或軍は蒼梧に抵り、又馳義侯をして巴蜀の罪人に因り夜郎の兵を徵發して牂牁江を下らしめ、全軍咸く番禺の要地に集合す、

【字解】衛尉、秦の置く所、九卿の一、門衛、屯兵を掌る、伏波將軍、路博德、始めて任ぜらる、討越の大將の官、桂陽、郡の名、今の湖南郴縣、匯水、漢書地理志に滙に作るに從ふべし、主爵都尉、列侯を掌る官、歸義越侯、故は越人、降りて侯となれる者、二人は一は名を嚴と云ひ、一は光と云ふ、歸義とは越より來るを美する語、戈船下厲將軍、戈を船の下に置きて蛟龍の害を避くるといふ、或は戈を船に載すといふ說あり、下厲は漢書に厲を瀨に作る、音相通ず、馳義侯、越人にして名を遺といふ、又降伏して侯となれる者、夜郎、本は國の名、今の貴州の西境、漢之を滅して縣を置く、今の貴州桐梓縣の東二十里にあり、牂牁江、水の

送りて、千秋に深入りせしむ、未だ要害なる番禺の險に至らざる四十里にして、南越は軍兵を出して千秋等を擊ちて、遂に全滅せしむ、而して人をして漢の使者の信とする符節を函に納れ、封印を施して國境に置かしめ、態と輕侮せる無禮の言を以て罪を謝し、兵を出して要害の處を守りたり、

【字解】　開道給食、通路を開きて深く越の地に入らしむる計畫なり、使者節、漢の使者の持ち往きたる符節、塞上、塞は國境の要害の處、南康記に大庾嶺を塞上と名づくとあり、謾辭、謾は詐を以て人をだしぬく意、

於是天子曰、韓千秋雖無成功、亦軍鋒之冠、封其子延年、爲成安侯、樛樂其姊爲王太后、首願屬漢、封其子廣德、爲龍亢侯、

【講義】　是に於て天子曰く、韓千秋は出征して其の功を全うせずと雖も、亦出征軍の急先鋒の功ありとて、其の子延年を封じて成安侯とす、樛樂（越の太后の弟）は、その姊王太后にして、王太后は第一に漢に內屬するを願ひし者なれば、その忠義に依りて其の子廣德を封じて龍亢侯となす、

【字解】　軍鋒之冠、先鋒の第一の意、成安、功臣表に成安は郟に屬すと見えたり、龍亢、縣の名、故城は今の安徽懷遠縣西七十里にあり、

乃下赦曰、天子微諸侯力政、譏臣不討賊、今呂嘉建德等反、自立晏如、令罪人及江淮以南樓船十萬師往討之、

【講義】　天子乃ち大赦令を下して曰く、孔子の作れる春秋の經典には、天子の威力薄弱にして、諸侯は互ひに相兵力を以て攻伐し、而して臣下が君を弑せる亂賊を討ぜざるを譏れり、今呂嘉、建德等南越に反し、自から王と稱して、安泰にして恐懼の色なきは不埒なり、故に春秋の大義に照らして、罪人及び江淮以南の軍艦十萬の軍士をして南越を討たしむと、

【字解】　下赦、罪をゆるす勅命を發布するなり、天子

の弟摎樂と二千人を率ゐて南越を討たしむ、越の國境に及べば、呂嘉等は果して叛旗を翻し、令を國中に下して曰く、南越王年若く、太后は中國の人なり、又漢の使者と私通し、專ら漢に內屬して、盡く先王の寶物を持つて入朝して漢の天子に獻じ、以て自から媚びむとす、又多く僮僕を引連れて漢の首府長安に到りて、此等の僮僕を賣り拂ひて一時凌ぎの利益を得て南越王家の安危を顧みず、萬代の後の心配をなさざるものなりと告ぐ、

【字解】 將二千人往、韓千秋は時に校尉たり、自媚、王太后が漢の天子に自から氣に入るやうに諂ふこと、虜賣、捕虜として賣るなり、僮僕、僮は隷妾、僕は家に仕ふる者、下男、

乃與其弟將卒、攻殺王太后及漢使者、遣人告蒼梧秦王及其諸郡縣、立明王長男越妻子術陽侯建德爲王、

【講義】 呂嘉は命令を發すると同時に、其の弟と軍士を將ゐて王太后及び漢の使者を攻め殺し、使者をして蒼梧の秦王及び其の他の郡縣に告げしめて、明王の長男にて越の女の子なる術陽侯建德を立て丶南越王となす、

【字解】 越妻子、明王嬰齊が越に娶る所の秦王の女の子なり、その摎后の子に非ざることを明にせむが爲に、故らに越妻と書せり、術陽侯、功臣表に術陽は下邳に屬すと見えたり、下邳は今の江蘇邳縣の東にあり、

而韓千秋兵入、破數小邑、其後越直開道給食、未至番禺四十里、越以兵擊千秋等、遂滅之、使人函封漢使者節置塞上、好爲謾辭謝罪、發兵守要害處、

【講義】 呂嘉は夫々處置をなすに反して、漢の將千秋は僅かに越の數小地を攻め取りたるのみ、然るに呂嘉の深謀遠慮たる、越より直ちに道を開き兵粮を

參曰、以好往、數人足矣、以武往、二千人無足以爲也、辭不可、天子罷參也、郟壯士故濟北相韓千秋奮曰、以區區之越、又有王太后應、獨相呂嘉爲害、願得勇士二百人、必斬嘉以報、

【講義】荘參が曰く、親密なる交際上より往かば二三人の使者にて十分なるべし、若し兵力を以て臨まば二千人にては不足なるべしと思はるれば、此の使ひは承はるべからずとて辭退す、天子荘參を罷めて使ひとせず、時に郟縣の勇武ある人故の濟北の相韓千秋は勇氣を奮つて曰く、彼の小國なる南越に於て王と太后とが内部にありて漢朝に心を寄せらるゝに當りて只一人丞相呂嘉が漢朝に反抗するは物の數にもあらず、願はくは勇士二百人を得て彼の地に向はば、必ず呂嘉を斬つて復命せむといふ、

【字解】以好往、親善の心を以て對するをいふ、辭不可、南越には釁の乘ずべきありと雖も既に漢軍の出征と聞かば、道程遠ければ必ず内變あらむ、故に辭退して上命を奉ぜぬなり、郟壯士、郟は縣の名、今の河南河洛道に屬せり、區區之越、小さき越といふ意、濟北、地の名、

於是天子遣千秋、與王太后弟樛樂將二千人往、入越境、呂嘉等乃遂反、下令國中曰、王年少、太后中國人也、又與使者亂、專欲内屬、盡持先王寶器、入獻天子以自媚、多從人行、至長安、虜賣以爲僮僕、取自脫一時之利、無顧趙氏社稷、爲萬世慮計之意、

【講義】是に於て天子、韓千秋を以て將とし、王太后

怒欲鏦嘉以矛、王止太后、嘉遂出、分其弟兵就舍、稱病不肯見王及使者、乃陰與大臣作亂、王素無意誅嘉、嘉知之、以故數月不發、

【講義】呂嘉は坐上の人々が何と無く耳なり目なりの様子が平生と異れるを見ければ、直ちに座を起ちて外に出でむとす、太后怒りて矛を以て撞き刺さむとす、王は太后を止めたれば、嘉は遂に外に出づ、其の弟の將ゐたる兵士を分ち、自己の護衛として舍に歸る、是れより大病と稱して肯て王にも使者にも謁見せず、乃ち陰に大臣と兵を起さんとす、王は本來呂嘉を誅する意なし、嘉呂は此の事を知りたれば、わざと二三箇月を經たり、

【字解】見耳目非是、非是とは平生の容子と異なるを云ふ、鏦嘉、鏦は撞き刺す意、分其兵、其の弟の兵を分ち取るなり、

太后有淫行、國人不附、欲獨誅嘉等、力又不能、天子聞嘉不聽、王王太后弱孤不能制、使者怯無決、又以爲王王太后已附漢、獨呂嘉爲亂不足以興兵、欲使莊參以二千人往使、

【講義】太后は品行甚だ亂れて善からず、國民も其の事を知りて歸服せず、唯獨りにて呂嘉を誅せむとすれども、力又不十分にて遂ぐる能はず、漢の天子は、呂嘉が王の命に從はず、又王と太后とは勢力なければ之を威力にて屈する事能はず、漢の使者は氣弱くして呂嘉を誅して處分する事能はざるを聞き、又思へらく、南越王及び太后は今や漢に内屬す、呂嘉のみ一人反亂をなすに於ては、特に官軍を差向けずとも、莊參をして二千人を引率して使者をして往きて説かしめば足らむと思はれたり、

されば呂嘉は南越王が漢に上書する每に度々王を諫めて之を止む、王は聽かず、呂嘉不平を起して王に叛く心あり、度々大病と稱して漢の使者に對面せず、使者も亦頗る呂嘉を注目して危險なる者とす、然れども王は其の勢ひ未だ呂嘉を誅する能はず、王及び王太后も亦呂嘉が王よりも先きに叛きて兵を興さむことを恐れたり、

【字解】 爲耳目者、俗に目附となる者の意、人の耳目ありて能く物を聞き見ることを辨ずるがごときに喩へたる語、先事發、王よりも先きに軍を興さむと危む意、

乃置酒、介漢使者權、謀誅嘉等、使者皆東鄕、太后南鄕、王北鄕、相嘉大臣皆西鄕侍坐飮、嘉弟爲將、將卒居宮外、酒行、太后謂嘉曰、南越内屬、國之利也、而相君苦不便者、何也、以激怒使者、使者狐疑相杖、遂莫敢發、

【講義】 是に於て王は酒宴を開き、漢の使者の權力を楯に取りて呂嘉一味の者を誅せむと謀る、其の酒宴の席次は、漢の使者は正式に東に向ひて坐し太后は南に向ひ、王は北に向ひ、丞相呂嘉及び大臣は皆西に向つて酒宴に侍せり、呂嘉が弟は大將として兵士を引連れて王宮の外に居る、酒宴始まりてより太后は呂嘉に向つて曰く、南越が漢に内屬せるは國の利益なればなり、然るに相君は不便なりとて之を苦にせらるゝは如何なる事ぞといひて、以て漢の使者を憤怒せしめて遂に呂嘉を誅せむとす、然れども漢の使者はそのいづれに從はむかと躊躇して、所謂睨み合ひの姿をして遂に嘉を誅するに至らず、

【字解】 介漢使者權、介は恃なり、タノムと訓ず、東鄕、鄕は嚮と同じ、又向に同じ、面のむかふ方をいふ、狐疑、疑ひて決せぬ事、狐は疑ひ深き獸なりとの說に因る、相杖、杖は持の意、睨合ふ貌、

嘉見耳目非是、卽起而出、太后

官、傅は附なり、德義を附くる意、餘得自置、丞相、內史、中尉、太傅の外は皆南越自から選ぶに任せ、漢の印綬を受けざるを許すなり、黥劓刑、黥は額に入墨を施す刑、劓は古代五刑の一、鼻を割く刑、塡撫之、塡は音チン、鎭と同じく、定むる意、塡國家などのごとく用ひらる、

王王太后飭治行裝、重齎爲入朝、其相呂嘉年長矣、相三王、宗族官仕爲長吏者七十餘人、男盡尙王女、女盡嫁王子兄弟宗室、及蒼梧秦王有連、

【講義】南越王及び王太后は漢朝に入朝せむとて旅行の支度を整頓し、貴重なる獻上物をとゝのへて入朝の用意をなす、越の相呂嘉は年齡高く、老功の者なり、而も南越王尉佗、子嬰齊、子興の三代に仕へ加之親族の官仕して高官に至る者七十餘人あり、男の子は盡く南越の王女を妻とし、女子は盡く王子兄弟宗族に嫁し、又蒼梧の秦王と姻戚の關係あり、

【字解】飭治行裝、旅行の支度する事、飭治は整備の意、重齎、齎は音シ、貴重なる獻上物の意、尙王女、尙は配の意、帝王の女を尊びて敢て娶といはず、之を尙といふ、蒼梧秦王、蒼梧は漢の置く所の郡名、今の廣西蒼梧縣、秦王は越中王自ら名けて秦王といふ、連は親婚なり、

其居國中甚重、越人信之、多爲耳目者、得衆心愈於王、王之上書、數諫止王、王弗聽、有畔心、數稱病不見漢使者、使者皆注意嘉、勢未能誅、王王太后亦恐嘉等先事發、

【講義】南越の丞相呂嘉が國中に於ける威權甚だ重し、越の人は呂嘉を信じて、呂嘉の身に代りて力を盡す者多く、天下の人望を得たる事は王よりも勝れり、

王年少、太后中國人也、嘗與安國少季通、其使復私焉、國人頗知之、多不附太后、太后恐亂起、亦欲倚漢威數勸王及羣臣、求內屬、卽因使者上書、請比內諸侯三歲一朝、除邊關、

【講義】南越王は年若く、太后は支那本土の趙の邯鄲の人なり、太后は嚮きに邯鄲にありて安國少季と私通してありしが、今回安國が南越に使するや、再度太后と私通せり、國人は大抵知らぬ者もなき程にて甚だ不人望なるが爲に、太后は國內に騷動の起らむことを恐れ、且つは漢の威光に倚らんと欲して、度々王及び群臣に中國の諸侯と同一資格になることを勸めしが、此の度使者の來れるを幸ひとして上書して、中國の諸侯と同一資格になり、三年毎に一度入朝し、國境の關所を廢せられむことを請願す、

【字解】其使復私焉、漢の使者安國少季が再度太后と私通するをいふ、內屬、內附と同じ、漢の朝廷よりして外國が自國に附屬するを云ふ辭なり、

於是天子許之、賜其丞相呂嘉銀印、及內史中尉太傅印、餘得自置、除其故黥劓刑、用漢法、比內諸侯、使者皆留塡撫之、

【講義】是に於て天子は南越王の上書に陳ぶる所の內屬の意を聽許あり、南越の丞相呂嘉に銀印を、又內史中尉太傅に印を賜ひて漢の印綬を受けしめ、其の他の官は南越にて自由に選び置くに任せて、漢の印綬を受けしむるに及ばずとなし、又南越に今まで罪人に入墨をなし又鼻をそぎ切る刑の過酷なる者を廢し、漢の制度を用ひ、中國の諸侯に準じて待遇するに改む、諸の使者は皆留りて安全ならしめぬ、

【字解】銀印、銀印青綬は光祿大夫に賜はる物、內史、王國の官名、漢以來諸王國亦皆內史を置く、以て國人を治む、郡守のごとし、中尉、漢、諸王國に置ける官名、以て盜賊に備ふ、太傅、既に見ゆ、王を輔導する

に諷諭して入朝せしめむとす、嬰齊越王となりても倘勝手に殺生をなして我儘の行爲を樂しみしかば、若し入朝せば、必定漢の制規に從ひて本土にある諸侯と同一待遇にせらるべしと思ひ、固く大病と稱して遂に入朝せず、子次公をして入朝して宿衞せしめたり、

【字解】風諭、風は諷と同じ、正しく言はずしてかこつけて人を感ぜしむる意、遠まはしにいふ事、即ち入朝せしむるやうに心付かすなり、

嬰齊薨、謚爲明王、太子興代立、其母爲太后、太后自未爲嬰齊姬時、嘗與霸陵人安國少季通、及嬰齊薨後元鼎四年、漢使安國少季往諭王王太后以入朝比內諸侯、令辯士諫大夫終軍等宣其辭、勇士魏臣等輔其缺、衞尉路博德將兵屯桂陽待使者、

【講義】南越王嬰齊薨ず、謚して明王と言ふ、太子興代りて王となる、太子の母を太后となす、さて太后は嚮きに中國にありて未だ嬰齊の腰元とならぬ時より、霸陵の人安國少季といふ者と私通したりしが、嬰齊が薨ずるに及びて後、漢の武帝の元鼎四年に、漢朝より安國少季を使者として、南越に赴きて王及び太后に入朝して中國の諸侯と同一待遇になることをせよと說き聞かさしむるに幷せて、能辯の士諫大夫終軍等をして其の上意を南越王に宣べしめ、又勇武の士魏臣等をして入朝するに決せしめむとせらるゝ事となる、而して南越の將衞尉路博德は軍兵を引率して桂陽に駐まり、以て漢の使者を待ち受くる事となれり、

【字解】安國少季、安國は姓、少季はその字なり、輔其缺、缺は一に決に作るを是とす、決とは助けて策を決斷せしむるをいふ、

しに、漢の天子に歸順したる上は禮を失ふことなかれと、要するに漢の巧言に欺かれて入朝すること勿れ、若し入朝せば、漢に留められて復越に歸ることを得ず、是れ國を亡ぼす勢ひなりといふ、是に於て胡は大病と稱して竟に入朝せず、

【字解】驚動南越、漢が兵を興して郢を誅するに南越驚動せり、今又南越王が漢朝に入らば、亦南越を驚動せむとなり、說好語、好語は甘言といふがごとし、說は漢書南粤王傳に怵に作る、怵は誘なり、

後十餘歲、胡實病甚、太子嬰齊請歸、胡薨、謚爲文王、嬰齊代立、卽藏其先武帝璽、

【講義】王胡が大病と稱して入朝取止めの後十年餘にして、王胡は眞實に大病になりしかば、太子嬰齊は先年より漢朝に人質となりてありしが、今回歸國せむと願ひ出づ、許されて南越に歸れば、胡は薨じぬ、謚を文王といふ、嬰齊次いで王となる、此の時より、以前に武王が帝と稱せし時の印を藏して復用ひず、僭號を去ることゝせり、

【字解】武帝璽、尉佗が自ら僭して作れる印なり、藏は深くかくして人に見せぬ意、卽ち僭號を去るをいふ、

嬰齊其入宿衞在長安時、取邯鄲樛氏女、生子興、及卽位、上書請、立樛氏女爲后、興爲嗣、漢數使使者風諭嬰齊、嬰齊尙樂擅殺生自恣、懼入見要用漢法、比內諸侯、固稱病、遂不入見、遣子次公入宿衞、

【講義】嬰齊が漢に入朝して宿衞して都の長安に居りし時、邯鄲の樛氏の女を妻となして子興を生みたり、今度南越王となるに及び、漢朝に上書して前の樛氏の女を正式に后となし且其の生む所の子興を世嗣となさむと請願す、漢朝にては度々使者を以て嬰齊

於是罷兵、天子使莊助往諭意、南越王胡頓首曰、天子乃爲臣興兵討閩越、死無以報德、遣太子嬰齊入宿衞、謂助曰、國新被寇、使者行矣、胡方日夜裝入見天子、

【講義】是の上書に依りて景帝は、南越が正義ありて善く諸侯たる名分を守りて前の約束を無視せざるを重んじ、王恢、韓安國の兩將を遣はし、往いて閩越を征伐せしむ、漢の軍勢の未だ國境の嶺を踰えざる中に、閩越王の弟餘善といふ者、越王郢を殺して降參す、因りて漢は征伐を止む、景帝は莊助を使者として、往いて天子が南越に對する本意の懇切なることを說き聞かさしむ、南越王胡は謹んで禮して曰く、漢の天子の、臣の爲に軍を出して閩越を征伐せられたる恩は、我が身死ぬとも之を報ずる事能はずと、人質として世嗣の子嬰齊をして漢朝に行きて宿衞せしむ、莊助に告げて曰く、吾が國は昨今外敵に攻められて騷動せり、故に使者には漢朝に早く歸られよ、吾れは今より日夜大急ぎにて支度を整へ、入朝して天子に拜謁し厚恩を謝せむと、

【字解】多守職約、多は重んずるなり、職約は藩臣の職を守りて擅に約制を踰えて相戰はざるをいふ、宿衞、當直して禁庭を守護する事、入朝する遜語なり、

助去後、其大臣諫胡曰、漢興兵誅郢、亦行以驚動南越、且先王昔言、事天子期無失禮、要之不可以說好語入見、入見則不得復歸、亡國之勢也、於是胡稱病竟不入見、

【講義】莊助が漢に歸りし後に南越の大臣は王を諫めて曰く、漢が軍勢を差向けて東越王郢を誅するに當りて、南越は驚き動きぬ、然るに今王亦漢に入らば、我が全國の人心は動搖せむ、且つ先王昔し言はれ

卒、佗孫胡爲南越王、

【講義】是に於て趙佗は命令を國中に發して曰く、吾れ聞く、二人の大人物は倶に立つ能はず、二人の賢者は同一に世に居る能はずと、其の如く今や漢の皇帝は明君なり、而して己れは及ぶ能はず、故に今日以後は吾れは帝王の格式を廢して諸侯の資格にならむとすと命令す、陸賈此の事を以て復命す、文帝大に悅ばる、是れより孝景帝の時まで臣と稱して、春秋に入朝して臣服せり、然れども南越は、其の國に於ては矢張り舊の如く帝王の格式にてありながら、漢朝に使者を送る時は王と稱して、漢朝よりは諸侯の待遇ありき、武帝の建元四年に至りて南越王趙佗は卒したり、趙佗の孫胡嗣いで南越王となる、

【字解】使入朝請、使を遣はして入りて朝請するなり、張文虎は、淩本、人を入に譌すと云へり、漢の制に天子に謁見するを春に朝といひ、秋に請といふ、

此時閩越王郢興兵、擊南越邊邑、胡使人上書曰、兩越倶爲藩臣、毋得擅興兵相攻擊、今閩越興兵侵臣、臣不敢興兵、唯天子詔之、

【講義】此の時に閩越の王の郢は、軍勢を差向けて南越の國境を攻め取りぬ、南越王胡は使者を漢に遣はし上書して申す、兩越は倶に諸侯として漢朝に歸順したれば、互ひに專斷を以て戰爭することはあるまじきなり、然るに今閩越は軍勢を差向けて臣が國境を攻め取りたり、然れども臣は敢へて之と對抗せず、只天子の詔命のまゝにせむとすといふ、蓋し援兵を請ふなり、

【字解】兩越、南越、東越なり、東越は閩をいふ、前文に其東閩越千人衆と見えたる是れなり、擅興兵、擅は一人にて勝手に事を振舞ふこと、

於是天子多南越義守職約、爲興師、遣兩將軍往討閩越、兵未踰嶺、閩越王弟餘善殺郢以降、

越千人衆號稱王、其西甌駱裸國亦稱王、老臣妄竊帝號、聊以自娛、豈敢以聞天王哉、乃頓首謝、願長爲藩臣、奉貢職、

【講義】陸賈、漢の使者となりて南越に至れば、王趙佗甚だ恐れて、書を以て罪を謝しぬ、其の書の略に曰く、漢より遠隔せる未開の南越の首領なる老人臣佗申す、以前高后は南越の交易を止めて、甚だ我れを疎外す、是れ吾が心中に疑ふ所は、必ず長沙王が臣を讒言したるものならむと、而して又ほのかに承はるは、高后は盡く佗が一族を誅して、先父の墓を發掘したりと、此の理由を以て自から棄てゝ顧みず、長沙の國境に攻め入りたり、其の上南越は土地卑濕にして、未開民の居る處に挾まりてあるに、其の東は閩越の極小地の首魁も亦自立して王と稱し、其の西は甌駱裸國の如き未開地にても亦王と稱すれば、老臣吾が勝手に南越王と號して獨り愉快となしたるまでにて、決して漢朝に對して申したる次第にはあらずといひて乃ち頓首して謝して曰く、願はくは、何時までも藩屏の臣となりて常に貢物を奉らむと、

【字解】大長老夫、敢て王と稱せずして首領老人といふは遜語なり、閩越千人衆、東閩越の地、其の人數僅かに千人位の地にても王と稱するをいふ、漢書には其衆數千人に作る、裸國、素裸にて生活する國、以聞天王哉、漢の天子にお聞かせ申す譯にあらずの意、頓首、頭を下げて禮する事、奉貢職、其の土物を獻じ、職務を盡すをいふ、

於是乃下令國中曰、吾聞、兩雄不倶立、兩賢不竝世、皇帝賢天子也、自今以後、去帝制黃屋左纛、陸賈還報、孝文帝大說、遂至孝景時、稱臣使入朝請、然南越其居國竊如故號名、其使天子稱王、朝命如諸侯、至建元四年

平定し、萬民を歸順せしめ、使者を以て諸侯及び四境の外國に帝が代王より入りて天子となりたる旨を告げられ、漢の天子の御恩の盛大なる由を說き聞かさる、此の時南越王趙佗の親の墓が故鄕の趙の眞定にあるものを、荒廢せしめざるやうに番人の領地までを設けられ、又其の每年の祭日には必ず祭禮を行はれ、又其の親族親近の兄弟共を召されて官位を進め物を賜ひて、特に優遇せられたり、

【字解】從代來、文帝は高帝の中子にして、代王たりしを、周勃、劉章等が謀にて迎へて天子としたるをいふ、喩盛德、威武を以て遠方に加へざる天子の有難き事を言ひ聞かする意、

詔丞相陳平等、擧可使南越者、平言、好時陸賈、先帝時習使南越、迺召賈以爲太中大夫、往使、因讓佗自立爲帝、曾無一介之使報者、

【講義】文帝は丞相陳平等に詔して、南越に勅使として遣すに足る者を選定して奏上せよと詔す、陳平奏上す、好時の生れなる陸賈は先帝の時に度々南越に使して外交熟練の者なりと奏す、文帝乃ち陸賈を太中大夫となし、南越に赴かしめ、而して趙佗に對して其のほしいまゝに南越王となりて、一人の使者をも漢朝に上せざる無禮を詰責せしめらる。

【字解】好時、地の名、讓佗自立、讓は責なり、其の仕方の不埒なるをせむる意、一介之使、一人の使者といふ意、介は人なり、

陸賈至南越、王甚恐、爲書謝、稱曰、蠻夷大長老夫臣佗、前日、高后隔異南越、竊疑長沙王讒臣、又遙聞高后盡誅佗宗族、掘燒先人冢、以故自弃、犯長沙邊境、且南方卑溼、蠻夷中間、其東閩

往いて撃たしめらる、大暑に濕氣の甚しき爲に士卒大に流行病に罹りて、陽山嶺を踰えて南越に入るを得ざるに會せり、

【字解】邊邑、國境の土地、隆慮侯竈、隆慮は縣の名、漢の置く所、後に林慮に改む、竈、姓は周、名は竈、故城、今の河南林縣にあり、

歲餘高后崩、卽罷兵、佗因此以兵威邊、財物賂遺閩越西甌駱役屬焉、東西萬餘里、迺乘黃屋左纛稱制、與中國侔、

【講義】一年餘りを經て高后は崩ぜらる、因りて直ちに南越征伐を罷む、趙佗は此れに因りて其の軍勢を利用して近國の國境に打入りて威力を振ひぬ、又善き品物を閩越、西甌駱等の王に贈りて役屬せしむ、佗の所領は東西萬餘里に亙る、乃ち黃屋の車に乘り、大纛をその左に建て、天子と同じき儀式を用ひ、天子と同樣に命令を制と唱へ、支那本土の中國と對抗せり、

【字解】罷兵、罷は其の場を終へて退くこと、賂遺、其の人の氣に入るやうに物を贈ること、閩越西甌駱、閩越は今の福建、周の時の七閩の地、西甌駱は東甌と別つ名、交趾、九眞の二郡、今安南北部の東京州及び河內以南順化以北淸華乂安等の處、黃屋左纛、黃屋は天子の車、黃絹を以て車屋の裏となすに依る、左纛は犛牛の尾を以て作れる大旗を黃屋車の衡(横木)の左に置く、天子乘輿の制なり、或はいふ、最右の騑馬の頭上にありと、稱制、天子の命令を制と云ふ、與中國侔、中國は支那本土、卽ち漢を云ふ、侔は、ヒトシと訓ず、同樣なる意、

及孝文帝元年、初鎭撫天下、使告諸侯四夷從代來卽位意、喩盛德焉、乃爲佗親冢在眞定、置守邑、歲時奉祀、召其從昆弟、尊官厚賜寵之、

【講義】孝文皇帝の元年になりて初めて支那全土を

の號を稱するを許し、一箇の獨立國と見做して互ひに使者を往來し、越の地の民人を統合せしめ、而して南越一帶の地の騷動なきやうに命ぜられたり、南越は長沙と地を接せり、

【字解】釋佗、釋は置なり、その儘に赦すこと、剖符、帝王の命令の信として割符の半分を一方に與へ一方を留めて證とす、符は節なり、

高后時、有司請禁南越關市鐵器、佗曰、高帝立我通使物、今高后聽讒臣、別異蠻夷、隔絶器物、此必長沙王計也、欲倚中國擊滅南越、而幷王之、自爲功也、

【講義】高皇帝崩じて皇后呂后の時に至り、漢の當局の官吏は上に請ひて南越が鐵器即ち鐵製の器物を關下に於て支那の本國と交易することを禁せり、趙佗曰く、高皇帝は我れを南越王として、漢と使者を通じ器物をも交換せり、然るに今高后は讒言する臣の申す事を信用せられて、本土と我が國とを區別して我が欲する器物の交易を止めらる、此れは必ず長沙王の計略なるべし、思ふに王は南越を擊ち滅して其の地を取込み、自から王となりて手柄とせむとするなるべしと、

【字解】有司、官吏なり、古代、官を設け職を分つ、事各、其の專司あるに依りて稱す、關市、關の下にて交易する事、隔絶器物、南越の欲する器物を交易せしめざる事、長沙王、長沙王吳芮、本書に傳あり、

於是佗乃自尊號爲南越武帝、發兵攻長沙邊邑、敗數縣而去焉、高后遣將軍隆慮侯竈、往擊之、會暑溼、士卒大疫、兵不能踰嶺、

【講義】是に於て趙佗は自から尊號を南越の武帝と稱し、軍勢を起して長沙の國境の地を攻め、二三の地を取りて歸れり、高后は將軍隆慮侯竈をして南越に

こと、任囂が詔書を詐りて趙佗を南海の尉となすをいふ、

囂死、佗卽移檄告横浦陽山湟谿關曰、盜兵且至、急絶道聚兵自守、因稍以法誅秦所置長吏、以其黨爲假守、

【講義】 任囂病みて死したり、趙佗は卽刻軍事に用ふる書面を以て横浦、陽山、湟谿關の地に通知して曰く、中國の一揆軍は今日にも我が領内に到着すべければ、至急に新道を塞ぎ軍兵を聚めて防禦を善くせよとて、是れより徐々に規則に從つて秦の政府にて配置したる官吏を誅し、其の組の者を以て假りに其の地の行政官となす、

【字解】 移檄、兵士を召集する書面を廻狀に出すこと、古へは木簡を用ふ、長さ一尺二寸、急用には雞羽を挿みて遣る、羽檄と稱す、横浦陽山湟谿、皆關所の名、南越にあり、以其黨、趙佗が其の組となれる者を以て郡縣の守吏とするなり、

秦已破滅、佗卽擊幷桂林象郡、自立爲南越武王、

【講義】 秦の政府が滅亡してより、趙佗は卽座に兵を以て攻擊して桂林、象郡の地を取り、自から王となりて南越の武王と號す、

高帝已定天下、爲中國勞苦、故釋佗弗誅、漢十一年、遣陸賈因立佗爲南越王、與剖符通使、和集百越、毋爲南邊患害、與長沙接境、

【講義】 漢の高帝が天下一統の時になりて、支那本土より遠く懸離れたる南越に對して干渉して政治する事の骨折多く功少なきを知り、特別に其の地に自立したる趙佗の罪を宥して殺さず、漢の十一年に至り、陸賈を勅使として南越に赴かしめ、趙佗に南越王

項羽劉季陳勝吳廣等、州郡各共興軍聚衆、虎爭天下、中國擾亂、未知所安、豪傑畔秦相立、

【講義】 項羽、劉季、陳勝、吳廣などいふ者が中國各地に一揆を起して、軍勢を聚めて猛烈に勝負を決せむとす、此の故に支那本土の地は大騷動が起りて、人民は少しも安堵する事能はず、此の機會に智謀優れたる人々は秦に謀叛して、互ひに勢力を張ると、

【字解】 虎爭天下、虎は猛烈なる獸なるより、反軍の勢ひ強きをいふ、擾亂、入り亂れてヤカマシキ意、畔秦、畔は反對して背を向くる意、

南海僻遠、吾恐盜兵侵地至此、吾欲興兵絕新道自備、待諸侯變、會病甚、且番禺負山險阻、南海東西數千里、頗有中國人相輔、此亦一州之主也、可以立國、郡中長吏、無足與言者、故召公告之、卽被佗書、行南海尉事、

【講義】 南海の地は都を離れて邊鄙なり、なれども吾れは彼の一揆軍が土地を攻め取りて此處まで至らむかと恐るゝなり、因りて吾れは軍を興し、秦が我が國に交通する道を塞ぎて自國の防備をなし、以て彼の中國の諸豪傑の容子を窺つて態度を定めむと思ふなり、今大病に罹りて居れば其の事叶はず、其の上に、我が番禺の地は山を後にし要害善く、南海の地は廣し、特別に本土の豪傑が力を假してくれたらむ時は、確かに獨立するに足る國なり、我が領內の大官にて話し相手になる者なし、故に貴公を招いて此の大事を話すなりとて、直ちに政府の命令書を與へて、趙佗をして南海全土の政事を執り行はしめたり、

【字解】 僻遠、都より離れて片寄りたる地、盜兵、諸處に起りたる革命軍、新道、秦が新たに開きたる越の通路、番禺、縣の名、秦の置く所、番山、禺山あるに因る、中華民國、省治とし、貿易極盛なり、九廣粤漢兩鐵道、皆此れを起點とす、被佗書、被は其の權力を假す

夏侯勝、夏侯は姓、勝は名、韋玄成、韋は姓、玄成は名、嚴彭祖、嚴は姓、彭祖は名、尹更始、尹は姓、更始は名、邵信臣、邵は姓、信臣は名、尹翁歸、尹は姓、翁歸は名、

南越尉佗列傳第五十三

南越王尉佗者、眞定人也、姓趙氏、秦時已幷天下、略定楊越、置桂林南海象郡、以謫徙民、與越雜處十三歲、

【講義】南越王の尉佗は眞定の生れなり、姓は趙氏といふ、秦の始皇の三十三年天下一統の際に、楊州の越の地を攻め取りて、桂林、南海、象郡となし、罪ある人を此の地に移住せしめて、本より此の地に居たる者と雜居せしめたる事、前後十三年に及べり、

【字解】南越、今の廣東西二省の地、尉佗、本姓は趙氏にして、佗は其の名なり、南海の尉となりしによつて尉佗と稱す、眞定、郡の名、後に縣となる、常山にあり、楊越、楊は州の名、越は其の地に屬す、以謫徙民、謫は音タク、官職ある者の、罪に依りて等級を降され、邊鄙の地に任ぜらるゝ意、所謂流罪なり、徙は宿がへすること、

佗秦時用爲南海龍川令、至二世時、南海尉任囂病且死、召龍川令趙佗、語曰、聞陳勝等作亂、秦爲無道、天下苦之、

【講義】尉佗は秦の代に任官して、南海の龍川縣の令となりて其の地を治めたり、二世皇帝の時にありて、南海縣の尉の任囂が大病になつて、今や死なむとす、其の時、龍川縣の令趙佗を呼び寄せて曰く、吾が聞く所に依れば、中國にて陳勝等が一揆を作すと同時に秦は人民に虛政を行へば、全國の者皆困難せり、

【字解】南海、越の地の稱、龍川令、令は縣の長の官名、無道、人道に外れたる行爲、

之を擧用せり、三齊略記に見えたり、歴數、歴は暦と通ず、暦數は、暦は時節を逐ひて順を立てゝある故に、數の字を加へて暦數と云ふ、即ち天文學のこと、運籌、籌は算籌なり、

孝宣承統、纂修洪業、亦講論六藝、招選茂異、而蕭望之、梁丘賀、夏侯勝、韋玄成、嚴彭祖、尹更始以儒術進、劉向、王襃以文章顯、將相則張安世、趙充國、魏相、邴吉、于定國、杜延年、治民則黃霸、王成、龔遂、鄭弘、邵信臣、韓延壽、尹翁歸、趙廣漢之屬、皆有功迹見述於後、累其名臣、亦其次也、

【講義】　其の後、孝宣帝が帝統を承け、大いなる業を纂め修め、孝武と同様に六藝を講習討論して研究せられ、天下の秀才特異の人物を招き選びて用ひられ、而して蕭望之、梁丘賀、夏侯勝、韋玄成、嚴彭祖、尹更始の人人は、儒者の學術を以て進み、劉向と王襃とは文章を以て世に顯はれ、將帥宰相には張安世（宰相）、趙充國（將帥）、魏相（以下宰相）、邴吉、于定國、杜延年あり、人民を治むる良き官吏には黃霸、王成、龔遂、鄭弘、邵信臣、韓延壽、尹翁歸、趙廣漢の屬あり、何れも相當の功勞事蹟がありて、後世に述べ傳へらる、孝宣が自分の下に使ふ名臣を、此くそれ〴〵の部門に累ねて有することは、亦孝武の次ぎに位するものなり、

【字解】　纂修洪業、纂は集なり、洪は大なり、講論六藝、此の六藝は六經と同じ、漢の世には易、書、詩、春秋、禮、樂の六經を以て六藝と稱せり、招選茂異、茂は秀なり、東漢の時、光武の名は秀と云へるに因り、秀を諱みて茂と云へり、異は異等なり、特異のもの、梁丘賀、梁丘は姓、賀は名、

可勝紀、是以興造功業、制度遺文、後世莫及、

【講義】 卽ち其の人才と申すものは、卜式は羊を芻牧する中より擢んで試用せられ、桑弘羊は商賈人より擢んで用ひられ、衞靑は奴僕の仲間から奮ひ起り、金日磾は降虜の人から出でて重く用ひらる、卽ち亦往昔の版築の間より擧げられたる殷の賢相傳說や、牛飼の徒より出でたる齊の名臣寗戚の仲間なり、漢の世にて人才を得ること、斯の武帝の時が最も隆盛なりとす、儒者にして高雅なるものは公孫弘と董仲舒と兒寬なり、篤き行ひの人は石建と石慶なり、質朴にして正直なるものは汲黯と卜式なり、賢才を推し敬するものは韓安國と鄭當時なり、法令を制定するものは趙禹と張湯なり、文章の達人は司馬遷と司馬相如なり、滑稽の上手なるものは東方朔枚皐なり、應對に巧みなるものは嚴助と朱買臣なり、暦數卽ち暦や天文に明らかなるものは唐都と落下閎なり樂の音律調子を善く合はするものは李延年なり、運籌卽ち算數會計に妙を得たものは桑弘羊なり、外國に使命を奉じて天晴れなるものは張騫と蘇武なり、軍の名將は衞靑と霍去病なり、天子の遺詔を受けて幼帝を輔くる大臣は霍光と金日磾なり、其の餘の人才澤山あり、一々數ふべからず、此く賢き人が竝び出でたればこそ、偉大なる功や事業を興し造り、當時に定められたる制度及び周家に留め遺されたる文事共に何れも立派なるものにして、後世の朝廷に於て之に及ぶことなし、

【字解】 芻牧、芻は秣草なり、牧は牧畜なり、賈豎、賈は音コ、坐して商業をなす人を賈と云ふ、商はもと旅商なり、豎は音ジユ、小兒なり、商賈をなす人を嘲りて賈豎と云へるなり、日磾出於降虜、磾は音テイ金日磾はもと匈奴の人、漢に降りしものなり、版築、傳說の故事、殷の本紀に詳らかなり、飯牛、寗戚の故事、飯は飼養なり、齊の寗戚、初め牛を車下に飯す、角を叩き歌うて曰く、南山粲、白石爛、生不レ逢二堯與一レ舜禪、長夜曼曼兮、何時旦と、桓公聞きて其の賢なるを知り、

懸けて及ばざるが如く、寸刻の油斷なく人才を求むるに熱心なりき、始め蒲輪の特別車を以て枚先生と云ふ學者を迎へ、主父偃を見ては、公等何ぞ相見るの遲かりしと歎息せり、此れによりて羣臣は帝を慕ひ參らせて益、歸服し、隱れたる偉き異人は竝びに世に出で著はれたり、

【字解】　鴻漸之翼、鴻はオホトリと訓ず、大鳥なり、漸は進なり、易に鴻漸于陸の語あり、遠迹羊豕之間、迹は足迹なり、遠迹とは身を遠くること、公孫弘は初め豕を牧し、卜式は羊を牧して、世間と遠ざかり隱れて居たることを云ふ、海內乂安、乂は音ガイ治なり、四夷未賓、賓は從ひ屬することと、始以蒲輪、蒲は艸の名、ガマと訓ず、艸木を傷はざると車體の動搖を防ぐとの爲に、蒲を以て輪を裹む車を蒲輪と云ふ、特別鄭重の待遇を以て迎ふるときは、蒲輪を用ふる事、當時の禮數たり、迎枚生、枚生は枚乘を云ふ、生は先生の略稱、既に叔孫通傳に解せり、

卜式試於芻牧、弘羊擢於賈豎、衛青奮於奴僕、日磾出於降虜、斯亦曩時版築飯牛之朋矣、漢之得人、於茲爲盛、儒雅則公孫弘董仲舒兒寬、篤行則石建石慶、質直則汲黯卜式、推賢則韓安國鄭當時、定令則趙禹張湯、文章則司馬遷相如、滑稽則東方朔枚皐、應對則嚴助朱買臣、歷數則唐都落下閎、協律則李延年、運籌則桑弘羊、奉使則張騫蘇武、將帥則衛青霍去病、受遺則霍光金日磾、其餘不

差上げたるものなれば、暇を乞ひて自由の身となるは、身體を元へ返されたしと乞ふと云ふ意味になるよりして、暇を貰ひて身を引退することを此く云へるなり、賜告治病、告は音カウ、誥なり上より下へ告ぐる辭なり、賜告は在官の儘にて休養を許さるゝ特旨を蒙る事なり、數月有瘳、瘳は疾の治まり愈ゆるなり、夫表德章義、章は彰なり、義は義の行ひなり、率俗厲俗、厲は勵と同じ、ハゲマスと訓ず、關内侯、解已に前に見ゆ、公車、役所の名、始めて官に召出さるる人が至る處なり、尙書、官の名、朝廷の文書を掌る、

班固稱曰、公孫弘卜式兒寬、皆以鴻漸之翼困於燕雀遠迹羊豕之間非遇其時焉能致此位乎、是時漢興六十餘載、海内乂安府庫充實、而四夷未賓、制度多闕、上方欲用文武、求之如弗及、始以蒲輪迎枚生、見主父而歎息、羣臣慕嚮、異人竝出、

【講義】東漢の班固は稱して曰く、公孫弘、卜式、兒寬の三人は、何れも鴻の鳥が進み飛ぶ力のある羽翼を持ちながら、時運が至らずして燕や雀の小鳥に困めらるゝが如く、折角の才能を持ちて而も羊や豕を畜ひ養ふ牧兒の仲間に足迹を遠ざけ、逃げ隱れて居たり、されば其の好き時節に遇ふに非ずんば、焉んぞ能く此の丞相の尊き位を致して出世することを得んや、乃ち好き時運に遇ひたればこそ、此くも一躍して顯榮に上りたるなれ、是の時、漢の國家興りて六十餘年になるが、海内は治まり安らかに、府庫の錢穀は充實し、太平富裕なり、然れども四方の夷狄外國は未だ從ひ附かず、國家の制度には尙缺點多くして完備せず、武帝は方に文武の人才を用ひんと欲し、之を求め捜すことは、恰も逃ぐる者を追ひ

嗣爵、後爲山陽太守、坐法失侯、夫表德章義、所以率俗厲化、聖王之制、不易之道也、其賜弘後子孫之次當爲後者爵關內侯食邑三百戶、徵詣公車、上名尙書、朕親臨拜焉、

【講義】 かゝれば公孫弘病氣を以て隱居を乞ひたる時、孝武皇帝卽ち詔して仰せらるゝには、功あるを賞し德あるを褒め、善き事を善みし惡しき事を惡む、此の處置判斷は今更に朕が申さずとも、君宜く之を承知あるべし、今君が引退すべきが當然ならば、朕より沙汰すべし、朕が何等の沙汰無き限りは、君其れ物事を思慮するを省きて精神を大切に保ち、尙輔くるに醫療藥養を以てし、健康を圖るべしとありて、休暇を賜ひ病を治療せしめられ、牛酒及び雜帛の賜ものあり、居ること數月にして公孫弘は病氣全快したれば再び出勤して政事を視たり、元狩二年に至りて、弘は竟に善く完全無事を以て丞相の位に居ながら逝去したり、夫れ臣下の賢否を知ることは、何人が何と申しても、それを始終使ひ用ふる君主に如くはなしと古語に申してあるが、此武帝と公孫弘との間が其の效驗の適例なり、實に能く道理を穿ちて申されたる格言なり、然るに公孫弘の子、名は度、父の爵を嗣ぎて平津侯となりしが、或る法律に連坐して侯爵を失へり、夫れ道德あるものを表はし義あるものを彰はすことは、世俗を率ゐて風化を勵ます道理なれば、古へより聖人の王者が定められたる制度にして、萬代易ふべからざる道なり、就いては其れ公孫弘が後ちの子孫の中にては順序上弘が後ちを相續するが當然なる人に、特旨を以て關內侯の爵位と食邑三百戶の地を祿として賜ひ、徵して公車の役所に至らしめ、其の相續すべき人の姓名を尙書の官まで上申すべし、朕は親しく朝廷へ臨みて之を侯爵に申し付けんと、

【字解】 以病乞骸骨、臣が君に事ふるは一身を

は、地位は丞相の尊きに在りて、しかも粗末千萬なる布被を造りて、衣服は甚だ儉約なり、食物は脱粟の飯に一種限りの肉に過ぎず、亦甚だ儉約なるが、而して古き朋友及び善みして親める賓客に對しては、いづれも自分の俸祿を分けてこれに給與し、手元には餘すこと無かりき、誠に內面の自己には緊縮して約やかにして、しかも表面に於ては、節制ある義理に從うて餘りに吝嗇にもあらず、一應の義理を辨へ行へり、當時汲黯が公孫弘の布被脱粟のことを詰責せしが、乃ち公孫弘は正直にその有體のことを朝廷に以聞して、毫も隱し立てをなさじ、此の公孫弘の行り方の如きは、制度の範圍內に於て節減して實際上に差支へなく施行すべき者と謂ふべきなり、道德が人に優るれば出仕して道を行ひ、否なれば退きて止む者にして、彼の內實奢侈を爲して、而も外面は奇異なる行ひを爲し、故らに世間に衒ひ粧ひて有名無實の譽れを釣り求むる不正直者とは科目を殊にして、固より種類が同じからざるなり、

【字解】百寮之率、百寮は多數の官吏、率は帥なり、萬民之表、表は儀表なり、孔子不云乎、論語の八佾篇に出づ、而教不能則勸、勸は勉なり、勵み進むこと、較然著明、較は音カク又カウ、明なり、汲黯詰之、事は前文の本傳に見えたり、此可謂減於制度云々、應劭曰く、禮貴レ有レ常、尊服有二常品一、と乃ち禮は餘りに奢らず亦餘りに吝嗇貧弱ならざるを以て制度となし、尊貴の服には位地相當なる一定の服あるを云ふ、

以レ病乞二骸骨一、孝武皇帝即制曰、賞レ有レ功、褒レ有レ德、善レ善惡レ惡、君宜レ知レ之、其省二思慮一、存二精神一、輔以二醫藥一、賜二告治一レ病、牛酒雜帛、居數月有レ瘳、視レ事、至二元狩二年一、竟以レ善終二于相位一、夫知レ臣莫レ若レ君、此其效也、弘子度

表也、未有樹直表而得曲影
者也、孔子不云乎、子率以正、
孰敢不正、擧善而敎不能則
勸、維漢興以來股肱宰臣、身
行儉約、輕財重義、較然著明、
未有若故丞相平津侯公孫
弘者也、位在丞相而爲布被、
脫粟之飯、不過一肉、故人所
善賓客、皆分奉祿以給之、無
有所餘、誠內自克約而外從
制、汲黯詰之、乃聞于朝、此可
謂減於制度而可施行者也、
德優則行、否則止、與內奢泰
而外爲詭服以釣虛譽者殊
科、

【講義】 夫れ三公と申すものは百僚の頭にして又萬民の儀表なり、未だ光線を測るに、眞直なる表木を立てゝ而かも曲りたる影を得るものはあらず、乃ち眞直なる表木には必ず亦隨つて眞直なる影が映るが當然なり、昔し孔子が魯の季孫と云へる大夫に申されたることあらずや、曰く、御身が上に立ちて國民を帥ゐるに正しき道を以てせば、誰れか敢て正しからざらん、何れもみな正しくなるべし、善き人を上に引擧げ用ひて、不能なる者を敎へ導くときは、國民は勵み勉むべきなりと、誠に上に立つ宰相の心得一つに由りて、國は治まり亦亂るゝ者なり、維れ我が漢の朝廷興りて以來、天子の股肱即ち手足となりて輔け働きたる宰相の臣にて、自分の身に儉約を行ひ、財貨を輕んじて惜まず、義理を重んじて行ひ、較然と世に著はれ明らかなるものは、未だ故の丞相平津侯公孫弘の如き者はあらず、公孫弘

後代の聖者即ち帝王は之に循ひて儉約質素を守らざりしは遺憾なり、此れに由りて之の義を申し論ずるときは、最初の世が盛んになりしことは、その君の德が高く勝れて居ればこそなれ、その德は又節儉より高き德はあらず、節儉の德にて世俗普通の人民を感化するときは、人人何れもその本分に落付きて、上下の間の尊きと卑しきとの秩序が相當に立つことを得て、父子兄弟骨肉の恩情が相親しくなり、爭ひ訟へ事の根源が自然に止息すべし、斯くして乃ち一家一家各、何れも十分に物が給し、一人一人各、何れも不足なく富裕になりて、爭ひ訟へが止み法を犯す罪人が無ければ、刑罰の道具はその儘に仕舞ひ置きて用ひずと云ふ、眞個天下太平の本ならんか、豈に帝王たる者は此の如くなることを務めざるべけんや、

【字解】 太皇太后、孝武より六代後の孝平帝の世に於て、その先々帝孝元の皇后たりし、時の皇太皇后王氏の事なり、大司徒、漢哀帝の時、丞相を改めて大司徒と名づく、王莽の議によりて周官に擬したるなり、大司空、哀帝の時、御史大夫を大司空と名づく、安上至於禮、即ち孝經の文、禮與奢寧儉、論語の八佾篇に出づ、九合一匡之功、九合は九たび諸侯を會合して盟ひを爲したるを云ふと、又九は糾の字にて、糾し合はしたるを云ふとの兩說あり、前說を可とす、仲尼謂之不知禮、仲尼は孔子の字なり、此の語は論語の八佾篇に出づ、以其奢泰侈擬於君也、泰は甚なり、擬は比なり、八佾篇に曰く、邦君樹而塞レ門、管氏亦樹塞レ門、邦君爲二兩君之好一有二反坫一、管氏亦有二反坫一、管氏而知レ禮、孰不レ知レ禮と、夏禹云々、論語泰伯の篇に出づ、後聖不循、後聖は後世の王者を云ふ、董份曰く、聖の字、恐らくは世の字の誤なるべしと、始之盛也、張文虎曰く、宋本、毛本に始を治に作ると、是の說從ふべし、爭訟之原、原は源と同じ、刑錯之本、錯は措と同じ、置なり、刑罰の器械を捨て置きて用ひざること、乃ち人民正直にして犯罪者の無きを謂ふ、

夫三公者、百寮之率、萬民之

民之要、在於節儉、孝經曰、安上治民、莫善於禮、禮與奢也寧儉、昔者管仲相齊桓、霸諸侯、有九合一匡之功、而仲尼謂之不知禮、以其奢泰侈擬於君故也、夏禹卑宮室、惡衣服、後聖不循、由此言之、始之盛也德優矣、莫高於儉、儉化俗民、則尊卑之序得、而骨肉之恩親、爭訟之原息、斯乃家給人足、刑錯之本也歟、可不務哉、

【講義】 以下は褚少孫の補筆なり、司馬遷が原文にはあらず、さて褚先生、公孫弘の事を原文に繼續補足して曰へるには、其の後、孝平帝の時に至りて、帝の祖母に當らるゝ太皇太后王氏が、攝政の廉を以て、時の大司徒竝びに大司空の官に詔して云ひけるには、蓋し聞きしが、國家を治むる道は、人民を富裕にすることを始めとなすと而して人民を富裕にするに肝要なることは、節を立てゝ儉約するに在り、孝經の書に申せるには、上たる君を安寧にし、人民を治むることは、何と云ふとも禮義より最善なるものはあらじと、而してその禮義と申すものは、奢りて贅澤に流れんよりは、寧ろ儉約にすべきなり、昔し管仲は齊の桓公を相けて諸侯に霸者となして、九度の會合を催して諸侯と約束を固め、天下の亂れたるを一たび匡し治めし大功ありしが、而して孔子は此の管仲を批評して、禮義を知らざるものと云へり、何ぜかならば、彼れの奢りが甚だ贅澤過ぎて、遂には己が生活を君主の桓公に竝び擬へたるを以ての故なり、又昔し夏の禹王は、自分の居る宮室の卑くして粗末なる處に住み、衣服を粗惡にして立派なる裝ひをなさざりしに、

孔車は德の篤き長者なりと、

【字解】趙王恐云々、趙王は彭祖、景帝の子、武帝の兄弟、假服受云々、服は其の罪に服すること、乃ちその罪を受けたしと自ら白狀すること、實不劫云々、實の上に然の字を添へて看るべし、洨孔車、洨は縣の名、孔は姓、車は名なり、

太史公曰、公孫弘行義雖修、然亦遇時、漢興八十餘年矣、上方鄕文學、招俊乂、以廣儒墨、弘爲擧首、主父偃當路、諸公皆譽之、及名敗身誅、士爭言其惡、悲夫、

【講義】太史公司馬遷論じて曰く、公孫弘は行ひの筋目がたとひ修りて善きには相違なきにもせよ、然しながら亦一つには良き時に出で遇ひたる好運見なり、漢の國家興りて高祖より現代武帝に至るまで八十餘年になれり、世も久しく太平にて、主上は方に熱心に文學に嚮はせられて、俊才善良の賢き人を招き集めて、儒者若くは墨子の學問を廣めらる、此の時公孫弘は對策して、上に引擧げらるゝ人人の首位となれり、是れ彼れが世に顯はれたるは、時勢の好運見たる證據ならずや、主父偃は、要路に當りて威勢の盛んなりし時は、歷々の諸公何れも追從して之を譽めたるが、一旦罪を被り、名譽は敗れ墜ち身は誅戮せらるるに及んでは、多くの士人、吾れ先きと爭うて、彼れが罪惡を言うて盛んに攻擊せり、誠に人情の反覆常なきは、獨り彼れ一人の事にあらず、哀はれ悲しむべきかな、

【字解】上方鄕文學、鄕は嚮と同じ、ムカフと訓ず、その方へ向ふこと、招俊乂、乂は音ガイ、賢才の人を乂と云ふ、以廣儒墨、儒は儒學、墨は戰國の時宋の墨翟が唱へたる兼愛の敎なり、西漢の時孔子の學と共に盛に行はれたり、弘爲擧首、公孫弘對策し、天子擢んでて第一と爲しゝ事、本傳の初めに見えたり、

太皇太后詔大司徒大司空、

蓋聞治國之道、富民爲始、富

以千數、及其族死、無一人收者、唯獨洨孔車收葬之、天子後聞之、以爲孔車長者也、

【講義】主父偃始め未だ仕官せずして布衣たりし時、嘗て燕趙に游歷せしが、偃が朝廷に仕へて貴くなるに及んで、前に記せし如く燕國の祕密事を發きて、燕王は爲に自殺したり、そこで趙王は主父偃が亦趙王の過失を武帝に告發して、趙國の患を爲さんことを恐れ、主父偃より先きに廻はりて、趙王より武帝に上書して主父偃が隱れたる惡事を申立てんと思へども、主父偃が初中終朝廷に勤務せるが爲に、遮り止められんことを氣遣ひて、敢て手を着けずして沈默せしが、主父偃が齊の相と爲りて函谷關を出で都を去るに及び、卽ち趙王は或る人をして朝廷へ書を上りて、主父偃が諸侯の賄賂金を受けて「推恩の議を發議し、故を以て諸侯の子弟更に封土を得て諸侯となりしもの多數なる事と、及び齊王が主父偃の劫迫によりて自殺せし事を告發せしめたり、武帝此の事を聞き大いに怒りて以爲へらく、主父偃は齊の相に居ながら、其の主人なる齊王を劫迫して自殺せしめたるは實に不都合極まれりと、乃ち主父偃を京師へ召し、係りの官吏に下げ渡して詮議せしむ、その結果主父偃は、諸侯の金を受けたれども、實に齊王を劫迫して自殺せしめたることは覺えなしと白狀したり、武帝は之を聞かれて偃が誅戮を赦し遣はさんと思ひたるが、是の時公孫弘、御史大夫たり、乃ち言上して曰く、齊王は自殺せられ、後嗣なく、國は除き、取上げられて郡となり、漢の朝廷の領地に入れり、而してその喧嘩の片相手たる主父偃は本と惡事の發頭人たり、然るに陛下、主父偃を誅戮し給はずんば、是れ片手打ちの御裁判にて、天下の萬人に申し開き無けんと、乃ち遂に主父偃を處分し、本人は勿論親族一同を處刑せり、主父偃の位貴く帝の寵愛を被れる最中には、門下の賓客幾千人と云ふ程の多數なりしが、偃の失敗して親族誅戮せらるゝに及んでは、一人として主父偃の遺體を拾ひ上げて葬るもの無し、唯獨り其の中にて洨縣の人孔車と云ふ者が、偃の遺體を收めて埋葬したり、武帝後日に此の事を聞きて感心して以爲へらく、

となれば、吾れは諸君と絶交すべし、二度と此の主父偃の門に出入することなかれと、右の如く申し渡して往時の鬱憤を霽らしたり、乃ちさる人を手先きに使ひて、主父偃に於ては齊王が王の姉と姦通せる破倫なる罪惡を知れりと云ふ事を以て王に嗅はせて、王の心を動かさしめたり、齊王は以爲へらく、此く發覺せしからは、到底自分は朝廷より罪せらるゝことを免るを得ずと、因つて燕王の如くに死刑に論定せられんことを恐れ、乃ち自殺せり、有司は此の事を武帝に奏聞に及びたり、

【字解】　齊王內淫佚行僻、漢書には內有淫失之行に作る、失は佚と通じ、佚は逸なり、タノシムと訓ず、放逸なり、數之曰、數は責なり、昆弟不我衣食、不衣食我と同じ、倒語を用ひたるなり、賓客不我內門、內は納と同じ、通常なれば不納我於門と書すべきを、亦倒語を用ひたるなり、乃使人至動王、動王とは王の心に刺激感動を與ふること、事は齊王肥世家に見えたり、

主父始爲布衣時、嘗游燕趙、及其貴、發燕事、趙王恐其爲國患、欲上書言其陰事、爲偃居中、不敢發、及爲齊相、出關、卽使人上書告言主父偃受諸侯金、以故諸侯子弟多以得封者、及齊王自殺、上聞大怒、以爲主父劫其王令自殺、乃徵下吏治、主父服受諸侯金、實不劫王令自殺、上欲勿誅、是時公孫弘爲御史大夫、乃言曰、齊王自殺無後、國除爲郡入漢、主父偃本首惡、陛下不誅主父偃、無以謝天下、乃遂族主父偃、主父方貴幸時、賓客

后、武帝の皇后衞氏、事は外戚世家に見えたり、燕王定國、燕王劉澤世家に見えたり、賂遺、賂は賄賂なり、遺は贈なり、太横矣、太は甚なり、ハナハダと訓ず、横は横それた我儘なり、結髮、李廣傳に見えたり、昆弟、兄弟なり、生不五鼎食、五鼎は五つの鼎に盛る食物なり、張晏は牛、羊、豕、魚、麋(鹿)となし、沈欽韓は聘禮注に據りて、少牢鼎五、羊、豕、腸、胃、魚腊(ヒモノ)となせり、後說を可とす、五鼎食と云へるは、張晏は諸侯は五鼎を用ひ、大夫は三鼎を用ふるより云へりと說き、李慈銘は、偃時に中大夫たれば、故に大夫の禮を以て言へりと解せり、吾日暮逕暴施之、此の語、本と吳の伍子胥の言なるを、主父偃之を述べたるなり、伍子胥傳に出でたり、內省轉輪、內の上に今の字を加へて看るべし、終不可就、就は成なり、

元朔二年、主父言齊王內淫佚行僻、上拜主父爲齊相、至齊、遍召昆弟賓客、散五百金予之、數之曰、始吾貧時、昆弟不我衣食、賓客不我內門、今吾相齊、諸君迎我或千里、吾與諸君絕矣、毋復入偃之門、乃使人以王與姊姦事動王、王以爲終不得脫罪、恐效燕王論死、乃自殺、有司以聞、

【講義】元朔二年、主父偃、武帝に言上すらく、齊王は內向きの行狀淫亂氣儘にして、行ひ邪僻なりと、因つて武帝は主父偃を拜して齊國の相として之を輔佐監護せしむ、主父偃、齊に赴任し、故鄕の兄弟又は賓客を漏れ無く召びて、五百金を散らし之に與へ、因つて之を責めて曰く、最初吾れが貧かりし時、兄弟は我れを斥けて衣食を給與せず、賓客は我れを疎外して門內に納れず、散々に侮辱を與へたり、然るに今吾れ齊國に相となれば、諸君は忽ち掌を反すが如くに、我れを擯斥拒絕せざるは愚か、態々我れを出迎へ、中には千里の遠方まで出迎へらる、誠に輕薄至極なるこ

見込みなしとて我が輩を見棄て去れり、我れは困阨することと日久しかりき、且つ其の上に人間丈夫と生れたる以上、生けるとき五鼎を列ねて美食を十分に食ふ生活を營むことが出來得ざる限りは、死するとき卽ち五鼎に烹て殺され誅戮せられんのみ、乃ち一か六かの勝負あるのみなり、吾れは最早年齡が老いて、旅行に譬ふれば、日は暮れかゝりて前途はまだ仲々遠きと同じものにて、到底尋常一樣の行り方にては間に合はざるが故に彼れ此れと考慮を費さず、之を倒さまに行ひ急激に施し仕向くるなり、乃ち自棄自暴の餘りに、此く專橫とは知りつゝも亂暴を働くなりと、主父偃又盛んに朔方の地は肥え饒かにして、外は河水を境ひとして要害宜しく昔し秦の將軍蒙恬が始皇の命を受け朔方に城を築き、此れに據りて匈奴を逐ひたる事あり、故に今朔方の地を經營すれば、内には兵食の轉運、軍隊の派遣を省き、中國の版圖を廣め、匈奴を滅ぼす本たるべきことを言へり、武帝は偃が上書に陳べたる說を覽て有理と思はれ、公卿に下げて可否を評議せしむ、公卿は何れも便利ならざる事を言うて贊成者無し、就中丞相公孫弘は曰く、昔し秦の時、嘗て三十萬の衆兵を發して北河の地に城を築きたれども、終ひに成就すべからず、故に一旦は着手したれども終ひに之を見棄てたり、今日朝廷に於て朔方經營の議あるも亦此の如くなるべければ、採用すべからずと、然るに主父偃は盛んに朔方經營策の便利なるを主張したれば、武帝は結局主父偃が計畫を採用して朔方郡を新設し、その經營に從事せしめたり、此れにても主父偃が當時如何に君の信用を得たりしかを想像すべきなり、

【字解】 茂陵初立、茂陵は武帝の陵墓の名なり、漢の時、文帝以來、帝の現存中に豫め壽陵と號して、己が墓を作り置く風習あり、此の茂陵も亦當時の壽陵なり、天下豪傑、勢力權威ある人を豪傑と云ふ、當時の辭なり、賢材を謂ふにはあらず、幷兼之家、幷兼は兼幷と同じ、富者、貧者に貸借して、貧者期に及んで償ふ能はざれば、因つてその財產を奪ひ取る、之を幷兼又は兼幷と云ふ、皆可徙茂陵、此れ亦漢の時、陵墓のある地の繁盛を圖るが爲に、貴族富豪の家を、其の地に奬勵して移住せしむる制あり、後世の謂はゆる五陵の年少も亦其中より出でたる少年なり、尊立衞皇

千金、人或說偃曰、太橫矣、主父曰、臣結髮游學四十餘年、身不得遂、親不以爲子、昆弟不收、賓客棄我、我阨日久矣、且丈夫生不五鼎食、死卽五鼎烹耳、吾日暮途遠、故倒行暴施之、偃盛言、朔方地肥饒、外阻河、蒙恬城之以逐匈奴、內省轉輸戍漕、廣中國、滅胡之本也、上覽其說、下公卿議、皆言不便、公孫弘曰、秦時常發三十萬衆築北河、終不可就、已而弃之、主父偃盛言其便、上竟用主父計、立朔方郡、

【講義】又主父偃は武帝に說きて曰く、今度茂陵の御陵が立て設けられたれば、天下の豪傑、竝びに貧弱者を兼并する金滿家、及び群衆を惑はし亂す姦民、此等の政府、地方官の自由にならぬいたづら者は、何れも茂陵の下に移住せしむ可し、內は京師の富强力を充實し、外は姦しく猾こき奴輩の野心を銷滅せん、此れが世に申す所の上より誅戮を加へずして、自然に害毒が取れ除くと云ふ者なりと、武帝又其の計に從ひて、主父偃の申し立ての如く行ひたり、此の外、衞皇后を尊び立てゝ、皇后となし、及び漢の皇族燕王定國が陰密の姦計を發きたる一條は、主父偃が盡力して功勞あり、朝廷の大臣は何れも主父偃の議論を畏れて、何卒手柔かにと賴みて賄賂を贈り、何千金と云ふ大金を累ねたり、或る人の中には主父偃に說きて曰く、足下の行り方は餘りに我儘橫着なりと、主父偃答へて曰く、臣始めて髮を結びて成人となりてから、他所へ游學せしこと四十餘年の久しきに及べり、而も身は目的を遂ぐるを得ず、兩親も餘りの事と思ひ、愛憎をつかして自分の子と思はず、兄弟も拾ひ上げて世話をなしくれず、我が輩に附きて居たる賓客も

らず、乃ち諸侯の身に取りては親としても子供が不憫に堪へず、子としても嫡子が自分獨りにて封土を占有して、弟たちに分け目の土地無きが故に、親に對して氣の毒を感ずる次第なり、因つて願はくは陛下に於かせられて、諸侯に仰せて恩愛を他の骨肉へも推し及ぼし、嫡子以外の子弟にも分ち、土地を以て夫れ夫れに與へて、諸侯と爲すことを出來得るやうに許可し給はんことを、さらば彼れ國々の諸侯の人人、各、自分が年來の願ひ通りに出來得ることを喜ばん、是れ御上に於かせられては、恩德を以て諸侯に施し、而もその實は諸侯の國を分割することにて、別段朝廷よりして削らざるも、諸侯の國は分かるゝ故に、自然に稍く弱くなりて制御し易かるべしと、是に於て武帝は有道なりと思ひて、主父偃の計に從ひ、國々の諸侯に子弟を分ちて分國を建つることを許可せられたり、此れが乃ち主父偃の推恩策と申して歴史上有名なる事蹟の一なり、漢は此れより封建政治の弊害を免れたるが、其の變りに中央政府の權力が非常に强大になりて、王莽の如きは宰相を以て天下を奪ひ取りたり、實に物事は古へより一得一失のある者なり、

【字解】　阻其彊而合從、阻は恃なり、タノムと訓ず、合從は組合ひを結ぶこと、必ずしも戰國の故事に拘らず、以逆京師、京師は京都の朝廷を云ふ、逆節萌起、逆節は叛逆の行爲なり、萌は草の萌芽なり、以て事端の始めて生ずるに喩へて云ふ、適嗣代立、適は嫡と通ず、於是上從其計、錢大昭曰く、漢書中山王勝傳に云く、其後更用主父偃謀令諸侯以私恩自裂地分其子弟、而漢爲定制封號、輙別屬漢郡、此偃銷弱之計也と、仁孝之道不宣、仁は父兄より云ひ、孝は子弟よりして云へるなり、宣は明なり、布なり、

又說上曰、茂陵初立、天下豪傑幷兼之家、亂衆之民、皆可徙茂陵、內實京師、外銷姦猾、此所謂不誅而害除、上又從其計、尊立衞皇后、及發燕王定國陰事、偃有功焉、大臣皆畏其口、賂遺累

かと、是に於て 武帝乃ち主父偃、徐樂、嚴安の 三人を拜して郎中の官となせり、三人數、謁見し上疏して政事の意見を言上せり、天子は 詔して 主父偃を拜して謁者の官とし、徐樂を中大夫とし、就中一歲中に四度主父偃の官を遷して、段々と昇進せしめたり、

偃說上曰、古者諸侯不過百里、彊弱之形易制、今諸侯或連城數十、地方千里、緩則驕奢易爲淫亂、急則阻其彊而合從以逆京師、今以法割削之、則逆節萠起、前日鼂錯是也、今諸侯子弟或十數、而適嗣代立、餘雖骨肉、無尺寸地封、則仁孝之道不宣、願陛下令諸侯得推恩分子弟、以地侯之、彼人人喜得所願、上以德施、實分其國、不削而稍弱矣、於是上從其計、

【講義】 主父偃、武帝に說きて申すには、古代は諸侯の領國、大國にて百里よりは過ぎず、餘は 七十里、五十里と云ふ 割當てなりき、故に 强さ弱さの程度有樣が恰度頃合ひにて、上よりして制し易し、今や諸侯の國、或は城を連ぬること數十箇處も竝べ、土地は四方千里あり、此く大いなればこそ、法を緩かにする時は我が儘增長の餘り驕奢にして淫亂不品行を爲し易し、火急に取締りて嚴重にするときは、其の强き勢ひを楯に取りて相互に合縱團結して、京師の 朝廷に反抗す、今一旦法律規則を以て之が 土地を割き削るときは、上に逆らふ行爲が萠し起りて、天下騷亂に及ぶべし、取りも直さず 前日の鼂錯が 七國を削りし事件是れなり、唯此に 一策あり、今諸侯の 子若くは弟、或は幾十人と數ふる程澤山あり、而も嫡子が 跡を相續して諸侯に立ち、其餘の子弟は、たとひ骨肉の親しき間柄なれども、一尺一寸程の僅少なる領土も無し、此れにては折角仁愛孝行の道が十分に明らかに行き渡

るに、公室の位卑く勢ひ削られて弱くなり、之に反して臣下の六卿の大いに盛んなりしが故なり、下つ方近世に降りて秦國が滅びし所以の者を觀察するに、餘りに嚴重なる法律が深刻にして、上の私欲が大いにして窮り際限なかりしが故なり、現今郡の太守の權は、仲々に昔しの六卿の重きぐらゐに止らず、所管の土地は千里に近く、仲々に秦末の陳勝、吳廣が閭巷村里から起りし資本とは較べものならず、太守が有せる甲兵及び軍の器械は、仲々に陳勝等が振り廻はしたる棘矜の働きのやうなる貧弱のものにあらず、此くの如き有樣にて、一朝若し萬世中の移り易はる變、卽ち萬一の騷動に出で遭ひたるときには、何とも申し述べやうなく、隱し切ることはむつかしからん、卽ち如何に恐れ多いとても最早救ひ奉るやう無きことに立ち至るべしと、

【字解】外郡之地云々、當時漢の制、封建、郡縣錯へ用ひ、吳楚七國の變後、諸侯の勢ひ微弱なるに反し、郡縣の長吏頗る强威を振ふを以て、嚴安此の議ありしなり、形束壤制、孟康曰く、言㆕其土地形勢足㆔以束㆓制スルニ其民㆒也と、今按ずるに、此れ下句に連ねて旁脅諸侯の本質を言へる也、乃ち形束壤制あるが故に、旁脅するを得るなり、旁脅諸侯、旁脅、漢書に帶脅に作る、師古曰く、諸侯の郡守に於けるや、譬へば佩帶の如く、輕小なるを謂ふなり、不可稱諱也、稱は擧なり、漢書に不㆑可㆓勝諱㆒也に作る義同じ、師古曰く、言㆑不㆑可㆓盡諱㆒者言㆓其必滅亡㆒也と、乃ち到底滅亡する事は諱み隱し切れないと云ふ意味なり、

書奏㆓天子㆒、天子召㆓見三人㆒、謂曰、公等皆安在、何相見之晚也、於㆑是上乃拜㆓主父偃徐樂嚴安㆒爲㆓郎中㆒、數見上疏言㆑事、詔拜㆑偃爲㆓謁者㆒、遷㆑樂爲㆓中大夫㆒、一歲中四遷㆑偃、

【講義】以上の上書を天子に奏聞せし處、天子は主父偃、徐樂、嚴安の三人を召し見て曰く、貴公等只今まで何れも安くにか在りたる、何ぞ相互ひに面會することの遲かりしぞ、今少し早く何ぜに來らざりし

るは、國家が久しき間の安全を持ちこたへて行く譯にあらず、現今天下の人人、甲を鍛へ固くし、劍を礪ぎ磨き、箭を矯め直して弦を結び、出陣の用意をなし、又輜重車を輸轉して兵糧を運び、未だ休息の時を見ず、連日兵の爲に騷ぎ居ることは、此れ天下一般の人が國の前途に付きて共に心配仕る所なり、

【字解】南夷、西南の夷、夜郎、國の名、羌僰、僰は音ホク、國の名、濊州、濊は音クワイ、東夷の名、燔其龍城、龍は音リウ、漢書に龍に作る、城の名、燔は燒なり、又師古曰く、龍城は匈奴の天を祭る處と、靡敝國家、靡敝は疲弊と義同じ、鍛甲砥劍、鍛は音タン、鍛錬なり、甲は兵なり、砥は音シ、砥石にて磨くこと、橋箭累弦、橋は矯と通ず、漢書に矯に作る、曲れるを正して直からしむること、累は結なり、累弦は弓の弦を結ぶこと、漢書には控に作る、控は引なり、

夫兵久而變起、事煩而慮生、今外郡之地或幾千里、列城數十、形束壤制、旁脅諸侯、非公室之利也、上觀齊晉之所以亡者、公室卑削、六卿大盛也、下觀秦之所以滅者、嚴法刻深、欲大無窮也、今郡守之權、非特六卿之重也、地幾千里、非特閭巷之資也、甲兵器械、非特棘矜之用也、以遭萬世之變、則不可稱諱也、

【講義】夫れ兵が久しく續くと意外の變動が起り、事が餘りに煩忙になると存じ掛けも無き思慮考へが生ずるものなり、現今郡の外にある政府直轄なる郡の地は、中には千里に近き支配地を有する大郡あり、城を列ねて管轄すること數十箇處に涉り、雄勝の形勢を占め、自ら要害を締め固めて他の地の者を制し押へて、帝室の藩屏たる附近の諸侯を横合ひよりして脅かし畏れしむるは、公家の御利益にあらず、上つ方昔しに溯りて彼の齊晉の亡びし所以の者を觀察す

今欲招南夷、朝夜郎、降羌僰、略濊州、建城邑、深入匈奴、燔其龍城、議者美之、此人臣之利也、非天下之長策也、今中國無狗吠之驚、而外累仲遠方之備、靡敝國家、非所以子民也、行無窮之欲、甘心快意、結怨於匈奴、非所以安邊也、禍結而不解、兵休而復起、近者愁苦、遠者驚駭、非所以持久也、今天下鍛甲砥劍、橋箭累弦、轉輸運糧、未見休時、此天下之所共憂也、

【講義】此れより又現代に就いて述べて曰く、只今我が漢に於かれては、南夷を招き從はしめ、夜郎國を來朝せしめ、羌僰の蠻人を降參させ、東夷の濊州を攻略し、城府都會を建て、深く匈奴の地に攻め入りて、その龍城と云へる城を燒打ちにせんと思へるは、誠に雄大なる計畫にして、議者は之を美事となせり、然しながら此れは人の臣下たる者が自己の功名を立てて富貴を得る上に於ては都合宜しく利益にして、帝王が天下を有つ上に於ての賢き策にはあらず、如何となれば、今我が中國太平無事にして、狗が吠え騷ぐやうなる驚き事も無く至極平穩なり、而も外に向うては遠方より來り侵す寇の防備に累はされて、之が爲に國家の力を疲弊さするは、天下の君とならせられて萬民を御自分の御子として慈愛を垂れさせらるる御主意にあらず、窮り際限なき私欲を行ひ、御心に氣持ち善く思ふ存分の事を游ばして怨みを匈奴に結び給へる御事は、國の邊境を安んじ無事を謀らせらるゝ譯にあらず、匈奴と戰端を開き戰禍結んで容易に解けず、又和議が整ひて兵役に召集せられたる兵隊は休息して一と息付くや付かずに、復戰爭が始まりて出征し、之が爲に近旁の者は愁へ苦しみ、遠方の者は詳かなる事情が知れざる故に、何事ぞと驚駭す

起二閭巷一、杖二棘矜一、應レ時而皆動、不レ謀而倶起、不レ約而同會、壤長地進、至レ于二霸王一、時教使レ然也、秦貴爲二天子一、富有二天下一、滅レ世絶レ祀者、窮レ兵之禍也、故周失二之弱一、秦失二之彊一、不レ變之患也、

【講義】されば又其の後、秦の始皇帝の崩ずるに及んで、天下の人大いに叛けり、陳勝、呉廣の兩人は陳の地に兵を擧げ、武臣、張耳の二人は趙の地に兵を擧げ、項梁は呉に擧げ、田儋は齊に擧げ、景駒は楚の舊都の郢に擧げ、周市は魏に擧げ、韓廣は燕に擧げたり、其の外窮れる山奥、深き谷間に隱れ潛める豪傑の士が一時に並び起り、其の人數の多きこと一々記載すべからず、然しながら何れも門閥を云へば戰國時代の公侯の血筋にはあらず、又履歴も秦時代の長官たる吏にはあらず、乃ち眇たる一平民の身分にて、一尺一寸ほどの勢も無く、全く閭巷即ち村里の中より起り、棘を伐りて矛の柄とせる申さば竹槍の類を杖つき起りたるものにて、深き準備がある譯でなく、全く時勢に應じて皆動きたるものにして、互ひに氣脈を通ずるでもなく、相談せずして倶に起り日を期して盟ひを立てたるでもなく、約束せずして恰度同じく會し、倶に一致の行動を取り、次第々々に攻略せる結果、土地境界は增益擴張して霸王たるに至りたり、是れ時の教へ即ち當時の風潮が生み出したる結果なり、秦は位の貴きこと天子となり、富は天下を盡く有ちたるも、世嗣を滅し、祖先の祀を斷絶して跡方も無きに至りたるは、全く餘り圖に乘り過ぎ調子に浮かれて、戰爭を窮めし禍ひなり、即ち戰爭して民を苦めたる反動の結果なり、故に周の行り方は餘りに文弱なるに失錯し、秦は餘りに武强なるに失錯せり、是れ何れも共に變更せずして因循に流れたる患へなり、

【字解】陳勝呉廣擧陳、擧は兵を起すを云ふ、擧レ陳の間に於の字を添へて看るべし、以下韓廣に至るまで皆既にその事は本傳に見えたり、窮山通谷、奥山や深き谷間のこと、通は達なり、長官之吏、一官の長を云ふ、杖棘矜、矜は音キン、既に上文に解せり、

び、深く越の地に入らしむ、越人は此の勢ひに恐懼して遁逃せり、秦の征討軍は日を空しく潰して久しき間を持ち堪へしが、其の内に糧食は乏しくなりて絶えたり、之に乘じて越人盛り返して秦兵を擊ちしかば、秦の兵大に敗れたり、秦乃ち尉の佗と云へる人に兵卒を引き連れて越の地を戍らしめたり、是の時に當りて、秦の兵禍は北方は匈奴に構へ、南方は越と結び、大切なる兵を無用なる土地に宿り留まらし、前進すれども後退するを得ざること十餘年に及べり、働き盛りの丁年の男子は甲冑を被て戰役に從ひ出で、丁年の女子は輜重車を運轉輸送し、苦しき餘り往來道路側の並樹に自身に繩を掛け、縊れて死する者相望みて引續き、寔に悲慘の至りなりき、

【字解】　法嚴政峻、峻は峻刻なり、きびしきこと、意廣心軼の意は意氣なり、軼は逸と同じ、たのしむこと、漢書には逸に作る、欲肆威海外、肆は音シ、極力なり、恣なり、以北攻胡、胡は卽ち上文の强胡匈奴を云ふ、辟地進境、辟は闢と同じヒラクと訓ず、進境は境域を擴張すること、飛芻輓粟、既に本傳の上文に見えたり、尉佗屠睢、佗の字、漢書に無し、尉は官の名、軍を司る、屠は、姓睢は名、音スヰ、樓船、軍艦なり、その樓あるを以て樓船と名づく、監祿、監は官の名、祿は人の名、秦の時、郡に守尉監を置きし事、秦始皇本紀に見えたり、尉佗、既に尉佗傳に見えたり、南挂於越、挂は懸なり、王先謙曰く、挂は結と同じ、結は結なり、禍を越に結ぶを謂ふ、本書の律書に、秦二世結怨匈奴、結禍於越とあり、是れその明證と、北構於胡の構も結なり、宿兵於無用之地、宿は留なり、無用之地は取りて益なき土地を云ふ、卽ち胡越を指す、苦不聊生、聊は安なり、

及秦皇帝崩、天下大叛、陳勝吳廣擧陳、武臣張耳擧趙、項梁擧吳、田儋擧齊、景駒擧郢、周市擧魏、韓廣擧燕、窮山通谷豪士並起、不可勝載也、然皆非公侯之後、非長官之吏也、無尺寸之勢、

利欲となり、上篤厚、上は尙なり、尊なり、タットブと訓ず、○

秦不行是風、而修其故俗、爲智巧權利者進、篤厚忠信者退、法嚴政峻、諂諛者衆、日聞其美、意廣心軼、欲肆威海外、乃使蒙恬將兵以北攻胡、辟地進境、戍於北河、蜚芻輓粟以隨其後、又使尉佗屠睢將樓船之士、南攻百越、使監祿鑿渠運糧深入越、越人遁逃、曠日持久、糧食絕乏、越人擊之、秦兵大敗、秦乃使尉佗將卒以戍越、當是時、秦禍北構於胡、南挂於越、宿兵無用之地、進而不得退、行十餘年、丁男被甲、丁女轉輸、苦不聊生、自經於道樹、死者相望、

【講義】然るに秦は是の改革すべき風を行はずして、矢張り其の爲し來りの古き俗に循ひ、智巧を弄び權利を貪る人は進んで用ひられ、篤厚にして忠實正直なる人は退き隱れ、法律は嚴刻に布令は苛察にして、上に諂ひ諛ぶる人は衆し、秦の天子は日々に自分の美いことばかりを聞き、意念は廣く、心志は逸み怠け、益々氣が增長して、國內の服從だけでは滿足せず、威光を海外の遠方にまで擅まに振はんと思ひて、將軍蒙恬に兵を引き連れて北の方に出征して、彊き匈奴を攻めしめ、匈奴を擊ち攘うて領土を廣め開き、國境を進め發展し、兵を北河に屯し戍り、芻秣を至急に運び、米粟を車に載せ引きて、其の後方に隨ひ行かしめ、又一方には南方征伐を試み、尉の屠睢に樓船に乘れる兵士を引き連れて越の地を攻めしめ、又監の官たりし祿と云ふ人に大渠卽ち運河を開鑿し兵糧を運

馳徒走とあり、左傳に車馳卒奔とあり、何れも兵車を謂へり、介冑生蟣虱、介は甲なり、ヨロヒ、冑はカブトと訓ず、蟣は音キ、虱の子なり、虱は音シツ、シラミと訓ず、民無所告愬、愬は音ソ、訴なり、

及至秦王蠶食天下、幷呑戰國、稱號曰皇帝、主海內之政、壞諸侯之城、銷其兵、鑄以爲鍾虡、示不復用、元元黎民、得免於戰國、逢明天子、人人自以爲更生、嚮使秦緩其刑罰、薄賦斂、省繇役、貴仁義、賤權利、上篤厚、下智巧、變風易俗、化於海內、則世世必安矣、

【講義】其の後秦王が天下を漸次に蠶の桑を食ふが如くに取り、戰國の國々を幷呑するに及んで、自ら稱へ號けて皇帝と曰ひ、海內の政を主り、諸侯の城郭を敗壞し、その兵器を鑄潰して、それを材料として樂器の鐘虡を造りて、天下の人人に最早や國家統一して太平になりたるが故に、再び兵器を用ひて戰爭せざることを示せり、元元黎民即ち天下萬民も始めて戰國の禍亂より免れて、聰明なる天子に逢へるを得て、人人自身に新たに斯の世に生れ更りて出でたる者と思ひて喜べり、されば嚮に秦國に從來の暴政を改めて、其の刑罰を緩やかにし、賦稅を薄くし、夫役を省きて人民の負擔を弛べ、仁義道德を貴び、權勢利益を貪ることを賤み、篤厚の行ひある人を尊重し、智慧巧みを弄ぶ人を卑み下げ、是れ迄の惡風を變へ惡俗を易へて、海內の萬民を感化せしめば、秦の帝室は世々必ず安全なりしに相違なかりしなり、

【字解】鑄以爲鍾虡、鍾は鐘と通ず、虡は音キヨ、鐘を懸くるもの、既に秦始皇本紀に見えたり、元元黎民、元々は民なり、元は善なり、國策の注に民の類善し、故に元と稱すと見えたり、黎は衆なり、モロ〱と訓ず、更生、あらためて生るゝこと、省繇役、繇は徭と同じ、役なり、ブヤクと訓ず、賤權利、權利は權勢と

備守、合從連橫、馳車擊轂、介冑生蟣蝨、民無所告愬、

【講義】 時に嚴安と云へる人、又武帝に上奏して曰く、臣聞く、昔し周は天下を有ち、其の治むること三百餘歳に至り、成王、康王父子の世がその隆盛を極めたる時、天下の人民みな正直にして法律を犯すもの無ければ、刑罰の器械は其のまゝ捨て置くこと四十餘年までにして一度も使用せざりき、周の衰ふるに及んで、矢張り三百餘歳を歷たり、故に五霸卽ち齊の桓公を始め五人の霸者が更〻互ひに起りたり、五霸は常に周の天子を輔佐し、天下の爲に利益を興し弊害を除き、暴虐なる人を誅戮し姦邪なることを禁止し、海內を取り正し、以て周の天子を尊べり、此の五霸が既に死して後は、賢聖の偉き人物が、その跡を續ぐもの無く、天子の勢は孤立にして弱く、王の號令は天下に行はれず、國々の諸侯は勢力を恃みて自分勝手の行ひを恣にして、勢ひの彊い國は弱い國を凌ぎ見せ付け、人の衆き國は寡き國を暴く虐げ、齊の家老田常と云へる人は齊國を簒ひて自立し、晉の知氏、范氏、中行氏、韓氏、趙氏、魏氏の六家老は晉國を分割して取り、並びに戰國となりて他の諸侯と互ひに雄を爭へり、此れが天下人民の始めて苦しめる時なり、是に於て强國は務めて他國を攻め取ることを爲し、弱國は攻められぬやうに備へ守り、或は合縱して六國相扶け、或は連橫して天下共に秦に事へ、之が爲に戰爭の軍が車を馳せて急行し、車轂を互ひに擊ちながら摺れ違ひて行き、往來の頻繁なることは非常にして、出陣の久しき、軍人の甲冑には、長らく着たる儘なれば蟣や虱が沸き生る、此の如く天下共に苦しめども、人民は何れへもその苦痛を告げ訴へて出づる所なし、乃ち天下一般に大困難に陷りたり、

【字解】 嚴安、漢書に臨淄の人とあり、嚴は姓、安は名なり、刑錯、錯は置なり、用ひざること、五伯更起、伯は霸と音義共に同じ、田常簒齊、本書の齊田敬仲世家に見えたり、六卿分晉、卿は大臣なり、事は晉の世家に見えたり、車馳轂擊、轂は音コク、コシキと訓ず、車輪の中にありて、軸は其中を貫き、輻は其外に輳るもの、顏師古曰く、車轂相擊、言其衆多也と、車馳は兵車の馳すること、周禮の大司徒に中冬敎大閱、車

ちに始めて尊榮安全の實地に居り、當世に名を揚げ譽れを廣め、天下萬民を親み治めて四方の夷狄を懷け服し、尙その餘れる恩惠遺れる德澤は後ちに傳はり、數世間の隆盛なることを致し、南に面して君位に立ち斧扆を背景にし、裝束の袖口を繕ひ、行儀を正しくして天下の王公に謁見仰付けられて、御會釋を賜はり、乃ち坐ながらにして天下萬國を治め從はすること、此れが卽ち陛下の宜しく事業となされて遊ばすべき者なり、臣聞く、天下に王たることを圖りて成らずとも、其の惰力は、せめて自ら安全なるには十分なりと、卽ち最高の理想を實現せんと努力すれば、縱ひ目的通りに成就せずとも幾分かの實效は有るべき筈なり、若し此くして自ら安全なるときは、陛下には何をか求めて手に入れ給はざらんや、何をか威としてその事が成立せざらんや、又何をか征伐して服從せざらんや、卽ち何物をも得られ、何事をも成し遂げられ、又何國をも服從せしむべきなり、されば先づ第一に自安の道を講求し給ふべきなりと、

【字解】負扆而揖王公、扆は音イ、狀屛風の如く、絳を以て質とし、高さ八尺、戶牖の間に東西に立て、天子、諸侯を見るときは依りて立ち、之を背にし南面して諸侯に對す、繡して斧の文を成せるが故に斧扆とも云ふ、此陛下之所服、服は事なり仕事とすること、奚征而不服哉、奚は何と同じ、

嚴安上書曰、臣聞、周有天下、其治三百餘歲、成康其隆也、刑錯四十餘年而不用、及其衰也、亦三百餘歲、故五伯更起、五伯者、常佐天子、與利除害、誅暴禁邪、匡正海內、以尊天子、五伯既沒、賢聖莫續、天子孤弱、號令不行、諸侯恣行、彊陵弱、衆暴寡、田常簒齊、六卿分晉、竝爲戰國、此民之始苦也、於是彊國務攻、弱國

樂なり、タノシムと訓ず、囿はソノと訓ず、鳥獸を飼養する處を囿と云ふ、淫縱恣之觀、淫は耽なりフケル、觀は遊なり、アソビ、馳騁、騁は音テイ、眞直ぐに馳すること、自若也、平常の如くにして別に廢損せざること、金石絲竹、金は鐘、石は磬、絲は琴瑟、竹は笙簧なり、皆音樂の器、帷帳之私、帷は垂れ幕なり、釋名に帷圍也、所以自障圍也と、帳は釋名に帳張也、張施於牀上也とあり、此の處は男女の歡情を云ふ、侏儒、舞人の一種なり、儒は孺と通ず、身丈低き人、東夷の樂、侏儒を以て舞を演ず、因つて支那に傳はりしものなり、既に孔子世家に見えたり、天下無宿憂、宿は留なり、卽ち今日の云はゆる宿題の宿なり、顏師古は曰く、宿久也と、●

雖然、臣竊以爲陛下天然之聖、寬仁之資、而誠以天下爲務、則湯武之名不難侔、而成康之俗可復興也、此二體者立、然後處尊安之實、揚名廣譽於當世、親天下而服四夷、餘恩遺德爲數世隆、南面負扆、攝袂而揖王公、此陛下之所服也、臣聞圖王不成、其敝足以安、安則陛下何求而不得、何爲而不成、何征而不服乎哉、

【講義】然しながら臣樂は竊かに以爲へらく、陛下は天然の聖德在して寬仁なる御性質に渡らせらる、而して誠に天下を治むるを以て務ぬとなし給はば、彼の湯王、武王の聖人と仰がるゝ名譽も、相並ばせられて侔しきこと難事ならず、而して成王、康王時代の太平なる風俗は、陛下の御時代に復興することを得べきなりと存じ奉る也、其れにはさて此の上述の土崩の勢が有ると無きとの二つの事柄が何れかに確と立ち定まりて、卽ち土崩の勢が無きに極まりて、然る後

有彊國勁兵、陛下逐走獸、射蜚鳥、弘游燕之囿、淫縱恣之觀、極馳騁之樂、自若也、金石絲竹之聲、不絕於耳、帷帳之私、俳優侏儒之笑、不乏於前、而天下無宿憂、名何必湯武、俗何必成康、

【講義】頃者關東の地方饑饉にして、五穀稔らず、年歳の收穫未だ元の如くに復せず、人民の困窮すること多し、其の上に重ぬるに邊境の戰事を以てす、此く重ねぐの困難あるときは、數の上より推して算へ道理に就き循ひて觀察するに、天下萬民將に其の落ちつき場處に安心せざる者あらんとす、若し安心せざれば、外方より誘惑して動搖せしむること容易なり、動搖せしむることが容易に出來得るときは、是れ土崩の勢なり、故に賢明の王者は獨り天地萬物の變化の根源を觀察し、國家上下の安危の機會を明らかに知り、政事を朝廷の上に於て修めて、未だ天下に形となりて見はれずして潛伏せる患へを暗々裏に打消すものなり、其の要即ち究極の處は、天下に土崩の勢無からしむることを期するのみ、さるが故に彼の强國强兵の匈奴の如き大敵があれども、陛下は走獸を逐ひ飛鳥を射給ひて遊び樂む處の園囿を弘め、放縱自恣なる御遊び事に耽溺し、馬を馳せ駈けらして游獵などをなす逸樂を十分になされて、平常と相變らず自若として居るを得給ふなり、鐘磬琴笛の鳴り物は、御耳に絕たず聽かさせられ、帷帳の內の內密の娛樂や俳優侏儒の可笑しき遊戲は御目前に澤山ありて乏しからず、此く快樂を極め給ひて而も天下に宿題的なる心配事なく、太平なれば、今更に何ぞ昔しの殷の湯王、周の武王の功業を願ふ必要あらんや、何ぞ同じく周の成王、康王の太平を期する必要あらんや、

【字解】間者、頃者と同じ、コノゴロと讀む、五穀不登、登は穀實の熟すること、ミノルと訓ず、推數循理、數は自然の運り合はせの結果を云ふ、理は自然の道を云ふ、萬化之原、萬化は萬有の變化なり、原は源と同じ、廟堂之上、廟堂は政府なり、既に前編に解せり、射蜚鳥、蜚は飛と同じ、游燕之囿、游は遊と同じ、燕は

此二體者、安危之明要也、賢主所留意而深察也、

【講義】以上述ぶる所に由りて是の事を觀察するときは、天下に誠に土崩の勢があらば、縱ひ布衣を着て窮困の巷に居る賤しき士なりとも、時によりては惡事を首唱して、而もその力にて海內を危くするを得べし、卽ち秦末の陳渉が是れなり、況してその時には戰國時代の韓趙魏三晉の君主が、尙存在せる者あるに於てをや、乃ち此等の殘勢と陳渉の新黨と互ひに抱合するに於ては、尙更に秦の天下は崩れ易きなり、又天下がたとひ未だ大いに治まらずとは云へども、誠に能く土崩の勢が無きやうに出來得るならば、たとひ如何なる强き國勁き兵がありと云へども、未だ前に向ひ居る踵をば後方に旋らさざる內に早や既に散々大敗して、王自身は敵國の捕虜となるべし、卽ち近代の吳楚齊趙の叛國が是れなり、況んや群臣百姓に於て能く亂逆を爲すことを得んや、決して土地も無く兵も無き人人にて謀叛は出來得申さゞるなり、されば此の二つの事柄卽ち土崩の勢が有ると無きとは、國家の安らかなるか危くなるかの分る丶明白肝要なる所なり、賢王の尊意を留められて深く察し考へ給ふべき所なり、

【字解】窮處、處は居なり、或首惡、首は始なり、惡しき事を始むること、不得旋踵、旋は回なり、メグラスと訓ず、踵は足後なり、クビス又はキビス若くはカヽトと訓ず、三晉之君、韓趙魏、もと共に晉を分ちて國を建つ、故に三晉と曰ふ、

閒者關東五穀不登、年歲未復、民多窮困、重之以邊境之事、推數循理而觀之、則民且有不安其處者矣、不安故易動、易動者、土崩之勢也、故賢主獨觀萬化之原、明於安危之機、修之廟堂之上、而銷未形之患、其要期使天下無土崩之勢而已矣、故雖

あり、彼等の威勢は自國の境内を憚らせ畏れしむるに十分なり、彼等の財力は自國の士民を奬勵して己れに加擔せしむるに十分なり、此くなにかに付けて十分しながら、西の方帝都に向ひて一尺一寸計りの土地をさへ奪ひ取ること能はずして、而も自身は吳楚の王以下何れも中原に戰ひ敗れて捕斬せられしは、此れ其の故何によりてかと云へば、彼等の權勢が匹夫よりも輕く、兵力が陳涉よりも弱かりしに非ざるなり、是の時に當りて先帝高祖や文帝の德澤が未だ衰へずして、その土地に安んじ太平の風俗を樂める人民が衆く、故に彼等諸侯には自國內は兎に角に威壓强迫して己れに從はしめたるも、一歩踏み出しては境外の援助が無かりしに由れり、以上の如き事が此れ即ち瓦解と申す者なり、されば瓦解は一時に來るとも亦救ひ止むることが出來得るなり、臣故に曰く、天下の患へ困りものは瓦解に在らずと、

【字解】　土崩、瓦解、朱一新曰く、文選の東方朔が非有先生論に是以輔弼之臣瓦解とある注に、春秋考異を引きて、淮南子泰族訓に、紂士億萬餘人、武王麾レ之、則瓦解而走、土崩而下と云へりと、今按ずるに、我が德川幕府の末路を世人或は江戸瓦解と云へるは徐樂の說と異れり、蓋し此れに據るならん、姑らく錄して考を俟つ、鄉曲之譽、今日の部落團體の類を曲と云ふ、陶朱猗頓、共に古代の富豪、本書の貨殖傳に見ゆ、奮棘矜、既に李廣傳に解せり、威足以嚴、嚴は憚なり、ハバカルと訓ず、此にては憚らしむる意に用ひたり、西攘尺寸、攘は竊なり、ヌスムと訓ず、師古曰く、謂レ侵二取漢地一と、而身爲禽於中原、禽は擒と同じ、古へは殺と捕と共に擒と云ふ、

由レ是觀レ之、天下誠有二土崩之勢一、雖二布衣窮處之士一、或首レ惡而危二海內一、陳涉是也、況三晉之君或存乎、天下雖下未レ有二大治一也上、誠能無二土崩之勢一、雖レ有二彊國勁兵一、不レ得レ旋レ踵而身爲レ禽矣、吳楚齊趙是也、況羣臣百姓能爲レ亂乎哉、

禽於中原者、此其故何也、非權輕於匹夫、而兵弱於陳涉也、當是之時、先帝之德澤未衰、而安土樂俗之民衆、故諸侯無境外之助、此之謂瓦解、故曰、天下之患不在瓦解、

【講義】是の當時に、趙の人徐樂、齊の人嚴安の兩人、倶に武帝に上書して、當世の時務各〻一事を言へり、乃ち上書は兩人同時なれども、內容は各〻別事件なり、徐樂は上書して曰く、臣聞く、天下の患へ困りものは土崩に在りて、瓦解に在らず、此の事は時代の古今を問はず、何れも同一なり、而して何をか土崩と申すとならば、秦の末の世の如きは卽ち土崩と申すものなり、彼の第一番に秦に反抗して起りたる陳涉は、別段昔しの千乘の大國の主君の尊位なきは勿論、一尺一寸計りの極小なる土地だも無く、其の身が王公、大人、名族の後裔にもあらず、さらば智德の勝りて居るかと云はゞ、一鄕一部落の譽れも無く、昔しの孔子、墨子、曾子の如き賢があるでも無ければ、又陶朱、猗頓などの物質的の富があるでもなし、然るに僅かに窮困人の住める陋巷より起り、棘矜卽ち代用的兵器たる竹槍類似の物を奮ひ、偏肌押し脱ぎて大いに叱咤呼號すれば、天下萬民艸の風に靡くが如くに爭うて附き從ひたり、此れ其の故は何によりてかと云はゞ、全く秦の朝廷が餘りに大暴政を行ひ、人民は困窮すれども、君主は一向構ひなく憐れみ恤へず、下の者は頻りに怨めども、上たる者は無頓着にて知らざれば、世の風俗已に亂れ崩れて、政事が修り整はざりしに由るなり、此の民困、下怨、俗亂の三件は、陳涉が反抗の資料となしたる所以なり、以上の如く、さしもに一時は盛んなりしものが一朝脆くも忽ち滅ぶるが、是れ卽ち土崩と申す者なり、故に臣は曰く、天下の患へ困りものは、土崩に在りと、又第二には何をか瓦解と申すとならば、近く漢の時代に入りて、吳楚齊趙の起しゝ兵が卽ち是れ瓦解と申すものなり、彼の時吳楚始め七國が互に謀りて大逆を企て、何れも自立し名乘りて萬乘の君と唱へ、率ゐる甲士數十萬人

君たる者の人物の用ひ方の賢否如何によりて定まると、願くは陛下詳かに之を考察し、少しく之に注意を加へて熟慮し給はんことをと、

【字解】 虞夏殷周之統、統は法なり、靡敝、既に上文に解せり、相疑而外市、市は利益を交換すること、外市は本國に叛き外國に附きて己が利益を求むるを云ふ、尉佗、本書の同傳に見えたり、章邯、項羽本紀に見えたり、故周書曰、沈欽韓曰く、周書の王佩解に、存亡在レ所レ用、離合在レ出レ命とありと、願陛下云々、漢書には願陛下孰二計之一而加レ察焉に作る按ずるに、既に詳察と云ひながら、少加レ意と云ひ、又熟慮焉と云へるは、矛盾の辭なるに似たり、

是時趙人徐樂、齊人嚴安倶上書言二世務一、各一事、徐樂曰、臣聞天下之患在レ於二土崩一、不レ在レ於二瓦解一、古今一也、何謂二土崩一、秦之末世是也、陳渉無二千乘之尊一、尺土之地一、身非二王公大人名族之後一、無二郷曲之譽一、非レ有二孔墨曾子之賢、陶朱猗頓之富一也、然起二窮巷一奮二棘矜一、偏袒大呼、而天下從レ風、此其故何也、由二民困而主不レ恤、下怨而上不レ知也、俗已亂而政不レ修、此三者、陳渉之所二以爲一レ資也、是之謂二土崩一、故曰、天下之患在レ於二土崩一、何謂二瓦解一、吳楚齊趙之兵是也、七國謀レ爲二大逆一、號皆稱二萬乘之君一、帶甲數十萬、威足二以嚴二其境内一、財足三以勸二其士民一、然不レ能三西攘二尺寸之地一、而身爲レ

來して邊境の物を盜み荒らし、人畜を侵し掠め驅り立てゝ伴れ去る如きは、彼れに於て常習的職業と心得居ることとなり、此れは彼れの野蠻なる天性固より然るなり、上つ方古代には虞夏殷周の世に及ぶまで、何れも之を度外に置きて、固より仕事を割り當て督責せず、申さば最初から禽獸と視做して蓄ひ取扱ひて、普通的に比べ連ねて人類とはなさざりき、然るに只今全體上つ方に鑑みて、虞夏殷周の傳へたる法を觀ずして、下つ方に例を取りて近世始皇などの失錯せる事を繰返して行ひて、徒に兵力戰爭を以て征服せんと試むるは、此れ臣が大いに憂慮する所にして、天下百姓の何れも疾み苦しめる所なり、

【字解】故兵法曰、孫子の用間篇に出づ、係虜單于、係は繫と同じ、固不程督、程は課程なり、仕事の割り當て方を云ふ、督は視責なり、

且夫兵久則變生、事苦則慮易、乃使邊境之民、靡敝愁苦而有離心、將吏相疑而外市、故尉佗章邯得以成其私也、夫秦政所以不行者、權分乎二子、此得失之效也、故周書曰、安危在出令、存亡在所用、願陛下詳察之、少加意而熟慮焉、

【講義】且つ夫れ兵が餘り久しく長引く時は變事が出來、仕事が餘り苦しむ時は思慮分別が移り易りて常軌を失ふ者なり、そこで邊境の人民をして凋弊愁苦の餘り離心あらしめ、將校軍吏をして相互に疑ひて、外國の敵軍と交り握手して己が利益を求めしむるにも至る也、故に尉佗、章邯は自分勝手の都合を營むを得て、一は南越に獨立し、一は項羽に降れり、夫れ秦の政事が行はれざるに立ち至りたるは、權威が尉章の二子に分れたるが故也、此れ虞夏殷周の得たると秦の失ひたるとの效驗なり、故に周書に申されてあり、曰く、國の安全と危險とは、上たる者の命令の出し方の善惡如何によりて決し、存續と亡滅とは、

の御代となることを得たり、仲々匈奴には流石の高祖と雖も御手を燒かせられたるなり、

【字解】 略地於邊、略は巡なり、略地は土地を巡視すること、左傳に見ゆ、代谷、地の名、從之如搏影、搏は擊なり、人の陰影を搏つが如く、得べからざることを云ふ、平城之圍、高祖本紀及び婁敬傳に見えたり、乃使劉敬、同上、干戈之事、干戈を執りて攻守すること、乃ち戰爭を謂ふ、

故兵法曰、興師十萬、日費千金、夫秦常積衆暴兵數十萬人、雖有覆軍殺將係虜單于之功、亦適足以結怨深讎、不足以償天下之費、夫上虛府庫、下敝百姓、甘心於外國、非完事也、夫匈奴難得而制、非一世也、行盜侵驅、所以爲業也、天性固然、上及虞夏殷周、固弗程督、禽獸畜之、不屬爲人、夫上不觀虞夏殷周之統、而下修近世之失、此臣之所大憂、百姓之所疾苦也、

【講義】 されば孫子の兵法に、出征軍の困難なることを論じて申されてあるには、假りに師さを與して十萬の動員をなすときは、先づ日每に千金の用途を費すべしと、夫れ秦は常に群衆の力を積み、兵を外に曝露すること數十萬人の多きに及べり、縱ひ大捷利を得て敵軍を覆へし敵將を殺し匈奴の天子單于を繫ぎ虜にする功績がありとするも、同時に恰度匈奴に對して遺恨を結び構へて、彼れが復讎の念を深くするに足りて、仲々天下の從來使ひ果したる費用を代償するに足らず、夫れ上に在りて國家の府庫を空虛にし、下に向つては天下の百姓を疲弊さして、外國に我が欲望を思ふ存分に遂げんとするは、決して完全なる事業に非るなり、夫れ匈奴は既に取り押へて制止し難きことは、仲々今日近頃の一世にあらず、行き

東省東萊にあり、琅邪、地の名、邪は音ヤ、負海之郡、齊國は海に瀕する地なるを以て、戰國以來直ちに齊國を負海と呼びしこと、戰國策に見えたり、此處の黃腄等、何れももと齊國の地なるを以て、負海之郡と云へるなり、率三十鍾、率は大率なり、オホムネと訓ず、鍾は量の名、六斛四斗を鍾と曰ふ、男子疾耕、疾は速なり、糧饟、饟は餉に同じ、音シヤウ、家より野に送るを餉と曰ふ、後世兵糧を餉とも曰へり、

及至高皇帝定天下、略地於邊、聞匈奴聚於代谷之外而欲擊之、御史成進諫曰、不可、夫匈奴之性、獸聚而鳥散、從之如搏影、今以陛下盛德攻匈奴、臣竊危之、高帝不聽、遂北至於代谷、果有平城之圍、高皇帝蓋悔之甚、乃使劉敬往結和親之約、然後天下忘干戈之事、

【講義】又其の後我が漢の高皇帝の天下を定めらるるに至りて、土地を北の邊境に巡察せられし時、匈奴の兵が代谷の外に聚れるを聞かれて之を擊たんと欲せられしに、御史の官たる成と申せる者が、御前へ進み出で諫めて申し上ぐるには、匈奴の御征伐は然るべからず、如何とならば、彼の匈奴人の性質たるや一時寄り集ることは、恰も獸の聚るが如く、又忽ち逃げ散ることは鳥の飛び散るが如くにして、聚散共に定らず、故に之を追ひかけ擊つことは恰も物の影を手にて擊つが如く、何の手答へも無きなり、今や皇帝陛下の御盛德を以てせられても、匈奴を攻め給はんことは臣竊かに之を危み奉るなりと申されたるが、高帝聽き給はずして遂に北進して代谷に至られしが、果して御史成の言の如く、平城にて匈奴に包圍せられし事あり、高帝には恐れながら之を悔い給ひしこと甚しかりき、乃ち劉敬に仰せて匈奴に使者として往き、平和親睦の約束を結ばしめて、然る後ちに始めて天下の萬民に於て干戈の事卽ち戰爭を忘れて太平

て秦の領地を開き廣むること千里、自然の要害なる黄河の流れを以て國境とせしが、その土地元來澤鹵とて鹽氣のある地にて五穀を生産せず、何等の利益なし、然る後ち天下の丁年男子を徵し集め、差遣して北河の地を守らしめ、兵士を野に曝し師さを原に露すこと十有餘年、之が爲に死する者餘り多數にして、到底一々數へ切れず、結局河を渡り踰えて北方に前進する能はざりき、是れ豈に秦の人數が不足なると、兵器甲冑が備はらざりしがためならんや、否な其の勢ひに於て不可なればなり、秦は又天下の人人に秣芻を急に運搬し、米粟を車船に積み載せて行かしめ、黄縣、腄縣、狠邪の各地、卽ち海を後部に負ひたる齊國の各郡より起り、始めて北河の地に向けて轉輸せしめたるが、何分にも餘りに遠方なれば途中に於ける消費紛失甚だ多く、大率三十鍾卽ち百九十二斛の容積にして僅かに一石を送りて目的地に致せり、男子は早急ぎに力めて耕作すれども、糧食に供ふるに足らず、女子は紡績を努むるも帷幕の材料となすに足らず、百姓疲弊し、父に死なれたる孤兒、夫に離れたる寡婦、老人や年弱の人人生存すれども、相互ひに養育するに足らず、道路にて餓死する者相望みて引續きたり、斯く困窮の極度に達したればこそ、蓋し天下の萬民始めて秦に叛きたるなれ、

【字解】 委積之守、委は音ヰ、積は音シ、胡三省曰く、倉廩の藏なりと、少きを委と曰ひ、多きを積と曰ふ、勝必棄之、李慈銘曰く、其の國に勝ちて其の民を棄つるは、民の父母たる道に非ざるを謂ふと、靡敝中國、凋弊と云ふが如し、靡は音マ、散なり、敝は弊と同じ、非長策、長策は得策なり、辟地、辟は闢と同じ、ヒラクと訓ず、地固澤鹹鹵、澤は水澤なり、鹹は音カン、鹽味なり、鹵は音ロ、廣韻に、鹽澤なり、天生を鹵と曰ひ、人造を鹽と曰ふとあり、漢書には鹹の字なし、王念孫曰く、澤鹵は卽ち斥鹵、斥鹵の間に鹹の字を加ふるは文義を成さず、後人の加ふる所なり、斥一に潟に作る、又澤に作ると、斥鹵は鹽味のある土地なり、暴兵露師、暴は音ボク、曝なりサラスと訓ず、飛芻輓粟、芻槀を車に載せて運ぶ狀、恰も鳥の飛ぶが如くに速かなるを以て飛芻と曰ふ、輓は引なり、車船に載せて引くこと、起於東腄、東は索隱本に黄に作る、漢書と合す、黄は地の名、腄は音ツヰ、亦地の名、共に今の山

暴兵露師、十有餘年、死者不可勝數、終不能踰河而北、是豈人衆不足、兵革不備哉、其勢不可也、又使天下蜚芻輓粟、起於東腄琅邪負海之郡、轉輸北河、率三十鍾而致一石、男子疾耕不足於糧饟、女子紡績不足於帷幕、百姓靡敝、孤寡老弱、不能相養、道路死者相望、蓋天下始畔秦也、

【講義】昔し秦の始皇帝は戰ひ勝ちし威力に任せ、宛も蠶の桑を食ふが如く次第々々に天下を占領し、他の戰國を幷呑して、海內統一となり、其功績は夏殷周三代の王者に相齊しかりしが、尚飽き足らず、勝利を務めて休まず、最早支那を征服し盡したれば、外征を企て匈奴を攻めんと欲したり、其時宰相李斯、始皇を諫めて申すには、匈奴を征するは不可なり、夫れ匈奴の國は野蠻にして、城郭の居住なく、兵糧其他を累ね積みたる守備なし、彼處此處と遷り徙りて、宛かも鳥の飛び擧るが如く、初中終その處を定めずして轉居すれば確と制し切ること難義なり、卽ち輕捷なる兵が深く入り込むとも、何分遠地なれば糧食絕え盡くるに相違なけん、又兵糧を相引繼ぎ運びて行くとも、仲々多量の事なれば重くして急に運搬なしがたくて、到底戰事に間に合はざるべし、縱ひ勝ちて其の土地を占領すとも、差して良き土地にあらざれば以て利益となすに足らざるなり、其の人民を治め取扱ふとも、何時叛くも計られざれば使役して其の國を守るべからず、戰ひ勝ちて必ず之を殺すときは、無道不慈悲に涉りて萬民の父母たる天子の爲され方に非ざるなり、我が中國の國力を疲弊さして匈奴に思ふ存分の仕向けを爲すことは、賢れたる計策にあらざるなりと、右の如く諫言せしも秦の始皇帝はその諫めを聽き入れずして、遂に將軍の蒙恬をして兵に大將となりて匈奴を攻伐せしめ、彼の夷民を逐ひ拂う

行へるものは、未だ後悔せざる者はあらざりき、何れも後悔殘念の嘆息をなせり、此等の事に鑑みなば、戰爭の不道理不得策なること既に明白ならん、

【字解】◎司馬法、古へ周代司馬の官は兵を掌れり、故にその兵法を述べたる書を司馬法と名づく、本書司馬穰苴傳に、齊威王使大夫追論古者司馬法而附穰苴於其中、因號司馬穰苴兵法とあり、天子大凱、大凱は、周代、師を還し振旅の時奏する音樂なり、沈欽韓曰く、見司馬法仁本篇と、春蒐秋獮、春は陽氣方に行はれ、禽獸懷胎すれば、その孕まざる者を索めて取ると云ふ意義よりして春の獵りを蒐と名づく、蒐とは索なり、獮は音セン、殺なり、秋は陰氣行はれて殺伐なるが故に、その氣候に順うて禽獸を殺すとの意義よりして秋時の獵りを獮と名づけたり、春振旅秋治兵、振は整なり、旅は衆なり、衆兵を整ふる意義よりして振旅と名づく、左傳の隱五年に、春蒐夏苗、秋獮冬狩、皆於農隙以講事也と、又曰く、出曰治兵、入曰振旅とあり、兵者凶器、尉繚子(古代兵書)の兵議篇に、兵者凶器也、爭者末節也とあり、故聖王重行之、重は難なり、ハヾカルと訓ず、

昔秦皇帝任戰勝之威、蠶食天下、幷吞戰國、海內爲一、功齊三代、務勝不休、欲攻匈奴、李斯諫曰、不可、夫匈奴無城郭之居、委積之守、遷徙鳥擧、難得而制也、輕兵深入、糧食必絕、踵糧以行、重不及事、得其地、不足以爲利也、遇其民、不可役而守也、勝必殺之、非民父母也、靡敝中國、快心匈奴、非長策也、秦皇帝不聽、遂使蒙恬將兵攻胡、辟地千里、以河爲境、地固澤鹹鹵、不生五穀、然後發天下丁男以守北河、

人君一怒、必伏尸流血、故聖王重行之、夫務戰勝窮武事者、未有不悔者也、

【講義】此れより、記者筆を改めて主父偃が帝を諫むる辭を記して曰へけらく、臣主父偃聞きしに、賢明なる君主は臣下が深切に諫むるを嫌ひ惡まずして博く多數の意見を觀察し、忠義なる臣下は敢て重き誅戮を畏れ避けずして、正直に君主を諫言す、さるが故に明主の仕事は取り遺せる策無く、何から何までも行き渡りて、功業はその當代は勿論、萬世の後までに流れ傳はれりと、今や臣主父偃は敢て忠實の心を押し隱して死罪に處せらるゝを避けず、乃ち心底を盡し決死の上にて愚かなる計を申し上げん、願はくは陛下に於かせられては、幸ひに臣が不都合なる過ち罪を赦させられて、少しく愚意を推察し給はんとを、さて聊か愚存を申し上ぐるに付きて、此の存じ寄りは決して愚臣一個の考へにはあらずして、古への賢聖の人も既に臣と同樣なる言を申し置かれしことを舉げて申し上げんに、昔し王者の戰法を述べたる司馬法と申せる兵書に曰く、國家は如何に廣大とは云へ、餘りに戰爭を好みて師さに耽るときは、必ず滅亡すべし、然しながら天下が如何に太平なればとて、頓と戰爭を忘れて軍備を怠り無視するときは、必ず他國より侵略せられて國は危しと、されば天下の亂既に平げども、天子は捷師さに奏する凱歌を囃し立て、師さの事を忘れず、春の時候には蒐と申せる獵りをなし、秋の時候には獮と申せる獵りを爲し、名を狩獵に言寄せて武事を練習せしめ、諸侯は春の氣候に振旅とて軍隊の演習を行ひ、秋は治兵とて引揚げの勢揃へを行ふは、太平無事の時にありても戰爭の事を忘れざらんがためなり、且つ其の上に一體怒りと申すものは、人に逆らふ性質のものなり、兵と申すものは人を殺害する凶しき器なり、爭ひと申すものは末の行爲にて、根本的のものにあらず、古への人君は一たび怒れば、必ず多數の人を殺して尸骸を伏せ仆し血を流して、無慘なることとなれば、故に聖人の王者は戰爭を行ふことを重んじ憚りて容易には爲さず、一體古來戰爭の勝ちを取るを務め、武事を推し窮めて

無し、齊の諸儒生たち相與に主父偃を排斥して齊國に受け容れられず、されば世に用ひられぬ故に家は貧しくして、他人より貸借して一時の凌ぎを爲さんとせしも借り入るゝ手段なし、困窮の餘り、乃ち北方に行き、燕、趙、中山の國々に游歷して仕官を求めたれども、又誰しも能く主父偃を待遇するもの無し、旅客となりて非常に困めり、孝武帝の元光元年中に、主父偃つくづく思ふに、到底諸侯の中には游歷して事ふる程の價値ある者なしと、乃ち西方へ向つて函谷關に入り、長安の都に至りて、大將軍衞青に謁見せり、衞青は主父偃を數〻帝に申し上げて推薦すれども、武帝は之を採用せず、其の內に主父偃は旅費缺乏し、滯留久しきに亙り、諸の貴顯賓客多く主父偃を煩さがり厭きて待遇益〻薄くなれり、主父偃乃ち書を闕下に上りて意見を申し陳べんと乞ひしかば、その朝上奏せしに、早や其日の暮れに帝は偃を宮へ召し、入朝謁見を賜ひたり、主父偃が申し立てたる箇條は九つの事項あり、其の中にて八事項は法律布令に屬し、殘りの一事項は匈奴征伐を諫め止むる箇條なり、

【字解】長短縱橫之術、長短縱橫は、共に合縱連橫の策を云ふ、百家言、一派の學說を建設するを一家と云ふ、百家言は諸流派の學說なり、排擯、排斥なり、擯は黜くること、假貸、共にカルと訓ず、他人の物を借り入るゝこと、

其辭曰、臣聞、明主不惡切諫以博觀、忠臣不敢避重誅以直諫、是故事無遺策、而功流萬世、今臣不敢隱忠避死以效愚計、願陛下幸赦而少察之、司馬法曰、國雖大、好戰必亡、天下雖平、忘戰必危、天下既平、天子大凱、春蒐秋獮、諸侯春振旅、秋治兵、所以不忘戰也、且夫怒者、逆德也、兵者、凶器也、爭者、末節也、古之

ち感冒の類、何恙不已、恙は憂なり、已は止なり、快復すること、何恙とは何の位の病氣ぞ、誠に言ふに足らざる小疾と云ふこと、是章朕之不德、章は彰と同じ、明なり、アキラカニスと訓ず、因賜告、告は古へ官吏の休暇なり、特別の旨にて在官の儘休暇を與ふるを賜告と云ふ、牛酒雜帛、牛の上に兼賜の二字を添へて看るべし、此れ上の賜告の字に連ねて省きたるなり、

元狩二年弘病、竟以丞相終、子度嗣爲平津侯、度爲山陽太守十餘歲、坐法失侯、

【講義】元狩二年、公孫弘病氣に罹り、竟に丞相の官に居ながら死去したり、其の子の度と云ふもの、後ちを嗣ぎ襲爵して平津侯となる、後ち度任官して山陽の太守となること十歲餘りなりしが、或る法律に觸れて侯爵を取り上げられたり、

○主父偃者、齊臨菑人也、學長短縱橫之術、晚乃學易春秋百家言、游齊諸生間、莫能厚遇也、齊諸儒生相與排擯不容於齊、家貧、假貸無所得、迺北游燕趙中山、皆莫能厚遇、爲客甚困、孝武元光元年中、以爲諸侯莫足游者、乃西入關見衞將軍、衞將軍數言上、上不召、資用乏、留久、諸公賓客多厭之、乃上書闕下、朝奏、暮召入見、所言九事、其八事爲律令、一事諫伐匈奴、

【講義】主父偃は齊國の都の臨菑の生れなり、長短縱橫の術とて、蘇秦、張儀等が唱へたる戰國策士の術策を學び、策士を以て自ら居れり、晚年乃ち易、春秋及び其外諸派の學說を學び脩めて、齊國の諸學者の間に交際せしかど、誰も能く之を厚く待遇するもの

遭ひたる時は武威を尊ぶと云ふことは、昔しより今に至るまで未だ此の方法を變更したる者あらず、故に朕は宿昔卽ち朝夕に文德ある賢人を獲んことを希望せり、但不肖の身なるが故に、至尊の位を承け繼ぐことを獲ながら、天下萬民を寧んずる能はざるを懼る、思惟するに、朕が相談相手として共に國家を治むるを爲すことある者は其れ何人なるかは、今更に朕が言はずとも君宜しく之を知るべきなり、蓋し君子は善き事を善しとし惡き事を惡しとし、善惡邪正の別を明らかにすることは、君宜しく之を知るべし、されば君の此の謹愼なる行爲の鑑別のことは常に朕が躬の上に存在せり、何も餘計の心配を勞するに及ばず、君不幸にして運惡くして霜露の寒さに感ぜる病氣に罹るとも、此れ一時の事なれば、何ぞ病氣の止み愈えざることあらんや、然るに今乃ち上書して侯爵の印を返上して隱居を願へるは、是れ正しく朕が不德なるを世間に彰らかにする者なり、乃ち朕が不行屆きなるが故に君が退隱の止む無き結果となるなり、現今國事少しく閑暇なれば、君其れ物事を思慮することを省きて、餘りに考へ過ぎすることをなさず、精神を專一にして氣を落付け、尙輔くるに醫藥を以てして十分に靜養を致すべし、辭職退隱は許し難しと、因りて休暇と牛酒及び雜色の帛とを賜へり、居ること數月にして病氣快愈したれば、再び出勤して政事を取り扱ひたり、

【字解】守成尙文、尙は尊なり、タットブと訓ず、遭遇右武、右は上なり、亦タットブと訓ず、顏師古曰く、禍亂時則上レ武耳と、今按ずるに、單に遭遇とあるを解して禍亂と爲すは疑ふべし、王先謙曰く、遇官本作レ禍据ニ顏注ニ、亦當ニ是禍字ニ、疑遇字篆文、與レ禍相涉、因譌レ禍爲レ遇耳、と是の說用ふべし、朕宿昔庶幾、宿昔は夙夜と同義、漢書には夙夜に作る、宿は夙と通ず、昔は夕と通ず、庶幾は共に希なり、コヒネガフと訓ず、複語なり、惟所與共爲治、惟は思惟なり、オモフニと訓ず、君若謹行、若は此と古へ相通用す、コノと訓ず、現在の通りと云ふ意なり、謹行は謹敕の行なり、常在朕躬、取捨任免は朕の一身に存すと云ふ意なり、書經の湯誥に、爾有レ善朕不ニ敢蔽ニ、罪當ニ朕躬ニ、不ニ敢自赦ニ、惟簡在ニ上帝之心ニ、とあり、文の語氣之と相同じ、罹霜露之病、罹は罹なり、遭なり、寒涼の病、乃

りして此く云へるなり、帝の過を攻撃して云へるには非ず、周昌壽は曰く、過意猶過垂恩意也と、不足以稱、稱は副なり、有負薪之疾、貧乏なれば薪を負ひ荷へるが爲に、その疲勞より起りたる疾と云ふ意味にして、自己の病氣を謙遜して云へる辭なり、もと孟子に采薪之憂と云ふも同義なり、禮記にも出づ、恐先狗馬塡溝壑、先は先づ歿するを云ふ、塡はウヅムこと、溝は溝渠なり、ミゾと訓ず、壑は溪壑なり、ガケと訓ず、戰國策に、馮驩謂孟嘗君曰、臣竊計、君宮中積珍寶、狗馬實外厩、美人充下陳と、又本書留侯傳に、沛公入秦、宮殿帷帳狗馬重寶以千數、欲留居之とあり、何れも狗馬の當時貴人の間に如何に愛養されしかを知るに足れり、乃ち本文の義は、宮中飼養の狗馬も死する時は、其の骸骨を溝壑中に埋め棄てらるべきが、只今臣は病身虚弱なれば、その狗馬より先きに斃れて溝壑中に棄てらるべき運命を持てりとの辭にて、其の實は、萬一不幸にして陛下より先きに死したるならばと云ふ意味を、狗馬に託して婉曲に云へるなり、

天子報曰、古者賞有功、褒有德、守成尚文、遭遇右武、未有易此者也、朕宿昔庶幾、獲承尊位、懼不能寧、惟所與共爲治者、君宜知之、蓋君子善善惡惡、君宜知之、君若謹行、常在朕躬、君不幸罹霜露之病、何恙不已、迺上書歸侯、乞骸骨、是章朕之不德也、今事少閒、君其省思慮、一精神、輔以醫藥、因賜告、牛酒雜帛、居數月、病有瘳、視事、

【講義】武帝、公孫弘に返事して曰へらく、古へは功ある者を賞し、德ある者を襃む、世が太平になりて既に成就したる業を守る時は文德を尊び、亂世に出で

官職を授け給へり、今や臣弘は元來疲れて老いぼれたる性質にして、何等の御益にも立たず、是れまでに戰場に罷り出でて馬に汗を流さして乘り廻して活動したる功勞とても無し、然るに陛下叡慮を過させ給ひて、不肖の臣弘を卒伍の中卽ち普通多勢の微賤中より擢んでられて封じて列侯となし、位を三公の尊き地に据ゑ置かれたり、臣弘の行ひ才能は愚劣にして、陛下の厚き恩顧に相副ふに足らず、誠に恐入りたる事なり、臣弘は平素より負薪の病卽ち病氣があれば、恐らくは御供奉の狗馬より先に斃れ、溝や壑に骸骨を埋めて相果て死したるときは、終ひに陛下の恩德に報い奉り、臣が責任を塞ぐこと無くして、永く不都合の罪過を貽さんことを、就いては何卒列侯の印を歸し奉り、永久の御暇を乞ひ、身を朝廷より引取りて他の賢者が出世昇進する路を妨害せざるやうに相避けんと申されたり、

【字解】　天下之通道、通道は天下一般に共に由れる路なり、此の句以下、知レ恥近レ乎レ勇の句に至るまでは、中庸の文に據れり、但中庸には通を達に作る、朋友之序、中庸には序を交に作る、漢書亦同じ、天下之通德、中庸には達德に作る、力行近乎仁、近とは、卽ち力行その物が直ちに仁とは云ふべからざるも、先づ仁に入る路なるを云ふ、顏師古曰く、屈レ己濟レ物爲レ仁也と、乃ち力行するときは、消極的には己の私欲に打克ち、積極的には愛憐を垂れて物を救濟するが故に、仁德に近しと云ふなり、好問近乎智、顏師古曰く、疑則問レ之、故成二其智一と、物事に疑を挾みて先覺者に質問するときは、己が智識を增進するが故に、智德に近しと云ふ也、知恥則近乎勇、師古曰く、不レ求二苟得一故爲レ勇也と、恥辱を知るときは、正理に稱ひたる物事行爲で無ければ求め行はず、故に自然に何等の恐懼疑惑なく强ければ、勇に近しと云ふなり、鑒三王、三王は夏の禹王、殷の湯王、周の文王武王（父子なれば一人と看做す）なり、罷駑、罷は疲と通ず、無汗馬之勞、師古曰く、言レ未三嘗從二軍旅一と、漢の制、軍功あちざれば列侯たるを得ず、故に弘特に之を言へるなり、上文の自以爲無レ功而封と云へるも亦此の意なり、陛下過意、師古の說に依れば、過は過誤なり、意は思なり、公孫弘自ら謙遜して、自分如き愚劣なる人を賢才と思ひ給へるは、陛下の御間違ひなりとの意よ

天下未有不能自治而能治人者也、此百世不易之道也、今陛下躬行大孝、鑒三王、建周道、兼文武、厲賢予祿、量能授官、今臣弘、罷駑之質、無汗馬之勞、陛下過意擢臣弘卒伍之中、封爲列侯、致位三公、臣弘行能不足以稱、素有負薪之病、恐先狗馬塡溝壑、終無以報德塞責、願歸侯印、乞骸骨、避賢者路、

【講義】是に於て公孫弘は決心して上書して申しけるには、臣聞く、天下に何れの處にも一般共通の道五つあり、その道を實行する所以の者三つあり、それは何者ぞと申さんに、曰く、君臣、父子、兄弟、夫婦、長幼の順序なり、此五者は天下に一般共通せる道なり、卽ち何れの處にか此の五者の順序無きあらんや、又智仁勇の此の三者は、天下一般に共通せる人の持ち前たる德なり、卽ち此の三者の德が上の五者の道を實行する所以のものなり、されば古人も申されてあり、曰く、力行と申すことは仁に近く、分らぬこと疑はしき事を問ひ尋ぬるを好むことは智に近く、恥を知りて惡しきことを戒めて爲さず、善きことを奮つて爲すものは勇に近しと、故に此の智仁勇の三者の德を承知すれば、自分に己が身を治むるには如何にせば可なるかと云ふ方法を承知するなり、自分に己が身を治むるには如何にせば可なるかと云ふ方法を知りて、然る後ちに始めて他人を治むるには如何にせば可なるかと云ふ方法を承知するを得べきなり、古來天下に於て未だ己れ自身を治むる能はずして、而も能く他人を治めたる者を聞かざるなり、誰れが何と申しても此れが百世の永久に亙りて易はらざる一定の道理なり、今や陛下は御自身に大いなる孝道を行はせられ、昔しの聖人夏殷周の三王を鑑みて手本となし、周代の王道を建て、文武の兩德を兼ね、賢者を奬勵し祿を予へ夫れ夫れの才能を量りて相當なる

氣に入れる者なり、弘奉祿、奉は俸と通ず、

淮南衡山謀反、治黨與方急、弘病甚、自以爲無功而封、位至丞相、宜佐明主塡撫國家、使人由臣子之道、今諸侯有叛逆之計、此皆宰相奉職不稱、恐竊病死、無以塞責、

【講義】淮南王、衡山王の兄弟が謀反せる時、朝廷に於ては其黨與一味を取調ぶること最も火急に嚴しき折柄、公孫弘病氣甚だ篤かりしが、自分に以爲へらく、我れ太平の世に生れ、格別動功無きに諸侯に封ぜられ、位は人臣を極めて丞相に至れり、宜しく明主を輔佐し、國家を鎭め撫で安んじて、天下の人人をして臣子の盡すべき道に辿りて進ましむべきなり、然るに今や諸侯の中に不埒にも君に叛逆を企つる計略あり、此れは何れも宰相が其の職務を奉じ務むることが不相當なるよりして起りたるものなり、恐らくは我れ國家の爲に盡さずして、此の儘に病氣にて斃るるときは、何とも陛下に對し奉りて人臣の責任を塞ぐことを得ず、實に申し譯なきことなりと、深く憂慮せり、

【字解】淮南衡山、淮南王の傳を看よ、塡撫國家、塡は鎭と同じ、壓へ鎭むるなり、撫は撫安なり、奉職不稱、稱は副なり、相當すること、カナフと訓ず、

乃上書曰、臣聞天下之通道五、所以行之者三、曰、君臣父子兄弟夫婦長幼之序、此五者天下之通道也、智仁勇、此三者天下之通德、所以行之者也、故曰、力行近乎仁、好問近乎智、知恥近乎勇、知此三者、則知所以自治、知所以自治、然後知所以治人、

諸說あれども略す、又既に管仲傳に見えたり、侈擬於君、擬は疑なり、疑はしく似寄りたること、亦下比於君、比は方なり、タクラブルと訓ず、相竝ぶること、又比は近なり、

弘爲人意忌、外寬內深、諸嘗與弘有郤者、雖詳與善、陰報其禍、殺主父偃、徙董仲舒於膠西、皆弘之力也、食一肉脫粟之飯、故人所善賓客仰衣食、弘奉祿皆以給之、家無所餘、士亦以此賢之、

【講義】 公孫弘が人柄は、意中には人を忌み嫌うて、外面に寬大に見せ掛け、而も內心は深刻なる人なり、諸の嘗て弘と仲違ひして隙のありたる者には、弘は表面は然樣なる事を打忘れしが如くにして、相與に親善を粧へども、陰より內密に其の禍を報い返して怨みを酬ゆるなり、其の實例を云へば、主父偃を殺し、董仲舒を京都より放逐して膠西の地に徙せしが如きは、何れも公孫弘が天子に惡口を申したる結果なり。公孫弘平生の生活は甚だ儉約にして、一品の肉と、脫粟とて玄米の飯とを食ひ、決して美味美食を爲さず、而して友や若くは善みして氣に入れる賓客が衣たり食うたりする・生活費の供給を、公孫弘に仰ぐときは、弘の政府より受くる俸祿は一切以て之に給與して、自分の家には殘し餘すこと無し、士も亦此の點を以て公孫弘を賢れりとして尊敬せり、

【字解】 弘爲人意忌、忌は忌克なり、人に負くるを忌みて、克つことを好む性質を云ふ、雖詳與善、詳は佯と通ず、一本には佯に作る、イツハルと訓ず、表面を粧ふこと、陰報其禍、陰から人に知れぬやうにして、本人の災難になる事を仕向けて怨みを仕返すこと、殺主父偃徙董仲舒、各、本書の本傳に見えたり、脫粟之飯、穀皮を脫して未だ精鑿せざる穀物の飯、卽ち玄米飯のこと、故人所善賓客、故人の下に及の字を添へて看るべし、故人の古くより交際せる人なり、所善賓客は、出入りをなす門下生など人々の中にて己れの

謝して申し上ぐるには、如何にも事實其の通りに候、夫れ朝廷九卿の中にて臣と親善なる人は汲黯に過ぐるもの無し、然るに其汲黯が今日朝廷の君前に於て、臣弘を詰責せるは誠に事實間違ひ無き事にして、切に臣弘の病に中れり、夫れ三公の尊位に居ながら布被を爲りたるは如何にも極端なる致し方にして、誠に御隱し申し上ぐるまでも無く、彼れの申す通り心に無き詐僞の行を粧ひ飾りて、以て名譽を釣らんと思へるに外ならず、且つ臣かねて承はりたるに、昔し管仲は齊國に輔相となり、三歸の贅澤あり、奢侈は君上に比擬せしが、然しながら其の人豪傑なりしが故に、其の君桓公は管仲の功に依りて天下の霸者となれり、此の管仲の奢侈は、上つ方に向ひて君主を僭して、貴族的なり、其れに引換へて晏嬰は景公に輔相となり、至つて儉約にして食物に二色以上の肉を重ねて用ひず、一品に止め、召し使へる女は粗末なる麻の服を用ひて、絲物の衣を着ず、此く極めて消極の方針を取りしが、齊國亦治まれり、此の晏嬰の行り方は下に向ひて人民に比し親みて、平民的なりき、今や臣弘は、地位は御史大夫と爲りて三公の一員に備はり、而して布被を爲して平民的の生活を營み、之が爲に九卿より以下小吏に至る迄、何れも一樣にして差別なし、誠に汲黯の申し上げしが如し、且つ汲黯なればこそ正直に此の事を申し上げしなれ、汲黯の如き忠義の人無かりせば、陛下安くに此く正直なる事實の儘の言を聞き給ふを得んやと云ひて、毫も諱み匿すこと無く有體のまゝに申し述べたれば、武帝は以て謙遜にして人に讓りて、己が勝ちを誇らざる奧床しきものと爲し、愈〻益〻公孫弘を厚く待遇し、卒ひに弘を以て丞相となし、平津侯に封じたり、

【字解】 罷敝中國、罷敝は疲弊と同じ、中國は支那の內地、山東鄙人、山東は戰國の時、華山(陝西)以東の地を山東と爲す、又一說に、殽函以東を指すとも云へり、公孫弘の鄕里の齊は東方にあるが故に、自ら此く云へり、鄙人は田舍の人なり、奉祿甚多、奉は俸と通ず、九卿、九人の大臣、漢の世は太常、光祿勳、衞尉、太僕、廷尉、大鴻臚、宗正、大司農、少府を九卿と爲せり、有三歸、三歸は三姓の女を取るなり、婦人、嫁を謂ひて歸と云ふ、一娶に三姓の女を娶るは諸侯の婚禮なるを、管仲、齊の臣を以て僭して之を爲せるなり、尙

以霸、亦上僭於君、晏嬰相景公、食不重肉、妾不衣絲、齊國亦治、此下比於民、今臣弘位爲御史大夫而爲布被、自九卿以下至於小吏無差、誠如汲黯言、且無汲黯忠、陛下安得聞此言、天子以爲謙讓、愈益厚之、卒以弘爲丞相、封平津侯、

【講義】元朔三年、御史大夫の張歐が免ぜられ、公孫弘を以て後任の御史大夫となせり、是の時、武帝は西南夷に交通し、東方には滄海郡を置き、北方は朔方と申せる郡に城の建築をなせり、公孫弘は數〻武帝を諫言し申すやうには、內地の中國を疲弊さして益にも立たぬ土地に仕送りすることなれば、願はくは之を罷めて人民を休養せしめんと、是に於て武帝は、此れは公孫弘が十分に事情を知らざればこそ、異論を唱ふるなれと思はれ、乃ち朱買臣等に命じて公孫弘に向け難問を發して責めしめ、因つて朔方郡を設置する便利なる事に付き十箇條の事項を發して、異論の有無を取り質さしめたり、然るに公孫弘は十箇條の中の一箇條にも何等の反對をなすを得ざりしかば、公孫弘乃ち過ちを謝して申すには、臣は山東地方の田舍生れの人にて、智識見聞狹ければ、朔方郡を置かるゝ便利が是の如くに偉大なりとは知り申さずして、彼れ此れと申し上げしは全く恐れ入れり、願はくは西南夷、滄海に關する事業を中止して、專ら朔方に力を入るゝことゝ致さんと、武帝乃ち之を許可したり、是れは眞に公孫弘に於て十箇條の一條をも對へが出來得ざるにあらざれども、武帝の機嫌を損せんことを恐れて殊更に上述の如くなしゝなり、是等が乃ち彼れの曲學阿世の本色なるぞ、正直なる汲黯は公孫弘の所爲に不滿を抱き、或る時武帝に申し上ぐるには、公孫弘は其の位高く三公に在りて俸祿甚だ多し、然るに布被を爲して殊更に儉約の風を示せるは、此れ世を欺き名譽を釣らんがための詐僞なりと、武帝果して然るや否やと公孫弘に問はれたるに、弘

の無き者なり、公孫弘も其例に漏れず、最初臣等と共に此の意見案を建てながら、只今陛下の御前に出づるに及びて盡く前議に畔けり、實に不忠實極まれる人物なりと、因つて武帝は公孫弘に如何致せしやと問はれたるに、公孫弘謝して申上ぐるには、全體それは見る人々の解釋の如何に存することにて、臣弘の精神を善く知れる人は、臣を以てたとひ如何なる事がありても忠實と爲し、臣の精神を知らざる者は、徒に形式上の事のみを觀て、臣を以て不忠實と仕るなりと、是に於て武帝は弘の言を有理とせらる、武帝の左右に居る侍從、寵幸ある臣たちは、常々公孫弘を惡く申せども、武帝は益、公孫弘を賢として厚遇せり、

【字解】 皆倍其約、倍は反なり、ソムクと訓ず、齊人多詐、公孫弘は齊國の人なるが故に此く云へり、齊は桓公、管仲の興りし霸國なれば、人情權謀を好み譎詐多しと云ふ、而無情實、情は誠なり、

元朔三年、張歐免、以弘爲御史大夫、是時通西南夷、東置滄海、北築朔方之郡、弘數諫、以爲罷敝中國、以奉無用之地、願罷之、於是天子乃使朱買臣等難弘、置朔方之便、發十策、弘不得一、弘迺謝曰、山東鄙人、不知其便若是、願罷西南夷滄海、而專奉朔方、上乃許之、汲黯曰、弘位在三公、奉祿甚多、然爲布被、此詐也、上問弘、弘謝曰、有之、夫九卿與臣善者無過黯、然今日庭詰弘、誠中弘之病、夫以三公爲布被、誠飾詐、欲以釣名、且臣聞管仲相齊、有三歸、侈擬於君、桓公

づ汲黯に發議せしめて後ちに自分の意見を申し、以て天子の信用を求むるなり、是等が公孫弘の帝より親任を博せし手段なり、故に天子は常に悦ばれて、公孫弘の申し述ぶる言は何れも聽き入れられ、此れを以て公孫弘は日に日に益して天子に親まれ貴重せらる、

【字解】 恢奇、恢は大なり、おほいなること、奇は常の反對にて、平凡と變りたること、漢書には談笑に作り、師古は、一本に詼奇に作る、詼は音恢にて、啁を云ふとあり、啁は滑稽なり、病不廣大、病は患なり、ウレフと訓ず、困ること、弘爲布被、被は寢臥のとき身を蔽ふ衣なり、ヨギ又フトン若くはフスマと訓ず、布被はヌノフスマのこと、儉素なる物、習文法吏事、西京雜記に依れば、公孫弘の著に公孫子の書あり、刑名の事を言ふ、字直ひ百金に當ると云はれたるなり、面折庭爭、庭は廷に作るべし、古へは相通ず、緣飾以儒術、眞に儒術を用ふるにあらずして、只外面の粧飾に利用するを云ふ、緣は衣の緣なり、衣の緣に純色を用ふるが如く、都合上飾りに利用すること、上大說之、說は悅と同じ、左內史、官の名、內史は京師を治むるを掌る、右內史は後ち京兆尹と改め、左內史は左馮翊と改めたり、嘗與主爵都尉、嘗は漢書には常に作る、相通ず、主爵都尉は官の名、

嘗與公卿約議、至上前、皆倍其約以順上旨、汲黯庭詰弘曰、齊人多詐而無情實、始與臣等建此議、今皆倍之不忠、上問弘、弘謝曰、夫知臣者、以臣爲忠、不知臣者、以臣爲不忠、上然弘言、左右幸臣每毀弘、上益厚遇之、

【講義】 公孫弘嘗て公卿と或る事件を評議することを約束しながら、天子の前に至れば、何れも前約に畔きて、公卿の議に反對を表して、天子の旨に順ひて氣に入るやうになせり、因て汲黯は性質正直一方の人なれば、朝廷の天子の面前に於て公孫弘を詰り責めて申すには、齊國の生れの人は詐僞が多くして誠實

有不可、不庭辯之、嘗與主爵都尉汲黯請閒、汲黯先發之、弘推其後、天子常說、所言皆聽、以此日益親貴、

【講義】 一體公孫弘の人物たるや、恢いにして奇しく、何となく凡人と違ひたる處がありて、而も多く物事を聞き知りて、仲々の學者なり、公孫弘平常主張して思ふやうには、人主は廣大ならずして褊狹なることを困りものとし、人臣は儉節とて物事を內輪にして節限をなさす、徒に大風呂敷を廣げて締りのなきを困りものとせり、さらば宜しく何彼に付きて節儉質素にすべしと、因つて弘は布にて造れる衣服を製し、高位高官にありながら、常に之を着用し、食物には肉二種以上の珍味を重ねずして、一品にて濟ませり、繼母が死せし時、喪を行ふこと、昔し聖人の定めたる通り三年喪を行へり、朝廷に會議ある每に、公孫弘は其の問題に付きて、贊成不贊成の雙方よりして意見を陳べて、自己の意見は申さずして、天子に孰れにても自分に擇びて、氣に叶ひたる方を採用せしめて、別に自分の持論を主張して、陛下の面前に於て憚らず折き止めたり、又朝廷の百官が列り居る中に於て儼然と陛下を諫め爭ふやうなる四角張りたる事をなさず、誠に穩かなる態度を取れり、是に於て天子は公孫弘が行ひは敦厚にして、辯論は十分一の雄辯にして、法制に明るく、官吏の實務に習れて、而もその上に學問がありて、行政の規則事務を、宛かも衣服に緣飾りがありて美觀を添ふるが如くに、學問の力にて儒教の術を以て立派に政治を粧ひ飾ることを熟察せられ、武帝は元來好文の天子なれば、大いに此の公孫弘の遣り方を歡迎して氣に入られたり、僅かに二歲の中に頻りに昇進して、左內史の官に至れり、公孫弘が天子に事を奏聞するには、不可なる事件がありても、朝廷の百官が多勢居る中にては顯はに彼れ此れと辯論せず、常に主爵都尉の官に居れる汲黯と共に、天子の閑隙即ち御手隙の時を願ひて謁見し、汲黯が先づ其の事件の緒口を申し出すと、公孫弘が其の後ちを推して贊成の意見を述ぶ、此れは、汲黯は正直忠義なる臣を以て武帝に知られ居るが故に、先

詔ありて、文學の士を天下より京都へ徵されたり、其時、菑川國は再び推薦して公孫弘を申し上げんとせしが、弘は他人に讓り國人に斷りて申しけるには、臣は已に先度帝の命に應じて都へ上りしが、不能なる故を以て官を罷めて歸りたり、されば願はくは今度は更めて別人を推選されよと、然るに菑川國の人は固く公孫弘を推薦せしかば、弘は其の意に從ひ京都に上りて、賢士召集の事を司れる太常と申す役所に出頭せり、太常の役人は今度徵されたる儒士に、各、對策とて已が意見を述べて陛下より發せられたる問題に就いて對へしむること百餘人に及べり、その成績に就いて云へば、公孫弘の順序は下等に居りしが、天子之を檢閲されて、公孫弘の對策を擢き上げて第一等となせり、是に於て召して宮中へ入りて謁見せしに、公孫弘の狀貌は甚だ麗しくして立派なる人なりき、因つて拜して博士の官となせり、乃ち原官に復せられたるなり、さて是の時天子は西南の夷國の道を通じ、往來互易をなし、その地を支配すべき郡を置きしが、之が爲に種々なる課役等起りて、巴蜀地方の人民は之を苦しめり、因つて公孫弘に詔して、出張してその實況を視察せしむ、公孫弘視察より還りてその事情を奏聞に及び、盛んに西南夷に通じたればとて實用に立たざることを攻擊せしが、天子はその意見を聽き入れざりき、

【字解】太常、官の名、既に叔孫通傳に見えたり、盛毀西南夷云々、此れ弘の大いに障りなき事件に於ける正論を主張して、虛名を釣れることを云へるなり、尙後文を看よ、

弘爲人恢奇多聞、常稱以爲人主病不廣大、人臣病不儉節、弘爲布被、食不重肉、後母死、服喪三年、每朝會議、開陳其端、令人主自擇、不肯面折庭爭、於是天子察其行敦厚、辯論有餘、習文法吏事、而又緣飾以儒術、上大說之、二歲中、至左內史、弘奏事

して謹敕なりき、

【字解】 齊菑川國、漢の文帝の時、齊國を分割して菑川國を置けり、有辠、辠は罪の古字、牧豕、豕は音シ、ヰノコと訓ず、豚のこと、春秋雜說、春秋は孔子の作れる春秋の經說、卽ち公羊傳の類、此の時左傳は未だ行はれず、雜說は何焯曰く、雜說は儒家、墨家、名家、法家を兼ね合はせたる雜家の說なり、何焯又曰く、藝文志亦有公羊雜記八十三篇、以弘所對智術之原也一條味之、其學蓋出於雜家、則此雜說非春秋經師之雜說也と、後母、母の死したる後、父の娶りし妻、卽ち繼母のこと、

建元元年、天子初卽位、招賢良文學之士、是時弘年六十、徵以賢良爲博士、使匈奴、還報、不合上意、上怒、以爲不能、弘乃病免歸、元光五年、有詔徵文學、菑川國復推上公孫弘、弘讓謝國人曰、臣已嘗西應命、以不能罷歸、願更推選、國人固推弘、弘至太常、太常令所徵儒士各對策百餘人、弘第居下、策奏、天子擢弘對爲第一、召入見、狀貌甚麗、拜爲博士、是時通西南夷道、置郡、巴蜀民苦之、詔使弘視之、還奏事、盛毀西南夷無所用、上不聽、

【講義】 武帝の建元元年、天子初めて位に卽き、賢良にして文學ある士を京都へ招き集めて、爲政の道を諮問せらる、是の時、公孫弘は年六十歲になりしが、京都へ徵されて賢良と云ふ廉を以て博士の官となり、匈奴に使者となりて赴き、漢に還り報告せしに、其報告が天子の意に合はざりければ、天子は怒りて弘を以て不能なる者となせり、弘乃ち病氣を以て官を免じて鄉里の菑川に歸れり、同帝の元光五年に又

言葉に出さざりしも、矢張り此の衛青の意に倣うて同一の考へなり、要するに、彼れ兩人が大將たること、先づ右の如き量見にて勤めたり、乃ち此の一事に就いて他の萬事を知るべし、何事をも唯勅命の下に動く人にして、別に大いなる考へがありたる者とは思はれぬと、此の論に依れば、太史公は兩將軍に不滿の意あるに似たり、

【字解】　蘇建、衛青に從うて匈奴を征せし人、卽ち既に本文に見えたり、毋稱焉、稱は譽め揚ぐること、絀不肖者、絀は音クツ、屈なり、しりぞくること、人主之柄、柄は權柄なり、亦放此意、放は倣と同じ、ナラフと訓ず、何與招士、與は預と同じ、アヅカルと訓ず、關係すること、吳齊賢曰く、此正爲篇中天下未有稱一句作注脚と、按ずるに、漢書の衛青霍去病傳の論贊、亦全く史記の此文を載せり、〇此の傳は是れ一篇の大文章なり、大將軍の匈奴を擊ちしを載すること七、驃騎の匈奴を擊ちしを載すること六、詔書封拜敍功を載すること八、從征の諸將軍を附載する者十六、而して匈奴の入寇、衛皇后、王夫人の寵幸兩將軍の人物、此等の事、經緯穿揷し、埋伏布置の妙、首尾渾然として堆疊の痕跡を見はさず、豈に神手にあらずや、又正序片段大文の中に復風流感慨を帶ぶ、然れども俱に無意中に在りて、一毫の形迹を露はさず、是れ太史公の妙處なり、以上、吳齊賢の論文に依る、

平津侯主父列傳第五十二

丞相公孫弘者、齊菑川國薛縣人也、字季、少時爲薛獄吏、有罪免、家貧、牧豕海上、年四十餘、乃學春秋雜說、養後母孝謹、

【講義】　丞相の公孫弘は、齊國より分れたる菑川國の中なる薛縣の生れなり、字は季と云ふ、年少き時、仕へて薛の監獄吏となり、罪ありて職を免ず、家貧しければ豕を海邊の地に牧畜して生活をなせり、年四十歳餘りになりて、乃ち始めて學問に志ざして、春秋雜說の書を學び、晚學なりしが、繼母に事へて孝行に

より以下は霍去病の功に因りて封侯たりし人を記せしなり、自衛氏與至無爲侯者、吳齊賢曰く、又作二總一總二收衛氏一、感慨無レ限と、

太史公曰、蘇建語レ余曰、吾嘗責二大將軍、至尊重、而天下之賢大夫毋レ稱焉、願將軍觀二古名將所一招選擇二賢者、勉レ之哉、大將軍謝曰、自二魏其武安之厚二賓客、天子常切齒、彼親二附士大夫、招レ賢絀二不肖一者、人主之柄也、人臣奉レ法遵レ職而已、何與レ招レ士、驃騎亦放二此意一、其爲レ將如レ此、

【講義】太史公は衛青、霍去病の事を論評して曰く、蘇建と云へる衛青の部下に居りし人、自身に太史公に物語りして曰ひけるには、自分蘇建は嘗て大將軍衛青に忠告して責めて云ひき、閣下は至尊陛下に於かせられて敬重なさるゝに、而も天下の賢士大夫の間には誰れも閣下を稱贊して譽むるもの無し、願はくは將軍閣下に於て、古への名將が自分の幕下に偉き人物を招き寄せ選び用ひたる事柄を能く觀察せられ、閣下に於ても當世の賢者を擇びて幕下に用ひられんことを、何卒之を勉めて行ひたまへと申しゝに、その時大將軍衛青は、謝し挨拶して申さるゝには、さてその賢者を幕下に擇び用ふる一條なるが、前年魏其侯竇嬰、武安侯田蚡の兩人が、賓客を厚く待遇し、私黨を立て勢力を張りしより、陛下は常に之を甚だ叡慮に叶はせられず、平常此事を齒軋りして殘念至極に思召されてありたり、全體彼の士大夫を親み近づけて味方とし、賢才を招き寄せ、又不肖者を黜くると云ふことは、乃ち賞罰に關係する者にして、陛下の大權なり、臣下の敢て干涉し奉るべき者にあらず、臣下は上の仰せ定められたる法則を奉じ行ひ、仰付かりし職掌を遵ひ勤むる外あらじ、何ぞ士大夫を招き寄する事に干與せんやと答へられたりと、以上は大將軍衛青の意見なるが、さて驃騎將軍霍去病も別に

一萬餘級、及渾邪王以衆降數萬、遂開河西酒泉之地、西方益少胡寇、四益封、凡萬五千一百戶、其校吏有功爲侯者凡六人、而後爲將軍二人、

○將軍路博德、平州人、以右北平太守從驃騎將軍、有功、爲符離侯、驃騎死後、博德以衞尉爲伏波將軍、伐破南越、益封、其後坐法失侯、爲彊弩都尉、屯居延卒、

○將軍趙破奴、故九原人、嘗亡入匈奴、已而歸漢、爲驃騎將軍司馬、出北地、時有功、封爲從驃侯、坐酎金失侯、後一歲、爲匈河將軍、攻胡至匈河水、無功、後二歲、擊虜樓蘭王、復封爲浞野侯、後六歲、爲浚稽將軍、將二萬騎擊匈奴左賢王、左賢王與戰、兵八萬騎圍破奴、破奴生爲虜所得、遂沒其軍、居匈奴中十歲、復與其太子安國亡入漢、後坐巫蠱族、自衞氏興、大將軍靑首封、其後枝屬爲五侯、凡二十四歲而五侯盡奪、衞氏無爲侯者、

【講義】省く、

【字解】最驃騎將軍、最は凡なり、總計のこと、此れ

也、
○將軍韓說、弓高侯庶孫也、以校尉從大將軍、有功、爲龍頟侯、坐酎金失侯、元鼎六年、以待詔爲橫海將軍擊東越、有功、爲按道侯、以太初三年、爲游擊將軍、屯於五原外列城、爲光祿勳、掘蠱太子宮、衞太子殺之、
○將軍郭昌、雲中人也、以校尉從大將軍、元封四年、以太中大夫爲拔胡將軍、屯朔方、還擊昆明、無功、奪印、
○將軍荀彘、太原廣武人、以御見、侍中、爲校尉、數從大將軍、以元封三年、爲左將軍、擊朝鮮、無功、以捕樓船將軍坐法死、

【講義】省く、

【字解】祋祤、音はタック、地の名、馮翊に在り、掘蠱太子宮、戾太子の巫蠱の獄ありし時、木偶を地中より掘り出し、事を云ふ、巫蠱の獄は既に前に見えたり、衞太子、即ち戾太子のこと、衞皇后の生める所なるを以て衞太子と云ふ、漢の時、皇子、皇孫は母后妃の姓を以て呼ぶこと、一の習慣たり、擊昆明、昆明は國の名、奪印、印は諸侯の印なり、侯爵を削られたることを云ふ、以御見、御は善く車を御するなり、乃ち馭者となりて巧みなることを云ふ、捕樓船將軍、楊僕、樓船將軍と爲りて、朝鮮を征し、左將軍荀彘と隙あり、彘欺きて僕を捕へし事、朝鮮列傳に詳らかなり、

最、驃騎將軍去病凡六出擊匈奴、其四出以將軍、斬捕虜首十

軍、坐法失侯、次公父隆、輕車武射也、以善射、景帝幸近之也、

○將軍蘇建、杜陵人、以校尉從衞將軍青、有功、爲平陵侯、以將軍築朔方、後四歲、爲游擊將軍、從大將軍出朔方、後一歲、以右將軍再從大將軍出定襄、亡翕侯、失軍、當斬、贖爲庶人、其後爲代郡太守、卒、家在大猶鄉、

○將軍趙信、以匈奴相國降、爲翕侯、武帝立十七歲、爲前將軍、與單于戰敗、降匈奴、

○將軍張騫、以使通大夏、還爲校尉、從大將軍、有功、封爲博望侯、三歲、爲將軍出右北平、失期、當斬、贖爲庶人、其後使通烏孫、爲大行而卒、家在漢中、

【講義】省く、

【字解】輕車武射、輕車は虎賁校尉に屬する近衞兵なり、武射は射手の職名なり、通烏孫、烏孫は西域の國名、大猶鄉、地の名、

○將軍趙食其、祋祤人也、武帝立二十二歲、以主爵爲右將軍、從大將軍出定襄、迷失道、當斬、贖爲庶人、

○將軍曹襄、以平陽侯爲後將軍、從大將軍出定襄、襄曹參孫

後二歲、以將軍出北地、後驃騎期當斬、贖爲庶人、後二歲、以校尉從大將軍、無功、後十四歲、以因杅將軍築受降城、七歲、復以因杅將軍再出擊匈奴、至余吾、亡士卒多、下吏當斬、詐死、亡居民間五六歲、後發覺、復繫、坐妻爲巫蠱族、凡四爲將軍出擊匈奴、一侯、

【講義】省く、

【字解】其後常爲大行、大行は使者となりて外國に往き、又外使に接伴するを掌る官、乃ち外交官なり、爲驃騎將軍、驃の字衍文たり、漢書には騎將軍に作る、從大將軍、大將軍は衞青を云ふ、後驃騎期、驃騎は霍去病なり、期は期約なり、因杅將軍、官の名、築受降城、漢書の匈奴傳に依るに、元封六年、因匈奴左大都尉欲降、故築此城とあり、受降とは降人を受け納るゝ義なり、至余吾、余吾は水の名、

○將軍李沮、雲中人、事景帝、武帝立十七歲、以左內史爲彊弩將軍、後一歲、復爲彊弩將軍、

○將軍李蔡、成紀人也、事孝文帝景帝武帝、以輕車將軍從大將軍、有功、封爲樂安侯、已爲丞相、坐法死、

○將軍張次公、河東人、以校尉從衞將軍青、有功、封爲岸頭侯、其後太后崩、爲將軍軍北軍、後一歲、爲將軍從大將軍、再爲將

舍人、武帝立八歲、以太僕爲輕車將軍、軍馬邑、後四歲、以輕車將軍出雲中、後五歲、以騎將軍從大將軍、有功、封爲南窌侯、後一歲、以左將軍再從大將軍出定襄、無功、後四歲、以坐酎金失侯、後八歲、以浮沮將軍出五原二千餘里、無功、後八歲、以太僕爲丞相、封葛繹侯、賀七爲將軍、出擊匈奴、無大功、而再侯、爲丞相、坐子敬聲與陽石公主姦、爲巫蠱、族滅、無後、

【講義】省く、

【字解】胡種、胡は北方の夷狄なり、匈奴を云ふ、種は今言の種族と云ふが如し、太僕、官の名、既に前に見えたり、南窌侯、南窌は地名、窌は音バウ、爲巫蠱、巫術を以て呪詛すること、既に屢〻前に見えたり、

○將軍李息、郁郅人、事景帝、至武帝立八歲、爲材官將軍、軍馬邑、後六歲、爲將軍、出代、後三歲、爲將軍、從大將軍出朔方、皆無功、凡三爲將軍、其後常爲大行、

○將軍公孫敖、義渠人、以郎事武帝、武帝立十二歲、爲驃騎將軍、出代、亡卒七千人、當斬、贖爲庶人、後五歲、以校尉從大將軍、有功、封爲合騎侯、後一歲、以中將軍從大將軍、再出定襄、無功、

其校尉裨將以從大將軍侯者九人、其裨將及校尉已爲將者十四人、爲裨將者曰李廣、自有傳、無傳者曰、

【講義】記者附言して曰く、左右兩大將即ち衞靑、霍去病の二人、及び諸の小大將の名ある者を尋ぬるに之を總計すれば、大將軍衞靑は前後凡そ七たび出征して匈奴を擊ち、斬首、捕虜五萬餘人、一たび匈奴の單于と戰ひて河南の土地を漢に收め取り、遂に此に朔方郡を新置し、其勳功に因りて再度加封して、通計凡そ一萬一千八百戸の土地を領し、尙ほ靑が三人の子供を封じて諸侯とし、一侯每に千三百戸の地を領し、父子の封を幷せて一萬五千七百戸の富を有せり、衞靑の部下に使はれたる校尉若くは裨將にして、大將軍に從ひて戰ひたる廉を以て、諸侯に封ぜられし者九人あり、其の裨將及び校尉にて已に將となり兵を率ゐる者十四人あり、さて裨將たる者にて李廣と曰ふ人は、獨立して列傳あれば、此には略しぬ、其の裨將にして獨立列傳なき人を申さば、曰く、

【字解】最大將軍云々、最は凡計也、左右兩大將軍、左右は、札記に左方に作る、曰く王本凌本譌作右と、梁玉繩亦曰く、左右乃左方、非大將軍有左右、此指衞霍兩人と、此の說に依れば、我が邦今語にて云へば下文にある兩大將軍と云ふが如し、最大將軍云云、最は凡なり、オヨソと訓ず、沈欽韓曰く、何休公羊傳注最聚也、此總聚擊匈奴之數と、凡七出擊匈奴、此の凡も上句の最も共にオヨソと讀みて、凡計を云ふなれども、上句の最は總べて匈奴を擊ちたる數を計り數ふるに就いて云ひ、此の凡は單に衞靑一人の身に就いて云へることとは、最凡二字の文章としての位置の相異によりて知るべし、已爲將者、此れ獨立して一軍の將たることを云ふ、漢書爲特將者十五人に作る、師古曰く、特將、謂獨別爲將而出征者と、

○將軍公孫賀、賀、義渠人、其先胡種、賀父渾邪、景帝時爲平曲侯、坐法失侯、賀武帝爲太子時、

自驃騎將軍死後、大將軍長子宜春侯伉坐法失侯、後五歲、伉弟二人陰安侯不疑、及發干侯登、皆坐酎金失侯、失侯後二歲、冠軍侯國除、其後四年、大將軍青卒、謚爲烈侯、子伉代爲長平侯、自大將軍圍單于之後十四年而卒、竟不復擊匈奴者、以漢馬少、而方南誅兩越、東伐朝鮮、擊羌西南夷、以故久不伐胡、大將軍以其得尚平陽公主、故長平侯伉代侯、六歲、坐法失侯、

【講義】省く、

【字解】皆坐酎金、酎金は、西漢の時、天子の宗廟を祭るを助くるが爲に、諸侯黃金を獻納することあり、之を酎金と名づく、金の量が定法より少きか、又は金の色惡しきときは、不敬罪に問はれ、諸侯國除の刑あり、既に前に見えたり、尚平陽公主、尚は奉なり、臣下、天子の女を妻とするを、敢て娶と云はずして尚と名づく、既に前に見えたり、平陽公主は武帝の姉にして、卽ち陽信長公主と云へるを、嘗て平陽侯の夫人となりしを以て、平陽公主と曰ふ、此の時平陽侯と離婚せしも、猶其の名稱を用ひて書せしなり、平陽公主、衞青に嫁せし事漢書の衞青傳に詳らかなり、

左右兩大將軍及諸裨將名、最、大將軍青凡七出擊匈奴、斬捕首虜五萬餘級、一與單于戰、收河南地、遂置朔方郡、再益封、凡萬一千八百戶、封三子爲侯、侯千三百戶、幷之、二萬五千七百戶、

驃騎將軍自四年軍後三年、元狩六年而卒、天子悼之、發屬國玄甲軍、陳自長安至茂陵、爲冢像祁連山、謚之幷武與廣地、曰景桓侯、子嬗代侯、嬗少、字子侯、上愛之、幸其壯而將之、居六歲、元封元年、嬗卒、謚哀侯、無子、絕、國除、

【講義】　驃騎將軍霍去病は、元狩四年の匈奴征伐の軍より後ち三年立ちて、元狩六年に卒去せり、武帝之を哀悼して、兼ねて去病が生前に征服して漢の屬國としたる、上述にある五郡の玄甲とて、黑鐵の甲冑を武裝せる軍隊を發して、去病が葬式の儀仗兵として、都の長安より去病の葬地たる茂陵に至るまでに陳列し、又去病の塚を造るに、其の形狀を去病が前きに昆邪王を破りたる祁連山の形ちに像りて紀念とせり、去病を謚するに、其の武勇と漢の領土を開き廣めたる兩功動の意味を併せ取り、武の意よりして景の字と、領土を廣めたる意よりして桓の字を取りて、景桓侯と謚せり、去病の子、名は嬗と云ふ、父に代りて侯となる、嬗は年少し、字は子侯と云ふ、武帝之を寵愛し、嬗が壯年にならば、之を大將として父の跡を繼がせんと希望せり、居ること六歲にして元封元年嬗は不幸にして早く卒しぬ、謚して哀侯と曰ふ、嗣子なく、家斷絕して、封國は除封となりて官へ召し上げられたり、

【字解】　屬國玄甲、屬國は卽ち上文の分置邊五郡と云へる者なり、玄は黑なり、玄甲は鐵甲なり、至茂陵、茂陵は武帝の壽陵の名なり、功臣なるを以て去病を陪葬になしたるなり、王先謙曰く、案索隱、姚氏案、去病冢在茂陵東北、與衞青冢並、西者是青、東者是去病、冢上有豎石、前有石馬相對、又有石人也と、像祁連山、像はカタドルと訓ず、祁連山は霍去病昆邪を破りし處、既に上文に見えたり、曰景桓侯、謚法に義を布き剛を行へるを景と曰ひ、土を辟き遠を服せしを桓と曰ふとあり、

らうかと存じますと、正直に己れの所思を答申せり、又武帝、去病の爲に邸第を治め普請して、去病に之を視しむ、武帝の心には定めて去病が喜ぶならんと思ひしに、去病は對へて曰く、敵國匈奴の未だ滅びざる内は家などを控へ拵ふる必要あらずと、此れに由りて武帝は益〻去病を寵愛して敬重せり、然れども去病は年少きより奥向きに侍中となりて、その勤め向き貴ければ自然に下情に疎く、士人を省みて相手にせず、之に對して冷淡なり、去病が軍に出掛くるときは、武帝は爲に太官と云ふ役即ち宮内省大膳職の官吏を遣はし、數十乘車に積みたる食物を持ち賜はしめたり、而して既に軍を罷めて還るとき、輜重に澤山なる粱や肉を殘し餘して棄てながら、部下の士は饑うる者あり、又去病が出征して塞外に在るとき、部下の兵卒は糧食に乏しく、時によりては自給さへも出來得ざれども、大將たる驃騎將軍は一向無頓着にして、或る區域の土地を穿ちて境界を造り、其の中にて鞠を蹵て遊戲をなせり、先づ外の萬事が此の如き有樣が多きなり、大將軍衞靑は人柄仁慈善良にして、物事を退き控へ目にして、人に讓りて謙遜なり、柔和に穩かなるを以て、自身に武帝に媚ぶることをなせり、然れども賢士を禮遇せざれば、天下に於て未だ之を稱贊せしことあらず、

【字解】 有氣敢任、漢書には任を往に作る、孫吳兵法、孫は孫武、孫子の著あり、吳は吳起、亦吳子の著あり、ともに戰國時代の兵法家、既に孫武吳起列傳に詳らかなり、方略何如、方略は方法策略なり、無以家爲也、通常ならば、無レ爲レ以レ家也と、云ふべきを、此の處は倒字法を用ひたるなり、爲遣太官、漢書の百官表の顏注に太官主二膳食一とあり、齎數十乘、齎は音シ、持ちて遺るなり、粱肉、粱粟類也、米之善者と亦顏注に見えたり、尙穿域蹋鞠、穿域は區域の地を穿ちて作ること、蹋は音タフ、踐なり、鞠はマリと訓ず、皮を以て造り、中に毛を充實す、蹋鞠は卽ち蹵鞠なり、正義に曰く、按蹵鞠卽今之打毬也、黃帝所レ作、起二戰國時一、程二武士一、知二其材力一也と、然天下未有稱也、漢書には上文の仁善退讓を仁喜レ士退讓に作る、王先謙曰く、因二其不一レ招レ士、故天下未レ有レ稱、卽贊語（漢書の傳贊）賢士夫無レ稱之意、不レ論二其將略一也と、此れは別說なれども參考に錄す、

將軍の手元を離れ去りて、驃騎將軍に事ふ、輒ち容易に官爵を得て出世の途早し、然るに多數の人の中にて、唯任安と云ふ人は、盛衰を以て易へず、人が勸ても大將軍を去りて驃騎に事ふることを承知せざりき、

【字解】不滿三萬匹、漢書の孝武紀に戰死の士を載せて、兩軍士戰死者數萬人とあり、乃益置大司馬、漢書の百官表に、武帝元狩四年、初置大司馬以冠將軍之號と、もと司馬は周代にありて武事を主どる長官なり、今大の字を加へて尊崇し、將軍の位號の上に連ねて一官となせるを云ふ、猶我が邦現代に元帥の號あるが如し、任安、師古曰く、安滎陽人、後爲益州刺史、卽遺司馬遷書者と、

驃騎將軍爲人、少言不泄、有氣敢任、天子嘗欲敎之孫吳兵法、對曰、顧方略何如耳、不至學古兵法、天子爲治第、令驃騎視之、對曰、匈奴未滅、無以家爲也、由此上益重愛之、然少而侍中、貴不省士、其從軍、天子爲遣太官齎數十乘、既還、重車餘棄粱肉、而士有饑者、其在塞外、卒乏糧、或不能自振、而驃騎尙穿域蹋鞠、事多此類、大將軍爲人、仁善退讓、以和柔自媚於上、然天下未有稱也、

【講義】驃騎將軍霍去病の人柄は、質樸なる性質にて、言葉數が寡くて餘り喋々と言はず、祕密を守りて妄りに泄すことをせず、膽氣がありて思切りが善く、物事を引き受けて爲す方なり、武帝或る時、去病に昔しの孫子、吳子の著はせる兵法を敎へんと思ひたるに、去病對へて曰く、方略の何如、卽ち敵味方雙方の策略を比較して、孰れか優れるかと立反りて考ふるだけのことにて、別に古への兵法を學ぶまでも無か

りせば第三番にして、關內侯の次ぎに位せる爵なり、

軍吏卒爲官賞賜甚多、而大將軍不得益封、軍吏卒皆無封侯者、兩軍之出塞、塞閱官及私馬凡十四萬匹、而復入塞者不滿三萬匹、乃益置大司馬位、大將軍驃騎將軍皆爲大司馬、定令、令驃騎將軍秩祿與大將軍等、自是之後、大將軍青日退、而驃騎日益貴、擧大將軍故人門下多去事驃騎、輒得官爵、唯任安不肯、

【講義】其の他、軍の吏や卒に於て官に任ぜられ賞賜を受けたる者甚だ多し、而して總司令官たる大將軍衞青は別に封邑を益されず、衞青に附屬したる軍の吏や卒は、何れも諸侯に封せられたる者なし、さて衞青、霍去病兩將の率ゐる軍が漢の邊塞を出でて戰爭に赴ける時、邊塞の官吏が官の馬匹及び私の馬匹を檢閱せしに凡そ十四萬匹ありしが、而して戰爭より歸りし時は、復元の如く邊塞の內に入り、乃ち無事に歸りたる者僅かに三萬匹に滿たず、馬の減少すら此の如くなれば、軍人の減少は今更申さずとも知るべし、されば、武帝の詔には師さ什三を減ずとあれども、實際は頗る相違あり、此の事、今此の史上に憚る所ありて記せざれども、馬より推して想像すべしとの本文の作者の微意なり、さて只今までは衞青は霍去病の上位に居りたるなれども、今度の勳功に依りて、乃ち大司馬の位を益し置き、大將軍衞青、驃騎將軍霍去病の兩人共に何も大司馬となり、又法令を定めて、驃騎將軍の秩祿を大將軍の秩祿と同等とせしめたり、是れよりして以後は大將軍衞青は日に增して退き、而して驃騎將軍霍去病は日に增して貴くなりぬ、人情は輕薄なる者にして、此くの如くなると、大將軍の故舊の人又は門下の者を擧りて多く大

伊即軒を封じて衆利侯となし、既に從驃侯に封ぜられたる趙破奴、昌武侯趙安稽は、何れも驃騎將軍に從ひて軍功あり、各三百戸を加封すべし、校尉の李敢は敵軍を破りて、その旗鼓を得たり、因つて關內侯として食邑二百戸を賜ふべし、校尉の官たる徐自爲と申すものは、大庶長の爵とすべしと、

【字解】所獲葷粥之士、粥の字、一に允に作る、葷は薰と同じ、允は狁と同じ、熏鬻、獫狁は共に北狄の名にして、匈奴の別稱なれば、因つて合せて葷允と稱して、此の處は匈奴の降參したる軍士を云へるなり、約輕齎、齎は音シ、資と同じ、資裝なり、荷物のこと、乃ち糧食などの簡單寡少なるを云ふ、絕大幕、幕は漠と通ず、既に上に見ゆ、涉獲章渠、涉は水を涉るを謂ふと、顏師古の注にあれども、既に上文にも涉二狐奴一とか涉二鈞耆一とあるが如く、何れも涉る處を云はざるは無し、單に涉のみにては何を涉るかを詳らかにせず、亦文義を成さず、漢書の高祖紀贊に、涉魏而東とあるを、晉灼の解に涉猶レ入也と云へり、此の涉の字も亦同じ、乃ち入るの義に訓じて匈奴の地に入るを云ふ、章渠單于之近臣と師古云へり、歷涉離侯、歷は渡なり、涉と共にワタルと訓ず、離侯は山の名、屯頭王、韓王、共に匈奴の王號を有せる酋長、當戸、匈奴の官名、封狼居胥山、封は山上に土を積み壇を築き場處を設けて天を祭ること、狼居、胥山、共に山の名、禪於姑衍、禪は壇を築かず地を掃うて地を祭ると、登臨翰海、登臨は山に登りて海を望むこと、翰海は海と名づくれども眞の海洋にはあらず、齊召南曰く、按翰海北史作二瀚海一、卽大漠之別名、沙磧四際無レ涯、故謂二之海一、張晏如淳、直以二大海北海一解レ之非也、本文明云下出二代北平一二千餘里上、則其地正在二大漠一、安能及二絕遠北海一哉、且塞外遇二巨澤大湖一、通稱爲レ海、如下蘇武牧二羊北海上一、竇憲追至中私渠北鞮海上、皆巨澤大湖、如下後世稱二闊灤海一之類上、非二大海一也と、執鹵獲醜、醜は類なり、四字既に上文に解せり、逴行殊遠、逴、漢書には卓に作る、說文に逴は遠なり、會與城、與城は城の名、檮余山、山の名、檮余はタウトと讀む、又檮は音チウ、故歸義、歸義は義に歸する意にして、匈奴より漢に來り降れるを云ふ、爵大庶長、漢書百官表に依れば、爵十八大庶長、十九關內侯、二十徹侯(列侯)とあり、卽ち下級より數へて十八に當りて、上級の諸侯よ

騎將軍一有レ功、以二千三百戶一封二復陸支一爲二壯侯一、以二千八百戶一封二伊卽靬一爲二衆利侯一、從驃侯破奴、昌武侯安稽、從二驃騎一有レ功、益封各三百戶、校尉敢得二旗鼓一、爲二關內侯一、食邑二百戶、校尉自爲爵大庶長、

【講義】衞靑、霍去病等の軍、既に匈奴より都へ還る、武帝その軍功を賞して曰く、驃騎將軍霍去病、師さを率ゐ、自身に嘗て捕獲したる葷粥民族の勇士を引き連れ、輕便なる資裝を約し持ち、大いなる沙漠を渡り蠻地に入り込みて、單于の近臣なる章渠と云へる人を獲たり、以て比車耆と云へる酋長を誅戮し、方面を轉じて匈奴の左大將を擊ち破り、彼れが旗や鼓を斬り、離侯と名づくる山を渡り踰え、弓閭と云へる川を濟りて、酋長の屯頭王、韓王等三人、將軍の官、相國の官、當戶都尉の官に居る者都合八十三人を獲て、又狼居山、胥山に於て壇を築きて山祭りを行ひ、姑衍山に地を掃うて祭りを行ひ、大沙漠の瀚海に登臨したり、此の間に於て虜人を執へ、醜類を獲ること七萬四百四十三人として我が漢の師さはその割に亡はず、大率十分の三を減じたる位に止まれり、而も糧食を敵から取りて用ひ、懸け離れて行くこと殊の外遠かりしに構はず、糧食は乏絶ならず、その勳功偉大なれば、五千八百戶の地を驃騎將軍に加封すべし、右北平の太守路博德は驃騎將軍に從屬して、與城の地に會合して、期定を失はず、將軍に從ひて檮余山に至り、敵軍を破り、首を斬り虜を捕ふること二千七百人なりき、その功に因つて千六百戶の地を以て博德を封じて符離侯と爲すべし、北地都尉邢山は驃騎將軍に從ひ戰ひて、匈奴の王位に在る大將を獲たり、その功に因つて千二百戶を以て邢山を封じて義陽侯となすべし、故の歸義卽ち漢に歸順したる人にして匈奴因淳王たりし復陸支と同じく樓專王たりし伊卽靬とは、何れも驃騎將軍に從ひて軍功あり、因つて千三百戶を以て復陸支を封じて壯侯とし、千八百戶を以て

に惑失道に作る、令長史簿責、解は李廣列傳に見えたり、萬九千級、萬九千八と云ふが如し、解は既に本傳に見えたり、右谷蠡王、匈奴の裨王なり、谷は音ロク、蠡の音レイ又音リ、右王、即ち右谷蠡王なり、車重與大將軍等、車重は上文の車輜と同じ、兵車と輜重となり、解既に前に見えたり、李敢、李廣の子、李廣列傳に見えたり、直左方兵、直は當なり、敵對すること、左方は胡三省曰く、匈奴分其國爲左右、故謂之左右方、亦曰左右地と、王先謙曰く、左方當作左王、匈奴傳、(漢書)票騎之出代二千餘里、與左王接戰、漢兵得胡首虜凡七萬餘人、左王將皆遁走、是其證、方與王音近而誤也と、

軍既還、天子曰、驃騎將軍去病率師、躬將所獲葷粥之士、約輕齎、絕大幕、涉獲章渠、以誅比車耆、轉擊左大將、斬獲旗鼓、歷涉離侯、濟弓閭、獲屯頭王、韓王等三人、將軍相國當戶都尉八十三人、封狼居胥山、禪於姑衍、登臨翰海、執鹵獲醜七萬有四百四十三級、師率減什三、取食於敵、逴行殊遠而糧不絕、以五千八百戶益封驃騎將軍、右北平太守路博德、屬驃騎將軍、會與城、不失期、從至檮余山、斬首捕虜二千七百級、以千六百戶封路博德爲符離侯、北地都尉邢山從驃騎將軍獲王、以千二百戶封山爲義陽侯、故歸義因淳王復陸支、樓專王伊卽靬、皆從驃

十兩計、一方袤四里、四四十有六、車馬芻糧、器械輜重、咸取給焉、騎不得衝、射不能貫、敵若近前、火礮齊發、奇兵繼出と、此れ後世の制なれども、亦由つて其の大略を想見すべし、自環爲營、環は繞なり、メグリと訓ず、沙礫、礫は音レキ、小石なり、遂乘六贏、贏は音ラ、驢馬の一種なり、牡驢、牝馬の間に產みたる馬なり、堅忍の性あり、單于自ら善く走る所の贏馬に乘じて逃れたるなり、漢匈奴相紛拏、拏は音ジヨ、紛拏は混亂して相互ひに持擊するなり、左校、左軍の校尉、窴顏山、山の名、窴は音テン、趙信城、趙信、匈奴に降りし時、匈奴が築きて居らしめたるより、以て城名となせるなり、

大將軍之與單于會也、而前將軍廣右將軍食其軍別從東道、或失道、後擊單于、大將軍引還、過幕南、乃得前將軍右將軍、大將軍欲使使歸報、令長史簿責前將軍廣、廣自殺、右將軍至下吏、贖爲庶人、大將軍軍入塞、凡斬捕首虜萬九千級、是時匈奴衆失單于十餘日、右谷蠡王聞之、自立爲單于、單于後得其衆、右王乃去單于之號、驃騎將軍亦將五萬騎、車重與大將軍軍等、而無裨將、悉以李敢等爲大校、當裨將、出代右北平千餘里、直左方兵、所斬捕功已多大將軍、

【講義】省く、

【字解】其軍別從東道、事は李廣の列傳に詳か也、從は自なり、或失道、或は惑と通ず、迷なり、李廣列傳

遠途の勞のために疲れたるならん、さらば我が匈奴反りて利益を得、坐ながらにして敵兵を收め捕ふべきのみと、乃ち悉く遠く其の輜重を北方へ後送して、何れも精鋭の兵を以て今や遲しと、沙漠の北に於て漢兵の至るを待ち構へたり、而して恰も大將軍衞靑に出逢ひたり、さて大將軍の軍は漢の邊塞に出づること千餘里にして、匈奴の單于を見受けたれば、此れ亦陣を取りて敵來れと待ち構へたり、是に於て大將軍は武剛車と名づくる一種の兵車を、自ら引廻はして、恰も環の如く圓形的に陣營を張りて敵の襲擊に備へ、而して五千騎を從へて前進して匈奴に當り戰はしむ、匈奴も亦一萬騎ばかりを縱ちて防戰に及びしが、時恰も日の入らんとするに會ひ、大風俄かに吹き起り、砂や礫飛びて人の面部を擊ち、彼我の兩軍相共に目が閉ぢて前きが見えず、困難を極めし處、漢の方にては益、左右の兩翼の兵を縱ち單于を包圍せり、單于は漢兵の衆多にして士馬の尙强く、到底戰鬪しても匈奴の不利益なるを視察し、薄暮の時に紛れ、單于は遂に六匹の嬴種の馬に乘り、勇壯の騎兵數百人ばかりを從へ直ちに漢軍の包圍を突破し、西北の方角を指して馳せ去りぬ、時刻は已に昏黑になり、漢と匈奴と敵味方の兵相互ひに紛れ牽きて、殺傷の數は大略互角なり、漢軍の左校が捕へたる虜は申しけるに、單于は未だ昏黑ならざる内に遁れ去れりと、漢軍は因って輕鋭なる騎兵を發して夜中單于を追はしめ、大將軍衞靑が引率せる大軍は其の後に隨ひて進む、匈奴の兵も單于の跡を慕うて亦散り走れり、夜の明けんとする頃に、漢軍は追ひ駈けて二百餘里ほど行けども、單于は急に逃れたれば見附からず、然し頗る敵の首を斬り捕虜にしたるもの萬餘人に及べり、遂に窴顏山の趙信城と呼べる、もと趙信の居城までに至り、匈奴の積み貯へる粟を得、漢の軍に食せしめ、漢軍は同地に留まること一日にして引揚げ、出發に臨み、悉く其城に在る餘りの粟を火に燒き棄てゝ歸りたり、

【字解】人馬罷、罷は疲と通ず、武剛車、兵車の名、沈欽韓曰く、文選注、孫吳兵法曰、有レ巾有レ蓋、謂二之武剛車一、明史兵志、景泰二年、吏部郎中李賢請造二武剛車一、四圍箱板、人處二其中一、下穴銃眼、上闢二小窓一、環二列槍刄一、長五尺、高六尺四寸、每車前後、占レ地五步、以レ

として、匈奴が漢を輕んじて滯留すと解する者あり、元狩四年春、上既に是歲元狩四年也とあれば、漢書には單に春と書して元狩四年の四字なし、然れども文章の氣勢上より論ずれば、四字の有る方が味ひあり、踵軍數十萬、踵は接なり、相引續くこと、驃騎始爲云云、王先謙曰く、爲は猶將のごとしと、

趙信爲單于謀曰、漢兵既度幕、人馬罷、匈奴可坐收虜耳、乃悉遠北其輜重、皆以精兵待幕北、而適値大將軍、軍出塞千餘里、見單于兵陳而待、於是大將軍令武剛車自環爲營、而縱五千騎往當匈奴、匈奴亦縱可萬騎、會日且入、大風起、砂礫擊面、兩軍不相見、漢益縱左右翼繞單于、單于視漢兵多而士馬尙彊、戰而匈奴不利、薄暮單于遂乘六贏、壯騎可數百、直冒漢圍西北馳去、時已昏、漢匈奴相紛拏、殺傷大當、漢軍左校捕虜言、單于未昏而去、漢軍因發輕騎夜追之、大將軍軍因隨其後、匈奴兵亦散走、遲明、行二百餘里、不得單于、頗捕斬首虜萬餘級、遂至窴顏山趙信城、得匈奴積粟食軍、軍留一日而還、悉燒其城餘粟以歸、

【講義】 匈奴の趙信は單于の爲に謀りて曰く、漢の兵既に沙漠を渡りて來攻せしからは彼れの人馬共に

定襄當單于、捕虜言單于東、乃更令驃騎出代郡、令大將軍出定襄、郎中令爲前將軍、太僕爲左將軍、主爵趙食其爲右將軍、平陽侯襄爲後將軍、皆屬大將軍、兵卽度幕、人馬凡五萬騎、與驃騎等咸擊匈奴單于、

【講義】 其の同じ明年に、武帝は諸將と評議すらく、翕侯趙信は前年漢に叛きて匈奴に降りたるものなるが、彼れ匈奴の單于の爲に計畫し、常に彼れは以爲へらく、漢兵は塞外に於てこそ匈奴を擊ち破りたるも、如何に漢兵が强ければとて、遙かに沙漠を渡り北進して輕率に滯留することはよも能はじと、右の如く思ひて居れば、彼れは必ず遠くは去るまじ、因つて今我が漢に於て大いに軍卒を發して追擊を試みなば、其の勢必ず希望通りの事を達し得らるべしと、是の歲は恰も元狩四年なりき、さて此の元狩四年の春武帝は大將軍衞靑、驃騎將軍霍去病にそれ〴〵に分ちたる五萬騎を引率せしめ、步兵の輜重を運轉する者、その軍の後へ引續くこと數十萬人なりしが、而も勇敢力戰して深く敵地に攻め入るべき決死の士は、何れも驃騎將軍去病に附屬せしむ、さて驃騎霍去病は始め將に定襄に出で匈奴の單于に敵當せんとしたりしが、匈奴の捕虜が申すには、單于は東方に進めりと、乃ち武帝は更めて驃騎に代郡に出で、大將軍衞靑に定襄に出でて單于に當らしむ、郞中令李廣を前將軍とし、太僕公孫賀を左將軍とし、主爵都尉趙食其を右將軍とし、平陽侯曹襄を後將軍とし、何れも大將軍衞靑に附屬す、以上の如く備立て成りたれば、漢の軍勢は卽ち沙漠を渡りて進行せり、人馬の數は凡そ五萬騎、別働隊なる驃騎將軍霍去病等と共に、何れも匈奴の單于を擊たんとして進みけり、

【字解】 翕侯趙信、元と漢に仕へし時、翕侯に封ぜられしを以て、史家當時の慣呼に從ひ其の舊爵を其の備記せしなり、漢兵不能度幕輕留、度は渡と同じ、幕は漠と通ず、砂漠なり、輕留は一說に、幕の字を句絕

境の五郡及び故の邊塞の外なる地に分配して徙し、而も何れも河の南地に在りて、各〻降人の本國の風俗に因りて、從前と同じき生活をなさしめて、漢の屬國となせり、然るに永く安寧どころの事にあらず、直に其の明けの年、匈奴は右北平竝びに定襄の地に入寇して、漢の人民千餘人を殺し、或は略奪したり、

【字解】　及厥蒴　厥は其なり、蒴は毗と同じ、又氓に作る、タミと訓ず、民なり、咸相犇率、犇は奔の古字、犇率は相率ゐて漢へ奔り來れるを云ふ、漢書に咸奔於率に作る、王先謙曰く、謂犇於我所率之師也と、控弦、弓を引くこと、誅獟悍、獟は音ゲウ、狂犬なり、獟驛は狂悍なる匈奴の兵を指して云ふ、戰士不離傷、離は罹と同じ、又遭なり、仍興之勞、仍興、舊本には仍與に作る、義通ぜず、今漢書に依りて訂す、王先謙曰く、仍頻也、興軍興也、周禮旅師平頒其興積、注、縣官徵聚物曰興、今云軍興是也、又司稼平其興注興所徵賦、漢書功臣表、成安侯（中略）留外國書一月乏興、注、師古曰、當有所興發、因其遲留、故闕乏、是因軍旅而賦物、以備調發曰興也、此文言頻數發軍興、甚爲勞苦、今幸兵威已及於河塞之外、庶幾自此亡患乎、故下文、言減戍卒、以寬天下繇役也と、邊五郡故塞外、郡の下、及の字を添へて看るべし、五郡は隴西、北地、上郡、朔方、雲中を云ひ、故塞外は又北海の西南に在り、以上正義の說に依る、王先謙は北海は北河の誤なりと云へり、其明年匈奴云々、此れ謂はゆる記者皮肉の筆なり、茅坤曰く、今年渾邪王降衆萬、而明年卽系以匈奴殺略數千人、此皆太史公精神所注處と、

其明年、天子與諸將議曰、翕侯趙信爲單于畫計、常以爲漢兵不能度幕輕留、今大發士卒、其勢必得所欲、是歲元狩四年也、元狩四年春、上令大將軍青、驃騎將軍去病、將各五萬騎、步兵轉者踵軍數十萬、而敢力戰深入之士皆屬驃騎、驃騎始爲出

王の名なり、大當戶銅離、大當戶は官の名、銅離は其の人名なり、

於是天子嘉驃騎之功、曰、驃騎將軍去病率師攻匈奴、西域王渾邪王及厥衆萌咸相犇率、以軍糧接食、幷將控弦萬有餘人、誅獟駻、獲首虜八千餘級、降異國之王三十二人、戰士不離傷、十萬之衆、咸懷集服、仍與之勞、爰及河塞、庶幾無患、幸既永綏矣、以千七百戶益封驃騎將軍、減隴西北地上郡戍卒之半、以寬天下之繇、居頃之、乃分徙降者邊五郡故塞外、而皆在河南、因其故俗為屬國、其明年、匈奴入右北平定襄、殺略漢千餘人、

【講義】 是に於て武帝は、驃騎將軍霍去病の勳功を嘉賞して曰く、驃騎將軍霍去病は、曩きに師さを帥ゐて匈奴を攻めしに、西域の王渾邪王及び其の衆民咸く相互ひに率ゐて漢の國へ奔り來りて降りたり、霍去病は其れより進みて軍糧を以て食を接續し、控弦卽ち弓を引くに堪能なる戰士一萬餘人を幷せて帥ゐ、恰も狂犬に均き强暴なる蠻人を誅し、捷ちて取りたる首虜は八千餘級、異國の王を降參さすること三十二人、而も味方の戰士は負傷に罹らず、十萬の軍勢何れも懷き慕ひ集り服從せり、されば今後は只今まで毎度頻りに徵發動員し兵役の苦勞は最早止みて、爰に河の附近の諸郡竝びに塞外の地に至るまで、再び累ひの及ぶこと無かるべく、幸ひに既に永く安寧なるべし、因りて千七百戶の地を以て驃騎將軍に加封し、今まで發遣せし隴西、北地、上郡の衞戍兵の半數を減じ、以て天下の徭役負擔の力を寛にせよと、居ること暫くして乃ち降れる渾邪一卷きのものを、邊

驃騎將軍は既に勅に依り兵を率ゐて河を渡り、渾邪王の部下の衆兵と遥かに相望めり、然るに渾邪王に屬する裨將は、漢の出迎への軍を見て、一つには驚懼の心を生じ、一つには情無く感じて降參せざらんと欲する者多く、頗る途中より遁れ去れり、驃騎將軍乃ち馬を馳せて先方の陣中に入り、直ちに渾邪王と相面會し、王の裨將の中にて逃げ歸らんと欲する者八千人を斬殺し、遂に獨り渾邪王のみを遣はし、傳馬に乘りて、先づ武帝の行在所に赴かしめ、驃騎自身には盡く其の軍勢を率ゐて河を渡りて進みたれば、降れる者數萬人あり、此の事を表面誇張して十萬人の降參ありと發表せり、既にして歸りて長安の都へ至れば、天子より賞賜ありしこと數十巨萬の夥しきに及べり、而して驃騎が都に送りたる渾邪王を一萬の戸數ある土地に封じて漯陰侯となせり、

【字解】　以驃騎之兵也、此の下にある單于怒の三字は、漢書には無し、使人先遣向邊境要遮漢人、索隱に曰く、謂下先於二邊境一要三候漢人一、言中其欲上レ降と、要は邀と同じ、迎なり、令報天子要邊、此れ渾邪王が要候したる漢人に其の意を漢廷に傳へ乞はしめんとする辭を、史家が摘叙したる也、王念孫は、集解に遣下使向二邊境一要中遮漢人上、令レ報二天子一とあるを引きて、史記の原文は單に使二人先要一レ邊と作れるを、集解の注文、本文に誤り入り、遂に蕪穢して文理を成さゞるを致すと云へども、今按ずるに、未だ必ずしも然らず、乃ち下文の李息の一條は、本文の要三遮漢人一とある一條に相應じ、又乃令二驃騎將軍將レ兵往迎一レ之の一條は、令下報二天子一要上レ邊の一條と相應ぜり、漢書はたゞ使下人先要中道邊上に作る、義少しく異れり、而多欲不降者、師古曰く、掩覆せられんことを恐れてなり、號稱十萬、王先謙曰く、詔書稱レ之と、乃ち武帝は霍去病の功勞を誇稱して賞賜を厚くせんが爲に此くなしたるなり、

封二其裨王呼毒尼一爲二下摩侯一、鷹庇爲二煇渠侯一、禽梨爲二河綦侯一、大當戸銅離爲二常樂侯一、

【講義】　省く、

【字解】　裨王、小王なり、呼毒尼、王の名、鷹庇、亦裨

人先遣使向邊境、要遮漢人、令報天子、要邊、是時大行李息將城河上、得渾邪王使、卽馳傳以聞、天子聞之、於是恐其以詐降而襲邊、乃令驃騎將軍將兵往迎之、驃騎既渡河、與渾邪王衆相望、渾邪王裨將見漢軍、而多欲不降者、頗遁去、驃騎乃馳入、與渾邪王相見、斬其欲亡者八千人、遂獨遣渾邪王乘傳先詣行在所、盡將其衆渡河、降者數萬、號稱十萬、既至長安、天子所以賞賜者數十巨萬、封渾邪王萬戶、爲漯陰侯、

【講義】 其秋匈奴の單于は、渾邪王が西方の地に居て數〻漢兵に破られて、數萬人の部下を失ひたるは、驃騎將軍の兵の爲なるを怒り、單于怒りて先づ渾邪王の卑怯を責め、召し寄せて誅戮せんとしたり、渾邪王は恐れて休屠王と謀りて漢に降參せんと思ひ、人をして先づ使者を遣り、邊境に向ひ、漢の人を邀へ遮りて、漢の天子にその旨を報じ、且つ漢の將軍が邊境に出張して自分共(渾邪王)の來るを待ち受けさするやうに御取計らひ下されたしと求めたり、是の時、漢の方にては大行の官なる李息と云ふ人、將に命に依りて河上に城を築かんとして邊境に在り、渾邪王の密旨を啣める使者が來たるに因りて、其の旨を承知し、卽時に至急傳馬の使を以て武帝に上聞したり、武帝之を聞かれたるが、是に於て若し此れは彼の渾邪王が詐りし計略を以て漢に降參したるやうに見せて油斷を見澄まし、不意に邊疆を襲ふにあらざるかと恐れ、乃ち驃騎將軍霍去病に軍兵を率ゐて渾邪王の請願の如くに往きて、王の邊に來るを待ち受けしむ、

當斬、贖爲庶人、諸宿將所將士馬兵亦不如驃騎、驃騎所將常選、然亦敢深入、常與壯騎先其大將軍、軍亦有天幸、未嘗困絕也、然而諸宿將常坐留落不遇、由此驃騎日以親貴、比大將軍、

【講義】省く、

【字解】小月氏、もと大月氏は敦煌、祁連の間に居り、その餘衆南山を保し、小月氏と號す、事は西域傳に見えたり、酋涂王、涂は音ト、酋は夷狄の長なり、單于閼氏、閼氏はエンシと讀む、匈奴の皇后を閼氏と云ふ、師大率減什三、師は漢の師なり、漢の師亡失の數は什分の三に止まるを云ふ、賜校尉從至小月氏、氏の下に、者の字を加へて看るべし、漢書には者の字あり、左庶長、爵の名、鷹擊司馬、鷹擊は、其の敏捷、鷹の鳥を擊つが如しとの意よりして、司馬に冠したる名稱なり、稽且、國の名、千騎將、趙破奴の部下の將なり、得王王母各一人、王王の間に、及の字を添へて看るべし、前行、前列にある隊兵なり、爲從驃侯、驃騎將軍に從うて功ありしに因りて、從驃を以て侯の號となせるなり、呼于屠王、呼于屠は王の冠號、宜冠侯、冠軍將軍に從ひ戰功ありしに因りて、名づけたるなり、校尉僕多、校尉は官の名、僕は姓、多は名なり、漢書功臣表には僕朋に作る、煇渠侯、煇は音キ、諸宿將、宿將は舊將なり、所將士馬兵、兵は兵器なり、驃騎所將常選、常選は平常より選拔せる勇兵、先其大將軍、漢書に將の字なし、從ふべし、常坐留落不遇、留落一に牢落と云ふ、牢と留とは古讀相通ず、不遇の狀況を形容したる辭なり、流落と意味相近し、不遇は遇合する所なきなり、不仕合せのこと、

其秋、單于怒渾邪王居西方、數爲漢所破、亡數萬人、以驃騎之兵也、單于怒、欲召誅渾邪王、渾邪王與休屠王等謀、欲降漢、使

侯坐行留、當斬、贖爲庶人、而驃騎將軍出北地、已遂深入、與合騎侯失道不相得、驃騎將軍踰居延、至祁連山、捕首虜甚多、

【講義】省く、

【字解】合騎侯敖、公孫敖のこと、既に前に見えたり、居延、水の名、祁連山、一に天山と云ふ、甘州の張掖縣西南二百里にあり、東西二百里、南北一百里と云ふ、

天子曰、驃騎將軍踰居延、遂過小月氏、攻祁連山、得酋涂王、以衆降者二千五百人、斬首虜三萬二百級、獲五王、五王母單于閼氏、王子五十九人、相國將軍當戶都尉六十三人、師大率減什三、益封去病五千戶、賜校尉從至小月氏爵左庶長、鷹擊司馬破奴、再從驃騎將軍斬遬濮王、捕稽且王、千騎將得王王母各一人、王子以下四十一人、捕虜三千三百三十人、前行捕虜千四百人、以千五百戶封破奴爲從驃侯、校尉句王高不識、從驃騎將軍捕呼于屠王、王子以下十一人、捕虜千七百六十八人、以千一百戶封不識爲宜冠侯、校尉僕多有功、封爲煇渠侯、合騎侯敖坐行留、不與驃騎會、

邪王の子及び敵の相國並びに都尉の官たる人を執らへ、首虜の數は八千餘級、休屠國に於て祭る時に用ふる金人の偶像を收め取れり、此等の勳功に依り、霍去病に從前の封土に二千戸を加封せよと、

【字解】　烏盭、ウレイと讀む、山の名也、盭は戾の古字、遬濮、國の名、遬は音ソク、濮は音ボク、狐奴、水の名、輜重人衆、霍去病が率ゐる部下を云ふ、懾慴者弗取、懾は音セフ、オソルと訓ず、慴は音セフ又シフ、オソルと訓ず、懾慴は振動して志氣を失ふなり、按ずるに此句の上恐らくは脱字あらん、師古曰く、言二距戰者誅服者則赦一也と、此に由れば唐代の本には何等かの句ありたるならん、中井履軒は曰く、此下疑脱二鋭悍者誅句一と、冀獲單于子、冀は幾と古字相通ず、子の字、集解に曰く、徐廣曰、子一作レ與と、蓋し與或は予に作る、予と子と、形似を以て相訛せるならん、若し與に作れば、與轉戰六日と下句に屬して讀むべし、焉支山、山の名、一に刪丹山と名づく、寰宇記に刪丹山東西百餘里とあり、短兵、長距離の弓矢戰を罷めて肉薄接戰すること、短兵は刀劍の類を云ふ、既に季布列傳に解せり、殺折蘭王、殺は殺すのみにて首を斬らず、斬は殺して首を斬るなり、折蘭、盧胡は共に國の名、誅全甲、漢書には鋭悍者誅、全レ甲獲レ醜に作る、此の文に依れば、全甲は味方の兵士を損失せざること、獲醜は醜類を獲ること、收休屠祭天金人、休屠は國の名、祭天金人は天を祭る時用ひて主體とする金像の神體なり、張晏、顔師古、共に佛徒の祠る佛像となせり、沈欽韓曰く、匈奴傳(漢書)云、五月大會二龍城一、祭二其先天地鬼神一と、

其夏、驃騎將軍與二合騎侯敖一、俱出二北地一、異レ道、博望侯張騫、郎中令李廣、俱出二右北平一、異レ道、皆擊二匈奴一、郎中令將二四千騎一先至、博望侯將二萬騎一在レ後至、匈奴左賢王將二數萬騎一圍二郎中令一、郎中令與戰二日、死者過レ半、所レ殺亦過當、博望侯至、匈奴兵引去、博望

尉となせり、張騫は大將軍衞青に從ひ、嘗て帝の命を奉じ大夏國に使ひし、途中捕へられて匈奴の中に留まること久しきを以て、大將軍出征の軍を道案內して水や草の澤山に有りて宿陣に都合宜しき處を知れば、出征軍に於て食に饑ゑ水に渴する患へ無きことを得たり、尙前きに絕遠の外國に使者に行きし功勞に因り、武帝は張騫を博望侯に封ぜり、

【字解】　寗乘、寗は姓、乘は名、滑稽傳の褚少孫補には東郭先生に作る、爲王夫人親壽、親はその母を云ふ、

冠軍侯去病既侯三歲、元狩二年春、以冠軍侯去病爲驃騎將軍、將萬騎出隴西、有功、天子曰、驃騎將軍率戎士踰烏盭、討遫濮、涉狐奴、歷五王國、輜重人衆、懾慴者弗取、冀獲單于子、轉戰六日、過焉支山千有餘里、合短兵、殺折蘭王、斬盧胡王、誅全甲、執渾邪王子、及相國都尉、首虜八千餘級、收休屠祭天金人、益封去病二千戶、

【講義】　冠軍侯霍去病既に諸侯となりて三歲の時、元狩二年の春に當り、武帝は冠軍侯霍去病を以て驃騎將軍とし、一萬騎に將となり、隴西地方に出征して功勞あり、武帝曰く、驃騎將軍は兵士を率ゐて烏盭と申す山を踰え、遫濮と名づくる國を討ち、狐奴と曰ふ川を涉り、五つの王國を歷て、遠征を試みたり、其率ゐる部下の輜重人衆に於て、敵兵の懾れ慴れて抵抗せざる者は取らず、幾んど匈奴の天子單于が子息を捕獲せんとする迄に至れり、順々に轉戰すること六箇日にして、焉支と云ふ山を過ぐること千有餘里、短兵即ち刀劍を合はせて肉薄戰して、折蘭王を殺し盧胡王を斬り、全甲とて全身武裝せる精兵を誅戮し、渾

父羅姑比、季父は末の小父なり、羅姑比はその名なり、爲冠軍侯、齊召南曰く、冠軍初無此縣名、武帝褒去病功、以南陽穰縣盧陽郷苑縣臨駣聚爲冠軍侯國と、

是時王夫人方幸於上、甯乘說大將軍曰、將軍所以功未甚多、身食萬戶、三子皆爲侯者、徒以皇后故也、今王夫人幸、而宗族未富貴、願將軍奉所賜千金爲王夫人親壽、大將軍乃以五百金爲壽、天子聞之、問大將軍、大將軍以實言、上乃拜甯乘爲東海都尉、張騫從大將軍、以嘗使大夏、留匈奴中久、導軍知善水草處、軍得以無饑渴、因前使絕國功、封騫博望侯、

【講義】是の時に王夫人と云ふ女官が、方に武帝に寵愛せらる、甯乘と云ふ人、大將軍衞靑に說いて曰く、將軍閣下が失禮ながら功勳の未だ甚しく高きにあらずして、閣下の身は萬戶の土地を知行所として賜はり、閣下の三人の令息は何れも諸侯となりしは、外に深き理由なし、徒に閣下が衞皇后の御兄弟なるが故を以てなり、然るに今や王夫人が陛下に愛幸せられ、而も夫人の宗族親類は未だ富貴とならず、是れは王夫人に對して權衡上宜しからず、就いては願はくは將軍閣下には陛下より今回賜はりたる千金を以て、王夫人が親御の祝壽を爲さるべし、然すれば王夫人も悅ばれて、結局將軍の御爲にならんと、大將軍衞靑乃ち五百金を分ちて王夫人の親の祝壽に獻じたり、武帝此の事を聞かれて、大將軍に何故に五百金を以て壽を爲しゝかと問はれたり、大將軍衞靑は正直に全く甯乘の注意に因れりと有りの儘を以て申し上げたり、武帝は乃ち甯乘を悅ばれて、拜して東海の都

是歲也、大將軍姉子霍去病年十八、幸爲天子侍中、善騎射、再從大將軍、受詔、與壯士爲剽姚校尉、與輕勇騎八百、直棄大軍數百里赴利、斬捕首虜過當、於是、天子曰、剽姚校尉去病、斬首虜二千二十八級、及相國當戶、斬單于大父行籍若侯產、生捕季父羅姑比、再冠軍、以千六百戶封去病爲冠軍侯、上谷太守郝賢四從大將軍、捕斬首虜二千餘人、以千一百戶封賢爲衆利侯、是歲失兩將軍軍、亡翕侯、軍功不多、故大將軍不益封、右將軍建至、天子不誅、赦其罪、贖爲庶人、大將軍既還、賜千金、

【講義】省く、

【字解】大將軍姉子、姉は卽ち前に云はゆる少兒のこと、霍去病、霍は姓、去病は名なり、剽姚校尉、剽姚はヘウエウと讀む、又票鷂に作る、勁くして疾き貌、武帝、去病の勇氣を稱して、特に此の名を冠したる校尉となせりと云ふ、數百里赴利、數百里の遠方へ踏み出して、戰捷利益の見込みある場處へ赴くと云ふ意也、斬捕首虜過當、過當は味方の戰員と比較して、斬捕したる敵兵の數が味方より多きを云ふと、又味方敗亡の兵は其數少くして、殺獲したる敵方の數は多きを云ふなりとの兩說あり、倶に通ず、及相國當戶、當戶は匈奴の官名、及の字、漢書に得に作る、單于大父行、大父は父の父、卽ち祖父を云ふ、行は年輩なり、其人實の單于の祖父にあらざれども、親戚上の年輩から云へば、祖父の年輩に當る者を大父行と云ふ、季

將軍といふ重き大役を承はることを得たり、されば此の身に權威が無きことを困らず、而も周霸は我が輩に說き勸むるに、此の機會を利用して權威を明かにすべき事を以てせり、甚だ人臣たる主意を失へり、且つ臣卽ち自分の職權として、假りに蘇建を斬り誅戮するが至當なるにもせよ、臣卽ち自分の今日の尊き位地と君寵ある身とを以てしてさへも、敢て自分に擅斷に人を誅戮するを國境外に於て專らにせずして、その儘に具狀して天子の御膝元に送り付けて、天子御自身にその罪を裁決し給ふやうになして、人の臣下となりては敢て威權を專らにせざるべきことを世間に示すときは亦可ならずやと、軍の有司、衞青の意見に贊成して曰く、有道なる御考へなりと、遂に蘇建を其の場にて殺さずして、囚へて行在所へ護送し、衞青一行は漢の塞內へ引揚げて兵を解散したり、

【字解】　正閎、正は軍正なり、胡三省云く、凡軍行置軍正、掌擧軍法以正軍中と、閎は人名なり、姓詳かならず、長史安、長史は大將軍の下役なり、安は其名、亦姓詳かならず、議郎周霸、議郎は官の名、郎中令の屬官なれども、當時詔を以て大將軍の幕府に隨行せしものなり、周は姓、霸は名、建當云何、云何は如何と同じ、王先謙曰く、云と如とは語の轉のみと、既に李廣傳にも見えたり、小敵之堅大敵之禽、禽は擒と同じ、大敵之禽は禽於大敵と同義、但倒語法を用ひたるのみ、胡三省曰く、此孫子之言、言大小不敵、小雖堅於戰、終必爲大所禽と、是示後無反意也、蘇建、力戰の結果、力盡き兵亡びたるにも關せず、敵國に降らずして自ら衞青に歸して敗軍の罪を受けんとしたるを、衞青に於て斬り殺す時は、是れ蘇建が漢に反する意無きを立證して與ふると同じと云ふ意味にして、蘇建にありては反りて本望ならんも、我に在りては面白からずとの意見なり、以肺腑、肺腑は薄き緣戚なり、既に魏其武安列傳に解せり、待罪行間、既に見えたり、甚失臣意、臣意は人臣たる意義なり、或は、下文に臣職等の臣と一律に、衞青の謙辭なりと說くものあれども、卽ち下文に於是以見爲人臣云々に照すときは、前說を可とす、詣行在所、蔡邕曰く、天子自謂所居曰行在所、猶言今雖在京師行所至耳と、乃ち天子の御出で先き處と云ふが如し、詣はイタルと訓ず、

千當單于數萬、力戰一日餘、士盡不敢有二心、自歸、自歸而斬之、是示後無反意也、不當斬、大將軍曰、青幸得以肺腑待罪行間、不患無威、而霸說我以明威、甚失臣意、且使臣職雖當斬將、以臣之尊寵、而不敢自擅專誅於境外、而具歸天子、天子自裁之、於是以見爲人臣不敢專權、不亦可乎、軍吏皆曰善、遂囚建詣行在所、入塞罷兵、

【講義】　右將軍蘇建は、是の時戰ひに敗れて盡く其の軍を失ひ、一身のみ逃げ去ることを得て、自分より大將軍衞青に身を歸して處分を一任したり、因つて大將軍は蘇建が罪科を軍正の役たる閎と名づくる人と、長史の役たる安と名づくる人と、議郎の周霸との三人に諮問せられて曰く、蘇建の罪は如何に處置すべきかと、周霸の論には、大將軍閣下が出征以來、多年多度なるも、未だ是れ迄に一部の小將を斬りたることあらじ、今や蘇建は不都合にも味方の軍を見棄てたり、就いては此の際建を斬りて將軍閣下の權威を軍中に明かに示して、後ち／＼のものを戒め懲らすべしと、閎と安との二人は反對して曰く、然らず、兵法に、如何に強くとも力が足らざれば、小國は矢張り叶はぬことなり、餘りに小國が堅固なるときは、結局は大國に擒にせられて敗らるゝ者なりと、今回蘇建は僅少なる數千人の兵を以て、彼の匈奴の單于が數萬の兵に當り、力戰すること一日餘り打續けたれども、士卒は何れも忠義を勵みて、敢て二心あらず、然るに今彼れ自身より來歸して處分を仰ぎたるに、而も之を斬り殺すときは、是れぞ反りて蘇建が反意なかりしことを天下後世に證明する道理に當るべし、故に蘇建は斬ること不當なりと、衞青曰く、此の衞青自身は幸ひに、宮中の聊かなる御緣附きによりて、大

今史記漢書本多作傳と、豆如意、豆は姓、一に竇に作る、如意は名、

其秋、匈奴入代、殺都尉朱英、其明年春、大將軍青出定襄、合騎侯敖爲中將軍、太僕賀爲左將軍、翕侯趙信爲前將軍、衞尉蘇建爲右將軍、郎中令李廣爲後將軍、左內史李沮爲彊弩將軍、咸屬大將軍、斬首數千級而還、月餘、悉復出定襄擊匈奴、斬首虜萬餘人、右將軍建、前將軍信、幷軍三千餘騎、獨逢單于兵、與戰一日餘、漢兵且盡、前將軍故胡人、降爲翕侯、見急、匈奴誘之、遂將其餘騎可八百犇降單于、

【講義】省く、

【字解】見急、セマラルと讀む、急は迫なり、敵に急擊せらるゝを云ふ、或は曰く、見急の二字、もと匈奴の下にあるべきを、倒裝法を用ひたるなり、乃ち匈奴が前將軍趙信の急なるを見て、乘じて誘降せしむるなりと、犇降單于、犇は奔の古字、可八百騎、可はバカリと讀む、概して數ふる辭、

右將軍蘇建盡亡其軍、獨以身得亡去、自歸大將軍、大將軍問其罪正閎、長史安、議郎周霸等、建當云何、霸曰、自大將軍出、未嘗斬裨將、今建棄軍、可斬以明將軍之威、閎、安曰、不然、兵法、小敵之堅、大敵之禽也、今建以數

將軍獲王、以千三百戶封朔爲涉軹侯、以千三百戶封不虞爲隨成侯、以千三百戶封戎奴爲從平侯、將軍李沮、李息、及校尉豆如意有功、賜爵關內侯、食邑各三百戶、

【講義】 武帝、靑に答へて曰く、我れは決して諸の校尉が働きし戰功を忘れしにあらず、現に固より將にその賞與を賜ふことを圖らんとなしつゝあるなりと、乃ち係り官たる御史の役人に詔して曰く、護軍校尉の公孫敖は、三たび大將軍衞靑に從ひ匈奴を擊ちしが、常に能く軍隊を監護してその職務を盡し、部下の將校を隨へて善く戰ひ、匈奴王卽ち頭目たるものを捕獲せり、その功に依り千五百戶の地を以て公孫敖を封じて合騎侯となせ、都尉の韓說は大將軍衞靑に從ひ窳渾の地に出で、匈奴の右賢王の本營に至り、大將軍の旗下に直屬し擊戰して右賢王の配下なる小王を獲たり、依りて千三百戶の地を以て公孫賀を封じて南窌侯とせよ、輕車將軍李蔡は再度大將軍に從ひ、匈奴の王を獲たり、千六百戶を以て李蔡を封じて樂安侯とせよ、校尉の李朔、校尉の趙不虞、校尉の公孫戎奴は、各三度大將軍に從ひ戰ひて、匈奴の王を獲たり、依りて千三百戶を以て李朔を封じて涉軹侯となし、千三百戶を以て趙不虞を隨成侯となし、千三百戶を以て公孫戎奴を從平侯とせよ、將軍の李沮同李息、及び校尉の豆如意は戰功あれば、關內侯の爵と食邑各三百戶とを賜ふべしと、

【字解】 今固且圖之、且は將と同じ、三從大將軍、以下、每人の功を言ふに皆從二大將軍一の四字を以てしたるは、功を衞靑に歸するなり、上段の其の子を封ずるを記するに、逐一靑子の二字を冠せしも、其意義亦同じ、右賢王庭、庭は廷と通ず、役所のこと、古へは天子より地方官に至る迄、凡べて事を治むる處を廷と云ふ、傅校獲王、傅は附と同じ、五百人を校と云ふ、小隊のこと、窳渾、地の名、窳は音ユ、爲麾下、麾下はハタモトと訓ず、麾旗の下に在りて、別に衆を總べざること、搏戰獲王、搏は擊なり、王先謙曰く、索隱、搏

の御威光によりて官軍大捷利を得たるは、何れも部下諸の校尉たる將士が力戰の功績なり、陛下難有くも臣青を加增して封ぜらる、又臣青の子供は全くの小兒にて、襁褓の中に在りて未だ何等の勤勞あらざるに、陛下に於かせられて土地を裂きて封じて三人の諸侯となし給はんとせらる、此れは餘りに勿體なき事にて、平素臣が不調法なる身を以て軍中に勤務して士卒を勵まし勉めて力戰さする所以の本意にあらず、卽ち此の如く自分のみが恩命に甘えては、士卒どもを督勵する廉が立ち申さゞる次第なり、就いては折角の難有き叡慮なれども、子息伉始め何ぞ敢て封侯の命を受けんや謹んで辭し奉ると、

【字解】至塞、塞は漢の邊塞なり、大將軍立號而歸、大將軍の號令を立てゝ歸るなりとの說あれども、前の解の如く、號は官號と解する方可なり、戎士、兵士なり、在襁保中、保は褓と通ず、漢書に褓に作る、襁は長さ二寸潤さ八寸にて、小兒を背部に結び付けるもの、褓は小兒に用ふる衣なり、カイマキ又はムツキと訓ず、上幸列地、列は裂と通ず、漢書には裂に作る、

天子曰、我非忘諸校尉功也、今固且圖之、乃詔御史曰、護軍都尉公孫敖三從大將軍擊匈奴、常護軍、傅校獲王、以千五百戶封敖爲合騎侯、都尉韓說從大將軍出窳渾、至匈奴右賢王庭、爲麾下搏戰獲王、以千三百戶封說爲龍雒侯、騎將軍公孫賀從大將軍獲王、以千三百戶封賀爲南窌侯、輕車將軍李蔡再從大將軍獲王、以千六百戶封蔡爲樂安侯、校尉李朔、校尉趙不虞、校尉公孫戎奴、各三從大

なり、裨王は副王なり、
於是引兵而還、至塞、天子使使者持大將軍印、卽軍中拜車騎將軍青爲大將軍、諸將皆以兵屬大將軍、大將軍立號而歸、天子曰、大將軍青、躬率戎士、師大捷、獲匈奴王十有餘人、益封青六千戶、而封青子伉爲宜春侯、青子不疑爲陰安侯、青子登爲發干侯、青固謝曰、臣幸得待罪行間、賴陛下神靈、軍大捷、皆諸校尉力戰之功也、陛下幸已益封臣青、臣青子在襁保中、未有勤勞、上幸列地封爲三侯、非臣待罪行間所以勸士力戰之意也、伉等三人何敢受封、

【講義】 是に於て衞青は兵を引きて背進して、漢の塞に至る、天子武帝は勅使に大將軍の官印を持參して衞青の陣中へ出張して、車騎將軍衞青を拜して總司令官たる大將軍となさしむ、諸將軍は何れも兵を以て大將軍衞青に屬し、其の指揮を受くる事となれり、是に於て大將軍衞青は愈、大將軍と云ふ貴き官名を立て定めて都へ歸れり、武帝その勳功を賞して曰ひけるには、大將軍衞青は自身に兵士を率ゐ出征して、師さ大いに捷ち、匈奴の王十有餘人を獲たり、因つて衞青に賞與として、從前の封の上に六千戶の地を益封し、而して衞青の子、名は伉と云ふ者を宜春侯とし、名は不疑と云ふ者を陰安侯とし、名は登と云ふ者を發干侯とせよと、衞青之を固く謝して曰く、臣青は幸ひに運善く不調法ながら軍中に御用を務むることを得、卽ち兎に角にも重き役義を勤めて參り、陛下

爵一級、故謂一首爲一級、因復名生獲一人、爲一級也と、執訊獲醜、訊は其人を生きながら執へて訊問すること、醜は衆なり、執訊は其の衆を得ること、中井履軒曰く、醜は賤者を謂ふ、訊は賤者にあらずして考問すべき相當なる人なり、同じ生獲者に就いて、此の二等に分けて云へるなりと、

其明年、匈奴入殺代郡太守友、入略雁門千餘人、其明年、匈奴大入代定襄上郡、殺略漢數千人、其明年、元朔之五年春、漢令車騎將軍青、將三萬騎出高闕、衞尉蘇建爲游擊將軍、左內史李沮爲彊弩將軍、太僕公孫賀爲騎將軍、代相李蔡爲輕車將軍、皆領屬車騎將軍、俱出朔方、大行李息、岸頭侯張次公爲將軍、出右北平、咸擊匈奴、匈奴右賢王當衞青等兵、以爲漢兵不能至此、飲醉、漢兵夜至圍右賢王、右賢王驚、夜逃、獨與其愛妾一人、壯騎數百馳潰圍北去、漢輕騎校尉郭成等逐數百里、不及、得右賢裨王十餘人、衆男女萬五千餘人、畜數千百萬、

【講義】省く、

【字解】代郡太守友、友は太守の名、徐廣曰く、姓は共と云ふと、雁門、地名、代定襄上郡、俱に地の名、領屬車騎將軍、領屬は支配せられて從屬すること、王先謙曰く、遙かに衞青に領屬せらるゝなりと、右北平、地名、匈奴右賢王、匈奴の將軍の官、右賢裨王、裨は小

を架け、それを渡りて蒲泥の蠻人を討ち、符離の敵陣を破り、輕鋭なる敵卒を斬り、隱れ場處に潛伏して軍の樣子を探り聽ける敵の偵察兵を生捕りにし、三千七十一人に及び、倘生捕りにしたる敵兵を尋問して敵の情況を探り、身分賤しき者は別に尋問をなさずして、直ちに捕虜として扱ひ、敵の蓄へし馬牛羊を驅りて後送すること百有餘萬匹、右の如く大捷利を獲て、味方の軍は甲冑兵器を完全に保ち、失はずして京都へ凱旋したり、因りて更に衞青に前封の上に三千八百戸を增加して封ずべしと、

【字解】暴長虐老、長者を敬し老人を恤るが天理人倫なるに、反りて少壯にして役に立つ者は貴び大切にして、長老を暴虐にするが故に、上句に逆二天理一亂二人倫一と云へるなり、行詐諸蠻夷、諸は於の字と同義、ニと訓ず、造謀籍兵、造は爲なり、ナシと訓ず、籍は借なり、カリと訓ず、詩不云乎、詩は小雅六月の篇にして、周の宣王の時、尹吉甫が定王の命を奉じて北伐せるを美めたる詩なり、薄伐玁狁、薄はイザ、カと訓ず、窮極までは爲さゞる意なり、幾分の手心を用ふること、或は曰く、薄は迫なり、薄伐は迫伐にして、打攘ひの意なりと、玁狁は西方蠻國の名、玁は音ケン、狁は音イン、至于太原、太原は地の名、出車彭々、彭々は衆車の響く聲、城彼朔方、城は名詞を動詞に活用して城を築く義に爲せる也、キヅクと訓ず、朔方は北方なり、城を築くは、玁狁を擊攘はんが爲なり、度西河、度は渡と同じ、西河は河の名なり、沈欽韓曰く、通典、河水自二靈武郡西南一(清の寧夏府)便北流、凡千餘里、過二九原郡一(清の鄂爾多斯の地)乃東流、自二靈武一以北、漢人謂二之西河一、自二九原一以東、謂二之北河一と、至高闕、塞の名、陰山の西にあり、車輜重、車は輕車なり、車の蔽ありて物を載するものを輜重と云ふ、畢收爲鹵、鹵は音ロ、虜の借字、案楡谿舊塞、案は據なり、楡谿は地の名、楡林山の谿なり、絕梓領、絕は直徑に渡ること、領は嶺と同じ、梓嶺は楡林府懷遠縣の西にあり、或は曰く、一に木根山とも云ふと、蒲泥符離、共に塞の名、捕伏聽者、隱處に伏して軍の虛實を探偵するものを伏聽と云ふ、沈欽韓曰く、晉書載記、石勒爲二伏夜牙門一、孫子謂二之伏姦一、俗謂二之夜不收一と伏聽を後世或は誤りて服聽に作る、三千七十一級、三千七十一人と云ふが如し、師古曰く、本以レ斬二敵一首一、拜二

長虐老、以盜竊爲務、行詐諸蠻夷、造謀藉兵、數爲邊害、故興師遣將以征厥罪、詩不云乎、薄伐玁狁、至于太原、出車彭彭、城彼朔方、今車騎將軍靑、度西河、至高闕、獲首虜二千三百級、車輜畜產、畢收爲鹵、已封爲列侯、遂西定河南地、按楡谿舊塞、絕梓領、梁北河、討蒲泥、破符離、斬輕銳之卒、捕伏聽者三千七十一級、執訊獲醜、驅馬牛羊百有餘萬、全甲兵而還、益封靑三千戶、

【講義】是に於て天子武帝詔して、衞靑の功勳を賞して曰く、彼の匈奴は、元來自然の天理に逆らひ人倫を亂し年長者を暴く使ひ、老年の人を虐待して、唯少壯の者ばかりを貴び、竊盜を以て本務と心得、詐僞を外々の諸蠻夷に行ひ、謀りごと工らみを設け造りて、蠻人を欺きて援兵を借り、數〻來りて漢と戰ひ、邊境の害をなせり、故に師さを興し將校を遣りて、其の罪を征伐せしめたり、さて古聖人の詩經の書中に申されずや、少々手心を加へて玁狁と申す蠻族を征伐し、太原の地に至る、兵車を繰り出すこと、彭々と多數の車が音響きをなして誠に盛んなり、その軍勢を以て防禦の爲に彼の朔方に城を築くと、此くの如く昔し周の詩人が當時の宰相尹吉甫が王室の爲に働きたる動功を褒めて歌ひたり、今般車騎將軍衞靑には朝廷の爲に遠征を試みて、西河を渡り踰えて高闕の地に至り、敵と戰ひ首を斬り取りたること、その數二千三百級、其の外敵の有せし車、輜重、及び牛羊の如き畜產に至るまで殘らず收め取り虜獲品とせり、其の勳功に因りて已に封ぜられて列侯となれり、然るに尙其れのみに止らずして、遂に西進して河南の地方を平げ定め、楡谿の地に在る舊き陣寨を根據とし、進んで梓嶺と申す險山を直徑に打越え、北河の水に船橋

虜にすること數千人に達したり、衞氏の姉弟共に益、貴寵せらる、

明年、匈奴入殺遼西太守、虜略漁陽二千餘人、敗韓將軍軍、漢令將軍李息擊之出代、令車騎將軍青出雲中、以西至高闕、遂略河南地、至于隴西、捕首虜數千、畜數十萬、走白羊樓煩王、遂以河南地爲朔方郡、以三千八百戶封青爲長平侯、青校尉蘇建有功、以千一百戶封建爲平陵侯、使建築朔方城、青校尉張次公有功、封爲岸頭侯、

【講義】明年匈奴の兵漢の內地へ入りて遼東の太守を殺し、漁陽の土民二千餘人を捕虜にして、物を掠め取り、韓將軍が率ゐる軍を敗る、漢は將軍李息をして之を擊たんが爲に代の地に出でしめ、車騎將軍衞青をして雲中の地に出でて西方を指して高闕と云へる地に至らしむ、それより遂に河南の地を經略して、隴西の地に至る、敵の首を斬り、捕虜にせし者數千人、畜類を獲得すること數十萬匹に及ぶ、匈奴の大將白羊樓煩王を敗り走らし、遂に河南の地を以て漢の朔方郡となす、その功勳に因つて三千八百戶の邑を以て衞青を封じて長平侯となし、尙賞功は部下の將軍に及び、青の配下なる校尉の蘇建は有功に付き、千一百戶の地を以て蘇建を封じて平陵侯とし、又蘇建に朔方の城を築かしむ、同じく衞青の校尉なる張次公は有功に付き、封じて岸頭侯となす、

【字解】韓將軍、韓安國のこと、捕首虜、中井履軒曰く、捕は疑ふらくは當に斬或は獲に作るべし、然らざれば捕の上に斬の字を脫するなりと、岸頭侯、岸頭は地名、

天子曰、匈奴逆天理、亂人倫、暴

の如きもの、篡取之、篡はウバフと訓ず、逆へて奪ひ取ること、太僕、官の名、宮中の車馬を監督するを掌る、陳掌、陳平の曾孫に當る、太中大夫、官の名、既に前に習見せり、

元光五年、青爲車騎將軍、擊匈奴、出上谷、太僕公孫賀爲輕車將軍、出雲中、太中大夫公孫敖爲騎將軍、出代郡、衞尉李廣爲驍騎將軍、出雁門、軍各萬騎、青至龍城、斬首虜數百、騎將軍敖亡七千騎、衞尉李廣爲虜、所得、得脫歸、皆當斬、贖爲庶人、賀亦無功、元朔元年春、衞夫人有男、立爲皇后、其秋、青爲車騎將軍、出雁門、三萬騎擊匈奴、斬首虜數千人、

【講義】元光五年、衞青は任ぜられて車騎將軍となり、始めて軍隊を率ゐて匈奴を擊ち上谷と云へる地に出で、太僕の公孫賀は輕車都尉となりて雲中方面に出で、太中大夫の公孫敖は騎將軍となりて代郡地方に出づ、以上何れも衞青の關繫者を以て軍を引き連れ、又有名なる飛將軍と云はれし衞尉の官なる李廣は驍騎將軍となりて雲中に出で、軍隊は各一萬騎を引き連れたり、而して衞青は龍城に至りて敵と戰ひ、首を斬り捕虜にしたる人員は數百人に及べり、公孫敖は失敗して七千騎を失ひ、衞尉李廣は匈奴に捕虜となりしが、途中より脫けて逃げ歸ることを得たり、衞青を除き何れも斬罪に擬當されしが、罰金を出して官位褫奪の上、平民となれり、公孫賀も功績なくして失敗に歸せり、元朔元年、衞青の姊衞夫人は武帝の胤を宿して皇男子を設けたり、遂に進んで皇后となり、其秋、衞青は車騎將軍となり、雁門の地に出で、三萬騎を以て匈奴を擊ち、敵の首を斬り又敵兵を捕

氏と申して、武帝の父帝孝景の姉、卽ち武帝より云へば父方の姑に當る堂邑大長公主の息女なり、此の皇后には皇子が無く、且つ性質嫉妬深き人なり、母の大長公主は衞子夫が武帝に幸せられて懷妊せるを聞きて、子夫を妬み惡み、乃ち其の腹愈せに人をして子夫の弟衞青を捕へんと欲せり、此れ一つには子夫の昧方を取り除かんがためなり、衞青是の時に建章宮と云へる御殿に御用を勤め居りしが、未だ身分も低くして名を世に知られず、大長公主は衞青を人手を假りて執へて囚へたれば、其の名も世に知られざるを幸ひとして、之を殺害せんとしたり、然るに衞青の友人にて騎郎の官たる公孫敖と云へる人は、壯士と共に囚はれて居る衞青を篡ひて取返したれば、其の譯を以て衞青は死せざることを得て助かりたり、武帝此の事を聞きて、亦大長公主へ面當に乃ち衞青を召して建章監兼侍中となせり、その後同腹の兄弟が貴く昇進するに及んで、衞青への賞賜は僅々數日の內に千金を積み累ねたり、衞子夫及び衞青の長姉なる韓孺は太僕の官たる公孫賀の妻となり、その次姉なる少兒はもとから陳掌と私通せしが、武帝は子夫の關係よりして陳掌を召して官位を貴くせり、公孫敖は衞青を危難の中より救ひ出したる事よりして、武帝の氣に入り益〻貴くなりて重く用ひられたり、衞子夫は夫人と云へる女官になり、弟の衞青は太中大夫となれり、衞氏一門の繁昌は實に朝日の昇るが如き勢ひなり、

【字解】　青嘗從入至甘泉居室、入の字、漢書には人に作る、甘泉は地の名、長安にあり、居室は囚徒の居る所なり、今の監獄署の如きもの、有一鉗徒、鉗は音ケン、鐵の頸環なり、古へ罪ありて刑に處せられたる者は頸に鐵の環を入る、故に囚徒を一に鉗徒と云ふ、卽ち今の懲役囚なり、人奴之生、沈欽韓曰く、論衡篇作人奴之道、按人奴謂衞媼本主家僮也、費竟梁溪漫志、以人奴之爲讀非也と、今按ずるに、青の父鄭季も亦侯家に給事せり、故に青は此く云ふ、大長公主女也、帝の女を公主と云ひ、姉妹を長公主と云ひ、先帝の姉妹を大長公主と云ふ、武帝の皇后陳氏は、武帝の父景帝の姉なる長公主が堂邑侯陳午の夫人となりて生める女なり、故に此く云へり、青時給事建章、建章は上林の宮中の名なり、騎郎、官の名、近衞騎兵隊長

諱(太宗の名世民)改之と

青嘗從入至甘泉居室、有一鉗徒相青曰、貴人也、官至封侯、青笑曰、人奴之生、得毋笞罵卽足矣、安得封侯事乎、青壯、爲侯家騎、從平陽主、建元二年春、青姊子夫得入宮幸上、皇后、堂邑大長公主女也、無子、妬、大長公主聞衛子夫幸有身、妬之、乃使人捕青、青時給事建章、未知名、大長公主執囚青、欲殺之、其友騎郎公孫敖與壯士簒取之、以故得不死、上聞、乃召青爲建章監侍中、及同母昆弟貴、賞賜數日間累千金、孺爲太僕公孫賀妻、少兒故與陳掌通、上召貴掌、公孫敖由此益貴、子夫爲夫人、青爲太中大夫、

【講義】衛青嘗て人に從ひて甘泉の居室卽ち假檻房のある處に至りたるに、一人の鉗徒卽ち懲役囚徒ありて、衛青の人相を見て曰く、貴き人なり、官位は封ぜられて諸侯となるに至らんと、衛青笑うて曰く、吾は人の召使ひの間に生れたる賤しき者なり、世間の人に擯斥侮辱せられて笞にて撃たれ罵倒せらるゝこと無きを得たならば、最早十分なり、安んぞ諸侯に封ぜらるゝ事を得んや、吾が輩の如き身分にては思ひも寄らぬなりと、衛青其の中に年壯んになりて、平陽侯の家の從騎となり、侯の夫人平陽公主附きとなりて從へり、建元二年の春、衛青の姊子夫、宮中に入り女官となりて、武帝に寵愛を被れり、時の皇后は姓を陳

畜之、不以爲兄弟數、

【講義】 大將軍衞青は平陽の產なり、青の父鄭季と云へる人は小役人となりて、平陽侯と云へる諸侯の邸に用事を勤めて居りしが、侯の腰元なる衞媼と云へる婦人と私通して衞青を生めり、衞青の同腹の兄を衞長子と云ひ、而して同腹の姉なる衞子夫と云へるが、武帝の姉宮に當らるゝ平陽公主と云へる內親王の邸に奧勤をなし居りしが、武帝の寵愛を被り後ちに皇后となれり、故に青は本姓鄭氏なれども、他姓を名乘りて衞氏と云へり、又字を仲卿と呼べり、兄の衞長子は、更めて字を長君と呼べり、長君の母は、號して衞媼と云ふ、媼の長女は衞孺と云ひ、次女は少兒と云ひ、その次ぎの女子は卽ち前述の衞子夫なり、後ち子夫の男兄弟步と廣とを云へる二人、何れも衞氏を名乘れり、衞青は平陽侯の家來となり、少年の時、其の父鄭季の手許に赴き居れり、其父は衞青に羊を牧畜せしむ、先母卽ち衞青の嫡母に生れたる子は、何れも衞青を賤み惡みて奴隷扱ひして畜ひ、衞青を自分等の兄弟の數に入れず、卽ち家族として待遇せざるなり、

【字解】 平陽、地名、平陽侯、曹參の曾孫、名は時、平陽侯を襲爵せり、侯妾衞媼、此の妾は下婢なり、側室にはあらず、媼は老婦人の稱なれども、その名不明なるが故に、後より追書して媼と云へるなり、或は曰く、媼は老少を通じて婦人を稱する辭なりと、衞は婦人の姓なりと云ひ、又別に婦人の夫ありて、その姓なりとも云ふ、下文を見るときは、後說可なるが如し、平陽公主、景帝の女、武帝の姉にして、平陽侯の夫人たる者、得幸天子、事は外戚列傳に見えたり、故冒姓爲衞氏、他人の姓を稱ふるを冒と云ふ、同母の姉衞子夫の貴寵を得たるによりて、その兄弟なるを以て衞氏と名乘り、以て光榮となせるなり、下の號爲衞媼皆冒衞氏とあるも共に同じ、先母之子、先母の字、疑ふべし、漢書には民母に作る、顏師古の說に依れば、鄭季の正妻本と編戶(平民)の間に在るを以て、公主の家に在る衞媼と區別して民母といふと、兪樾曰く、丙吉傳、宮婢則令民夫上書自陳有阿保之功、顏注、謂未爲宮婢時有舊夫、見在俗間者、案民母民夫、語意正同と、王先謙曰く、史記作先母、疑唐因

土の民人此に安堵せり、(是武帝が賢將相を擇ぶ能はずして務めて諂諛の小人の説を採用して匈奴を伐つ故に齊民を壞るを識れるなり)、

且欲興聖統、唯在擇任將相哉、

唯在擇任將相哉、

【講義】其の上に聖天子の統業を擧げむとするには唯とかくの事なく、主として名將賢臣を擇みて其の人に事を任ずるに限る事かな、返す〴〵も實を擧げんとするには、唯名將賢臣を擇みて事を任ずるに限る事かな、

【字解】孔子著春秋、蠡測に曰く、此贊三段首段言孔子著春秋至定哀之際多微辭以爲己不褒貶當世地、中段言伐匈奴文武不得其人立功不深、末段言欲興聖統在文武得其人、夫文臣諂納其說、武臣席中國廣大氣奮、固人臣之罪也、然推其本言之罪在人主因決策、而末段收丞相將帥及人主其意微矣、所謂忌諱之辭也と、此の評善く史公作論の旨を得たりと云ふべし、

衛將軍驃騎列傳第五十一

大將軍衛青者、平陽人也、其父鄭季爲吏、給事平陽侯家、與侯妾衛媼通、生青、青同母兄衛長子、而姊衛子夫、自平陽公主家得幸天子、故冒姓爲衛氏、字仲卿、長子更字長君、長君母號爲衛媼、媼長女衛孺、次女少兒、次女卽子夫、後子夫男弟步廣、皆冒衛氏、青爲侯家人、少時歸其父、其父使牧羊、先母之子皆奴

【講義】　太史公が曰はく、孔夫子が春秋を編せらるる時に、魯の隱公桓公の間の事を述ぶるには文辭明白なり、然れども、其の仕官當時の君たる定公哀公の間の事に至りては其の文隱徹にして明白ならず、何んとなれば其の孔子當世に近切なることを書せる文章なるが爲に褒貶を明らさまに爲さずして忌諱されたる文辭なるが故なればなり、

【字解】　而罔褒、褒は褒貶なり、褒を言ひて貶を言はざるは略說なり、

世俗之言匈奴者、患其徼一時之權、而務讇納其說、以便偏指、不參彼己、

【講義】　世上俗人下等卽ち凡下の官人達が匈奴の事を言ふ者は、其の人は皆一時權宜の計を求め、務めて天子に諂ひて其の自己の辯舌を振つて聽かれむことを主とし、以て一方に偏りたる方針に便利ならんことを求めて匈奴と漢との權衡終始の利害を斟酌せざる者のみなるを患ふるなり、

【字解】　徼一時之權、徼は遮り求むる意、以便偏指、偏指とは偏に時の利害の旨を見るをいふ、一時の工夫あり、不參彼己、彼己は孫子に所謂知彼知己の彼己にして敵と身方とをいふなり、

將率席中國廣大、氣奮、人主因以決策、是以建功不深、

【講義】　大將も元帥も皆漢國の土地の廣大といふ事を根據として、一氣に力を盡さむと欲す、天子も亦漢國の廣大といふを以て一切の計畫を定む、是則一方の偏見に囚はれて、いまだ匈奴の事情に精通せざるが故に功を建つること甚淺し、是決して上策にはあらざるなり、

堯雖賢、興事業不成、得禹而九州寧、

【講義】　唐堯は至聖とまで仰がるゝ賢君なれども、獨にて天下經營の業を興さむとしても成らず、禹といふ大賢臣を得て始めて天下太平の業を遂げ支那全

家以巫蠱族滅、因幷衆降匈奴、得來還千人一兩人耳、

【講義】　而して單于は十萬を將ゐて余吾水の南に待ち貳師將軍と接戰す、貳師將軍は乃ち兵を解き引き上げ、單于と連戰すること十日餘りに及べり、貳師將軍は其の京にある自家の妻子が巫蠱の事件に緣りて收めらると聞きて、其の爲に部下の軍衆を幷せて匈奴に降る、其の部下にて漢に還りたる者千人に一兩人のみ、(是の事は天漢四年に匈奴を擊ちし時の事にあらず、史記錯誤あるべし、漢書參看)、

游擊說無所得、因杅將軍敖與左賢王戰不利、引歸、是歲、漢兵之出擊匈奴者、不得言功多少、不得御、

【講義】　游擊將軍韓說は戰地に向ひたれども何も鹵獲物なし、因杅將軍公孫敖は左賢王と戰ひて利あらず、引上げて歸る、是の歲卽天漢四年に、漢の兵の進發して匈奴を擊ちたる者は、功勞の多少を言ふを得ず、其の功相當するを得ざればなり、

【字解】　不得御、正義に曰く、其功不得相御當也と、中井履軒曰く御謂奏上進御と、今姑く正義に依る、

有詔、捕太醫令隨但、言貳師將軍家室族滅、使廣利得降匈奴、

【講義】　天子詔を發して大醫の令隨但といふ人を捕ふ、隨但は貳師將軍の妻子等の巫蠱の獄の連坐にて族滅せられし事を言ひて廣利をして匈奴に降るやうにせしめたるに依るとなり、

太史公曰、孔氏著春秋、隱桓之間、則章、至定哀之際、則微、爲其切當世之文而罔褒、忌諱之辭也、

合戰、陵所殺傷萬餘人、兵及食盡、欲解歸、匈奴圍陵、降匈奴、其兵遂沒、得還者四百人、

【講義】漢にては又騎都尉李陵をして步騎五千人を將ゐて居延の北に出でしめ、行くこと千餘里にして單于と會し合戰す、陵が殺傷せる所萬餘人、而も兵及び食盡きたるを以て解きて歸らむとするに匈奴之を包圍す、陵止むを得ず匈奴に降る、其兵遂に彼の地にて殆ど全滅して、漢に還るを得たる者僅に四百人のみ、

單于乃貴陵、以其女妻之、後二歲、復使貳師將軍將六萬騎、步兵十萬、出朔方、彊弩都尉路博德、將萬餘人、與貳師會、

【講義】單于は乃ち李陵の位地を高くし、單于の女を其の妻となさしむ、後二歲ありて復貳師將軍をして六萬騎と步兵十萬とを引率して朔方より進軍せしめ、彊弩都尉路博德をして萬餘人を將ゐて貳師將軍と某地點に集合せしむ、

游擊將軍說將步騎三萬人、出五原、因杅將軍敖將萬騎、步兵三萬人、出雁門、匈奴聞、悉遠其累重於余吾水北、

【講義】遊擊將軍說は步兵騎兵三萬人を將ゐて五原より進軍し、因杅將軍公孫敖は萬騎と步兵三萬人とを將ゐて雁門より進軍す、匈奴は此の由を聞きて悉く其の妻子資產を余吾水の北に遠けて其の難を避けしめたり、

【字解】累重、顏師古曰く累重は妻子資產を謂ふ也と、

而單于以十萬騎、待水南、與貳師將軍接戰、貳師乃解而引歸、與單于連戰十餘日、貳師聞其

望也、

【講義】且鞮侯單于既に立ちてより、盡く漢の使者の降らずして留められし者を漢に歸す、路充國等も漢に歸るを得たり、單于初めて單于の位を繼ぎしより漢が不意に擊たむことを恐れ、乃ち自から思へらく、我は兒子なり、安ぞ敢て漢の天子と對等なることを望まんや、漢の天子は我が大父ともいふべきなりとて謹愼の態なれば、漢は中郎將蘇武をして幣物を厚くし單于に賂遺せしむ、然るに單于は之に增長して益、驕慢になり、人に對して甚尊大なること漢が豫期せし所に反せり、

【字解】我丈人行也、丈人行とは父親と同年輩の人と云ふが如し行は輩行と云ふ、

其明年、浞野侯破奴、得亡歸漢、

其明年、漢使貳師將軍廣利、以三萬騎、出酒泉、擊右賢王於天山、得胡首虜萬餘級而還、

【講義】其の明年に浞野侯趙破奴は亡げて漢に歸ることを得たり、其の明年に漢は貳師將軍廣利をして三萬騎を帥ゐて酒泉より進軍して、右賢王を天山に擊たしめしが廣利は敵を破りて匈奴の首虜萬餘級を得て引戻しぬ、

匈奴大圍貳師將軍、幾不脫、漢兵物故什六七、漢復使因杅將軍敖出西河、與彊弩都尉會涿徐山、毋所得、

【講義】匈奴は大に貳師將軍を包圍したるが幾ど一騎も漏らさじと攻め立てたるが爲に漢の兵の死するもの十中の六七に及べり、漢は因杅將軍公孫敖をして西河より出でて彊弩都尉と涿徐山に會せしめたれど、何等戰利の物なし、

又使騎都尉李陵將步騎五千人、出居延北千餘里、與單于會、

【講義】是の歲貳師將軍は大宛を破り其の王を斬りて引戻す、匈奴之を聞きて之を遮り止めむと欲す、然れども其の地に至る能はずして止む、其の歲の冬、匈奴は受降城を攻めむと欲す、單于の病みて死するに會す、呴犂湖單于は單于となりてより一歲にして死す、匈奴にては乃ち其の弟なる左大都尉の且鞮侯を以て單于となす、

漢既誅大宛、威震外國、天子意欲遂困胡、乃下詔曰、高皇帝遺平城之憂、高后時單于書絕悖逆、昔齊襄公復百世之讐、春秋大之、是歲太初四年也、

【講義】漢は既に大宛を全滅せしめしより、其の威力遠く外國に震へり、天子亦其の心の中には遂に匈奴を困しめんとて乃ち詔を下して曰はく、高皇帝は平城の戰に利あらざりし紀念を朕に遺されたり、又高后の時に單于の贈り來りし親書は道に悖り逆ひて言語道斷なる無禮の言をなせり、昔齊の襄公は百代以前の祖先に當れる君の爲に讐を報じて孔子の春秋に之を大なりとして稱せり、さらば我れも皇祖高皇帝の爲に匈奴に復讐をなさんと思ふなりと、さて是の歲は太初四年なり

【字解】復百世之讐、齊の襄公が紀侯を滅して復讐せしをいふ、百世の字漢書には九世に作る、顏師古曰く、公羊傳に莊四年春齊襄公滅紀復讐也、襄公九世祖昔爲紀侯所譖而亨殺于周、故襄公滅紀也、九世猶可以復讐乎、曰雖百世可也と、

且鞮侯單于既立、盡歸漢使之不降者、路充國等得歸、單于初立、恐漢襲之、乃自謂、我兒子、安敢望漢天子、漢天子、我丈人行也、漢遣中郞將蘇武厚幣賂遺單于、單于益驕、禮甚倨、非漢所

里、築城鄣列亭、至廬朐、而使游擊將軍韓說、長平侯衛伉屯其旁、使彊弩都尉路博德築居延澤上、

【講義】呴犁單于が立ちてより、漢は光祿徐自爲を匈奴に遣し五原の塞（所謂楡林の塞）を出づること數百里、遠き者は千餘里に達して城鄣列亭を築きて廬朐の地に至らしめ、又遊擊將軍韓說、長平侯衛伉をして其の傍に兵を屯せしめ、又彊弩都尉路博德をして居延の澤上に築きて匈奴に備へしむ、

【字解】城鄣列亭、鄣は塞上要險の處に城を築きて障蔽となすもの、亭は候望の居る所なり、列亭は數多く列べ建つるなり、衛伉、衛青が子なり、

其秋、匈奴大入定襄雲中、殺略數千人、敗數二千石而去、行破壞光祿所築城列亭鄣、又使右賢王入酒泉張掖、略數千人、會任文擊救、盡復失所得而去、

【講義】其歲の秋に匈奴大擧して定襄雲中の地に侵入し、數千人を殺略し多數の郡守を敗りて歸り去る、其途中徐光祿が築ける塞上の城壘望樓等を破壞す、又右賢王をして酒泉張掖の地に侵入して數千人を奪ひ去らしむ、時に漢の將軍任文が進擊救援せるに會して盡く以前に攻め取りたる城寨人民等を取返されて歸り去りぬ、

【字解】城列亭鄣、中井履軒曰く、宜しく城障列亭に作るべし此れ蓋し錯文なりと、

是歲、貳師將軍破大宛、斬其王而還、匈奴欲遮之、不能至、其冬、欲攻受降城、會單于病死、呴犁湖單于立一歲死、匈奴乃立其弟左大都尉且鞮侯爲單于、

受降城に至らざる四百里にして、匈奴の兵八萬騎は浞野侯を包圍す、

浞野侯夜自出求水、匈奴間捕生得浞野侯、因急擊其軍、軍吏畏亡將而誅、莫相勸歸、軍遂沒於匈奴、

【講義】浞野侯夜間に自から出でて水を求む、匈奴密に窺ひ知りて生捕にしたれば、直に其の軍を攻擊す、漢の軍吏は將軍を亡ひて逋げ歸る者は誅せらるゝ漢の軍法を畏れ、相勸めて漢に歸ること勿れと云ひて浞野が將ゐし軍は遂に匈奴に降りぬ、

【字解】軍吏畏亡將而誅、諸本に「軍中郭縱爲護維王爲渠相與謀曰及諸校尉畏亡將軍而誅之」に作る、義解すべからず、今漢書に依りて改訂す、疑らくは史記の原文に誤脫の字句あらん、

匈奴兒單于大喜、遂遣奇兵攻受降城、不能下、乃寇入邊而去、

【講義】匈奴の兒單于は浞野侯が生捕せられ部隊は大概降りぬと聞えしかば、大に喜び、遂に遊擊兵を出して受降城を攻めしむ、攻め取る能はず、乃ち入寇して國境內に入りて歸り去りぬ、

其明年、單于欲自攻受降城、未至、病死、兒單于立三歲而死、子年少、匈奴乃立其季父烏維單于弟右賢王呴犂湖爲單于、是歲太初三年也、

【講義】其の明年單于自から受降城を攻めむと欲す、未だ至らざる程に病に罹りて死せり、兒單于立ちて三歲にして死す、其の子の年幼稚なるを以て、匈奴にては其の季父烏維單于の弟右賢王呴犂湖を以て單于となす、是の歲や漢の太初三年なり、

呴犂湖單于立、漢使光祿徐自爲出五原塞數百里、遠者千餘

を築かしむ、

【字解】因杅將軍、因杅は地名、地名を以て軍號となす、受降城、今の蒙古の烏喇特旗の北にあり、

其冬、匈奴大雨雪、畜多飢寒死、兒單于年少、好殺伐、國人多不安、左大都尉欲殺單于、使人間告漢曰、我欲殺單于降漢、漢遠、即兵來迎我、我即發、

【講義】其の歲の冬、匈奴の地大に雪降る、家畜類多く饑ゑ凍えて死す、兒單于は年幼にして殺伐の事を好めば、國人多く安堵せず、左大都尉單于を殺さむと欲す、人をして内密に漢に告げしめて曰はく、我は單于を殺して漢に降らむと欲す、若し漢の兵來りて我を迎へば、我即時に事を起さむといふ、

初漢聞此言、故築受降城、猶以爲遠、其明年春、漢使浞野侯破奴將二萬騎、出朔方西北二千餘里、期至浚稽山而還、

【講義】初め漢は左大都尉がいふ所を信じ、爲に受降城を築く、然れども猶以て遠しとしてありき、其の翌年に、漢は浞野侯趙破奴をして二萬騎を將ゐて朔方の西北より進軍すること二千里ならしむ、さて軍中約すらく、浚稽山に至りて引戻すべしと約せり、

浞野侯既至期而還、左大都尉欲發而覺、單于誅之、發左方兵、擊浞野、浞野侯行捕首虜數千人、還、未至受降城四百里、匈奴兵八萬騎圍之、

【講義】浞野侯既に期に至りて引戻しぬ、左大都尉は單于を殺さむとして覺れたれば、單于は之を誅せり、而して左方の兵を發して浞野の軍を擊つ、浞野侯行く〳〵首虜を捕ること數千人あり、引戻して未だ

維單于立、十歲而死、子烏師廬立、爲單于、年少、號爲兒單于、是歲元封六年也、自此之後、單于益西北、左方兵直雲中、右方直酒泉燉煌郡、

【講義】路充國匈奴に留まること三年にして單于死す、烏維單于立ちてより十歳にして死す、子の烏師廬嗣いで單于となる、年幼少なり、號して兒單于といふ、是歳元封六年なり、此より後、單于西北方に兵を益し、左方の左賢王左谷蠡王左大將左大都尉等は雲中の警備となり、右方の右賢王右谷蠡王右大將右大都尉等は酒泉燉煌郡の警備となれり、

兒單于立、漢使兩使者、一弔單于、一弔右賢王、欲以乖其國、使者入匈奴、匈奴悉將致單于、單于怒而盡留漢使、漢使留匈奴者、前後十餘輩、而匈奴使來、漢亦輙留相當、

【講義】兒單于單于となりてより、漢は兩人の使者を遣はし、一使者は單于を弔し、一使者は右賢王を弔す、是蓋し雙方を同等に取扱ひて其の君臣をして相疑はしめむとの計略なり、使者は匈奴に入れば、匈奴は兩使者共悉く將ゐて單于に致す、單于怒りて盡く漢の使者を抑留す、漢の使者の匈奴に留まれる者始より今まで合計十餘人に及べり、而して匈奴の使者漢に來れば漢も亦其の都度抑留して報復せり、

是歳、漢使貳師將軍廣利、西伐大宛、而令因杅將軍敖築受降城、

【講義】是の歳漢は貳師將軍李廣利をして西の方大宛を伐たしむ、而して因杅將軍公孫敖をして受降城

不與誠語、

【講義】王烏は匈奴より歸りて漢に匈奴の言ふ旨を報ず、漢は單于の言を信じて邸を長安に築きて單于の來るを待つ、匈奴曰はく、漢の貴人の使者を得るにあらざれば誠實の語を言はずとて漢の貴人の使者の來らむを待てり、

匈奴使其貴人至漢、病、漢予藥欲愈之、不幸而死、而漢使路充國佩二千石印綬往使、因送其喪、厚葬、直數千金、曰、此漢貴人也、單于以爲漢殺吾貴使者、乃留路充國不歸、諸所言者、單于特空給王烏、殊無意入漢及遣太子來質、

【講義】匈奴は單于の貴臣をして漢に至らしむ、生憎大病となる、漢は藥を服せしめ介抱して之を平癒せしめむとせしかど、不幸にして遂に死せり、而して漢は路充國をして二千石の印綬を佩びて往いて匈奴に使せしむ、因りて其の使者の喪を送り葬式を鄭重にして數千金を費せり、さて曰はく此の使者は漢の貴人なりといふ、單于思へらく、漢は吾が貴使者を殺せりと誤解して、乃ち路充國を留めて歸さず、前廉よりして諸〻言ふ所の事は單于に於て只徒に王烏を甘言もて詒くのみ、而して其實は單于自身に漢に入り又太子をして來りて人質たらしむる意志なし、

於是、匈奴數使奇兵侵犯邊、漢乃拜郭昌爲拔胡將軍、及浞野侯屯朔方以東備胡、

【講義】是に於て匈奴は數〻遊擊兵をして國境の地を侵犯して略奪せしむ、漢にては此に對して郭昌を以て拔胡將軍となし、又浞野侯趙破奴をして朔方以東に屯して匈奴に備へたり、

路充國留匈奴三歲、單于死、烏

奴亦國境を荒すことなし、今乃ち古代よりの契約に違ひて吾が太子をして人質たらしめむことは吾が冀望する所にあらずと、

【字解】 反古、反は違なり、舊の契約に違ふなり、無幾矣、幾は冀望なり、

匈奴俗、見漢使、非中貴人、其儒先、以爲欲說、折其辯、其少年、以爲欲刺、折其氣、每漢使入匈奴、匈奴輒報償、漢留匈奴使、匈奴亦留漢使、必得當乃肯止、

【講義】 匈奴の人の習慣は漢の使者を見て中貴人の資格にあらざる以上は其の使が儒生なる時は、必ず說く所あるべしと思ひて其の辯を折き、若し又少年なる時は單于を譏らむかと思ひて必ず其の氣を折く例なり、されば、漢の使者の匈奴に入る每に、匈奴は其の都度報償す、漢が匈奴の使者を抑留すれば、匈奴も亦漢の使者を抑留して比敵するに至りて止むこと常なり、

【字解】 中貴人、內臣の貴幸せらるゝ者、其儒先、先は先生なり、儒者の意、欲刺、刺は譏なり、

楊信既歸、漢使王烏、而單于復讇以甘言、欲多得漢財物、紿謂王烏曰、吾欲入漢見天子、面相約爲兄弟、

【講義】 楊信漢に歸りてより、漢は王烏といふ者を使として匈奴に遣はす、而して單于復諂ひて甘言して多く漢の財物を得むと欲し、紿きて王烏に謂つて曰はく、吾は漢に入りて直に天子に謁して、直接相互に約束して兄弟の親交を致さむと欲すといふ、

【字解】 復讇以甘言、讇は諂の古字ヘツラフこと、紿謂王烏、紿は詐なりアザムクと訓ず、

王烏歸報漢、漢爲單于、築邸于長安、匈奴曰、非得漢貴人使、吾

妻烏孫王、以分匈奴西方之援國、又北益廣田、至胘靁、爲塞、而匈奴終不敢以爲言、

【講義】漢は又西の方月氏と大夏とに通じ、又公主を以て烏孫王の妻となし、以て匈奴の西方の國の匈奴の援助となる國の勢を分割す、又北の方田地を益し廣めて胘靁に至りて要塞を爲る、而も匈奴は敢て抗議せず、

是歲翕侯信死、漢用事者、以匈奴、爲已弱可臣從也、

【講義】是の歲翕侯趙信死す、漢の要路の者皆匈奴を以て已に弱ければ之を內屬せしむべしと思へり、

楊信爲人、剛直屈彊、素非貴臣、單于不親、單于欲召入、不肯去節、單于乃坐穹廬外、見楊信、

【講義】匈奴に使せる楊信は性質剛氣にして正直なる上に人に屈從せず强きものなり、而も本より貴官にあらず、故に單于は之と親しまず、單于楊信を召し我が帳中に入れむと欲すれども、信は肯て信節を棄てず、單于は是に於て氈帳の外に坐して、楊信に會見せり、

楊信既見單于說曰、卽欲和親、以單于太子爲質於漢、單于曰、非故約、故約、漢常遣公主、給繒絮食物有品、以和親、而匈奴亦不擾邊、今乃欲反古令吾太子爲質無幾矣、

【講義】楊信は既に單于に見えて說いて曰はく、若し和親せむと欲せば、單于の太子を漢に入質とせよと、單于曰はく、其の說は古來の約束にあらず、故の契約は漢より常に天子の女を我に遣はし、繒絹綿絮食物を給すること品目多し、かくて和親す、而して匈

養息士馬、習射獵、數使使於漢、好辭甘言求請和親、

【講義】而も單于は終に侵入して漢の國境を掠むることをなさず、士卒を休息せしめ軍馬を休め、射獵を習はし數、使者を漢に遣はし世辭を以て言葉巧みに和親せむことを請ふ、

漢使王烏等窺匈奴、匈奴法、漢使非去節而以墨黥其面者、不得入穹廬、王烏北地人、習胡俗、去其節、黥面、得入穹廬、單于愛之、詳許甘言、爲遣其太子入漢爲質以求和親、漢使楊信於匈奴、

【講義】漢にては王烏等をして匈奴の事情を探らしむ、匈奴の法に漢の使者の匈奴に入る者は、使者の信節を棄て、墨を以て面に入墨したる者にあらざれば單于の氈帳の中に入るを得ず、王烏は北地の人なれば、匈奴の人の習慣に熟せり、因りて漢の節を棄て、面に入墨したれば單于の氈帳の中に入るを得たり、單于は之を我が俗に從へる者とおもひ愛したれば、表面に王烏の勸告に從ひ心にも無き言葉を吐きて爲に單于の太子を漢に入れて人質として和親を求めしめたり、依て漢は楊信を匈奴に遣せり、

【字解】詳許甘言、甘は人の耳を悦ばしむる意、俗に云ふうまい文句なり、詳は佯を通用す、內と外とちがへて見する意、

是時、漢東拔穢貉朝鮮、以爲郡、而西至酒泉郡、以鬲絕胡與羌通之路、

【講義】是の時漢は東方を征伐して穢貉朝鮮の諸國を攻取りて以て郡となす、而して西の方酒泉郡に至りて胡卽ち匈奴と羌と交通する路を隔て絕ちたり、

漢又西通月氏大夏、又以公主、

一人の影も見えざりき、

是時、天子巡邊至朔方、勒兵十八萬騎、以見武節、而使郭吉風告單于、郭吉既至匈奴、匈奴主客問所使、郭吉禮卑言好曰、吾見單于、而口言、

【講義】是の時に漢の天子は國境を巡守して朔方に至り、兵數十八萬騎を點呼して以て武威の堂々たるを外國に知らしめぬ、而して別に郭吉といふ者をして單于に諷告して漢に內屬せしめんとす、郭吉既に匈奴に到着す、匈奴の主客(接待官)は郭吉が使節として來れる意を問ふ、郭吉丁寧に敬禮して巧妙なる世辭を述べて曰はく、吾は直接單于に見えて口上にて來意を陳べむといふ、

單于見吉、吉曰、南越王頭已懸於漢北闕、今單于能卽前與漢戰、天子自將兵待邊、單于卽不能、卽南面而臣於漢、何徒遠走、亡匿於幕北寒苦無水草之地、毋爲也、語卒、而單于大怒立斬主客見者、而留郭吉不歸、遷之北海上、

【講義】單于吉を引見す、吉曰はく、南越王は漢に滅されて其の首今や漢の北闕に懸れり、故に今單于自信あらば前みて漢と戰へ、天子自から兵を帥ゐて國境に待ち給へり、單于卽し力堪へずと思はゞ卽ち南面して漢に內屬すべし、何ぞ空しく遠く遁走して亡げて沙漠の北の寒苦にして水草なき地に匿るゝことをすることなかれと、語卒るや單于大に怒りて直に郭吉を謁見せしめたる接待官を斬り而も郭吉を抑留して漢に歸さず、之を北海上に遷せり、

而單于終不肯爲寇於漢邊、休

病死、於是、漢久不北擊胡、

【講義】 漢は其の際軍士兵馬を徴集せしが驃騎將軍霍去病が死するに會せしを以て其の爲に漢にては永き間匈奴征伐を開始せざりき、

數歲、伊稚斜單于立十三年死、子烏維立爲單于、是歲漢元鼎三年也、

【講義】 解を要せず、

烏維單于立、而漢天子始出巡群縣、其後漢方南誅南越、不擊匈奴、匈奴亦不侵入邊、

【講義】 烏維單于となりてより、漢の天子も始めて宮を出でて天下の群縣を巡守せらる、其の後に漢は主として南方南越を征伐して餘力なきを以て匈奴を擊たず、匈奴も亦侵して漢の北境に入らず、

烏維單于立三年、漢已滅南越、遣故太僕賀將萬五千騎出九原二千餘里、至浮苴井而還、不見匈奴一人、

【講義】 烏維單于が單于となりてより三年の後、漢は已に南越を滅して南方復事なくなりしかば、匈奴を征せんとして故の太僕公孫賀をして一萬五千騎を引率して九原より進軍して二千餘里を進みて浮苴井に至りて引戻せるが、匈奴の一人の影をも見ざりき、匈奴の遠く去りしが爲なり、

漢又遣故從驃侯趙破奴、萬餘騎出令居、數千里、至匈奴河水而還、亦不見匈奴一人、

【講義】 漢は又故の從驃侯趙破奴を遣はして萬餘騎の兵を將ゐて令居より進軍し數千里を進みて匈奴の河水と云ふ所に至りて引戻しぬ、是の地にも亦匈奴

稍蠶食、地接匈奴以北、

【講義】是の後匈奴遠く遁れて沙漠の南には單于の都なし、漢は黄河を渡りて朔方より以西、令居に至るまで往往に用水の渠を開鑿して田地の監督官を置き、吏卒五六萬人を附屬せしめ漸次に地を侵略して其の領域は匈奴の舊地の北まで接するに至れり、

初漢兩將軍、大出圍單于、所殺虜八九萬、而漢士卒物故亦數萬、漢馬死者十餘萬、匈奴雖病遠去、而漢亦馬少、無以復往、

【字解】物故、漢以來死を謂つて物故となす、解已に張丞相傳に見えたり、

匈奴用趙信之計、遣使於漢、好辭請和親、天子下其議、或言和親、或言遂臣之、

【講義】匈奴は趙信が計を用ひて使を漢に遣はして好文辭を飾りて和親せむと請はしむ、天子其の請ふ所の議を臣下に詮議せしむ、或者は言はく、和親せむと或者は言はく遂に之を臣とせむと衆議一決せず、

丞相長史任敞曰、匈奴新破困、宜可使爲外臣、朝請於邊、漢使任敞於單于、單于聞敞計、大怒、留之不遣、先是漢亦有所降匈奴使者、單于亦輒留漢使相當、

【講義】丞相の長史なる任敞曰はく、匈奴は昨今大敗して困難に陷れり、故に宜しく服屬の臣として歳時國境に詣りて朝請せしむべしと、いふ、漢の詮議に之を至當と決し、任敞を匈奴に使する事を命ず、單于此の由を聞きて大に怒り任敞を抑留して本國に歸らしめず、是より前、漢に降れる匈奴の使者あり、單于も亦漢の使者を抑留して之に對抗せり、

漢方復收士馬、會驃騎將軍去

壯騎數百と共に漢の包圍を突破して西北に遁走す、漢の兵夜に乘じて追擊すれども單于を得ず、行く行く匈奴の首虜を斬捕すること萬九千級に及べり、而も北の方に進みて闐顏山の趙信城に至りて還りぬ、此の城は趙信が匈奴に降りし際、匈奴の築きて居らしめたりし城なり、

單于之遁走、其兵往往與漢兵相亂而隨單于、單于久不與其大衆相得、其右谷蠡王以爲單于死、乃自立爲單于、眞單于復得其衆、而右谷蠡王乃去其單于號、復爲右谷蠡王、

【講義】單于の遁走する時、單于の兵は往々漢の兵と相混淆して單于に隨ふ、單于久しく其の大部隊と合するを得ず、單于の右谷蠡王は思へらく、單于は死せりと、因りて自立して單于となる、然るに眞正の單于復其の部下と合するを得たれば、右谷蠡王は乃ち單于の號を去てゝ復舊のごとく右谷蠡王となる、其の混戰の狀態自から察すべし、

漢驃騎將軍之出代二千餘里、與左賢王接戰、漢兵得胡首虜凡七萬餘級、左賢王將皆遁走、驃騎封於狼居胥山、禪姑衍、臨翰海而還、

【字解】封於狼居胥山、封は祭の名、山上に土を築き壇を爲りて天を祭る、天の功に報ずる謂なり、禪姑衍、禪は小山の上に地を掃ひて地の功を報ずる祭幷せて封禪といふ、

是後匈奴遠遁、而幕南無王庭、漢度河、自朔方以南至令居、往往通渠置田官、吏卒五六萬人、

于計居幕北、以爲漢兵不能至、乃粟馬、發十萬騎、負私從、馬凡十四萬匹、糧重不與焉、

【講義】元朔四年の春に、漢謀りて曰はく、翕侯信は單于の爲に計りて沙漠の北の地に居りて思へらく、漢の兵は路遠ければ攻め來ること能はざるべしとて乃ち馬に秣かひて十萬騎を發す、衣糧を負擔して從ふ義勇兵の馬凡そ十四萬匹、糧食輜重の馬は此の以外なり、以て其の大擧せるを見るべし、

令大將軍青、驃騎將軍去病中分軍、大將軍出定襄、驃騎將軍出代、咸約、絶幕擊匈奴、匈奴單于聞之、遠其輜重、以精兵、待於幕北、與漢大將軍接戰一日、

【講義】漢は大將軍衞青、驃騎將軍霍去病をして軍を中分せしむ、大將軍は定襄より進軍し、驃騎將軍は代より進軍す、而して一同軍令を立てゝ曰はく、沙漠を橫斷して匈奴を擊たむと、匈奴の單于は之を聞きて其の輜重を遠けて究竟精銳の軍士を帥ゐて沙漠の北に待ち、漢の大將軍の軍と接戰すること一日に及べり、

會暮、大風起、漢兵縱左右翼、圍單于、單于自度、戰不能如漢兵、單于遂獨身、與壯騎數百、潰漢圍西北遁走、漢兵夜追不得、行斬捕匈奴首虜萬九千級、北至闐顏山趙信城而還、

【講義】日の暮るゝに方りて大風吹き起りぬ、漢の兵、機逸すべからずとて、左右翼の兵を出して單于を包圍す、單于自から度るやう、戰の方法は我が軍、漢の兵に及ばずと思ひしかば、單于は遂に獨身にして

敵の兵を殺し或は傷くることも相當數に過ぎて多し、其の內に博望侯の軍の援兵の至るに會ひて李將軍は戰線より逸出したれど、漢は數千人を失へり、合騎侯は驃騎將軍との約束期限に後れる罪により又博望侯は數千人を失へる罪に當りて死刑に處せらるゝ筈なるを金を出して贖ひて庶人となる、

其秋、單于怒渾邪王休屠王居西方、爲漢所殺虜數萬人、欲召誅之、渾邪王與休屠王恐、謀降漢、漢使驃騎將軍往迎之、渾邪王殺休屠王、幷將其衆降漢、凡四萬餘人、號十萬、

【講義】 其の歲の秋に、單于は渾邪王、休屠王が西方に居りながら漢軍に殺虜せらるゝ數萬人なる事を怒りて、兩王を召して誅せむとす、渾邪王と休屠王と恐れて互に謀りて漢に降る、時に元符二年なり、漢は驃騎將軍をして往いて之を迎へしむ、渾邪王は休屠王を殺し幷せて其の軍衆を將ゐて漢に降りぬ、其の兵衆凡て四萬餘人、十萬と號す、

於是、漢已得渾邪王、則隴西、北地、河西益少胡寇、徙關東貧民處所奪匈奴河南新秦中、以實之、而減北地以西戍卒半、

【講義】 是に於て漢は今や已に渾邪王を服從せしめてより、隴西、北地、河西、益〻匈奴の侵略少なくなりしかば、關東の貧民を移住せしめて匈奴より奪へる河南新秦の中に居らしめて土地の空虛なからしめ、以て北地以西の守備兵の半數を減ず、

其明年、匈奴入右北平定襄、各數萬騎、殺略千餘人而去、

【講義】 解を要せず。

其明年春、漢謀曰、翕侯信、爲單

し、決して漢の國境の要塞に近づくことなかれと敎ふ、單于は其の計畫に從へり、

【字解】絕幕、幕は漠と通ず沙漠なり、絕は直度の意、今の横斷のごとし、誘罷、敗北の樣をなして敵を誘ひ疲勞せしむること、徼極、徼は要なり、漢の兵の疲極を要りて取ること、

其明年、胡騎萬人、入上谷、殺數百人、其明年春、漢使驃騎將軍去病將萬騎、出隴西、過焉支山千餘里、擊匈奴、得胡首虜騎萬八千餘級、破得休屠王祭天金人、

【字解】焉支山、山の名、亦の名刪丹山、大黃山、休屠王、匈奴屬王の號、祭天金人、金人は金の佛像なり、

其夏、驃騎將軍復與合騎侯數萬騎、出隴西北地二千里、擊匈奴、過居延、攻祁連山、得胡首虜三萬人、裨小王以下七十餘人、

【字解】裨小王、裨も小なり匈奴の部將なり、

是時、匈奴亦來、入代郡雁門、殺略數百人、漢使博望侯及李將軍廣、出右北平、擊匈奴左賢王、

【講義】解を要せず、

左賢王圍李將軍、卒可四千人、且盡、殺虜亦過當、會博望侯軍救至、李將軍得脫、漢失亡數千人、合騎侯後驃騎將軍期、及與博望侯皆當死、贖爲庶人、

【講義】左賢王は李將軍を包圍せり、其の卒四千人程ありしが、攻められて今にも全滅せむとす、同時に

【字解】 隨後去、右賢王の後に隨ひて去る、裨小王、附屬部落の王、

其秋、匈奴萬騎入殺代郡都尉朱英、略千餘人、其明年春、漢復遣大將軍衞靑、將六將軍兵十餘萬騎、乃再出定襄、數百里擊匈奴、得首虜、前後凡萬九千餘級、而漢亦亡兩將軍軍三千餘騎、右將軍建得以身脫、

【講義】 解を要せず、

而前將軍翕侯趙信兵不利、降匈奴、趙信者、故胡小王、降漢、漢封爲翕侯、以前將軍與右將軍幷軍分行、

【講義】 而して前鋒軍翕侯趙信が兵は戰ひ利あらずして匈奴に降る、趙信は、以前匈奴の一部落の王にして漢に降りしものなるが、漢は封じて翕侯となし、今は前將軍の官職を以て右將軍と軍を合せて行かしめたり、

獨遇單于兵、故盡沒、單于既得翕侯、以爲自次王、用其姊妻之、與謀漢、信敎單于、益北絕幕、以誘罷漢兵、徼極而取之、無近塞、單于從其計、

【講義】 翕侯は單獨に進軍して單于の兵に出遇ひしかば、其の軍全滅す、單于は既に翕侯を生捕りて自次王となす、自次とは尊重なること單于に次ぐの義なり、單于の姊を以て翕侯の妻とし、翕侯と與に漢を侵す計畫を議す、信は單于に敎ふるやう、益〻北の方に赴き幕(沙漠)を一直線に渡りて益〻漢の兵を深入するやうに誘き寄せ其の極(疲勞)を待つて之を取るべ

げて漢に降る、漢は封じて涉安侯と號す、二三ヶ月程に於單死せり、

伊稚斜單于既立、其夏匈奴數萬騎入殺代郡太守恭、及略千餘人、其秋匈奴又入雁門、殺略千餘人、

【講義】伊稚斜單于既に自から單于となりてより、其の歲の夏に匈奴の數萬騎は侵入して代郡の太守恭を殺す、其の他に人を掠奪すること千餘人に至れり、其歲の秋、匈奴又雁門より入りて千餘人を殺略せり、

其明年、匈奴又復入代郡定襄上郡、各三萬騎、殺略數千人、

【講義】其の明年に匈奴は代郡定襄上郡の地に再度侵入して來る事各三萬騎なり、而して數千人を殺略す、

匈奴右賢王怨漢奪之河南地而築朔方、數爲寇盜邊、及入河南、侵擾朔方、殺略吏民甚衆、

【講義】匈奴の右賢王は漢が河南の地を奪ひて朔方に城塞を築きたるを怨みて數、侵入して物を盜みて國境を騷がす、其の他河南の地にも侵入して又朔方をも侵して官吏人民を殺略すること甚多數なり、

其明年春、漢以衞青爲大將軍、將六將軍十餘萬人、出朔方高闕、擊胡、右賢王以爲漢兵不能至、飮酒醉、漢兵出塞六七百里、夜圍右賢王、右賢王大驚、脫身逃走、諸精騎往往隨後去、漢得右賢王衆男女萬五千人、裨小王十餘人、

於是、漢使將軍衞青、將三萬騎、出雁門、李息出代郡、擊胡、得首虜數千人、

【講義】 解を要せず、

其明年、衞青復出雲中以西、至隴西、擊胡之樓煩白羊王於河南、得胡首虜數千、牛羊百餘萬、

【講義】 其の明年に、衞青は復雲中以西に出で隴西まで至りて、胡の樓煩白羊王を河南に擊ちて胡の首虜數千と牛羊百餘萬とを得たり、

於是、漢遂取河南地、築朔方、復繕故秦時蒙恬所爲塞、因河爲固、漢亦棄上谷之〔什〕辟縣造陽地、以予胡、是歲漢之元朔二年也、

【講義】 衞青が胡の樓煩白羊王を擊ちてより、漢は遂に河南の地を取りて、朔方の地に要塞を築く、復故の秦の將軍蒙恬が造りし要塞を修繕して、河に因りて要害を固めたり、漢は是より上谷の斗辟縣の造陽の所有權を棄て、胡に與へたり、是の歲は實に武帝の元朔二年なり、

【字解】 斗辟縣造陽地、斗は舊本皆什に作る、今は漢書及劉辰翁の説に據りて改む、

其後冬、匈奴軍臣單于死、軍臣單于弟左谷蠡王伊稚斜自立爲單于、攻破軍臣單于太子於單、於單亡降漢、漢封於單爲涉安侯、數月而死、

【講義】 其の後の冬に匈奴の軍臣單于死す、軍臣單于が弟左谷蠡王伊稚斜といふもの自から單于となる、而して攻めて軍臣單于の太子於單を破る、於單亡

【講義】馬邑の事ありて後五年の秋に、漢は四將軍をして各萬騎を以て匈奴を關上の貿易場の附近に擊たしめたり、將軍衞靑は上谷より出でて龍城に至りて匈奴の首長の捕虜七百人を得たり、

公孫賀出雲中、無所得、公孫敖出代郡、爲胡所敗七千餘人、李廣出雁門、爲胡所敗、而匈奴生得廣、廣後得亡歸、漢囚敖廣、敖廣贖爲庶人、

【講義】公孫賀は雲中より兵を出して匈奴を擊てども何物をも得る所なし、公孫敖は代郡より兵を進めたれど、匈奴に敗られたる事七千餘人あり、李廣は雁門より兵を進めて匈奴に敗らる、而も匈奴は李廣を捕虜とす、廣は後に脫走して漢に歸るを得たり、漢は其の敗北の罪を糾して公孫敖と李廣とを禁獄す、敖と廣とは贖銅を出して其の罪を免されて庶人とせらる、

其冬、匈奴數入盜邊、漁陽尤甚、漢使將軍韓安國屯漁陽備胡、

【講義】解を要せず、

其明年秋、匈奴二萬騎入漢、殺遼西太守、略二千餘人、胡又入敗漁陽太守軍千餘人、圍漢將軍安國、安國時千餘騎亦且盡、會燕救至、匈奴乃去、匈奴又入雁門、殺略千餘人、

【講義】其の明年の秋に、匈奴の二萬騎、漢に入りて遼西の太守を殺して二千餘人を捕ふ、匈奴又重ねて來り入りて漁陽の太守の軍千餘人を敗り漢の將軍韓安國を包圍す、安國時に千餘騎を率ゐ、將に全滅せんとせしが、燕よりの救至るに及びて匈奴乃ち去りぬ、匈奴は亦雁門に侵入して、千餘人を殺略せり、

漢兵約、單于入馬邑而縱、單于不至、以故漢兵無所得、

【講義】漢の軍令に、兼ねて將士に約するやうは、單于が馬邑に攻め入りたらむ時に兵を繰り出すべしといへり、然るに單于馬邑に至らず、其の理由にて漢の軍は匈奴の何物をも得たるものなし、

漢將軍王恢部、出代擊胡輜重、聞單于還兵多、不敢出、漢以恢本造兵謀、而不進、斬恢、自是之後、匈奴絕和親、攻當路塞、往往入盜於漢邊、不可勝數、

【講義】漢の將軍王恢の部隊は代の地より兵を進めて匈奴の輜重隊を攻擊す、然るに單于の引き上げたる軍勢の多數なる由を聞きて强ひて出でて追擊せず、漢にては王恢が本來匈奴征伐の計謀を首唱しながら追擊せざるを以て、之を罰して死刑に處す、是の後匈奴は和親を絕ちて直當道の陳塞を攻め、往々侵入して漢の國境の財物を盜むこと一々擧ぐるに堪へず、

【字解】當路塞、路中の要地にある塞なり、又匈奴行道の處の塞ともいふべし、

然匈奴貪、尙樂關市、嗜漢財物、漢亦尙關市、不絕而中之、

【講義】然しながら、匈奴は漢の財物を饜くまで得むと思へば、絕交はなしたりとはいへ、其の上にも關上にての貿易を悅び、漢の貨物を嗜好してあるに、漢も亦關上にて匈奴との貿易を貴重して利を以て其の欲に中て、之に滿足を與ふることを務めたり、

自馬邑軍後五年之秋、漢使四將軍各萬騎擊胡關市下、將軍衞靑出上谷、至龍城、得胡首虜七百人、

引率して武州左雲南の塞に入る、

【字解】聶翁壹、聶は姓、壹は名その老人なるを以て聶翁壹と云ふ、姦蘭出物、姦は干と同じ蘭は闌と通ず干闌は禁を犯して私かに物を出だすこと、詳爲、詳は佯に同じ、爲はマネスルなり、

漢伏兵三十餘萬馬邑旁、御史大夫韓安國爲護軍、護四將軍、以伏單于、單于既入漢塞、未至馬邑百餘里、見畜布野而無人牧者、怪之、乃攻亭、

【講義】漢にては兵士三十餘萬人を馬邑の附近に隱し置きて、さて御史大夫韓安國を護軍となし、四將軍を護して以て單于を待つ伏兵とす、單于は既に漢の要塞に入りて未だ馬邑に到著せざること百餘里にして、牛羊等の野に散亂して誰も之を牧するものなきを見て之を怪しと思ひて乃ち驛の役所を攻めなり、

是時、雁門尉史行徼、見寇、葆此亭、知漢兵謀、單于得、欲殺之、尉史乃告單于漢兵所居、單于大驚曰、吾固疑之、乃引兵還、出曰、吾得尉史天也、天使若言、以尉史爲天王、

【講義】是の時雁門の尉史徼塞の見廻りをなせるが、單于の來り攻むるを見て此の亭を保守せしが漢が伏を設けて單于を擊たむとする謀を知れり、單于は此の尉史を捕へ得て殺さむとす、尉史大に恐れて單于に漢の伏兵の匿れ居る所を告ぐ、單于大に驚きて曰く、吾も始より異に此の謀あるべきを疑へりとて、乃ち引上げて還る、塞外に出でて曰く、吾が彼の尉史を得たるは天神の加護なり、天神は尉史の口を藉りて伏兵ある由を言はしむとて尉史を天王といひて敬せり、

【字解】雁門尉史、漢の法律に邊塞に近き郡には尉を置く百里に一人、士史尉史各二人あり、

らむとするなり、漢は之を探知して趙を包圍し之を破りしかば、匈奴も事の行はれざるべきを知りて中止す、

自是之後、孝景帝復與匈奴和親、通關市、給遺匈奴、遣公主、如故約、終孝景時、時小入盜邊、無大寇、

【講義】 匈奴が趙と共謀して中國に侵入せむとするを止めてより後、孝景帝は復匈奴と和睦の約を結び、關所の貿易を開始して匈奴に中國の物資を贈遺し、漢の王女を以て單于の妻となすこと以前の約のごとくす、孝景帝一代の間は、時々少數の兵は侵入して略奪することもあれど、大兵を以て侵入することなかりき、

今帝卽位、明和親約束、厚遇、通關市、饒給之、匈奴自單于以下、皆親漢、往來長城下、

【講義】 孝武皇帝天子となりてより、匈奴と和親の約を明確にして厚く之を待遇す、關所にて貿易を行ひ、多量に中國の物資を贈遺す、匈奴は其の王單于より以下一般に皆漢を親しみ、長城の附近に往來するに至れり、

漢使馬邑下人聶翁壹、奸蘭出物、與匈奴交、詳爲賣馬邑城、以誘單于、單于信之、而貪馬邑財物、乃以十萬騎、入武州塞、

【講義】 漢は馬邑城下の人姓は聶名は壹といふ老人をして、禁令を犯して私に物を出して匈奴と交易せしむ、單于の壹を信ずるに及びて壹は單于に語るに吾能く馬邑の令丞を斬り城を以て降らむ、然らば財物盡く得べしといふに、單于信じて之を許しゝかば、壹は死罪囚の首を馬邑の城下に梟して單于の使者に視せり、單于愈信じて財物を奪はむとて、十萬騎を

軍臣單于立四歲、匈奴復絕和親、大入上郡雲中、各三萬騎、所殺略甚衆而去、

【講義】解を要せず、

於是、漢使三將軍軍屯北地、代屯句注、趙屯飛狐口、緣邊亦各堅守以備胡寇、又置三將軍、軍長安西細柳、渭北、棘門、霸上、以備胡、

【講義】匈奴上郡雲中に攻め入りて荒したれば、漢は三將軍の軍をして北地に兵を止めしむ、代の地方は句注に屯し趙の地方は飛狐の口に屯し、國境の要害に緣りて亦各堅く籠城して匈奴の侵入に備へたり、又三將軍を置いて、長安の西の細柳、渭北、棘門、霸上の地に軍旅を整へて匈奴を防ぎぬ、

胡騎入代句注邊、烽火通於甘泉長安、數月、漢兵至邊、匈奴亦去遠塞、漢兵亦罷、

【講義】胡奴の騎士、代句注の國境に入りたれば其の急を報ずる相圖の烽火は打續きて甘泉を經て長安までに通ぜり、數月ありて漢の兵は國境まで到著す、匈奴も亦引き上げて國境を去りしかば、漢の兵も亦引上げぬ、

後歲餘、孝文帝崩、孝景帝立、而趙王遂乃陰使人於匈奴、吳楚反、欲與趙合謀入邊、漢圍破趙、匈奴亦止、

【講義】後一年有餘にして、孝文帝崩じて孝景帝嗣ぎて天子となる、而して趙王遂は其の機會を以て內密に使者を匈奴に使はして內約す、其の約は、吳楚七國の反逆の時に趙と匈奴と謀を合せて國境に攻め入

と勿れ、
朕聞、古之帝王、約分明無食言、單于留志、天下大安、和親之後、漢過不先、單于其察之、

【講義】朕聞く、古代聖德の王は、約束明白にして之を實行せざる事なしと、單于若し之に志を留めんには、世の中大に安寧ならむ、和睦の後に、漢より決して先づ約に負くことをせじ、單于能く事の仔細を察して永久の計を立てよとなり、

【字解】留志、和親の計を念ふ意をいふ、漢過不先、漢よりは決して約に負かざるをいふなり、

單于既約和親、於是、制詔御史、曰、匈奴大單于遺朕書、言和親已定、亡人不足以益衆廣地、匈奴無入塞、漢無出塞、犯令約者、殺之、可以久親、後無咎、俱便、朕已許之、其布告天下、使明知之、

【講義】單于は既に漢と和約を結べり、是に於て文帝は御史に制詔して曰はく、匈奴の大單于は朕に書を遺りて和睦を約すること今や治定せり、就いては彼れより出亡して漢に降れる人ありて之を收め養ひしとて別段に以て我が國の人口を殖し土地を廣むるに足らず、されば匈奴が國境を踰えて來ることなくば漢は國境を出づる事をせざるべし、若し此の令約を破り犯す者は死刑に處せむ、かくて久しく親密なるべくして又後に咎なかるべし、俱に利便ならん、朕今や之を許せり、因りて此の旨を廣く天下に發表して天下の人をして分明に事の由を知らしめよ、

【字解】御史、帝命を出納する官、亡人、出亡の人なり、乃ち匈奴の降人を謂ふ、

後四歲、老上稽粥單于死、子軍臣立爲單于、既立、孝文皇帝復與匈奴和親、而中行說復事之、

兄弟の親ある國交を破るに足らず、

【字解】熙熙、熙熙は荀子の注に和樂之貌と見ゆ、薄物細故、物は事なり、細故は小事なり、

朕聞、天不頗覆、地不偏載、朕與單于、皆捐往細故、倶蹈大道、墮壞前惡、以圖長久、使兩國之民若一家之子、元元萬民、下及魚鼈、上及飛鳥、跂行喙息蠕動之類、莫不就安利而辟危殆、

【講義】朕聞く、天地は公平無私にして天は特に一方をのみ覆はず、地は亦一方をのみ載せず、遍く覆載して漏すことなしと、朕單于と皆以前の小事故を捐て去りて倶に天地の公道に遵ひ、前の惡しき事を破壞し去りて、長久の計を立て、兩國の人民をして例へば一家中の子のごとく親しみ、善良なる萬民は勿論、下は數ならぬ魚鼈に及び、又上は空飛ぶ鳥、乃至は足ありて行き口を以て呼吸する動物、昆蟲の類までも、安泰利益に就いて危殆の危險を避けずといふことなからしめむ、

【字解】天不頗覆、頗は偏なり、平かならざるなり、墮壞前惡、墮は音キ、毀と通ず、元元萬民、元は善也、民の類は善なるより元と稱す、善の長の意に依る、跂行喙息蠕動、跂行は鳥蟲の類、或は踵を以て行くもの喙は口なり、喙息は獸類を謂ふ、蠕動は微動なり、體長くして軟に、內に骨骼なく、外に介殼なく、足なく常に皮肉の筋肉を以て伸縮運行す、蚯蚓の類なり、辟危殆、避と同じ、

故來者不止、天之道也、倶去前事、朕釋逃虜民、單于無言章尼等、

【講義】故に來歸する者あれば止めざるは、自然の道なり、乃ち天道は決して一方にのみ偏頗せざればなり、因りて互に以前の小事を一切棄て去らむ、朕は漢人の逃れて匈奴に入れる者を釋さむ、故に單于は匈奴より漢に降れる章尼等の罪を言ひ立て責むるこ

聖人者、日新、改作更始、使老者得息、幼者得長、各保其首領而終其天命、朕與單于、倶由此道、順天恤民、世世相傳、施之無窮、天下莫不咸便、

【講義】聖人は日日に新にして過てるを改め弊害を更めて蒔直しの新政を始めらる、しかして老人には休息を得しめ、幼稚の者には成長するを得しめ、さて各不慮の死をなすことなくして、其の壽命を全うせしむ、朕單于と倶に此の政道に由りて自然の法則に順ひ、萬民を恤み永き將來まで此の儘に傳へて遂に之を無窮まで實行せむとす、天下の者誰一人として此の方法を不便とするあらざるべし、

漢與匈奴、鄰國之敵、匈奴處北地、寒殺氣早降、故詔吏遺單于秫蘗金帛絲絮佗物、歳有數、

【講義】漢は匈奴と鄰國にて敵對同等の國柄なり、匈奴は北地に居住し、寒帶の國にして秋冬の木枯の風早く吹き起り農作に便ならず、故に吏に詔して單于に酒を醸す秫、蘗、金帛絲絮その他の物を遺ること毎年定額あり、

【字解】秫蘗、秫は朮に同じ、説文に稷之黏者とあり、稷の黏る者を酒となす卽ち日本にて所謂糯米なり、古今注に稻之黏者爲秫とあり、廣雅に秫稬也とあり稬は糯なり、

今天下大安、萬民熙熙、朕與單于、爲之父母、朕追念前事、薄物細故、謀臣計失、皆不足以離兄弟之驩、

【講義】今や世の中大に治まりて平和なれば萬民自由を得て樂しめり、朕は單于と此等幸福なる萬民の父母として君主の地位にあり、朕は從來の事を思ひ續くるに、皆瑣細の出來事にて謀臣の計過失あり、皆

り、

【字解】當戸且居、當戸と且居とは匈奴の官名、上文且渠に作る、二官を雕渠難といふ者が勤むるなり、雕渠難は姓名なり、

先帝制、長城以北、引弓之國、受命單于、長城以內冠帶之室、朕亦制之、使萬民耕織射獵衣食、父子無離、臣主相安、倶無暴逆、

【講義】先皇帝（孝景皇帝）の定められたる制に、長城以北の弓を引くを本務とせる匈奴の國は命令を單于に受け、長城以內冠帶の漢國は朕の命に依りて治め、萬民をして農工商其の他各自の産業を遂げしめて父子相親しみ、臣主相安堵して倶に暴逆の事あるべからずと期せり、

今聞渫惡民、貪降其進取之利、倍義絶約、忘萬民之命、離兩主之驩、然事已在前矣、

【講義】今聞く所に依れば、邪惡不正の者共、貪慾に耽り、其の心をば利益を進み取る一方に下して、信義に倍き、多年の約束を棄てゝ萬民の生命を忘れ、匈奴と漢との兩國の君主の感情を害したり、然も此の事たる今や過去に屬せり、更に今之を尤めず、

書曰、二國已和親、兩主驩說、寢兵休卒養馬、世世昌樂、闟然更始、朕甚嘉之、

【講義】單于よりの來書に曰く、匈奴と漢との兩國今や和睦して兩國の君主互に心に歡び合ひて、軍を興さず士卒を休息せしめ、軍馬を飼ひつけて、永代繁昌にして和樂し、安心して事物を新にせむといへり、朕甚之を嘉賞す、

【字解】書曰、匈奴の遺れる書なり、兩主驩悅、驩は歡と同じ、闟然更始、闟は安定の意、更始、革新といふに似たり更は改なり、

張武爲將軍、發車千乘、騎十萬、軍長安旁、以備胡寇、而拜昌侯盧卿爲上郡將軍、甯侯魏遫爲北地將軍、隆慮侯周竈爲隴西將軍、東陽侯張相如爲大將軍、成侯董赤爲前將軍、大發車騎往擊胡、

【講義】解を要せず、

單于留塞內月餘、乃去、漢逐出塞卽還、不能有所殺、匈奴日已驕、歲入邊殺略人民畜產甚多、雲中遼東最甚、至代郡萬餘人、漢患之、

【字解】塞內、漢の國境內をいふ、萬餘人、鹵獲せられたる人民一萬餘人、

乃使使遺匈奴書、單于亦使當戶報謝、復言和親事、

【講義】漢に於ては匈奴が度々の侵略に困じて使者をして匈奴の單于に書を遺りて和解せしむ、單于の方よりも亦當戶といふ官人をして答書を送りて其の恩を謝せしめ、復和睦すべき事を言ふ、

孝文帝後二年、使使遺單于書曰、皇帝敬問匈奴大單于無恙、使當戶且居雕渠難郎中韓遼遺朕馬二匹、已至敬受、

【講義】孝文皇帝の後二年に、使者をして書を單于に遺らしめて曰はく、皇帝敬みて問ふ、匈奴の大單于無事平穩なりや、單于よりは當戶且居の官なる雕渠難と郎中の韓遼とをして朕に馬二匹を遺らしむ、厚意甚し、已に至りしかば敬みて其の遺贈を受けた

匈奴、繒絮米蘗、令其量中必善美而已矣、何以爲言乎、且所給備善則已、不備苦惡、則候秋孰、以騎馳蹂而稼穡耳、

【講義】是より後、漢の使者が辯論せむと欲する者あらば、中行說其の都度曰はく、漢の使者多辯なる事勿れ、顧ふに漢が匈奴に運送する所の繒絮米蘗は其の量乃ち內容を一杯に滿てゝ必ず善美ならしめむのみ、別に何も多言する要なし、且我に給する所の物備り善ならば則ち已まむ、其にて善し、備はらずして苦惡即ち粗惡ならば、則ち秋期の穀物の熟する時を候ひて、鐵騎を以て汝の苦勞して作れる田畠を馳せ蹂みて荒すまでなりと大言壯語す、

【字解】米蘗、米は白米、蘗は麴なり、酒を釀すに用ふる者、令其量中、中は滿つるといふがごとし、量中は其の數に滿つるなり、不備苦惡、苦は麤なり、音は王事靡盬の盬と同じ、候秋孰、候は用意してうかゞひ待つ意、孰は熟の本字、凡そ生熟荒熟古代皆孰に作る、蹂而稼穡、蹂はふみつくる意、而は汝なり稼穡は稼は五穀の種を蒔く事、穀物の收入を穡といふ、

日夜教單于候利害處、漢孝文皇帝十四年、匈奴單于十四萬騎、入朝那蕭關、殺北地都尉卬、虜人民畜產甚多、遂至彭陽、使奇兵入燒回中宮、候騎至雍甘泉、

【講義】中行說は日夜絕えず單于に教ふるに漢に攻め入る時の便利を以てす、漢の孝文皇帝十四年に愈匈奴は單于の部下十四萬騎をして朝那、蕭關に攻め入りて北地の都尉卬といふ者を殺す、人民を捕虜とする外家畜類をも奪ひ取る事甚多し、遂に進みて彭陽に至る、又別に遊擊兵をして入りて回中の宮殿を燒かしむ、斥候は進みて雍の甘泉に至る、

於是、文帝以中尉周舍、郎中令

の家の系統の失はむことを惡むが爲なり、故に匈奴はたとひ亂ることあるとも必らず同宗の種族を立つ、漢の如く革命が行はれて帝王も其自家を保つこと能はざるとは同じからず、

今中國雖詳不取其父兄之妻、親屬益疏、則相殺、至乃易姓、皆從此類、且禮義之敝、上下交怨望、而室屋之極、生力必屈、

【講義】今汝の本土漢國は表面を飾りて其の父兄の妻を取らずと雖も親屬益疏遠になり、互に相殺す、乃ち甚しきは革命頻りに行はれて帝王たる者その姓を易ふるに至ることは皆上述の類よりして甚しくなりたる結果なり、且禮義の弊害は上下互に惡しかれと怨み合ひ、而して室屋を造るに土木を競ふ結果力役繁多にして生産力必ず屈するなり、

夫力耕桑、以求衣食、築城郭、以自備、故其民急、則不習戰功、緩則罷於作業、嗟、土室之人、顧無多辭、令喋喋而佔佔、冠固何當、

【講義】君試に看よ、中國は人が耕業養蠶の事を力めて以て衣服を製し食物を作り、又萬一の用心に城郭を築いて要害を固むる事あり、此のごとき事をなすが爲に、其の民たる者一大事の戰爭起れば、平素戰爭の骨折に習ひてなき爲に失敗し、又平和の時には農蠶の作業に疲弊す、あゝさても室屋を家とする漢人種よ、顧ふに、餘計の言葉を發すること勿れ、利口に多辯にして衣裳をぞろ〳〵すとも衣冠を用ひて何の利益かある、決して益なしと痛く漢の文物を反駁せり、

【字解】喋喋而佔佔、喋喋は多辯の貌、俗のベチャベチャ云ふなり、佔佔は衣裳の着こなしの貌、俗のゾロゾロする意、

自是之後、漢使欲辯論者、中行說輒曰、漢使無多言、顧漢所輸

ごとしと、之を聞きて中行說曰はく、匈奴は公然と戰爭攻擊を以て事となす、然るに其の老者と弱者とは戰鬪に從事する事能はず、故に其の溫に着る衣服と、甘味なる食物とを以て、壯健にて戰鬪に從事する者に送る、蓋し此くして自から己が守備をなすなり、此の如くすれば國民爲に戰爭の危難を免れ父と子と共に久しく存在して又父子相離れぬ事を得るからは、何を以て匈奴は老人を輕んずといふを得むや、乃ち漢の老弱が出征者を勞はると同じ理なりと辯護す、

漢使曰、匈奴父子乃同穹廬而臥、父死、妻其後母、兄弟死、盡取其妻妻之、無冠帶之飾、闕庭之禮、

【講義】漢の使者曰はく、匈奴は父と子と同じテントの內に臥し、父死する時は、其の後母を妻とし、兄弟死する時は、盡く其の妻を取りて妻とす、禮服たる冠もなく、又朝廷に參集して君王に禮する制度もなき國なりと反問す、

中行說曰、匈奴之俗、人食畜肉、飲其汁、衣其皮、畜食草飲水、隨時轉移、故其急則人習騎射、寬則人樂無事、其約束輕易行也、君臣簡易、一國之政、猶一身也、父子兄弟死、取其妻妻之、惡種姓之失也、故匈奴雖亂必立宗種、

【講義】中行說漢使に對へて曰はく、匈奴人の習慣たるや、人々家畜の肉を食料とし、其の乳汁を飲み、其の皮を衣服とす、家畜は草を食ひ水を飲み、時に隨ひて其の居處を轉ず、故に國に一大事あれば、人々騎射を習ふ、平和の時は人々無事を樂しむ、其の上下の法制簡易にして實行するに難からず、君臣の間煩雜の禮なく、一國の政治は恰も一身の如く自由なり、又父子兄弟死する時は其の妻を取りて妻とするは、其

調べて賦課す、漢は單于に書牘卽ち手紙を遺るに一尺一寸の長さの物を用ひて其の文面には皇帝敬みて匈奴の大單于に問ふ、消息如何定めて無事ならむ、遺る品物は何々其の意は何々と書きたり、

中行說令單于遺漢書、以尺二寸牘、及印封皆令廣大長、倨傲其辭、曰、天地所生、日月所置、匈奴大單于、敬問漢皇帝無恙、所以遺物、言語亦云云、

【講義】中行說は單于をして漢に書を遺らしむるに一尺二寸の牘を用ひしめ、又其の印封は皆廣大に長きものを用ひしめ、其の文章を尊大傲慢に書き立てさせて曰はく、天地の生める所、日月の置ける所の匈奴の大單于敬みて漢の皇帝に問ふ、安否如何、其の贈る品物は何々、文章は何々と云はしむ、

漢使或言曰、匈奴俗賤老、中行說窮漢使曰、而漢俗屯戍從軍當發者、其老親豈有不自脫溫厚肥美以齎送飲食行戍乎、

【講義】漢の使者或は申して曰はく、匈奴人の習慣にて老人を賤しむといへり、中行說は漢の使者を問ひ詰めて困らせて曰はく、其許の本國にては戰地に出發して其の地に屯して守備する者が出發するに當り、其の老親は豈自から溫く着る衣服と美味なる食物とを差出して飲食を守備隊として出發する者に送らぬ者ありや、蓋皆送るなるべし、

漢使曰、然、中行說曰、匈奴明以戰攻爲事、其老弱不能鬪、故以其肥美飲食壯健者、蓋以自爲守衞、如此父子各得久相保、何以言匈奴輕老也、

【講義】漢の使者中行說に對へて曰はく、君の言の

親幸之、

【講義】解を要せず、

初匈奴好漢繒絮食物、中行說曰、匈奴人衆、不能當漢之一郡、然所以彊者、以衣食異、無仰於漢也、

【字解】初匈奴、「初」は「之より先」といふが如し、繒絮、繒は薄絹、絮は綿、

今單于變俗、好漢物、漢物不過什二、則匈奴盡歸於漢矣、其得漢繒絮、以馳草棘中、衣袴皆裂敝、以示不如旃裘之完善也、得漢食物、皆去之、以示不如湩酪之便美也、

【講義】今や單于は固有の匈奴の人の習慣を變へて、得難き漢の貨物を好む、漢の貨物は漢にて費す所の十中が二分を匈奴に費すに過ぎずして匈奴の人衆は心を動かして漢に服從せむ、故に匈奴が漢の產物の繒絮を得て衣服として、草深き中を馳せむには、衣も袴も必らず荊棘の爲に裂け敝るべし、これを以て漢の織物は毛織の物若しくは獸類の皮にて作れる裘の完全にして善きを示すべし、又漢の食物を得ば皆之を棄てよ、かくして牛乳乾酪の便利にして美味なるに及ばざるを示すべし、

於是、說敎單于左右、疏記、以計課其人衆畜物、漢遺單于書牘、以尺一寸、辭曰、皇帝敬問匈奴大單于無恙、所遺物及言語云云、

【講義】是に於いて中行說は單于の近侍の者に命じて仔細に分類記錄して以て匈奴の人口と產物とを取

【講義】使者の言に依れば、單于は自から將として他國を伐ちて功あり、甚軍事に就いて苦勞せりと聞く、甚氣の毒なれば、次下のごとき國產の美術品を遺れば之を受けよ、其の品目は、服にては繡の袷卽ち表は繡にして裏に綺を用ひて製したる綿を入れぬ衣、是は天子の自から服する所の物、繡袷の長き襦、錦の袷と錦の袍と各一、比余卽ち辮髮の飾一、黃金にて裝飾を施せる貝帶一、黃金の胥紕卽ち黃金作の鈎貝一、繡十四、錦三十四、赤き厚絹、綠の薄絹各四十四なり、之を中大夫の意と謁者令の肩とをして單于に遺らしむ、

【字解】繡袷綺衣、繡は五色の絲を以て萬物の形狀を刺せる物、今の刺繡を施せるものなり綺は紋を織り出したる絹今の綸子のごときもの、長襦、襦は短衣なり、錦袷袍、袍は長襦なり、比余一、辮髮の飾とする具、黃金にて作る、漢書は比疎に作る、黃金胥紕一、胥紕は犀毗に作るべし、革帶の鈎ともいふ、

後頃之、冒頓死、子稽粥立、號曰老上單于、老上稽粥單于初立、孝文皇帝復遣宗室女公主爲單于閼氏、使宦者燕人中行說傅公主、說不欲行、漢彊使之、說曰、必我行也、爲漢患者、

【講義】後に久しくありて冒頓單于死す、其の子稽粥嗣いで單于となる、號して老上單于といふ、老上稽粥單于初めて單于となるや、孝文帝復漢室の一族の女公主をして單于の閼氏卽ち后となさしむ、文帝は宦者燕人中行說といふ者をして公主に傅として匈奴に行かしむ、說は行かむことを悅ばず、漢は强ひて中行說を行かしむ、說が曰はく、必ず我が意を枉げて我が行かむ時には、その報復として漢の苦痛となる事出來すべしといふ、

【字解】中行說、中行は姓說は名、必我行也爲漢患者、蔡如楠曰く、卽管子曰、子耶言伐莒者、此倒裝句法と、

中行說既至、因降單于、單于甚

二主之約、離兄弟之親、漢以故不和、鄰國不附、今以小吏敗約故、罰右賢王、使西擊月氏、盡定之、願寢兵、休士卒、養馬、除前事、復故約、以安邊民、使少者得成其長、老者安其處、世世平樂、朕甚嘉之、此古聖主之意也、

【講義】悉く前段に解しあり、

漢與匈奴約爲兄弟、所以遺單于甚厚、倍約離兄弟之親者、常在匈奴、然右賢王事、已在赦前、單于勿深誅、單于若稱書意、明告諸吏、使無負約、有信、敬如單于書、

【講義】漢は匈奴と兄弟の親を結びたれば、從來單于に遺れるもの甚十分なり、然るに前約を敗りて兄弟の親好を離すことは常に匈奴のなす所なり、然れども右賢王のなせし事は今よりは赦の前の事なれば、單于宥恕して深く之を誅むること勿れ、單于若し我より遺る書面の文意を適當なりと思はゞ、明白に諸吏に告げて約に負くことなくして信あらしめよ、然らば朕は敬みて單于の書に述ぶる所のごとくにすべし、

使者言、單于自將、伐國有功、甚苦兵事、服繡袷綺衣、繡袷長襦、錦袷袍各一、比余一、黃金飾貝帶一、黃金胥紕一、繡十匹、錦三十匹、赤綈綠繒各四十匹、使中大夫意、謁者令肩、遺單于、

世平樂、未得皇帝之志也、故使郎中係雩淺、奉書請、獻橐他一匹、騎馬二匹、駕二駟、

【講義】、多數なる弓を引く民は幷せて一家たり、北方の州已に平定せり、願ふ事は、軍を出すことを寢め、士卒を休息せしめ、馬を十分に飼養し、以前の紛爭せしことを除き去て、故き約を復し、以て國境なる人民を安寧にし而して最初の時代のごとくせむ、而して又少年のものは成長を遂げしめ、老者は其の居處に安堵せしめて代々平和快樂ならしめむ、未だ皇帝の眞意を知ること能はざるを以て郎中係雩淺といふ者を使者として書を奉じて請ひ願はしむ、此の機會を以て駱駝一匹、騎用の馬二匹、馬車に駕する馬八匹を獻上す、

【字解】 橐他、橐駝に同じ、駱駝のこと、

皇帝卽不欲匈奴近塞、則且詔吏民遠舍、使者至、卽遣之以六月中、來至薪望之地、

【講義】 皇帝萬一に匈奴が國境に近づくを欲せずんば則ち吏民に詔して遠く國境を離れて居住せしめよ、我が使者の至らむ時に直に之を返し遣はし、六月中を以て來りて薪望の地(塞下の地名)に至るやうに爲せよと、

書至、漢議、擊與和親孰便、公卿皆曰、單于新破月氏、乘勝、不可擊、且得匈奴地、澤鹵、非可居也、和親甚便、漢許之、

【字解】 澤鹵、水澤と山鹽のある地となり、

孝文帝前六年、漢遺匈奴書曰、皇帝敬問、匈奴大單于無恙、使郎中係雩淺遺朕書曰、右賢王不請、聽後義盧侯難氏等計、絕

親、皇帝讓書再至、發使以書報、不來、漢使不至、漢以其故不和、隣國不附、

【講義】文帝が胡を擊つ兵を罷めたる明年に、單于は漢に書を遺りて曰はく、天帝が立てゝ天子となせる匈奴の大單于は、敬みて漢の皇帝に問ふ、起居如何、定めて無事の事と信ず、先頃皇帝は我が國と和睦すべき事を言へり、遺る所の書面の意と相副へて與に和睦の親を結べり、然るに漢の國境を守る官吏は我が右賢王を侵し侮りたれば、右賢王は我に請はずして、後義盧侯難氏等が計を聽いて漢の吏と相拒ぎ、我と漢帝との約を破り兄弟の親密關係を離るゝに至る、漢の皇帝の詰問書再度我に至る、我は使者を使はし書を以て報ずるに漢に拘留せられて歸り來らず、漢帝の答使も至らず、漢は其の爲に我に和睦せず、又鄰國も歸服せず、大に舊交を破れり、

今以小吏敗約故、罰右賢王、使之西求月氏擊之、以天之福、吏卒良、馬彊力、以夷滅月氏、盡斬殺、降下之、定樓蘭、烏孫、呼揭、及其傍二十六國、皆以爲匈奴、

【講義】今小官吏が從前兩主が締結したる約を敗りたるを以て故に右賢王を罰して更に西の方月氏を求めて之を擊たしむ、然るに天佑に因り吏卒の優良なると馬の強く力あるとに依りて月氏を全滅し、盡く斬り殺して之を降參せしめ、且樓蘭、烏孫、呼揭及び其の傍の二十六國を定めて匈奴の國に附屬するに至れり、

諸引弓之民、幷爲一家、北州已定、願寢兵、休士卒、養馬、除前事、復故約、以安邊民、以應始古、使少者得成其長、老者安其處、世

崩、孝惠呂太后時、漢初定、故匈奴以驕、冒頓乃爲書、遺高后、妄言、高后欲擊之、諸將曰、以高帝賢武、然尚困於平城、於是高后乃止、復與匈奴和親、

【講義】後に燕王盧綰漢に反き、其の黨與數千人を率ゐて匈奴に降り、漢地に出入して上谷以東のものを苦しむ、高祖崩ぜられ、孝惠帝及呂太后の時に、漢の動搖初めて定まれる際なるを以て匈奴甚だ驕慢なり、冒頓是に於て書を呂太后に遺りて暴言辭を弄す、高后之を擊たむとす（其の辭は漢書に詳なり）、諸將曰はく、高帝の賢明神武を以てしても然も尚平城にて憂目に遇ひ給へり、況や今に於てをやといふ、是を以て高后乃ち止み、復匈奴と和睦す、

至孝文帝初立、復修和親之事、其三年五月、匈奴右賢王入居河南地、侵盜上郡葆塞蠻夷、殺略人民、於是孝文帝詔丞相灌嬰、發車騎八萬五千、詣高奴、擊右賢王、右賢王走出塞、文帝幸太原、是時濟北王反、文帝歸罷丞相擊胡之兵、

【講義】解を要せず、

其明年、單于遺漢書曰、天所立匈奴大單于敬問皇帝無恙、前時、皇帝言和親事、稱書意合歡、漢邊吏侵侮右賢王、右賢王不請、聽後義盧侯難氏等計、與漢吏相拒、絕二主之約、離兄弟之

る一部より直に出で竟に城外にある漢の大軍と合しぬ、而して冒頓は遂に兵を引いて去る、漢の軍も亦隊をまとめて平城より去る、別に劉敬といふ人をして匈奴に之きて和親の約束を取極めしめたり、

是後韓王信、爲匈奴將、及趙利王黄等數倍約、侵盜代雲中、居無幾何、陳豨反、又與韓信合謀擊代、漢使樊噲往擊之、復拔代雁門雲中郡縣、不出塞、

【講義】是の後に韓王信は匈奴の將となりしが、又趙利王黄等は度々約束に反して代雲中の地を侵掠す、かくて幾何もなくして、陳豨叛す、又韓信と謀を合せて代を擊つ、漢は樊噲をして往いて之を擊たしむ、復代雁門雲中の郡縣を攻め取りぬ、而して邊塞を出でず、

是時匈奴以漢將衆往降、故冒頓常往來侵盜代地、於是漢患之、

【講義】是の時匈奴は漢の將軍等の多數往いて匈奴に降參するを以て、冒頓は常に往來して代の地を侵略す、是に於て漢は之を苦痛とせり、

高帝乃使劉敬奉宗室女公主爲單于閼氏、歲奉匈奴絮繒酒米食物、各有數、約爲昆弟、以和親、冒頓乃少止、

【講義】高帝は乃ち劉敬をして漢帝の親族の女にして公主(姫宮)と名づくるを奉じて單于の后となさしめ、又毎年漢より匈奴に對して綿絹酒米種々の食物を差出すこと各、定額あり、又約して兄弟の好を結び以て和睦せしむ、故を以て冒頓の侵略少しく止みぬ、

後燕王盧綰反、率其黨數千人降匈奴、往來苦上谷以東、高祖

匈奴騎、其西方盡白馬、東方盡青駹馬、北方盡烏驪馬、南方盡騂馬、

【字解】 青駹馬、黒馬白面なり、烏驪馬、黒馬なり、騂馬、赤黄馬なり、蓋五行（西は白、東は青、北は黒、南は赤）の色に則るなり、

高帝乃使使間厚遺閼氏、閼氏乃謂冒頓曰、兩主不相困、今得漢地、而單于終非能居之也、且漢王亦有神、單于察之、

【講義】 高帝は乃ち使者をして内々に隙間を窺ひて丁寧に單于の后閼氏に莫大なる贈物を遺らしめて圍を解くやうに言はしむ、閼氏乃ち冒頓に謂ひて曰はく匈奴と漢と兩國の君互に苦むることあるべからず、今たとひ漢地を領有したりとて單于がいつまでも能く之に居ることを得るものにあらざるなり、且漢王も亦天佑を得て國王となれる人なり、單于決して侮るべからず、能く此の理を察せよ、

冒頓與韓王信之將王黄趙利期、而黄利兵又不來、疑其與漢有謀、亦取閼氏之言、乃解圍之一角、

【講義】 冒頓は韓王信が將王黄趙利と某處に會せんことを約せしに黄利が兵は約に背きて來り會せず、是に於て漢と内約あるかと疑ひ亦閼氏の忠告を採用して圍める一角を解きぬ、

於是、高帝令士皆持滿傅矢外鄉、從解角、直出、竟與大軍合、而冒頓遂引兵而去、漢亦引兵而罷、使劉敬結和親之約、

【講義】 是に於て高帝は軍士に令して弓を十分に引絞り矢を番へながら敵の方に向はしめて、圍を解け

代、都馬邑、匈奴大攻圍馬邑、韓王信降匈奴、匈奴得信、因引兵、南踰句注、攻太原、至晉陽下、

【講義】冒頓が全盛の時、漢は初めて支那全土を統一し、韓王信を代の地に徙したれば、信は馬邑に城きて之に居る、匈奴は大軍を以て攻めて馬邑を圍む、韓王信匈奴に降る、匈奴は信を得て因りて兵を引いて南の方句注を踰えて太原を攻めて、晉陽の下に至る、

高帝自將兵、往擊之、會冬大寒雨雪、卒之墮指者十二三、於是冒頓佯敗走、誘漢兵、漢兵逐擊冒頓、冒頓匿其精兵、見其羸弱、於是、漢悉兵、多步兵三十二萬、北逐之、

【講義】漢の高帝は自から軍を將ゐて往いて冒頓を擊つ、冬の大に寒くして雪降るに會ひしかば、卒の凍傷に罹りて指を墮す者十中の二三に及べり、是の時冒頓は佯りて敗れたるまねし北げ走り漢の兵を誘きて擊たむとす、漢の兵はかくとも知らず眞に敗走せるものと思ひ逐ひて冒頓を擊つ、冒頓は其の精銳の兵を匿して羸弱の體を示す、是に於て漢の兵は增々乘り氣になつて全軍を以て進み、步兵三十二萬を增して北方に向つて逐ひ擊つ、

高帝先至平城、步兵未盡到、冒頓縱精兵四十萬騎、圍高帝於白登七日、漢兵中外不得相救餉、

【講義】高帝は自から進みて第一に平城に至る、平城は雁門に在り、步兵は未だ盡く到著せず、冒頓機會はよしと前に匿し置きたる究竟の兵四十萬騎を繰出して高帝を白登山に圍む七日、漢の兵は互に助けあひ兵糧を取るを得ず、

を拜し、夕には月を拜す、其の坐する席次の尊卑は左方を上座として北方に向ふ、日は戊己の日を吉日として尊び其の葬禮には、棺槨を用ひ金銀を加へ衣裘を添へて葬る、而も墓に盛り上ぐる土や樹木なく又喪服なし、近幸せられたる臣妾は殉死する者多きは數十人或は百人にも上る（數千は漢書に數十に作る）、

擧事而候星月、月盛壯則攻戰、月虧則退兵、其攻戰、斬首虜、賜一卮酒、而所得鹵獲、因以予之、得人以爲奴婢、故其戰、人人自爲趨利、善爲誘兵以冒敵、故其見敵則逐利如鳥之集、其困敗則瓦解雲散矣、戰而扶輿死者、盡得死者家財、

【講義】何事にまれ事をなさむとするには星と月を以て吉凶を候ふを例とす、月輪の滿つる時は攻戰し、月輪の虧くる時は兵を退けて戰はず、其の戰爭して首を取りたる時は大盃の酒を賜ひ、其の分捕したる物は其の人に與ふ、若し人を捕ふる時は之を其の人の奴隷とす、故に其の戰爭の時に當つては人人自から利を得むとて善く僞兵を以て敵を引寄せて打取る事をなす、故に敵を見て進むことは鳥が一點に集まるがごとくなれど、其の敗軍となれば宛かも瓦のバラ〱と解け離れ雲の如く散じ總くづれに崩れて收集すべからず、戰爭中死者を擔架に載せて介抱したる者は盡く其の傷者の家財を獲得する法なり、

後北服渾庾、屈射、丁靈、鬲昆、薪犂之國、於是匈奴貴人大臣皆服、以冒頓單于爲賢、

【講義】冒頓は後に北の方渾庾、屈射、丁靈、高昆、薪犂等の五國を征服す、是に於て匈奴の貴族大臣皆冒頓に歸服し、冒頓單于を以て賢人として尊べり、

是時、漢初定中國、徙韓王信於

歲正月諸長小會單于庭祠、五月大會蘢城、祭其先天地鬼神、秋馬肥、大會蹛林、課校人畜計、其法、拔刃尺者死、坐盜者、沒入其家、有罪小者軋、大者死、獄久者、不過十日、一國之囚、不過數人、

【講義】毎年の正月には諸の酋長單于の都に小集會を催ふして祭禮を行ふ、五月には大に蘢城に會して其の祖先と天神地祇とを祭る、秋の馬の肥えたる時には、大に蹛林の地に會して人民の數と畜産の數とを比較し取調ぶることあり、その法律は、刄を室より拔く事一尺に及ぶ者は死罪、盜の連坐は其の家産を官に沒收す、罪の小なる者は其の面に入墨す、大なる者は死刑にす、獄舍にある久しきも十日以上に至らしめず、一國中の囚徒は僅に數人に過ぎず、

【字解】會單于庭祠、祠は春の祭の名、因て汎く祭祀の義に用ふ、會蘢城、蘢城は漢書龍城に作る、西方の胡は皆龍神に事ふる故に大會處を名づけて蘢城といふ、會蹛林、蹛は遶る意、林木を遶りて祭るより名づく、鮮卑の俗秋の祭に林木なき者は尙柳枝を立てゝ衆騎三度馳せ遶りて止む事あるは其の遺法なりといふ、字又襜襤に作る、蹛林の音相近し、何焯曰く案遼史國語解云蹛林卽松林故地、然則胡語名林木爲蹛也、新唐書太宗以鐵勒部思結爲蹛林州隷燕然都護府と云へり、有罪小者軋、軋に數說あり、面を撾つとも踝を壓すともいへり、

而單于朝出營、拜日之始生、夕拜月、其坐長左而北鄕、日上戊己、其送死有棺槨金銀衣裘、而無封樹喪服、近幸臣妾從死者、多至數[千]百人、

【講義】さて又單于は毎朝早旦に太陽の初めて上る

氏、蘭氏、其後有須卜氏、此三姓、其貴種也、

【講義】 左右賢王以下より當戸に至るまで、大なる者は萬騎、小なる者は數千凡べて二十四の長あり、名目上は定めて萬騎と呼び做せり、諸大臣皆世襲職なり、中にも呼衍氏蘭氏あり、須卜氏あり、以上三種姓の人は匈奴の貴族たり、

諸左方王將、居東方、直上谷以往者、東接穢貉朝鮮、右方王將、居西方、直上郡以西、接月氏氐羌、而單于之庭、直代雲中、各有分地、逐水草移徙、

【講義】 多數の左方の王將は東方に居りて南方上谷より南に出づれば、東の方は穢貉朝鮮に接す、右方の王將は、西方に居て上郡より以西に出でては、月氏氐羌に接す、而して單于の都する處は代雲中の地に直當す、匈奴は城郭なければ所々に領地を有すれども都合に依りては生活に適當なる地を求めて移轉するを常とせり、

【字解】 單于之庭、匈奴の都する處を庭といふ、

而左右賢王、左右谷蠡王、最爲大國、左右骨都侯、輔政、諸二十四長亦各自置千百長什長、裨小王、相、封都尉、當戸、且渠之屬、

【講義】 而して左右の賢王及左右谷蠡王は最上第一の大國たり、左右骨都侯は王の政治の輔佐をなす、二十四長は、亦各自に千長百長十長裨小なる王及相、封都尉、當戸、且渠等の屬を置きて治めしむ、

【字解】 千長百長、里に魁あり、又什伍あり、里魁は一里百家を掌り、什は十家を主どり、伍長は五家相檢察すと後漢書郡國志に出でたり、且渠之屬、且渠は姓、本は官名なり、下條に官名として出でたるを參看すべし、

之士三十餘萬、自淳維以至頭曼、千有餘歲、時大時小、別散分離尙矣、其世傳不可得而次云、

【講義】冒頓が勢力を張れる際は、漢が兵を起して項羽と相抵抗せる時なり、中國は戰爭にて疲弊せり、故を以て冒頓は自然に強盛なるを得て、究竟の射手三十餘萬人あり、匈奴は先祖淳維より頭曼に至るまで年を經ること千有餘年、時に國を廣げ時に國を割かれて散亂することもありて許多の年代を歷たり、其の代と繼承の順次も悉しく述ぶるを得ずといへり、

然至冒頓、而匈奴最彊大、盡服從北夷、而南與中國爲敵國、其世傳國官號、乃可得而記云、

【講義】併しながら冒頓の時に至りて匈奴は最も強盛にして國も大きくなれり、而も又盡く北夷を征服して南方は支那本土の諸國と敵對して屈せず、此より以後は其の匈奴の王の代々繼承の順序乃至全國の官名等は此に記述するを得べし、

置左右賢王、左右谷蠡王、左右大將、左右大都尉、左右大當戶、左右骨都侯、匈奴謂賢曰屠耆、故常以太子爲左屠耆王、

【講義】匈奴の官位と云へば先づ左右賢王、左右谷蠡王、左右大將、左右大都尉、左右大當戶、左右骨都侯を置く、骨都は異姓の大臣なり、匈奴は賢を謂つて屠耆と曰ふ、故に常に太子を以て左屠耆王といふ、

【字解】左右賢王、匈奴貴族の封號、左右は正副のごとし、左谷蠡王、匈奴藩王の封號、大當戶、大當戶は官名、下に當戶あり、左右骨都侯、骨都は匈奴の官名、

自如左右賢以下至當戶、大者萬騎、小者數千、凡二十四長、立號曰萬騎、諸大臣皆世官、呼衍

【講義】　東胡は更に使者を以て冒頓に謂はしめて曰はく匈奴が我れと界となせる甌脫の外に棄地あり、此處には匈奴の能く來るべき所にあらずと思ふ、故に吾は今之を領地とせむとすといふ、冒頓其の可否を群臣に問ふ、群臣中或は曰はく、此れは棄地なれば之を東胡に與ふともよし、又與へずともよし、何れにしても大利害あらずなどいふものあり、是を聞きたる冒頓は大に怒りて曰はく、土地は國家の基本たるものなり、いかんぞ容易に人に與ふべきものならむや、決して人に與へず、今日群臣中にて之を東胡に與へむと言ふ者は皆斬らん、

冒頓上馬、令國中、有後者斬、遂東襲擊東胡、東胡初輕冒頓、不爲備、及冒頓以兵至、擊大破、滅東胡王、而虜其民人及畜產、

【講義】　冒頓は馬に上り國中に命令して曰はく、今日出陣に後れたらむ者は斬るべしとて、直に出發し、遂に東方に襲ひて東胡を擊つ、東胡最初より冒頓を輕蔑して軍備をなさざりしかば、今や冒頓が襲擊するに當りて、擊ちて大に破りて東胡王を滅して其の民人及び家畜財產等を略取して歸りぬ、

既歸、西擊走月氏、南幷樓煩、白羊、河南王、侵燕代、悉復收秦所使蒙恬所奪匈奴地者、與漢關故河南塞、至朝那膚施、遂侵燕代、

【講義】　冒頓は東胡を擊つてより、西の方擊つて月氏を逐ひ拂ひ、又南の方に進みて樓煩白羊河南王を併せて燕代を侵略す、かくて悉く復秦の始皇が將軍蒙恬をして奪はしめたる匈奴の土地を取返し、漢と故の河南の城塞の門を國境の關門として國界を定め朝那膚施まで地を廣げ遂に燕代まで侵入せり、

是時、漢兵與項羽相距、中國罷於兵革、以故冒頓得自彊、控弦

而愛一馬乎、遂與之千里馬、

【字解】　欲得頭曼時有千里馬、前代頭曼が時に千里の名馬有りけるを我れに贈られたしといはせたるなり、

居頃之、東胡以爲、冒頓畏之、乃使使謂冒頓、欲得單于一閼氏、冒頓復問左右、左右皆怒曰、東胡無道、乃求閼氏、請擊之、冒頓曰、奈何與人鄰國、愛一女子乎、遂取所愛閼氏予東胡、

【字解】　單于一閼氏、單于の愛する妻の一人なる閼氏なり、沈欽韓曰く匈奴の妻妾並に閼氏と稱す、大抵胡俗は烏孫に左夫人右夫人あり、元の世亦第一皇后第二皇后第三皇后あり（中略）匈奴の正妻は大閼氏と稱すと、

東胡王愈益驕西侵、與匈奴間、中有棄地、莫居千餘里、各居其邊爲甌脫、

【講義】　東胡王は愈〻益〻傲慢になりて西に向つて土地を攻め取るに及べり、匈奴と東胡との中間に不用の地あり、人家なき事千餘里に及べり、各〻其の國境には斥候の見張所を作りて守れり、

【字解】　甌脫、境上の斥候の居る所の室の名、後に遂に邊境の棄地を甌脫といふに至れり、

東胡使使謂冒頓曰、匈奴所與我界甌脫外棄地、匈奴非能至也、吾欲有之、冒頓問群臣、群臣或曰、此棄地、予之亦可、勿與亦可、於是、冒頓大怒曰、地國之本也、奈何予之、諸言予之者、皆斬之、

と、

已而冒頓以鳴鏑自射其善馬、左右或不敢射者、冒頓立斬不射善馬者、

【講義】此のごとく定めて後、冒頓は鏑矢を以て自身に我が愛する駿馬を射るに、近侍の士の中には强ひて射ざる者もあり、是冒頓を憚りて遠慮したるなり、然れども冒頓は以前の命令のごとくにせぬ者は其の約に反するを以て其の場所に於て直に其の射ざる者を斬りて後の者を懲らせり、

居頃之、復以鳴鏑自射其愛妻、左右或頗恐不敢射、冒頓又復斬之、

【講義】解を要せず、

居頃之、冒頓出獵、以鳴鏑射單于善馬、左右皆射之、

【講義】解を要せず、

於是冒頓知其左右皆可用、從其父單于頭曼獵、以鳴鏑射頭曼、其左右亦皆隨鳴鏑而射殺單于頭曼、遂盡誅其後母與弟及大臣不聽從者、冒頓自立爲單于、

【字解】後母、前に冒頓を廢せむとせし繼母なり、

冒頓既立、是時、東胡彊盛、聞冒頓殺父自立、乃使使謂冒頓、欲得頭曼時有千里馬、冒頓問群臣、群臣皆曰、千里馬匈奴寶馬也、勿與、冒頓曰、奈何與人鄰國

たり、復稍、河南を渡りて中國と故の要塞を以て國界とす、

單于有太子、名冒頓、後有所愛閼氏、生少子、而單于欲廢冒頓而立少子、乃使冒頓質於月氏、冒頓既質於月氏、而頭冒急擊月氏、月氏欲殺冒頓、冒頓盜其善馬、騎之亡歸、頭曼以爲壯、令將萬騎、

【講義】單于に太子あり、其の名を冒頓といふ、單于には後に愛幸せる夫人閼氏あり、少子を生めり、而して單于は冒頓を廢嫡して季の男子を以て太子とせむとす、乃ち冒頓を以て月氏に人質として往かしむ、冒頓は最早月氏に人質たり、然るに頭曼は急に月氏を攻擊す、月氏は人質たる冒頭を殺さむと欲す、冒頓は月氏の王の愛馬の駿足なるを盜みて之に騎して亡げて匈奴に歸る、頭曼は之を壯なりとして萬騎を帥ゐて將たらしむ、

【字解】名冒頓冒頓と讀む、單于の名、閼氏、讀方燕支のごとし、匈奴王后の稱、舊音曷氏、

冒頭乃作爲鳴鏑、習勒其騎射、令曰、鳴鏑所射、而不悉射者斬之、行獵鳥獸、有不射鳴鏑所射者、輒斬之、

【講義】冒頓は乃ち鏑矢を作りて其を馬上にて射る事を調練す、命令して曰はく、我が此の鏑矢の射たるものを射ざる者あらば之を斬らむと命令す、さて他出して鳥獸を射るに若し冒頭が射たる鏑矢の當れるものを射ざる者は其の度ごとに之を斬りて命令を厲行せり、

【字解】作爲鳴鏑、鳴鏑は木にて圓く長く脹らして作り、中を空にして、三つの孔を穿ち、雁股を添へて用ふる箭、射る時は空氣を通じて鳴り響くもの、習勒其騎射、習勒は習はし理むるなり、勒は取締るこ

可繕者治之、起臨洮、至遼東萬餘里、又度河、據陽山北假中、

【講義】後に秦は六國を滅す、而して始皇帝は蒙恬をして十萬の大軍勢を將ゐて北の方胡を擊たしむ、悉く河南の地を攻め取りて秦の領となし、河を楯に取りて要塞となし、四十四縣の城を築きて黄河に臨み、邊要の地を戍れる兵士を徙して其の城に入れて番兵とす、而して直道卽ち國道を造り九原より雲陽に至る、因りて國界とするに山の險岨を利用し、天然の谿谷を以て外濠とし補足すべきは人工を以て之を繕ふ、臨洮より起りて遼東に至るまで萬里餘に達す、又河を度りて陽山北假の中に據る、

【字解】塹谿谷、塹は城を遶る水卽ち濠なり、谿は俗に溪に作る、水ある谷なり、谷は兩山の間の凹みたる處、因りて又水なき谷とも解せり、陽山北假中、北假は地名、蒙古烏喇特の西北にあり、卽ち九原城の西、漢の世北方の田官の主、田を以て貧民に假與するより名となる、

當是之時、東胡彊、而月氏盛、匈奴單于曰頭曼、頭曼不勝秦、北徙、十餘年而蒙恬死、諸侯畔秦、中國擾亂、諸秦所徙適戍邊者皆復去、

【講義】是の時に當りて東胡强くして月氏の勢盛なり、匈奴の單于を頭曼といふ、頭曼は秦に勝つ能はずして北に徙りしが十餘年にして蒙恬死す、諸侯秦に畔いて中國騷動す、今迄多數に秦が罪ある者を外國の國界に番兵として出し置きたる者は皆續々番を止めて本土に歸りぬ、

【字解】匈奴單于、單于は廣大の義、其の君長の美稱、匈奴は北狄の一族、

於是、匈奴得寬、復稍度河南、與中國界於故塞、

【講義】蒙恬が死せしより、匈奴は稍、氣樂なるを得

腦格里湖の東北)に至るまで要塞を爲る、而して雲中雁門代郡を置きぬ、

其後、燕有賢將秦開、爲質於胡、胡甚信之、歸而襲破走東胡、東胡卻千餘里、與荊軻刺秦王秦舞陽者、開之孫也、燕亦築長城、自造陽至襄平、置上谷漁陽右北平遼西遼東郡、以拒胡、

【講義】武靈王が雲中雁門代郡を置きてより、燕に賢將秦開といふ者あり、胡國に人質として往きてありしが、胡は甚だ此人を信用せしかば、燕に歸りてより、不意に攻擊を加へて東胡を破りて逐ひ除けぬ、東胡は退却すること千餘里、彼の有名なる荊軻と秦王を刺さんとしたる秦舞陽といふ人は、此の開といふ賢將の孫なり、燕も亦長城を築いて造陽より襄平に至るまで上谷漁陽右北平遼西遼東郡を置いて胡の侵入を拒ぎぬ、

當是之時、冠帶戰國七、而三國邊於匈奴、其後趙將李牧時、匈奴不敢入趙邊、

【講義】是の時に當りて文物開進の戰國七ツあり、而して燕趙秦の三國は匈奴と國界を接せり、其の後趙の將李牧が時に、匈奴はその名將軍なることを畏れて敢へて趙の國界に入らず、

【字解】冠帶戰國七、冠帶とは衣冠束帶を着けることにして禮文開明なる國と云ふ意、乃ち七とは謂はゆる七雄を云ふ、

後秦滅六國、而始皇帝使蒙恬將十萬之衆、北擊胡、悉收河南地、因河爲塞、築四十四縣城臨河、徙適戍以充之、而通直道、自九原至雲陽、因邊山險、塹谿谷、

魏有河西上郡、以與戎界邊、其後義渠之戎、築城郭以自守、而秦稍蠶食、至於惠王、遂拔義渠二十五城、

【講義】趙の趙襄子が胡貉に臨みしより、趙は韓魏と共に謀りて智伯を滅して晉の地を分ちて之を領有す、則趙は代と句注との地を領有し、魏は河西上郡を領有して以て戎と國境を接す、其の後義渠の戎は城郭を築造して自から籠城す、而して秦は稍々他國を少しづつ攻め取りしが、惠王の時に至りて遂に義渠の二十五城を拔けり、

惠王擊魏、魏盡入西河及上郡于秦、秦昭王時、義渠戎王與宣太后亂、有二子、宣太后詐而殺義渠戎王於甘泉、遂起兵伐殘義渠、於是秦有隴西北地上郡、築長城以拒胡、

【講義】秦の惠王は魏を擊ちたるに、魏は盡く西河及上郡を秦に差出しぬ、秦の昭王の時に、義渠の戎王は昭王の母なる宣太后と密通して二子を生めり、宣太后は詐僞を以て義渠の戎王を甘泉に殺す、遂に兵を起して伐ちて義渠を殘害す、是に於て秦は隴西北地上郡を領有し、長城を築きて以て外夷の侵入を拒ぐ、

而趙武靈王亦變俗胡服習騎射、北破林胡樓煩、築長城、自代竝陰山下至高闕爲塞、而置雲中雁門代郡、

【講義】さて又趙の武靈王は從來の習慣を改めて戎狄の服を着て、馬に乘りて弓射ることを習ひて、北の方林胡樓煩を破り、長城を築いて胡を拒ぎ、代より陰山に竝行して下は高闕（蒙古鄂爾多斯の右翼、黄河外

攘戎翟、居于河西圁洛之間、號曰赤翟白翟、

【講義】 襄王が周都に還りし時に當りて秦晉兩國は勢力竝ぶ者なき有樣なりき、晉の文公は戎翟の中國に入りて居る者を逐ひ攘ひしかば、戎翟は河西圁洛の間に居りて號して赤翟白翟と曰ふ、

【字解】 圁洛之間、圁は音ギン、水の名、陝西靖邊縣に源を發す、赤翟白翟、狄の別種、

秦穆公得由余、西戎八國服於秦、故自隴以西、有緜諸緄戎翟獂之戎、

【講義】 秦の穆公が由余といふ者を得て其の謀を用ひてより西戎の八國は秦に歸服す、故に隴より以西に緜諸(今の山西沁縣西北)緄戎翟獂の戎あり、

岐梁山涇漆之北、有義渠大荔烏氏朐衍之戎、而晉北有林胡樓煩之戎、燕北有東胡山戎、各分散居谿谷、自有君長、往往而聚者百有餘戎、然莫能相一、

【講義】 岐梁山涇漆の北に義渠、大荔、烏氏、朐衍の戎あり、而して晉の北に林胡、樓煩の戎あり、燕の北方に東胡の山戎即ち烏丸鮮卑の戎あり、各分散して山間飲料水の多きに居り、自から君長あり、往々聚まりて居る者百餘の戎あり、然れども能く相一致すること莫し、故に中國の患とならず、

自是之後、百有餘年、晉悼公使魏絳和戎翟、戎翟朝晉、後百有餘年、趙襄子踰句注而破幷代、以臨胡貉、

【講義】 解を要せず、

其後既與韓魏共滅智伯、分晉地而有之、則趙有代句注之北、

【字解】惠后、惠王の后姬たるを以て惠后と稱す惠王は襄王の父なり、

於是、戎狄或居于陸渾、東至於衞、侵盜暴虐中國、中國疾之、故詩人歌之曰、戎狄是〔應〕、薄伐獫狁、至於太原、出輿彭彭、城彼朔方、

【講義】戎狄始めて中國に入るに及びて陸渾（今の河南嵩縣の東北）の地に居り、東の方衞に至りて侵掠して中國を暴虐す、中國の人之を苦痛とす、故に詩を作る人は此の意を述べて曰はく、戎狄は是擊つ、此に獫狁の戎を伐ちて太原まで逐ひ出す、輿を出す音はごろごろとつゞいて盛なり、彼の朔方卽ち北方に城を築いて守るを歌へり、

【字解】戎狄是應、應は魯頌閟宮の篇に膺に作る古義相通ず、膺は擊つなり、薄伐獫狁、薄は發語の辭、獫狁は北狄の名、秦漢の匈奴なり、夏に獯鬻又葷粥、周に玁狁といふ、獫狁は一名、此の詩小雅六月の篇に出づ、出輿彭彭、彭彭は四馬の强盛なる貌、此の詩は小雅出車の篇に出づ、出車に作る、

周襄王既居外四年、乃使使告急于晉、晉文公初立、欲修霸業、乃興師伐逐戎翟、誅子帶、迎內周襄王、居于雒邑、

【講義】周の襄王は既に外國に居ること四年に及びぬ、乃ち使者をして困難の由を晉國に告げしむ、晉の文公初めて立ちて君となりたる時にして其の本意は天下一統の業をなさむと思へる時なりしかば、是を聞くと直に軍を興して戎翟を逐ひ拂ひ、戎狄の立てたる子帶を誅殺し、さて周の襄王を迎へ取りて、舊の雒陽に居らしめぬ、

【字解】逐戎翟翟は狄と通用す、迎內、內は納と同じ、

當是之時、秦晉爲彊國、晉文公

山戎越燕而伐齊、齊釐公與戰于齊郊、其後四十四年而山戎伐燕、燕告急于齊、齊桓公北伐山戎、山戎走、其後二十有餘年、而戎狄至洛邑、伐周襄王、襄王奔于鄭之氾邑、

【講義】是の時に當りて秦の襄公は戎を伐ちて岐の地に至る、始めて列して諸侯となる、是の後六十五年餘にして、山戎は燕を越えて齊を伐つ、齊の釐公は之と齊の城外の地にて戰ひぬ、其の後四十四年にして、山戎は燕を伐つ、燕は困難の由を齊に告げ來りぬ、齊の桓公北の方山戎を伐つ、山戎は走り去る、其の後二十餘年にして戎狄は洛邑に至りて周の襄王を伐つ、襄王は鄭の氾邑に出奔す、

【字解】山戎、亦北戎と曰ふ、今の直隸遷南縣地方に居りしもの、氾邑、漢書の注に如淳曰はく、氾音祀、師古曰く、此の水舊讀音凡、今彼の鄉の人は音祀と呼ぶ、水經以後皆汜に作る、

初周襄王欲伐鄭、故娶戎狄女爲后、與戎狄兵共伐鄭、已而黜狄后、狄后怨、而襄王後母曰惠后、有子子帶、欲立之、於是、惠后與狄后子帶爲內應、開戎狄、戎狄以故得入、破逐周襄王、而立子帶爲天子、

【講義】初め周の襄王は鄭を伐たむと欲す、故に戎狄の女を娶りて后となす、戎狄と共に鄭を伐つ、已にして狄后を黜けぬ、狄の后怨む、而して襄王の後の母即ち繼母を惠后と曰ふ、其の后に子の子帶といふものあり、之を王とせむとす、是に於て惠后は狄の后と子帶と內通をなして戎狄を導く、戎狄其の便利を得て周に入るを得たり、かくて周の襄王を破り逐ひて素意のごとく子帶を立てて天子となす、

王伐犬戎、得四白狼四白鹿以歸、自是之後、荒服不至、於是周遂作甫刑之辟、

【講義】 荒服の制立ちてより二百餘年にして周の政道衰ふ、而して穆王は犬戎を伐ちて四匹の白狼と四匹の白鹿とを得て歸る、是の時より以後荒服の地は入貢せず是に於て周は遂に呂侯に命じて金を以て罪を購ふ法の甫刑を作れり、

【字解】 作甫刑之辟書經に收めたる呂刑篇或は甫刑と稱す、呂侯は後に甫侯となりしによる、要するに呂侯は天子の司寇、(司法大臣)なり、穆王巡遊度なく財匱しく民勞す、其の晚年呂侯に命じ此の贖刑を爲りて民財を斂めたるなり、辟は刑法なり、

穆王之後二百有餘年、周幽王用寵姫褒姒之故、與申侯有郤、申侯怒而與犬戎共攻殺周幽王于驪山之下、遂取周之焦穫、而居于涇渭之間、侵暴中國、秦襄公救周、於是周平王去酆鄗而東徙雒邑、

【講義】 穆王より後二百有餘年にして周の幽王は寵愛の美人褒姒の言ふ所に從ひて我儘したる爲に申侯と仲らひ善からず、申侯は怒りて犬戎と與に攻めて周の幽王を驪山の麓に殺す、遂に周の焦穫の地を取る、而して涇渭の間に居りて中國を侵掠して亂暴をなす、秦の襄公は周を救ふ、是に於て周の平王酆鄗の舊都を去りて東方雒陽に徙る、

【字解】 焦穫、湖澤の名、爾雅十藪の一、亦瓠口と名づく、亦瓠中といふ、今の陝西涇陽縣の西北にありしと云ふ、酆鄗、酆は周文王の都する所、亦豐に作る、

當是之時、秦襄公伐戎至岐、始列爲諸侯、是後六十有五年而

と字とはなし、

【字解】 有名不諱、支那の禮は死者に對してその生前の名を避けて稱せざることを以て尊敬を表する者と爲せり、之を諱と云ふ左傳に周人以諱事神とあり、此の事周代より起れり、而無姓字、姓は祖先の自りて出づる所を別ち示さんが爲に付ける家名なり、字は名の外に別名を付けて呼ぶ稱號なり、支那の禮人を呼ぶに直に名を斥すを以て非禮となし、字を呼ぶを以て敬稱となせり、今匈奴は其等の禮義なしとの意なり、

夏道衰、而公劉失其稷官、變于西戎、邑于豳、其後三百有餘歲、戎狄攻大王亶父、亶父亡走岐下、而豳人悉從亶父而邑焉、作周、

【講義】 夏の政道衰へて后稷の曾孫公劉は其の祖先傳來の官を失ふ、西戎を變じて豳に移り住して其の地を有つ、其の後三百有餘歲ありて、戎狄は大王亶父を攻む、亶父は出奔して岐山の麓に徙りて居るに、豳人は悉く亶父に從ひて其の地に移住す、而して周の國を建設す、

其後百有餘歲、周西伯昌、伐畎夷氏、後十有餘年、武王伐紂而營雒邑、復居于豐鄗、放逐戎夷涇洛之北、以時入貢、命曰荒服、

【講義】 其の後百有餘年にして周の西伯昌（文王）は北狄なる畎夷氏を伐つ、後十有餘年にして武王は殷紂王を伐ちて雒邑に營造し、復豐鄗に居す、さて戎夷を涇洛の北に放逐して中國に置かず、歲時に入貢せしむ、之を命けて荒服といふ、

【字解】 荒服、王畿の外五百里毎に一區となし、侯甸綏要荒の五等あり、之を服といふは皆天子に服事するを以てなり、既に周本記に見えたり、

其後二百有餘年、周道衰、而穆

取りて食用となす、士たるものは其の力能く强弓を引き盡く甲冑を帶して騎士となる、是其の地の常習なり、

其俗寬則隨畜、因射獵禽獸、爲生業、急則人習戰攻以侵伐、其天性也、

【講義】匈奴の人の習慣たるや、平和なる時は馬牛羊等の家畜を牧し、又其より鳥獸を射取りて生活の本業となす、又一旦差迫りたる時は人々戰攻を習ひて以て他の物資を略奪す、是畢竟其の地の人の自然に具へたる性質なり、

其長兵則弓矢、短兵則刀鋋、利則進、不利則退、不羞遁走、苟利所在、不知禮義、

【講義】匈奴の用ふる長き武器は則弓矢にして、短き武器は則刀と鐵柄の矛となり、勝つと見る時は前進すれども、勝たずと見る時は飽くまで退却して遁れ去る事を不面目なりとはせず、苟も利益多しと知れば、禮義人道を無視して顧みず、

【字解】刀鋋、鋋は形矛に似て鐵の柄あるものといふ、

自君王以下、咸食畜肉、衣其皮革、被旃裘、壯者食肥美、老者食其餘、貴壯健、賤老弱、父死、妻其後母、兄弟死、皆取其妻妻之、其俗有名不諱、而無姓字、

【講義】匈奴は君王より平民まで一同に家畜の肉を食ひ、其の皮革を衣服となし、旃裘卽ち毛織の外套を被る、壯年の者は上等の美食をなし、老年者は其の餘を食ふ、其の俗壯健なる者を貴びて老弱の者を賤んず、父死する時は子たる者其の繼母を妻とす、兄弟死する時は皆其の妻を取りて妻とす、其の土地の人の習慣たる、人に名はあれども、名を諱まず、而して姓

匈奴列傳第五十

匈奴、其先祖夏后氏之苗裔也、曰淳維、唐虞以上、有山戎、獫狁、葷粥、居于北蠻、隨畜牧而轉移、其畜之所多、則馬牛羊、其奇畜、則槖馳、驢、驘、駃騠、騊駼、驒騱、

【講義】匈奴は其の先祖は夏后氏禹王の子孫なり、其の名を淳維と曰ふ、其の前代唐堯虞舜の世以上には山戎獫狁葷粥などいふ外夷あり、北方の蠻地に居住し、牛馬を牧する便利に隨ひて其の居を轉移して一定の居宅なし、其の家畜の多きは馬と牛と羊とにして其の他の地方と異なる特別の家畜には駱駝驢馬及び騾驘と稱する駿馬若しくは青色の野馬にて騊駼と稱するもの、又驒騱と稱する野馬は其の地特産物なり、

【字解】槖駝、槖駝は駱駝なり能く槖囊を負ひて物を馱するよりいふ、驢驘、驢は驢馬、驘は驢と馬との生めるもの、驘は騾の本字、駃騠、駃騠は馬を父とし騾を母として生めるもの、生後七日にして母に超ゆといふ、騊駼、良馬の名、驒騱、野馬の名、

逐水草遷徙、毋城郭常處耕田之業、然亦各有分地、毋文書、以言語爲約束、兒能騎羊、引弓射鳥鼠、少長則射狐兎、用爲食、士力能彎弓、盡爲甲騎、

【講義】上掲の蠻人は衣食の便利として水草ある所を逐うて居を移し其の所に住して城郭や居處や農業を營むがごとき一定の事なし、然も亦各所に土地を所有す、文書の事を記すべきなければ、言語を以て相互に約束をなす、兒は幼少より羊に乗りて弓を引いて鳥鼠の類を射取る、やゝ成長すれば狐兎の屬を射

以諭大也、

【講義】 太史公論じて曰く、古傳に申されたる言あり、人は先づ己れを正しくすべきなり、其の身が正しければ自己が別に命令せざれども、感化の偉大なるや、自然に己が意旨が他人に行はれ、之に反して其の身が正しからざるときは、如何に威力壓迫して命令すとも他人は從はずと、斯の格言は其れ李廣將軍の如き人物を申されたるものなるか、予李將軍の人物を見るに、彼れは悛々と信實にして謹愼して鄙人卽ち田舍漢の如し、彼れの口は訥辯にして、物事を述べ言ふこと能はざる人物なるが、然しながら彼れの死せし時に及んで、天下の彼れを知れる人も知らざる人も、何れも爲に盡く哀みて同情を表したり、此れ彼れの忠實なる心が、誠に多くの士大夫に信ぜられてありたればこそ、此の如くなりしなれ、世間の諺に申すに、桃や李は口に物を言はざれども、花あり實あれば、人の方より近づき親みて、其の下は往來の繁きよりして自然に徑路が出來るとあり、此の諺の言は卑近にして小なる言葉なれども、眞理は此に外ならず、以て大いなる事に喩へて云ふべきなり、卽ち李廣の如き偉き人物は、別段彼れ自ら喋々と吹聽がましき言をなさざれども、自然に多勢の人々が慕ひ聚るも亦此の道理なり、

【字解】 悛々如鄙人、悛は恂の假借字なり、音ジュン漢書に恂々に作る、師古曰く誠謹なる貌、李慈銘曰く恂は信なり、其下成蹊、蹊は徑道なり、小路なり、顏師古曰く、言桃李以其華實之故、非有所召呼、而人爭歸趣、來往不絕、其下自然成徑、以喩人懷誠信之心、故能潛有所感也と、〇本傳、李廣の戰功を叙するや、或は議論を入れ、或は一二の間事を入れ、又忽ち傳外に一の李蔡一の程不識を挿入し、四面照耀し、通體皆靈動す、而して程不識の口中より李廣が行軍の方略を序出し其の封侯を得ざるは降者を殺せし不祥事によるとは、又王朔の燕語に就きて點明し、錯綜變化の妙測るべからず、且つ此の篇、射の字を以て貫穿し、中間、射の字の點着すること凡そ十二回、而して首に文帝の其の不遇を嘆ずるを以て、末に武帝の其の數奇を誡むるを以て前後互ひに挽く、亦是れ一篇の主意以て見るべし、(吳齊賢の論文に依る)

子、自是之後、李氏名敗、而隴西之士居門下者、皆用爲恥焉、

【講義】李陵既に期月に至りて引き還る、而して匈奴の單于は兵八萬を以て陵の軍を圍み撃てり、陵の軍五千人、連戰の末、兵器も矢も既に盡き果て士の戰死せし者太半以上に過ぎたり、而して李陵が殺傷せし匈奴の兵も、亦萬餘人あり、李陵は兵を引き還りつつ戰爭して、連りに奮闘すること八日、引き還りて未だ居延に至らざること百餘里なりしが、匈奴の兵は狹き處にて遮斷し歸道を絶てり、李陵の軍、兵糧缺乏し救援の兵も亦至らず、匈奴は此れを目駈けて急に撃ち、又使者を遣はして李陵に降參を勸告せり、李陵曰く、此く大敗北したれば何とも陛下に報告し奉る面目なしとて、遂に思ひ切りて匈奴に降參し、李陵の兵は盡く匈奴に沒し盡されぬ、殘餘の逃げ散りて漢へ歸るを得たる者四百餘人あり、單于は既に李陵を降參致させたるが、平生より李陵の家聲乃ち名家の跡なることを聞き居りしに、今度の戰爭に及びて、又其の働きの勇壯なりしを見て、乃ち單于の女を以て李陵に結婚させて、李陵の身分を貴くして用ひたり、漢の國に於ては李陵が匈奴に降りしことを聞き、李陵の老母及び妻子を誅戮したり、是れより後ち、李氏一家の名譽は敗れ墜ちて、隴西地方の士人にて李氏の門下に居たる者は、何れも李陵が匈奴に降りたるを以て、李氏の門下と名乘るを恥辱となせり、

【字解】皆用爲恥、顏師古の說に依れば、李陵が節に死する能はずして累の家室に及べるを恥となせりと解せり、

太史公曰、傳曰、其身正、不令而行、其身不正、雖令不從、其李將軍之謂也、余睹李將軍悛悛如鄙人、口不能道辭、及死之日、天下知與不知、皆爲盡哀、彼其忠實心、誠信於士大夫也、諺曰、桃李不言、下自成蹊、此言雖小、可

奴を屯して衞りてその入寇に備ふること數歲なりき、天漢二年の秋、貳師將軍李廣利、三萬騎に大將となりて、匈奴の右賢王を祁連、天山の附近に擊つ、その時、李陵にその射士步兵五千人を引連れて、居延を距ること北方千餘里ばかりの地に出でしむ、此の計略は、此れを以て匈奴の兵を李陵の方へ分割して、專ら貳師の軍のみに赴かしむる無からしめんと欲してなり、

【字解】建章監、官の名、建章は宮の名、監は監護の官なり、過居延、地の名、正義に曰く、括地志云、居延海在甘州張掖縣東北六十四里、地理志云、居延海古文以爲流沙、甘州在京西北二千四百六十里と、此に依れば一の湖水の名に似たり、丹陽、地の名、酒泉、地名、張掖、地名、貳師將軍、官の名、李廣利、武帝の愛妾李夫人の兄なり、武帝、侯に封ぜんと欲すれども、軍功なきを以て得ず、因りて匈奴を擊たしめたるなり、祁連、山の名、甘州張掖縣にあり、天山、一に白山と名づく、冬夏共に雪あり、或は曰く、祁連天山は一山にして二名あるなりと、而使陵將其射士步兵、漢書に、上(武帝)曰、將惡相屬邪、吾發軍多、母騎予女、陵對、無所事騎、臣願以少擊衆、步兵五千人涉單于庭、上壯而許之とあり、專走貳師、走は趣なり、オモムクと訓ず、

陵既至期還、而單于以兵八萬圍擊陵軍、陵軍五千人、兵矢既盡、士死者過半、而所殺傷匈奴亦萬餘人、且引且戰、連鬪八日、還未到居延百餘里、匈奴遮狹絕道、陵食乏而救兵不到、虜急擊、招降陵、陵曰、無面目報陛下、遂降匈奴、其兵盡沒、餘亡散得歸漢者四百餘人、單于既得陵、素聞其家聲、及戰又壯、乃以其女妻陵而貴之、漢聞、族陵母妻

から一歲餘りして霍去病死せり、而して李敢には女子あり、太子の女官となり、寵愛を被り幸せらる、其緣故にて李敢の男子禹と申す人、太子に寵愛あり、然れども祖父の李廣の廉潔なるに反し、財利を好みて貪欲なり、流石の李氏も先代よりの美風は次第次第に衰微したり、

【字解】坐侵孝景園壖地、園は陵園なり、壖は音ゼン、陵の外垣内の空地なり、敢從上雍、雍の上に於の字を加へて看るべし、是の時武帝連歲雍に幸す、故に李敢從行せるなり、舊說に雍の地形高きが故に上ると云ふは非なり、太子中人、太子附きの女官なり、沈欽韓曰く、中人蓋未レ有二位號一者、猶三唐宋宮人曰二內人一と、遺腹子、ハラゴモリと譯す、父死するとき未だ母胎中に在りて生れざりし子なり、

李陵既壯、選爲建章監、監諸騎、善射、愛士卒、天子以爲李氏世將、而使將八百騎、嘗深入匈奴二千餘里、過居延視地形、無所見虜而還、拜爲騎都尉、將丹陽楚人五千人、敎射酒泉張掖、以屯衞胡、數歲、天漢二年秋、貳師將軍李廣利、將三萬騎擊匈奴右賢王祁連天山、而使陵將其射士步兵五千人、出居延北、可千餘里、欲以分匈奴兵、毋令專走貳師也、

【講義】李陵既に壯歲になりぬ、選ばれて建章監の官となり、諸の騎兵を監す、射術を善くし士卒を愛せり、天子以て李氏は祖先以來の將軍の家柄となし、李陵に試みの爲に八百騎を指揮せしめしが、嘗て深く匈奴の地に入り、二千餘里行きて居延と云ふ處を過ぎ、地の形狀を視察せしが、別に虜人を見ること無くして漢に立還り、拜せられて騎都尉となりぬ、丹陽楚人五千人を率ゐ、射術を酒泉、張掖の邊地に敎へ、匈

至甘泉宮獵、驃騎將軍去病與青有親、射殺敢、去病時方貴幸、上諱云、鹿觸殺之、居歲餘去病死、而敢有女、爲太子中人、愛幸、敢男禹有寵於太子、然好利、李氏陵遲衰微矣、

【講義】 李廣の子三人あり、長男を當戸、次男を椒、三男を敢と曰ふ、郎官たり、天子、韓嫣と申す人と戯れられしに、嫣年少くして不謙遜なりしかば、當戸は嫣を撃てり、嫣恐れて走りたり是に於て天子は當戸を以て勇氣あるものとなせり、當戸早く死す、弟の椒を拜して代郡の太守となす、此の二人何れも李廣に先だち死せり、當戸に遺腹の子あり、名を陵と呼べり、李廣軍中に自殺せし時、李敢は驃騎將軍霍去病に從ひて戰地にあり、李廣死せし明年、李蔡は丞相で居りしが、先帝孝景の陵園の壖地を侵し取りたる不敬罪に依りて、獄吏に下げ渡して罪を取り調ぶることになりたるが、李蔡も從兄弟李廣の跡を慕うて、亦自殺して相果てたり、訟へに對して申し開きを爲さゞりしによりて、其封國は官へ沒收せられて潰れたり、李敢は校尉の官を以て驃騎將軍に從ひ、匈奴の左賢王を撃ち、力戰して左賢王の陣に斬り入りて陣鼓や旗を奪ひ取り、敵兵の首を斬ること多し、功に依りて關内侯の爵を賜ひ、知行所二百戸の地を領せり、父の李廣に代りて郎中令の官となる、時を歴て大將軍衞青が處置の不都合なるよりして父の李廣をして遺恨を持ちて死せしめたる事を怨み、その讎を報いんとて、乃ち狙撃して大將軍に傷を負はしめたるが、大將軍は餘り大人氣なしと思ひ、自ら此の事を匿し諱みて申さず、祕密の中に葬れり、それから又幾日もなく李敢は主上に雍の地に於て從ひ離宮の甘泉宮に至りて狩獵をなせしに、驃騎將軍霍去病は、大將軍衞青と叔姪の間柄なれば、李敢を狩獵に紛らして射殺したり、一體を云へば、かゝる事を爲せば罪に問はるべきなれども、霍去病は方に貴くして寵幸せらるれば、武帝は爲に之を諱み隱して、表面は狩りの時に鹿が李敢に觸れて敢は突き殺されたるなりと云へり、それ

且つその上に李廣自身は、年齡六十餘りの此の歲になりて、今更終ひに復刀筆を弄びて物書きをする俗吏に對することは出來申さずと云ひて、遂に刀を引拔き自分に己が頸を刎ねて死したり、李廣が手に附隨へる士大夫を始め、一軍擧つて皆深く悲み哭泣せり、百姓、李廣が自殺せる事を聞きて、平生より李廣を知れるものと知らざるものとを問はず、老人も壯年者も、何れも爲に涙を垂れて泣けり、而して右將軍趙食其は、獨り獄吏に引渡され死刑に處せられしが、罰金を出し赦されて平民となれり、

【字解】 之幕府對簿、之は往なり、此の幕府及び下の「至莫府」の莫府、共に亦李廣の營を謂ふ、幕府には文書を掌る曹吏の吏あり、簿は文狀なり、劉奉世曰く、廣見青已還入軍、未至莫府、而長史來問廣、廣未對、而長史又旁責廣、之莫府曹吏令上簿、故廣曰、我今自上簿、然後退、至莫府乃自頸耳と、刀筆之吏、文筆を掌る俗吏なり、古へは簡牘竹を用ふれば、刀を以て筆に代ふ、故に筆を刀筆と云ふ、

廣子三人、曰當戶、椒、敢、爲郎、天子與韓嫣戲、嫣少不遜、當戶擊嫣、嫣走、於是天子以爲勇、當戶早死、拜椒爲代郡太守、皆先廣死、當戶有遺腹子、名陵、廣死軍時、敢從驃騎將軍、廣死明年、李蔡以丞相坐侵孝景園壖地、當下吏治、蔡亦自殺、不對獄、國除、李敢以校尉從驃騎將軍擊胡左賢王、力戰奪左賢王鼓旗、斬首多、賜爵關內侯、食邑二百戶、代廣爲郎中令、頃之、怨大將軍青之恨其父、乃擊傷大將軍、大將軍匿諱之、居無何、敢從上雍、

慍怒、慍は音ウン、フックムと訓ず、心の中にて怒りを含むこと、南絶幕、絶は渡なり、ワタルと訓ず、幕は漠と同じ、砂漠なり、持糒醪、糒は音ビ、ホシイヒと訓ず、乾飯なり、醪は音ラウ、モロミと訓ず、濁酒なり、青欲上書至曲折、漢書に、青の上に、「曰」の字あり、軍曲の間に「失」の字あり、從ふべし、曲折は委曲の情狀なり、

大將軍使長史急責廣之幕府對簿、廣曰、諸校尉無罪、乃我自失道、吾今自上簿、至莫府、廣謂其麾下曰、廣結髮與匈奴大小七十餘戰、今幸從大將軍出接單于兵、而大將軍又徙廣部、行回遠、而又迷失道、豈非天哉、且廣年六十餘矣、終不能復對刀筆之吏、遂引刀自頸、廣軍士大夫一軍皆哭、百姓聞之、知與不知、無老壯皆爲垂涕、而右將軍獨下吏當死、贖爲庶人、

【講義】大將軍は李廣の答へざるを見て氣を焦ち、長史に命じ、急に李廣を責め、幕府に行き役人が簿書に據りて尋問あるに對へて、その言ひ開きを爲すべしと云へり、李廣曰く、我が部下の諸校尉は罪なし、敗軍の責めは乃ち我れ自身に道を迷ひ失ひたるに因れり、吾れ今自身に簿書を上りて、其罪を受けんと、因りて幕府に至り、自身が多年率ゐし部下の將士に謂うて曰く、李廣自身は初めて結髮せし年頃より、匈奴と大戰小戰を合はせて七十餘回戰へり、只今幸ひに大將軍に從行し、出でて單于の兵に接し、親しく鋒を交へんとしたるが、而も大將軍は廣の部を徙して前列に置かずして別働隊となりて東道に出でしめしが、行くこと迂回して遠く、又その上に迷うて道を取違へ、終ひに敗戰となりしは、豈に天運にあらずや、

國句奴の單于に敵對せしむべからず、何となれば不運の大將をして戰はしめば、運命に打負けて目的を遂ぐるを得ざらんと氣遣へばなりと、而して是の時公孫敖と云へる人、新たに或る事件によりて諸侯の爵を失ひ中將軍となり、大將軍衞靑に從へり、大將軍も李廣に委任しては氣懸りになるが故に、公孫敖と與に俱に單于に敵對せしめんと欲し、故に前將軍李廣を東道の勤務に徙したり、李廣固く自身に大將軍に向うて其の勤務を辭せしも、大將軍は聽き入れず、長史に命令の文書を封緘して李廣に與へ、李廣の本營に立還らしめて曰く、急速に自己の部曲に至りて、文書に認めたる命令の如く、兵を引連れて東道の勤務に就くべしと、李廣、自己の說が大將軍に用ひられざるを以て、不平の餘り大將軍に挨拶もせずして、其儘直ちに起ちて行けり、其の意甚だ慍み怒りて、己が部曲に就けり、乃ち兵を引連れて右將軍趙食其と共に軍勢を合はせ、大將軍の命令の如く東道に出でたり、然るに軍は鄉道なき故に地理に闇きよりして、時には道を取失ひ迷ひて大將軍に後れたり、大將軍は單于と接戰し、單于敗れて遁走せしかば、目的の如くに單于を捕獲すること不能にして、引還し、南の方へ背進し、沙漠を橫切り渡りしが、圖らずも前將軍李廣と右將軍趙食其とに遇へり、右將軍李廣已に大將軍に謁見し、引返して漢の軍に入れり、大將軍は長史に乾飯及び濁酒を持參して李廣に贈遺せしめ、因りて李廣及び趙食其の兩將が戰時に道を失ひ迷ひし狀態を尋ね問はしめたり、大將軍衞靑は朝廷に上書して天子に軍中の曲折卽ち委細の戰況を報告せんと欲するが故に、此の如く問はれたるが、李廣は考へ込みて、未だ何等の返答をなさゞりき、

【字解】　令長史至莫府、莫は幕と同じ、幕府は李廣の本營なり、卽ち前將軍の府なり、凡そ兵に將たれば皆幕府あり、張敖の平樂兵を監するや、幕府を置くが如き、卽ち是れなり、本文の意は、大將軍旣に李廣が請ひを許さず、亦面前に於て不認可を言ふを難かれば、故に長史にその旨を啣め封書になして李廣に與へ、其の本營に歸りて披見せしむるなり、廣不謝大將軍而起行、衞靑、李廣に向うて、面前に於て許さずとは云はざれども、上述の態度を見て、李廣も己が意見の用ひられざるを知れり、故に不平を抱きしなり、意甚

に東道に出でしむ、其の上に臣は結髮卽ち一人前の男子と爲りしより以來、匈奴と合戰すること少からず、今乃ち始めて平生の素志を遂げて彼の天子單于に敵し當ることを得る場合に達したり、日頃の望み何物か加へん、臣願くは前軍に居て敵に對し眞先きに單于に向ひ、身命を擲ちて彼れを虜に致したしと、

【字解】前將軍、官の名、前軍の將なり、乃自以精兵走之、走は趣なり、オモムクと訓ず、蓋し衞青自ら以て功を爲さんと欲するなり、且臣結髮、元服して冠を加ふる時、始めて髮を結ぶ、故に丁年に達することを結髮と云ふ、先死單于、死は死を致すことにて、乃ち生命を抛ち奮鬪すること、

大將軍青亦陰受上誡、以爲李廣老數奇、毋令當單于、恐不得所欲、而是時公孫敖新失侯、爲中將軍從大將軍、大將軍亦欲使敖與俱當單于、故徙前將軍廣、廣時知之、固自辭於大將軍、大將軍不聽、令長史封書與廣之莫府、曰、急詣部如書、廣不謝大將軍而起行、意甚慍怒而就部、引兵與右將軍食其合軍出東道、軍亡導、或失道、後大將軍、大將軍與單于接戰、單于遁走、弗能得而還、南絕幕遇前將軍右將軍、廣已見大將軍、還入軍、大將軍使長史持糒醪遺廣、因問廣食其失道狀、青欲上書報天子軍曲折、廣未對、

【講義】然るに大將軍衞青、亦陰かに武帝の誡めを受け、以爲へらく、李廣は年老い且つ不運なれば、敵

けりと、王先謙は云へり、豈嘗有所恨乎、恨は悔なり、殘念に思ふこと、禍莫大於殺巳降、沈欽韓曰く、吳越春秋、吳王曰、吾聞誅殺降服禍及三世と、

後二歲、大將軍驃騎將軍大出擊匈奴、廣數自請行、天子以爲老、弗許、良久、乃許之、以爲前將軍、是歲元狩四年也、廣既從大將軍靑擊匈奴、既出塞、靑捕虜、知單于所居、乃自以精兵走之、而令廣幷於右將軍軍、出東道、東道少回遠、而大軍行、水草少、其勢不屯行、廣自請曰、臣部爲前將軍、今大將軍乃徙令臣出東道、且臣結髮而與匈奴戰、今乃一得當單于、臣願居前先死單于、

【講義】其の後、二歲、大將軍衞靑、驃騎將軍霍去病の兩將大いに思ひ切りて出でて匈奴を擊つ、李廣數自身よりして匈奴に行き戰はんと請へども、天子以て李廣は老いたれば氣の毒なりと爲して許可せられず、是非にと請ひたれば、頗る久しくして乃ち始めて之を許可せらる、因りて李廣を前將軍の官となせり、是の歲は元狩四年なりき、李廣既に大將軍衞靑に從ひて匈奴を擊つこととなり、既に漢の邊塞を出でたり、衞靑は虜人を捕へ訊問の結果、匈奴の天子單于が所在地を知れり、乃ち衞靑自身の功名を爲さんと思ひ、精選の兵を以て單于の居る處へ赴き攻め、而して李廣に、右將軍趙食其の卒ゐる軍と幷合して東方の道に出でしむ、東道は少しく迂回して遠く、而して漢の多勢の軍の行くには水草少くして兵食缺乏の恐れあり、其の勢ひ、屯留行陣に便ならず、李廣因りて自身に大將軍に請うて曰く、臣の部曲は前將軍たれば、先手に行くべき筈なるに、今や大將軍乃ち徙して臣

進して諸侯となり、位は三公の尊に至れり、又李廣が部下なる軍吏及び、士卒の中にても、或は封侯の富貴を取りし者あり、人生運命の奇きこと、亦怪むべきならずや、餘りに不思議なるが故に、李廣は或る時望氣の術に精しき王朔と云へる人と、燕語即ち閑暇なるとき打解けて話し合ひて曰く、漢の朝廷が匈奴の征伐を始めてより以來、自分李廣は未だ其の出征軍中に居らざることは無かりしなり、而して諸の部曲校尉達以下、その才能、中等の人物に及ばざるものにても、然し、胡虜匈奴を撃ちたる軍功に依りて封侯を取りし者數十人の多きに及べり、而して自分李廣は他人の後に就くものにあらず、乃ち人並み以上の働きをなせるに拘らず、僅かに一尺一寸位なる少しの功動即ち聊かの功勞に因て封侯を取り得らるゝ者無きことは何ぞや、何と云うても多少の功勞あれば、封爵を受くべき筈ならずや、豈に吾が生れ付いたる人相が諸侯たるに不適當なるに由るか、將た又固より此く不幸なる運命なるに由るかと、王朔問うて曰く、將軍よ、自身に念ひ給ふに、何事か豈に是れ迄に此れは罪作りをなしたりと殘念に思はれしこと御坐るかと、李廣答へて曰く、さ樣に申さるれば一事あり、昔し吾れ嘗て隴西の太守たりし時、羌と云へる蠻國の人が嘗て國家に反きたれば、吾は羌人を誘ひて降參を勸めたるに、降參せし者八百人餘りあり、吾れ之を詐り欺きて同日一時に竝びに之を殺したり、此の事は如何にも殘虐なる所爲でありたりと、今日に至るまで大いに殘念後悔せり、罪作りと申さば先づ獨り此れのみ、是の外は覺えなしと、王朔曰く、さればなり、禍は世に澤山あれども、一旦最早降參したる者を殺すより大いなる禍なし、此の「獨此耳」と仰せらるゝ事こそ、是れ正しく將軍が積年の功勳を以てして封侯を得給はざる所以の者なれと、

【字解】 輕車都尉、官の名、樂安、地の名、蔡爲人在下中、人物を分けて上上、上中、上下、中上、中中、中下、下上、下中、下下の九等となせば、李蔡は第八等の處、即ち最尾の一段上にある位にて、平凡なる人物なりとなり、望氣王朔、望氣は運氣を望みて、吉凶禍福を判斷する一種の豫言者、王は姓、朔は名なり、漢書の天文志に依れば、王朔は日傍の氣を候して判決をなす者なり、開元占經の日占中にも、多く王朔が說を引

賢王、有功中率、封爲樂安侯、元狩二年中、代公孫弘爲丞相、蔡爲人在下中、名聲出廣下甚遠、然廣不得爵邑、官不過九卿、而蔡爲列侯、位至三公、諸廣之軍吏及士卒或取封侯、廣嘗與望氣王朔燕語曰、自漢擊匈奴、而廣未嘗不在其中、而諸部校尉以下才能不及中人、然以擊胡軍功取侯者數十人、而廣不爲後人、然無尺寸之功以得封邑者、何也、豈吾相不當侯邪、且固命也、朔曰、將軍自念豈嘗有所恨乎、廣曰、吾嘗爲隴西守、羌嘗反、吾誘而降、降者八百餘人、吾詐而同日殺之、至今大恨、獨此耳、朔曰、禍莫大於殺已降、此乃將軍所以不得侯者也、

【講義】初め李廣の從弟李蔡と申す人、從兄李廣と倶に孝文帝に事ふまつれり、景帝の時代に李蔡は功勞を積み累ねて、二千石の大官に至り、孝武帝の時、代王の相國に至れり、元朔五年を以て輕車將軍となりて大將軍衛靑の軍に從ひ、匈奴の右賢王を擊ちて功あり、法規上封爵を受くべき率に中り、因りて封ぜられて樂安侯となれり、元狩二年中に丞相公孫弘に代りて丞相となる、此李蔡は人柄を云へば、九等の品格によれば下の中段卽ち第八等に相當せる人物にして、名譽は李廣の下に出で、其懸け隔て非常の差あり、然れども反りて李廣は爵位封邑を得ず、官職も九卿より過ぎ越えず、而して平凡なる李蔡は、次第に昇

弓を以て、匈奴の裨將乃ち副將を射て數人を殺せしかば、此の勢ひに辟易して胡虜匈奴の人は段々と包圍を解き掛けたり、此の時恰かも日の暮るゝに會ひ、部下の役人兵士は敵の夜襲にても無きかと恐れて、何れも人間の顔色無く青褪めたる心配顔をなせり、然るに大將李廣の意氣は一向平生に異ならずして自若たり、此く他人の狼狽恐懼を增すに反比例にて、益軍を取締りて毫も驚き騒がざりしかば、軍中此れより李廣の勇武に敬服したり、明日復李廣は力戰せり、而して別途出征の博望侯の軍も、亦此の時至れり、此く漢兵强きが上に援兵到達したれば、匈奴の軍は乃ち圍みを解きて退去せり、漢兵其後を追ひ撃たば捷利ありたらんも、連日の戰爭に疲れ果て追擊の勇氣無かりき、是の時、李廣の軍は殆んど全滅せんとしたるが、僅かに其力戰苦鬪と、援兵の到達とによりて無難に免れて歸るを得たり、然るに漢の國法として、博望侯は途中に滯留し遲くなりて戰期に後れて間に合はずとて、死刑に擬當されしが、罰金を出して赦され、官位剝奪せられて平民となり、李廣は其力戰と敗軍と功罪相殺して、罪にもならざると共に、賞も無かりき、

【字解】 後將軍、官の名、大將軍、皇后の弟衞青、時に大將軍たり、定襄、地の名、中首虜率、中は當なり、率は法令中に著はせる軍功封賞の科を謂ふ、匈奴左賢王、匈奴の宰相に當る、爲圜陣、圜は圓と同じ、大黃、韋昭曰く、角弩色黃而體大者と、服虔曰く、黃肩弩也と、黃肩は卽ち黃間にして、弩機の處の塗り色に因りて黃間、白間の名あり、太公の六韜に曰く、陷レ堅卻レ敵以二大黃參連弩一也とあり、此等に依れば大黃は一種の大いなる弩弓なり、胡虜益解、益は漸なりと、王先謙の說あり、參考とすべし、益治軍、部曲を巡り行陣を整ふる類、罷弗能追、罷は疲と同じ、廣軍自如無賞、漢書に自如を自當に作る、王先謙曰く、如は當と義同じ、

初廣之從弟李蔡、與レ廣俱事二孝文帝、景帝時、蔡積二功勞一至二二千石、孝武帝時、至二代相一、以二元朔五年一爲二輕車將軍一、從二大將軍一擊二右

大黃射其裨將、殺數人、胡虜益解、會日暮、吏士皆無人色、而廣意氣自如、益治軍、軍中自是服其勇也、明日復力戰、而博望侯軍亦至、匈奴軍乃解去、漢軍罷、弗能追、是時廣軍幾沒、罷歸、漢法、博望侯留遲後期、當死、贖爲庶人、廣軍功自如、無賞、

【講義】其の內暫く時日が立ちて、郎中令の石建病死したれば、是に於て武帝は李廣を召し、石建に代りて郎中令となせり、元朔元年李廣復た後將軍に任ぜられ、大將軍衛青の軍に從ひ、定襄の境を出で丶、匈奴を擊てり、此時、他の諸將は敵の首を斬り敵を虜にしたる褒賞の標率に中り叶うて、勳功を以て封ぜられて諸侯となる者多かりしが、而かも李廣は功勞なきを以て諸侯とならず、其の後二歲を經て、李廣郎中令の官を以て四千騎を指揮し、右北平の地に打ちて出で、博望侯の張騫は一萬騎を引連れて李廣と倶に出征せしが、別道を取りて進み行くこと數百里ばかりにして、匈奴の大將左賢王四萬騎に將となりて李廣の軍を包圍したれば、李廣の軍は十倍の大敵に包圍せられたるを以て、何れも恐懼せり、廣乃ち自身の子息李敢に往きて大敵匈奴の軍に馳け赴かしむ、李敢は勇將なれば、獨り數十騎の從兵と馳け込みて直ちに胡虜匈奴の騎兵を突貫して、敵の陣中を左右縱橫十文字に斬り拔き、出でて本陣に立ち戻り父の李廣に告げて申すに、彼の胡虜の奴輩は敵に取りて與し易きのみ、畏るゝに足らずと、李廣の軍士之を聞きて乃ち始めて安心したり、李廣圓形陣を造り、外方に向けて軍隊を列ね、何れの方面より寄せ來るとも、防禦の便利なるやうに備へを立てしが、胡虜は火急に之を擊ち、矢の下り落つること恰も雨の下るが如し、漢兵戰死する者過半數に及べり、防戰の結果、漢兵の矢は大いに缺乏し將に盡きんとせり、李廣乃ち軍士に弓を一杯に張り矢を注けて妄りに發つこと無からしめ、此くして敵を威嚇し、而して李廣自身に大黃の弩

を除く外は、自分に度りて命中覺束なしと思ふときは、輕々しく矢を發たず、然しながら睨ひを付け矢を發ちたる以上は、毫も外れずして早速に敵は此方の弦響に應へつれて其場に倒れて死せり、此く大事を取るが故に、時に後れを取りて、彼れが兵に將たるや數〻敵に困辱せられ、彼れが獵して猛獸を射るときも、反噬に逢うて傷付けられしことありきと云ふ、

【字解】　猨臂、猨は猿と同じ、如淳曰く、臂如猿通臂也と、淮南子修務訓、羿左臂修而善射、此亦如猨之通臂也と、一説に爰は緩と通ずと、乃ち長臂のこと、他人學者莫能及、他人は子孫以外の李廣の射術を學習する人を謂ふ、漢書の藝文志に李將軍射法三篇あり、當時李廣の射術を以て一家をなせしことを知るべし、不近水不嘗食、三略に軍井未鑿、將不言渴、軍竈未炊、將不言飢とあり、李廣の意亦同じ、用此其將兵數困辱、王先謙曰く、非見敵急不射、故其將軍、數被敵窘迫と、

居頃之、石建卒、於是上召廣、代建爲郎中令、元朔六年、廣復爲後將軍、從大將軍、軍出定襄擊匈奴、諸將多中首虜率、以功爲侯者、而廣軍無功、後三歲、廣以郎中令將四千騎出右北平、博望侯張騫將萬騎與廣俱、異道、行可數百里、匈奴左賢王將四萬騎圍廣、廣軍士皆恐、廣乃使其子敢往馳之、敢獨與數十騎馳、直貫胡騎、出其左右而還、告廣曰、胡虜易與耳、軍士乃安、廣爲圜陳外嚮、胡急擊之、矢下如雨、漢兵死者過半、漢矢且盡、廣乃令士持滿毋發、而廣身自以

畫地爲軍陳、射闊狹以飮、專以射爲戲、竟死、廣之將兵、乏絕之處、見水、士卒不盡飮、廣不近水、士卒不盡食、廣不嘗食、寬緩不苛、士以此愛樂爲用、其射、見敵急、非在數十步之內、度不中不發、發卽應弦而倒、用此、其將兵數困辱、其射猛獸、亦爲所傷云、

【講義】李廣は廉潔にして、上より賞賜を得る都度に、惜し氣なく自分の麾下の士卒に分ち與へ、又平生の飮食物は士と之を共同にして、大將たるからとて、別段に己れ獨り甘味を食はず、李廣の終身間、二千石の大祿を取る大官たること四十餘年なれども、自家には有り餘る財寶とて無し、されども終ひに一家財產の事などを言はざりき、又李廣の生れ付き身の丈長大にして臂の狀は恰も猿の如く肩までに通じて、自然に弓術に調法なる體格なりければ、彼が射藝に尤も達者なることは熟練の結果とは云へ、亦一方には天然の生れ付きなり、されば彼れの子孫や若くは天下後世他人の彼に學ぶ者と雖も、能く李廣の弓術に及ぶもの莫かりき、李廣訥辯にして無口なる方なり、他人と一處に居れば、地上に線を畫きて軍陣の形ちを造り、距離の廣さ狹さを計りて、弓を以て射的をなして、命中せざる者には罰として酒を飮ましむ、是の如く專途に射藝を以て遊戲となし、乃ち如何なる時にも射術を忘れず、嗜みて、李廣の一生を終へたり、李廣が兵に大將となりて出征するや、輜重乏絕して不自由なる場處には、折好く水を見出しても、部下の士卒が盡く飮みて濟さざれば、彼は水の在る處に近寄らず、士卒が盡く食事を濟さざれば、李廣は嘗て食はず、此の如く部下を大切にして、前にも述べたる如く規則に拘らずして寬大緩舒に物事が凡べておほまかなる處よりして、部下の士卒此れを以て李廣を愛し慕ひ、李廣の爲に働くことを樂めり、要するに李廣は徹頭徹尾射術を以て長ぜる人なるが、彼れの射は、敵軍の急迫なるを見ても、數十步の距離內に在る

與に俱に軍中に至り、之を斬り以て前日の怨みを露らしたり、此れにて流石の李廣も度量の狹隘なりしを、亦以て見るべし、李廣右北平に在勤せしが、匈奴は李廣の事を聞き、李廣を名づけて漢の飛將軍と曰ひ、李廣を畏れ避けて、數歲まで敢て右北平へ足踏みをなさず、餘り暇なりければ李廣は氣散の爲に出でて游獵をなし、草中に在る石を見て、此れは虎なりと一心に思ひ込み之を射たるに、矢は石に中りて、深さは矢尻を突き込みて仕舞ひたり、李廣能く〱之を視たるに、虎にはあらずして全く石なりけり、因りて後更にその石を射試みたるに、今度は終ひに前の如くに突き入るゝこと能はざりき、李廣の居る郡に於ては、虎が居ると聞けば、李廣は常に自身に出でて之を射て退治せり、右北平に居るに及んで、例によりて虎を射たるが、虎は暴れ跳ねて、李廣を傷けたり、李廣も亦竟にその虎を射て殺せり、此の事を見て、英雄無事に苦みたる情況を想像すべし、

【字解】。故潁陰侯、灌嬰の孫强、時に罪を以て侯爵を失なへり、故に故潁陰侯孫と云ふ、藍田、地の名、霸陵亭、霸陵は地名、亭は十里毎に一亭ありて視察等を掌る、霸陵尉、索隱に曰く、百官志曰、尉大縣二人、主盜賊、凡有賊發、則推索案之也と、呵止廣、呵は怒りて大喝すること、一説に呵は訶の訛にして撝止なりと、後徙右北平、漢書に、平の下に「死」の字あり、用ふべし、然らざれば下文通ぜず、飛將軍、其の勇壯神速なるを稱して飛べる將軍と云ふ意なり、中石沒鏃、鏃は音ゾク、ヤジリと訓ず、西京雜記に此の事を載せて曰く、(上略)又見臥虎射之、沒矢飲羽、進而視之乃石也、退而更射、鏃破苛折而石不傷、余嘗以問揚子雲、子雲曰、至誠則金石爲開と、

廣廉、得賞賜、輒分其麾下、飲食與士共之、終廣之身、爲二千石四十餘年、家無餘財、終不言家產事、廣爲人長猨臂、其善射、亦天性也、雖其子孫他人學者、莫能及廣、廣訥口少言、與人居、則

騎曰、故李將軍、尉曰、今將軍尚不得夜行、何乃故也、止廣宿亭下、居無何、匈奴入殺遼西太守、敗韓將軍、漢將軍後徙右北平、於是天子乃召拜廣爲右北平太守、廣卽請霸陵尉與俱、至軍而斬之、廣居右北平、匈奴聞之、號曰漢之飛將軍、避之數歲不敢入右北平、廣出獵、見草中石、以爲虎而射之、中石沒鏃、視之、石也、因復更射之、終不能復入石矣、廣所居郡、聞有虎、嘗自射之、及居右北平、射虎、虎騰傷廣、廣亦竟射殺之、

【講義】頃くして李廣は、無官職にて居ること數歲に及びたり、李廣の家は、故の潁陰侯灌嬰の孫なる灌强と與に屛きて野に居住し、常に藍田の南山の中に入りて射獵をなせり、或る時、李廣、夜分一人の騎を召し連れ出でゝさる人を訪問し、田舍に於て酒を飲み、醉還りて霸陵亭に至りしが、霸陵を警衞せる將校、酒に醉ひて居たるよりして、有名なる李將軍とも知らずして、李廣を呵りて差し止めたり、廣の從騎曰く、此の方は前の李將軍閣下なるぞと、醉へる將校曰く、現任將軍すらも尙ほ夜間出行するを禁ぜられて居れり、何ぞ乃ち前官たる將軍をや、申すまでも無く通行相成らずと、因りて李廣を差し止めて霸陵亭の下に止宿せしめたり、居ること幾何もなく、匈奴邊境へ入りて遼西の太守を攻め殺し、韓將軍名は安國と云ふ大將を擊ち敗れり、韓將軍は之が爲に後ち右北平に轉任せらる、是に於て天子、李廣を召し拜して、韓將軍に代りて右北平太守となせり、李廣復軍職に就くと共に卽ち前日己れを侮辱せし霸陵尉を申し受けて

奴を擊ちしが、匈奴の兵多數にして李廣の軍を破敗し、李廣を生捕りになせり、匈奴の單于は平素より兼ねて李廣の賢きことを聞き居れば、命令して曰く李廣を擒にする場合には、彼を殺さずして必ず生捕りにして我が手許に送るべしと、是に至りて匈奴の騎兵李廣を擒にせしが、李廣は時に負傷して病めり、因りて李廣を馬と馬との間に置き、網を兩馬の間に縛り付け、李廣を其の中に入れて臥せしめ、佯れ行くこと十里餘り至りし處、李廣は先きより態と死したる振りをなし、敵に油斷を與へ置きしが、此の時、其の近傍を尻目にて視るに一人の胡兒の善き馬に乘れる者あり、李廣は猝かに跳ね起きて、その胡兒の馬に飛び乘り、因りて胡兒を推して突き落し、胡兒の弓を奪ひ取り、その馬に鞭を加へて急に南方に馳すること數十里逃げ延びて、復其の敗れ殘りの軍を呼び聚め、因りて連れて邊塞の內に還り入れり、追手の匈奴騎兵數百人、李廣を追ひしが、李廣行きつゝ、前に奪ひし胡兒の弓を取り、追手の騎兵を射殺せしかば、故を以て無事に脫し還るを得たり、是に於て漢に歸りしが、漢の朝廷は李廣が敗軍の將なるを以て、係りの官吏に下して其の罪を詮議せしめしに、詮議の結果、李廣が戰場に於て失亡せし所多くして國家に損害を與へ、又自身は匈奴の虜に生捕りせられて國家の恥辱を取りたる罪を擬律に及びて斬罪に當てたり、乃ち罰金を出して其の助命を乞ひて、從前の官位剝奪の上、平民となれり、

【字解】 絡而盛臥、絡は音ラク、縛なり、シバルコト、又網なり、アミと訓ず、盛は入ること、蓋し李廣負傷して起坐する能はず、故に網を兩馬の間に縛り付け、其の中に臥せしむるなり、漢書に盛臥を盛レ之に作る、暫騰而上、暫は猝なり、ニハカと訓ず、騰は音トウ、跳ね躍るなり、胡兒、胡人の男兒、吏當廣、當は其の罪に處すること、卽ち今の擬律なり、

頃レ之、家居數歲、廣家與ニ故潁陰侯孫、屛ニ野居藍田南山中ニ射獵、嘗夜從ニ一騎ヲ出、從ヒ人ニ田閒ニ飲、還リテ至ニ霸陵亭ニ、霸陵ノ尉醉、呵ニ止ス廣ヲ、廣

以て職となすよりして、斥候と名づく、然虜卒犯之、卒は猝と同じ、其士亦佚樂、亦の字は、上文の「極簡易」に對して云ふ、佚は逸と同じ、逸樂は閑暇にして樂めること、樂爲之死、樂は音ガウ、願ふなり、或は字の如くラクと讀み、タノシムと訓ずるも亦可なり、

後漢以馬邑城誘單于、使大軍伏馬邑旁谷、而廣爲驍騎將軍、領屬護軍將軍、是時單于覺之去、漢軍皆無功、其後四歲、廣以衞尉爲將軍、出雁門擊匈奴、匈奴兵多、破敗廣軍、生得廣、單于素聞廣賢、令曰、得李廣必生致之、胡騎得廣、廣時傷病、置廣兩馬閒、絡而盛臥廣、行十餘里、廣佯死、睨其旁有一胡兒騎善馬、廣暫騰而上胡兒馬、因推墮兒、取其弓、鞭馬南馳數十里、復得其餘軍、因引而入塞、匈奴捕者騎數百追之、廣行取胡兒弓射殺追騎、以故得脫、於是至漢、漢下廣吏、吏當廣所失亡多、爲虜所生得、當斬、贖爲庶人、

【講義】其後、漢は邊地の馬邑城を以て單于を誘き出し、大軍をして馬邑の地の近傍なる谷間に潛まり伏せしめて、單于が來り近づかば之を生擒せんと企てたり、而して李廣は驍騎將軍となりて、護軍將軍韓安國に支配せられて從屬せり、是の時、單于は漢の計略を覺り知りて去りたれば、漢の大軍折角の設けも無駄になりて功なかりき、其の後四歲を經て、李廣は衞尉の官を以て將軍となり、雁門の境ひを出でて匈

れば、未だ嘗て敵の迫害に遇はず、又一方の程不識は、部曲行伍の組合ひ營陣の備へを嚴正にし、刁斗を打ち鳴らして非常を警め、軍士軍吏は夫れ夫れに係りの軍簿を取り纒め、夜の明くるに至るまで軍中休息するを得ず、然れ共此れ亦未だ嘗て敵の迫害に遇はず、程不識評して曰く、李廣の軍は極めて簡單平易にして煩はしからず、然れども敵の虜兵が急猝に來り犯すことあらば、味方は何等の備へ無ければ、以て敵兵を喰ひ止むること無し、而して彼れの部下の士卒は、亦安佚に樂みて、何れも彼れが爲に一命を棄てて戰はんことを希望せり、我が率ゐる軍は、一々規律を以て取締りて煩雜紛擾なれども、然しながら敵の虜兵も、亦初めより警戒して我が軍を來り犯すことを得ず、乃ち彼れ李廣は一旦敵の來襲を受くるとも、最後に士卒の働きによりて之を擊退することあらんか、我輩は嚴重に軍を取締る代りには、最初から敵兵の來襲を受けずと、さて是の時漢の邊境に在る郡にて李廣、程不識の兩人何れも名將たり、然れども敵の匈奴は李廣の勇略あるを畏れ、味方の士卒も亦寬大なる李廣に從ふことを樂みて、嚴重なる程不識に從ふことを苦みとせり、程不識は既に孝景帝の時に於て數、直諫するを以て太中大夫となれり、その人柄は廉潔にして、文法卽ち規則法令の上に謹みて注意周到なりし人なり、

【字解】　上郡、地名、既に見ゆ、未央衞尉、長樂衞尉、倶に既に前傳に見えたり、部伍、漢書に部曲に作る、顏師古曰く、續漢書百官志云、將軍領軍皆有二部曲一、大將軍營五部、部校尉一人、部下有レ曲、曲有二軍候一人一と、曲は今日の團體なり、伍は五人づつを一組とせるもの、行陳、部伍と大略同じ、行は二十五人の組合ひなり、就善水草、北方野蠻未開の地、耕作無ければ、故に人馬の飲食に便利なる水草の地に就くなり、不擊刁斗、刁は音セウ、又はテウ、銅にて造れる食物を炊ぐ器なり、形ち銚子の如くにして緣なく、一斗の量を容る、故に刁斗と云ふ、刁は銚と音を以て通ず、此の器は、陣中に於て晝は以て飯食を炊ぎ、夜は擊ちて巡警の用となす、莫府、莫は幕と通ず、軍旅の行、一定の居止なし、故にその張れる帳幕よりして義を取り、將軍の營を幕府と云ふ、斥候、斥は度なり、ハカルと訓ず、候は視なり、望なり、敵の情況を度り視望するを

廣行無部伍行陣、就善水草屯舍止、人人自便、不擊刁斗以自衞、莫府省約文書籍事、然亦遠斥候、未嘗遇害、程不識正部曲行伍營陳、擊刁斗、士吏治軍簿至明、軍不得休息、然亦未嘗遇害、不識曰、李廣軍極簡易、然虜卒犯之、無以禁也、而其士卒亦佚樂、咸樂爲之死、我軍雖煩擾、然虜亦不得犯我、是時漢邊郡李廣程不識皆爲名將、然匈奴畏李廣之略、士卒亦多樂從李廣、而苦程不識、程不識孝景時以數直諫爲太中大夫、爲人廉、謹於文法、

【講義】それから年久しくして、孝景帝崩じ太子の武帝立ちて天子となれり、左右近侍何れも廣は流石の名將なりと譽むれば、帝も之を聽かれ、是に於て李廣は上郡の大守たりしが、都へ召し還されて未央宮の衞尉となれり、而して程不識も同時に長樂の衞尉となれり、未央宮は帝の坐所にして長樂宮は皇太后の坐所なり、程不識はもと李廣と倶に邊郡の太守を以て、駐屯軍の大將たり、出征して匈奴を擊つに及んで、兩人が軍の行り方は全く反對なりき、李廣は行くに部伍、行陣とて、兵の組合ひ、陳の取り方、何れも組織的設備なく、善き水や草のある處に就いて屯留舍止し、部下の人人自分自分の勝手便利に從ひ、刁斗の鳴り物を擊ち鳴らして自分に警衞をなさず、殆んど警備の方法を取らず、幕府即ち司令部にては、文書簿藉に關する事を成るべく省略して、規則に拘泥せず、物事凡べて寛かなる取扱ひをなせり、然しながら同時に斥候兵を遠くへ差遣して、敵狀の偵察を怠らざ

與十餘騎奔射殺胡白馬將、而復還至其騎中、解鞍、令士皆縱馬臥、是時會暮、胡兵終怪之、不敢擊、夜半時、胡兵亦以爲漢有伏軍於旁、欲夜取之、胡皆引兵而去、平旦、李廣乃歸其大軍、大軍不知廣所之、故弗從、

【講義】此の時、敵中に白馬に乘れる大將ありて陣を出で、匈奴の兵を監護せり、李廣、馬に乘り、十人餘りの騎兵と急に奔り進みて、匈奴の白馬に乘れる大將を射留めて殺し、而して復引き還し味方の騎兵中に戻りて、馬の鞍を解き休息し、軍士に號令し、何れも乘馬を解放して臥し息はしむ、是の時恰も日の暮るゝに會ひ、匈奴の兵は、元來よりせば李廣が益〻陣の備へを嚴重にすべき時刻なるに反りて右の如く爲せしを以て、終ひに之を怪み、是れ何等かの策略なるべしと思ひて、敢て李廣の陣を擊たず、夜半の頃、曩きに解放せし軍馬が處々に嘶けるよりして、匈奴の軍兵亦以爲へらく、漢の方には軍士を近傍に潛め匿し置きて、其の目的は夜半に自分共が寢靜まりたるに附込み、襲ひて自分共を捕へんとの計略ならんと、是に於て匈奴の兵は益〻恐れを懷き、何れも自分より兵を引きて退去せり、夜明けて李廣は騷がず落付き拂うて、乃ち其の大軍即ち本營に歸れり、此の時本營の軍は、李廣の何れに之きたるかを知らざれば、隨從せざりき、

【字解】出護兵、護は監視なり、縱馬臥、縱は放なり、ハナツと訓ず、平旦、明朝と同じ、

居久之、孝景崩、武帝立、左右以爲廣名將也、於是廣以上郡太守爲未央衛尉、而程不識亦爲長樂衛尉、程不識故與李廣俱以邊太守將軍屯、及出擊胡、而

に乘りて、遙かに匈奴の敵兵を望みけるに、數千の騎兵あり、李廣を見て思へらく、此れ態と遠くに出でて敵を誘き出す騎兵なりと、何れも驚き恐れ山に上り、之を據り處とし陣營を設けて、今や遲しと李廣の至るを待ちて、一と戰爭なさんと待ち構へたり、李廣が率うる百人の騎兵は之を見て何れも大いに恐れ、馬を馳せて引き還し逃げ走らんとせり、李廣之を止めて曰く、吾れ漢の大軍を離れ去ること數十里にして、只今此の如く多數の敵に出で逢ひたり、僅かなる百騎の兵を引連れて逃げ走らば、到底本營に達する見込みなし、匈奴後より我が味方を追駈け弓にて射ば、立ち所に我が味方は亡び盡くるなるべし、今我輩此の所に頑張りて留らば、彼の匈奴は大將軍より我輩を派遣して自分を誘き出す者と思ひて、必ず押し切りて我輩を追擊せざるに相違なしと、是に於て李廣は部下の諸騎兵に號令して曰く、前進せよと、前進して未だ匈奴の陣營に到達せざること二里ばかり前の地にて止まれり、又號令して曰く、何れもみな馬より下り、鞍を解きて休息せよと、部下の騎兵怪みて質問して曰く、虜卽ち匈奴の敵兵は多數にして且つ距離近し、若し火急の事起りて敵兵の來襲にてもありたらん時には、味方の備へを弛べ置きて、之を奈何になさるゝかと、李廣答へて曰く、彼の匈奴は我輩を誘騎と思ひて陣構へをなすものの、其の心には矢張り我輩を以て逃げ走ることとならんと疑ふならん、故に今鞍を解き休息をなし、以て本腰を据ゑて逃げ走らざる態度を見せ示して、彼れが我輩を自分共を誘き出さんが爲に態と遠出をなせりと思惟する意を堅めて、全く其れに相違なしと思ひ込ませしめんがためなりと、是に於て胡騎卽ち匈奴の騎兵は果して李廣の計略に陷り、自分共を誘き出す兵と思ひたれば、畏れて敢て李廣の軍を擊たず、

【字解】　爲大將軍誘之、大將軍は衞靑を謂ふ、誘之は之誘に作るを可とす、漢書に爲二大軍之誘一に作る、誘は卽ち上に謂はゆる誘騎なり、未到匈奴陳、陳は音ヂン、後世は陣に作る、用堅其意、其意は初め誘騎と爲せる意なり、顏師古曰く、示以二堅牢一、令三敵意知二之と、非なり、

有二白馬將一出護二其兵一、李廣上レ馬

人に負傷せしめ、並びに其の從騎を殺して殆んど之を盡さんとせり、中貴人恐れ遽て丶李廣の陣屋に馳け付けて援助を求めたり、李廣曰く、其の三人と申す者は、是れ必ず平生に雕を射留むる射手の巧みなる者に相違なからんと、言ひ畢りて、李廣乃ち遂に部兵百騎を從へて往き、敵の三人を目懸けて馳せ付けたり、此の時、三人の敵兵は前の戰にて乘馬を失ひ、已むを得ず歩行し行くこと數十里なりしが、李廣は自分の從騎に令して、左翼、右翼の兩隊を張らしめ、而して李廣自身に彼の三人の敵兵を、弓にて其の二人を射殺し、殘りの一人を生捕りになせしが、案の如く、匈奴の雕を射る弓術に老けたる人なりき、

【字解】 北地雁門代郡雲中、何れも北邊の地、中貴人、宦官の宮中に在りて貴く幸せらる丶者を云ふ、勒習、取締をなして練習すること、將騎數十縱、縱は放なり、自由に馳せて敵を擊つこと、且盡、且は將と通ず、走廣、走は趣なり、オモムクと訓ず、射雕者、雕は音テウ、大鷲鳥なり、ワシと訓ず一に鷲と云ふ、ワシ、張左右翼、其の騎を雙方に引連れて、宛も鳥の翼を展ぶるが如くなる狀を云ふ、

已縛之、上馬、望匈奴有數千騎、見廣以爲誘騎、皆驚上山陳、廣之百騎皆大恐、欲馳還走、廣曰、吾去大軍數十里、今如此、以百騎走、匈奴追射我立盡、今我留、匈奴必以我爲大將軍誘之、必不敢擊我、廣令諸騎曰、前、前未到匈奴陳二里所、止、令曰、皆下馬解鞍、其騎曰虜多且近、卽有急奈何、廣曰、彼虜以我爲走、今皆解鞍、以示不走、用堅其意、於是胡騎遂不敢擊、

【講義】 已に其の一人を捕縛して濟むと、李廣は馬

何等の恩典に與からず、轉任して上谷の太守となる、匈奴日々に來りて以て戰せり、典屬國の官なる公孫昆邪と云へる人武帝に對して泣きて曰く、李廣の才氣天下雙び無く、當時一品の人なり、然れども自分に己が所能を恃みて、數〻虜卽ち匈奴と敵對して戰爭せり、恐らくは萬一敗北したらんには、折角の名將を失はんことをと、是に於て帝は李廣を保全せんが爲に、乃ち轉任して前任地の上郡太守となしたり、

【字解】 騎郎將、騎郎を主る官なり、秩千石に比す、驍騎都尉、官の名、昌邑、地の名、上谷、地名、典屬國、屬國を主る官、公孫昆邪、公孫は姓、昆邪は名、自負其能、負は恃なり、タノムと訓ず、自負すること、

後廣轉爲邊郡太守、徙上郡、嘗爲隴西北地雁門代郡雲中太守、皆以力戰爲名、匈奴大入上郡、天子使中貴人從廣、勒習兵擊匈奴、中貴人將騎數十縱、見匈奴三人、與戰、三人還射、傷中貴人、殺其騎且盡、中貴人走廣、廣曰、是必射雕者也、廣乃遂從百騎往馳三人、三人亡馬步行、行數十里、廣令其騎張左右翼、而廣身自射彼三人者、殺其二人、生得一人、果匈奴射雕者也、

【講義】 其の後李廣轉任して邊境地方の太守となり、上郡に徙る、嘗て隴西、北地、雁門、代郡、雲中の諸軍の太守となれり、何れも力戰せるを以て名を揚げたり、或る時匈奴の兵大いに上郡に入り込めり、漢の天子は、中貴人とて宮中宦官の貴き者をして李廣に從行せしめ、兵隊を取締り習はして匈奴を擊たしむ、中貴人、騎兵數十人を引連れて別に檢束を加へず、自由勝手に驅け廻らしめ、匈奴の敵兵三人を見て與に戰爭せしが、匈奴の三人は後へ引廻し弓を射て、中貴

しことは、此く勇氣超越の人なれば、如し子に高祖皇帝の時代に當りて在らしめば、項羽と戰爭して、必ず大功を建つるに相違なかるべければ、一萬戶の租稅を所得する土地を領する諸侯位は誠に譯なく爲ることを得るなり、豈に彼れ此れと云ふまでの事あらんや、殘念なることは今日太平の世なれば、折角の武藝もその割りに働きを顯はすを得ざるをと、

【字解】燕太子丹、丹は太子の名、既に燕世家及び刺客傳に見ゆ、故槐里、故の下に自の字を添へて看るべし、蕭關、關の名、上郡の北に在り、良家子、家の筋目正しき少年にして、巫醫、商賈、百工の如き雜業の人の子にあらざるを云ふ、周壽昌曰く、漢制、凡從軍、不在七科讁內者、謂之良家子と、武騎常侍、官の名、文景の時置く、後ち省けり、嘗從行、行は帝の行なり、漢書には數從射獵に作る、衝陷折關、衝陷は敵を攻め破ること、折は毀なり、折關は關を破毀すこと、四字要するに危險を突破して勇武を著はせし事を謂ふ、格猛獸、格は擊なり、ウツと訓ず、

及孝景初立、廣爲隴西都尉、徙爲騎郞將、吳楚軍時、廣爲驍騎都尉、從太尉亞夫擊吳楚軍、取旗、顯功名昌邑下、以梁王授廣將軍印、還賞不行、徙爲上谷太守、匈奴日以合戰、典屬國公孫昆邪、爲上泣曰、李廣才氣天下無雙、自負其能、數與虜敵戰、恐亡之、於是乃徙爲上郡太守、

【講義】孝景帝の立ちて天子となれる最初に、李廣は隴西の都尉となり、轉任して騎郞將の官となる、吳楚の叛軍起れる時、李廣、驍騎都尉となり、元帥太尉周亞夫に從ひて、吳楚の叛軍を擊ち、敵の旗を奪ひ取りて、功名を昌邑の下に於て顯はせり、然るに當時梁王が李廣に將軍の印を授けしを、李廣は漢の朝廷の臣であり乍ら、私かに梁王の授けし印を授けたるは不都合なりとて、京へ還りても賞與は行はれずして、

任せしならむ、壺遂は心廉直にして行脩まれり、斯所謂身を盡して君に仕ふる人格者なり卽ち宰相なるべき人なるを惜いかな、其の擧ぐる所の人も擧げられたる人も亦不遇にして一生を卒へたり惜いかな、

李將軍列傳第四十九

李將軍廣者、隴西成紀人也、其先曰李信、秦時爲將、逐得燕太子丹者也、故槐里從成紀、廣家世世受射、孝文帝十四年、匈奴大入蕭關、而廣以良家子從軍擊胡、用善騎射、殺首虜多、爲漢中郎、廣從弟李蔡亦爲郎、皆爲武騎常侍、秩八百石、嘗從行有所衝陷折關、及格猛獸、而文帝曰、惜乎子不遇時、如令子當高帝時、萬戶侯豈足道哉、

【講義】李將軍、名は廣と云ひ、隴西の中なる成紀と云へる處の生れなり、其の祖先を李信と曰ふ、秦の時代に將軍となり、燕の太子丹を逐ひて得たる人なり、もと槐里の地よりして成紀に從れり、李廣の家は、世世射法を受け傳へて、弓術の名家なり、漢の孝文帝十四年に匈奴の兵大いに蕭關の內へ打入れり、而して李廣は良家の子と云ふを以て、從軍して胡卽ち匈奴を擊ちしが、騎射を善くし敵兵を殺し首を取り又捕虜にせること多數なる功を以て、漢の中郎と申す官となれり、李廣の從弟なる李蔡も同じく郎となり、何れも武騎常侍の職に補せられ、秩祿八百石を下賜せらる、就中、李廣は平常軍の出行に從ひ敵營を衝き陷れ、折關とて關門を破壞し、及び猛獸を手づから擊ち殺せしことあり、文帝之を聞かれ李廣に謂うて曰く、誠に惜しきことなるぞ、子が良き時に出で遇はざり

【講義】安國は始め御史大夫及護軍たりしが、後に稍其の位地を下げられて天子より遠ざけらる、而るに之に反して新に寵幸を得たる少壯なる將軍衞靑等は功あれば益、昇進して身分貴くなれり、

安國既疏遠、默默也、將屯又爲匈奴所欺、失亡多、甚自愧、幸得罷歸、乃益東徙屯、意忽忽不樂、數月、病歐血死、安國以元朔二年中卒、

【講義】安國は既に天子に疏遠せられて默默として意に滿たず、屯兵の將となりては匈奴に欺かれ軍兵を亡失せること多し、之を甚自から愧ぢて將を罷めて歸らむことを天子に請ふ、乃ち益、東方に徙りて屯兵す、意忽忽と失望の貌して不平に暮しけるが數月の後大病に罹りて血を嘔いて死す、安國は元朔二年中を以て卒せり、

【字解】幸得罷歸幸は冀也コヒネガフと訓ず、忽忽不樂、忽忽は失意の貌、病歐血死、歐は吐也或は嘔に作る、

太史公曰、余與壺遂定律歷、觀韓長孺之義、壺遂之深中隱厚、世之言梁多長者、不虛哉、

【講義】太史公が曰はく、余は壺遂といふ者と律書歷書を定めて韓長孺が義と壺遂が其の中深くして意の外に現れざるを觀察するに、世間にて梁の國には溫厚君子人の多しと評する者あることは決して虛言にあらざるなりと歎ぜらるゝなり、

壺遂官至詹事、天子方倚、以爲漢相、會遂卒、不然、壺遂之內廉行脩、斯鞠躬君子也、

【講義】壺遂の官は詹事卽ち皇后太子の職事の官となる、天子は其の時に方り遂に倚りて丞相となさむとす、遂が卒するに會ひて止む、若し遂卒せずんば、

將軍衞青擊之、出雁門、衞尉安國爲材官將軍、屯於漁陽、

【講義】元朔元年匈奴大に漢の境界の中に侵入して遼西の太守を殺す、又雁門に入りて殺し奪ふ所の者甚多く數千人に及ぶ、車騎將軍衞青は之を擊つて雁門より出づ、衞尉安國は材官將軍として漁陽に軍兵を集合して駐まりぬ、

安國捕生虜、言匈奴遠去、卽上書言、方田作時、請且罷軍屯、罷軍屯月餘、匈奴大入上谷漁陽、安國壁乃有七百餘人、出與戰不勝、復入壁、匈奴虜略千餘人及畜產而去、

【講義】安國は匈奴の兵を生捕りたり、其の捕虜の言はく、匈奴の兵遠く逃れ去りぬと、安國卽ち書を天子に上りて言はく、耕作の時に方りてあれば、請ふらくは暫時屯兵を中止せむと、因りて屯兵を中止する一ケ月餘りして、匈奴大軍を以て上谷漁陽に入る、安國が軍壘に七百餘人の兵あり、出でて匈奴の兵と戰ひて勝たず、復軍壘に入る、匈奴は千餘人を生捕にし又家畜類を奪取して去りぬ、

天子聞之、怒使使責讓安國、徙安國益東屯右北平、是時、匈奴虜言、當入東方、

【講義】武帝は安國が部下の軍兵の匈奴に打負けたる由を聞かれて大に怒り、使をして安國の失敗を詰責せしめらる、因りて其の過失の償として安國を轉職せしめて、更に東の方右北平に兵を屯す、是の時に匈奴の捕虜言はく、匈奴の兵當に東方に入るべしと、

安國始爲御史大夫及護軍、後稍斥疏下遷、而新幸壯將軍衞青等有功益貴、

田蚡死、安國行丞相事、奉引墮車蹇、天子議置相、欲用安國、使使視之、蹇甚、乃更以平棘侯薛澤爲丞相、安國病免、數月、蹇愈、上復以安國爲中尉、歲餘、徙爲衞尉、

【講義】　安國が御史大夫たること四年餘にして、丞相田蚡死す、安國代りて丞相の事を取扱ふ、天子の爲に陪乘して車より墮ちて足を傷け跛となる、天子丞相を置かむと議す、安國を用ゐて丞相とせむと欲して使者をして安國の樣子を視しめらる、蹇する甚しかりしかば、乃ち更に平棘侯薛澤を以て丞相となす、安國病に罹るといふを以て免官す、居ること數月にして足の蹇すること平愈す、天子は復安國を以て中尉となす、一年有餘にして徙りて衞尉となる、

【字解】　行丞相事、行は相當官より卑き官を兼ぬる時の稱、若し尊き官を兼ぬる時は守といふ、奉引墮車蹇、引は靷と同じムナガイと訓ず、皮を用ゐて馬胸に約し以て車軸を引くもの、奉引は靷を奉ずること、沈欽韓曰く乘輿大駕公卿奉引と、案ずるに引は前導なり、蹇は跛なり、俗に云ふビッコなり、

車騎將軍衞靑擊匈奴、出上谷、破胡龍城、將軍李廣爲匈奴所得、復失之、公孫敖大亡卒、皆當斬、贖爲庶人、

【講義】　車騎將軍衞靑匈奴を擊ちて上谷より出でて胡を龍城に破る、將軍李廣は一旦匈奴に生捕られしが逃去りて匈奴は復之を取り放したり、公孫敖は騎將として代郡より出でて騎七千を失ひしかば、廣も敖も皆斬罪に當す、金を出し罪を贖ひて庶人となる、

【字解】　復失之、復の上に匈奴の二字を加へて看よ、李將軍傳參考すべし、

明年、匈奴大入邊、殺遼西太守、及入雁門、所殺略數千人、車騎

以謝天下、於是恢聞之、乃自殺

【講義】太后は丞相の言を以て天子に告げらる、天子曰はく、否々、第一に眞先に立ちて馬邑の計畫を企てたる者は彼の王恢なり、故に朕は天下の兵數十萬の大軍を發して王恢の言に從つて單于を擊たしむ、且もし單于を生捕にする事能はずとも、王恢が部下の軍將が單于の輜重なりとも追擊せば士大夫の心を慰むるを得べし、今王恢を誅せざる時は天下萬民の手前に對して何の申譯もなき次第なれば宥すこと相成り申さずと、王恢は之を聞き今は此までと思ひ自殺せり、

安國爲人、多大略、智足以當世取舍、而出於忠厚焉、貪嗜於財、所推舉、皆廉士、賢於己者也、於梁舉壺遂、臧固、郅他、皆天下名士、士亦以此稱慕之、唯天子以爲國器、

【講義】安國は人となり、智慧勝りて大いなる策略多し、其の智の多きことは、物事を爲すに世俗の人が好むと好まざるとを見別けて適合して衝突なく、而かも輕薄才子の流にあらずして忠厚に本づきたる行狀の人なり、又己は金錢を貪りたれど、其の官に推舉したる人物は皆潔白清廉の士にして安國自身よりも賢明なる者のみなり、例へば梁にありては、壺遂や臧固や郅他などを推舉したるがごとき皆天下に名高き人物なり、士も亦此の行爲あるが爲に此の人物推選の事を以て安國を敬重して稱贊す、それのみならず天子に於かれても安國は其の器量他に勝れて國家有數の人物とせられたり、

【字解】當世取舍、舍は止なり、取舍は取べきは取り止むべきは止むるにて程よく加減して調子を合するなり、郅他、人の姓名、漢書至他とするは誤、出於忠厚、意忠厚に本づくなり、唯天子以爲國器、唯は雖と古字相通ず、又惟に作る義同じ、

安國爲御史大夫四歲餘、丞相

をせず、擅に兵を纒めて還りしを怒る、王恢曰はく、最初の軍約に曰はく、敵輩馬邑城に入らば我が軍は單于と接戰せん、而して臣は其の輜重を撃たば勝利疑ひなしと、然るに今單于は漢の兵が馬邑の附近に伏してありと聞き至らずして引返せり、臣以爲く、漢の兵三萬人の勢は到底單于の兵に敵せず、若し强ひて抗戰せば只辱を受くるに止まらんと、臣又固より引返せば斬らるゝ罪に當るを知れり、されど陛下の軍人三萬人の生命を助けたる功ありと信ずと、

【字解】 禔取レ辱耳、禔は祇と同じ、漢書には祇に作る、但なり、マサニとも訓ず同義なり、

於レ是下二恢廷尉一、廷尉當二恢逗橈一、當レ斬、恢私行二千金丞相蚡一、蚡不二敢言一レ上、言二於太后一曰、王恢首造二馬邑事一、今不レ成而誅レ恢、是爲二匈奴一報レ仇也、

【講義】 是に於て王恢を廷尉に引渡して罪を治せしむ、廷尉の論斷に王恢を逗橈即ち逗留して卑怯なる所爲となし要斬に處すべき者と判決す、王恢懼れて內證にて千金の大金を丞相田蚡に贈賄して救はれむことを乞ふ、田蚡は胸に一物あれば直に天子に之を宥されむことを申さず、太后に言上して曰はく、王恢は首謀にて馬邑の伏兵の計畫を造す者なり、然るに今に至りて其の失敗の爲に之を誅せむとならば、是畢竟匈奴の爲に仇を報ずる譯にて漢の處置の爲とはならざるなりといふ、

【字解】 當二恢逗橈一、逗は止なり橈は屈弱なり、一說に逗は迟の訛、迟も橈と義同じ、音はキ、軍法に行而逗留、畏懦者要斬とあり、

太后以二丞相言一告レ上、上曰、首爲二馬邑事一者、恢也、故發二天下兵數十萬一、從二其言一爲レ此、且縱單于不レ可レ得、恢所レ部擊二其輜重一、猶頗可三得以慰二士大夫心一、今不レ誅レ恢、無二

尉史が曰はく、漢の兵は數十萬人馬邑の下に伏兵としてありと、單于顧みて近侍の者に謂つて曰はく、幾んど漢に欺き擊れむとしたり、悔しき事かなとて、乃ち兵を纏めて還り、塞を出でて曰はく、吾が武州の尉史を生捕りたるは天神の助けなり、若し得ずんば吾は漢に殺されたらむものをと悦びて是より尉史を命じて天王といふ、

【字解】 攻烽燧、塞に近き亭に烽燧あり、以て寇に備ふるなり、得武州尉史、漢律に塞に近き郡に皆尉を置く、百里に一人、士史尉史各二人と師古云へり、

塞下傳言、單于已引去、漢兵追至塞、度弗及、卽罷、王恢等兵三萬、聞單于不與漢合、度往擊輜重、必與單于精兵戰、漢兵勢必敗、則以便宜罷兵、皆無功、

【講義】 塞の附近の人民傳へて噂して曰はく、單于は漢の詐謀を覺りて已に兵を纏めて還りぬと、漢の兵之を聞き、其の退くを追ひて塞に至る、然れども、追ひつく事能はじと度りしかば直に軍を還す、又王恢等が軍兵三萬人は、單于が漢と合はざるを聞いて、度るに、單于が輜重を擊たむには、必ず精鋭の兵と戰はむ、然る時は漢の兵は必ず敗北せむ、追はざるに若かずとて則ち便宜軍を引返すに定まる、因りていづれの軍も何の功もあらざりき、

天子怒王恢不出擊單于輜重、擅引兵罷也、恢曰、始約、虜入馬邑城、與單于接、而臣擊其輜重、可得利、今單于聞、不至而還、臣以三萬人衆不敵、禔取辱耳、臣固知還而斬、然得完陛下士三萬人、

【講義】 天子は王恢が出でて單于の輜重を擊つこと

史大夫韓安國爲護軍將軍、諸將皆屬護軍、約單于入馬邑、而漢兵縱發、王恢李息李廣別從代主伐其輜重、

【講義】是の時に當りて漢の伏兵は車騎材官三十餘萬人、馬邑の傍谷の中に匿れたり、衞尉李廣は驍騎將軍となり、太僕公孫賀は輕車將軍となり、大行王恢は將屯將軍となる、太中大夫李息は材官將軍となり、御史大夫韓安國は護軍將軍となる、諸將皆護軍將軍の手に屬す、軍約して曰はく、單于が馬邑に入らば漢の兵突出して之を伐て、王恢李息李廣は別隊となりて代の地よりして單于の輜重を擊たむことを主れと、

【字解】驍騎將軍、驍は健なり、又勇捷の意、因りて騎兵の稱となせり、輕車、古の戰車なり、輕車は巾なく蓋なし、將屯將軍、諸屯を監主する將軍なり、材官將軍、臣瓚曰はく、騎射の官と、又云はく幹力あるの官なりと、輜重、釋名に輜は厠なり、載する所の衣服其の中に雜厠すといへり、師古曰はく、輜は衣車なり、重とは重き物を載する車を謂ふ、故に行者の資を總て輜重といふ、

於是、單于入漢長城武州塞、未至馬邑百餘里、行掠鹵、徒見畜牧於野、不見一人、單于怪之、攻熢燧、得武州尉史、欲刺問尉史、尉史曰、漢兵數十萬伏馬邑下、單于顧謂左右曰、幾爲漢所賣、乃引兵還、出塞曰、吾得尉史、乃天也、命尉史爲天王、

【講義】是に於て單于は漢の長城の武州縣の塞に入る、未だ馬邑に至らざる百里餘の所にして行く〳〵人民の財物を掠め取る、然るに徒に畜牧を野に見れども之を牧する者一人もあらぬは全く降參したるものにあらざるを覺り之を怪しみ熢燧の者を攻めて武州縣の尉史を生捕りて殺さむと欲して尉史に問ふ、

閒亡入匈奴、

【講義】是に於て天子は遂に匈奴と和睦することを許す、其の明年は則元光元年なり、雁門馬邑の豪士なる聶翁壹といふ者、大行の王恢に取り入りて天子に言上して曰はく、匈奴初めて和睦して國境の要地に來りて漢を親しみ之を信用せり、誘ふに利益を以てせば之を平ぐるを得べしといひければ、乃ち陰に聶翁壹をして間者として亡げて匈奴の地に入らしめたり、其の姑息不信の策千歳の憂を遺せるものといふべし、

謂單于曰、吾能斬馬邑令丞吏、以城降、財物可盡得、單于信之、以爲然、許聶翁壹、聶翁壹乃還、詐斬死罪囚、縣其頭馬邑城、示單于使者爲信曰、馬邑長吏已死、可急來、於是、單于穿塞、將十餘萬騎、入武州塞、

【講義】聶翁壹は單于に謂つて曰はく、吾能く馬邑の令丞吏等を斬り、其の城を差出して君に降參せむ、然らば漢の財物は盡く得べしと、單于之を事實なりと信用し之を至當の言とせり、かくて聶翁壹の云ふが儘にすべきを承諾しければ聶翁壹は引戻して邑に還り、詐りて死罪囚の首を斬り其の頭を馬邑城に梟して單于の使者に示して事實間違なき由を語りて曰はく、馬邑の長吏は此のごとく今や死せり、因りて速に兵を率ゐて來るべしといへり、是に於て單于は塞を穿ち推し明けて十餘萬騎を引率して武州縣に入る、

當是時、漢伏兵車騎材官三十餘萬、匿馬邑旁谷中、衞尉李廣爲驍騎將軍、太僕公孫賀爲輕車將軍、大行王恢爲將屯將軍、太中大夫李息爲材官將軍、御

【講義】安國が曰はく、千里の遠きに之きて戰ふは徒らに費用多く味方疲るゝのみにして兵利を獲ずといへり、今匈奴は健馬の力を負み禽獸の如き貪欲限り無き野心を懷きて處々に轉じ移り其の迅速なること宛かも鳥の飛び擧るが如く、到底漢の制すべきものにあらず、而して若し伐つて其の地を取り得たりとも漢の領地を廣くしたりといふ程のものにあらず、其の人民を有したりとて漢の力強くなれりとはいひ難し、されば上古より以來屬して普通人類となさず全く別扱ひとなせり、

【字解】不屬爲人、本書の主父偃傳に諫伐匈奴書にも禽獸畜之不屬爲人の語あり相參すべし、

漢數千里爭利、則人馬罷、虜以全制其敝、且彊弩之極矢、不能穿魯縞、衝風之末力、不能漂鴻毛、非初不勁、末力衰也、擊之不便、不如和親、群臣議者、多附安國、

【講義】然るに漢は二三千里の遠きに兵を出して勝利を爭はゞ人馬疲弊せむ、彼の匈奴の輩は全力を以て我が軍の疲弊に乘じて之を制せむ、且や古語にも强弩の矢も其の極に至れば魯縞即ち尤も薄き絹をも穿つこと能はず、突風の末力は鴻毛の輕き物をも漂はすこと能はずといふ、是は初の勁からざるにはあらず、末の力の衰へたるなり、されば匈奴を擊たむことは不便なり和睦せむには如かずといふ、群臣の議者多く安國の說に附く、

【字解】不能穿魯縞、縞は素絹なり魯の地にて造れる者尤も輕細なるを以て名あり、衝風、疾風の衝突する者乃ち突風のこと、

於是、上許和親、其明年、則元光元年、雁門馬邑豪聶翁壹、因大行王恢言上曰、匈奴初和親、親信邊、可誘以利、陰使聶翁壹爲

安國法に觸れ內史の官を免ぜられて隱居す、武帝の建元年中に武安侯田蚡外戚を以て勢力あり漢の太尉となる、外戚たる上に高官たるを以て政を執る自由なり、安國五百金の物を以て蚡に遺りて賄とす、田蚡安國を太后に言す、天子亦素より安國の賢なるを聞かれしかば、卽ち召して北地の都尉となす、後に遷りて大司農たり、

閩越東越相攻、安國及大行王恢將、未至越、越殺其王降、漢兵亦罷、

【講義】閩越東越互に相戰爭す、安國及大行王恢兵に將として出征す、未だ越に至らざるに越は其の王を殺して降る、漢兵亦罷めて還る、

建元六年、武安侯爲丞相、安國爲御史大夫、匈奴來請和親、

【講義】省く、

天子下議、大行王恢燕人也、數爲邊吏、習知胡事、議曰、漢與匈奴和親、率不過數歲、卽復倍約、不如勿許、興兵擊之、

【講義】天子其の議を群卿に下して評議せしむ、大行の官を勤むる王恢は燕の人なり、數北方國境の吏となりて匈奴の事情を習ひ知れり、因りて議して曰はく、漢は匈奴と和睦す、大概二三歲に過ぎずして卽ち復約に倍くを例とす、如かず、之を許すことなくして兵を興して之を擊たむにはといふ、

安國曰、千里而戰、兵不獲利、今匈奴負戎馬之足、懷禽獸之心、遷徙鳥擧、難得而制也、得其地、不足以爲廣、有其衆、不足以爲彊、自上古不屬爲人、

如太后宮車卽晏駕、大王尙誰攀乎、

【講義】古語に曰はく、親しき父なりとて安んぞ虎のごとく其の子を害する者なしとも限られず、又親しき兄なりともいかでか其が狼のごとく猛烈にして害する者なしとも限られずといへり、今大王は列して諸侯の位に在ませり、然して一個邪臣の無根の説を悅びて國家の禁制を犯して明法を曲げて之を匿す、天子は太后のいます故を以て國法に從つて太后の御愛子たる王を糺すに忍びず、太后は日夜涕を垂れ泣いて大王が自から過を改められむことを希望せり、而して大王は今に至るまで此に心附き給はず、萬一にも太后が崩ぜらるゝ事もあらむには、大王は其の時誰人に賴りて助けを願ふべき、

【字解】宮車卽晏駕、宮車遲く出づるとは天子の崩ずる意の喩、晏は晚なり、既に屢〻前に見ゆ、

語未卒、孝王泣數行下、謝安國曰、吾今出詭勝、詭勝自殺、漢使還報、梁事皆得釋、安國之力也、於是、景帝太后益重安國、

【講義】安國の語未だ卒はらざるに、孝王其の諫に感激して涙を落して安國に謝して曰はく、吾今詭と勝を宮中より差出さむと、安國の諫に從はる、公孫詭羊勝兩人之を聞き自殺す、漢の使者還りて此の由を復命す、是に由りて梁の事は皆無事解決を得たり、是安國が誠忠の力なり、是より景帝も太后も益〻安國が人となりを重んぜらる、

孝王卒、共王卽位、安國坐法、失官居家、建元中武安侯田蚡爲漢太尉、親貴用事、安國以五百金物遺蚡、蚡言安國太后、天子亦素聞其賢、卽召以爲北地都尉、遷爲大司農、

【講義】梁孝王卒す、其子の共王嗣いで梁王となる、

との御親しみは、往昔の太上皇と高皇帝の親しみと、又今上皇帝と臨江王との親しみとに比していづれか勝ると思はるゝかと問ふ、孝王曰はく、其は到底吾の及ぶ所にあらずと、

安國曰、夫太上臨江親父子之間、然而高帝曰、提三尺劍取天下者朕也、故太上皇終不得制事、居于櫟陽、臨江王適長太子也、以一言過、廢王臨江、用宮垣事、卒自殺中尉府、何者治天下、終不以私亂公、

【講義】　安國曰はく、夫れ太上皇と高帝と今上帝と臨江王とは皆御父子の親みある御間柄なり、然れども高帝の曰く、自から長け三尺計りの劍を手に提げて戰鬪に從事して天下一統の功を成せる者は朕なり、故に太上皇は終に事を制する自由を得ず、とありて、太上皇は櫟陽に居給ひき、臨江王は正しく陛下の御嫡子長男たる太子なり、其の母栗姬の言の不遜なるに依りて廢せられて臨江に王となれり、然るに廟の垣内の地を侵して宮となしたる事に坐して中尉邸都の治むる役所にて王は自殺せらる、何となれば、天下の政治といふ者は詰り個人の私事を以て公の事を亂すべからざればなり、乃ち如何に陛下と御親子なればとて國法を犯さば赦すべからず、

【字解】　提三尺劍、戰爭に從事したるをいふ、用宮垣事、臨江閔王榮が廟の壖地を侵して宮となししをいふ、事は前篇に見ゆ、

語曰、雖有親父、安知其不爲虎、雖有親兄、安知其不爲狼、今大王列在諸侯、悅一邪臣浮說、犯上禁、撓明法、天子以太后故、不忍致法於王、太后日夜涕泣、幸大王自改、而大王終不覺寤、有

吳相袁盎、

【講義】公孫詭羊勝の兩人は孝王に說きて帝の太子となること及び領地を增し加へられむことを求めしむ、只漢の大臣の承知せざらむかと思ひしかば、乃ち陰に人をして漢の大臣の中にて最有力なる者を殺し又故の吳の相たりし袁盎を殺さしむ、

【字解】求爲帝太子、事は梁孝王世家に詳らかなり、

景帝遂聞詭勝等計畫、乃遣使捕詭勝、必得、漢使十輩至梁、相以下擧國大索、月餘不得、

【講義】景帝は公孫詭羊勝等が不埒の計畫を聞かれ乃ち使者を遣はして詭と勝とを召し捕らしめ必ず之を得んとす、漢の使者十餘人梁に至る、梁の相以下の者梁國の人を擧りて犯人を大に搜索す、然るに一月有餘に及ぶまで之を召し捕るを得ず、

內史安國聞詭勝匿孝王所、安國入見王而泣曰、主辱臣死、大王無良臣、故事紛紛至此、今詭勝不得、請辭賜死、

【講義】內史の安國は詭勝が孝王の所に匿れたる由を聞きしかば、安國は王の宮に入り王に謁見して泣きて申して曰はく、主辱めらるれば臣死すとは古くより傳へ聞く所なり、大王には股肱の良臣なし、故に先頃より事體分明せずして今日に至るまで亂れて治まらず、今彼の公孫詭羊勝の召し捕られざるは是臣の責なり、臣願はくは辭職して其の申譯に死を賜はむ、かくて王の辱を雪がむといふ、

王曰、何至此、安國泣數行下、曰、大王自度、於皇帝、孰與太上皇之與高皇帝、及皇帝之與臨江王親、孝王曰、弗如也、

【講義】孝王曰はく、公は何ぞ此のごとくなるまでの事を請はるゝかと、安國は淚をほろ〳〵と流して曰はく、大王には自から考へらるゝに王と今上皇帝

石の官に上りぬ、

【字解】 獄吏田甲、古人人の姓を知りて名を詳らかにせざる時は姓の下に甲若くは乙の字を加へて記す、死灰云々、死灰は滅えたる火の灰となりし者を云ふ、復然の然は燃の古字、又通用す、起徒中、罪徒の中より出づるなり、徒は徒刑なり、

田甲亡走、安國曰、甲不就官、我滅而宗、甲因肉袒謝、安國笑曰、可溺矣、公等足與治乎、卒善遇之、

【講義】 田甲罪せられむことを恐れて亡げ走る、安國曰はく、甲よ汝若し歸りて其の職に服せずんば、汝が一族を滅さむといへるに、田甲懼れ兩肌を脱ぎ安國の許に來りて罪を謝す、安國笑つて曰はく、如何にぞや、我れ今日の境遇は嚮に言へるがごとく死灰なれば小便を爲すべきに何ぜに爲さゞるや、然かし公等は與に對等に見るべき人ならず、甚劣れる小人なれば兎角論ずるにも足らずとて卒に善く之を待遇せり、

【字解】 不就官、就は歸りて其の位に涖むの意、就職に同じ、可溺矣、故らに反言して之を辱めたるなり、足與治乎、治は治獄の治にて詮議立てして彼れ此れと咎むること、

梁內史之缺也、孝王新得齊人公孫詭、說之、欲請以爲內史、竇太后聞、乃詔王、以安國爲內史、

【講義】 梁の內史の官の缺員ある時に當りて、孝王は新に齊人公孫詭といふ者を召し寄せられ其の意見を悅び天子に伺ひ請ひて內史となさむと欲す、竇太后之を聞かれて安國の舊恩に酬いんが爲に孝王に詔を下し安國を以て內史となさる、

公孫詭、羊勝說孝王、求爲帝太子及益地事、恐漢大臣不聽、乃陰使人刺漢用事謀臣、及殺故

曰、爲言之帝、言之、帝心乃解、而免冠謝太后曰、兄弟不能相教、乃爲太后遺憂、悉見梁使厚賜之、

【講義】大長公主は仔細に之を太后に言上す、太后喜びて曰はく、自分よりは直切に言ひ難きが故に御身が自分に代はりて其の由を天子に申されよと、因て長公主は之を帝に申せしに、帝の怒乃ち解けたれば、冠を脱ぎ自から其の過失を太后に謝して申さるるに私共兄弟互に糺し合ひて輯睦する能はず、太后の爲に御心配の事を遺せるは恐懼に堪へずとて、是より一切梁の使者に謁を賜ひ御手厚く賜物までありき、

其後梁王益親驩、太后長公主更賜安國、可直千餘金、名由此顯結於漢、

【講義】天子の怒解けてより後、梁王益、親しみ驩びければ太后長公主更る〳〵安國に賞賜せらる、其の價値千金程の物なり、安國の名此の事の爲に人に知らるゝに至り、漢の朝廷に結納して信任厚かりき、

其後安國坐法抵罪、蒙獄吏田甲辱安國、安國曰、死灰獨不復然乎、田甲曰、然卽溺之、居無何、梁內史缺、漢使使者拜安國爲梁內史、起徒中爲二千石、

【講義】其の後安國は或る事の連坐に因り罪を得たり、梁國蒙縣の獄吏田甲といふもの、安國を辱しむ、安國憾みて曰はく、冷却したる灰とても復燃えぬことあらじと、諷刺すれば、田甲更に之を侮りて再燃えば吾は卽ち之に小便をかけて消してくれむといへり、かくて幾月をも經ぬ中に、梁の內史の職缺員となれり、漢朝は使者を遣はして安國に命じて梁の內史たらしむ、安國は徒刑囚人の中より出でて直に二千

は實に梁王の力なり、

【字解】 諸侯擾亂、擾亂は騷動なり、擾は搔亂してやかましき意、

今太后以小節苛禮、責望梁王、梁王父兄皆帝王、所見者大、故出稱蹕、入言警、車騎皆帝所賜也、卽欲以侘鄙縣、驅馳國中、以夸諸侯、令天下盡知太后帝愛之也、

【講義】 今太后は梁王の小さき禮節と苛細の行儀、卽ち區々たる形式上の行き違ひを以て梁王を責めらるれども梁王の父兄は皆帝王なれば自然に平素見慣れたる所の者大なり、されば外出に當りては蹕と稱して行人を止め、入る時は警を稱して亦人を止めなどし、又其の乘車旗等は成程皇帝と同一なれども皆天子より賜はる所のものなり、卽ち之を以て弱小の國に誇りて國中を自由に馳せ廻り、之を以て諸侯にも其の威力を誇り天下の人をして盡く太后皇帝陛下の特に梁王を愛せらるゝ意を知らしめむと思はるるまでのことなり、

【字解】 侘鄙縣、鄙縣は邊鄙の地方なり、侘は誇也、漢書に嫮に作る亦誇の意、此を以て邊鄙地方に誇耀するなり、夸諸侯、夸は誇大にして人に傲るの義、

今梁使來、輒案責之、梁王恐、日夜涕泣思慕、不知所爲、何梁王之爲子孝、爲臣忠、而太后弗恤也、

【講義】 今や梁の使者太后の許に來れば、輒ち之を詰責せらる、梁王は罪を恐れ、日夜涕泣し太后帝の兩宮を思慕して自分に如何にして宜しきかを知らず、さて何ぞ梁王の人子として孝ある人臣として忠あるに而かも太后少しも同情し給はざるや、甚だ遺憾に存ずるなり、

大長公主具以告太后、太后喜

也、太后知帝不善、乃怒梁使者、弗見、案責王所爲、

【講義】 梁の孝王は景帝の同母弟なり、竇太后は此の王を愛し、王自身に人物を見立てゝ、天子に請ひて相として二千石の吏を置くことを得しむ、出入游戲するときにその儀式等天子と同一に分限を侵してなしぬ、天子も此の事を聞いて內心に有理とせず、太后も是に於て梁の使者を怒りて對面せられず、王の所爲を糺し責めらる、

【字解】 案責王所爲、案は其の事を考驗するなり、責は詰問なり、

韓安國爲梁使、見大長公主、而泣曰、何梁王爲人子之孝、爲人臣之忠、而太后曾弗省也、

【講義】 韓安國は梁王の使者として景帝の姉宮大長公主(館陶公主)に謁見して涙を流して曰はく、梁王は人の子として孝あり、人の臣として忠あり、然るに太后が其の意を察せられざるは何ぞや、憾めしき事なり、

夫前日、吳楚齊趙七國反時、自關以東、皆合從西鄕、惟梁最親爲艱難、梁王念太后帝在中、而諸侯擾亂、一言泣數行下、跪送臣等六人、將兵擊却吳楚、吳楚以故兵不敢西、而卒破亡、梁王之力也、

【講義】 夫前の日に吳楚齊趙七國の反亂の時、關より以東皆同盟して西の方漢に對して兵を起しぬ、唯我が梁王のみ最も親しきを以て艱難の戰爭を致せり、梁王は太后帝の中に在して諸侯の騷動するを念ひて一言にして泣數行下る、臣等六人を跪きつゝ送りて兵に將として擊ちて吳楚を却けたり、吳楚は此の爲に敢へて西に向はずして卒に破れ亡びたること

其、武安俱に賓客を以て主とし、一聚一散、盈虛互に寫し、兩人の間に灌夫を挿入し、其の使酒の事を寫し、魏其、武安排擠の媒蘖となす、竇太后、王太后兩半分映し、梁王、淮南王首尾相照して、兩人の賢否亦自ら其間に隱躍たるを覺ゆ、此れ亦固より史記中一篇の好文字なり、

韓長孺列傳第四十八

御史大夫韓安國者、梁城安人也、後徙睢陽、嘗受韓子雜家說於騶田生所、事梁孝王、爲中大夫、

【講義】御史大夫の韓安國といふ人は梁の城安縣の人なり、後に睢陽の地に移轉す、嘗て韓子及雜家の說を騶縣の田生が所に於て受け學べり、梁の孝王に事へて中大夫となる、

【字解】韓子雜家說、韓子は韓非子、雜家は九流の一、議官より出でて儒墨を兼ねて名家法家を合せたる學、

吳楚反時、孝王使安國及張羽爲將、扞吳兵於東界、張羽力戰、安國持重、以故吳不能過梁、吳楚已破、安國張羽名、由此顯、

【講義】吳楚の漢に叛き兵を起しゝ時に、梁孝王は安國及び張羽を大將となし、吳王の軍を梁の東界にて扞がしめぬ、張羽は努力して戰ひ、安國は大事を取りて妄に戰はず、此の故を以て、吳王の軍は梁を過ぎて漢に向ふこと能はず、吳楚已に敗北して、安國と張羽との名聲は世に名高くなれり、

梁孝王、景帝母弟、竇太后愛之、令得自請置相二千石、出入游戲、僭於天子、天子聞之、心弗善

身上は雙方に共通點あり、灌夫は一時の決策を用ひて、父の戰死を弔ひ、敵兵と力戰したるに因つて、其の名譽天下に顯はれたりき、尙其の中に就いて云へば、魏其の上位に擧げられたるは、吳楚の亂を以て大將軍となりしによれり、武安の貴くなりたるは、武帝と太后との兩宮が共に彼れの親戚たるを以てなれば、譬へて申さば日と月との間にあるが如き關係を以てなり、然しながら、魏其は誠に時世の移り變り行くことを知らず、何時までも同樣に帝室の親任ありと思へるが、身を過りし本なり、灌夫は智術の無きに而も不謙遜なり、此の兩人相互ひに羽翼となり助け合ひて乃ち禍亂を成就し、遂に己れの身家共に滅亡せり、武安は己が太后の弟にして貴き身なるを恃み誇りとして、權勢を張るを好み、僅かに盃酒を取換はしたる行き違ひの事を深く心の根に持ちて、深刻に責め付けて、彼の魏其、灌夫の兩賢人を罪に陷(オトシイ)れ殺したり、嗚呼哀しいかな、怒りを遷して他人に及ぼし、卽ち腹立ち紛れに誰れ彼れの別なく、怒り散らして他人に迷惑を掛け、而して武安自己の生命も此れが爲に病に祟られて長く延びず、苦悶して死せり、死したる後も衆庶の人々之を推し戴きて崇敬せず、竟に淮南王と謀反の企てありたるが如き惡しき評判を被りて、上下に大惡人視せらる、嗚呼哀しいかな、さりながら今更に誰れを咎めんや、禍ひは由りて來る徑路があり、卽ち詮じ詰むれば、何れも己が身の招きし結果に外ならず、

【字解】一時決筴、筴は策と同じ、ハカリゴトと訓ず、吳の軍中に馳せ入りて父の讎を復せんとしたるを云ふ、在日月之際、日は武帝に比し、月は王太后に比して、乃ち姊は太后となり、姊の子は皇帝となれる關係よりして貴くなりしことを云ふ、魏其誠不知時變、時變は、是の時魏其の恃める竇太后は既に崩じ、權勢は武安の姊たる王太后に移りしを云ふ、遷怒及人、遷レ怒は甲に怒れることを乙に向けて怒るを云ふ、衆庶不載、載は戴と通ず、竟被惡言、惡言とは惡しき評判なり、中井履軒曰く、傳中に宮車晏駕云々とあるは、蓋し獄吏附會の辭にして、田蚡より出でたるにはあらず、故に贊に被(ル)ニ惡言(ヲ)一と云へるなりと、○此れ魏其、武安、灌夫三人の合傳なるも、三人を打團して一片となし、水乳交融し、絕えて痕跡なし、而して魏

る、最も皇祖に御續き合ひの親しき御方なれば、若し萬一にも宮車晏駕卽ち今上御不幸の節は、大王に非ずんば、誰れか帝位に立たせらるゝが當然なるや、乃ち大王を除き奉りては、他に適當の御方ありとも覺えずと云はれて、天子と爲り給ふは大王の外あるべからずと言上してその歡心を求めたるが、淮南王は元來野心家なれば大いに之を喜ばれ、厚く田蚡に金錢其他財物を贈りて、亦その歡心を買ひし事あり、武帝は一體魏其の事件ありたる時より、既に武安侯田蚡の所爲を直しとせざれども、たゞ太后の兄弟にて、后の田蚡を助くるが故の爲に、餘義なく田蚡の爲すがまゝに任してありたるのみ、淮南王が金錢を贈りし事を聞くに及んで帝の曰く、若し武安侯をして今日生存せしめば、獨り彼れ一人に罪は止まらず、其の宗族を誅戮すべかりしなりと、

【字解】　其春武安侯病、上文に以十二月晦棄市とあれば、其春は明年春に作らざるべからず、又正義に說あれども回護に近し、專呼服謝罪、專は獨なり、田蚡頻りに譫語を吐き、自ら呼び叫びて謝し詫び罪に服するを云ふ、襜褕、蔽膝なり、マヘダレと訓ず、又二字にて短衣なりとも云へり、入宮不敬、此の下、年表に據れば國除の二字あるべし、霸上、地名、卽宮車晏駕、卽は若なり、モシと訓ず、宮車晏駕は、解既に屢々前傳に見えたり、

太史公曰、魏其武安、皆以外戚重、灌夫用一時決筴而名顯、魏其之擧、以吳楚、武安之貴、在日月之際、然魏其誠不知時變、灌夫無術而不遜、兩人相翼、乃成禍亂、武安負貴而好權、杯酒責望、陷彼兩賢、嗚呼哀哉、遷怒及人、命亦不延、衆庶不載、竟被惡言、嗚呼哀哉、禍所從來矣、

【講義】　太史公論じて曰く、魏其、武安の兩人、何れも帝室の外戚を以て當時に尊重せられたり、卽ち立

關節の痛める病なりと云ふ、譫語、無根の流言なり、此れ田蚡の爲しゝ業なり故以十二月晦論棄市渭城、王先謙曰く、漢の制、常に立春を以て寛大の詔書を下すを例とせり、今田蚡、魏其の釋さるゝを得んことを恐る、故に十二月の晦を以て、俄かに之を殺せるなりと、渭城は地の名、長安の附近にあり、

其春、武安侯病、專呼服謝罪、使巫視鬼者視之、見魏其灌夫共守、欲殺之、竟死、子恬嗣、元朔三年、武安侯坐衣襜褕入宮不敬、淮南王安謀反、覺治、王前朝、武安侯爲太尉、時迎王至霸上、謂王曰、上未有太子、大王最賢、高祖孫、卽宮車晏駕、非大王立當誰哉、淮南王大喜、厚遺金財物、上自魏其時、不直武安、特爲太后故耳、及聞淮南王金事、上曰、使武安侯在者族矣、

【講義】其の春、武安侯病ひに罹りしが、病中一途に服罪すと呼ばり、己が罪を謝する譫言を云へり、因つて或る巫の鬼神を視る者、卽ち神降しをなす巫に之を視せしめたるに、曩きに武安に殺されし魏其、灌夫の兩人が共に武安を見張りて之を殺さんとする有樣を見たり、結局武安の病は益危篤になりて死せり、其の子、名は恬、跡目を相續しけるが、武帝の元朔三年に武安侯田恬は、襜褕卽ち短き衣服を着ながら宮中に入りたる不敬罪に坐して、封爵を取り上げられたり、其の後淮南王安謀反し、その事發覺して罪を治せらる、さて淮南王が前年京都へ入朝せしとき、先代の武安侯田蚡太尉たりしが、時に淮南王を出迎へて霸上に至る、その時田蚡、王に謂うて曰、今上には未だ皇太子あらせられず、大王は諸王の中に在して、最も賢く渡らせられ、而も高祖皇帝の御孫に當らせら

んで、取調べの結果、灌夫の罪は一族誅戮の處置を受くべきに至り、其の事件は日に增して急迫になれり、諸の歷々方も丞相田蚡の怒りを畏れて、敢て復明らさまに主上に灌夫の事を申し救ふものなし、魏其は乃ち兄弟の子に申し噉めて、上書して先帝遺詔ありし事を言上せしめ、復前日の如くに宮中に召されて帝に謁見するを得ば、灌夫の事を言はんと期待せり、因りて上書は帝に奏上したるが、さて帝は有司に命じて、念の爲に帝室の文書を掌れる尙書の役所に就て取調べしめたるに、大行皇帝卽ち崩殂せられし景帝には、魏其が申し上げたるが如き遺詔なかりき、詔書は獨りたゞ魏其の家にのみ藏めありて、而も魏其の家丞卽ち家令がその遺詔を封印して仕舞ひ置きたる者なりければ、尙書より乃ち魏其が先帝孝景の詔を矯め詐はれるとを劾奏に及び、魏其の罪は棄市死刑に當てられたり、五年の十月に、悉く灌夫及びその家屬の罪を論じて處刑せり、魏其は都司空に囚はれ居りしが、頗る時程を立ちて灌夫處刑の事を聞けり、聞くと同時に卽ち恚りて痱病卽ち風疾を病み絕食して死せんと欲せしが、或る方より主上は魏其を殺す事に意思無しと音沙汰するものあり、魏其は復食物を食ひ病氣の治療を行へり、朝廷の評議も愈、魏其を殺さゞるとに決定せしが、乃ち何れとも出處なき言ひ觸らしを爲すものありて、魏其が主上を惡しざまに申せる言を爲りて、武帝の耳に達したり、故に十二月の晦日を以て、魏其の罪を論定して、渭城の地に於て棄市乃ち死刑に處せり、

【字解】　頗不讎、讎は對なり、言と實との不相應なること、欺謾、謾は音マン、欺なり、アザムクと訓ず、劾、繫都司空、都司空は皇族を掌れる宗正に屬して、皇族の有罪を留置する獄なり、後世之を詔獄と云ふ、魏其は竇太后の親戚なるを以て、特に皇族扱ひになしたるなり、常受遺詔、常は嘗と通用す、カッテと訓ず、昆弟、兄弟と同じ、幸得復召見、幸は冀なり、希望すること、大行無遺詔、新たに崩じたる天子を大行と云ふ、卽ち孝景を指す、沈欽韓曰く玉海唐故事中書舍人掌二詔誥一、皆寫二兩本一、一爲レ底（控書）、一爲レ宜（本書）、此蓋常行事目皆然、不二獨唐一也、況大行遺詔、豈有下無レ副而獨藏二私家一者上、此主者畏レ蚡而助二成其罪一也と、卽恚病痱、恚は心に怒りを含むこと、痱は風病なり、

夫を御史と云へるは、既に上文にあるを以て省きしなり、君何不自喜、自喜は自ら喜ぶべきことにて、自身に愛重するを云ふ、一説に、何ぞ自分に解釋して喜び樂むことをせざるを云ふと、亦通ず、必多君有讓、多とは尊敬して滿足に思ふこと、杜門齚舌、杜は門を閉づるなり、齚は音サク、齧むなり、賈豎、賈は音コ、豎は子供なり、商人を嘲りて云ふ辭なり、

於是上使御史簿責魏其所言灌夫頗不讎欺謾劾繫都司空、孝景時、魏其常受遺詔、曰事有不便、以便宜論上、及繫灌夫罪至族、事日急、諸公莫敢復明言於上、魏其乃使昆弟子上書言之、幸得復召見、書奏上、而案尚書大行無遺詔、詔書獨藏魏其家、家丞封、乃劾魏其矯先帝詔、罪當棄市、五年十月、悉論灌夫及家屬、魏其良久乃聞、聞卽恚、病痱、不食、欲死、或聞上無意殺魏其、魏其復食、治病、議定不死矣、乃有蜚語爲惡言聞上、故以十二月晦、論棄市渭城、

【講義】是に於て武帝は御史の官に命じ、魏其が灌夫の事を言へる件に付き、逐一に文書簿記に對照して、頗る不實にして上を欺ける罪を責めしむ、因つて魏其を都司空と云へる皇族の罪科を取調ぶる役人に引渡して其の罪を銓議し、囚へ繫ぎたり、さて先帝孝景の時代に、魏其は嘗て萬一崩御のありたらん曉に於ける遺託の詔を受けたり、その詔は曰く、若し政事に不便なることあらば、魏其の勝手を以て議論して、嗣皇の上聞に達すべしと、今度灌夫を獄に繫ぐに及

へる門を出で、韓御史大夫、名は安國と云へる人を招きて、車中にて相咄しせんとて自分の馬車に載せ、韓御史に向ひ怒りを泄して曰く、我れは長孺君と共に最早や一箇の老いて頭の禿げたる翁なれば、殘る生命とてさ程惜しきにあらず、何ぞ首鼠兩端とて、宛も鼠が穴より出でんとして頭を出しながら、左や右を見ておぢ〳〵するやうなる態度をなさんや、寧ろ此の處にて露骨に相談して、彼れ魏其奴を一と思ひに殺しくれんと、韓御史考量すること頗る久しくして、丞相に謂つて曰く、尊君何すれぞさ樣に輕はずみにして自分に持重し給はざるや、全體魏其が尊君を陛下に譏毀すれば、尊君は猶更其の下手に出で、當に冠りを免ぎ丞相の印綬を解き放し、陛下に歸されて、今迄臣は畏れ多くも皇室の御薄緣の故を以て、忝く不調法なる身を以て重き任務を承はることを得たり、然しながら元來鈍才の身なれば、其の適任にあらざることは申し上ぐるまでも無し、魏其の申し立つる條は、何れも直道なる言にして、全く臣の不行屆きの罪なれば、今謹んで官職を御辭退申し上ぐると仰せ上げらるゝが當然なり、然るときは陛下は必ず尊君の謙讓を滿足に思召されて、尊君を免職し給ふことはあるべからず、而して先方の魏其は、尊君の行爲に對して必ず心內に愧ぢ入り、世間に面目なければ、門を杜ぢ己れの舌を齧みて自殺するに相違なし、然るに何事ぞや、只今他人が尊君を譏毀すれば、尊君も亦同じく他人を譏毀し、譬へば賈人や女子が相互ひに言ひ爭ひをなすが如く、碌でも無き水掛論に沒頭し給ふとは、何ぞ其の大人氣無きことなるやと、武安之を聞き、卽席己が罪を謝して曰く、彼れと爭ひしとき、餘りに焦き込みし處からして、君の中さるゝ策に出づることを氣附かざりしは、全く己が不肖の罪なり、宜く許されたしと、

【字解】止車門、門の名、王先愼曰く、御覽百八十三居處部、引二洛陽故宮名一、有二南止車門東西止車門一と、舊讀、車門に止まるとなすは非なり、長孺、韓安國の字、共一禿翁、禿翁は禿頭の翁、韓安國を指す、何焯曰く、安國行二五百金於レ蚡得レ進、故蚡責二其不レ助レ己也と、首鼠兩端、首鼠は鼠の穴隙より首を出すとき、進退決せざる狀を取りて、人の畏れて思ひ切らざる心に喩ふるなり、兩端は兩つの分れ目なり、韓御史、大

經の小雅皇々者華の篇にも、我馬維駒とあり、必ずしも兒馬が母馬に轅下に隨ふが如しと、迂曲に解するにも及ばず、吾幷斬若屬矣、幷は兩人と幷せてなり、又一說に、幷は下の若屬を幷するなりと、若は汝なり、ナンヂと訓ず、上食太后、當時武帝、太后に孝養をなし、親しく食を上る禮ありたるなり、本書の張耳傳に、趙王敖の高祖に對して、自ら食を上り、子婿の禮を執りしことを載せたり、宜しく幷せて參看すべし、皆籍吾弟、籍は蹈なり、ふみつくること、吾弟は武安を指す、且帝寧能爲石人乎、一說に、石人は常に存在し死せざるを云ふと、此特帝在、帝の現に健康なるにもとの意なり、下の設百歲後に對して云ふ、卽錄々、錄々は、祿々、又碌々と同じ、平凡なる貌、乃ち是れぞと云ふ主張の無くして、人並に附和雷同すること、太后の意は、朝臣の何れも魏其を是として武安を是とせざるを恚りて云へるなり、設百歲後、設はモシと訓ず、假設して云ふ辭、倶是宗室外家、外家は外戚の家なり、竇嬰は景帝の從舅の子なり、田蚡は太后の同母弟なれば、故に倶にと云ふ、漢書には宗室の二字なし、宗室は皇族のことなり、此處にては只連言せるのみなれども無き方紛らはしからず、

武安已罷朝出止車門、召韓御史大夫載、怒曰、與長孺共一老禿翁、何爲首鼠兩端、韓御史良久謂丞相曰、君何不自喜、夫魏其毀君、君當免冠解印綬歸、曰、臣以肺腑幸得待罪、固非其任、魏其言皆是、如此、上必多君有讓、不廢君、魏其必內愧、杜門齰舌自殺、今人毀君、君亦毀人、譬如賈豎女子爭言、何其無大體也、武安謝罪曰、爭時急、不知出此、

【講義】武安侯田蚡已に朝見より退き、止車門と云

【講義】武帝は素と魏其に同情を寄せ居らるゝ故に、鄭當時が初度の論を堅く主張せざるを不快に思ひ、内史鄭當時に向ひ怒りて曰く、公は平生數、魏其、武安兩人の優劣を批評しながら、今日の朝廷の議論に於て局趣とて縮み小さくなりて、車の轅下に繋がれたる駒の如く恐縮したる狀態なるは、誠に不都合ならずや、今彼れ兩人を誅戮するからには吾れ汝が輩をも幷せて斬らんと言ひ放ちて、卽時に玉座を起ちて奧向きへ入り、食事を太后に差上げらる、此の時太后も自分の弟田蚡の事が心に掛るが故に、亦已に人をして朝廷の評議如何を伺候せしめたるが、其の人宮へ歸り具さに評議の模樣を太后に語りたれば、太后は帝の見えらるゝ以前にその事を承知致し居れり、因つて太后は怒りて食物を食はれず、威嚇して曰く、現に我れが此の通り存在するにも拘らず、他人は何れも吾が弟田蚡を蹈み付くること此の如し、もし、我れが百歲の後卽ち死したる後ちは、定めて人々何れも寄り集りて吾が弟を魚や肉を食ふが如くに、殺し盡すことなるべし、且つ帝御身も寧ろ能く徒に形體のみありて好惡を分つ智情なき石造人形たることを辛抱が出來得給ふか、苟くも一と通り人間として智情を有せらるゝならば、此の位の分別は付かるべき筈なり、此の人々たちは特別帝御身が健在にましましてさへも、卽ち錄々と並み一と通りの評議に止まりて、一人として深切に盡すものなし、設し御身が百歲の後卽ち萬一御身に不幸にても有りたらんには、是の徒輩、寧ろ信用すべき者あらんや、乃ち何れも到底幼帝などを依託すべき信用ある人にあらずと、大いに立腹して申されたり、武帝、太后に陳謝して曰く、丞相も魏其も倶に是れ皇族外戚の家柄なればこそ、その處置に就いて鄭重を取りて、朝廷にて之を辯論せしめたれ、若し皇族外戚の家柄で無くば、何も大いなる難事にあらず、此れ一箇の獄吏の手にて裁決する性質のものなるのみと、是の時に郎中令の石建、武帝の爲に夫れ夫れ條理を分けて、魏其、武安兩人の事を申し陳べたり、

【字解】長短、長は賢れること、短は劣れること、局趣、局促と同じ、趣は音サク、蹴小の貌、縮みて小なること、效轅下駒、轅はナガエと訓ず、輈の左右より車の前面に出でたる材なり、駒はたゞ馬と解すべし、詩

ものなるべしと、此の點より觀るときは、成程丞相の申し立つる方是なり、乃ち道理は雙方共に在れば、唯聖明なる主上陛下に於かせられて之を裁決し給はんことをと、乃ち韓安國は何れへも就かざる曖昧論を吐きて、一に帝の裁斷に任せんとしたり、主爵都尉の汲黯は魏其の意見を賛成し、內史の鄭當時も魏其を賛成したれども、是れ亦初めの內こそ論じたれども、後ちになりては帝に對ふる辭を堅く主持することを押し切りてせず、要するに亦曖昧なる態度となれり、其の外臣僚は何れも押し切りて確かと言ふもの無く、たゞ沈默せるのみ、亦以て當時丞相田蚡の威權の盛んなりしことを推知すべし、

【字解】 身荷戟、戟はホコトと訓ず、一種の戈なり、恰も我が邦十文字槍の如くにして、其兩枝上に向ふもの、巨萬、鉅萬と同じ、凌轢、凌は一に陵に作る、シノグと訓ず、轢は音レキ、キシルと訓ず、車にて壓するなり踐み付くること、脛大於股、脛は音ケイ、ハギと訓ず、不折必披、披は靡なり、ナビクこと、正義には披分折也と解せり、必の上に則の字を添へて看るべし、後不敢堅對、浙本の漢書に後を復に作れども、後の字を可とす、此れ同時の言に就いて、前後を分ちて云へるのみ、

上怒內史曰、公平生數言魏其武安長短、今日廷論、局趣效轅下駒、吾幷斬若屬矣、卽罷起入上食太后、太后亦已使人候伺、具以告太后、太后怒不食、曰、今我在也、而人皆籍吾弟、令我百歲後、皆魚肉之矣、且帝寧能爲石人邪、此特帝在、卽錄錄、設百歲後、是屬寧有可信者乎、上謝曰、俱宗室外家、故廷辯之、不然、此一獄吏所決耳、是時郎中令石建爲上分別言兩人事、

大夫韓安國曰、魏其言、灌夫父死事、身荷戟馳入不測之呉軍、身被數十創、名冠三軍、此天下壯士、非有大惡、爭杯酒、不足引他過以誅也、魏其言是也、丞相亦言灌夫通姦猾、侵細民、家累巨萬、橫恣潁川、淩轢宗室、侵犯骨肉、此所謂枝大於本、脛大於股、不折必披、丞相言亦是、唯明主裁之、主爵都尉汲黯是魏其、內史鄭當時是魏其、後不敢堅對、餘皆莫敢對、

【講義】是に於て帝は朝廷の臣僚、魏に其、武安の兩人の爭ひ果して孰れか道理なるぞと問はる、御史大夫の韓安國對へて曰く、魏其の申し立てには、灌夫の父、王事の爲に死し、灌夫自身は戟を肩に荷ひ馬を與底の測られざる呉の大軍中に驅け入れ、苦闘力戰して、身に數十箇所の創を受け、勇名は三軍卽ち全軍中に第一たり、此れ灌夫は天下屈指の壯士なり、而して今度の事件は、別に大なる惡事があると申すにあらず、唯酒宴の場にて、杯酒の取り遣りを爭ひたる位のことなれば、今更もの〳〵しく他事件の過失を引出して誅戮するまでのことならずと、成程此の點から考ふるときは、魏其の申し立て是なりと存ずるなり、然しながら丞相田蚡も亦申し立つるやう、彼の灌夫は姦しく惡賢きものに交通して、互ひに惡事を働きて、細民卽ち下層人民を侵し苦しめ、その結果自家に鉅萬の富みを積み累ね、彼れが村里の潁川地方に氣儘勝手をなし盡し、帝室の御家門を凌ぎ下敷にし、又御身内のものを侵犯して亂暴極まりなし、此の灌夫のやうなる者が、乃ち世に申す所の、木に就て言へば枝が本よりも太く、人に就いて言へば脛が股より太く、結局支へ切れずして折れて半分にならずんば必ず分れ裂くるものにして、誠に國家に害毒を與ふる

ざれば、下に俯して地面に物を畫きて、上下に付きて何かと野心を抱きて陰謀を計畫し、太后天子兩御座所の宮殿の間を邪めに睨み視詰めて、天下に變事があるを幸ひとして希ひ、而かも其の機會に附け込みて大いなる勳功を立てんと思へるやうなることには如かず、臣蚡は乃ち魏其等の所爲が了解仕らずと逆襲的に論告せり、

【字解】 銳身救灌夫、銳は銳意の銳にて利なり、全身の力を籠めて爲す、故に恰も鋒及の銳利なるが如きよりして、銳身と云へるなり、漢書には銳レ爲レ救レ夫に作る、灌仲孺、仲孺は夫の字なり、既に上に見ゆ、乃匿其家、匿は魏其自身が匿るゝなり、其家は夫人等を云ふ、東朝廷、東の御所と云ふが如し、即ち太后の宮なり、得爲肺腑、肺腑は㭊附と同じ、既に上文に解せり、倡優、倡は樂人なり、優は俳優なり、腹誹而心謗、誹謗共にソシルなり、表面に現はさずして心腹の中にて、朝廷の事を誹謗して不平を抱けること、而俯畫地、而は則の字と同義に用ふ、スナハチと讀むべし、仰視天とは、天文を觀て天下の變のあらんことを窺ふを云ふ、俯畫地は地上に種々の計を畫き見ること、辟倪兩宮間、辟倪は睥睨と同じ、ヘイゲイと讀むべし、邪めに視詰むること、兩宮は帝と太后とを指さす、乃ち謀叛を爲さんとて、帝太后の病氣崩殂を待ちかぬることを云ふ、幸天下有變、幸は希望の意なり、天下有レ變は帝、太后の崩殂して天下の動搖するを云ふ、而欲有大功、欲は魏其の欲するを云ふ、有大切とは嗣帝を迎立して其恩賞を受くるを云ふ、按ずるに、武帝二十九歲にして衞皇后始めて戾太子を生めり、此の時未だ皇子を得ずして、太子に立つべきもの無く、太后始め不安の狀態中にあり、故に本傳の下文に田蚡、淮南王安の入朝を霸上に迎へて、上未レ有ニ太子一、大王最賢高祖孫、即公車晏駕、非ニ大王立一尙誰立哉と云へり、然るに今反りて以て魏其を誣ひんとす、亦是れ小人陰險の常態なり、畏るべし、上文に灌夫田蚡の陰事を知るとあるは、乃ち淮南王迎立の事なり、時に灌夫既に囚はれ、上告するに由なし、故に田蚡此の大膽なる計をなせり、而して此の語是れ最も太后の恐惶嫉惡を來たすに足るなり、

於レ是上問ニ朝臣一兩人孰是、御史

【講義】魏其侯は身に力を入れて是非に灌夫を救ひ出さんとせり、魏其の夫人、魏其を諫止して曰く、灌將軍卽ち灌夫は、事こそあれ、當時權勢雙びなき丞相に咎めを受け、皇太后の御里方と忤らへり、我が殿が如何に盡し給ふとも、寧ろ之を救ひ出すことを得べけんやと、魏其侯喩して曰く、御身がさ樣に心配せらるゝは、我が身に禍ひが罹りて今日の侯爵を失はんとの事ならんも、縱ひ此くあらんとも、此の侯爵は元來我が身より之を得て、亦我が身より之を損じ失ふものにて、何も先祖より傳ふる者にあらざれば、殘念に思はず、それはさて置き、且つ終ひに灌仲孺に獨り死せしめて、此の竇嬰自身のみが獨り生き長らふることをせしめずと、乃ち其の家人に匿れ、夫人に祕密にして、竊かに出でて宮中に上書して謁見を願はれたるが、卽時召されて入朝し、具さに灌夫がもと醉飽の餘りに爲したる事なれば、誅戮するまでにあらざることを言上に及びたるに、帝如何にもその言を有理なりとせり、因つて魏其に食事を賜はりて曰く、此の灌夫の事件は宜しく東朝廷卽ち太后の御殿にて之を辯解すべしと、魏其侯東朝廷に往きて、盛んに灌夫が善い事を推し廣めて申し立て、彼れが全くたゞ醉飽に乘じて過失を演じたるを、乃ち丞相が他の事件を以て彼れを誣告して罪せる趣を言上して、灌夫の爲に辯護して其の罪を救はんとせり、武安侯又盛んに灌夫の所爲を毀りて、氣儘放題にして罪は惡逆にして道ならねば、是非に殺して許容あるべからずと主張せり、魏其は此の樣子を見て取りて、到頭救はんにも手の著けやう無きを度り、因つて灌夫の事を捨て置きて告發者たるの丞相田蚡の短處卽ち過失を申し立て、以て灌夫の罪と相殺をなさんと試みたり、然るに武安侯の申すには、今日天下幸ひに安樂にして無事なり、愚臣田蚡畏けれども皇室の薄緣の末に繫かることを得て、誠に難有き仕合せなり、好き嗜める物と申せば音樂や狗馬卽ち遊獵の娛み、又は田地邸宅なり、臣蚡が寵愛する者と申せば、倡優なり又巧なる匠工の種類にて、全く唯目前の快樂を貪るに過ぎず、彼の魏其、灌夫の兩人が日夜の別なく、初中終に天下の豪傑壯士を招集して、之を相手にして議論を鬪はし朝廷の御事を陰かに腹中にて誹り心底にて謗りて甚だ陰險極まりなく、上に仰ぎて天を視詰め

り、傳舍、既に酈食其傳に解せり、長史、丞相の僚屬、劾灌夫罵坐不敬、上文に今日召宗室有詔とあり、乃ち今日宗室を招請せしは、太后の詔ありて爲せるを、灌夫、詔を蔑視し、坐賓を罵る、是れ詔令を輕んずるに當りて不敬なりと劾奏せるなり、繫居室、居室は署の名なり、少府に屬す、後ち保宮と改名す、魏其侯大媿、媿は愧と同じ、灌夫初め謝して田蚡の所へ往かざりしを、魏其侯之を强ひて倶に往きしよりして、灌夫は禍ひに罹れり、故に魏其之を愧づるなり、

魏其銳身爲救灌夫、夫人諫魏其曰、灌將軍得罪丞相、與太后家忤、寧可救邪、魏其侯曰、侯自我得之、自我損之、無所恨、且終不令灌仲孺獨死、嬰獨生、乃匿其家、竊出上書、立召入、具言灌夫醉飽事、不足誅、上然之、賜魏其食曰、東朝廷辯之、魏其之東朝、盛推灌夫之善、言其醉飽得過、乃丞相以他事誣罪之、武安又盛毀灌夫、所爲橫恣、罪逆不道、魏其度不可奈何、因言丞相短、武安曰、天下幸而安樂無事、蚡得爲肺腑、所好音樂狗馬田宅、蚡所愛倡優巧匠之屬、不如魏其灌夫日夜招聚天下豪桀壯士與論議、腹誹而心謗、不仰視天而俯畫地、辟倪兩宮閒、幸天下有變而欲有大功、臣乃不知魏其等所爲、

へて謝罪をなさしむ、灌夫は愈〻益〻怒りて謝罪を肯んぜず、武安乃ち騎兵を指圖して、灌夫を縛りて、傳舍と云へる室の中に置けり、因りて下僚の長史（書記官の類）を召して曰く、今日御家門諸貴顯を召せと詔の有りたればこそ、此宴會を催したるなれ、然るに此の如き不都合ありしは、誠に心外千萬なりと、是に於て灌夫を劾奏すらく、坐上に於て貴賓を罵り、詔旨をも顧みず、不敬なりと、因りて官吏の監禁場たる居室の中に繫ぎ囚へ、遂に灌夫が以前にありし事件を檢擧し、官吏を派遣し、其れ〳〵に手分けして諸の灌氏一統の本家は申すに及ばず、枝葉の親族迄を逐ひ捕へしめ、何れも棄市乃ち死刑の罪を得たり、魏其侯は、此の事件の起りは自分に在るを以て大いに愧ぢ、之が爲に費用を出して、賓客に種々手を盡して灌夫の助命を請はしめたれども、能く解き宥むることあらざりき、武安の屬吏は何れも武安の耳目となりて、探索に力を盡し、諸の灌氏は何れも逃げ匿れ、灌夫は居室に繫がれたれば、遂に武安の祕密事を握りながら告發するを得ざりき、

【字解】取燕王女、取は娶と同じ、燕王劉澤の子、康王嘉の女なり、餘半膝席、一説に、時に坐客、半は魏其の故人、半は故人にあらずして、故人に非ざる者は膝を席に置くを云ふなりと、亦通ず、不能滿觴、能は耐なり、觴は飮酒の器、サカヅキと訓ず、因嘻笑、戲笑と同じ、臨汝侯、灌嬰の孫灌賢、臨汝侯に封ぜらる、程不識、程は姓、不識は名、今日長者爲壽、長者は灌夫自ら謂ふ、呫囁耳語、呫囁は音テフセフ、サヽヤキと訓ず、耳に附きて低聲に語ること、東西宮衞尉、漢代は太后の居處長樂宮を東宮とし、天子の居處未央宮を西宮とす、衞尉は衞兵の大將なり、時に李廣、未央宮衞尉となり、程不識、長樂宮衞尉たり、獨不爲李將軍地乎、地は立場なり、程、李は同格の人なり、然るに今其一方を侮辱するときは、一方も亦その立場に窮する次第なるを云ふ、李廣は灌夫の平素尊敬する處、故に田蚡特に李將軍と云ひ、以て其の心を撼さんとしたるなり、今日斬頭陷胷、胸を穿たるなり、漢書に穴レ胸に作る、坐乃起更衣、坐は坐上の賓客なり、更は改なり、時久しくなるときは寒暖の變あれば、坐客起ちて衣服を更むるなり、然れども此の處は之に託して灌夫の酗酒を避けたるなり、此吾驕灌夫罪也、罪は過な

り避けて伏して敬意を表せしが、已にして魏其侯壽を稱へしも、たゞ故くより知れる人、席より下り避くるのみにて、其の外は何れも膝を半分席より下りて殘り半分は席に着けたる儘にて、田蚡に對するとは敬意の程度頗る輕重あり、灌夫は之を見て不愉快なり、起立して酒杯を持ち廻りて武安の席に至り杯を出したる處、武安は別に席を避けもせず、席に膝を置きながら曰く、我れは滿々と注がるゝ觴の酒に耐へず、此れにて止めて呉れよと、是に於て灌夫又復かねての酒癖勃發し大いに怒り、因りて嘲けり笑うて曰く、將軍は貴人なれば、自分等の獻ずる杯は御氣に入らざらんと云ひて、無理に之に飲ましめんと爲したるが、時に武安は飲むことを肯はず、灌夫又盃を持ち廻りて順序が臨汝侯灌賢の席に至れり、折惡く臨汝侯は方に將軍の程不識と談話最中にして、灌夫に對して席を避けて挨拶をなさゞりしが、さりとて灌夫はその怒りを發して向けやうも無かりければ、乃ち臨汝侯を捉へ罵りて曰く、貴公平生は程不識の事を毀りて、一錢の價ひにも當らざるやうに云ひながら、今日長者たる自分が盃を差して壽をなすに管はず、乃ち女子供に倣うて呫囁とてひそ／＼と耳打ち話をなすか、怪しからぬ事なりと、主人の武安侯之を聞き灌夫に注意して曰く、當時程不識、李廣の兩將軍は俱に各、東宮西宮兩御所近衞軍の大將なり、然るに只今衆人中にてその一方なる程將軍を侮辱するは、是れ取りも直さず一方の李將軍に對しても失敬なり、仲孺足下、程將軍は兎にも角にもせよ、獨り名譽ある李將軍の立場を考へざる乎と、灌夫曰く、今日自分は頭を斬り胸を抉り取らるゝ覺悟して、固より誅戮を避けず、何ぞ程李輩を念頭に置かんや、彼等に遠慮會釋あるべからずと、是に於て興味索然として白けたれば一坐の賓客乃ち起ちて衣服を更へんとて、其席を外し、段々と立ち去れり、魏其侯も立ち去り、灌夫を手招きして伴れて出でんとしたり、武安侯先刻來我慢して居りしが、遂に怒りて曰く、此く坐上に於て不都合ありたるは、吾が餘りに差控へて灌夫を驕らしたる過失なり、いざ此れより彼奴を懲戒すべしと、乃ち騎兵をして灌夫を抑留せしむ、灌夫は外へ出でて歸らんとせしが、騎兵に抑留せられて出づるを得ず、籍福起ちて爲に武安侯に謝し、灌夫の頭を抑

錢、今日長者爲壽、乃效女兒呫囁耳語、武安謂灌夫曰、程李俱東西宮衞尉、今衆辱程將軍、仲孺獨不爲李將軍地乎、灌夫曰、今日斬頭陷胷、何知程李乎、坐乃起更衣、稍稍去、魏其侯去、麾灌夫出、武安遂怒曰、此吾驕灌夫罪、乃令騎留灌夫、灌夫欲出不得、籍福起、爲謝、案灌夫項令謝、夫愈怒不肯謝、武安乃麾騎縛夫、置傳舍、召長史曰、今日召宗室、有詔、劾灌夫罵坐、不敬、繫居室、遂按其前事、遣吏分曹、逐捕諸灌氏支屬、皆得棄市罪、魏其侯大媿、爲資使賓客請、莫能解、武安吏皆爲耳目、諸灌氏皆亡匿、夫繫遂不得告言武安陰事、

【講義】 同年の夏、丞相田蚡、燕王の女を娶りて夫人となす、太后よりの詔あり、列侯宗室の諸貴人を召して何れも田蚡の家へ往きて賀せしむ、此の時魏其侯は灌夫の家に立寄りて、灌夫と倶に田蚡の家へ往かんと欲し、勸誘せるが灌夫は斷りて曰く、自分灌夫は前日數〻酒上の過失を以て咎めを丞相に得たり、丞相今は自分灌夫と隙ありて相善からず、故に私しの參らざる方が宜しからんと、魏其曰く、その事は已に解決して過去に屬したれば、その遠慮には及ばざるべしと、灌夫の斷るを强ひて與に倶に行けり、既に至りて酒宴に移り、酒を飮みて興酣なるに及んで武安侯起立して壽を稱へしとき、一坐の賓客みな席より下

丞相事、何請、灌夫亦持丞相陰事、爲姦利、受淮南王金、與語言、賓客居閒、遂止倶解、

【講義】元光四年の春、丞相田蚡、帝に奏して言ふ、灌夫の家族、潁川郡に居り、勢力を恃みて專橫なること甚し、郡民之を苦めるに因りて、請ふ其の罪を撿擧仕らんと、帝曰く、さ樣なる事件は、勿論丞相其許が職權內の事なり、何ぞ殊更に朕に請ふに及ばんやと、然るに灌夫も亦丞相田蚡が祕密なる事、卽ち丞相として有るまじき姦利を爲したる件、淮南王の賄賂の金を受け王と與に話を交換して、王を天子に推し立てんと工みたる件を握り居れば、先方田蚡の出で樣によりては、之を告發せんと構へ居りしが、兩家賓客がその中間に居て調停をなしゝを以て、遂に止みて雙方倶に和解をなせり、

【字解】受淮南王金、事は本傳の下文に見えたり、

夏、丞相取燕王女爲夫人、有太后詔、召列侯宗室皆往賀、魏其侯過灌夫、欲與倶、夫謝曰、夫數以酒失得過丞相、丞相今者又與夫有郤、魏其曰、事已解、彊與倶、飮酒酣、武安起爲壽、坐皆避席伏、已魏其侯爲壽、獨故人避席耳、餘半膝席、灌夫不悅、起行酒至武安、武安膝席曰、不能滿觴、夫怒、因嘻笑曰、將軍貴人也屬之、時武安不肯、行酒次至臨汝侯、臨汝侯方與程不識耳語、又不避席、夫無所發怒、乃罵臨汝侯曰、生平毀程不識不直一

與也、吾不敢復求田、武安由此大怨灌夫魏其、

【講義】丞相嘗て籍福をして、魏其侯の所有せる、長安城の南方にある田地を譲られたしと請はしむ、魏其大いに怨みて曰く、老僕自分は世に棄てられたる身にもせよ、又將軍は時に貴き方にもせよ、寧ろ勢力壓迫を以て奪ひ取るべけんやと、斷然刎ね付けて許諾せず、灌夫此の事を聞き怒りて、籍福が田蚡に阿諛せるを散々に罵倒せり、籍福は若し魏其、武安の兩人が此の事に因りて仲違ひせんことを氣遣ひて、乃ち詐りて好き程に辭を繕ひて丞相に挨拶して申しけるには、魏其は年老いて將に死せんとす暫時の間なれば忍耐なし易し、且く之を待たるべし、其の内に彼れが死したらば、容易に閣下の有に歸すべしと、此く云はれて事件も中止せしが、已にして武安は魏其、灌夫の二人が實に怒りて己に田地を予へざりしことを聞知し、武安も亦二人に對し怒りて曰く、彼の魏其の子息が嘗て人を殺して罪に行はるべきを、自分田蚡は之を助命して遣はせり、自分田蚡は魏其を先輩として事へて彼の請はるゝ事は何に一つとして許可せざる無きに、彼れは何ぞ僅かなる數頃の田地を愛惜して自分に與へざるや、且つ灌夫は一體無關係の男なるに、何ぞ干渉するや、さ程に惜しき物ならば、好し吾れは敢て二度と其の田地を求むまじと、武安は此れに由りて大いに灌夫、魏其の二人を怨みたり、

【字解】老僕、老いたる僕、魏其自ら謂ふ、福惡兩人有郄、惡は忌み嫌ふこと、兩人は魏其、武安なり、郄は隙と同じ、ヒマと訓ず、乃謾自好、謾は音マン、詭詐の意、好は好言なり、老且死、且は將と同じ、無所不可、可は許可なり、魏其の請ふ所の事は蚡之を許可せざる無きを云ふ、何愛數頃田、愛は愛惜なり、百畝を一頃と云ふ、吾不敢復求田、此れ盛怒の餘りに不平を洩せる語なり、武安由此大怨灌夫魏其、作者此の爭田の一段を挿入して、魏其の禍を買ひしは、特に酒食の過ちのみにあらざることを見せるなり、

元光四年春、丞相言、灌夫家在潁川、橫甚、民苦之、請案、上曰、此

は其の意に應じて起立して舞はざりしを以て、灌夫はかねての酒癖を發し、坐上からして丞相に語り、之を侵侮せしかば、魏其侯は此の場に於て不都合ありては相濟まずと思ひ、乃ち醉へる灌夫を扶け介抱してその坐を去らしめ、丞相に過まり詫びたれば、丞相卒ひに氣嫌を直し、酒を飲み夜に至り、歡びを極めて辭し去れり、

【字解】灌夫有服、服は喪服也、索隱に服謂朞功之服也、故應とあり、朞功は伯叔父兄弟等の喪なり、東漢の應璩の書に仲孺不辭同生之服とあり、同生は兄弟なり、將軍乃肯幸臨況、況は音キヤウ、賜なり、此の時田蚡現に丞相たり、然るに將軍と稱するは、史家の雜駁、文未だ訂正を經ざる者なり、安敢以服爲解、解は分疏なり、旦日蚤臨、旦日は明旦なり、蚤は早の借字、益市牛酒、益は多なり、市は買なり、夜灑埽、灑は音サイ、水をそゝぐこと、埽は掃と同じ、塵を掃ふこと、夫不懌、懌は悅なり、ヨロコブと訓ず、夫以服請宜往、以服請は、喪服中なるにも管はず、魏其の宅に臨まれんことを請ひたるを云ふ、上文の安敢以服爲解の語と回照して言へるなり、蓋し己が喪中の哀情を抑へて、田蚡の希望に應じて、共に宴席に臨むことを約せるに彼れ來らざれば、往きて詰問するに都合宜しとの意なり、武安鄂謝、鄂は愕の借字、驚愕なり、起屬丞相、屬は音ショク又ゾク、付なり、舞ひ訖りて相勸めて一曲を舞はしむるなり、極驩而去、驩は歡と通ず、ヨロコビと訓ず、

丞相嘗使籍福請魏其城南田、魏其大望曰、老僕雖棄、將軍雖貴、寧可以勢奪乎、不許、灌夫聞、怒罵籍福、籍福惡兩人有郄、乃謾自好謝丞相曰、魏其老且死、易忍、且待之、已而武安聞魏其灌夫實怒不予田、亦怒曰、魏其子嘗殺人、蚡活之、蚡事魏其無所不可、何愛數頃田、且灌夫何

なりと、灌夫は平生より魏其侯に勢力を附けたく思ひ居れば、當時權勢第一の田蚡が此く言はれたるを喜びて曰く、將軍が幸ひに魏其侯の邸へ臨まれて光榮を與ふことならば、誠に感謝の至りなり、此の灌夫、安んぞ敢て親戚の喪服があることを以て、言ひ譯がましく御斷り仕らんや、さ樣なる御心配には決して及ばず、請ふ早速此の旨を魏其侯に往きて語り、饗具の準備をいたさせん、因つて將軍には明朝早く光臨せられよと、武安侯田蚡之を許諾せり、灌夫往きて具さに此の事を魏其侯に語ると、武安侯に談ぜし通りに申したり、魏其侯大に喜ばれ、其夫人と與に益〻牛や酒などを買ひ、夜中に水を洒ぎ塵を掃ひ、早くから帳幕を設け饗品を具へ、今や遲しと待ち受けをなし、日の明くるに至りて、門下の人に丞相の來らるるを道中まで出て物見（モノミ）をなさしめたるに、日中卽ち正午頃に至るも丞相來らざりき、因つて魏其侯は灌夫に謂うて曰く、さて時間は餘程立ちしが今に來らざるを見れば、丞相は豈に昨日の約束を忘れたるか、如何なる者だらうかと、灌夫悅ばずして曰く、私し灌夫喪服中ながら、折角丞相の話しありしが故に同行を請へり、然るに今まで待てども丞相來らず、私し宜しく往きてその仔細を尋ぬべしと、乃ち馬車に乘り、自身に丞相を迎へに往きしに、其の實丞相はたゞ前日戲れに灌夫に魏其侯訪問の事を許諾したるまでにて、絕對に往きて魏其侯を訪問するの意は無かりしなり、されば灌夫が迎へに往きて丞相の邸門に至る頃まで、丞相は尙臥し居れり、是に於て灌夫入りて丞相に見えて曰く、將軍には昨日幸ひに私しに向うて魏其侯を訪問せらるゝことを許諾し給へり、因つて魏其侯夫妻は大いに喜ばれて設備をなし、尊來を待ち受けられ、早朝より今頃に至るまで未だ敢て食物を嘗めず、今か今かと將軍の尊來を待ち居れりと、武安侯之を聞き愕（オドロ）き謝して曰く、如何にも申し譯なし、吾れ昨日醉ひて、ふと仲孺足下と談ぜしことを忘れ、甚だ失敬せりと、乃ち馬車に乘りて往きしが、又ぐづぐづと徐ろに行きて、態と時間をおくらせけり、灌夫今朝以來の事を怒れるが、此の態度を見て愈〻怒れり、既に魏其の家に至り酒を飮みて興酣なるに及び、灌夫起立して舞ひをなして餘興を助け、舞が畢ると、丞相に付け渡しをして一曲舞へと勸めたるに、丞相

れども、今之を略す、相爲引重、雙方相互ひに援引して藉りて重きをなすなり、

灌夫有服、過丞相、丞相從容曰、吾欲與仲孺過魏其侯、會仲孺有服、灌夫曰、將軍乃肯幸臨況魏其侯、夫安敢以服爲解、請語魏其侯帳具、將軍旦日蚤臨、武安許諾、灌夫具語魏其侯、如所謂武安侯、魏其與其夫人益市牛酒、夜灑埽、早帳具至旦、平明、令門下候伺、至日中、丞相不來、魏其謂灌夫曰、丞相豈忘之哉、灌夫不懌曰、夫以服請、宜往、乃駕自往迎丞相、丞相特前戲許灌夫、殊無意往、及夫至門、丞相尙臥、於是夫入見曰、將軍昨日幸許過魏其、魏其夫妻治具、自旦至今、未敢嘗食、武安鄂謝曰、吾昨日醉、忽忘與仲孺言、乃駕往、又徐行、灌夫愈益怒、及飮酒酣、夫起舞屬丞相、丞相不起、夫從坐上語侵之、魏其乃扶灌夫去、謝丞相、丞相卒飮至夜、極驩而去、

【講義】灌夫が親族の死して喪服中に丞相田蚡の所へ訪問せしが、丞相從容と落付き、如何にも眞面目らしく語りて曰く、吾れは仲孺（灌夫の字）と同行して魏其侯を訪問せんと欲し居りたるに、仲孺が喪服の有るに會ひたれば、同行出來得ず、誠に殘念なる次第

賤しき人々を云ふ、士亦以此多之、多は賢なり、已然諾、已は音イ、以と通ず、然諾は人に承知せりとの約束を與ふること、索隱に曰く、已に然諾を許せば、必ず其の前言に副はしむるを謂ふなりと、大猾、猾は音クワツ、黠なり、權利、權勢利欲なり、潁水清云々、淸、寧、押韻、濁、族、押韻とす、潁水の淸濁を以て灌氏の寧族に比與して云へるは、深く怨刺を含めるなり、陂池田園、陂は音ヒ、池なり、タメイケと訓ず、

灌夫家居、雖富、然失勢、卿相侍中賓客益衰、及魏其侯失勢、亦欲倚灌夫、引繩批根生平慕之後棄之者、灌夫亦倚魏其、而通列侯宗室、爲名高、兩人相爲引重、其游如父子然、相得驩甚、無厭、恨相知晚也、

【講義】灌夫官を罷め浪人生活をなせるが、財產は富めども、官位を離れて權勢を失ひたれば、今まで交際出入せし公卿、宰相、宮內の侍中若くは賓客は日に益して衰へて自然に遠のけり、然るに魏其侯竇嬰が勢力を失墜せるに及んで、竇嬰の方よりも灌夫に倚賴して、竇嬰の全盛時には、生平竇嬰を敬慕して附き絡ひながら、一旦權威を失ふと共に竇嬰を見棄て近よらざる輕薄者を、引繩批根とて、宛かも兩人が雙方よりして繩を挽きて之を引き括るが如くに、相共に同じく排斥して與に交際なさゞらんと思へるが、灌夫も亦魏其侯に倚賴して、その紹介に因りて列侯、宗室の諸貴顯に交通し、以て己が名譽の高からんことを望めり、因つて兩人共に助け助けられて、相互ひに推し立て合ひて尊重を爲せり、其の交際打融けて如際なきことは、恰も一家父子の如く懇意になりて、歡び甚しく厭き足りること無く、相互ひに知り合ふことの遲かりしを殘念に思ふ程なり、

【字解】引繩批根　批は武結反、音ヘツ、排なり、漢書には排に作る、根は拫の訛、輓なり、引なり、共に排退して復與に交らざること、譬へば相對して繩を挽きて之を拫括するが如くなるを云ふ、尙諸說紛々た

夫、長樂宮衞尉の官なる竇甫と酒を飲み、待遇其の當を得ざるよりして、灌夫は醉に乘じて竇甫を手にて擊てり、竇甫は卽ち竇太后の兄弟なり、因つて帝は太后が怒りて灌夫を誅戮せんことを恐れ、灌夫を轉任さして燕國の相とし、都より遠けて太后の怒りを避けしめたり、數歲を經て灌夫は或る法律に違犯し免職となり、又復長安の都に浪人生活を營めり、一體灌夫の人柄は剛直にして酒に醉ふと氣が荒くなり、人を困らせり、又人の面前にて諛ひ氣嫌取るを好まず、貴族外戚にて諸の勢力が自己の上に在る者に對しては、必ず之を凌ぎ見せ付けて遣らんと思ひ、其れに引換へて貧士にて自己の下位に在る者に對しては、先方が愈、貧賤なるほど、灌夫の方にては尤も益、之を禮遇敬待して、自己と平等の交りをなし、多人數廣坐の中にては殊更に下輩の者を推薦し親密にして、自己が平民的の人物なりと呼ばるゝやうに爲したれば、士の方にても亦此れを以て灌夫を賢れりとして重んぜり、灌夫は文學を好まず、任俠を喜び、一旦人と事を約束すれば、必ず其の事を遂げ果さねば承知せず、諸の與に交通せる人は、何れも豪傑大猾として豪き人又は猾き人に非ざるは無し、乃ち揃うて何等かの癖物なり、灌夫の家、數千萬の資產を累ね、食客日每に數十人より乃至百人あり、貯め池、泉水、田園の富を有し、一門親族並びに賓客甚だ蔓り、權勢を張り利益を專らにして潁川地方に氣儘氣隨をなせり、潁川の兒童は此の灌氏の專橫なる事を怨み呪ひて、之を歌に作りて曰く、潁川の水が淸らかなる間は灌氏の家は安寧なるも、潁川の水が濁らば、灌氏の一門は必ず親族殘らず亡ぼされんと、乃ち今平日こそ繁昌なれ、萬一他日變りたることあらば、必ず亡ぼさるゝに疑ひあるべからずとなり、

【字解】淮陽、地名、天下交、下交の間に之の字を加へて看るべし、交は互ひに交る處なり、勁兵處、兵處の間に之の字を加へて看るべし、勁は强なり、太僕、既に前に見えたり、長樂衞尉、長樂は宮の名、衞尉は宿衞の將なり、輕重不得、禮法の輕重上釣り合ひの取れざること、又飮酒の分量が平均を得ざることを云ふとの說もあり、夫醉搏甫、搏は音ハク、テウチと訓ず、手擊にすることを云ふ、剛直使酒、使酒は酒の與に任せて意氣地を張ること、稠人、稠は多なり、下輩、

陽天下交、勁兵處、故徙夫爲淮陽太守、建元元年、入爲太僕、二年、夫與長樂衞尉竇甫飲、輕重不得、夫醉搏甫、甫竇太后昆弟也、上恐太后誅夫、徙爲燕相、數歲、坐法去官、家居長安、灌夫爲人剛直使酒、不好面諛、貴戚諸有勢在己之右、不欲加禮、必陵之、諸士在己之左、愈貧賤、尤益敬與鈞、稠人廣衆、薦寵下輩、士亦以此多之、夫不喜文學、好任俠、已然諾、諸所與交通、無非豪傑大猾、家累數千萬、食客日數十百人、陂池田園、宗族賓客爲權利、横於潁川、潁川兒乃歌之曰、潁水淸、灌氏寧、潁水濁、灌氏族、

【講義】　吳の兵已に破れて亂平げり、灌夫は此の勇戰を以て名高くなりて、天下に聞えたり、潁陰侯此の事を帝に申上げたれば、帝は感賞ありて灌夫を以て中郎將となせり、數月ばかりして、或る法律に違犯したる廉によりて官を免じ去り、長安の都に於て浪人生活をなせり、長安の貴顯諸公何れも灌夫の人物を褒め揚げざるもの無し、孝景の時に當りて、又仕官して、代王の相け役までになれり、孝景崩じ今上（孝武）が位に卽かれし初めに、帝は思へらく、淮陽の地勢は天下の人々が四方よりして落合へる場所なると强兵の居る處なれば至極大切なる地なり、尋常の人物にては治め難しと、因つて殊更に灌夫なれば適任とありて、灌夫を轉任して淮陽の太守となせり、建元元年に淮陽より都へ入りて太僕の官となれり、二年に灌

し、出戰に及びたり、陣屋の門を出づる頃になりて、何れも最初の決心に似ず、押し切りて前進するものなし、獨り兩人と及び隨從せる家奴十數騎は馳せて吳の軍中に入り、尙進んで吳の大將の旗下まで至り、殺したり傷つけたる敵兵數十人あり、然れども此れより內へは前進することを得ざれば、復元へ引返し、馬を馳せ還り走りて漢の陣中へ入りしが、此の奮戰の爲に皆其の從奴を亡ひ、獨り一人の騎兵と歸れり、灌夫の身體は敵の鋒先きに中り大創を受くること十餘箇所なりしが、折善く萬金の高價なる良藥を有せしが故に、負傷も大事に至らずして死せざるを得たり、其の內に灌夫の負傷少しく愈えしかば、又復將軍に請ひて曰く、先日の戰爭に因りて吾れは益〻吳の陣中の委曲の事を知りて、敵の樣子は十分に呑み込みたれば、請ふ今一應往きて戰はんと、將軍は灌夫の深手の疵を負ひながら屈せず、益〻勇氣を奮へるを壯烈として、義理あるものとし、深く感じ入りしが、若し灌夫を敵中に遣りて其れ限り戰死せんかと恐れて、乃ち太尉周亞夫に上申したるに、太尉はその上申に付き、固く灌夫の出行を止めて遣らざりき、

【字解】因進之、進は推薦なり、故蒙灌氏姓、蒙は冒なり、他人の氏姓を稱するを冒と云ふ、氏と姓とは、もとその義區別あれども、後世は混用せり、請孟爲校尉、請は太尉にて校尉に任ずるやうに推薦するを云ふ、以千人、以とは己れの自由にし得ること、乃ち千人の長となるなり、孟康曰く、侯司馬の如きなりと、灌孟年老至不得意、王先謙曰く、孟年老、太尉周亞夫不欲用之、潁陰侯强請而後可、故孟不得意也と、壁門、壁は陣屋なり、麾下、麾は大將の旗なり、適有萬金良藥、萬金は其の高價なるを云ふ、顏師古曰く、金或は全に作ると、創少瘳、瘳は音ユ、差なり、イユと訓ず、曲折、委曲と云ふが如し、

吳已破、灌夫以此名聞天下、潁陰侯言之上、上以夫爲中郎將、數月、坐法去、後家居長安、長安中諸公莫弗稱之、孝景時、至代相、孝景崩、今上初卽位、以爲淮

被甲持戟、募軍中壯士所善願從者數十人、及出壁門、莫敢前、獨二人及從奴十數騎馳入吳軍、至吳將麾下、所殺傷數十人、不得前、復馳還、走入漢壁、皆亡其奴、獨與一騎歸、夫身中大創十餘、適有萬金良藥、故得無死、夫創少瘳、又復請將軍曰、吾益知吳壁中曲折、請復往、將軍壯義之、恐亡夫、乃言太尉、太尉乃固止之、

【講義】さて此れより少しく灌夫の事を陳べんに、灌將軍、名は夫と云ふ者は潁陰の生れなり、灌夫の父、實は張孟と云へり、嘗て潁陰侯灌嬰の舍人となり、主人の氣に入れり、因つて主人灌嬰より之を天子に執り成し、段々と昇りて二千石の大官に至れり、此の縁故により張孟は主家の姓灌氏を名乘りて灌孟と改めたり、孝景の世に吳楚の王が反ける時、灌嬰の嗣子たる潁陰侯灌何は將軍となり、總元帥たる太尉周亞夫の麾下に屬せしが、灌孟を其の下役の校尉に推薦し、其の時灌夫は千人兵の隊長となりて、父の灌孟と俱に出征せり、灌孟老年なるを以て太尉は用ふるを欲せざりしを、潁陰侯押して推薦せし者なれば、灌孟の立場左程に面白からず、因つて鬱々と氣が塞ぎ閉ぢて心に不愉快なるより、自暴になりて戰爭する毎に奮鬪し敵の堅陣を陷れ、遂に吳の軍中に斬り込みて戰死せり、一體當時の軍法としては、一家の内にて父子俱に從軍し、若し戰事の爲に鬪死する者あらば、其生存者は死者遺骸の後送と共に歸鄕することを得る筈なれども、灌夫は亡父の後送と共に歸鄕することを肯はず、敵の元帥吳王か又は重なる將軍の首級を打取り、以て亡父の仇を報いたしと願へり、是に於て灌夫は甲を被て戟を持ち、味方の己れと親善なる壯士にて同行致したしと願へる者數十人を募集

の南嚮を北嚮に作るは非なり、私橈、橈は音タウ、曲なり、マグルと訓ず、立曲旃、旃は旗の一種、通帛にて作れるを旃と曰ふ、曲旃は柄の曲りたる旃なり、

魏其失竇太后、益疏不用、無勢、諸客稍稍自引而怠傲、唯灌將軍獨不失、故魏其日默默不得志、而獨厚遇灌將軍、

【講義】一方の魏其は田蚡と打つて變りて益、不幸に陥り、親戚關係を有する竇太后を失ひて日増しに疏外せられて帝に用ひられず、勢力なし、諸の從ひ居たる賓客は、少々づつ自分に引き遠退きて不沙汰勝ちになり、怠り傲りて復元の如くに魏其を尊敬せざるが、其の中にて唯灌夫一人のみは、獨り他の賓客と同じからず、從前と相變らず敬意を以て親近せり、故に魏其は毎日默々と甚だ面白からざれば、獨り厚く灌夫を待遇し、此の兩人間は日に増して仲らひ善くなれり、

【字解】默々不得志、默默、漢書に墨々に作る、古へ相通ず、顔師古曰く、默々は不得意也と、人情氣鬱して不平なれば、默々として言なきなり、

○灌將軍夫者、潁陰人也、夫父張孟、嘗爲潁陰侯嬰舍人、得幸、因進之至二千石、故蒙灌氏姓爲灌孟、吳楚反時、潁陰侯灌何爲將軍、屬太尉、請灌孟爲校尉、夫以千人與父俱、灌孟年老、潁陰侯彊請之、鬱鬱不得意、故戰常陷堅、遂死吳軍中、軍法、父子俱從軍、有死事、得與喪歸、灌夫不肯隨喪歸、奮曰、願取吳王若將軍頭、以報父之仇、於是灌夫

位に居れり、此くして田蚡は思ふには、自分は漢の朝廷の大宰相なれば、彼れは我が兄なるが故にとて、私かに曲げ負くべからずと、此に由りて日に益して驕り高ぶり、その宅を治め造ること、他の諸家の第の中にて最高等たり、田地園は膏腴とて地味の肥え厚くして物の善く出來る處を極め、郡縣の器物を買ひ入れてその運搬が道路に相連なり屬けり、邸宅内にて前方の堂には音樂に使用の鐘竝びに鼓を陳列し、曲旃とてもと國家の用に供する曲りたる柄の旃を立て後房奥向きの部屋には美婦女が百を單位として何百人と數ふる程多く居り、國々の諸侯より機嫌取りに金玉又は狗馬及び玩好の類を進め奉ることは、仲仲數へ切られぬほど澤山あり、

【字解】天下士郡國諸侯、郡は天子直屬の地、國は諸侯の領邑なり、郡國諸侯とは郡及び諸侯の意、漢書には國の字無し、貌侵、侵一に寑に作る、短小なり、又醜惡なり、生貴甚、生貴は生れながらにして貴きことにて、少年時代よりして貴顯なるを謂ふとの説あれども、上文に蚡爲二諸郎一未レ貴とあれば、顏師古の説に從ひ、自ら尊高にして貴寵を示すの義に解すべし、富於春秋、春秋は年齡なり、少年は年齒方に久しかるべければ、故に富於春秋と云ふ、蚡以肺腑爲京師相、肺腑は肝腑の相附着するが如くに、血縁の相連なるを云ふ、蚡は王太后の弟にして帝の外舅なるを以て此く云へり、又柹附に作るべし、柹は斫りたる木の札にて、其の輕薄にして大材に附著するが如く、帝室薄縁の親戚なることを謙遜して云へるなり、此の説亦通ず、非痛折節、痛は甚なり、折節は節を屈むること、此にては先方に讓歩させて己に屈せしむるを云ふ、以禮詘之、詘は屈と音義共に同じ、吾亦欲除吏、除とは故官を除き去りて新官に就くよりして、官吏の轉補を除吏と云ふ、考工地、考工は少府に屬して、器械を作るを掌る官なり、何不遂取武庫、武庫は兵器を貯藏する處、其兄蓋侯、蓋は地名、侯は爵にして、姓名は王信と云ふ、自坐東鄕、鄕は嚮と同じ、東嚮は東面すること、沈欽韓曰く、士昏禮贊三見婦于二舅姑一、舅席レ於レ阼、姑席レ於二房外一南面、是東鄕尊レ於二南鄕一也、說苑君道篇、郭隗曰、今王將東面、目指氣使以求レ臣、則厮役之材至矣、南面聽レ朝、不レ失二揖讓之禮一以求レ臣、則人臣之材至矣、是東面尊レ於二南面一也と、漢書に上文

日に增して强く、專横になれり、建元六年竇太后崩殂せり、丞相趙昌、御史大夫莊靑翟は、太后の葬儀の事件が捗らずして澁滯せる廉を以て免職となり、武安侯の田蚡を以て丞相とし、大司農の韓安國を御史大夫となせり、天下の士人、郡、國諸侯は愈〻以前にも益して武安侯に附き、その勢威彌が上にも盛んに强くなれり、一體此の武安侯と云ふ人は、貌侵とて容貌短小にして風采揚らざる人物なるが、人の侮りを受けんことを恐れて自分に貴く勿體振ること甚し、因つて又思ふやうには、只今諸侯王卽ち漢の皇族で諸侯たる方々は生長者が多し、而して主上は卽位の當座にて年齡尙若く、前途の年月は澤山あり、云はゞ年若にして御威光が輕し、自分田蚡は肺腑卽ち主上の御續き合ひの關係を以て京都卽ち中央政府の宰相となれり、されば此の際大いに威嚴を以て彼れに臨み、甚しく彼れの節を折き、禮法を以て彼れを屈し從はしめざるときは、天下は主上の御威光を侮りて畏れ肅まずと、是の時に當りて丞相田蚡入朝して政事を奏聞するに、帝と相語り日影を移して時間を餘程久しくせるが、さて田蚡が申し上ぐることは何れも聽許せられ、田蚡が人を推薦して官に就かしむるに、その中には無官無位の平民より一躍して二千石の大官に至るものあり、その權威は流石の主上の大權を移し奪はん計りに至れり或る時帝の方よりして反りて田蚡の鼻息を窺はれて曰へらく、君に於ては最早君が意中の人々を官吏に申付けて相濟みたりや、將た未だ濟まざるか、君が申付けて濟みたるならば、自分も亦吾が思へる人を申付けて官吏になさんと思ふなりと、田蚡增長の餘り嘗て考工地とて宮中御用の器械製作所の地を頂戴して自宅を增益せんと請ひたるに、帝怒りて曰く、君は何ぜに兵器を貯藏せる武庫を取ることを遂行せざる、さ樣に取るからには、寧ろ武庫を取りて謀叛したる方が早く目的を達するでは無いかと皮肉を申されたるが、此の一言には流石の田蚡も弱りたりと見えて、是れより後ちは稍〻後へ引退き差控ふるやうになりたり、さて以上は朝廷向きの事なるが、又家中の私事も同樣に威張りて居れることを云へば、或る時田蚡は賓客を招きて酒宴をなしたるに、自身の兄なる蓋侯を坐らすに南向きにして下位に就かしめ、田蚡自身は坐りて東向きになり、尊

勢利者、皆去魏其歸武安、武安日益橫、建元六年、竇太后崩、丞相昌、御史大夫靑翟、坐喪事不辦、免、以武安侯蚡爲丞相、以大司農韓安國爲御史大夫、天下士郡國諸侯愈益附武安、武安者、貌侵、生貴甚、又以爲諸侯王多長、上初卽位、富於春秋、蚡以肺腑爲京師相、非痛折節、以禮詘之、天下不肅、當是時、丞相入奏事、坐語移日、所言皆聽、薦人或起家至二千石、權移主上、上乃曰、君除吏已盡未、吾亦欲除吏、嘗請考工地益宅、上怒曰、君何不遂取武庫、是後乃退、嘗召客飮、坐其兄蓋侯南鄕、自坐東鄕、以爲漢相尊、不可以兄故私橈、武安由此滋驕、治宅甲諸第、田園極膏腴、而市買郡縣器物相屬於道、前堂羅鐘鼓、立曲旃、後房婦女以百數、諸侯奉金玉狗馬玩好、不可勝數、

【講義】武安侯は魏其と共に既に朝廷を退けられて、官職には任ぜざれども、其姉王太后の關係よりして特に帝に親み幸せられ、數〻政事の意見を陳言せしに、效驗多し、因つて天下の官吏士人の勢力利益に赴き走る者は、何れも落日影薄き魏其の方を棄て去りて、朝日の勢ひなる武安に歸依すれば、武安の威勢は

耦たる者多ければ、種々の事情よりして何れも自國に引取ることを望まず、故を以て此の改革を妨げて、魏其等に對する讒訴が毎日々々竇太后の許へ達せり、乃ち太后に縋りて此の改革を停止せんと企てたるなり、然るに又竇太后は黄帝、老子の一派なる虚無を主とする學說を好まれ、而して魏其、武安、趙綰、王臧などは隆んに儒者の學術を推し尊びて、道家卽ち黄帝、老子の學派を貶し退くることを務めしかば、是を以て竇太后は魏其などを今までも多少悅ばざりしが、此に至りて日に滋して悅ばれず、武帝の建元二年になりて、御史大夫趙綰は太后が餘りに政務に干涉せるを以て、自今政事は皇帝の親裁によりて決行し、東宮卽ち太后に政事の奏聞を致さざるやうに仕りたしと建白に及ばれたるが、竇太后は大いに怒り、乃ち帝を壓迫して改革論者の趙綰、王臧等の官職を罷め、朝廷より放逐し、而して丞相魏其、太尉武安の兩人を免職にし、柏至侯の許昌を以て魏其に代へて丞相となし、武彊侯の莊青翟を趙綰に代へて御史大夫となせり、魏其、武安の兩人は此れによりて、侯爵といふ名譽の號を以て自家に引込み居り、復官途に就かざりき、

【字解】推轂、轂は音コク、輪の中にありて軸其の中を貫き、輻其の外に輳る者なり、コシキと訓ず、推轂は推輓と大意相同じ、自分の身を引下げて人を推立つること、宛かも車の後推をなすが如くなるよりして云へるなり、魯申公、申は姓、公は尊稱、名を逸す、故に申公と云ふ、當時の老大儒なり、既に楚元王世家に見えたり、設明堂、天子の諸侯を朝集せしめ政事を行ふ堂なり、以禮爲服制、服制は喪服の制度なり、父母の喪三年を服するが如きもの、擧適諸竇、擧は一一擧げて數へ調ぶること、適は謫と通ず、セムと訓ず、罪を責むること、節行、節はもと竹のふしなるを轉用して、物事の限り極まりのある義となせり、卽ち節制、節限の如き是れなり、多尙公主、公主を取りて妻となすを尙と云ふ、公主は天子の女なり、共に既に前に見えたり、貶道家言、道家は黄老一派の學を云ふ、言は學說なり、東宮、此の處は、太后の宮を云ふ、

武安侯雖不任職、以王太后故、親幸、數言事、多效、天下吏士趨

同じ、能兼容則幸久、兼容とは惡人を惡みて爲に怨みを取らざるやうに務むるを云ふ、今以毀去矣、毀は誹議なり、去は棄なり、今は猶卽時と云ふが如し、

魏其武安俱好儒術、推轂趙綰爲御史大夫、王臧爲郎中令、迎魯申公、欲設明堂、令列侯就國除關、以禮爲服制、以興太平、擧適諸竇宗室毋節行者、除其屬籍、時諸外家爲列侯、列侯多尙公主、皆不欲就國、以故毀日至竇太后、太后好黃老之言、而魏其武安趙綰王臧等、務隆推儒術、貶道家言、是以竇太后滋不說魏其等、及建元二年、御史大夫趙綰請無奏事東宮、竇太后大怒、乃罷逐趙綰王臧等、而免丞相太尉、以柏至侯許昌爲丞相、武彊侯莊靑翟爲御史大夫、魏其武安由此以侯家居、

【講義】魏其侯竇嬰、武安侯田蚡の兩人俱に儒者の學術を好み、同志の趙綰を推薦して御史大夫となし、王臧を郎中令となし、又魯國の老儒申公を都へ呼び迎へ、昔しの周代の制度に倣ひて明堂を設け、都に留り居れる列侯に、夫れ夫れ自國に引取らしめ、處々の關所を取除き、禮儀を標準として喪服の制度を定め、以て天下の太平を挽き興さんと考へたり、是に於て改革を行はんには先づ上流よりして爲すべしとの意見にて、諸の竇氏一門と漢の天子の宗室卽ち皇族方にして、節行の無き者を一一取調べ責めて、その親屬の籍を除き去らんとせしが、時に諸の外戚の家は列侯となり、その列侯は又帝室の公主乃ち內親王に配

惡、方今善人譽君侯、故至丞相、然君侯且疾惡、惡人衆、亦且毀君侯、君侯能兼容、則幸久、不能今以毀去矣、魏其不聽、

【講義】 建元元年に丞相衞綰、病氣に因りて免職となる、帝は後任として丞相及び太尉を置くことを評議に及びしが、籍福と云へる人、武安侯田蚡に說いて曰く、魏其侯は貴きこと既に久し、天下の士平素より之に歸依せり、今將軍閣下は新規に與られたる初めなれば、名望勢力未だ魏其に如かず、因つて若し帝が閣下を以て丞相と爲し給はんと思さるゝときは、必ず一應魏其に讓らるべし、而して魏其が丞相とならば、閣下は必ず太尉とならるゝならん、太尉は武官の長、丞相は文官の長なれば、其の尊さは同等なるのみ、さすれば實際は丞相と變り無くして、其の上に賢者に讓れる名譽がありて、名實兩得の利益ありと、武安侯乃ち其の策を用ひて、太后に其の意旨を祕密に談じ、太后よりして其れと無く遠廻はしに帝に喩したれば、是に於て帝は乃ち魏其侯を以て丞相とし、武安侯をば太尉となせり、是に於て籍福は往て魏其侯を賀し、一旦悅ばせて置きながら、又因つて弔ひ悔みを述べて曰く、君侯は生れ付きの御氣象故に善人を餘りに喜び過ぎて惡人を餘りに惡み過ぎ給へり、されば現今善人は君侯を譽め申ししかば、それ故に名望隆んにましまして丞相の尊位に至り給へり、さりながら一方には、君侯其の性質として將に惡人を疾ませられんとするによりて惡人の方にても將に君侯を讒訴して排斥せんとす、故に君侯能く雅量を以て善惡共に兼ねて包容せらるれば丞相の位に居て幸福を受くること久しからんも、若し其れが不能ならば、今忽ちに讒訴を以て棄て去らるべし、然らば君侯の爲に、丞相となられしは弔ひ奉らざるべからずと云へり、此くの如く忠告を試みたれども、魏其侯は籍福の言を聽き入れざりき、

【字解】 籍福、籍は姓、福は名なり、卽上以將軍、卽は若と同義、モシと訓ず、既に屢〻上文に見えたり、尊等耳、其の尊貴の程度は同一にして等しきを云ふ、乃微言太后、微は密なり、ヒソカニと訓ず、風上、風は諷と

ひ蓄へし賓客の計策が多く有るなり、田蚡の弟に田勝あり、兄弟何れも太后の弟なるを以て、孝景帝の後三年、卽ち新帝孝武の嗣位の初年に皇太后の弟蚡を封じて武安侯となし、勝を周陽侯となす、此く勢力を得るに隨ひて武安侯は新たに希望を抱けり、そは其の心中に國の政事を己が自由に取扱ひて、丞相の官とならんと思へるなり、されば人望を收めて勢力を張らんとの目的にて、賓客に卑下し謙遜恭敬の禮を執り、又名高き士の官途に就かずして自家に引籠りて居る者を推し擧げ進めて、其の官位を貴くして遣りて、強き味方を後に控へて、魏其始め諸の大將宰相の勢力の均衡を破りて、專ら重きを自己に引き寄せんと企てたり、

【字解】同母弟、孝景の后王氏の母臧兒、初め王仲に嫁して兩兒及び后を生み、仲死して後、長陵の田氏の婦となり、田蚡を生めり、諸郞、漢書には諸議郞に作る、徐廣曰く、諸郞一に諸卿と云ふ、時人號して長老の者を諸公と爲し、年少の者を諸郞と爲すと、孝景晩節、晩節は末時と同義、學槃盂諸書、槃盂は、黃帝の史官、孔甲の所作、凡そ二十九篇あり、法戒とすべき文を槃盂中に書せしよりして、遂に書名となれり、孟康曰く、雜家書、兼儒墨名法者也と、諸書は其外の諸子の書を云ふ、計筴、筴は策と音義共に同じ、名士家居者、村里に滯沈して未だ仕へざる名士なり、欲以傾、傾とは排斥して乘り踰ゆること、

建元元年、丞相綰病免、上議置丞相太尉、籍福說武安侯曰、魏其貴久矣、天下士素歸之、今將軍初興、未如魏其、卽上以將軍爲丞相、必讓魏其、魏其爲丞相、將軍必爲太尉、太尉丞相、尊等耳、又有讓賢名、武安侯乃微言太后風上、於是乃以魏其侯爲丞相、武安侯爲太尉、籍福賀魏其侯、因弔曰、君侯資性喜善疾

舍と云へり、臣有愛、天子、太后に對しては亦臣と稱す、支那に於て漢以來の制なり、愛は惜なり、沾沾自喜、沾は音セン又テフ、沾々は自ら整頓を好むなり、氣取りてめかすこと、多易、易は輕易なり、かるはずみなること、持重、重は自重なり、

○武安侯田蚡者、孝景后同母弟也、生長陵、魏其已爲大將軍、後方盛、蚡爲諸郎、未貴、往來侍酒魏其、跪起如子姪、及孝景晩節、蚡益貴幸、爲太中大夫、蚡辯有口、學槃盂諸書、王太后賢之、孝景崩、卽日太子立、稱制、所鎭撫多有田蚡賓客計筴、蚡弟田勝、皆以太后弟、孝景後三年、封蚡爲武安侯、勝爲周陽侯、武安侯新欲用事爲相、卑下賓客、進名士家居者貴之、欲以傾魏其諸將相、

【講義】武安侯の田蚡は孝景帝の皇后王氏の同腹異父の弟なり、長陵(高祖の陵の所在地)の邑に生る、魏其侯竇嬰はその時已に大將軍となり、其後勢力方に盛んなりしが、田蚡は僅かに諸郎とて若紳士の羣に入りて、未だ顯はれ貴き地位に至らず、常に魏其侯の家へ往來出入をなして酒宴の席に侍り、跪きたり起ちたりして、恰も魏其の子か姪かの如き樣子なりき、後ち孝景の晩年になりて、田蚡は日に增して益々貴くなりて、帝に寵幸せられ、太中大夫の官となれり、田蚡は雄辯にして口才あり、槃盂と名づくる書物、其外諸子の書を學び、學問も一應あり、その姉の王太后、卽ち此の時は未だ皇后たりしが、自分の弟なれば田蚡を賢きものとせり、其の後孝景帝崩じ、卽日太子立ちて天子となり、稱制とて政事の指圖をなし、その際臣下萬民を押し鎭め撫で懷けたることは、田蚡が閫

軍の所爲を御立腹あらば、最早や將軍の恃みの綱は切れて、將軍の身は愚か、夫人、令息までみな殺されて生き殘る者無からんと氣遣はるゝことなりと云へば、魏其侯之を有理なりと思ひ、乃ち遂に出勤に決し、春秋の朝請は從前の通りなして變り無かりき、

【字解】 栗太子、栗姫の生む所の太子、後ち廢せらる、故に母の姓を冠らして栗太子と云ひ、新太子に別ちたるなり、但し西漢の時、皇子皇孫、往々生母の姓を取りて稱となせり、孝武の孫にして戾太子の妃史氏の生めるを史皇孫と云へるが如き卽ち是れなり、屛居、屛は退なり、退きて居ること、田南山之下、田は田を耕すなり、南山は終南山、漢の都長安の南にあり、高遂、高は姓、遂は名、擁趙女、趙は美人の産する國なれば、故に特に此く云へるなり、閒處、閑處と同じ、閑靜にして無責任の地、相提而論、相提は相抵と云ふが如し、互角になりて爭ふこと、有如兩宮將軍、兩宮は帝と太后となり、螫は音シヤ、サスと訓ず、毒蟲の怒りて刺すことなるを以て、怒りて危害を加ふるに喩ふるなり、妻子無類、類は遺類なり、生き殘れる人々を云ふ、

桃侯免相、竇太后數言魏其侯、孝景帝曰、太后豈以爲臣有愛、不相魏其、魏其者、沾沾自喜耳、多易、難以爲相持重、遂不用、用建陵侯衞綰爲丞相、

【講義】 桃侯の劉舍が丞相を免ぜられし時、竇太后は魏其侯の其の後任たるべき事を數〻孝景帝に申されて、その推薦に努めたり、孝景帝、太后に申さるゝには、皇太后には豈に私しが他に惜める義ありて、魏其を丞相と致さゞる事と思召されんも、決して然るにあらず、彼の魏其と申す人物は、沾々と氣取りて自身に誇りとし喜べるのみにして、物事に輕率に飛付き易き行ひ多し、故に以て天下の宰相となりて重も重もしき落付きを持ちがたしと云はれて、遂に魏其を用ひず、建陵侯の衞綰を用ひて桃侯の後任の丞相となせり、

【字解】 桃侯、桃は邑の名、侯は其の爵、姓は劉、名は

居田南山之下數月、諸賓客辯士說之莫能來、梁人高遂乃說魏其曰、能富貴將軍者、上也、能親將軍者、太后也、今將軍傅太子、太子廢而不能爭、爭不能得、又弗能死、自引謝病、擁趙女、屛閒處、而不朝、相提而論、是自明揚主上之過、有如兩宮螫將軍、則妻子毋類矣、魏其侯然之、乃遂起朝請如故、

【講義】 孝景の四年に、愛妾栗姬の生める栗太子と云へる皇子を太子に立て、魏其侯竇嬰に命じて太子の傅たらしむ、後ち孝景の七年に栗太子廢せらる、その時魏其侯は數度帝を諫め爭へども目的を達せざりしかば、魏其侯は自分太子の傅で居ながら此に至りしは己が責任なりとて、病氣にて勤めがたしと云へるを官を引く名義として退身して家に居り、南山の下にて田地を耕作すること數月許りなりしが、諸の賓客又は辯士が種々之に說きて元の處へ還らんことを勸めたれども、能く呼び戾すことを得るものなし、是に於て梁の人高遂なる者、乃ち魏其侯に說いて曰く、絕對威力を有せられて將軍閣下を富貴に出來得る方は主上なり、又外ならぬ親戚關係によりて將軍閣下を親み近くることを出來得る方は皇太后なり、されば將軍に取りては特に主上と太后とは大切なる御方なり、然るに現に將軍は皇太子の御守り役に居られ、其皇太子が廢せられても、陛下を諫め爭うて止むることが出來得ず、それかと云うて、又節義を立てゝ死することも出來得ず、而して自分勝手に引退して、病氣を口上に取りて出仕を斷れて、趙國生れの天成の美人を擁き抱へ、閑靜なる處に屛居して朝廷へ出でず、朝廷と相互ひに抵抗して議論せらるゝは、是れぞ將軍自身に主上の過失を世間に明らさまに揭げ示すものと謂はざるべからず、此の如くにして無事に相濟まば別條なけれども、萬一主上、太后の兩宮が將

嬰は召しに因りて入朝して謁見をせしも、帝より呉楚征伐の大將たるべきやう沙汰せらるゝに對して、固くかねてより病氣にて免官して引籠り居る位なれば、さ様なる重き役に任ずるに足らずと斷れり、此に至りて流石の竇太后も、以前に竇嬰を餘り殘酷に黜けたるを以て慙ぢ入れり、是に於いて帝の曰はるゝには、目下の天下は急迫なる場合なれば、王孫其許に於て寧ろ讓り避くべきとならんや、今日の如き場合こそ、御身の一大奮發を切望するなりと云はれたれば、竇嬰も詔を奉じたり、乃ち竇嬰を拜命して大將軍として諸軍を總べしめ、黄金千斤を下賜せらる、竇嬰乃ち袁盎又は欒布其外諸の名ある武將賢明の士にして、何等の官にも就かずして自家に引退して居る人人を申し立てゝ、之を進め用ひ、上より賜はりたる千斤の黄金は之を廊や廡の下に陳列して、軍の係りの官吏が其前を經過する毎に、其の都度に分量を見積り入用だけ自由に取りて費用となさしむ、故に下賜の金とは云へ、其の實竇嬰自身の家に入ることと無し、竇嬰出征して滎陽を守り、齊趙の兵を監視せり、其の後、呉楚始め七國の叛兵已に盡く官軍に打負けて滅びたり、因つて勳功を賞せられ、竇嬰を封じて魏其侯となせり、是に於て諸の游士賓客は、吾れ先きにと爭つて魏其侯竇嬰に歸依なして、其の人望勢力は寔に凄じきこととなり、孝景の時代に、國家の大事件を朝廷にて會議ある毎に、呉楚七國の叛亂を平げたる元勳の條侯周亞夫、竝びに魏其侯竇嬰に向つては、諸の列侯たち、何人も敢て之と對抗の禮式をなすもの無し、皆此の二侯には甘んじて大讓歩をなせり、

【字解】　王孫、漢書に依れば、竇嬰の字とあり、廊廡、廊は音ラウ、ホソドノ、又ワタドノ、或はヒサシの數訓あり、殿の母屋につづきたるひさしの下なり、廡は音ブ、堂下の周屋なり、ホソドノ又はヒサシと訓ず、財取爲用、財は裁と同じ、その必要を裁量し、取りて以て費用に充つるなり、條侯、周亞夫なり、周勃世家に見えたり、亢禮、亢は抗と同じ、對抗なり、

孝景四年、立栗太子、使魏其侯爲太子傅、孝景七年、栗太子廢、魏其數爭、不能得、魏其謝病、屛

しとして、さ程難有く思はざれば、因つて病氣を以て免職を願ひて引退せり、太后遂に竇嬰を竇家一門の籍より除き、宮中に入りて春秋の天機奉伺をなすことを禁止せり、

【字解】 魏其侯、魏其は領地の名、侯はその爵、從兄子、伯叔父の子にして年の己れより長ぜる者を從兄と云ふ、父世觀津人、父の名は史家逸脱せり、世は世世なり、或は曰く、世は乃ち父の名なりと、此の說は非なり、觀津は地名、喜賓客、喜の字の上に嬰の字を添へて看るべし、詹事、官の名、皇后、太子の家事を掌る、既に鼂錯傳に見えたり、昆弟、昆は兄也、燕飲、燕は樂なり、タノシムと訓ず、千秋之後、千秋は千年と云ふが如し、乃ち長生きして死せる後と云ふ意味なり、太后驩、驩はヨロコブと訓ず、歡と同じ、巵酒、巵は酒を盛る器、サカヅキ、不得入朝請、入は宮中へ參進すること、春の謁見を朝と云ひ、秋の謁見を請と云ふ

孝景三年、吳楚反、上察宗室諸竇、毋如竇嬰賢、乃召嬰、嬰入見、固辭謝病不足任、太后亦慙、於是上曰、天下方有急、王孫寧可以讓邪、乃拜嬰爲大將軍、賜金千斤、嬰乃言袁盎欒布諸名將賢士在家者進之、所賜金、陳之廊廡下、軍吏過輒令財取爲用、金無入家者、竇嬰守滎陽、監齊趙兵、七國兵已盡破、封嬰爲魏其侯、諸游士賓客爭歸魏其侯、孝景時、每朝議大事、條侯魏其侯、諸列侯莫敢與亢禮、

【講義】 孝景の三年に、吳楚の國漢の朝廷に反けり、孝景は皇族及び諸の竇氏一門を觀察するに、何れも竇嬰の賢れるに如くもの無し、乃ち嬰を召し出さる、

容言曰、千秋之後、傳梁王、太后驩、竇嬰引卮酒進上曰、天下者、高祖天下、父子相傳、此漢之約也、上何以得擅傳梁王、太后由此憎竇嬰、竇嬰亦薄其官、因病免、太后除竇嬰門籍、不得入朝請、

【講義】　魏其侯の竇嬰は孝文帝の皇后の從兄に當る人の子なり、其父は祖先代々觀津と云へる處の生れなり、竇嬰は平生賓客を好みて善く之を待遇せるが、偖此賓客を好むと云ふが先づ彼の生命とも申すべき事なるぞ、孝文の時代に嬰は吳王の相となりしが、病氣を以て免職し、太子孝景が卽位せる初めにまた詹事の官となりて、皇后、皇太子の宮中のことを掌れり、梁の孝王と云へるは孝景の同腹の弟なるが、王の母竇太后（卽ち孝文の后）は王を寵愛せり、梁の孝王京師に入朝せしが、帝と兄弟の因みにて、打解けて酒を飲み家庭的娛樂をなせり、是の時帝はいまだ皇太子を立てざれば、酒の酣にはずみける時、從容と落付きて發言して曰ひけるには、千秋の後、卽ち自分が壽命を終りたる後は、天下をば梁王に讓り申さんと、太后は自身の愛子が行く〳〵は天子となるべきこと故に、機嫌克く悅ばれたり、竇嬰之を聞き、卮につげる酒を引きて帝に進め參らせて申しけるには、此れは意外の御事を承はるもの哉、全體陛下の有せらるゝ天下と申すものは、畏くも御先祖高祖皇帝の貽し給へる天下也、決して陛下御一人の自由に遊ばし得べき筈にあらず、御父子の間、相互に讓らせ受けさせ給べるが、此れ御先祖以來漢の帝室の定まりたる御約束ごとなり、然るに今日になりて陛下に於かせられて、何を以て御氣儘に御弟なる梁王に讓らせ給ふをを得んや、此くては高祖皇帝に對せられて相濟ませられざる御義なりと諫止したり、太后は折角帝の發言によりて自己の愛子が天子になるべしと豫期して悅べるに、此の如く竇嬰が諫止したるに由りて、竇嬰は身內なれども之を憎めり、竇嬰も亦詹事の官を薄

弱め本宗を鞏固にせむとせしが、反りて其の禍を身に受けて刑せられたり、又袁盎は權謀を以て天子に說きしが、初めは其の說容れられて寵幸せられしに後は辱しめられぬ、故に古代諸侯の地は百里より廣くせず、山と海との利ある國には封ぜず、又夷狄の外國を親しみて其の親近の一族を疏遠にすること毋かれといふ格言あり、此れは蓋し吳の事をいふと見るべきか、又權謀の首主となること勿れ、反りて其の咎を受くるものぞといへるは、豈袁盎と鼂錯とをいふものならむか、

【字解】　權說、權はもと權衡の權にして、乃ち秤の分銅なり、其物の輕重を量るよりして物事の緩急大小を酌み量る義に轉用して、權宜、權變、權數、權謀等の熟語あり、權說は當座の事勢を見計らひて說き立つることを云ふ、○此篇吳王謀反の一事を以て、許多雜錯の事物を貫穿し、前後左右に驅遣して文を成せり、先づ吳王謀反の相あると謀反の讖とを寫し、銅鹽を以て謀反の資として、提殺太子を謀反の因とす、然る後に一の吳の使を出して之を解し、又一の鼂錯を出して之を促し、曲曲寫し來りて情事見るが如し、然る後に口づから膠西に報ぜると、六國に約せると、反書を下せるの事と、氣勢蓬勃として當直瀉下す、乃ち又一の袁盎を出し、一の鄧都尉を出し、又一の田祿伯を出し、桓將軍を出し、周丘を出し、多少の事、湊聚して來る、實に只謀反の一事の爲に四面點湊し、隔礙迂塞の病なし、豈亦至文に非ずや、（吳齊賢の論文に依る）

魏其武安侯列傳第四十七

魏其侯竇嬰者孝文后從兄子也、父世觀津人、喜賓客、孝文時、嬰爲吳相、病免、孝景初卽位、爲詹事、梁孝王者孝景弟也、其母竇太后愛之、梁孝王朝、因昆弟燕飮、是時上未立太子、酒酣、從

王、續元王後、徙汝南王非、王吳故地、爲江都王、

【講義】是れより先き、吳王が首謀となりて兵を起し丶時、併せて楚の兵に將として齊趙を連合す、正月に兵を起して三月に皆敗北して全滅しぬ、只趙のみは最後まで籠城したりき、朝廷は復楚の元王の末子平陸侯禮を置いて楚王となす、而して元王の後を承けて相續せしむ、汝南王非を轉封して故の地に王たらしめて、江都王と稱せしむ、

太史公曰、吳王之王、由父省也、能薄賦斂、使其衆、以擅山海利、逆亂之萌、自其子興、爭技發難、卒亡其本、親越謀宗、竟以夷隕、

【講義】太史公曰く、吳王が吳の地に封ぜられ吳王と稱するを得たるは、其の父仲即ち代王が特に省せられて郃陽侯に封ぜられしより始まる、能く賦課を薄くし人民を使ひ、錢を鑄ると鹽を造るとの利益を獨占せり、畢竟漢室に反亂をなす端緒は、其の太子が博奕の爭ひにて殺されしより興れり、太子は皇太子と博奕の方法を爭ひ面倒を引起して、卒に其の家國までを亡ぼせり、而して異國の越と親密にし本家の漢室を覆さむと謀りて、竟に一族全滅の悲運を見たり、

【字解】由父省也、省は善なり、厚意を以て助けらるるなり、一說に減封にて領地を減さる丶なりと、夷隕、夷は誅滅なり、タヒラグと訓ず、隕は殞と同じ、殪なり、

鼂錯爲國遠慮、禍反近身、袁盎權說、初寵後辱、故古者諸侯地不過百里、山海不以封、毋親夷狄、以疏其屬、蓋謂吳邪、毋爲權首、反受其咎、豈盎錯邪、

【講義】鼂錯は國家の爲に遠大の考慮を以て諸侯を

國、以此觀之、意非欲誅錯也、乃出詔書、爲王讀之、讀之訖曰、王其自圖、王曰、如卬等、死有餘罪、遂自殺、太后太子皆死、

【講義】將軍曰く、王は苟に錯を不善なりと思へるならば、何故に直接天子に言上はせられぬぞ、未だ天子よりして之を征伐せよといふ詔も割符もあらざる中に、勝手次第に軍兵を發して齊を撃たれたり、此の理を以て推し考へむには、吾が考ふる所にては錯を誅せむといふにはあらで、實は漢朝を覆さむといふ意にてありしなるべしとて、天子の吳を伐つ詔書を出して膠西王の爲に之を讀み聞かせたり、さて讀み訖へて曰く、右のごとくなれば王には自身に然るべき覺悟をせらるゝこそよからめといへば王曰く、卬等がごとき者は死しても償ひ難き重き罪ありとて遂に自殺して果てぬ、之に由つて王の太后も太子も亦皆自殺せられぬ、

【字解】王苟以、苟は誠なり、以は以爲と同義、オモフと訓ず、及未有詔、王念孫曰く、及は當に乃に作るべしと、

膠東菑川濟南王皆死、國除、納于漢、酈將軍圍趙十月而下之、趙王自殺、濟北王以劫故、得不誅、徙王菑川、

【講義】膠東、菑川、濟南の諸王も亦自殺せられぬ、其の領土は皆收められて漢に納りぬ、酈將軍は趙を圍み攻むること十月にして之を攻め取りぬ、趙王は自殺したり、濟北王は吳王より無理に威力を以て加盟せられたる故を以て重く罰せられざるを得たり、徙されて菑川の王とせらる、

初吳王首反、幷將楚兵、連齊趙、正月起兵、三月皆破、獨趙後下、復置元王少子平陸侯禮爲楚

遠道、至于窮國、敢請葅醢之罪、

【講義】膠西王は肌を脱ぎて罪人たる態をなし、漢の將軍の城壁に來りて叩頭して謁して曰く、臣卬は國法を遵守すること不謹にして、反亂を起して萬民を騒動せしめ、乃ち將軍を遥々と此の遠方まで來りて心を苦しませて此のごとく困窮の境に至らしめたり、其の罪極めて重し、敢て極刑に處せられたしと思ふなりといふ、

【字解】葅醢之罪、葅は菹と同じ、又菹に通ず、酢に合へたる菜なり、醢は肉醤なり、重罪の人の肉を細かく切りさいなむ事を譬へたる語、上古罪人を處分する最も慘酷なる法の一、

弓高侯執金鼓見之曰、王苦軍事、願聞王發兵狀、王頓首膝行對曰、今者鼂錯天子用事臣、變更高皇帝法令、侵奪諸侯地、卬等以爲不義、恐其敗亂天下、七國發兵、且以誅錯、今聞錯已誅、卬等謹以罷兵歸、

【講義】弓高侯は金鼓即ち軍陣に出發を命ずる相圖の具を手に持ち、いざといはゞ打鳴らさむの態度を以て極めて嚴格に對面して曰く、王は軍事に苦勞せられたり、何卒王が軍を起されたる樣子を逐一に承はらむと、王は首を地にすりつけ膝にて歩み出でて謹んで對へて曰く、今日鼂錯は天子に親近して萬事を意のごとく振舞ふ權臣なり、卽ち高皇帝が定め置かれたりし法令を變へ更め諸侯の領地を召上げ奪ふ、卬等は之を不義の所爲と認め、かくては自然天下を打破りて滅すに至るべしとせり、七國同盟して軍兵を發し、今やかの鼂錯を征伐せむと欲す、然るに今承はれば、錯は已に都の東市にて腰斬の刑に處せられたりと、因りて卬等は謹みて軍兵を纏めて國に引上げむと致すなりといふ、

將軍曰、王苟以錯不善、何不以聞、及未有詔虎符、擅發兵擊義

下、漢兵至、膠西膠東菑川王各引兵歸、膠西王乃袒跣席稾、飲水謝太后、王太子德曰、漢兵遠、臣觀之、已罷、可襲、願收大王餘兵擊之、擊之不勝、乃逃入海、未晩也、

【講義】膠西、膠東、菑川、三王が齊の臨菑を圍み攻むる時、三月を費せども下すこと能はず、漢の兵至る時に、膠西、膠東、菑川王は各、軍兵を引纏めて歸りぬ、膠西王大に反逆を悔いて素足になり、稾を席とし水を飲みて太后に向つて心得違ひを謝罪せらる、王の太子德は曰く、漢の兵は此の國より近からず、臣が觀察する所は、漢の軍兵は今既に疲弊したり、襲ひ擊つべし、願はくは大王の餘兵を收めて之を擊たむ、之を擊ちて勝たずんば、其の時に逃れて海に入りて死せむことも、未だ晩きものにあらずといふ、

王曰、吾士卒皆已壞、不可發用、弗聽、漢將弓高侯頽當、遺王書曰、奉詔誅不義、降者赦其罪復故、不降者滅之、王何處、須以從事、

【講義】王曰く、吾が士卒今皆最早疲弊したれば、之を再度用ひむこと覺束なしとて、其の言を採納せず、漢の將軍弓高侯頽當と申者、膠西王に書面を遺りて曰く、吾れは天子の詔を承はりて反亂をなしたる惡人を征伐す、されば歸順して降參せむ者は其の罪を赦して以前のごとくすべし、若し降伏せぬ者は之を討ち滅さむ、此の二者の中、王は其の何れに處らんとせらるゝぞ、吾等は王の處決次第によりて待ちて事を行はむと思へりと云へり、

王肉袒叩頭漢軍壁、謁曰、臣卬奉法不謹、驚駭百姓、乃苦將軍

方面より城に打入らむとす、條侯もさる者、其の手に乘らずして西北の方面の警備を堅くして待つ、案のごとく吳の軍兵は西北方より打入りたり、吳は反りて散々に打ちなされぬ、士卒又多く食物に缺乏して饑ゑ死にしかば、已むを得ず裏切りして散亂せり、

於是、吳王乃與其麾下壯士數千人夜亡去、度江走丹徒、保東越、東越兵可萬餘人、乃使人收聚亡卒、漢使人以利啗東越、東越卽紿吳王、吳王出勞軍、卽使人鏦殺吳王、盛其頭、馳傳以聞、吳王子子華子駒亡走閩越、

【講義】是に於て吳王は其の旗本の勇壯の武士二三千人と夜中に出奔して江を渡り丹徒（今の江蘇丹徒縣の東南八十里）に走り、東越の地にて喰ひ止めたり、東越の兵は一萬人餘りあり、乃ち人をして亡げ來れる卒を收聚せしめたるが、漢の軍にては人を出し利益を過分に與へて東越をして吳王を殺すことを計らしむ、東越其の計のごとく、まづ吳王を欺く、吳王は出でて軍士に慰勞の詞を賜はる際、兼ねて期せるがごとく人をして戟にて吳王を鏦し殺さしむ、其の首級を函に盛りて直ちに早打を以て天子に其由を奏上す、

【字解】其麾下、麾は旗の指麾に用ふる物、麾下は部下といふに同じ意、亦戲下に作る、鏦殺吳王、鏦は音ショウ戟を以て撞き刺す意、

吳王之棄其軍亡也、軍遂潰、往往稍降太尉梁軍、楚王戊軍敗自殺、

【講義】吳王が其の軍兵を置き去りにして亡ぐる時、全軍總潰れになりしが、段々と周亞夫の軍と梁の軍とに降伏するものあり、楚王戊は軍敗北して自殺して果てぬ、

三王之圍齊臨菑也、三月不能

救、條侯不許、又使使惡條侯於上、上使人告條侯救梁、復守便宜不行、

【講義】是れより先き吳王淮水を渡る時、楚王と遂に西して棘壁を敗り、勝に乘じて前進す、其の鋭勢當るべからず、梁の孝王恐れて六人の將軍をして吳を擊たしむ、吳軍は又梁の兩將を敗りしかば、士卒は皆梁に還り走りぬ、梁は度々使者を遣はして條侯に報知して救ひを求めしむ、條侯許さず、又使者をして條侯の事を天子に惡しざまに中傷せしむ、天子は人を以て條侯に告げて梁を救はしむ、條侯は復都合上差支への由を以て出發せず、是れ前にいへるがごとく鄧都尉の策に基づきたる方略を守れるなり、

梁使韓安國及楚死事相弟張羽爲將軍、乃得頗敗吳兵、吳兵欲西、梁城守堅、不敢西、卽走條侯軍、會下邑、欲戰、條侯壁、不肯戰、

【講義】梁は韓安國及び楚の相張尙と申す人の弟にて張羽といふ人を將軍となして之に當らしむ、是に於て頗る吳の兵を敗るを得たり、吳の軍兵は西に向はむとす、梁は堅固に籠城したるを以て、吳の軍は西に向つて進むこと能はず、そこで條侯の軍に向つて進み、下邑(今の江蘇碭山縣の東)に聚合して條侯の軍と戰はむとす、條侯は堅固に城を守りて肯て戰はず、

吳糧絕卒饑、數挑戰、遂夜犇條侯壁、驚東南、條侯使備西北、果從西北入、吳大敗、士卒多饑死、乃畔散、

【講義】吳の兵糧缺乏して士卒饑ゑて死す、愈〻窮して度々戰はむと仕かけたり、さるほどに待ち兼ねて夜中條侯の城壁に突進して其の東南を騷がして他の

掘其丘冢、甚爲暴虐、

【講義】今乃ち吳王は楚王戊、趙王遂、膠西王卬、濟南王辟光、菑川王賢、膠東王雄渠と合從して反逆す、大逆無道たり、兵を起して以て漢の宗家を顚覆せむとし、大臣及び漢の使者を慘殺し、萬民を壓迫刧迫し、無罪の者を若きに殺し、民家を燒き殘ひ、其の丘冢を掘き、甚だ暴虐をなす、

今卬等又重逆無道、燒宗廟、鹵御物、朕甚痛之、朕素服避正殿、將軍其勸士大夫擊反虜、擊反虜者、深入多殺爲功、斬首捕虜、比三百石以上者皆殺之、無有所置、敢有議詔及不如詔者、皆要斬、

【講義】今卬等は又大逆無道を重ねて宗廟を燒き、宗廟にある御物を掠め取る等の惡行あり、朕甚だ之を痛めり、朕は恐懼に堪へず、素服を著て正殿を去り別殿に移りて謹愼せり、將軍は其れ士大夫を奬勵して反逆の醜奴を擊てよ、深く攻め入り多く殺せるを功となし、首を斬り醜奴を捕へて三百石以上に及ぶときは其等を皆殺して、放免する所あることなかれ、敢て詔を議し及び詔のごとくせざる者あらば皆腰斬の刑に處せむとあり、是れは吳楚を擊つ制詔なり、

【字解】鹵御物、鹵は擄と通用す、人の財物を刦し奪ふ意、御物とは、漢文にては御は統御の御にて天子の代名詞に用ふ、天子の御使用の物を御物といふ、此の條にては宗廟の服器より、やがて宗廟の郡縣にある物を皆御物と稱するなり、無有所置、置は放釋の意、

初吳王之度淮、與楚王遂西敗棘壁、乘勝前、銳甚、梁孝王恐、遣六將軍擊吳、又敗梁兩將、士卒皆還走梁、梁數使使報條侯求

【講義】二月中に吳王の兵最早破れて敗走す、是に於て天子、大將軍に詔書を下して告げて曰く、蓋し聞く、善事を行ふ者は自然に幸福を獲、惡行を爲す者は自然に不仕合せに遭ふといへり、(是れ吳王が自ら敗滅を招く意を述べむとする前提なり、)

高皇帝親表功德、建立諸侯、幽王悼惠王絕無後、孝文皇帝哀憐加惠、王幽王子遂悼惠王子卬等、令奉其先王宗廟、爲漢藩國、德配天地、明並日月、

【講義】高皇帝親ら功德を表し、諸侯を各地に封じたり、幽王、悼惠王は子孫なくして斷絕す、孝文帝哀しみ憐みて恩惠を加へ、幽王の子遂と悼惠王の子卬等を王として、其の先王の宗廟を奉祀して其の後たらしめられ、而して漢の藩屛の國とせられぬ、其の洪大の德は天地に比し、光明は日月と同じ程なり、

吳王濞倍德反義、誘受天下亡命皋人、亂天下幣、稱病不朝二十餘年、有司數請濞罪、孝文皇帝寬之、欲其改行爲善、

【講義】吳王濞は天子の德に倍き恩義に反いて、天下の亡命者、罪人を誘ひ受けて天下の錢を濫造し、病重しと稱して參朝せざること二十餘年、有司は度々濞が罪を治せむことを請へり、然れども孝文皇帝は之を寬恕し、其の行爲を改め善をなさんことを欲せられたり、蓋し其の反省を望めるなり、

今乃與楚王戊、趙王遂、膠西王卬、濟南王辟光、菑川王賢、膠東王雄渠約從反、爲逆無道、起兵以危宗廟、賊殺大臣及漢使者、迫劫萬民、夭殺無罪、燒殘民家、

至居下邳、不過食頃、今先下、家室必完、能者封侯矣、

【講義】周丘は漢の節を得てより卽夜急に行きて下邳に達す、時に吳の反亂を聞きて下邳にても籠城して待てり、周丘は傳舍の宿所に至りて令を召す、令が戶を開けて入る時に周丘は從者をして罪を以て令を斬らしむ、遂に兄弟の互ひに懇意にする勢力ある吏を召し出して之に告げて曰く、吳の反亂の軍兵今直ちに此に到らむとす、到著せば下邳を全滅せしむべきこと、朝飯食ふ程の時間をも要せず、今先づ降參せば、皆々の一家財產は必ず安全なるべく、而して才能ある者は封ぜられて諸侯とならむといふ、

出乃相告、下邳皆下、周丘一夜得三萬人、使人報吳王、遂將其兵北略城邑、比至城陽、兵十餘萬、破城陽中尉軍、聞吳王敗走、自度無與共成功、卽引兵歸下邳、未至疽發背死、

【講義】豪吏は外に出でて相告げて周丘の言ふがごとくせしむ、下邳の人皆周丘に降參す、周丘は一夜の間に三萬人を手に入れぬ、因りて使者をして吳王に報ぜしむ、其れより其の軍兵を引連れて北の方に進み、城邑を攻め取りしが、城陽(今の山東莒縣)に至る頃に軍兵十餘萬あり、城陽の中尉の軍を破る、吳王が敗れて走りたるを聞きて、自ら度るに最早己れを知れる人なければ與に共に功を成すことなからむとて、卽ち兵を引戾して下邳に歸る、未だ到著せぬ程に疽其の脊に發して死せり、

二月中、吳王兵既破、敗走、於是天子制詔將軍曰、蓋聞、爲善者、天報之以福、爲非者、天報之以殃、

る義にして、乃ち直前して顧みざるをいふ、安知大慮乎、大慮は大謀といふがごとし、遠大の思慮なり、

吳王專幷將其兵、未度淮、諸賓客皆得爲將校尉候司馬、獨周丘不得用、

【講義】吳王は兵を別つを氣遣ひて專ら其の全軍を統率せり、未だ淮水を渡らず、從來賓客たりし人々は皆將校、尉、斥候、司馬の官となることを得たれど、獨り周丘一人のみ用ひらるゝを得ず、

周丘者、下邳人、亡命吳、酤酒無行、吳王濞薄之弗任、

【講義】周丘と申す人は下邳（今の江蘇邳縣の東）の人なり、罪ありて原藉を亡命して吳に奔り來り、酒を酤りて生活し、たえて素行修まらず、吳王濞客を好めども、かゝる品行故に周丘は見下げて信任せざりき、

周丘上謁說王曰、臣以無能、不得待罪行閒、臣非敢求有所將、願得王一漢節、必有以報王、王乃予之、

【講義】周丘は吳王に謁見して意見を王に開陳して曰く、臣は何等の特技なきが爲に將軍の列に入れらるゝ事を得ず、是れ是非なき次第なり、但臣は何か申上げたればとて將軍たらむことを願ふ意にあらず、願はくは王の所有せらるゝ一箇の漢の節を戴いて、必ず王に報謝することあらむと申す、王乃ち之を與ふ、

【字解】得王一漢節、節は使者の持して信となす符なり、

周丘得節、夜馳入下邳、下邳時聞吳反、皆城守、至傳舍、召令、令入戶、使從者以罪斬令、遂召昆弟所善豪吏、告曰、吳反兵且至、

用を足す意、多佗利害、蘇林は、祿伯が漢に降る時は自らの利となりて吳の害となるといふ意に釋きたれど、今は師古の說に從ひて本解のごとくせり、

吳少將桓將軍說王曰、吳多步兵、步兵利險、漢多車騎、車騎利平地、願大王所過城邑不下、直棄去、疾西據雒陽武庫、食敖倉粟、阻山河之險、以令諸侯、雖毋入關、天下固已定矣、卽大王徐行、留下城邑、漢軍車騎至、馳入梁楚之郊、事敗矣、

【講義】吳の少將桓將軍と申す人、吳王に意見を述べて曰く、吳には步兵多し、步兵は險阻の地にて活動するに便利多し、漢には車騎の兵多し、車騎の兵は平地に活動するに便利多し、因りて願ふ所は、大王の經由し給ふ城邑にて攻めても從はざる者あらば、直ちに棄てゝ前進せよ、而して急速に行きて西の方雒陽の武庫に根城を構へ、敖倉の兵糧を取りて我が用となし、山河の險阻を要害とし、かくて命を諸侯に下し給へ、かくのごとくすれば函谷關に入らずとも、天下は既に固に我が意のごとくなるものなり、若しも大王には徐々に行進ありて、留まりて一々に歸服せぬ城邑を取りつゝ進まば、漢の車騎の者至りて、馳せて梁楚の城外に入らば、吳の敗北となりぬべしといふ、

吳王問諸老將、老將曰、此少年推鋒之計可耳、安知大慮乎、於是吳王不用桓將軍計、

【講義】吳王は少將の策を以て古參の將軍に問ふ、老將曰く、此れは是れ若き者の無謀に突進する策略なるのみ、いかんぞ大計を知る者ならんやと反對して用ひぬやうに對へたり、是に於て吳王は桓將軍の策を用ひず、

【字解】推鋒之計、推鋒とは敵の鋒先きを推し除く

の策に從ひ、遂に城壁を昌邑の南に堅く造りて籠城す、又精銳を集めたる輕兵は吳の糧食の通路を塞ぎて通ぜざらしむ、

吳王之初發也、吳臣田祿伯爲大將軍、田祿伯曰、兵屯聚而西、無佗奇道、難以就功、臣願得五萬人、別循江淮而上、收淮南長沙、入武關、與大王會、此亦一奇也、

【講義】是れより先き吳王が兵を發する時、吳の臣田祿伯を大將軍となせり、時に田祿伯、王に申して曰く、軍兵が多數集合して一所に居りて西の方漢に向ふ、何なりとも此他の特別にして奇異なる方法なくんば、功を成すに困難ならむ、因りて臣の願ふ所は、軍兵五萬人を得て別に江淮に沿うて川上に進み、かくて淮南、長沙を攻め取り、武關に入りて大王と會せむ、此れ亦一の奇道なりといふ、

吳王太子諫曰、王以反爲名、此兵難以藉人、藉人亦且反王、奈何、且擅兵而別、多佗利害、未可知也、徒自損耳、吳王卽不許田祿伯、

【講義】吳王の太子、王を諫めて曰く、王は既に自ら反亂を以て名義となす、此の軍兵は他人に任せて遣はし難し、他人に任せば、其の人が亦王に反亂せむも知るべからず、其の時如何にかし給はむとする、其の上に人に軍兵を氣儘自由にさせて別手の大將たらしむる時は、或は前途にて意外なる差支の起ること多からむも未だ知るべからず、乃ち案外の故障の起るやも知れず、軍兵を別つは徒に自ら自國の勢力を損するに止まるのみと反對せり、吳王は之に依りて田祿伯に兵を藉すを許さず、

【字解】藉人、藉は借と通ず、人の物を我が物として

れずして我れ之に據ることを得たれば、最早大丈夫なり滎陽以東は心配するに足る者なしと、

至淮陽、問父絳侯故客鄧都尉、曰、策安出、客曰、吳兵銳甚、難與爭鋒、楚兵輕、不能久、方今爲將軍計、莫若引兵東北壁昌邑、以梁委吳、吳必盡銳攻之、將軍深溝高壘、使輕兵絕淮泗口、塞吳饟道、彼吳梁相敝而糧食竭、乃以全彊制其罷極、破吳必矣、

【講義】　條侯は淮陽に至りて、其の父絳侯周勃の故舊の賓客鄧都尉に問ひて曰く、吳を伐たむ計策は何處に出でて始めて可ならむか、請ふ之を述べられよと、客對へて曰く、吳の兵の強き事比類なければ、與に接戰せむこと難し、楚の軍兵は輕率にて落著かず、長く守ること能はず、因りて方今將軍の爲に計畫するに、我が軍兵を引きまとめて東北に戻り、昌邑（今の山東金鄕縣の西北）に城壁を構へ、梁を以て吳の攻むるに任せて置かむに越したる策あらず、然る時は吳は必ず精兵を盡く繰り出して梁を攻めむ、將軍は溝を深くし石垣の要害を高く堅固にして、究竟の軍兵をして淮泗の口を遮斷して吳より運送する兵食の道を塞がしめば、彼の吳と梁とは互ひに疲弊して糧食竭きん、將軍乃ち全盛强勢なる軍兵を以て其の疲勞極まる兵を抑へ附くる時は、吳を破らむこと疑ひなしと申す、

【字解】　饟道、饟は餉と同じ、食を以て人に食はしむる意、其れより轉じて糧食の意とす、相敝而糧食竭、敝は弊と同じ、衣服などのやぶれてグタ〳〵になる意、轉じて疲勞する意、竭は十分に盡す意、罷極、罷は疲と同じ、困極勞敝の意、

條侯曰善、從其策、遂堅壁昌邑南、輕兵絕吳饟道、

【講義】　條侯曰く、君の說甚だ面白しとて直ちに其

に告諭するなり、

至呉、呉楚兵已攻梁壁矣、宗正以親故、先入見諭呉王、使拜受詔、呉王聞袁盎來、亦知其欲說已、笑而應曰、我已爲東帝、尚何誰拜、不肯見盎、而留之軍中、欲劫使將、盎不肯、使人圍守、且殺之、盎得夜出、步亡去走梁軍、遂歸報、

【講義】 袁盎が呉に到著の時、呉楚の兵は今既に梁の城壁を攻めたり、宗正親戚の故を以て先づ入りて見えて呉王に諭して拜して詔を受けしむ、呉王は袁盎が來ることを聞き、亦己れに說かむとするを知り、笑ひて應へて曰く、我れは已に東帝となりてあれば、尚いかで誰人を拜せんとて盎を見ることを肯んぜず、之を軍中に留めて劫迫して軍の將たらしめむとす、盎は承知せず、呉王は人をして圍み守らしめて出づるを得ざらしむ、且に之を殺さむとす、盎は夜中亡げ出づることを得、徒步にて亡げ去りて梁の軍に赴くを得、かくて遂に漢に歸りて復命す、

條侯將乘六乘傳、會兵滎陽、至雒陽、見劇孟、喜曰、七國反、吾乘傳至此、不自意全、又以爲諸侯已得劇孟、劇孟今無動、吾據滎陽、滎陽以東、無足憂者、

【講義】 條侯周亞夫は六頭の馬を駕したる傳馬に乘り、大急行にて滎陽に至りて大兵を滎陽に集中す、其途中雒陽に至りて劇孟を得て喜びて曰く、七國叛亂す、吾れ宿次の傳馬に乘りて此處迄來れり、自分ながら安全に洛陽まで來らむとは意はざりき、又然も諸侯は今既に劇孟を手に入れたる事と心得しに、劇孟は動くことなかりき、又滎陽の要害を敵に占領せら

て血を流すが如き慘狀を呈するに至らずして戰爭は罷むべきなり、

【字解】故以反爲名西共誅鼂錯、漢書に以故反、名爲西誅鼂錯に作る、

於是、上嘿然良久曰、顧誠何如、吾不愛一人以謝天下、盎曰、臣愚計無出此、願上孰計之、乃拜盎爲太常、呉王弟子德侯爲宗正、

【講義】是に於て天子は袁盎の說を聽きて其の鼂錯を誅せむといふに當惑せられて、何事をも云はず暫時考へて曰く、顧ふに誠に誅と不誅何如と思はるゝが、然れども吾れは豈に一人の鼂錯を愛して呉楚の爲に之を殺さゞらんやと云はる、袁盎曰く、盎が愚計は此の外にある事なし、願はくは上熟、之を計り給へと申す、乃ち袁盎に官太常を授け、呉王の弟の子德侯名は通と申す人を宗正となす、

【字解】上嘿然、嘿は默と同じ、口を緘して語らざるなり、上孰計、孰は熟の本字、古代は皆孰に作る、國語のツラ〳〵なり、爲太常、太常は宗廟禮儀を掌る、此れより前太常史たりしなり、爲宗正、宗正は皇族の事を掌る、又宗政といふ、

盎裝治行、後十餘日、上使中尉召錯、紿載行東市、錯衣朝衣斬東市、則遣袁盎奉宗廟、宗正輔親戚、使告呉如盎策、

【講義】袁盎は既に密に呉に使ひする旅支度をなす、後十日餘りにして、天子は中尉の官人をして鼂錯を召さしむ、欺き車に載せて東市に行かしめ、錯は朝服を著ながら腰斬せらる、則ち袁盎をして宗廟の神意を奉じ、宗正をして親戚の關係を以て呉王に諭し說かしめむとて、使者として呉に至らしむ、すべて袁盎が計畫したるまゝにす、

【字解】奉宗廟、漢の帝室祖先の神意を奉承してなり、輔親戚、親戚關係の義を以て袁盎を輔助して呉王

獨錯在、盎曰、臣所言、人臣不得知也、乃屏錯、錯趨避東廂、恨甚、

【講義】 鼂錯が曰く、袁盎の策略甚だ面白しといふ、天子問はる、其れに對する朝廷の計略はいかにすべきと、盎對へて曰く、願ふ所は近侍の臣を遠ざけて人拂ひをせられよと申す、天子即ち近侍の臣に命じて座を起ちて別所に行かしむ、獨り鼂錯のみ侍せり、盎曰く、今臣が言上せむとする所は極めて祕密を要する事にして、たとひ錯といふとも人臣たる者は知ることを得べからざるものなりと申すに、天子は已むを得ず又錯を別所に去らしめらる、錯は小足に早く走りて東の廊下に退き避けたれど、己れを除外したるを恨むること甚しかりき、

【字解】 屏左右、屏は人を除けて立ち去らしむる意、退避なり、左右は近侍の臣なり、避東廂、廂は殿の東西にある房、我が國の寝殿造りにて云はゞヒサシノマなり、

上卒問盎、盎對曰、吳楚相遺書曰、高帝王子弟、各有分地、今賊臣鼂錯、擅適過諸侯、削奪之地、故以反爲名、西共誅鼂錯、復故地而罷、方今計獨斬鼂錯、發使赦吳楚七國、復其故削地、則兵可無血刃而俱罷、

【講義】 天子は終に袁盎に問はる、盎對へて曰く、吳楚の互ひに交換せる文書を見るに曰く、高皇帝は其の子弟を封じて諸侯となされし時各自に領土を有せしめらる、然るに今姦賊鼂錯は自己の專斷にて諸侯の罪科を摘發して其爲に領地を召上げたり、故に反亂を以て名義となし、西に向つて都へ攻め上り鼂錯を誅し、故の領地を取返して罷まむとすと云へり、故に今の場合に處すべき計略は獨一つあるのみ、卽ち罪魁なる鼂錯を斬り、朝廷より使を發して吳楚七國の謀反の罪を赦し、且つ先に削り奪ひたる舊領地を返還し遣はすこと是れなり、斯くの如くせば、討伐し

國同盟して反逆を企てたるが、公は此の前途如何になりゆくと思ふぞと問はる、盎對へて曰く、決して將來の事について聖慮を勞せらるゝに足らず、今に必ず全滅致すべしと輕く對へたり、蓋し鼂錯を殺さむとする下心あり、故らに大言して安心せしむるなり、

上曰、吳王卽山鑄錢、煮海水爲鹽、誘天下豪桀、白頭擧事、若此、其計不百全豈發乎、何以言其無能爲也、

【講義】天子曰く、吳王は山に卽いて銅を採りて自由に錢を鑄、又海水を煮て鹽を製して國用富饒なるに、天下の傑物を誘ひて股肱とし、年六十以上に及びて叛亂を起せり、此のごときに至るには、若年者と異なり其の計畫萬全ならずんば決して事を起さざるべし、然るに公は何を以て吳王の軍は今にも全滅せむと云ふかと宣ふ、

袁盎對曰、吳有銅鹽利則有之、安得豪桀而誘之、誠令吳得豪桀、亦且輔王爲義不反矣、吳所誘、皆無賴子弟、亡命鑄錢姦人、故相率以反、

【講義】袁盎對へて申すやう、吳には銅錢を鑄ることゝ鹽を造ることゝあれば財用は富裕なり、但し如何にしてか天下の傑士を招き寄せて股肱とは致さむ、眞實に吳王をして傑士を手に入れしめば、かの傑士は吳王を善導し善く天子に事ふる名分を正して反亂をなさしむることと斷じてあるべからずと思ふなり、今日吳王が招き寄する人物と云へば、皆浮浪の若者乃至罪ありて出奔せる者が私しに錢を鑄る惡事をなす人のみ、故に互ひに連合して反亂を起したるものなり、

鼂錯曰、袁盎策之善、上問曰、計安出、盎對曰、願屛左右、上屛人、

ある者往々あり、必ずしも吳より取るのみにあらず、卽ち諸處の郡國に皆之あり、諸王は日夜之を用ふるとても用ひ盡すこと能はず、當然賞賜すべき者ある時は之を寡人に告げよ、寡人は且に自身往きて之に遺るべし、此段敬みて諸王に告げ申すといへり、

七國反書聞天子、天子乃遣太尉條侯周亞夫將三十六將軍、往擊吳楚、遣曲周侯酈寄擊趙、將軍欒布擊齊、大將軍竇嬰屯滎陽、監齊趙兵、

【講義】吳楚七國の反逆を起す文書を天子の上聞に達す、天子乃ち太尉條侯周亞夫をして三十六將軍の總司令官として往いて吳楚を擊たしむ、又曲周侯酈寄をして趙を擊たしめ、將軍欒布をして齊を擊たしむ、大將軍竇嬰は滎陽に兵を駐め集めて齊趙の兵を監督す、

吳楚反書聞、兵未發、竇嬰未行、言故吳相袁盎、盎時家居、詔召入見、

【講義】吳楚七國の反亂を企てたる文書を天子の上覽に入れし時に討伐の官軍未だ出陣せず、竇嬰未だ行かず、竇嬰、故の吳の相袁盎を天子に上言す、袁盎は時に官を罷めて私宅に在りき、詔ありて之を召されしかば、袁盎はやがて宮中に參上して天子に拜謁す、

上方與鼂錯調兵笇軍食、上問袁盎曰、君嘗爲吳相、知吳臣田祿伯爲人乎、今吳楚反、於公何如、對曰、不足憂也、今破矣、

【講義】天子は其の際鼂錯と與に軍兵の手筈をなし又軍糧其の他の計算をなされてありしが、天子より袁盎に問はるゝやうは、君は嘗て吳王の相たりき、吳王の臣なる田祿伯が人となりを知れりや、今吳楚七

斤、封千戶、千石五百斤、封五百戶、皆爲列侯、其以軍若城邑降者、卒萬人、邑萬戶、如得大將、人戶五千、如得列將、人戶三千、如得裨將、人戶千、如得二千石、其小吏皆以差次受爵金、佗封賜皆倍常法、

【講義】かくて其の賞賜の法を令して曰く、能く大將を斬り或は生捕りにせん者には金五千斤を賜ひ、萬戶の封邑を與へむ、列將を得ん者には三千斤を賜ひ五千戶に封ぜむ、副將を得たらむ者には二千斤を賜ひ二千戶に封ぜむ、二千石を得たらむ者には千斤を賜ひ千戶に封ぜむ、千石を得たらむ者には五百斤を賜ひ五百戶に封ぜむ、而して皆諸侯とせむ、其中に若しくは一軍若しくは城邑を以て降參せむ者の、卒一萬人、邑萬戶あらば、大將を得たる功と同一にせむ、人戶五千戶の者ならば、列將を得たるがごとき取扱ひにせむ、又人戶三千ならば、副將を得たると同一にせむ、又人戶千戶ならば、二千石を得たると同一にせむ、又其の小吏を斬捕したる者は等級に隨ひて爵と金とを授けむ、其の餘の褒美の品も皆漢の制に於ける平時の倍額に致すべしと、

其有故爵邑者、更益勿因、願諸王明以令士大夫、弗敢欺也、寡人金錢在天下者、往往而有、非必取於吳、諸王日夜用之、弗能盡、有當賜者告寡人、寡人且往遺之、敬以聞、

【講義】其の故よりの爵邑を有せる者にて功あらば、更に增加して特に賞賜すべし、願ふ所は、諸王は明白に漏れなく部下の士大夫に令せよ、寡人決して欺くことなし、さて又寡人が所有せる金錢の天下に

十餘年、怨入骨髓、欲一有所出之久矣、寡人未得諸王之意、未敢聽、今諸王苟能存亡繼絶、振弱伐暴、以安劉氏、社稷之所願也、

【講義】楚の元王の子、淮南の三王は深謀遠慮あり仇を報ぜむと志すが爲に、沐洗をも取らずして怨み深く忘れ難しと思へり、因りていつしか兵を發せむと希へる事多年なり、寡人未だ諸王の意を承はるを得ず、未だ敢て聽かず、今諸王苟に能く亡びたる跡を存し、絶家したる者を繼がしめ、弱き者を振ひ起して引戻し、亂暴の者を伐ち、以て劉氏の天下を安くせば、此れ國家の願ふ所の善事なり、

【字解】沐洗、沐は髮を濯ふなり、洗は手足を濯ふなり、心に懷ひあれば身を淸潔にすることも思はぬといふなり、怨入骨髓、骨髓は血管及び神經を含みて骨の中空處にあり、因りて深く身に沁みたる事を喩ふるに入骨髓といふ、振弱、振はスクフと訓ず、救ふなり、引戻してたすくる意、

敝國雖貧、寡人節衣食之用、積金錢、修兵革、聚穀食、夜以繼日、三十餘年矣、凡爲此、願諸王勉用之、

【講義】吳王の有せる領土は貧しく物資饒ならずといへ、寡人自ら衣服飮食の費用を節約して、金錢を貯蓄し、武具を修め、穀食の兵糧を聚め、日夜怠らず、今に至りて三十餘年なり、只此の事を發さむの用意として勉めたるなり、されば願はくは諸王も勉めて此等の資料を用ひて十分に事を成せ、

能斬捕大將者、賜金五千斤、封萬戶、列將三千斤、封五千戶、裨將二千斤、封二千戶、二千石千

あり、今に及びて三十年、其の王君皆又兵を分ちて寡人に隨はむことを辭せず、さすれば其の兵は三十餘萬人を得べし、寡人愚劣なりと雖も、願はくは一身を捧げて諸侯王に從はむとす、

越直長沙者、因王子定長沙以北、西走蜀漢中、告越楚王淮南三王、與寡人西面、齊諸王與趙王定河間河內、或入臨晉關、或與寡人會雒陽、

【講義】越卽ち南越の北方にて長沙に直る者は、長沙王の子の緣故に因みて長沙以北を平定し、西の方蜀、漢中に赴かれよ、又東越王、楚王、淮南の三王に告ぐ、寡人と西に向つて進まれよ、齊の諸王は趙王と與に河間、河內の地を平定し、或は臨晉關(今の陝西朝邑縣の東)に攻め入らるべく、又或は寡人と雒陽に會せられよ、

【字解】西走蜀、走は赴と同じ、淮南三王、淮南厲王の子三人封ぜられて淮南、衡山、濟北に王たり、齊諸王、卽ち菑川、膠東、濟南の諸王を云ふ、

燕王趙王固與胡王有約、燕王北定代雲中、摶胡衆、入蕭關、走長安、匡正天子、以安高廟、願王勉之、

【講義】燕王、趙王は固より胡の王と約束あり、燕王は北の方代、雲中を平定して胡の軍衆を統領し、蕭關(今の甘肅固原縣の東南、關中四關の一、北面の險たり)に攻め入り、長安に直前し、天子の過を匡正して以て祖宗の廟を安泰に守護せむ、願はくは王勉めよ、

【字解】摶胡衆、摶は音セン專と同じ、專ら統領する意、漢書には轉に作る、亦專と通ず、匡正天子、匡は對手のものが段々に直るやうに仕向くる意、正は眞向に位置をたゞす意、

楚元王子、淮南三王、或不沐洗

天下、欲危社稷、

【講義】 吳王は使者を發遣し、諸侯に書を遺りて曰く、吳王劉濞敬みて膠西王、膠東王、菑川王、濟南王、趙王、楚王、淮南王、衡山王、廬江王、故の長沙王の子に問ふ、幸ひに寡人に敎へよ、漢朝に逆賊の臣鼂錯あり、天下の政に功なくして諸侯の領地を召し上げ、吏をして諸侯の使者の來朝せる者を拘留して之を詰責せしめ、專ら諸侯を凌辱する事を以て主とす、諸侯王の禮を以て劉氏の親族たる我々を待遇せず、先帝の功臣を殺して其の後を絕ち、姦賊惡逆の臣鼂錯を進任して天下を欺き亂し、而も漢の國家を覆さむとす、其の罪莫大なり、

【字解】 故長沙王子、吳芮の後四世、嗣なく國除かる、庶子二人列侯となる、嗣王たるを得ず、志常に滿たず、故に誘ひて之と與に反するなり、劾繫訊治、劾繫は其の過を彈劾して拘留するなり、訊は罪を鞠むるなり、以僇辱之爲故、僇は大辱なり、辱は不面目なるなり、故は事の意、諸侯人君禮、人君は諸王各〻自ら其の國に君たるをいふ、天子の意にあらず、進任姦宄、宄は音キ、盜賊の外より起るをいふ、內より起るを姦といふ、詿亂天下、詿は音クワイ、先方よりかゝりてくるやうに仕向くる意、誤也、欺也とあり、漢書には誑亂に作る、誑はタブラカスなり、

陛下多病志失、不能省察、欲擧兵誅之、謹聞敎、敝國雖狹、地方三千里、人雖少、精兵可具五十萬、寡人素事南越三十餘年、其王君皆不辭分其卒以隨寡人、又可得三十餘萬、寡人雖不肖、願以身從諸王、

【講義】 今の天子病ひ多く志確ならず、因りて姦臣の行跡を省察する事能はず、此の故に我が軍進みて之を誅せむとす、謹みて敎へを聞かむ、我が國土地狹しと雖も地方三千里あり、人口少なしと雖も究竟の軍兵五十萬騎を具すべし、寡人平素より南越に親好

上に率の字あり、

七國之發也、呉王悉其士卒、下令國中曰、寡人年六十二、身自將、少子年十四、亦爲士卒先、諸年上與寡人比、下與少子等者、皆發、發二十餘萬人、南使閩越東越、東越亦發兵從、

【講義】　呉楚同盟七國が兵を發するや、呉王は其の士卒を全部召集して、さて令を國中に下して曰く、寡人年齡今や六十二歲、而も此の老軀を以て自ら大將となりて進む、又少子は年齡十四歲、而も亦士卒の先導となりて軍場に出づ、されば諸人の年齡、上寡人と相比敵し、下少子と同一なるものは皆悉く出發せよと令して、都合二十餘萬人を繰出したり、又尚南の方閩越と東越とに使者を遣はして兵を出さしむ、東越亦軍兵を出して呉王に從ひぬ、

【字解】　七國、呉、楚、趙、膠西、濟南、菑川、膠東、

孝景帝三年、正月甲子、初起兵於廣陵、西涉淮、因幷楚兵、

【講義】　孝景皇帝の三年正月甲子の日、呉王は初めて兵を廣陵(今の江蘇江都縣の東北)に起す、西の方に進み、淮水を涉り、因りて楚の軍兵を幷せて一となしぬ、

發使遺諸侯書曰、呉王劉濞敬問膠西王、膠東王、菑川王、濟南王、趙王、楚王、淮南王、衡山王、廬江王、故長沙王子、幸教寡人、以漢有賊臣、無功天下、侵奪諸侯地、使吏劾繫訊治、以僇辱之爲故、不以諸侯人君禮遇劉氏骨肉、絕先帝功臣、進任姦宄、詿亂

のみと、從はじと氣遣ひて此れは除外したり、

【字解】 城陽景王、齊の悼惠王の子朱虚侯劉章、呂氏の亂を誅定せる功を以て城陽王に封ぜられ、卒して景と諡せり、事は呂后本紀及び齊悼惠王世家に見えたり、

諸侯既新削罰、振恐、多怨鼂錯、及削吳會稽豫章郡書至、則吳王先起兵、膠西正月丙午、誅漢吏二千石以下、膠東菑川濟南楚趙亦然、遂發兵西、

【講義】 諸侯昨今領土を召上げられて夫々處罰ありしに振ひ恐れてありしかば、十中の九分迄は鼂錯の所爲を怨みたりき、今又更に吳の會稽郡豫章郡を召し上ぐる書の到著する機會に及びて吳王は第一に兵を起しぬ、かくて膠西王には正月丙午に漢の置ける吏二千石以下の者を誅す、之に倣ひて膠東、菑川、濟南、楚、趙も亦其のごとくに計らへり、遂に兵を發して西の方漢の方面に向ふ、

齊王後悔、飲藥自殺、畔約、濟北王城壞未完、其郎中令劫守其王、不得發兵、膠西爲渠率、膠東菑川濟南共攻圍臨菑、趙王遂亦反、陰使匈奴與連兵、

【講義】 齊王は一旦吳王に約したれど、後に其の非擧を悔いて毒藥を飲みて自殺し、其の同盟に違叛しぬ、濟北王の城は其の際破壞して修覆未だ竣らざる際なるに、其の郎中令の氣轉にて王を脅迫して守護して兵を發するを得ざらしめしかば稍〻勢力弛めり、只膠西王は叛亂者の渠魁となりて、膠東、菑川、濟南の兵と相共に齊王の都たる臨菑を攻めて取巻きたり、趙王遂も亦叛亂す、且つ又陰に匈奴に使者を遣はして與に聯合軍を組織して漢に向はしむ、

【字解】 膠西爲渠率、渠は巨と通ず、大なり、率は帥なり、巨帥は巨魁、大將なり、膠東菑川、漢書には膠の

には方洋に作る義同じ、治次舍、次舍はヤドルトコロと訓ず、休息の處なり、治は設備を整ふるなり、須大王、須は來るをまつ意、

吳王猶恐其不與、乃身自爲使、使於膠西、面結之、膠西群臣或聞王謀、諫曰、承一帝、至樂也、今大王與吳西鄕、第令事成、兩主分爭、患乃始結、諸侯之地、不足爲漢郡什二、而爲畔逆以憂太后、非長策也、王弗聽、

【講義】吳王は應高が復命を聞きても膠西王が萬一參加せざる事もあらむかと氣遣ひて、自身に使者となりて膠西に出向かれて直接膠西王と約束を堅められぬ、膠西の群臣中或る者は膠西王の輕擧を危み之に忠告して曰く、我が諸侯たる者の一人の天子に事ふることは至極安樂の事なり、然るに只今我が王には吳王と共同して西の方漢に向つて兵を交へられんとす、たとひ其の事成就すとも、吳と我れと兩主併び立たむには其の爭ひや必ず起らむ、かくて天下の困難の事は是れより出來せむ、諸侯の領地といふものも漢朝の有する地の十分の二にも足らず、然るに其の小地を以て大國に當りて反亂をなして大王の太后の御心配を掛け申すは上策にはあらず、必す思召し止り給へといふ、膠西王其の諫言を用ひられず、

遂發使、約齊、菑川、膠東、濟南、濟北、皆許諾、而曰、城陽景王有義、攻諸呂、勿與、事定分之耳、

【講義】膠西王は其れより直ちに使者を發して齊王、菑川王、膠東王、濟南王、濟北王に兵を起す規約をなさしむ、諸王皆之を許諾す、而して曰く、城陽の景王は君臣の大義名分を正す人なれば、前年諸呂の亂を攻めし時其の事に與からざりき、先代より此の如くなれば今日其の子たる城陽王は亦我が擧に贊せざるべし、此れは事定まりて後に其の地を分たむまで

廷の臣僚皆嫉み怨めり、諸侯には天子に背かむとする意あり、此れ人間の事の終極なり、されば天に彗星出現し、蝗蟲は一再ならず起る、此れ萬代にも只一度あふ時節にして四民愁勞せり、國家を匡救する大聖人の出づる所以なり、

【字解】瞿然駭曰、瞿然は心の驚く貌、駭は驚き起ち上る貌、熒惑天子、熒は眩きまでに目をくらます意、漢書には營惑に作る、師古の註に營は回繞なりと云へり、

故吳王欲內以鼂錯爲討、外隨大王後車彷徉天下、所鄉者降、所指者下、天下莫敢不服、大王誠幸而許之一言、則吳王率楚王略函谷關、守滎陽敖倉之粟、距漢兵、治次舍、須大王、大王有幸而臨之、則天下可幷、兩主分割、不亦可乎、王曰、善、高歸報吳王、

【講義】前述のごとくなれば、吳王は內は鼂錯を誅するを以て名義となし、外は大王の御行列の後に隨つて天下に驅け廻らむと欲す、さすれば我が軍の嚮ふ所は皆降服し、指す所は直ちに順はむ、一天下誰人か我れに歸服せずといふものあらむ、皆悉く從ふべし、大王誠に幸ひにして我れに只一言許すと仰せられば、吳王自身に楚王を引連れ、函谷關を奪ひ取り、滎陽、敖倉の兵糧を我が手に收めて、漢の兵を拒ぎ、休息の所を設けて大王の來臨を須たむ、大王幸ひにして來臨あらば、天下は皆我が手に收むべし、かくて我れと君と天下を二分して有たむこと、何如に善き方法にはあらずや、天下之に勝る事なしと言葉巧みに口說きければ、膠西王もまんまと此の甘言に乘せられて、直ちに其は面白き計畫なりと贊成あり、應高は吳に歸りて其の由を吳王に復命す、

【字解】彷徉天下、彷徉は徘徊といふに同じ、又翺翔とも通ず、詳言すれば、彷徨（又彷偟）とも同じ、漢書

るをいふなり、

王曰、然、有之、子將奈何、高曰、同惡相助、同好相留、同情相成、同欲相趨、同利相死、今吳王自以爲與大王同憂、願因時循理、棄軀以除患害於天下、億亦可乎、

【講義】膠西王は應高の語を聞いて曰く、然り誠に其の事あり、さて之れをなすに如何せば宜しからむかと、子は思ふやと問はる、應高曰く、語に曰く、惡むことを同じくするものは相互ひに力を合せて之を排斥し、好むことを同じくするものは相互ひに留めて離さず、情を同じくする者は相互ひにその事を成就し、欲を同じくする者は互ひに趨き、利を同じくする者は互ひに死すといふ、今吳王は自ら思へらく、大王と全く憂患を同じくする者なりと、願ふ事は、時宜に因り道理に循ひて一身を差出して以て天下の患害となる惡人を取除けむと思へり、思ひ起せば實に此の計畫は善き謀にはあらざるかといふ、

王瞿然駭曰、寡人何敢如是、今主上雖急、固有死耳、安得不戴、高曰、御史大夫鼂錯、熒惑天子、侵奪諸侯、蔽忠塞賢、朝廷疾怨、諸侯皆有倍畔之意、人事之極矣、慧星出、蝗蟲數起、此萬世一時、而愁勞聖人之所以起也、

【講義】膠西王は應高が說く所を聽いて瞿然とあわて驚きて曰く、寡人は如何にしてさやうの計畫を致さむや、決してさやうの計畫を思ひ立たじ、今天子は急に責むる意ましますとも、我々は本來死するの一事あるのみ、如何にして天子を尊敬せざるを得むや、天子には固より反對すべきものにあらずといふ、應高曰く、御史大夫鼂錯は天子を惑はし諸侯の地を召上げて之を奪へり、又忠臣を蔽して賢臣を進めず、朝

の理なり、

【字解】 飾於邪臣、邪臣の矯飾を以て眞となして瞞著せらるゝなり、誅罰良善、良善の字、漢書に良重に作る此說に依るときは誅罰良重と讀むべし、舐糠及米、糠は穀の皮なり、舐はネブルと訓ず、舌を以て掠めて取るなり、糠は外にあり、米は內にあり、外より侵して其の內に及ぶ意の喩、乃ち禍ひが漸々に迫りて遂に其身に及ぶことを云ふ、

吳與膠西、知名諸侯也、一時見察、恐不得安肆矣、吳王身有內病、不能朝請二十餘年、嘗患見疑、無以自白、今脅肩累足、猶懼不見釋、竊聞大王以爵事有適、所聞諸侯削地、罪不至此、此恐不得削地而已、

【講義】 吳と膠西とは天下に知られたる大諸侯なり、餘りに政事が多端なるが故に自然に大小の過失ありたることを免れず、若し檢察に逢うて罰せらるる事とならば、恐らくは安泰にして自由なるを得ざらむ、吳王は身に內攻の病氣ありて遙々と京師に參朝する能はざること、今に二十餘年に及びぬ、嘗て假病と疑はれて自ら其の由を明白にする手段なし、今日は肩を斂め足を累ねて懼れ愼めども、かくても猶釋されざらむかと懼る、內々承はれば、大王には爵を賣る事によりて譴責を受けられたりと、然しながら聞く所によれば諸侯の國々に於て土地を削られたれども、其の實罪はさ程のものにあらず、かくて打過ぎなば、只地を召上げらるゝのみにて事濟むことあるべからずと思ふなりと、

【字解】 不得安肆、安は安泰にして肆は縱なり、自由をさせて行きなり放題にしておく意、繩をゆるめて鷹などを自由にさすることに起る、身有內病、身中にありて外に顯はれざる病氣なり、脅肩累足、脅は斂なり、翕と通ず、あつめて一所によせおく意、累は重なり、並びに懼るゝ貌、以爵事有適、適は讁と通用す、罪不至此、其の罪本來地を削らるゝに至るべからざ

膠東、濟南、濟北等となりしに依りて之を概稱して諸齊といふ、憚畏は其の勢力を恐れて俗に云ふケブタク思ふなり、

於是乃使中大夫應高誂膠西王、無文書、口報曰、吳王不肖、有宿夕之憂、不敢自外、使喩其驩心、

【講義】是に於て吳王は中大夫の官なる應高をして膠西王に微妙の言を以て之を動かさしむ、但し文書を用ひず應高の口より直ちに王に言はしむ、其の言に曰く、吳王甚だ愚劣にして寐ねても覺めても忘れ難き心配あり、敢て自ら口外せず、因りて君とは互ひに親しく打語らふ情交淺からざるを以て、其の心を喩さしめむとて態々使者としておこせたりといふ、

【字解】誂膠西王、誂は音テフ誘なり、微言を以て之を動かすなり、巧みて賴みて吾が意に從はしむる意、吳王不肖、其の鄙陋にして天に象似する所なきを不肖といふ、不賢の意、宿夕之憂、心に掛る極、夜を以て晝に繼ぎて憂慮すること、漢書には夙夜之憂に作る、使喩其驩心、驩は歡と同じ、又懽に作る、喜樂の意、相互ひに歡ぶ情あれば其の心を喩すといふなり、

王曰、何以教之、高曰、今者主上興於姦、飾於邪臣、好小善、聽讒賊、擅變更律令、侵奪諸侯之地、徵求滋多、誅罰良善、日以益甚、里語有之、舐糠及米、

【講義】膠西王曰く、何を以て吾れに命ぜらるゝ事ならむと、應高曰く、今の時に當りて漢の天子は惡計の爲に奮ひ興りて邪臣に甘く胡麻化され、目前の小さき善事を好みて他を讒疏する惡人の說を用ひ、專斷に國家の法令を變更し、諸侯の土地を召上げ徵し求むる事愈多し、善良の人を誅罰すること日に日に愈甚し、世間の諺にもあるがごとく糠を舐りて米まで食ふとは、蓋し土地を削り盡せば國を滅すに至る

三年冬、楚王朝、鼂錯因言、楚王戊往年爲薄太后服、私姦服舍、請誅之、詔赦、罰削東海郡、因削吳之豫章郡會稽郡、

【講義】三年の冬に楚王參朝す、鼂錯其の際に於て天子に言して曰く、楚王戊は先年薄太后の喪に中りて服を受けたり、然るに內密に其の服の舍にて姦淫したる罪あり、請ふ其の不謹愼の科に因りて之を誅せむといふ、天子詔して之を赦して、其の罰として東海郡を召上げられぬ、又其の序に因りて吳の豫章郡と會稽郡とを召上げられぬ、

及前二年、趙王有罪、削其河間郡、膠西王卬以賣爵有姦、削其六縣、

【講義】景帝の前二年に及びて趙王罪あり、因りて其の河間郡を召上ぐ、膠西王卬は金を取りて爵を賣るに姦ありといふを以て其の領地の六縣を召上げられぬ、

【字解】賣爵有姦、金錢と交換に爵位を與ふるを賣爵と云ふ、漢の時此の制度ありたり、

漢廷臣方議削吳、吳王濞恐削地無已、因以此發謀、欲擧事、念諸侯無足與計謀者、聞膠西王勇好氣喜兵、諸齊皆憚畏、

【講義】漢の朝廷にある大臣等、此の折柄吳の過分の領地を召上げむと相談する時、吳王濞は其の領地を召上げらるゝこと際限なからむことを恐れ、此の事を原因として反亂の謀を發表して愈、其の兵を起さむとす、只念ふに今日諸侯の中にて與に心を勠せて反亂をなすに足るべき者なし、膠西王は勇武にして意氣を好み軍事を好みて、諸齊の屬皆此の王を畏れ憚る事を聞きたれば、此の王を語らひて與に事を成さむと念へり、

【字解】諸齊皆憚畏、當時齊の國分れて齊及び膠西、

五十餘城、封二三庶孽一、分二天下半一、

【講義】 孝景皇帝の天子となるに及びて、鼂錯は御史大夫の官に上りて權威熾んなり、因りて天子に意見を述べて曰く、昔し高皇帝初めて天下一統の大業を成したる際、御兄弟少なく、皇子達も御幼少にましまししかば、大數に同姓の方々を立てゝ封邑を賜ひき、卽ち庶子悼惠王を王となし、齊の七十餘城の地を領せしめらる、又庶弟元王を楚の四十餘城の大國に王とし、御兄の子濞をば吳の五十餘城の大國に王となされたり、かくのごとく三人の御同族の方々を封じて天下の半を分ち領せしめらる、

今吳王前有二太子之郄一、詐稱レ病不レ朝、於二古法一當レ誅、文帝弗レ忍、因賜二几杖一、德至厚、當二改レ過自新一、乃益驕溢、卽レ山鑄レ錢、煮二海水一爲レ鹽、誘二天下亡人一、謀レ作レ亂、今削レ之亦反、不レ削レ之亦反、削レ之其反亟、禍小、不レ削反遲、禍大、

【講義】 今日吳王は前日に皇太子と御仲惡しくなりてより、假病して參朝せず、古來の法制に考ふれば、其の不敬の故を以て誅戮に相當せり、されど孝文皇帝は寬仁にして罰を加へらるゝに忍びず反りて几と杖とを賜ひて敬老の禮を盡されたり、其の恩惠の至厚なる者比類なし、されば當然過を改めて自ら行ひを新たにすべし、然るを乃ち益〻驕慢を極め、山に就いて錢を濫造し、海水を煮て我が儘に鹽を製し、又天下中の亡命の者を招き寄せて反亂をなさむと計畫す、されば只今其の領地を少し召上げて減らすとも亦反亂せむ、よしや少しを召上げて削らずとも亦反亂せむ、今若し之を召上げ減さば、其の反すること急速にして其の計畫が未だ十分ならざれば騷動の損害も少なかるべし、若し召上げ減らさずんば、反亂する事遲くして其計畫十分に備はれば損害甚だ大ならむ、されば其の處分は早きに勝ることなしと申す、

種あり、踐更と居更と過更となり、古代は正卒に常人なし、皆更番に之に當る、是を卒更と爲す、貧者は雇はれて之に更らむと欲せば、其の番に直りたる者は錢を出して之を雇ふ、月に二千、之を踐更となす、天下の人皆邊を戍るに直ること三日、亦各、更番す、律に所謂繇戍なり、丞相の子と雖も亦邊を戍る調役にあり、人人自ら行きて三日戍るべからざる都合あれば、錢三百を出して官に入る、官より戍者に給す、是を過更となす、此れ漢初の法なり、後に改めて讁となす、乃ち邊を戍る事一歳なり、存問茂材、使者を遣はして秀才の安否を問ふなり、存は問なり、使を遣はして往いて候する意、恤問なり、茂材はもと秀才なりしを後漢の光武の諱を避けて茂とせるにて、此れ後人班史に依りて改めたるなり、賞賜閭里、閭は古代は二十五家の稱たり、後に聚居する者の通稱となりて閭閻、閭里などいふ、閭里は鄉里といふがごとし、訟共禁弗予、訟は音ヨウ、容と通ず、受け容れ匿して下手人を出さぬなり、

鼂錯爲太子家令、得幸太子、數從容言吳過可削、數上書說孝文帝、文帝寬不忍罰、以此吳日益橫、

【講義】鼂錯と申す人は皇太子の家令即ち家職の長となりて寵幸を皇太子より得たり、折に觸れて時々閑暇の時を候ひて言すやう、吳は過失あれば罰としてその領地を削り召上げて少なくするを宜しとすと、又時々上書して孝文帝に意見を言上して其の斷行を促せり、されど文帝は寬大の君なれば吳王を罰するに忍びず、其の儘に打過ぎたり、此の爲に吳王は日に添へて益、氣隨の振舞ひのみ多くなれり、

及孝景帝卽位、錯爲御史大夫、說上曰、昔高帝初定天下、昆弟少、諸子弱、大封同姓、故王孼子悼惠王、王齊七十餘城、庶弟元王、王楚四十餘城、兄子濞、王吳

と、已むを得ずして叛逆を爲すを云ふ、而與更始、與は許なり、ユルスと訓ず、又字の如く與にと讀むも可なり、乃ち吳王は固より惡しきも陛下も亦惡しからずと云ふべからざれば、與に從前の事を改むべしとの意なり、

於是天子及赦吳使者歸之、而賜吳王几杖、老不朝、吳得釋其罪、謀亦益解、然其居國、以銅鹽故、百姓無賦、卒踐更、輒與平賈、歲時存問茂材、賞賜閭里、佗郡國吏、欲來捕亡人者、訟共禁弗予、如此者四十餘年、以故能使其衆、

【講義】吳の使者の言ふ所を以て吳を赦さむと思はれしかば、天子は吳の使者の拷問を赦して吳に歸す、而も其の上に吳王に特別待遇の意にて休息の時に憑りかゝる曲彔と殿中御免の杖と、又別に老いて參朝せずとも善しといふ特典とを賜ふ、吳は其の驕暴不敬の罪を釋さるゝを得て、反亂の企圖も亦益、懈り弛びぬ、然れども其の國にあつては錢を鑄る事と鹽を製する事との故にて國用豐饒なれば、人民に賦課の役なし、他人の代りに錢を貰ひて兵役に服する踐更と云へる兵卒には王の方より其の雇ひ賃を官給して人心を得むと計れり、又時節每に秀才の安否を問ひ、鄉里に賞與の物を賜ふ、他の郡國の官吏の吳の國に來りて亡命の人を召し捕らんとする者あれば、互ひに相匿し合ひて禁止して與へず、此のごとくする事四十餘年に及びぬ、其の故を以て能く人民を使役するに妙を得たり、

【字解】賜吳王几杖、几は机の小さき狀の家具、古人座側に設けて倦む時は則ち之に憑る、我がケフソク、禮記に大夫七十而致事、若不得謝、則必賜之几杖と、此の几杖の二物は皆身體を頤養する物、古人之を以て老を敬する禮を盡せる者なり、謀亦益解、益は漸と同義、解は懈と同じ、卒踐更、漢律に卒更に三

問、實不病、諸吳使來、輒繫責治之、吳王恐、爲謀滋甚、

【講義】漢の朝廷にては吳王は其の子が不慮の橫死の故を慍り病氣と言ひ立て參朝せざることを知りたり、因りて其の實否を驗問すれば、實は吳王は病氣にてはあらずと知れり、多數の吳の使者が漢室に來る每に、之を拘留して其の事實を詰責す、吳王は聞いて之を恐れ、反亂の謀を廻らすこと滋々甚だし、

及後使人爲秋請、上復責問吳使者、使者對曰、王實不病、漢繫治使者數輩、以故遂稱病、且夫察見淵中魚不祥、今王始詐病、及覺、見責急、愈益閉、恐上誅之、計乃無聊、唯上棄之而與更始、

【講義】吳王が其の後に使者を遣はして秋季の朝禮を行はしむる時になりて、天子は復責めて吳王の使者に問ふ、使者對へて申して曰く、吳王は實は病氣にはあらず、漢が吳の使者を度々拘留して詰責するの故を以て入朝を爲さゞらんが爲に遂に病ひと稱したるなり、且つ夫れ古へより申さずや、深き水の淀める所にある魚を一々明細に見屆くることは不吉なりと、乃ち上に立ち給ふ御方は寬大を主とせられ、臣下の私事はさのみ追究すべきものにあらずと古へよりいへり、今吳王は始めて病氣と稱せしに、其の眞の病氣にはあらずと知られてより詰責せらるゝこと急なり、かくては愈々益々反抗の念を堅くせむ、天子が吳を誅伐せむかと心配して、計畫がそこで不安の心に驅られて益々烈しくならん、故に天子には唯吳の既往の過失を赦し、改めて一切の事を新規に立て直すやうに許し給はらんことをと、

【字解】察見淵中魚、淵中に潛み居る魚は深微陰私の事に喩ふ、人君は下の私を見盡すべからざるを云ふ、列子、韓子及び文子に出でたる語、臣下の陰私を知れば憂患せしめて變を生ず、因りて不祥となす、不祥とは災禍を獲るを云ふ、計乃無聊、無聊は安んせる

悍、又素驕、博爭道不恭、皇太子引博局、提吳太子殺之、於是遣其喪歸葬、

【講義】孝文帝の時に吳の太子名は賢といふ人漢に朝して天子に見ゆ、因りて皇太子に侍して酒を飲むことを許されて時に博奕の遊戲をなす、吳の太子の師範たる人は皆楚國の人にして、輕捷に勇悍の者なる上に平素より傲慢なり、博奕の際に其の方法の行違ありと爭ひて不謹愼の行爲あり、皇太子怒りて博奕の盤を引取り、其を吳の太子に投げつけて之を打殺せり、是に於て其死軀を吳の國に差遣はし、本國にて葬らしむる事とせり、

【字解】皆楚人、吳の太子の師傅なれば固より吳人なれども、吳越の地、戰國の時共に楚國に併合せらる、故に當時その稱を承けて仍ほ楚人と稱す、博爭道、博は博塞なり、說文に簙に作る、蓋し所謂雙陸の遊戲なり、爭道不恭、道は術なり、凡そ施行の方法を皆道といふ、不恭は猶不敬といふがごとし、恭順ならざるなり、引博局、局は雙陸の盤なり、棊盤を棊局といふがごとし、提吳太子、提は擲なり、

至吳、吳王慍曰、天下同宗、死長安、卽葬長安、何必來葬爲、復遣喪之長安葬、吳王由此稍失藩臣之禮、稱病不朝、

【講義】吳の太子の遺骸が吳に到著するに及びて吳王內心に怒りを含みて曰く、天下同じく劉氏の國にして帝室も我れも親族の間柄なれば、我が太子が長安にて死せば卽ち長安に葬らむのみ、何ぞ必ずしも態々遠方の吳に送り來りて葬ることをせむやとて、復其の遺骸を送り返して長安にて葬らしめぬ、是の事よりして吳王は少々藩屏の臣たる禮儀を失せり、眞の病氣にあらざれども病氣を言ひ立てゝ京都へ參朝せず、

【字解】何必來葬爲、何必爲來葬の倒語なり、

京師知其以子故稱病不朝、驗

無反、濞頓首曰、不敢、

【講義】高皇帝は濞を呉王として印綬まで授けられしが、高皇帝には濞を帝前にも召されて其の人相を觀て濞に謂つて曰く、汝の人相には謀反人の相ありと、心の中にては獨り既に呉王となしたる事を後悔なせども、最早正式に王と定め畢りたれば是非もなしとて因りて濞の背を拊ちて告げて曰く、漢の代今より五十年の後に東南の方に反亂起る事あらん、その反亂者は豈に汝にあらざるなからむや、恐らくは汝なるべし、さりながら今は朕が劉氏一族が天下一統をなせる上は皆同族の天下なれば、愼みて反亂をなすことと勿れと諭されたり、濞は首を地に附けて謝して曰く、決してさ樣なる事仕らずと對ふ、

【字解】若狀有反相、若は汝と同じ、相は人の容體、業已拜、業は然する以上はの意、業已と熟しスデニと訓ず、又スデニスデニと訓ず、拊其背曰、拊は撫でさする意、又輕く擊つ意ともいふ、漢後五十年、漢の元年より景帝の三年に至りて五十三年なり、高皇帝の言は後の讖緯家の託して說く所ならむと古注に見えたり、豈若邪、豈は恐らくはの意、

會孝惠高后時、天下初定、郡國諸侯各務自拊循其民、呉有豫章郡銅山、濞則招致天下亡命者、益鑄錢、煮海水爲鹽、以故無賦國用富饒、

【講義】其後孝景帝及び高后の時に天下始めて一統して、郡國の諸侯各務めて自ら其の人民を撫循するに會す、此の時呉には豫章郡の銅山あり、王濞は罪ありて出奔せる者を多く招き致して味方を蓄ひ、又益銅を山より採りて錢を鑄、又其の國の海濱に在るを以て海水を煮て鹽を製して國用を足す、故を以て人民に租稅の賦課なくして國の財用富饒にして財貨豐大なり、

孝文時、呉太子入見、得侍皇太子飮博、呉太子師傅皆楚人、輕

高帝十一年秋、淮南王英布反、東幷荊地、劫其國兵、西度淮擊楚、高帝自將往誅之、

【講義】高帝の十一年の秋に淮南王英布謀反して漢に背く、東の方の荊の地を併合し荊の兵を劫かし西の方に進み淮水を渡りて楚を攻擊す、高帝自ら大軍を率ゐて往いて英布を誅す、

劉仲子沛侯濞年二十、有氣力、以騎將從破布軍蘄西會甀、布走、荊王劉賈爲布所殺無後、上患吳會稽輕悍、無壯王以塡之、諸子少、乃立濞於沛爲吳王、王三郡五十三城、已拜受印、

【講義】劉仲が子沛侯濞は其の時年二十歲なりしが、勇氣もあり材力もありしかば、騎士の將校といふ資格を以て高皇帝に從軍して英布が軍を蘄縣(今の湖北江漢道)の西なる會甀に打破りし爲に英布は敗走す、さて荊王劉賈は英布に殺されて後を嗣ぐ者なし、天子は吳、會稽の地は人の心輕捷にして慓悍と惡强くして、勇壯なる王にあらずんば此地を鎭撫するに足らざるを心配せられしに、高皇帝の諸子達は皆年幼少にて王とするに適せざるを以て、是に於て沛の地に於て濞を召して吳王とせらる、是れ十二年十月辛丑の事なり、而して吳王は三郡五十三城に王となりて、やがて拜せられて王の印を授けられたり、

【字解】吳會稽、楚漢の際秦の會稽郡を分ちて吳郡となす、漢の景帝に及んで併合して一郡となす、因つて當時吳會稽と云へり、無壯王塡之、塡音チン鎭と通す、

高帝召濞相之、謂曰、若狀有反相、心獨悔、業已拜、因拊其背告曰、漢後五十年東南有亂者、豈若邪、然天下同姓爲一家也、愼

の神醫も、其伎術の爲に反つて劣者に惡み忌まれて殃ひを受けて非命に斃れ、倉公淳于意の妙技も、亦吾が身迹を晦まし匿して自身に埋もれ隱れ、而も肉刑の嚴罰に當せらる、其少女緹縈は尺牘を通じ、卽ち上書を闕下に捧呈し、哀訴歎願して父の倉公は赦免を蒙り、後日安寧を享くることを得たり、故に古への老子は申されてあり、曰く、世には美好なる者を喜び貴べども、其の實は此の美好なる者こそ不祥の凶器なれと、老子の言は豈に扁鵲一流の人を謂へるか、彼れは神醫の妙術を有すればこそ、非慘なる最期を遂げたるなれ、倉公の如きは緹縈の孝によりて刑死を免れたれども、矢張り醫術に達せる餘り、病家の不平を買ひて惡まれ、終ひに殆んど肉刑にまでならんとしたることなれば、先づ扁鵲の非命に斃れしことに似寄りて近きものと謂ふべし、實に危かりける事どもなりき、

【字解】 通尺牘、尺牘は、其の長け一尺の版なり、古へは上書の文、之を尺牘に書せるを以て尺牘と云ふ、後世は一般に通常往復の文書を尺牘と云ふ、美好者不祥之器、今の老子の書には見えず、

吳王濞列傳第四十六

吳王濞者、高帝兄劉仲之子也、高帝已定天下、七年、立劉仲爲代王、而匈奴攻代、劉仲不能堅守、棄國亡間行走雒陽、自歸天子、天子爲骨肉故、不忍致法、廢爲郃陽侯、

【講義】 吳王濞といふ人は、高祖皇帝の兄劉仲と申す人の子なり、高皇帝已に天下を一統して七年に劉仲を立てゝ代王となす、而して匈奴は代を攻む、劉仲は堅く守ること能はず、國を棄て置きて出亡し、近路より獨行して洛陽に走り天子に自歸す、天子も親屬の關係あるが爲に法律に依りて罰するに忍びず、そこで代王の位を廢して郃陽侯となす、

【字解】 吳王濞、濞は吳王の名、或は曰く、名を澎といひ、濞は其の字なり、郃陽侯、漢書に郃を合に作る、縣の名、

問臣意、診病決死生、能全無失乎、臣意對曰、意治病人、必先切其脈、乃治之、敗逆者不可治、其順者乃治之、心不精脈、所期死生視可治、時時失之、臣意不能全也、

【講義】詔あり、臣意に問はる、曰く、汝患者の病を診察し、その死生を決定するに、能く完全にして失錯は無きかと、臣意對へて曰く、臣意には病人を治療仕るに、必ず先きにその脈を指にて按へ考へて、然る後ち見込みを付けて之を治療仕るなり、而して其中に脈の樣子に於て胃腑の氣が無く敗れて變り、脈と病ひとが相逆らへるものは治療なしがたし、脈の樣子に於て病ひと相順ひて調和を保てるものは、乃ち治術を施して平愈せしむ、但時により自分の心が十分に落付かずして脈を見るに思慮が精密ならず、豫期して死生を決定し、自分が視て是れは治癒すべしと思へる患者も、時々之を間違へて誤ることあり、乃ち臣意には完全を期して十人に十人、百人に百人と屹度定めて過失なしとは申し上げがたく候、以上數々の件を勅問に因つて一々奉答したり、

太史公曰、女無美惡、居宮見妬、士無賢不肖、入朝見疑、故扁鵲以其伎見殃、倉公乃匿迹自隱而當刑、緹縈通尺牘、父得以後寧、故老子曰、美好者、不祥之器、豈謂扁鵲等邪、若倉公者、可謂近之矣、

【講義】太史公司馬遷論じて曰く、女子は美人醜婦の別なく、宮中に入りて奥勤めをなすときは、互ひに寵愛を爭ひて、妬まれ惡まれ、士は賢人不肖者を問はず、朝廷に入りて仕官するときは、亦互ひに官祿を爭ひて讒言排斥を蒙りて疑はるゝ者なり、されば扁鵲

れ等の者は何縣何里の產の人なりやと、臣意對へて曰く、臨菑の人宋邑と申す者あり、此宋邑は臣に從學仕りし候、臣意教ふるに五臟の脈を診する法を以てしたること一歲餘に及び候、濟北王より侍醫の高期、王禹と呼べる兩人を遣はされて從學せしめらる、臣意兩人に教ふるに、經脈の高下卽ち手足の經脈、及び奇絡結卽ち絡脈の結び聚れる處は奇正變化の多きことを以てし、兪所卽ち三百六十五の穴會の位置、及び氣の上下出入正邪逆順の異同變化のある場處に因りて或は鑱針を用ひ或は石針を用ひ、又砭治及び灸治の穴處を定むるを論究すべきことを教ふること歲餘に及び候、菑川王又時に太倉馬長の官を勤むる馮信を遣はし、醫方の事を質問せられ、臣意因つて按摩導引の法を用ひ氣血を上下逆順ならしむること、藥の調劑法を論じ、藥品に就て五味を定めて病に相當なる調劑をなすこと、及び諸藥を調和配劑して煎湯に造る法を以て教授仕り候、高永侯の家令を勤むる杜信と云へる人、性質脈を診することを好み、來りて從學仕り候、臣意教ふるに上下經脈卽ち手足の經脈及び五藏の脈を診察することを以てすること二歲餘りに及び候、臨菑の召里の人唐安と云へる者來りて從學仕り候、臣意因つて五診、上下經脈、奇咳卽ち五藏の脈を診察し手足の經脈を診察する祕術、及び四時應陰陽重とて五臟の脈狀は四時と相應じて各、その關係を有すること、經脈の陰陽に應じて働きをなすの貴重すべきものなることなどを以て教授仕り候、然るに杜信はその學業が未だ成就せざる中に、齊王の侍醫に召し出され申し候、

【講義】畢盡得意方、畢盡の二字連讀すべし、意義相近き字を重複せる疊語也、奇絡結、義未だ詳かならず、正義に素問を引きて、奇經八脈往來舒時、一止而復來、名之曰結也とあり、然れども今攷ふべきなし、兪所居、醫說には兪穴所在に作る、兪は腧と同じ、穴會を云ふ、既に前に見えたり、經脈高下、高は手脈を云ひ、下は足脈を云ふ、案法、案は按と同じ、御覽には審に作る、五診上下經脈、御覽、醫說共に診の下に之法の二字あり、奇咳、醫說に咳を啞に作る、陰陽重、重は動也、海保漁村曰く、左傳僖十五年、且晉人慼憂以重我、王引之讀重爲動、此重字疑當作動、陰陽動者、蓋謂陰陽變動之候と、今此の說に依る、

【講義】方化陰陽、方は醫方なり、醫藥の方によりて陽剛の病をなだめ和らげ又陰柔の病を剛くして元氣を引立つるの類を云ふ、傳語法、古醫傳來の語及び醫法を云ふ、皆疏同產、皆は同產を皆するなり、同產は兄弟也、疏に疎と同じ、楊中倩、楊は姓、中倩は字なり、楊陽古字相通ず、乃ち陽慶のことなり、前に吾有所善者と云ひて、その何人たるを云はず、此に至りて始めてその姓名を擧ぐ、後世の文章より看れば怪むべきに似たれど、先秦間の古文には往々此法あり、今煩を避け例を省く、其人聖儒、儒の字疑ふべし、或は曰く、儒は醫に作るべし、蓋し訛字のみ、或は曰く、公孫光の考へは淳于意の人格を偉大にせんと思ひ、故に醫と云はずして儒と云へるなりと、

問臣意曰、吏民嘗有事學意方、及畢盡得意方不、何縣里人、對曰、臨菑人宋邑、邑學臣意教以五診、歲餘、濟北王遣太醫高期王禹學、臣意教以經脈、高下及奇絡結、當論俞所居、及氣當上下出入邪[正]逆順、以宜鑱石、定砭灸處、歲餘、菑川王時遣太倉馬長馮信正方、臣意教以案法、逆順、論藥法、定五味、及齊湯法、高永侯家丞杜信喜脈、來學、臣意教以上下經脈五診、二歲餘、臨菑召里唐安來學、臣意教以五診上下經脈、奇咳四時應陰陽重、未成、除爲齊王侍醫、

【講義】詔して臣意に問はれて仰せらる、吏民の是れ迄に汝意の方を師事して學び、畢業に及んで盡く汝意が醫方を正確に覺え得たる者ありや否や、又其

親しく拜顏し師匠として事へ奉りて、先生の前に近づき侍るを得て、悉く禁祕の傳授を受くるを得たり、誠に私しの仕合せは過分に存ず、私しはたとひ死すとも敢て妄りに他人に傳へて、先生の貴誡に違背は仕らずと此くして居ること、暫くして或る日、公孫光の閑暇なる折柄、臣意之を好機會として側近く參りて、深く醫方の事を論じて意見を陳述仕りたる時、百世の後まで醫術の精粹者となりて名を傳へんと言へるを聞きて、師の公孫光は喜んで申さるゝには、斯程の決心を持たば、貴公は必ず國家隨一の名醫とならん、幸ひに吾れに親善にせる人あり、此の人少しく風變りの男にて、兄弟親戚皆共に疎遠にせられて臨菑の地に居れり、善く醫術を爲し、吾れの及ぶ所にあらず、而も其の方術甚だ奇妙にして、世間の聞き傳ふる者とは異なれり、吾れ壯年の時に、嘗てその方術を學び受けんと望みたるが、彼れ楊中倩即ち今申したる吾が親善なる人は承諾せずして、汝は吾が傳授を受くべき人物にあらずと云ひて謝したり、須らく貴公と共に往きて彼れを訪問すべし、貴公の事を咄しなば、彼は當に貴公が醫術を熱心に好めることを知るべし、其人即ち楊中倩も最早老年となれり、自然賴り寡きを思ひて、心に寂寥を感ずべし、其の上に彼れの家は富みて裕かなれば、別に今更祕方を大切にして財利を貪ると云ふが如きことは無き筈なりと、右の如く師の公孫光は懇切に申されし處、その時は種々の事に取紛れて未だ參り申さゞりしに、恰も折善く陽慶の子息名は殷と云へる人、臨菑より菑川へ來りて、菑川王に馬を獻上せんとし、師の光孫光に因り賴みて、其馬を王の殿中へ進奏致し候、臣意は意外にも此れが機會となりて陽殷と交はり、親善の間柄と相成り申し候、師の公孫光も又臣意の事を陽殷に依賴して申さるゝには、此の淳于意は醫の學術を好めり、貴公には必ず謹んで之を待遇せられよ、淳于意本人は非凡超越なる一聖儒と云ふべき者なりと、かくして又書面を認め、臣意を以て陽慶に依囑しくれ候、此の關係によりて陽慶を承知仕りし次第に候、臣意は既に陽慶に從ひ、陽慶に事ふること謹みたれば、陽慶も此の譯を以て、臣意を眷顧仕り候、因つて前述の如くにその祕法の免許皆傳を得たる次第に候ひき、

聞也、吾年中時、嘗欲受其方、楊中倩不肯、曰、若非其人也、胥與公往見之、當知公喜方也、其人亦老矣、其家給富、時者未往、會慶子男殷來獻馬、因師光奏馬王所、意以故與殷善、光又屬意於殷曰、意好數、公必謹遇之、其人聖儒、卽爲書、以意屬陽慶、以故知慶、臣意事慶謹、以故愛意也、

【講義】 臣意に詔ありて問はる、汝が師の陽慶、何を以て汝意を見て寵愛し、その祕方を悉して汝意に傳授致さんとせしや、乃ち汝意は全體如何なる由緣ありて陽慶に近づき且つ信ぜられしやと仰出だされたり、臣意對へて曰く、臣意には最初師の陽慶が醫術を爲すことの善良なるを承知仕らず候、臣意が陽慶を承知仕りたる譯は、意が少年の時に種々の醫術の事を相好み候處、臣意その醫術を試みしに、何れも效驗多くして精良なり、其折に菑川の唐里の人公孫光と申せるものが、善く古人傳授の醫術に精しきことを傳聞仕り、臣意卽ち唐里に往きて公孫光を訪問して面謁を遂げ、之に師弟の禮を執りて事へ、醫術の陰陽を化し及び古へ名醫の傳へ貽せる醫學の語及び醫の法術を受け學び、臣意其際之を取揃へて受けて筆記仕り候、尙臣意は其の以外に於ける精密なる醫方を學ばんと思考仕りて、師に其の旨を陳べて請願仕り候處、公孫光の申さるゝには、最早吾が知れる醫術は貴公に授けたる者にて盡きたり、吾れは何も貴公の前に於て傳授を惜みて傳へざるにはあらず、吾が身は已に老衰したれば、復醫術を吾が事業として働くべき場處なく又時も無し、是れ吾が年少の時、師より讓り受けたる神妙なる醫術なるが、悉く取揃へて貴公に讓り與ふるが故に、決して他人に教へて祕傳を泄らすことあるべからずと、臣意之に對へて曰く、

は全體何所に於て醫術を受け學びたるぞ、陽慶の名は齊國の諸侯に聞えて譽れ高きものなりや否やと、臣意對へて曰く、臣は陽慶が何人を師匠として醫術を受け學びたるかを承知仕らず、陽慶の家は財產が富みてあり、慶は醫術に巧みなれども、家富めるを以て他人の爲に病氣を治療することを承諾仕らざりき、想像仕るに、當に右樣の故を以て其名が世に聞え著はれざるものなるべし、師の陽慶又臣意に告げて曰く、吾れ汝に醫術を授くれども、汝は愼み注意して我が子孫に汝が我れの醫方を學びたることを知らさぬやうにすべし、乃ち我が傳授したることは、極めて祕密に致すべきぞと固く相戒められ申し候、

問臣意、師慶何見於意而愛意、欲悉教意方、對曰、臣意不聞師慶爲方善也、意所以知慶者、意少時、好諸方事、臣意試其方、皆多驗、精良、臣意聞菑川唐里公孫光善爲古傳方、臣意卽往謁之、得見事之、受方化陰陽及傳語法、臣意悉受書之、臣意欲盡受他精方、公孫光曰、吾方盡矣、不爲愛公所、吾身已衰、無所復事之、是吾年少所受妙方也、悉與公、毋以教人、臣意曰、得見事侍公前、悉得禁方、幸甚、意死不敢妄傳人、居有間、公孫光間處、臣意深論方、見言百世爲之精也、師光喜曰、公必爲國工、吾有所善者、皆疏同產處臨菑、善爲方、吾不若、其方甚奇、非世之所

り、此れ彼等醫師が療病を論ずるの過失なり、乃ち全く衆醫が誤診の結果なり、臣意は文王の病氣を論究して思考仕りしに、灸熱を受けて藏氣は落付かず、神氣は上りて爭ひ而して邪氣内に攻め入りしことは、少年血氣の盛んなる者が之を降して、復元の處へ落付くることは能くなし得べきにあらず、文王は乃ち上述の如き關係よりして死亡なされたるなり、さて謂はゆる少年の盛んなる血氣と申すものは、當に平生に於て飲食を程能く調へ、安らかなる好天氣の日を擇び、或は車に乗り或は徒歩して心志を廣めて開豁にし、以て一身の筋なり骨なり血なり脈なりを何れも適度に叶はせ、以て肺氣を通暢し發瀉すべし、故に人の年齡二十歳のもの、是れぞ氣力を運動し血脈を交易するよりして之を易貿と謂うて、壯年の氣さかんなる時に至りて、身の血脈に陳新代謝を行ふべし、因つて醫法には妄りに鍼を刺し灸を施すべからず、若し此の禁誡を破りて針を刺し灸を施せば、氣は針を施しゝが爲に暴泄して外表に逐ひ出され、灸熱の爲に内部へ逐ひ込めらる、二者共に療治の法に逆らひたれば、文王は是れが爲にもとは病氣にはあらざれども、遂に病氣となりて逝去せられたる事に候、

【字解】 氣當大董、董は深く藏むること、又方言に曰く、董固也と、是謂易貿、貿は音ボウ、貿と同じ、易貿は心機を一轉し、血氣を交換せしむること、乃ち瀉氣を主とする所以なり、擇晏日、漢書揚雄傳に天清日晏とあり、顏師古曰く、晏無レ雲也と、砭灸至氣逐、丹波元堅曰く、此句恐らくは譌脫あらんと、海保漁村曰く、逐は奔逐なり、易大畜、九三良馬逐と、釋文、鄭本作二逐逐一云兩馬走也と、砭灸すれば脈氣奔逐して制止すべからず、瀉氣の道にあらざるを言ふと、

問二臣意一、師慶安受レ之、聞二於齊諸侯一不、對曰、不レ知三慶所二師受一、慶家富、善爲レ醫、不レ肯レ爲二人治一レ病、當以二此故一不レ聞、慶又告二臣意一曰、愼毋レ令三我子孫知二若學一我方一也、

【講義】 臣意に詔ありて問はる、汝が師匠の陽慶に

滿二十、方脈氣之趨也、而徐之、不應天道四時、後聞醫灸之卽篤、此論病之過也、臣意論之、以爲神氣爭而邪氣入、非年少所能復之也、以故死、所謂氣者、當調飲食、擇晏日、車步廣志、以適筋骨肉血脈、以瀉氣、故年二十、是謂易貿、法不當砭灸、砭灸至氣逐、

【講義】臣意に詔して問はせらるゝには、汝齊の文王が病氣を得て、遂に死去せし所以の樣子を承知致せりやと、臣意對へて曰く、臣は文王の病ひを拜見仕らざるが故に承知致さず、然れども竊かに承はりたるに、文王には喘息を病まれて頭痛烈しく目昏みて明らかならずと、臣意心の中に之を論じて思へらく、文王は病ひに罹らせられたるにあらず、肉が肥えて精氣を内に蓄へ、身體は餘りに太りて搖かすこと叶はず、肉の肥え太りて重きより骨が持ち耐へずして、骨と肉との釣合ひが取れず、故に氣息が喘ぎて頭痛などを發せられしなり、此の如き者は當に醫療を施すべからず、脈法に曰く、人の年齡二十歲なれば、脈の氣勢強く、當に小走りに趨ることをなすべし、年齡三十歲になれば益〻強壯となり、當に疾く足を運びて走るべし、四十歲になれば脈氣の平盛なると共に身體上には始めて衰滅を萠せば、當に餘りに搖かずして安坐すべし、五十歲になれば當に安臥すべし、年齡六十歲以上になれば心氣血氣衰へて物の哀れを催すと故に、靜坐をなすか安眠をなすかして、神氣を大に深く藏め蓄ふべしと、然るに齊の文王には年齒未だ二十歲に足らざる御方なれば、彼の脈氣が強くして快濶に小走りを爲すが當然なるに、而も老人の如くに徐行し、天道四時の陽氣盛んなるに相應して一致せず、卽ち自然的活動に逆行せり、是れ其病を招かれたる譯なり、その後に臣意は齊國の者が文王に灸治をなしたるに、その病ひ卽ち危篤に陷りたりと聞け

の文王が病に罹られし時は、臣意には家が貧しくして、他人の爲に病氣を治療致して謝禮を獲んと欲したり、因つて諸侯の方々に召されて往くときは、役人どもに官職を押付けられて束縛を受けんことを氣遣はれたれば、故に自分の姓名を左右の人々に移し易へて、處々に滯留して一家の生業を顧み修めず、出行して國中を游歷し、善く醫術をなす者を尋ね求めて之を師として事ふること久し、それより五六人の師匠に面謁して事へ、悉く取揃へてその肝要なる祕傳を受け、その醫術の書の奥意を十分に窮め盡したり、その後に此の受け得たる醫の方術を解釋論撰して一纏めに致す時に及んで、恰も自分は陽虛侯の領國に滯留して居れり、因つて陽虛侯に事へたり、陽虛侯が京師へ入朝せらるゝに付き、臣意には隨從して共に長安の帝都に赴けり、故を以て前述に云へるが如く安陵の人項處等が病ひを序を以て診察することを得たる次第に候、

【字解】 有嘗問意者不、不は否と同じ、及文王病時、文王は齊王の諡なり、漢の文帝十五年を以て死せり、除拘臣意、除拘は官職に除して拘束すること、徐廣曰く、時諸侯得自拜除吏、と、故移名數左右、移は移易なり、取替ふること、名數は名籍なり、左右は或は左或は右と時々轉易して一處にあらざることを云ふ、海保漁村曰く、後漢書明帝紀、詔曰及流人無名數と注に名數謂無文簿也とありと、文簿は乃ち名簿を云ふ、

問臣意、知文王所以得病不起之狀、臣意對曰、不見文王病、然竊聞文王病喘、頭痛、目不明、臣意心論之、以爲非病也、以爲肥而蓄精、身體不得搖、骨肉不相任、故喘、不當醫治、脈法曰、年二十、脈氣當趨、年三十、當疾走、年四十、當安坐、年五十、當安臥、年六十已上、氣當大董、文王年未

りてはその決定に叶はずして當らざることあるは、抑、何の故ぞやと、臣意は此の詔問に答へ奉りて申すには、此れは何れも飲食や喜怒が程能き加減に中らず、又或は藥を飲むべからず、或は鍼治をしたり灸治をしたりすべからざるに因りて、治療の施しやう無し、故に臣意の思考仕るやうに參らず、決定の如くに叶はずして死亡仕りしなりと、

問臣意、意方能知病死生、論藥用所宜、諸侯王大臣有嘗問意者不、及文王病時、不求意診治、何故、對曰、趙王膠西王濟南王吳王皆使人來召臣意、臣意不敢往、文王病時、臣意家貧、欲爲人治病、誠恐吏以除拘臣意也、故移名數左右、不修家生、出行游國中、問善爲方數者事之久矣、見事數師、悉受其要事、盡其方書意、及解論之、身居陽虛侯國、因事侯、侯入朝、臣意從之長安、以故得診安陵項處等病也、

【講義】臣意に詔問せらるゝは、汝意は、方に能く患者が病氣の死ぬるか生くるかを知り藥劑效用の病氣に相宜しきを論別するものなるが、諸侯若くは大臣の中にて汝意に此事に關して諮問せし者ありや否や、又汝は齊國の人なるに、齊の文王が病ひに罹りし時に當りて、齊王よりして汝意に王の診治を求めざりしは、何の故ぞ、汝程の名高き醫者に對して怪しむべきことならずやと、臣意には此の詔問に御答へ申し上げて曰く、仰出されし諸侯大臣の一條に付きては趙國の王、膠西國の王、濟南の王、吳の王、以上の方々には、何れも使人を差越されて臣意を召されたり、然しながら臣意は御斷りして敢て往かざりき、又齊

こで百病の多きを別ちてそれぐ\に名を付し、以て之を異にせり、卽ち同病の中にても、類似の數あるものは、其の中に就いて何れも病名を異にして別ち、同病にて類似の數なき者は、その名目を同じくして、必ずしも一々に名を異にして別たず、然れども診脈の法は、逐一に驗することは、仲々多くして爲すに勝ふべからず、因って病人を診察仕るには、度量を以て寸關尺の部位に分ちて之を異にせり、そこで始めて同名の病ひを、更に種類を細別して、その病主病因が居る所、卽ち皮肉、筋骨、經絡、藏府の何れの場處に係るかを的確に名指して云ふを得べし、今や臣意が診察せし所の者は、何れも臣が控へ置ける診察名簿にて病因病名を別ちて考へ得べき者あり、さて臣意に於て、師の陽慶に受けたる醫術は、丁度その傳授が出來上ると共に、師の陽慶は死亡仕りたり、故を以て臣意には、自身が診察仕りし患者を、一一に診察名簿に記し置き、自分が患者に對してその死生を決定し、又は自ら診察の得て中りたること、誤診して間違ひたること、以上それぐ\の事は師より讓り傳へられし診脈の法に照らし合はせて實驗仕れり、故を以て最早頗る年月を經たる昔しの事なれども、今日に至りて尙之を承知仕れり、是れ上述の如く詔問に奉答が出來得たる所以に候と答へたり、

【字解】起度量立規矩、解既に前條に見えたり、縣權衡、亦前條に解せり、但前條は縣を稱に作れり、縣は懸と同じ、案繩墨、案は按と同じ、推して考ふると、繩墨は工匠の用器スミナハ、線罫を引くもの、因って區劃を立つる意に用ひたり、脈候に沈緩、弦濇等の異同あるを見て病氣に順逆前後の樣子あるを察し別つの類を云ふ、調陰陽、調は度なり、求なり、張介賓の素問注に調察也とあり、海保漁村曰く、漢書の鼂錯傳に調立城邑、師古曰く、調謂算度之也と、

問臣意曰、所期病決死生、或不應期、何故、對曰、此皆飮食喜怒不節、或不當飮藥、或不當鍼灸、以故不中期死也、

【講義】臣意に詔問せらる、曰く、汝が患者の病氣を診察して、此れは何病なりと決定せるに、或は時によ

仕り殘らず相記憶仕りかね候へば、故に敢て妄りに奉答仕らず、若し誤りある時は不敬に涉る可きを以て、今は慥かに記憶に存する事のみを陳述奉答仕り候、

【字解】不敢以對、吳齊賢曰く、以上答前詔問完、下重起一問一答と、

問臣意、所診治病、病名多同而診異、或死或不死、何也、對曰、病名多相類、不可知、故古聖人爲之脈法、以起度量、立規矩、縣權衡、案繩墨、調陰陽、別人之脈、各名之、與天地相應、參合於人、故乃別百病以異之、有數者皆異之、無數者同之、然脈法不可勝驗、診疾人以度異之、乃可別同名、命病主在所居、今臣意所診者、皆有診籍、所以別之者、臣意所受師方適成、師死、以故表籍所診、期決死生、觀所失所得者合脈法、以故至今知之、

【講義】此條より以下は、更に一問一答の體を以て述べて曰く、さて詔がありて、臣意に問はる、汝が診治せし所の病ひ、その病名は多く同じきに拘らず、而も診察の見立ては異なれり、均しく患者でありながら、或は死せしものあり、或は死せざるものあり、是れは果して何の故ぞやと、以上は勅問に候が、臣意之に對へ奉りて曰く、病名は多く相類似して知り別くることが困難なれば、故に古への聖人には、之が診脈の法を作爲せられ、先づ度量を起し、規矩を立て、權衡を懸け、繩墨を按し考へ、陰陽を調度し、人の脈所を別ちて、各〻其れに名を付けて、上は天下は地と相互ひに叶ひ、中は人體に參照して合せり、故にそ

すこと毋れ、若し勞力の事をなせば、必ず血を嘔きて死せんと、然るに項處は後ち蹴踘の戲をなし、其れよりして腰に蹷寒を生じて、汗出づること多し、卽ち果して血を吐き申候、復之を診察して申しけるは、最早助くべからず、當に明日の夕刻に死すべしと、卽ち其の通りに死せり、さて此の病ひは全く過淫より起れり、項處が病ひを知りたる譯は、その脈所を指にて按へ考ふるに、番陽の脈なることを發見仕れり、番陽とは陽處に在るべき脈が反りて陰虛の裏に入りて、脈絡に過度あり狂ひを生ず、脈絡に過度があり狂ひを生ずれば、血が逆上して出づ、血が逆上して出づるものは助命叶はずして死するものなり、果して項處は翌日死亡仕りたり、さて斯の如くに陽脈が陰所に入りて翻へし、陽邪の氣が陰處に伏在して結び、一翻一結となるは、是れ牡疝の特徵なり、

【字解】公乘、官の名、既に上に見えたり、牡疝、牡の字意未詳、丹波元堅曰く、堀川濟曰く、案ずるに牡疝は心疝也、心を牡藏と爲す、故に心疝を牡疝と云ふ、下文に在二高下一上連レ肺とあれば、疝の少腹より上りて部に乘ずる也、嘔レ血死も、心血を主るを以て也、素脈要精微論に、心爲二牡藏一、小腸爲二之使一、故曰少腹當レ有レ形と、亦以て徵すべしと、要蹷寒、項處の病ひ腎氣虛乏し、氣血調攝を失ひたるに蹴踘をなし體を使役したれば、過勞の結果腎氣謁きて蹶寒したるなり、當旦日日夕、旦日は明日のこと、既に司馬穰且傳に見えたり、得番陽、番は翻と同じ、反也、陽の位を易へて反りて陰に入るを番陽と云ふ、前文に番陰の稱あり、以て互ひに參考すべし、脈が陰部に在りて陽脈の響き來るを曰ふ、番陽入虛裏、虛裏は卽ち陰虛の裏なり、裏部を云ふ、一絡者、絡の字、一に結に作る、

臣意曰、他所三診期二決死生一、及所二治已病衆多、久頗忘レ之、不レ能二盡識一、不二敢以對一、

【講義】以上の如く、詔問に逐一答へ畢り、因つて附言して云へるには、臣意申し上げ候、此の他に診察仕りて、患者の死生を取り極はめ、及び治療をなして病氣を平愈致させたるもの衆多に候得へ共、年月久しきに渉りて、古くなりたれば、今日は頗る之を忘却

警告仕り候、然るに只今承はりし所に依れば、成開方の手足共に自由に働けず、瘖瘂にはなりたれども、生命は尚存して未だ死せずと申し傳へり、さて成開方の病ひは、數、酒を飲み大醉して、大風の氣に中りたるに因れり、又成開方の病因を知りし譯は、初め彼れを診察仕りしに、その脈の搏ち方は、奇咳の醫書の言に五藏の氣相反するものは死すと申されてあり、今その脈を指にて按じ考ふるに、腎脈が肺脈と相反せることを發見仕れり、脈法には、右の如く反脈になりたるものは、三歳にして死すと申されてあり、

【字解】安陽武都里、安陽は地の名、成開方、成は姓、開方は名なり、病苦沓風、沓は重なり、沓風は風病の名なり、酒と風との爲に苦しめられ、内外重沓して生ずるものと云ふ、其脈法、三字を一句とす、乃ち成開方の脈を脈法に準據して論ずるならばと云ふ意なり、奇咳言、奇咳は醫術方書の名、乃ち淳于意がその師陽慶より授かりしもの、既に上文に見えたり、得腎反肺、莒井曰く、經に曰く、腎因傳之心、卽復反傳而行之肺、發寒熱病、當三歳死と、

安陵阪里公乘項處病、臣意診脈曰、牡疝、牡疝在鬲下、上連肺、病得之內、臣意謂之、愼毋爲勞力事、爲勞力事、則必嘔血死、處後蹴踘、要蹷寒、汗出多、卽嘔血、臣意復診之曰、當旦日日夕死、卽死、病得之內、所以知項處病者、切其脈、得番陽、番陽入虛裏、處旦日死、一番一絡者、牡疝也、

【講義】安陵の阪里と申す處の公乘の官を勤むる姓は項名は處と云へる人病氣仕れり、臣意その脈を診して申しけるには、此の病ひは牡疝と名づく、牡疝は胸鬲の下に在り、上部は肺臟に連接す、此の病ひは餘りに女色に耽り房事の過度なるに因れり、臣意乃ち項處に謂つて曰く、愼みて身體を保ち勞力の事をな

部の脅の下にありて、大さは俯きに覆せたる酒盃の如し、それが爲に患者に喘息を催し、下より上へ衝き上る氣と相成りて食物を食ふ能はず、臣意は卽ち湯藥と粥とを以て與へ飮ましめたるに、六日ばかりにして、逆氣は下りて落付けり、卽ち更に丸藥を服せしめ、彼れ此れと六日許にして病氣は平愈仕りたり、さて陽虛侯の此の病ひは、房事の過度なるに因れり、侯の病ひを診察せしめし時、醫經の解說に就いて、その病症を識り別くることを能はず、大體の處は、彼れが病根の一時的に滯留する所を識り別くるまでに相止まり申し候、

【字解】齊王故爲陽虛侯、齊王、名は將盧、孝王と謚す、悼惠王の子、衆醫皆以爲蹷、蹷は胸高へ邪氣が衝き上る病、故に逆蹷と云ふ、既に見えたり、臣意以爲痺、痺は肺の萎へ衰ふる病ひなり、亦既に見えたり大識其病所在、大は大略なり、本書の衞將軍傳に殺傷大當と、索隱に言所殺傷大略相當とあり、此の大の字亦同じ、

臣意嘗診安陽武都里成開方、開方自言以爲不病、臣意謂之病苦沓風、三歲四支不能自用、使人瘖、瘖卽死、今聞其四支不能用、瘖而未死也、病得之數飮酒以見大風氣、所以知成開方病者、診之、其脈法、奇咳言曰、藏氣相反者死、切之、得腎反肺、法曰、三歲死也、

【講義】臣意は嘗て安陽の武都里と云へる處に姓名を成開方と云へる人を診察仕れり、その時、開方自身には無病の由を申したれば、臣意因つて開方に謂つて曰く、足下の病ひは沓風と云へる病ひに罹りて苦まん、三歲を經なば、手足四體共に筋脈が弛み萎えて自ら活動すること能はず、その上に患者本人をして瘖啞となりて聲が出でざるやうにならしむべし、若し右の如く瘖啞とならば、卽ち死することとならんと、

がありて、それが爲に醫論の文章の理義と病症の陰陽とに向つて共に誤解を生じて過失を致すものなり、

【字解】侍醫遂、遂は侍醫の人名、自錬五石、五石は藥の稱、丹砂、雄黃、白礬、曾青、玆石の類、水火之齊、齊は劑と同じ、下同じ、起度量、起は始なり、蓋し脈所を寸關尺に分ち寸口を立てゝ五臟の關係する所を詳かに度ることを云ふ、立規矩、規は圓を作る器、矩は方を作る器なるよりして、それ〴〵に界劃をなすことにて、卽ち手の太陰は肺經、足の太陰は脾經と云ふが如くに、謂はゆる十四經の系統を立つるを云ふならん、稱權衡、稱は量なり、ハカルと訓ず、輕重の目方を定むること、乃ち脈の浮沈滑濇等の異同を量りて、病態の輕重を知るを云ふ、合色脈、顏色に青黃赤白黑の氣色の變化あると、脈搏の春夏秋冬の相異あると否とを見て、その釣合ひを酌み合せて病症を鑑別することを云ふ、表裏有餘不足、表裏は部位を以て云ふ、陽を表とし陰を裏とす、有餘不足は氣を云ふ、乃ち邪正二氣の消長あるを指さす、順逆之法、順逆は色脈を以て云ふ、順はその病ひと相順ふ、逆は病ひと相逆ふなり、而宛氣愈深、宛は鬱と通ず、既に上に見ゆ、入缺盆死、缺盆は乳房の上の骨の名なり、必有經紀、それ〴〵に手配りをなし、手心を加ふること、乃ち上文の起度量、立規矩云々の類を謂ふ、拙工有一不習、拙工は拙醫を云ふ、

齊王故爲陽虛侯時、病甚、衆醫皆以爲蹷、臣意診脈、以爲痺、根在右脅下、大如覆杯、令人喘逆氣不能食、臣意卽以火齊粥且飮、六日氣下、卽令更服丸藥、出入六日、病已、病得之內、診之時、不能識其經解、大識其病所在、

【講義】齊國の王が未だ齊に王たらずして陽虛侯と云へる諸侯たりし時、病に罹られて危篤と相成り候、衆醫は何れも以て逆蹷の病ひと相定め候處、臣意はその脈を診して以て肺の痺となせり、その病根は右

し扁鵲の云はれたるには、寒冷なる陰石は以て陰性の病ひを治し、溫熱なる陽石は以て陽性の病ひを治す、夫れ藥石には陰性、陽性あり、水劑(湯藥)あり火劑(湯藥)あり、故に中熱卽ち內部に熱病があれば、柔和なる陰石の劑藥を用ひて之を治む、中寒卽ち內部に寒疾あれば、剛强なる陽石の劑を用ひて之を治むべしと、されば予が五石を用ひたるもの强ちに據る所なきにあらずと、臣意因つて、之を論じて曰く、貴公の論說せらるゝことは一應然るべきも、實情に遠ざかれり、扁鵲はたとひ治療法を言ふこと貴公の說の如くなるにもせよ、然しながら必ず診察を審かにし、先づ度量を起して、手脈の掌れる五臟を詳かにし、規矩を立て、權衡を立て、脈の浮沈動靜强弱等を推し考へ、顏色と脈搏の度合ひとを合はせ陽表陰裏と、氣の盛んにして有餘なると衰へて不足なると、病ひ又は季候に順へるか逆へるかの法度を稽へ、患者本人の起居動靜と呼吸の工合とが如何に相響應するかを參へ酌みて、乃ち始めて治療方の可否を論ずることを得べし、醫法に曰く、陽性の疾が內部に籠りて、陰が虛となりて內部の熱を生じ、陰性が外表に應じ見はれ陽虛となりて、外表の寒きものは、悍く剛き藥及び鐵鍼、石砭の針治を加へて療治すべからず、何となれば、夫れ悍く剛き藥が身體の內へ入れば、邪氣は其場處を避くべし、而して益、內部に入りて閉ぢ鬱れる氣は愈、深くなりて、病因次第々々に奧底に入り、難事となるべしと、又診法に曰く、二陰(少陰)は外表に內より應じ顯れ、一陽(少陽)は外より內部に入り接りて、陰陽互ひに亂るゝ者には剛悍なる藥劑を服用せしむべからず、若し剛悍の藥劑が內部に入れば、藥力が熱火を助けて陽氣を動かして外表に發し、因つて陰症は益、衰へて陽症は益、著はれ、邪氣の熱、外表に流行し、經脈の兪穴に重く困むことをなし、閉ぢ籠れる氣が、宛も人の怒りが發するが如く、猛烈に發現して癰疽の腫物とならんと、意は侍醫遂に右の如く告げたる後ち百餘日にして、果して癰疽と爲り、乳の上に忿發し、胃經脈の缺盆と云へる腧穴に上り入りて死亡仕り候、偖臣意の愚見を申せば、此の上に援きて擧げたる事は醫論の大體を云へるものにて、實際に臨みては必ずそれ相當に見計らひ方があるなり、然るに拙庸なる醫師は一不習乃ち未熟なる處

石以治陽病、夫藥石者、有陰陽水火之齊、故中熱、卽爲陰石柔齊治之、中寒、卽爲陽石剛齊治之、臣意曰、公所論遠矣、扁鵲雖言若是、然必審診、起度量、立規矩、稱權衡、合色脈、表裏有餘不足順逆之法、參其人動靜與息相應、乃可以論、論曰、陽疾處內、陰形應外者、不加悍藥及鑱石、夫悍藥入中、則邪氣辟矣、而宛氣愈深、診法曰、二陰應外、一陽接內者、不可以剛藥、剛藥入、則動陽、陰病益衰、陽病益著、邪氣流行、爲重困於俞、忿發爲疽、意告之後百餘日、果爲疽發乳上、入缺盆死、此謂論之大體也、必有經紀、拙工有一不習、文理陰陽失矣、

【講義】 齊國の侍醫名は遂と云ふ者、病に罹り候處自身に五石の藥を錬りて服用仕れり、臣意は往きて過訪致したるに、遂は意に謂つて申すには、不肖病ひがあれば足下幸ひに遂を診察せられたしと、因つて臣意卽ち之を診察し遂に告げて曰く、貴公の病は內部に熱あり、醫論に曰く、內部に熱ありて小便をなさざる患者は五石の藥を服用すべからず、五石其物の藥性たるや精悍にして餘り强過ぎるものなり、貴公之を服用したるが故に內熱隨ひて强く爲に小便が通利せざるなり、速かに止めて服用すること勿れ、貴公の顏色は石毒の爲に將に癰疽の腫物を發せんとせりと、遂は己が自療の誤らざることを辨解して曰く、昔

すべき期なるに、その期になりても死せざりし譯は、臣意の師匠陽慶の說に曰く、病人たるものが穀物に安んじて胃腑に食物が落付くときは、その力にて卽ち死期を經過すべし、穀物に安んぜずして胃腑に食物が落付かざるときは、死期に至らずして死すべしと、然るに今や淳于司馬本人は黍を嗜好物として食用に仕り居り候、黍は肺臟に適するが故に死期を相過ごしたる譯に候、又患者が血の小便を流出せし譯は、診脈法を記せる醫書に曰く、病を養生致すに、靜かにして陰氣なる處に養生するを喜む者は順道に安らかに死し、躁がしき陽氣なる處に養生するを喜む者は逆道に苦みて死する者なりと、然るに本患者には場處の自然に靜かなる處を喜びて躁がしからず、その上に安坐して机上に伏し倚りて眠れり、それ故に順道を以て惡血は下瀉して後ちに死亡仕りし次第に候、

【字解】當後十日丁亥云々、丁亥の丁は、ヒノトと讀む、十幹を五行に當つれば、甲乙は木にして、丙丁は火となる、五行相尅の上より云へば、火は金を克す、而して五藏を五行に配すれば、肺臟は金にして、心臟は火なり、破石の病は後文にあるが如く、心氣が肺部に乘り入りたるものなれば、是れ心火の肺金を克するなり日數を以てせば破石を診したる當日より推せば、後ち十日目が乃ち丁亥に當るが故に、心火の肺金を克する理よりして、當後十日丁亥死と云へるなり、得番陰脈、番は又反に作る、翻と同じ、其の脈、陽位に陰血侵入して陰陽を翻へすよりして云ふ、千金腎藏門に、陰陽翻作、陽氣內伏、陰氣外昇とあり、固色變也乘之、也の字、中間に在るは倒字法、

齊王侍醫遂病、自練五石服之、臣意往過之、遂謂意曰、不肖有病、幸診遂也、臣意卽診之告曰、公病中熱、論曰、中熱不溲者、不可服五石、石之爲藥精悍、公服之、不得數溲、亟勿服、色將發臃、遂曰、扁鵲曰、陰石以治陰病、陽

血死、卽後十一日、溲血而死、破石之病、得之墮馬僵石上、所以知破石之病者、切其脈、得肺陰氣、其來散數道至而不一也、色又乘之、所以知其墮馬者、切之、得番陰脈、番陰脈入虛裏、乘肺脈、肺脈散者、固色變也、乘之、所以不中期死者、師言曰、病者安穀卽過期、不安穀則不及期、其人嗜黍、黍主肺、故過期、所以溲血者、診脈法曰、病養喜陰處者順死、喜養陽處者逆死、其人喜自靜、不躁、又久安坐、伏几而寐、故血下泄、

【講義】齊國の中郎の官を勤むる破石と申す人、病氣仕れり、臣意その脈を診察し之に告げて曰く、肺臟に毀傷あり、今の內に早く治療せざるときは、當に後ち十日の丁亥の日に血の小便を出して死すべしと、然るに事實は卽ち一日後れて十一日目に血の小便を出して死亡致したり、破石の此の病ひは、落馬して石上に僵れ肩と背とを打撲せしに起因せり、さて破石が病ひを右の如くに斷知せし譯は、彼れの脈を切するに、肺臟の陰氣を感得仕れり、陰脈の來ること散亂し數道に分かれて一樣ならず、色合ひも肺の陰氣が乘りたる色にして赤色を見はせり、又彼れ破石が落馬したることを推知したる譯は、彼れが脈處を指にて按へて考ふるに、その脈搏は番陰脈なることを感知仕りたり、番陰脈と申すものは、肺氣已に毀れて虛なる處へ陰血が侵入して肺脈に乘り、畢竟陰陽が翻覆してその位を易ふるものにて候、肺經の脈搏が散亂して一樣ならざる譯は、固より色合ひが常と變はりて陰血之に乘ずればなり、又彼れが十日に死亡致

みたるなるべし、逈風病の狀態は、飮食物が咽喉を下れば胃腑に落付かずして直ちに下瀉す、此の病ひは餘りに大食して未だ十分に消化せざるに疾く走りたるに起因せりと、淳于司馬曰く、我れ齊王の殿中に參候して馬の肝を食ひ、食ふこと餘りに澤山にして滿腹したる處へ、酒が來れるを見て、卽ち急に走り去りしが、既に我が家へ歸れば卽ち瀉泄すること數十回なりきと、臣意因つて告げて曰く、然らば火齊米汁卽ち湯藥米汁をこしらへて之を飮まれよ、七八日すれば當に平愈すべしと、その時に醫者の秦信と云へる人傍らにあり、臣意の去りし後に於いて、秦信は左右の閤都尉と云へる人に尋ねて曰く、臣意には淳于司馬の病氣を以て何病と診斷せしやと、閤都尉曰く、彼れは以て逈風病にて治療の見込みありとなせりと、秦信之れを聞きて卽はち冷笑して曰く、是れ意は醫術を知らず、未熟のものなり、拙者の見込みには、淳于司馬の病ひは醫の法理よりすれば、當に向後九日には死すべしと、然るに後ち九日立てども死せざりければ、淳于司馬の家にては、復初診をなせし臣意を招きて治療を頼まれたり、因つて臣意は往きてその以後の病況を問ひたるに、盡く臣意の診斷の如くにてありき、是に於て臣意は卽ち一の火齊米汁を調劑して之を服飮せしめたるに、果して七八日にして司馬の病ひは平愈致したり、抑、司馬の病ひを知りたる譯は、臣意が司馬の脈を診せし時、その脈を指にて按へて考ふるに、盡く醫法に隨べてあるが如くありき、彼れの病氣と脈が相調ひて順平なれば、故に治療效を奏し死せずして助かりたる者に候、

【字解】淳于司馬、淳于は氏なり、司馬は兵を掌る官なり、其の末名詳、輙後之、後とは厠に之きて後便を通ずること、閤都尉、閤は姓なり、都尉は官の名なり、一說に、王の宮閤を掌る武官にして、乃ち司馬の配下なりと、火齊米汁、米能く胃を養ふ、故に湯藥を調合して米汁を和し入れ、煎て飮ましむるなり、齊は劑と同じ、逈風、既に前文に解せり、盡如法、盡く規則的に相叶ひて、脈搏の感ずると病症とが互ひに一致を保てることを云ふ、

齊中郎破石病、臣意診其脈、告曰、肺傷、不治、當後十日丁亥、溲

無く又重き病無くして、全く唯蟲の爲に此の如くに相成り候なり、

【字解】蟯瘕、蟯は音ゼウ、人の腹中にある短蟲なり、積聚して固まり腹に痛みを爲すを積瘕と云ふ、循之戚戚然、循は撫なり、なづること、戚々は痛苦の模樣なり、宛篤不發、宛は鬱と通ず、知寒薄吾、寒の字衍なり、宋本、中統、毛本皆無し、循其尺、尺は尺膚を診する部位にして、乃ち臂内一尺の部分を云ふ、是れ古醫術の語なり、尺索刺麤、索は空なり、尺膚枯燥して血液乏しく脂氣の無きこと、刺麤とは麤くして人の手を刺すが如くなること、皮膚荒れてザラ／＼するなり、毛美奉髮、醫說に毛焦擧髮に作る、乃ち上の尺索と共に皆血液枯燥の狀證なり、今之に從ひて解せり、

齊淳于司馬病、臣意切其脈告曰、當病迵風、迵風之狀、飲食下嗌輒後之、病得之飽食而疾走、淳于司馬曰、我之王家食馬肝、食飽甚、見酒來、卽走去、驅疾至舍、卽泄數十出、臣意告曰、爲火齊米汁飲之、七八日而當愈、時醫秦信在旁、臣意去、信謂左右閣都尉曰、意以淳于司馬病爲何、曰、以爲迵風可治、信卽笑曰、是不知也、淳于司馬病、法當後九日死、卽後九日不死、其家復召臣意、臣意往問之、盡如意診、臣卽爲一火齊米汁、使服之、七八日病已、所以知之者、診其脈時、切之盡如法、其病順、故不死、

【講義】齊國の淳于司馬と云ふ人、病氣仕れり、臣意その脈を按へ考へ告げて曰く、當に迵風の病ひを病

氣動きて肝脈は弦となる、其の思ひ叶はざる時は、弦脈は益、強く心部に乘りて響くと云ふ、

臨菑氾里女子薄吾病甚、衆醫皆以爲寒熱篤、當死、不治、臣意診其脈曰、蟯瘕、蟯瘕爲病、腹大上膚黃麤、循之戚戚然、臣意飮以芫華一撮、卽出蟯可數升、病已、三十日如故、病蟯得之於寒溼、寒溼氣宛篤不發、化爲蟲、臣意所以知〔寒〕薄吾病者、切其脈、循其尺、其尺索刺麤、而毛〔美奉〕髮、是蟲氣也、其色澤者、中藏無邪氣及重病、

【講義】齊國の都なる臨菑の內、氾里の女子にて、名は薄吾と云ふ者、病氣甚だ篤し、衆醫の意見は何れも寒熱の變はり頻りにして危篤なれば當に死すべし、治療は到底叶はずと一致致し候處、臣意その脈を診察して曰く、此れは蟯瘕と云へる病にて、然程に難症にあらず、一體蟯瘕の病性は、腹中に短蟲が積み聚りて苦痛を起すものにて、腹は大いに張り、上部卽ち外部の皮膚は黃ばみて脂氣の潤澤なく麤くなりて細やかならず、手にて腹を撫づるときは、戚々然と痛みを起すものなり、臣意因つて之に飮ましむるに殺蟲劑たる芫華一とつかみ計りを以てしたるに、卽刻蟯（蛔蟲）を下瀉し、通利すること數升ばかりありて、病氣は平愈して、三十日程にして腹中調和して元の如くに相成り申し候、さて患者蟯瘕を病めるは寒溼の氣に因れり、寒溼の氣が閉鬱して篤くなりて、外に發散せず、化して蟲となり、以て痛みを與ふるなり、臣意に於て薄吾の病性を知りたる譯は、その脈を按へ考へしに、其尺膚を撫づるに索刺として麤らかにして毛は脂氣なく首髮は立ちあがりて落付かず、是れ蛔蟲の氣の爲に逆上したるなり、その面色の光澤ありてつや〳〵しきは、內部の五藏には別に邪淫の氣が

濟北王侍者韓女病、要背痛、寒熱、衆醫皆以爲寒熱也、臣意診脈曰、內寒、月事不下也、卽竄以藥、旋下、病已、病得之欲男子而不可得也、所以知韓女之病者、診其脈時、切之腎脈也、嗇而不屬、嗇而不屬者、其來難堅、故曰月不下、肝脈弦、出左口、故曰欲男子不可得也、

【講義】濟北王の側仕へなる韓女と申す女中病氣に候處、腰と背とが頻りに痛みて亦寒くなり亦熱くなりて寒熱一定せず、他の衆醫何れも以て寒熱の病となし、虛勞より起りたる病症と定めたり、臣意その脈を診察して申しゝには、此れは內寒と申して、內部が寒氣に侵されて冷却し、其れが原因になりて、月々の經水が止りて通ぜざるなりと、卽ち前門に或る藥を納れたる處、然程に時立たずして、月經通じて病氣は平愈仕り候、さて此の病ひは、韓女、春情を催し、己が戀ひせる男に會はんと思へども、その思ひが首尾能く叶はざりしより煩悶の末に起りたる病に候、韓女の此の病ひあるを承知致したる譯は、彼れの脈を診察せし時、指頭にて脈を按じ考ふるに、腎經脈なればなり、脈の打ち樣は、その來ること細遲にして連屬せず、細遲にして連屬せざる脈搏は、其の來ること難くして容易ならざる上に叉堅固なり、此れが爲に滯血は下部に止まる、故に月經下通せずと曰へり、肝氣高くなりて肝經の脈は弦狀を呈して、左手の寸口に出現して響き強く感ぜり、故に男子を戀慕してその願ひが叶はざるに由れりと申しゝ次第に候也、

【字解】卽竄以藥、竄は匿なり、卽ち陰部に坐藥の類を納るゝを云ふ、嗇而不屬、嗇は濇と同じ、脈搏の來ること遲くして微細なること、肝脈弦出左口、肝脈とは左手の脈處の中段關部は肝經の脈たり、出左口とは上段寸部の心脈の處に於て響きあるを云ふ、肝經は陰器を司るものなり、女子の男子を思ふときは、肝

【講義】齊王の愛妾なる黄姫の兄に當る黄長卿の家に酒宴の事ありて、賓客を招待せり、その時臣意も招かれて參りけるに、諸客各、着坐すれども未だ食膳を出さざる中に、臣意は齊王后妃の弟なる宋建を望み見て告げて申しゝには、尊君には病あり、四五日前に君の腰部又脇腹が痛みて俯すも仰ぐも困難にして、又小便が通ずるを得ざることありたるならん、速かに治療せざるときは、病ひは濡腎に入るべし、その未だ五藏の中に止まらざる内に急に之を治療せられよ、病ひは現今腎濡に滯留せり、此れ謂はゆる腎痺と云へる病ひなりと、然る處宋建が申すには、仰せの通りなり、建は元來腰部と脊との痛む病ひあり、恰も四五日以前に天陰りて雨ふりし時に、當家黄氏の女婿等が來訪し、建が家の倉庫の下に置きてある四角の石を見て、卽ち各人力自慢に之を持上げて遊戲をなせり、建も他の少壯者に見做はんと思ひ、石を持上げたれども、餘り重くして起つこと能はず、之を其處へ投げ棄てたり、その日の暮れに至りて腰と脊とが痛みて、又小便が閉ぢ塞がりて通ずるを得ず、今日に至るも愈えず、困り居るなりと自身に話され候、さて宋建の病ひは好みてその體力に不相當なる重量物を持ちたるに因れり、宋建が病症を知りし譯は、臣意に於て彼れの顏色の模樣を望み見たるに太陽系に屬する腰の後部の色が衰へ枯れ乾きて潤澤なし、是れ腎部は力を失うて上方の太陽の界へ釣り上り、腰より以下腎部の枯衰する處四箇所ばかりあり、されば寸關尺の分界法によりて推定して、今より以前四五日に宋建の此病ひが起りたるを承知仕れり、臣意卽ち柔湯を調劑して之を服用せしめたるに、其れより十八日にして病ひは平愈仕り候ひき、

【字解】病卽入濡腎、腎は精を藏め液を生ず、故に濡腎と云ひ、又腎濡とも云ふ、腎痺、痺は血氣閉ぢて通ぜざる病ひなり、腎痺は腎の痺する病ひなり、黄氏諸倩、倩は婿と通ず、女の夫を婿と云ふ、京下、京は倉廩の類、廣雅の釋室に京倉也とあり、太陽色乾、太陽は足の太陽にして膀胱經の通ずる腰の後部を云ふ、腎部上及界、界は大腸の界なり、靈樞の五色篇に、中央者大腸也、挾二大腸一者腎也と、要以下云々、安藤惟寅曰く、要以下は卽ち腎部なり、枯とは乾より甚しきなりと、柔湯、湯藥、補益の劑なり、

即ち寒冷なる水を以て、王の御頭の上に振懸け奉り、又足の陽明脈穴に鍼治を上ぐる事、左右の御兩足に各三箇所ばかり仕り候、御病氣は然程に時を立たずして平愈し給へり、さて此の王の御病氣は、髪を洗ひて未だ乾かざるに臥せられしに因れり、脈搏の診察は、既に前に蹶上云々と云へるが如く同一法に候、夫れ故に逆上せられて頭額御熱強く、肩に至りてその熱更に甚しき譯に御坐候、

【字解】拊其頭、拊は撫なり、寒水を頭にそゝぎたる上に手にて之を撫づるなり、刺足陽明脈、足の陽明の胃經は額顱に達す、故に蹶逆の熱を下さんが爲に、之に鍼を刺すなり、各三所、三里、豐隆等の脈穴を云ふ、

齊王黄姫兄黄長卿家有酒召客、召臣意、諸客坐、未上食、臣意望見王后弟宋建、告曰、君有病、往四五日、君要脅痛、不可俛仰、又不得小溲、不亟治、病即入濡腎、及其未舍五藏、急治之、病方今客腎濡、此所謂腎痺也、宋建曰、然、建故有要脊痛、往四五日、天雨、黄氏諸倩見建家京下方石、即弄之、建亦欲效之、效之不能起、即復置之、暮要脊痛、不得溺、至今不愈、建病得之好持重、所以知建病者、臣意見其色、太陽色乾、腎部上及界要以下者、枯四分所、故以往四五日、知其發也、臣意即爲柔湯使服之、十八日所而病愈、

て淸らかなる者を名けて「內關」と曰ふ、內關の病ひは患者本人は自身に苦痛を覺えず、心は明瞭にして苦痛なし、若し他の一病が此の病ひに增し加はるときは仲春に於て死すべし、然しながら脈の腧穴が順調ならば、春季の一時三箇月を持ち堪ふるなりと相見え申し候、今彼の家奴が、春季三箇月を踰えて初夏の四月に至りて死せし譯は、臣意に於て初め彼れの脈を診せし時、その腧穴が順調にして脈搏平穩なり、腧穴が順調なる故は、本人病氣あれども尙肥え太り居ればなり、要するに此の家奴の病症は、勞働の爲に頻りに汗を流し、又火氣に炙られ暑きに苦める身を以ちながら、大風に中り、冷熱の劇變よりして健康を損じたるものに候、

【字解】 齊丞相、丞相は天子を輔佐する大臣の官名なれども、西漢の初めは、諸侯の國相をも亦時に丞相と云へり、舍人奴、舍人は丞相の家に仕ふるもの、今の執事の類なり、閨門、奥向きの小門なり、宦者平、宦者は宦官なり、平はその名なり、相郎召舍人奴、梁玉繩曰く、奴の字衍と、今之を用ふ、殺然、散ずる貌、如死靑之茲、死靑は、靑色枯衰して光澤なきを云ふ、素問の五藏生成篇に、「靑如二草茲一者死」と、爾雅の釋器に「蓐謂二之茲一」とあり、張注に茲蓐席也とあり、以爲大蟲、大蟲は蚘蟲なり、心急然、急の字恐らくは訛ならん、安藤惟寅曰く、慧の字に作るべしと、慧然は明瞭なること、素問、靈樞共に慧然の字ありと、愈順、愈は腧と同じ、五藏の脈穴なり、愈順は卽ち脈搏の時に順うて淸靜なること、

菑川王病、召二臣意一診レ脈、曰、蹶上、爲レ重、頭痛身熱、使二人煩懣一、臣意卽以二寒水一拊二其頭一、刺二足陽明脈一、左右各三所、病旋已、病得二之沐髮未一レ乾而臥一、診如レ前、所二以蹶頭熱至一レ肩、

【講義】 菑川王病ひに罹らせらる、臣意を召して脈を診察仰付けられ候ひき、臣意拜診して曰く、此れは蹶上と申して逆上の重きものなり、頭痛烈しく身體熱強く、患者をして心氣煩懣せしむるものに候、臣意

因つて臣意は卽ち平に向ひて、彼の舍人の召使ひたる奴の病氣なることを敎示し、且つ平に告げて申せるには、此れは脾氣を傷害せる病ひなり、當に春頃にならば、胸膈は閉ぢ塞がりて通ぜず、飮食不能となるべし、醫法に於ては、此の如き病は夏頃に至らば吐血して死すべき筈のものなりと、宦者の平は臣意が說を聞きて、卽刻往きて丞相に告げて申せるには、貴家の執事たる舍人が召使へる奴は病ひあり、而も其病ひは重態なり、死する期限は最早幾日の後と分り居れり、宜しく注意なさるべしと、丞相の申せるには其許(ソノモト)は何を以て彼れが病氣の然樣に重きことを承知致せるかと、宦者平答へて曰く、尊君が參朝せられし時、尊君の舍人に召仕はる奴は、己が主人に隨行して入り、盡く宮中閨門の外に於て食事をなし居れり、其時自分には倉公と一所に竝び立ちて居りしが、倉公は卽ち其の病める奴を指さし、自分に示して申さるるには、病ひが是の如く重くなりたるものは、活くる見込みなしと、自分因つて彼れが病氣の危險なることを承知致したりと、齊の丞相之を聞きて卽ち舍人を召して之に謂つて曰く、其許の家奴は病氣があるかと、舍人は之を否定して、拙者の家奴は病ひなし、彼れが身には痛所も無く健康なりと、對へ申しゝ處、然るに春頃になりて果して病に罹り、四月に至りて遂に吐血して死亡仕り候、さて臣意に於て此の家奴が病ひを知りし譯は、脾臟の氣は、あまねく五臟の心肝腎肺脾を論ぜず、轉乘(ウタ)り渡り、その五臟は又脾臟の惡しき氣を受けて、各部に相互に交はり爭ひ、傷害を受けたれば、故に脾臟を傷(ヤブ)れる色は、遠くより之を望むに、殺然として色衰へて黃ばみ、近く之を察すれば、宛も靑色の枯れ衰へたる蓐席の如く、復毫も生氣なし、平凡なる衆醫は此の病ひの脾臟より發せるを知らずして、以て腹中の蚘蟲(クワイチウ)の所爲と思考仕り候、傷脾と蚘蟲との兩病の辨別を知るもの少きことに候へば、右の如く誤診仕れる次第に候、死病に罹ることを承知致しゝ譯は、胃腑の氣は黃色なり、黃色は五色を五行に當つるときは、土の氣なり、五行の生尅上よりすれば土は木に勝たず、而して春は木なり、故に彼れの胃腑の病ひは春木に至りて死するがその常理なり、然るに猶生き延びて夏時に至りて死亡せし譯は、脈法の書には、病ひは重患なれども脈搏の順調にし

死、宦者平卽往告相曰、君之舍人奴有病、病重、死期有日、相君曰、卿何以知之、曰、君朝時入宮、君之舍人奴盡食閨門外、平與倉公立、卽示平曰、病如是者死、相卽召舍人〔奴〕而謂之曰、公奴有病不、舍人曰、奴無病、身無痛者、至春果病、至四月、泄血死、所以知奴病者、脾氣周乘五藏、傷部而交、故傷脾之色也、望之殺然黃、察之如死靑之茲、衆醫不知、以爲大蟲、不知傷脾、所以至春死病者、胃氣黃、黃者土氣也、土不勝木、故至春死、所以至夏死者、脈法曰、病重而脈順淸者曰內關、內關之病、人不知其所痛、心急然無苦、若加以一病、死中春、一愈順、及一時、其所以四月死者、診其人時、愈順、愈順者、人尙肥也、奴之病、得之流汗數出、灸於火而以出見大風也、

【講義】　齊國の丞相の邸に仕ふる舍人の家に召し使はるゝ僕奴、その主人が參朝して王宮に入るに隨行仕り候處、その折臣意はその奴が王宮の閨門の外に於て飮食致し居れるを目に留り候、ふと彼れが顏色を望みたるに、病ひの氣色あり、臣意卽刻齊王の奥御用を勤むる宦官の名を平と申す者に、その事を告げ知らせ候ひしに、此の平と申す者はもと脈を診するを好み、曾て臣意が手許に從學したる門人に御坐候、

五六日にして病愈えたり、此の病ひは悪しき風に當り、及び臥して口を閉ぢずして開き居り、食後に口を漱がざるに因りて起りしものに候、

【字解】 齲齒、齲は蟲が齒をかみたることなれども、汎く齒の痛めるを指して齲齒と云ふ、左大陽明、大の字疑ふべし、一說に、手の誤と云ふ、陽明は經脈の名、その脈、下齒に入る、此の處は陽明の脈穴を云ふ、灸を施すべき處を穴と稱す、苦參湯、湯藥の名、

菑川王美人懷子而不乳、來召臣意、臣意往、飲以莨碭藥一撮、以酒飲之、旋乳、臣意復診其脈、而脈躁、躁者有餘病、卽飲以消石一齊、出血、血如豆、比五六枚、

【講義】 齊國の分封なる菑川王の美人、王子を懷妊したれども、産月になりて難産にて生れ給はず、王より使者が來りて臣意を召されたれば臣意往診し、美人に飲用せしむるに、莨碭藥一とつまみを以て、酒に混和して飲ましめたるに、間も無くして出産仕り候、臣意復美人が脈を診察致すに、靜穩ならずして躁がしきを感じたり、右の如くにして脈が躁しき者は餘病あるなり、卽ち又飲ましむるに消石の一劑を以てしたるに血を下し申し候、其血の大さは豆粒の如くにして五六箇ばかり有之候ひき、

【講義】 菑川王、齊の悼惠王の子、名は賢と云ひ、封ぜられて菑川王たり、美人、王の寢御に侍する女なり、莨碭藥、藥の名、消石、藥の名、産後、瘀血の滯れるを破るもの、五六枚、凡そ物を數ふるには枚を以て呼ぶ、

齊丞相舍人奴、從朝入宮、臣意見之食閨門外、望其色、有病氣、臣意卽告宦者平、平好爲脈、學臣意所、臣意卽示之舍人奴病、告之曰、此傷脾氣也、當至春、鬲塞不通、不能食飲、法至夏、泄血

て、他の諸侯方に譲り賣らずしてありしかば、春の季候に至りて、或る日豎は王の劍を捧げて王が便所に行かるゝに隨へり、王はその內に便所より出でて奥向きに行かれしに、豎は御供に後れて至らざりし處、王は他の臣下に命じて女子豎を召さしめたるに、卽ち女子豎は便所の側に仆れて血を口より吐き、悲慘なる狀態にて相果て居り候ひき、偖此女子豎の病因は餘りに汗を流し過ぎたるに於て發見せり、汗を流すものは病氣が身の內部に重くて外面に見はれず、因つて患者の狀態は毛髮は別に變り無くして顏色は光澤あり、脈搏は別に衰へもせず、此れ亦關內の病ひと申して重き病症に候、

【字解】 阿母、乳母を云ふ、刺其足心、足心は俗にツチフマズと云ふ處なり、各三所、三所は、足心の湧泉、照海、然谷などと名づくる、灸の穴ならんと云ふ、女子豎、豎は小性なり、女子にて側に召使はれて用を達するもの、故に女子豎と云へり、永巷長、女官の居る處を永巷と云ふ、乃ち長局の類、既に呂后本紀に見えたり、法當春嘔血死、法は醫法なり、支那古代の諸學、皆五行を以て說を立つ、醫術亦同じ、五行の序として、春は木の旺盛する時なり、而して五臟に於て脾は土に屬す、五行の生剋よりして云へば、木は土に克つものはり、今豎の病ひ脾を傷る、故に脾土は春木に克たるゝよりて、その春に當り血を嘔きて死すべきを知ると云ふ、才人、才能ある人、女官に才人と云ふものあれども、そは後世に屬す、能爲所是、能の字もと上句に屬す、今改む、爲はナスと讀む、曹偶、同じ仲間のこと、流汗者同法病內重、張文虎曰く、同の字、疑ふらくは衍と、今之に從ふ、關內之病、王念孫曰く、關內恐らくは倒と、內關は、解既に前に見えたり、

齊中大夫病齲齒、臣意灸其左大陽明脈、卽爲苦參湯、日嗽三升、出入五六日、病已、得之風及臥開口食而不嗽、

【講義】 齊國の中大夫の官たる人（姓名詳かならず）、齲齒を病み申し候處、臣意診療仕りて、其左手の陽明の脈穴へ灸治を施し、又卽ち苦參湯の煎藥を調劑し、日日口を漱ぐこと三升づつせしむ、彼れ此れと

其顏色不變、以爲不然、不賣諸侯所、至春、豎奉劍從王之厠、王去、豎後、王令人召之、卽仆於厠、嘔血死、病得之流汗、流汗者〔同〕法病內重、毛髮而色澤、脈不衰、此亦〔關內〕之病也、

【講義】故の濟北王の乳母たりし人、自身に申すには、足部に熱を發して苦懣すと、臣意診察し告げて申すには、此れ熱蹶と云へる病ひなりと、因つてその足心に鍼を刺すこと三箇所に及びたれども、針を刺す穴へ手指を強く按し當てゝ出血せざるやうに仕りしに、その病ひは暫く時を過ぎて平愈仕り候、さて此の乳母の病ひは飲酒大醉せるに因れり、又濟北王には臣意を召されて脈を拜診せしめらる、その時、宮中の諸女子近侍の者より始め召使ひの女子豎に至れり、豎は外見病ひの氣色無かりしも臣意は彼れが病ひあることを看破仕りたれば、奥向き女官の取締役たる永巷の長に告げて、彼の豎は、病氣に罹りて脾臟を傷ひ居れば、向後は御用を寛にして身體を過勞せしめざるやうに致したし、醫の法理より云へば、彼れの容態にては春暖の季候とならば血を吐いて死すべく、甚だ危險なる者なりと警告仕り候、因つて又臣意は直に濟北王に言上仕り候には、殿下の宮中に御召抱へなる才人女子豎は全體何の伎倆ありて御召抱へになりしやと、濟北王の答へらるゝには、彼れは方術を好み又天才的に伎能多し、能く彼れの善として好める部分に對して種々に新案を出して頗る調法なる者なり、もと前年彼を民間に於て買入れたるが、その價は四百七十萬錢なり、彼等の仲間合せて四人ほどありとの仰せにて候、王又臣意に申さるゝには、此の女子豎は病氣が無しと申さるゝか、其れとも或は何か病ひあるかと、臣意對へて言上せり、仲々然樣の事にて相濟み申さず候、彼れの病ひは其實重し、到底も生命は助からぬ醫法の範圍に在りと、王は驚かれ、女子豎を面前に召されて見給ひしが、一向豎の顏色は平生の健康態と變らざりければ、王は臣意の言を疑はれて信ぜられず、女子豎をば矢張り王の所に留置き

るを忍んで房事を行へるに起因せり、出於が此の病ひを此く診斷せし譯は、彼れの脈を指にて按へて考ふるに、脈搏が大にして太く實して力あり、而して脈打ち來ること困難らしくして速度は遲きなり、是れ足の蹶陰の動脈が指頭に感ずるなり、脈搏の來ること困難なるは疝病が膀胱に滯留せる爲なり、腹の張り腫るゝ譯は蹶陰の經絡が小腹に係ることを示したるなり、蹶陰の經が病氣の爲に常度を失ひたるときは脈結は邪熱の爲に動くなり、脈結動くときは小腹は爲に張り腫るゝものなり、因つて臣意は卽ち出於が足の蹶陰經脈に灸治を左足右足各、一箇所宛相施し申し候、卽ち出於は再び寢小便を泄らさず、而して小便の色もすみて平常に復し、小腹の痛みも相止り申し候、卽ち更に火齊湯の煎藥を調へて之を飲ましむること三日にして、その疝氣は全く散去し卽ち快愈仕り候、

【字解】 北宮司空、北宮は氏にして司空は官の名、其人名を失す、故に官を以て稱となせる也、命歸出於、命婦はもと大夫の妻を云ふ、此にては北宮司空の妻を云ふ、出於はその名、蹶陰有過、脈の常度に違へるを過と云ふ、既に前文に見えたり、

故濟北王阿母、自言足熱而懣、臣意告曰、熱蹶也、則刺其足心各三所、案之、無出血、病旋已、病得之飲酒大醉、濟北王召意診脈、諸女子侍者、至女子豎、豎無病、臣意告永巷長曰、豎傷脾、不可勞、法當春嘔血死、臣意言王曰、才人女子豎何能、王曰、是好爲方、多伎能、爲所是案法新、往年市之民所四百七十萬、曹偶四人、王曰、得毋有病乎、臣意對曰、豎病重、在死法中、王召視之、

身熱ある者は風なり、煩懣して解けざる者は蹶なり、名けて風蹶と云ふと、素問に見えたり、蹶は蹷と同じ、氣の逆上すること、亦既に前に見えたり、盡三石、汲古閣本に石を日に作る、出及瀺水、瀺は音サン、手足の液なり、卽ち四體の汗を云ふ、此の句、恐らくは上下に誤文あらん、姑らく疑ひを存す、

齊北宮司空命婦出於病、衆醫皆以爲風入中、病主在肺、刺其足少陽脈、臣意診其脈曰、病氣疝客於膀胱、難於前後溲、而溺赤、病見寒氣則遺溺、使人腹腫、出於病、得之欲溺不得、因以接內、所以知出於病者、切其脈大而實、其來難、是蹶陰之動也、脈來難者、疝氣之客於膀胱也、腹之所以腫者、言蹶陰之絡結小腹也、蹶陰有過、則脈結動、動則腹腫、臣意卽灸其足蹶陰之脈、左右各一所、卽不遺溺而溲清、小腹痛止、卽更爲火齊湯以飮之、三日而疝氣散、卽愈、

【講義】齊國の北宮司空が妻なる名は出於と云へるもの病氣に候處、他の衆醫何れも視て風邪が身の內部に侵入せしものにて、病因は主として肺の侵されたるに在りとなし、其治療として出於が足の少陽經脈に係る脈穴に鍼治仕り候、臣意は出於の脈を診察仕り候て此の病ひは氣疝と申し氣が聚りて疝となりて膀胱卽ち小便嚢に滯在す、乃ち餘りに小便を我慢するより生ずるなり、因つて後の大小便が通じ難く、而して小便は赤色を帶ぶ、此の病ひは寒風を見て寒さを感ずれば寢小便を泄らすことあり、患者の腹を張り腫らしむ、偖出於が此の病は小便の出でんとす

曰く、凡毎一部五分、以是知死期、謂之前分界法と、亦通ず、寒中、小腸が寒氣に侵されて生ずる病ひなり、腸窒扶斯の類ならんと云へり、迴風、迴は音トウ、洞と通ず、その病性、胃腑に飲食を留めざるよりして、洞徹の義を用ひて、迴風と云へるなり、

濟北王病、召臣意診其脈、曰、風蹶胸滿、卽爲藥酒、盡三石、病已、得之汗出伏地、所以知濟北王病者、臣意切其脈時、風氣也、心脈濁、病法過入其陽、陽氣盡而陰氣入、陰氣入張、則寒氣上而熱氣下、故胷滿、汗出伏地者、切其脈、氣陰、陰氣者、病必入中、出及瀺水也、

【講義】濟北王が病氣に罹らせられたる處、臣意を召さる、因つてその脈を拜診して申し丶には、此れは風蹶と申して汗が出でて身に熱を持ち煩悶し給へる病症なり、それが故に胸が滿ち支へさせらるゝと、卽時に藥を調劑したる酒を作りて差上げ申し候處、引續きて服藥せられ、三石今の（三斗强）ばかりを飲み盡されて、病氣は平愈あらせられたり、さて此御病氣は非常に汗を出しながら地上に露臥せられしより邪氣に侵されたるなり、さて濟北王の病症を此の如く診斷仕り候譯は、臣意其脈を指にて按へ考ふる時、風氣なりと感知せり、されば左手寸口の心臟脈が熱氣あり濁りて常と異なれり、病法論より見れば、風邪の氣が過ぎてその陽分に入り、陽氣は次第に侵されて盡きて、陰氣が代りて入る、陰氣が入りて張滿すれば、寒氣（陰）上りて熱氣（陽）は下る、故に寒氣の爲に胸中張滿するなり、汗が出でながら、地上に露臥せられしことを承知仕り候次第は、王殿下の脈を指にて按へ考ふるに、脈に風氣あり陰氣を帶べり、陰氣を帶べるものは、病必ず中に入る、故に瀺水の汗が手足にまで出づるものに御坐候、

【字解】濟北王、亦もと齊の分國なり、風蹶、汗出で

病氣に候處、臣意を召し診察を託せらる、その時他の衆醫の見立て何れも寒中の症と申し候得共、臣意その脈を診察仕りて、此れは迴風と云へる病なりと診斷仕り候、迴風は飲食が咽喉より下りて胃の腑へ入れども、早速に瀉出して胃中に留まらず、治療の法書に曰く、此の病ひに罹るときは五日にして死すと申し述べてあり、然るに趙章は後ち十日にして始めて死歿に及び候、さて趙章の此の病ひは酒を過飲せしに因れり、又何を以て趙章の病氣を此の如く診斷し得るかと申さば、臣意彼れの脈を按し考ふるに、彼れの脈が搏ち來ること滑らかにして、縷々と貫きて絶えず、是れ內風氣と申して內部の肝藏に風が入りて病ひを起しゝものに候、彼の飲倉物が咽喉を下り胃腑に落付かずして直に泄利して出で胃腑に留まり申さゞる義に付きては、醫の法理より五日にして死すと定まりて居るものは、何れも前條に申し上げたる一分一日の分界法に相據り申し候、然るに趙章は後五日にして始めて死し、法定より五日生き延びし譯は、患者本人粥を嗜みて用ひたるが爲に、腹中の臟氣が充實して自然に力あり、それ故に豫期を過ぎて生き延びたる譯に候、臣の師匠陽慶の言に、胃が穀氣を受け容れて落付くものは定めの期日を過ぎて生きのび、又その反對に胃が穀氣を受け容れず落付かぬものは定めの期まで持たずして早く死すと申し置かれて候、趙章の死亡せしは矢張り右の次第と存じ候、

【字解】陽虛侯相、齊の悼惠王（高祖の庶長子）、陽虛の地に分國して、侯爵を授かる、相はその輔相の役なり、下嗌而輙出不留、嗌は音エキ、食道なり、輙出は、すぐに瀉泄すること、不留は胃腑に留止せざるなり、內風氣、大酒亂飲して腠理皮膚毛穴より酒氣を吹き出し、後ちに風に當りて受けしが爲に內部の肝藏を侵されたる病氣なり、皆爲前分界法、分界法とは、脈部を分界して之を日數に割り當て、死期を知る法式なり、脈の寸關尺一部を五分に分ち、一分を一日に割當るよりして、乃ち前條に「肝與レ心相去五分故曰二五日盡一」と云ひ、又「以レ次相乘、故三十日死」と云へるが如く、死期を豫定すると何れも既に前條に見えたり、故に此の處の條と共に皆爲分界法と云へるなり、皆とは前條と皆なること、前とは前文の謂、安藤正路

深く沈み小にして弱し、前後の順序も無く猝然と動きて合々と相重なれり、是れ脾の病氣の徵象なり、右手寸口の脈搏は至りて緊小にして細きは、瘕の病氣の徵象たるを認め申し候、因つて次序を以て乘算するときは病毒丁度三十日目に五藏を傷り盡す割合ひなれば、故に三十日にして死する筈なり、三陰の脈が倶に搏ち來ることはもと法の如く定まり居り候、然るに倶に搏ち來らずして代脈の如く不規則なる者は、死の決定は近き期限にありて遠きを待たず、卽ち一搏又は一代と不規則なるは死期近きに在るなり、故に彼れ潘滿如は三陰の脈一同に搏ち血の小便を通じて遂に豫期の日限に相果てたる次第に候、

【字解】遺積瘕、酒色過度より生ずる病なり、以次相乘故三十日死、脈處に寸關尺の三部あり、既に前圖に載せたり、左右の兩手を合はせて六部となる、一部每に五分あり、亦既に圖解せり、卽ち一部を一日の割りにすれば、五六三十日となる故に、病毒の五臟を傷害して遂に死に至るを、三十日を以て其日數となせるなり、其卒然合合也、卒は粹と同じ、ニハカと訓ず、一說に合々は沓々と通ず沓は重なり、カサナルこと、三陰倶搏、三陰は脾肺臂三陰の脈を云ふ、一搏一代、代は代脈なり、既に上に見えたり、

陽虛侯相趙章病、召臣意、衆醫皆以爲寒中、臣意診其脈曰、迵風、迵風者、飲食下嗌、而輒出不留、法曰、五日死、而後十日乃死、病得之酒、所以知趙章之病者、臣意切其脈、脈來滑、是內風氣也、飲食下嗌、而輒出不留者、法五日死、皆爲前分界法、後十日乃死、所以過期者、其人嗜粥、故中藏實、中藏實、故過期、師言曰、安穀者過期、不安穀者不及期、

【講義】齊國の分藩たる陽虛侯の相趙章と申せる人

り結は繫なり、陰陽諸經はみな某處に根をなし某處に結をなすものなり、說は靈樞內經の根結篇に詳かなり、或は曰く、絕の字は紐の譌ならん、或は曰く、結絕の二字衍文なりと、又曰く、結絕非衍也、肝絡連屬乳下陽明者、所以結紐遏絕陽明之盛脈不使上騰也と、丹波元堅の扁倉傳彙攷に詳かなり、半夏丸、藥の名、蓋し下劑藥なるべしと云ふ、開陽明脈、陽明脈の縮りが緩弛して釣り上ることを云ふ、說亦靈樞內經の根結篇に見えたり、是壞肝剛、少陰脈の灸熱の爲に、肝臟を養ふ膽經と臂經と枯れ乾きて肝臟の將軍とも云ふべき剛處は壞損するを云ふ、安藤惟寅の說に依る、

齊中尉潘滿如病少腹痛、臣意診其脈曰、遺積瘕也、臣意卽謂齊太僕臣饒、內史臣繇曰、中尉不復自止於內、則三十日死、後二十餘日、溲血死、病得之酒且內、所以知潘滿如病者、臣意切其脈、深小弱、其卒然合合也、是脾氣也、右脈口氣至緊小、見瘕氣也、以次相乘、故三十日死、三陰俱摶者、如法、不俱摶者決在急期、一摶一代者近也、故其三陰摶溲血如前止、

【講義】齊國の中尉潘滿如は、少腹痛を病み候處、臣意其脈を診して申し候には、此れ遺積瘕と申して過飲過色の結果なりと、臣意卽ち齊の太僕の官たる臣饒、內史の臣繇の兩人に警告仕り候には、潘中尉復自身に房事を止めずして病禁を犯さば、必ず三十日にして死せんと、果して後ち二十餘日にして血の小便を出して死せり、さて此病ひは餘りに過飲と房事の過度なるとに因れり、又潘滿如が病ひを此の如く知りたる譯と申すは、臣意その脈を按へ考ふるに、脈摶

脈搏が三處より擊ち來るが如くに感じ、乍ち躁ぎて疾く乍ち太く強く擊つ、此れ肺肝の兩絡脈が絶ゆるよりして患者死して治療相叶はず、又彼の山跗がその上に寒熱病を加へたる所以は、本人肌肉瘦せ落ち、尸奪とて只骨のみ立ちて衰弱の甚しければなり、此の尸奪になりたるものは形ちが弊れ切るなり、形ちが弊れ切るものは、關節へ灸治をなしたり、鑱石の針療治をなしたり、及び劇藥を飲用せしむべからざる者に候、抑、臣意が未だ往診せざりし時に、齊國の侍醫が先きに山跗の病を診察し、患者の足部少陽の脈口に灸治を施し、患者に燥毒藥の半夏丸を用ひ候處、因つて患者は卽時に泄注して下痢をなし、爲に腹中空虚となれり、又足の少陰の脈の穴へ灸治をなしたれば、是れ肝の剛き處を壞傷せしこと甚だ深し、是の如き治法は重ねて患者の氣力を損減するのみ、故を以て寒熱病を增加仕り候、さて又臣意に於て彼れが向後三日にして當に發狂すべしと豫斷せし譯は、もと肝藏の一絡は乳下の陽明に連屬して結付けるものなれば、此の絡が絶ゆるときは陽明の脈は絡りが無くなりて開くことになり、陽明の脈が損じ傷るれば熱氣盛んになりて、卽ち當に狂ひ走るべし、又更に後ち五日にして死すと云へる譯は、脈法の上に於て、左手關部の肝に當る三分目より上段寸部の心の二分目に至り、相去ること五分が定度なり、一分を一日に割宛つれば是れ五日の日數となるが故に、五日にして盡れば卽ち死すと申し〻次第に御坐候、

【字解】 肺消癉、肺熱盛んにして肺部の精熱を消渴し肌膚の消瘦する病なり、不平不鼓、血分虚熱の候なりと云ふ、此五藏高之遠、之の字を而の字と做して見るべし、肺臟は五藏の第一位にして、膈膜の上に在り、故に高之遠と云ふ、以經病也、猶經の力にて病み苦むと云ふが如し、肺臟高遠の地に位して、百脈を總領するが故に、諸經の虚熱は多く來りて之を侵し惱ますを云ふ、參擊竝至、脈の寸關尺三部が、診者の指頭に擊ち來りて感ずるを謂ふ、又素問に上下左右之脈相應如參舂者病甚とありと云ふ、其人尸奪、肉瘦せ落ちて骨立することを尸奪と云ふ、關灸、關節の灸治、鑱石、鑱は光りたる針、石は石針なり、毒藥、良藥なり、良藥は疾に毒なるが故に毒藥と云ふ、結絶乳下陽明、結は醫書に云はゆる根結の結なり、根は本な

尸奪者、形弊、形弊者、不當關灸鑱石、及飲毒藥也、臣意未往診時、齊太醫先診山跗病、灸其足少陽脈口、而飲之半夏丸、病者卽泄注、腹中虛、又灸其少陰脈、是壞肝剛絕深、如是、重損病者氣、以故加寒熱、所以後三日而當狂者、肝一絡連屬、結絕乳下陽明、故絡絕、開陽明脈、陽明脈傷、卽當狂走、後五日死者、肝與心相去五分、故曰五日盡、盡卽死矣、

【講義】 齊國の章武里の人曹山跗なるもの病氣に候處、臣意其脈搏を診して、此れは肺消癉と申して肺の精熱を消して肺が衰弱する病なり、又その上に寒熱の病ひを以てせりと、卽刻其由を家人に告げて申したり、それは到底此の患者は死して助くべからず、されば患者の氣隨に任せて養生せよ、醫術にて治療すべからず、醫法に依れば向後三日にして當に發狂すべし、妄りに起き行きて走らんと欲する樣になるべし、又後ち五日にして死すべしと申しゝ處、果して卽ち豫期の如くその日に至りて病死仕り候、さて曹山跗が病ひはもと彼れが盛んに怒りて、その氣が未だ靜まらざる中に房事を行ひたるに因れり、山跗が此の病ひなるを知れる譯は、臣意に於いて彼れが脈を按へ考ふるに、彼れの肺氣が熱するが故に御坐候、脈法に曰く、患者の脈搏が平らかならず又診者の指先きに鼓動を感ぜざるものは、此れ五臟中の高くして且つ遠くに位せる肺藏が數、諸經の虛熱の爲に惱めばなり、それ故に脈を按へ考ふる時、脈搏平らかならずして代脈となり、中止して復動くことをなせり、脈が平らかならざれば、血液は邪熱の爲めに減散して其の本處に居らず、代脈をなすときは、寸關尺三部の

は、その風氣の故なり、診法の書に申すには、指先を以て按へ沈むるとき大いに堅く又輕く浮かすときは大いに緊張して强さを感ずる者は、その病因は主として腎臟に在りと、然るに今や腎脈の處を指先きにて按へ考ふるに、常度と相反して大いに堅く大いに緊なることは無くして、脈は大にして躁がしくある者は、病氣は腎にあらずして、膀胱小便囊の氣のみ此の躁がしきは是れ中に熱がある脈にして、小便は赤色を帶ぶるが必然なる事に御坐候、

【字解】風癉客脬、癉は熱なり、脬は或は胞に作る、卽ち膀胱なり、小便袋のこと、客とは、その本居にあらずして一時的滯留するの意味なり、火齊湯、齊は劑と同じ、煎藥のこと、流汗出滫、滫一に溲に作る、溲と同じ、小便なり、太陰之口、左手にある脈なり、左手太陰の寸口を云ふ、溼然、溼は音シフ、濕潤なり、沈之而大堅、之は脈を云ふ、沈之とは指先きを以て押して沈むること、而は則の字となして看るべし、下句亦同じ、浮之而大緊、浮は指先きの押へ方を輕くし浮ぶること、大緊は其の勢ひ強く大いに力あること、高曰く、脈沈則血氣內守、脈浮則血氣外馳と、

齊章武里曹山跗病、臣意診其脈曰、肺消癉也、加以寒熱、卽告其人曰、死、不治、適其共養、此不當醫治、法曰、後三日而當狂、妄起行、欲走、後五日死、卽如期死、山跗病、得之盛怒而以接內、所以知山跗之病者、臣意切其脈、肺氣熱也、脈法曰、不平不鼓、形弊、此五藏高之遠數以經病也、故切之時、不平而代、不平者血不居其處、代者時參擊竝至、乍躁乍大也、此兩絡脈絕、故死不治、所以加寒熱者、言其人尸奪、

【字解】齊中御府長、齊王宮中の服御を掌る役所の長官なり、已則熱、已則は已而と同じ、則と而は字義相通用す、擎車轅、車轅はナガエとも訓ず、車の前に在る長柄にて、その先きに横木を附けて馬を繋ぐもの、液湯火齊、義已に上に見えたり、切之不交幷陰、交は交合なり、陰陽の氣が分別せざるを云ふ、幷陰は安藤惟寅曰く、熱邪去りて陽が陰に歸して專ら裏に在るを幷陰と謂ふと、

齊王太后病、召臣意入診脈、曰、風癉客脬、難於大小溲、溺赤、臣意飲以火齊湯、一飲卽前後溲、再飲病已、溺如故、病得之流汗出滫、滫者去衣而汗晞也、所以知齊王太后病者、臣意診其脈、切其太陰之口、溼然、風氣也、脈法曰、沈之而大堅、浮之而大緊者、病主在腎、腎切之而相反也、脈大而躁、大者、膀胱氣也、躁者、中有熱而溺赤、

【講義】齊王の母儀太后病氣にあらせられし時、臣意を召され宮中に入りて診察を仰付けらる、臣意申し上ぐるには此れは風癉と申して風と熱とが膀胱に客となりて一時相留まり、その爲めに大小の御便通に困難あらせられ御小用は赤色を呈せりと、因つて臣意は太后に差上ぐるに火齊湯卽ち煎藥を奉りたるに、一たび飲ませられて卽ち前後御通じあり、再び飲ませられて御病氣平癒あらせられて小水の色も舊に復せられ候、さて此の御病は汗を流し未だ乾かざる內に出て小用を達せられ、小用を達せらるゝ時に御下衣を揭げられたるが爲に、玉體の汗が乾きて邪氣が毛孔より侵入したるに因れり、又臣に於て齊王の太后が此の御病ひを承知仕りしことは、臣意に於て太后の脈を拜診し、御右手の太陰に當る寸口を爪指にて按へ考ふるに、濕然としめつぽきことを感ぜる

【講義】　齊國の中御府の長官名は信なる者病氣に候處、臣意其家に至りて信の脈を診斷仕りて曰く、此れは熱病の氣なり、然れども今や暑氣にて汗を流し、脈搏少しく衰へて靜かになれば死する氣遣ひはなし、因つて意見を述べて申し候には、此の病はもと流れの水に溶して寒さが餘りに甚しかりしが、それが已むと共に熱が出でたるに因るなりと、信之を是認して申すには、然り、如何にもその通りなり、往にし冬の頃、我が君齊王の爲に楚國に使ひして、莒縣の陽周と云へる川に至りしに、折惡しくも莒の橋梁が頗る破壞し居れり、拙者信は車の長柄を取押へて渡ることを見合はせたるに、車を引ける馬が驚き遽てゝ川中に墜落し、その時拙者信の身體は川中に陷落して幾んど死せんとせり、幸ひに吏員が早速來りて拙者を救助して川中より出しくれしが、衣服は盡く水に浸され濡へり、その內やゝ時を置きて身體惡寒を感じ、已にして發熱が烈しくて火の如し、現今に至りて尙寒氣に向ふべからず、若し寒氣に向はゞ卽ち熱氣烈しくなることなりと陳述仕り候、是に於て臣淳于意ば卽ち信の病ひに相應せる煎藥を劑合し、熱を逐ひ出す方法を執り申し候、然るに此の藥をば信が一たび飮みて汗が盡きて最早出です、再び飮みて熱氣が去りて取れ、三たび飮みて病氣平愈仕り候、卽ち藥を服せしむること彼れ此れと二十日ばかりして、信の身體には病める處無く全く健全なる人と相成り申し候、さて臣意が信の病因を知りたる譯は、彼れの脈を指を以て按へて考へし時に熱氣は陽部を去り陰部に幷せ合へり、診法の書に曰く、熱病は陰陽兩部の內、何れへも依らずして陰陽兩部へ交着し、脈の搏ち方躁がしく早きものは、その生命助くべからずして死すと申してあり、然るに信の脈を按へ考ふるに、陰陽兩部へ交着せずして、陰部に幷合せり、陰に幷合せる者は脈の搏ち方順當に淸靜にして病氣は愈ゆべきなり、さらば其熱は未だ盡く去らずとも猶活くるなり、腎氣は少しく濁り、手は太陰の脈口に在りて多からず、是れ水氣なり、腎は水部を司るものなるが故に、此れを以て信の病ひは水に因れることを承知仕り候、若し治療が手後れになれば卽ち轉じて寒熱病となりて寒氣と熱とが互ひ違ひに起る病ひとなるが當然の事に御座候、

藏皆受氣、持其脈口、數其至也と、此れ十二經は一日一夜に五藏の精氣を一身に周運して、人身を維持するものなるが、五十營に至らざるときは、五藏精無ければ生命の久しからざるを云ひ、又此の五十營の五藏の氣は、脈口を診持して、其の至るを數へて藏氣の盛衰を知るべきを云へり、又曰く、不滿十動一代者五藏無予之短期と、乃ち脈動の十度ならざる中に一代脈あるときは、五藏の氣全く無きを云へるなり、

齊中御府長信病、臣意入診其脈、告曰、熱病氣也、然暑汗、脈少衰、不死、曰、此病得之當浴流水而寒甚、已則熱、信曰、唯、然、往冬時、爲王使於楚、至莒縣陽周水、而莒橋梁頗壞、信則擥車轅、未欲渡也、馬驚、卽墮、信身入水中、幾死、吏卽來救信、出之水中、衣盡濡、有間而身寒、已熱如火、至今不可以見寒、臣意卽爲之液湯火齊、逐熱、一飲汗盡、再飲熱去、三飲病已、卽使服藥出入二十日、身無病者、所以知信之病者、切其脈時、幷陰、脈法曰、熱病陰陽交者死、切之不交、幷陰、幷陰者、脈順淸而愈、其熱雖未盡、猶活也、腎氣有時間濁、在太陰脈口而希、是水氣也、腎固主水、故以此知之、失治一時、卽轉爲寒熱、

藏應、故曰湧疝、中熱、故溺赤也、

【講義】　齊の郎中令の官を勤むる名は循と申す人病氣に候處、衆醫みな以て蹷、腹中に入るとなし、鍼治を仕り候得共、臣意之が脈を診察仕りて、此れ湧疝といふ病ひにして、此の病ひは患者に大小便の通ずるを得ざらしむるものなり、その見立ては何によるかと申せば、循が臣意に申すには仰せの通り大小便の通ずるを得ざるもの、今日にて三日になれりと、臣意乃ち循に飲ましむるに火齊湯の劑藥を用ひ候に、果して一たび飲んで小便快通し、二たび飲んで大便快通し、三たび飲んで病氣快愈仕り候要するに此の病ひは房事の過ぎたるに因れり、さて循が病氣を承知仕りたる次第は、臣意彼れが脈を診察仕りし時、彼れの右口郎ち右方の手の上段寸口の所に於て脈搏が急なり、而して脈に五臟の感應せる模樣無し、右口の脈は太くして早し、脈の太くして早き者は、全體の中部より以下熱氣強くして恰も水の湧くが如く胸中に衝き上る者に御坐候、左手下段尺口の脈を以て下を候ひ、右手上段の寸口の脈を以て上を候ふに、何れも五臟の感應なし、故に湧疝の病ひと申したり、此の病ひは房事の過度より陰部が空虚なれば內部熱を發し、それが爲に總筋を蒸し立つるが故に大便不通、小便赤色にして澁ることと相成り候なり、

【字解】　皆以爲蹷、氣の逆上して不覺になるを蹷と云ふ、既に上に見えたり、安藤惟寅曰く、今の脚氣衝心の類と、入中而刺、人は入の字の誤なりと云ふ、今之に從ふ、湧疝、素問に、督脈に病ひを生じ、小腹より上り、心を衝きて痛むを衝疝と云ふとあり、湧疝は郎ち衝疝なり、蓋しその熱烈くして湧くが如くなるよりして一に湧疝と名けしならんと云ふ、疝は訛なり、釋名に訛々引小腹急痛也とあり、火齊湯、前文の湯液と同じ、火にて煎ずる藥なり、右口氣急、右口は右手の寸口なり、口氣一に氣口と云ふ、脈の由りて來る所なるを以て口と云ふ、亦寸口と名づく、百脈の要會なり、魚際と相去ること一寸なるよりして寸口と云ふ、素問に氣口成寸とあり、醫者此に由りて脈を察し病を知り、以て人の死生を決するなり、脈無五藏氣、靈樞內經に曰く、十二經一日一夜五十營、以藏五藏之精、不應數者、名曰狂生、所謂五十營者、五

りて煩悶の苦が去り、二日にして能く食飮し、三日にして卽ち病は快愈仕り候、抑〻此小子の病を知りし所以は、彼の脈を診するに、その心氣は濁りて躁がしくして、輕く浮べるを相認め候、此れ絡陽の病ひと申して三陽の結べる病ひに候、脈法に據るに、脈が搏ちて來ること數多く早きものは、病氣の去ること難しと病理上より申され居り候、而も小子の脈搏は去來遲速一ならざるものは、その病氣主として心藏に在り、全身に發熱し脈の數多く早きを重陽と名づく、重陽は心主を刺激す、故に煩悶して食物胃腑に下らず、因つて絡脈に過ありて常度を失す、絡脈に過あれば血が逆上して出で、血が逆上して出づる者は死す、是れ病氣の必然の數に御坐候、此れ其本は餘りに哀悲せる心より生ずる所なり、此の病ひは憂慮の餘りより得たる者に御坐候、

【字解】　小子、安藤惟寅曰く、賤者之稱、蓋撫育嬰兒之婢妾と、氣鬲病、鬲は膈と同じ、膜なり、靈樞上膈篇に、氣爲上膈者、食飮入而還出と、數忔食飮、忔は音キツ、吃と通ず、喫なり、又一說に食物のすゝまぬを無理に喫することを云ふとあり、濁躁而經、經は、輕に作るべし、絡陽病、絡は結の訛字なりと云ふ、湯心主、湯は音タウ、盪なり、盪動することと、心主は、心は五臟中の主なるが故に心主と云ふ、則絡脈有過、一說に、以下「病得之憂也」に至るまでの句は、後文の安陵阪里公乘項處の處にあるべきを、錯簡の爲に此に出でたるなりと云へり、

齊郎中令循病、衆醫皆以爲蹷〔入〕中而刺之、臣意診之曰、湧疝也、令人不得前後溲、循曰、不得前後溲三日矣、臣意飮以火齊湯、一飮得前溲、再飮大溲、三飮而疾愈、病得之內、所以知循病者、切其脈時、右口氣急、脈無五藏氣、右口脈大而數、數者中下熱而湧、左爲下、右爲上、皆無五

分と云へるは、知らず果して是れ關部の義なるか、然れども尺の一部を言ふ者あらず、(下文に切二其脈一循二其尺一とあれども乃ち尺膚の謂ひにして、寸關尺三部の尺にあらず)蓋しその左右配當分界の法、別に是れ一家の脈法ならん、惜むらくは其言隱昧にして、得て詳にすべからざるを、後人動もすれば輙ち叔和以降の見を以て傳會して說をなせども、皆憑るべからずと、又その一分一日の說を駁して曰く、夫れ一部一指の切する所にして一指の下、五分に分ち、以て其浮沈緩急大小を切するときは、牛毛蠶絲、誰れか能く之を辨ぜん、愚謂へらく、此れ倉公獨り能くすべしと、今按ずるに、此論頗るその當を得たる者の如し、但し予や古醫方に於けるや固より門外漢なれば、姑らく多く俗傳に從ひ解釋して、丹波氏の說乃ち揭げて讀者の參考となす、

齊王中子諸嬰兒小子病、召臣意診切其脈、告曰、氣鬲病、病使人煩懣、食不下、時嘔沫、病得之少憂、數忔食飮、臣意卽爲之作下氣湯以飮之、一日氣下、二日能食、三日卽病愈、所以知小子之病者、診其脈、心氣也、濁躁而經也、此絡陽病也、脈法曰、脈來數、病去難、而不一者、病主在心、周身熱、脈盛者、爲重陽、重陽者逿心主、故煩懣食不下、則絡脈有過、絡脈有過、則血上出、血上出者死、此悲心所生也、病得之憂也、

【講義】齊王の中子なる諸嬰兒の小子病ひあり、臣意を召して其脈を診切せしむ、臣意告げて申し候には、此れは氣鬲の病ひと申して、病氣の爲に患者をして煩悶せしめ、食物胃の府に下らず、時に津液の凝り聚りて成れる痰を吐くもの也、此病は少年の時より過度の憂慮をなし、數々心に欲せざるに關せず、無理に食飮したるに因れり、臣意卽ち之が爲に下氣湯の調藥を作り相飮ましめ申し候に、一日にして氣は下

に及べるを云へるなりと、熏陽明、熏は固也、陽明は筋脈の名なり、内結靈樞に、手陽明之筋、起ニ于大指次指之端ニ、結ニ于腕上ニ、循レ臂上結ニ于肘外上臑ニ云々と、
○本文の初關一分五分等の解は謂はゆる寸關尺の分界法に從ふときは左圖の如し、

左　手

手の脈所は、長さ一寸九分と定め、寸關尺の三者を以て上中下の三部に名づけ、上の寸部は心臟、小腸を司り、中の關部は膽、肝を司り、下の尺部は膀胱、腎を司る、又其一部を五に分ちて、五分の一を假りに一分と定む、故に一分を一日の割りに見れば、寸關尺の三部を合せて十五日となす、左右の手を合せて三十日となす、

本文の代脈は、關の一分に初まる、故に關の一分を一日と指すことなり、

右　手

寸關尺の所管は左手と異なれども、其他はみな同じ、
右は世に稱する所の分界法の界圖にして、坊間の史記本傳を解するもの亦多く之を取れり、予の解釋も往々此の說によりて解したれども、丹波元簡（江戸の人）扁鵲倉公傳彙攷（文化年間の著）には之を非として左の如き說を爲せり、曰く內經の中、獨り寸口氣口の名あれども、關尺の別なし、難經に昉めて寸關尺の三部の目あり、而して左右に藏府を分配するの說はなし、張仲景は後漢の人なれども、猶その部位配當の論なし、但本傳（史記）に、右口氣急、肝脈弦出ニ左口ニ、右口脈、右脈口氣至緊小と云へるを觀れば、此れ乃ち倉公已に左右に分ちたる也、又、肝與レ心、相去五分、又、腎部上及界と云へば、此れ乃ち倉公已に五藏に分ちたる也、而して此に又小陽初關一

動せば脈の鬱結するものは奮ひ發す、脈の鬱結するもの奮ひ發する時は靡爛の熱も亦解散す、故に絡脈は交、上に通徹し熱氣は逆上するを以て頭に至つて動き振ふ、故に深く頭痛を致せる譯に候ひき、

【字解】此病疽也、疽は癰なり、ヨウ、安藤惟寅曰く、此れ謂はゆる內癰なり、當癰腫、癰は癰と同じ、乃ち癰の腫物なり、素問に癰腫あり、吳昆曰く、寒毒移二於骨肉之間一壅二塞營衞一、或先腫後痛、先痛後腫、皆曰二癰腫一と、嘔膿、嘔は吐なり、膿はうみと訓ず、丹波元堅曰く、本是內癰其熱毒劇外更發レ癰也と、好飲酒且內、內は婦人なり、切其脈、切は脈を診するなり、素問の注に、切謂三以レ指切二近於脈一也と、內關之病、內經靈樞經脈第十に曰く、手心主之別名曰二內關一、去レ腕二寸、出二于兩筋之間一、循レ經以上繫二于心一、包二絡心系一、實則心痛、虛則爲二頭强一と、又手少陽之別名曰二外關一と、脈長而弦、弦は脈の長く直くして弦の狀の如くなるを云ふ、素問に其氣(肝氣)來耎弱、輕虛而滑、端直以長故曰レ弦とあり、注に言二端直而長狀如レ弦也と云へり、不得代四時者、素問に、四時之序、逆從之變異也とせり、注に脈春弦夏鉤秋浮冬營、爲二逆順之變一見二異狀一也と云へり、代則絡脈有過、代は代脈なり、脈の中ばにして止み、止めども引還さずして因つて復動くを名けて代と云ふと、王叔和の脈經に見えたり、絡は胃の大絡なり、過は當度を失ふこと、少陽初關一分、手脈を寸關尺の三部に分ち、每部を五分とし、一分を一日に割り當て、五分五日とし、是を以て死生を決するが、是れ支那醫術の謂はゆる分界法なり、今少陽初關一分と云へるは、乃ち代脈が左手少陽脈の關部に當る第一分の處に至るを云ふ、然れども此の法は東漢以後に作りしものにて、淳于意の時には未だ有らず、此の處の少陽初關一分は、別に其の法ありたらんなれども、後世傳はらずとも云へり、海保漁村の說に依れば、關は卽ち上の內關を指し、關一分とは、少陽の初位が關格をなして通ぜざると一分ばかりあるを云へるなりと、此の說亦一說となすに足れり、及五分則至少陽之界、五分は上句の一分よりして云ふ、乃ち代脈が關部の第五分の處に及べば少陽の寸部の界に至るを云ふ、漁村の說に依れば少陽の界は少陽の末界にして、上文の少陽初に對して言ひ、下文の上二分とは關部の中にて二分以上

且つ房事の過度なるよりして得たる者に御坐候、果して成は卽ち豫期せし如く八日後に死去仕り候、さて成が病氣を右の如く知りし譯は、臣淳于意に於て彼れの手脈を控へ見るに、此の病症が肝氣に原因せることを發見仕り候、彼の肝氣は濁りて靜かなり、此れ診脈の上に就いて申さば、內關の病ひと申して內氣相扞格して外貌には變りの見はれざるものに候ひき、脈法の書に申して有るに脈の長くして弦の如く柔かに直く搏ちて而も春夏秋冬四時の變遷に因つて迭ひに更代するを得ざる者は、其病因は主として肝の上に存在せり、肝の和は卽ち脾胃の經が病の主たる者に候、脈の代止するときは、胃の絡が常度を失ひて大過か小過かのあるものなり、脾胃の經が主となりて和すると云ふことは、髓脂の竭きて筋絡の乾燥するより生ずる故に病を筋髓の裏に起す者に御坐候、その脈が代脈となりて中ばにして弛みて絕えては復大いに張る者は、餘りに酒を飮み房事の過度なるより獲たる病氣に御坐候、又その彼れが五日の後には癰腫となりて八日の後には膿血を吐きて死すべきを豫知せしことは、彼の脈を指にて按へ考へしとき、少陽の處に於て初めて代脈が相見はれ申し候、此の代脈があるものは元來脾胃の經に在る病に候が、その病は去りて患者を後に見返して過ぎたれども、患者は胃の絡脈を病みて脈が病ひを主るが爲に、此の如く代脈が見れて動靜常なく、絕止の狀態を見はせる事に候、乃ち此の時に當りては、代脈の大いに力ある脈は、少陽の初關卽ち左手關の處の第一分に在り、故に其中に熱あれ共、未だ膿血を發生仕らず、然るに代脈關の第五分の處に及べば、最早少陽部分の上み寸部の界目に至れる事に御坐候、此の一分の長さ一日に割當てゝ數ふべければ、又最早關の部分を踰えて上み寸部の中程に相及び候義に相成り申し候故に、八日の後に及べば遠からざる日の內に膿血を吐いて死亡せり、其譯は代脈が初關一部を上りて二分の處に至りて膿血が發生して、少陽の界に至りて癰腫となり、外部に堆く見はれ、八分の處に至りては益〻昻上して、寸部の中程に及び、膿血は盡く經中に潰え破れ嘔吐を催して死せり、又彼が頭痛を感ぜし譯は、邪熱が逆上する時は、手足の陽明の處に邪熱は蒸し上り、その溜脈を爛らし動かす、溜脈を爛らし

知成之病者、臣意切其脈、得肝氣、肝氣濁而靜、此內關之病也、脈法曰、脈長而弦、不得代四時者、其病主在於肝、和卽經主病也、代則絡脈有過、經主病和者、其病得之筋髓裏、其代絕而脈賁者、病得之酒且內、所以知其後五日而癰腫、八日嘔膿死者、切其脈時、少陽初代、代者經病、病去過人、人則去絡、脈主病、當其時、少陽初關一分、故中熱而膿未發也、及五分、則至少陽之界、及六日則嘔膿死、故上二分而膿發、至界而癰腫、盡泄而死、熱上則熏陽明、爛流絡、流絡動、則脈結發、脈結發、則爛解、故絡交熱、氣已上行、至頭而動、故頭痛、

【講義】此れより淳于意、詔に所驗何人、及醫樂已其病之狀とあるに依り、其事實を奉答せしものなるが、先づ齊の侍御史の事に就いて陳べて曰く、齊國の侍御史の官たる名は成と申すもの、自身に申すには、頭痛を病めりと、因つて臣意は成の脈を診察して告げて申しゝには、貴君の病氣は惡しきこと言語に述ぶべからずと、卽刻出でて他人に知らさずして獨り成の弟名は昌と申すものに告げて、尊兄には疽を病めり、此の症は內部にて腸胃の間に發せる內癰なり、今後五日して當に癰腫が來るべし、又八日後に口より膿を吐いて死すべしと注意つかまつり候、それはもと成の病ひは平生不攝養にして餘りに酒を飲み

我れは心中に貴公を愛するに因つて、盡く我れに傳はり居る祕方を以て悉皆貴公に敎へ遣さんとの談有之候、是に於て臣淳于意卽時に答へて申しけるに、其れは誠に仕合はせ至極に存ず、仲々拙者意が押し切つて是非所望仕るべき義にあらざれども、若し相叶ひ候ことならば、先生の御敎授を願ひ奉ると申し、臣意卽時に席を避け再拜して敬意を表し、態度を改めて謁見して師匠陽慶が讓りの脈書上下經、五色の診、奇咳の術、又陰陽の外變を揆度する術、藥論石神と申して鍼治の神術、陰陽を交接する祕方を說ける書を受け、旣に之を受け讀みて理解し試驗すること一年ばかり致し、明くる歲に之を試み候に、果して效驗あり、然れども尙ほ未だ十分に精しからず、詰り之を仕事として專ら硏究すること又三年ばかり致し、卽ち試みに其の治方を以て他人の爲めに治療し病ひを診察して、此の病人は治療效なくして死ぬるとか助かりて生くるとかを豫斷致せしに、效驗ありて中ること精しく良好なりき、只今師匠陽慶は、最早死去仕りて十年ばかりに相成り候、臣淳于意滿三年間師匠に、事へ、その時三十九歲に候ひき、

【字解】家居、凡そ官途に就かずしてあるを家居と云ふ、間所爲治、爲も治なり、爲治は重辭なり、至高后八年、高后は呂后なり、盡去而方書、去は廢棄也、而は汝也、ナンヂ、奇咳術、奇祕非常の術、咳は侅に作るを是とす、奇侅は非常なりと說文に見えたり、接陰陽、陰陽は男女を云ふ、男女交接のこと、卽嘗已爲人治、嘗は試なり、已は以と同じ、莊子の人間世篇に嘗以語二我來一の嘗以と同一用法なり、年三十九歲也、史記論文に曰く、以上、答二有レ書無レ書、安受レ學幾歲一以下二十五段、答下有レ所レ驗何人、及醫藥已二其病一之狀上と、

齊侍御史成、自言病二頭痛一、臣意診二其脈一告曰、君之病、惡不レ可レ言也、卽出、獨告二成弟昌一曰、此病疽也、內發二於腸胃之間一、後五日、當二癰腫一、後八日、嘔レ膿死、成之病、得二之飮レ酒且內一、成卽如レ期死、所二以

石神、接陰陽禁書、受讀解驗之、可一年所、明歲、卽驗之、有驗、然尙未精也、要事之三年所、卽嘗已爲人治、診病、決死生、有驗精良、今慶已死十年所、臣意年盡三年、年三十九歲也、

【講義】その後、淳于意は免官となりて自家に居りしが、その伎術は終ひに埋沒すべからず、詔あり、淳于意を召して病人の爲に病氣を治療し、その實驗上死したり生したりしたる者は幾何あるか、又諸病人の姓名は何と云へるかを問はれたり、其の時詔して問はるゝには、前官の太倉長たりし臣淳于意、醫術の長ずる所は如何なる點なるか、及びその能く病氣を治療することに就いて其の著書の有無、すべて病氣治療は何處に於て學びたるか、醫學を受けて敎授に預かりしは幾何の歲なるか、嘗て病氣に就いて、實驗せしことありしは何縣何里の人なりしか、その病名は何なりしか、醫藥を以てその病ひを治療せる狀態、皆何如なりしか、此等の事具さに悉く書き立てゝ、詔に奉答すべしとあり、臣淳于意對へて申し上ぐるには、臣意儀、年少かりし時より生來醫藥を好めり、醫藥の方法に就いては、之を試驗致せるに、不結果に終れる者多かりき、然るに高后の御代八年に至りて、師匠臨菑元里の人公乘の位に居れる陽慶と申す者に面會することを得たり、右陽慶儀は、その時年齡七十餘りの老人に相成り候處、臣淳于意之に面謁相叶ひて、師事仕り候、さて師匠は臣淳于意に告げて申すには、今日からして殘らず汝が只今まで學びたる醫方の書を棄つべし、汝が學べるものは良しからず、自分慶には古先傳來の偉き道あり、醫術の開祖なる黃帝、扁鵲が貽し置かれたる脈書を傳へて持てり、人々形體上に現はるゝ五色の模樣を見て病氣の如何を診察し、人の生きるか死ぬるかを知り別け、病氣の疑はしく似よりたるものを確と何病なりと決斷し、此の病氣は治療すべしと定むること及び藥に關する論說の書籍あり、其の說甚だ精密なり、我が家は財産給足して富み居れば、是非に醫者を業とせざるも宜し、

びけるに、文帝は深く緹縈の孝行なる意を憐まれたるが、遂に此の歲の中に、亦詔して足を切りたり又黥をしたりする肉刑の殘酷なる法を廢せられたり、

【字解】 妾切痛、切は竊と同じ、死者不可復生、至不可復續、尋常の語、反りて能く明主の心を感動せし所以なり、亦除肉刑法、漢書刑法志に云く、孝文帝卽位十三年、除肉刑三、孟康云、黥劓二、左右趾一、凡三也と、此れによりて觀れば、五刑を全廢せしにあらず、尙宮(腐刑)、大辟(死罪)の二罪は存せしなり、陳仁錫の說に依れば、史記の原文は、此の句に止まる、以下は諸先生の補筆に係ると姑らく疑ひを存す、

意家居、詔召問所爲治病死生驗者幾何人、主名爲誰、詔問故太倉長臣意方伎所長、及所能治病者、有其書無有、皆安受學、受學幾何歲、嘗有所驗、何縣里人也、何病、醫藥已其病之狀皆何如、具悉而對、臣意對曰、自意少時、喜醫藥、醫藥方、試之多不驗者、至高后八年、得見師臨菑元里公乘陽慶、慶年七十餘、意得見、事之、謂意曰、盡去而方書、非是也、慶有古先道遺傳黃帝扁鵲之脈書、五色診病、知人生死、決嫌疑、定可治、及藥論書、甚精、我家給富、心愛公、欲盡以我禁方書悉敎公、臣意卽曰、幸甚、非意之所敢望也、臣意卽避席再拜謁、受其脈書上下經、五色診、奇咳術、揆度陰陽外變、藥論

刑、妾切痛死者不可復生、而刑者不可復續、雖欲改過自新、其道莫由、終不可得、妾願入身爲官婢、以贖父刑罪、使得改行自新也、書聞、上悲其意、此歲中、亦除肉刑法、

【講義】漢の孝文帝の四年中に、さる人上書して、淳于意の罪あることを言へり、因つて淳于意は刑罪を以て擬せられ、當に傳送して西の方へ向け長安の都へ之くべき事となれり、時に淳于意には五人の女子あり、父を慕ひ隨ひて泣けり、淳于意怒りて曰く、誠に殘念なり、我れ五人の子を生めども何れも女子にして男子をば生まざりしかば、今日の如き緩急の場合には使ひて役に立つべき者なしと、是に於て末女の緹縈と名乘れる者は、父淳于意の言葉を痛ましく感じ、乃ち決心して、父に隨行して西の方長安に至り、陛下に上書陳情して申上ぐるに、妾緹縈の父淳于意は、仕官して官吏となり申しゝ處、齊國の人何れも本人の廉潔公平なることを唱へ褒めて評判良しき者に候ひけるに、寔に存じ寄り之なく、只法律によりて御處刑に當てられ、近日の內には、重き御咎めを受くる事と相成り申し候、因つて妾緹縈陰ながら悲痛仕り候事は、凡そ人間として一旦死したる者は二度と生くべからずして、又一度刑を受けて手なり足なり其外身體を切斷せられたる者は二度と元の如くに續ぎ合はすことは相叶ひ申さず候、されば他日本人その罪を重々後悔仕りて從來の行ひを改めて自ら新たに蒔き直して善事を行ひたく思ひ侍るとも、一たび刑せられたる身に取りては、その改新の道に向うて何を辿りて進むべき由緒も相絕え、終ひに善意を貫徹達成するを得ず、空しく恨みを呑みて身を果て終ふるより外に致し方なき次第に御座候、因つて乍恐妾緹縈願ひ奉ることは、妾が一身を御上に差し上げて官の御女中となり、聊かなる御奉公の勤勞を以て父淳于意の刑罪を埋め合はせて御赦免を願ひ、本人の父をして將來の行ひを改めて、自ら舊惡を一新仕らせたく存じ奉り候と云へり、此の歎願書上聞に及

か生きるかを知り、如何がはしく曖昧にして嫌ひ疑ひある病ひを是れ何病なりと決斷し、此の如く治療すべしと云ふ方法を定め、其の外藥物に關する議論に及ぶまで甚だ精しきものなるが、淳于意はその傳を受くること三年なりき、その後ち人の爲に病を治し死生を豫斷するに效驗多し、然れども元來性質懶けものにして、或は左或は右彼此と諸侯の國々に旅から旅へと掛けて行遊して、自身の家を家と思うて別に產業を治むるやうなることを爲さず、時には患者の爲に病を治療せずして放縱なるが故に、病家には淳于意が良き技術を持ちながら骨折りくれざるを怨みて、不平を抱く者多かりき、

【字解】 太倉公云々、當時太倉公又は倉公の名を以て行はれしよりして、史記因つてその稱に從ひたるなり、孝文紀には太倉令に作る、太倉は國の食庫にして、太倉長は錢穀の出納を掌る官、淳于意嘗て太倉長たりしよりして後世之を倉公と稱し、扁鵲と幷せて扁倉と呼べり、元里公乘、元里は地の名、公乘は位の名なり、百官表に公乘第八爵とあり、顏師古曰く、其の公の車に乘るを得るよりして爵の名とすと、五色診病、五色は五藏に各、特性の色なり、病ひ有るとは、其色外面に相應じ見はる、その色を見て因つて之は何病なりと診察することを云ふ、內經靈樞に曰く、以五色命藏、青爲肝、赤爲心、白爲肺、黃爲脾、黑爲腎と、又曰く、官の五色、青黑爲痛、黃赤爲熱、白爲寒、是謂五官と、又曰く、黃赤爲風、青黑爲痛、白爲寒、黃而膏潤爲膿、赤甚者爲攣、寒甚爲皮不仁、五色各見其部、察其浮沈以知淺深、察其澤夭以覽成敗、察其散摶以知遠近、視色上下以知病處と、定可治及藥論、御覽には定可否、治及藥論之書甚精妙に作る、

文帝四年中、人上書言意、以刑罪當傳西之長安、意有五女、隨而泣、意怒罵曰、生子不生男、緩急無可使者、於是少女緹縈傷父之言、乃隨父西、上書曰、妾父爲吏、齊中稱其廉平、今坐法當

【字解】帶下醫、婦人は腰帶以下經血の疾、自ら男子と同じからず、故に婦人の病を帶下病と謂ふ、耳目痺、痺は濕病なり、老人多く耳目の病ひあり、又冷濕の病ひに罹り易し、故に老人の病を耳目痺病と云ふ、來入咸陽、邯鄲及び洛陽に至りし時は過と云ひ、咸陽に限りて來と云へるは、もと此の文は、秦國の人之を記せしものを採りて史記に入れしが故なりと云ふ、小兒醫、丹波元簡曰く、明板及び鮑崇城本、御覽には小兒醫を顱顖醫に作ると、首骨を顱と云ひ、腦蓋を顖と云ふ、小兒初め生れ顱顖未だ合はず、證知各別なるに因りて、前の帶下醫、耳目痺醫と同例にて、その特徵を表現して名となせしものならんと云へり、

○太倉公者、齊太倉長、臨菑人也、姓淳于氏、名意、少而喜醫方術、高后八年、更受師同郡元里公乘陽慶、慶年七十餘、無子、使意盡去其故方、更悉以禁方予之、傳黃帝扁鵲之脈書、五色診病、知人死生、決嫌疑、定可治、及藥論、甚精、受之三年、爲人治病、決死生多驗、然左右行游諸侯、不以家爲家、或不爲人治病、病家多怨之者、

【講義】太倉公と云人は齊國の太倉を預れる長官にして、生れは臨菑の人なり、姓は淳于氏、名は意と云へり、年少くして醫術を好み、漢の高后(呂太后)の八年に尚更めて師匠同郡の元里の公乘の位を有する陽慶と云ふ人に醫術を受けたり、さて慶は年齡七十餘りになれども自分の子供が無ければ、淳于意に盡くその是れ迄に學修せる醫方を棄てしめ、更めて悉く自分が秘とせる醫方を授け予へ、黃帝並びに扁鵲が遺せる脈を診察する方法を記せる書を傳へ讓りたり、その法と申すは五臟の作用によりて外部に見はれたる面色を觀察して病氣を診察し、病人の死する

【字解】 使聖人預知微、此の聖人はたゞ汎く偉き人と云ふ義なり、乃ち前の齊の桓侯の如きものを云ふ、「當時若し齊の桓侯が早く自分の病氣が未だ微少なる間に悟りて能く良醫扁鵲に早く治療せしめたるならば」との意味を云へるなり、人之所病、病は苦痛として厭ふことを云ふ、下の病の字皆同じ、陰陽幷藏氣不定、惟寅曰く、素問に云く、血氣未幷、五藏安定と、又云く、陰與陽幷、血氣以幷、其病形以成と、形羸、羸は疲なり、

扁鵲名聞天下、過邯鄲、聞貴婦人、卽爲帶下醫、過雒陽、聞周人愛老人、卽爲耳目痺醫、來入咸陽、聞秦人愛小兒、卽爲小兒醫、隨俗爲變、秦太醫令李醯自知伎不如扁鵲也、使人刺殺之、至今天下言脈者、由扁鵲也、

【講義】 記者又記事の本文に立ち返り叙して曰く、さて扁鵲の伎倆は右の如くなるが、彼れの名聲は廣く天下に聞えしなり、彼れが趙の都なる邯鄲の地を過りし時は、土地の風俗にて婦人を貴ぶことを聞きしかば、早速に帶下醫卽ち婦人科の醫者となり、周の都なる洛陽を過りし時は、周の人は老人を愛重することを聞きしかば、亦早速耳目痺の醫者卽ち老人專門的の醫者となり、秦へ來りて咸陽の都に入りたる時は、秦の人は小兒を愛憐することを聞き、亦早速に小兒科の醫者となれり、以上の如くに彼れはその到る先き〳〵の風俗につれてそれ〳〵に變化をなして、土地相應なる伎倆を奮ひしかば、彼れの名聲が天下に轟き聞えたるは決して偶然にあらず、秦の太醫令たる李醯と云へる人、己れ自身に到底その伎術が扁鵲に如かざることを知れば、彼れが生存せるを以て不利益と思ひ、刺客を使嗾して扁鵲を刺し殺さしめたり、さて扁鵲は此毒刄に罹りて相果てたれども、彼れの技術は終ひに沒却すべからず、現今(作者の時代)に至るまで、天下に於て切脈の治術を言ふ者は、何れも扁鵲が傳授の手を經たるものなり、

の齊桓侯は乃ち是の人を謂ふ、有名なる五霸の齊桓公には非ず、腠理、肌肉を謂ふ、多紀櫟窓曰く、廣雅湊ハ聚也、蓋會二聚元眞一之處、故以三其在二肌肉中一又从レ肉作レ腠と、呉曰く、腠汗孔也、理肉紋也と、腠は音ソウ、酒醪、煎湯の藥を云へり、古へは酒醪を以て藥を煎ぜしことあり、上文に湯液醴醪の字あり、互に參看すべし、

使聖人預知微、能使良醫得蚤從事、則疾可已、身可活也、人之所病、病疾多、而醫之所病、病道少、故病有六不治、驕恣不論於理、一不治也、輕身重財、二不治也、衣食不能適、三不治也、陰陽幷、藏氣不定、四不治也、形羸不能服藥、五不治也、信巫不信醫、六不治也、有此一者則重、難治也、

【講義】記者前件に關聯して、意見を附加して曰ひけるに、偉き聖人には豫め物事の微兆を知らしめて、能く良醫に病氣に罹りたる最初に於て蚤く治療に從事せしめたるならば、病氣は取止めて全愈を期すべし、一體に人類が苦痛とすることは病氣の甚だ多きを苦痛とせり而して醫者が厭ひ苦めることは病氣が多き割りに治療の道が少きを苦痛とするなり、故に病氣に六つの不治なるものあり、驕り恣にして道理を論ぜざるは一の不治なり、身命を輕んじて大切にせず、財寶を重んじて貪欲なるものは二の不治なり、衣の寒暖食の多少が身に適せず、調和を缺くは三の不治なり、陰陽が併せて血氣が混亂し五藏が安定ならざるときは四の不治なり、形ち疲れて虛勞に陷り、補藥を受付ざるときは五の不治なり、巫覡の言を迷信して、醫者を信用せざるは六の不治なり、人若し此の六不治の中なる一不治があるときは、その病ひは甚だ重くして治し難きものなり、

【講義】 扁鵲又齊國に過りしに、齊の桓侯と云へる君は扁鵲の良醫なるを以て、之を客分として待遇したり、或る時、扁鵲入朝し、桓侯に見えて曰く、君公には御病氣があり、腠理卽ち皮膚に存在せり、早く治療し給はずんば、その病は將に益〻深からんとすと、桓侯曰く、自分に考ふるに、拙者には病氣の覺え無しと、遂に治療を受けず、扁鵲退き出で去れり、桓侯その左右に侍る臣に申さるゝには、醫者が利益を好むことは甚しきかな、病氣ならざる健康者を病人などと仰山に申し立て、己が治療の功となさんとしたるなりと、それより後ち五日して、扁鵲復謁見して曰く、君には御病氣あり、血脈の中に存在せり、早く治療し給はずんば、恐らくは將に益〻深からんと、桓侯又曰く、拙者には病氣の覺えなしと、扁鵲退出したれば、桓侯は己が無病なるにも關せず、一度ならず二度までも病氣ありと云はれたれば、不機嫌なりき、又後ち五日ばかりして、扁鵲復謁見して曰く、君には御病氣あり、腸胃の間に存在せり、治療し給はずんば將に益〻深からんとすと、今度は桓公腹立ちの餘り、何共返事をなさず、扁鵲退出したれば、桓侯相變らず不機嫌なりき、後ち五日ばかりして、扁鵲復謁見せり、今度は扁鵲の方よりして桓公を望み見て退き走りて、そこ〳〵にして歸りたり、是に於て桓侯不思議に思ひて、人を遣はしてその譯(ワケ)を問はしめたるに、扁鵲對へて申すには、最初に於ては御病氣が腠理卽ち皮膚に存在せし頃には、湯熨の療法が能く及び屆く所なり、次回の血脈に存在せし頃には、金針石針(イツバリ)が能く及び屆く所なり、三回目の御病氣が腸胃に存在せし頃には、酒醪卽ち酒藥が能く及び屆く所なり、然るに最後謁見の時の如く御病氣が深く骨髓に入りたる者は、人力は仲々愚(オロカ)なり、たとひ人命を司る神と雖も最早や如何とも手の付けやう無し、今君の御病氣は乃ちその骨髓に存在する不治の難症なれば、臣是の故を以て御氣嫌伺ひをなさずして退出致したりと、後ち五日ばかりして果して桓侯は身體に病氣あり、急に人を遣はして扁鵲を召さしめて其治療を受けんしたれども、扁鵲は早や逃げ去り、桓侯は遂に死去したり、

【字解】 齊桓侯、齊の臣田和、その君姜氏を滅して國を奪ふ、和の子に午と云ふものあり、桓侯と謚す、此

厚さを云ふ、一説に、五分は半分の劑なり、熨は熨藥なり、熨りて貼付する藥なりと、八減之齊、惟寅曰く、減は鹹と通ず、しほばゆきこと、鹹は能く堅きを耎かにす故に鹹味の八物を合和して、五分の熨を煮るなりと、齊は劑と通ず、湯藥なり、暘谷曰く、和は和緩なり、和煮之とは、熨藥と鹹味の藥と混和して煎ずることなりと、今姑らく索隱の説に從ひて解せり、以更熨兩脇下、元堅曰く、千金に云く、炙熨斗熨兩脇下と、蓋し此法は鬱陽を宣陽する所以なりと、一説に更は更互になり、更熨とは一劑を分ちて二つの嚢に入れて互ひ違ひに溫めて太子の兩脇の下を溫熨するなりと云へり、

扁鵲過齊、齊桓侯客之、入朝見、曰、君有疾在腠理、不治將深、桓侯曰、寡人無疾、扁鵲出、桓侯謂左右曰、醫之好利也、欲以不疾者為功、後五日、扁鵲復見曰、君有疾在血脈、不治恐深、桓侯曰、寡人無疾、扁鵲出、桓侯不悅、後五日、扁鵲復見曰、君有疾在腸胃間、不治將深、桓侯不應、扁鵲出、桓侯不悅、後五日、扁鵲復見、望見桓侯而退走、桓侯使人問其故、扁鵲曰、疾之居腠理也、湯熨之所及也、在血脈、鍼石之所及也、其在腸胃、酒醪之所及也、其在骨髓、雖司命無奈之何、今在骨髓、臣是以無請也、後五日、桓侯體病、使人召扁鵲、扁鵲已逃去、桓侯遂死、

上而熱氣下とあり、亦陰入を以て言をなせり、

扁鵲乃使弟子子陽厲鍼砥石、以取外三陽五會、有間、太子蘇、乃使子豹爲五分之熨、以八減之齊和煮之、以更熨兩脇下、太子起坐、更適陰陽、但服湯二旬而復故、故天下盡以扁鵲爲能生死人、扁鵲曰、越人非能生死人也、此自當生者、越人能使之起耳、

【講義】扁鵲そこでその弟子の子陽と云ふ者に、針を砥石にて礪がしめて體の外部に在る三陽又は五會の穴兪に針治をなさしめしに、頃くして果して太子は蘇生せり、そこで又その弟子の子豹に、溫度五分ばかりの熨斗を爲り、減量八分目ばかりになれる調劑藥を以て、その熨斗を煮てかはるがはる太子の兩脇の下を熨して溫めしむ、此の效め直ちに現はれて、太子は起き坐して只今病氣にて陰陽の氣が錯り乖きしものが更めて調適をなし、但湯を服飮すること二十日ばかりにして故の健康に回復したり、かゝる神醫なるが故に、天下の人々は盡く扁鵲を以て能く死したる人物を復活するものとして評判益〻高かりけるに、扁鵲は自ら之を打消して曰く、越人(扁鵲の者)は何も世間の評判するが如くに能く死したる人物を復活せしめたるにはあらず、全く彼れ太子は自から生くるが當然なるが故に之を生かしたるまでなりと云はれて、毫も高慢の氣色なかりき、

【字解】厲砥石、厲は磨なり、砥は音シ、トイシ、外三陽五會、外とは凡そ穴兪は身の外部に在るを以て外と云ふ、三陽は手足に各〻三陰三陽あり、太陰、少陰、厥陰(三陰)大陽、少陽、陽明(三陽)是れなり、五會は百會、胸會、聽會、氣會、臑會なりと、素問に見えたり、陽谷曰く、三は參なり、五は伍なり、參伍相雜る義なり、三陽は陽氣の雜るなり、五會は相雜る所の陽氣の相合ふなりと、五分之熨、熨は火斗なり、五分熨斗の

とは胃中に在る陽氣を含める水穀が、その功畢れば、水穀分別して三焦膀胱に下ることを云ふ、靈樞に、下焦者別二廻腸一注二於膀胱一而滲入焉とあり、是以陽脈下遂、陽脈は表部に見はるゝ脈を云ふ、下遂一に下隊に作る、隊は墜と同じ中莖暘谷曰く、上文の「血氣不二時交一錯而不レ得レ泄、暴二發於外一則爲二中害一精神不レ能レ止二邪氣一邪氣畜積而不レ得レ泄」の三十三字、宜しく移して「是以」の上に置くべしと、(而して彼の處には、太子病の三字、是以以下の八字、皆當に削るべしと)又曰く、夫れ人身者一箇之小天地也、陽氣者天也、水穀者地也、陽氣水穀之外何有、陽氣入二陰形一而鼓二動腸胃之水穀一則腸胃之水穀含二陽氣一而爲二血脈一爲二津液一爲二髓腦一爲二陰精一以爲二意識運動之妙用一焉、其功畢、則陽氣者泄二於毛孔一而歸二於天一焉、水穀者別二下於三焦與膀胱一而歸二於地一焉、新陳代謝與二天地一同レ體、人身如レ此則無レ有二疾病一焉、是平人之全體也と、按ずるに陽谷の說に依れば、上文の「夫以レ陽入レ陰」より「別下二於三焦膀胱一」に至るまでは、先づ健全なる平人の常態を說き、次ぎに「血氣不二時交一」より以下、その病氣の起る因たる變態を說き、「是以陽脈下隊」より以下、病氣の見證を說きたるものなりと、此說によれば文理始めて順なるに似たり、會氣閉而不通、會氣一に氣會に作る、又氣海とも云ふ、三焦外の一筋にて兩乳内に直るものなり、安藤惟寅曰く、難經云、氣會三焦外一筋直二兩乳內一也、案兩乳內卽膻中上氣海而心主之宮城也、今陰氣上爭則氣海閉塞、故心無レ所レ知也と、破陰之紐、紐は赤脈なり、暘谷は曰く、紐は絡張りて結ぶが如き物を謂ふ、下に有二破陰之紐一とは、肉裏に血色凝閉の紐あるを云ふ、是れ內鼓而不レ起のためなり、破陰絕陽之色已廢、暘谷及び淸の王念孫みな之の字、已の字を以て衍文となす、御覽の所引亦無し、今之に從ふ、支蘭藏、支は拄なり、蘭は闌と通ず、支蘭とは卽ち遮りて闌むること、藏は五臟なり、以陰入陽支蘭藏者死、暘谷曰く、司馬遷改二文字一以對二於以陽入陰支蘭臟者生之句一者也、夫陽氣常入二陰形一陰形常受二陽氣一是天地自然之理也、故萬物皆有下陽入二於陰一之理上而無下陰入二於陽一之理上、司馬遷不レ辨二其義一妄取二對偶一以改二文辭一故其文雖レ巧矣其意則不レ通と、今按ずるに、淳于意傳に、風氣也、心脈濁、病法過入二其陽一陽氣盡而陰氣入、陰氣入張、則寒氣

【講義】 扁鵲曰く、太子の御病氣の如きは世に傳ふる尸蹷と申して尸病の一種なり、夫れ陽氣が陰の中に入りて胃に集れる水穀を鼓動し身中の經脈を纏繞し、水穀は別れて腸胃の局部なる三焦と又小便袋なる膀胱に下りて地に歸す、是を以て平常に見はるゝ陽脈が下り墜ちて肌の表面に泄れず、常に見えざる陰脈は昂奮して上り爭ひて强く見はれ、會氣は閉塞して疏通せず、陰脈は上り爭うて陽脈は低く沈みて內に行り下り墜ちて內部に鼓動すれども表面に起り見はれず、上れる陰脈は外に於て絕えて陽脈を使ひ動かすことをなさず、上れる陰氣は陽氣を絕ちて活動力を失へる脈絡のみあり、夫れ陽氣が下りて陰を破り陰氣は上りて陽氣を絕ち血色が廢れ脈搏が亂るる故に、その病體は靜まりて恰も死せる狀態の如くになるべし、太子の病が卽ち是れにして、太子は未だ死去せられざるなり、夫れ陽が陰に入りて五藏を遮り支ふるものは活動力を得て生き、陰氣が陽に侵入して五藏を遮り支ふるものは活動力を失うて死す、凡そ此に述べたる數事は何れも五藏の氣が身中に於て逆上して蹷する時に俄然として暴に作れる病證なり、良工たる名醫は、之の說を取り、拙き庸醫は之の說を疑ひて危みて斷然と取ることを能はずと、

【字解】 尸蹷、病の名なり、身體逆上して生くれども死ぬるが如くになり覺えざるもの、素問に、五絡俱竭、令二人身脈皆動一而形（肉體）無レ知也、其狀如レ尸、或曰二尸厥一と、厥は蹷と同じ、素問に、厥氣上行滿レ脈去レ形と、注に厥氣逆也、逆氣上行滿レ於二經絡一則神氣憚（盡なり）散去離二形骸一と、夫以陽入陰中、支那の學說、凡そ事物昂上的、活動的のものを以て陽と名づけ、沈下的、靜止的のものを陰と名づく、又表面的を陽となし裏面的を陰となす、安藤正路曰く、陽は元陽なり、陽入レ陰とは陽氣の下り陷ることを云ふと、動胃、胃は水穀の府と云ひ、卽ち飮食物の集まる處、動胃とは胃中に在る食物類を動かすことなり、纏緣中經維絡、纏は音テン、纒と通ず、中經は身中の經脈なり、その裏に在るを以て中經と云ふ、絡は絡脈なり、その相聯繫するを以て維絡と云ふ、別下三焦膀胱、三焦腸胃の部位なり、上焦は心藏の下にあり、中焦は胃藏の中脘にあり、下焦は臍下の膀胱にありと云ふ、膀胱は尿溺の府とあり、卽ち小便袋なり、別下

畢らざる中に、因つて噓唏すゝり泣きして、服臆と辭氣が內に詰りて泄れず、魂精泄橫と、魂ひは外に發泄縱橫して、大いに刺激を受け、亢奮せる狀態となり、涕を流し長へに潸然と泣き、忽々水の流るゝが如くに涙を流してまつげに承け溜めたり、如何にも氣の毒千萬なる狀態なりき、

【字解】 偏國寡臣、偏國は小國なり、寡臣は國君より他人に對して自己の夫人を稱して寡妻と云ふが如く、太子を卑下して稱する辭なり、眩然而不瞚、瞚は目を開闔して數〻動かすこと、舌撟然而不下、撟は矯と通ず、強なり、舌が強く上に粘着して下らざること、噓唏服臆、噓唏は歔欷と同じ、悲泣し氣が咽びて息を抽するなり、服臆は腷臆と通ず、意の泄れざること、氣の推し詰りたるなり、魂精發泄、魂精は魂魄なり、發泄は外へ發泄して縱橫なること、悲哀の心情が面目に見はるゝを云ふ、忽忽承睞、忽は淴の省字、淴淴は水の流るゝ貌、睞は目旁の毛なり、マツゲと訓ず、幸而擧之、擧は棄てずして眷顧すること、棄捐塡溝壑、棄捐は死を云ふ、塡溝壑は埋葬することを云ふ、孟子に擧而委之壑とあるが如く、體を棄てゝ壑中に埋むるとの意なり、

扁鵲曰、若太子病、所謂尸蹷者也、夫以陽入陰中、動胃繵緣中經維絡、別下於三焦膀胱、是以陽脈下遂、陰脈上爭、會氣閉而不通、陰上而陽內行、下內鼓而不起、上外絕而不爲使、上有絕陽之絡、下有破陰之紐、破陰絕陽〔之〕色〔已〕廢、脈亂、故形靜如死狀、太子未死也、夫以陽入陰支蘭藏者生、以陰入陽支蘭藏者死、凡此數事、皆五藏蹷中之時暴作也、良工取之、拙者疑殆、

多なるを云ふ、不可曲止、索隱に依れば止は語助の辭、曲は委曲なり、此の事一々委曲には陳述すべからずとの意なり、耳鳴而鼻張、丹波元堅曰く、尸厥一證、蓋係于陽氣暴實凌轢陰血者、陰脈上爭、故有耳鳴而鼻張と、循其兩股、循は撫摩なり、當尚氣溫也、丹波元胤曰く、傷寒論云、陽氣退下、熱歸陰股と、蓋し陰脈上り爭ふ、故に耳鳴りて鼻張る、陽脈下墜す、故に兩股至陰尙溫かなるなり、

中庶子聞扁鵲言、目眩然而不瞚、舌撟然而不下、乃以扁鵲言入報虢君、虢君聞之、大驚、出見扁鵲於中闕曰、竊聞高義之日久矣、然未嘗得拜謁於前也、先生過小國、幸而擧之、偏國寡臣幸甚、有先生則活、無先生則棄捐塡溝壑、長終而不得反、言未卒、因噓唏服臆、魂精泄橫、流涕長潸、忽忽承睞、悲不能自止、容貌變更、

【講義】中庶子は扁鵲が言を聞き、驚愕の餘り、その目は眩然とくらんで開闔せず、舌は撟然と强ばりて下らず、乃ち扁鵲が陳述の言を以て虢君に報じたり、虢君之を聞き大いに驚き、急ぎて扁鵲を中闕まで出迎へ面會して曰く、私は竊かに先生の高義を聞き御慕ひ申し上ぐること是れ迄久しかりき、然るに運拙くして未だ嘗て先生の御前に罷り出で、拜謁するを得ざりき、只今先生には此小國なる虢に過られ、幸ひに難有くも我が虢の事を御見捨て無く、御心に留めらる、小國の寡臣なる愚息の仕合せは甚だしと存ずるなり、今日の場合に於て、先生があれば愚息は御陰で助かりて生き、先生が無ければ是れ限りに棄捐せられて溝壑に埋め艸となりて、朽ち果て長終して何年たつも生れ反ることを得ず、乃ち愚息の死活は一に先生に由りて決定せることとなりと、右の言がいまだ

見於大表、不出千里、決者至衆、不可曲止也、子以吾言爲不誠、試入診太子、當聞其耳鳴而鼻張、循其兩股以至於陰、當尚溫也、

【講義】扁鵲天を仰ぎ望み歎息して曰く、夫子（中庶子）の醫方を取扱はるゝことは、譬へば竹管よりして大いなる天を窺ひ、空隙よりして錯雜せる文模樣を視るが如く、此方は至小にして先方は至大なれば、到底滿足なる結果を得る筈はなし、之に引換へて、此の私越人（扁鵲の名）が醫方の取扱ひ方は、何も他醫の如くに患者其人の脈を診察したり、顏色の浮沈を望みたり、音聲の盛衰を聽きたり、形態の樣子を寫し取りたりすることを要せず、唯病氣の所在せる局部を言ひ、病氣の陽性なるを聞けば、直ちにその反面なる陰性を研究して悟り、病氣の陰性なるを聞けば、亦その反面なる陽性を研究して悟る、病の反應は外部表面に見證に現はる、それが故に自身は千里の外に出でざるも、別に診察するを待たずして是れ何病なりと決定する者至りて衆多なるが、此事は一々委曲に陳述なし難し、若し夫子に於て、吾が言を以て不誠實即ち誕妄となさば、試みに入りて太子の病を見られよ、夫子親しく見たならば、當に太子の耳が鳴りて鼻が張れることを聞かるべし、そこで太子の兩股を撫で陰に至らば、熱氣が內にありて當に尚溫暖なることを感ずべし、是れ乃ち太子の現狀は既に全く死去せられたるにあらずして、只病氣の作用によりて死の狀態を現はせる證左なるぞと云へり、

【字解】以郄視文、郄は隙と同じ、隙孔のこと、切脈、切は指の先きを以て脈を按へ考ふること、聞病之陽論得其陰、陽は病の表を云ひ、陰は病の裏を云ふ、陰陽別論に曰く、知陽者知陰、知陰者知陽と、寫形、形は態度を云ふ、病人の態度を見て病氣を鑑定すること、寫形は察形と云ふが如し、文心雕龍に白日垂其照、青眸寫其形とあり、此の寫形も義同じ、不出千里決者至衆、決の上に而の字を加へて看るべし、乃ち千里外の患者をも、唯その病狀を聞けば、別に診察等をなさずして是れ何病なりと決定する事至りて衆

藏の發動に根ざすと云ふことを知覺するなりと云へり、又曰く、既擧ニ五藏之輸一、則全身之輸在ニ於其中一矣、夫轉輸者、人身之全體也、活動機用、皆無下非ニ轉輸一者上、故失ニ其度一則病、不ニ轉輸一則死、病有下發ニ動於心肺之轉輸一者上、有下發ニ動於腸胃之轉輸一者上、豈唯心肺腸胃之轉輸哉、從ニ顏面手足一至ニ於皮肉骨髓皮前後兩陰一、凡所ニ轉輸一之處、皆病之所ニ發動一也、謂ニ之病因一、素問云、頭痛耳鳴九竅不利腸胃之所レ生也、是也、病既發動、則其應見ニ於全身一、謂ニ之見證一、皮毛被ニ風寒一、而內作ニ喘咳一、腸胃有ニ燥屎一、而外爲ニ肌熱一之類是也、皮毛腸胃病之所レ根也、喘咳肌熱病之所レ見也と、按ずるに、是の說非なり、輸は腧と通ず、腧穴なり、張介賓曰く、腧、輸運也、脉注レ于レ此而輸ニ於彼一と、素問に五藏五腧五五二十五腧とあり、訣脈、訣は決と通ず、脈絡の壅塞せるを決し通ずるを云ふ、結筋、筋は經筋なり、結はその斷絕せるを結紐すること、搦髓腦、搦は音ヂヨク、按なり、オサフと訓ず、揲荒爪幕、揲は音セツ又はテツ、閱持なり、荒は肓と通ず、爪は衍文なり、荒の下字分れて二字となれるなり、幕は膜と通ず、說苑には束ニ肓莫一に作る、皆字相通ずるなり、又膏肓に作る、心の上、鬲の下を肓となす、膏は心の下なり、ムネノシタと訓ず、左傳に居ニ肓之下膏之下一とあり、湔浣、洗ひそゝぐこと、漱滌、そゝぎ洗ふこと、練精易形、中莖陽谷曰く、練精は心を治むるなり、易形は身を修むるなり、心をして恬淡ならしめ、身體をして質朴ならしむるを謂ふと、按ずるに、此れ上文を承けて、練精は搦髓腦以下を指さし、易形は割皮解肌訣脈結筋を指さして云へるなり、醫說に依れば、本句の下に以去ニ百病一の四字あり、咳嬰之兒、咳は太平御覽に孩に作る、孩嬰は孩兒なり、終日、御覽に此の二字なし、或は以て下句に屬し、應接談論にて徒に其の日を終へたりと解する者もあり、

扁鵲仰レ天歎曰、夫子之爲レ方也、若ニ以レ管窺レ天、以レ郄視レ文、越人之爲レ方也、不レ待ニ切レ脈、望レ色、聽レ聲、寫レ形、言ニ病之所レ在、聞ニ病之陽、論得ニ其陰、聞ニ病之陰、論得ニ其陽、病應

即ち法螺を吹かるゝにはあらざるか、何を以て既に死せる太子が、復活すべしと曰はるゝや、拙者聞きしに、上古の醫者の中に兪跗と名乘れる人あり、此の人病を治療するに、世間竝みの如く煎藥酒藥を飲ましめ又石針をなし或は足にて履みて按摩をなし若くは按摩して身體を撫摩をなして調節を善くし、火斗を以て膏藥類を貼付するが如き平凡の治療をすることを爲さず、一度衣服を撥ねて開き見れば、病候の內より應じて外に發現せるを認め、五臟の輸穴の所在に因みて然る後に皮を割き肌を解きて解剖を試み、脈の壅塞せるを決り通じ、經筋の斷絕せるを結付け、髓腦を取按へ、肓膜を閲べ持ち、腸胃を洗ひ滌ぎ、五臟をそゝぎ洗ひ、精神の元氣を練り鍛へ、衰弱せる形態を取易へて元氣を付け、皮膚毛髮の衰へたるを易へて光潤になして諸病を根治したり、只今先生の治術が、是の兪跗の如くならば、我が死せる太子をば復活するを得べし、若し是の兪跗の如くなることを能はずして、太子を復活せしめんと欲するならば、如何にも馬鹿氣たる話にして、乃ち無智なる嬰兒にだも左樣なる妄誕の事を告げて一日を終ふるべからず、直ちに虛僞の談なるを暴露せらるべし、

【字解】得無誕之、誕は虛誕なり、俗に云ふ法螺を吹くこと、兪跗、黃帝時代の名醫、湯液醴灑、湯液は湯藥なり、灑は酒の訛なり、灑一に酒に作る、因つて轉訛せるなりと、素問に湯液醪醴論あり、鑱石、鑱は音サン、石の針なり、古へは石をすり尖らして針となせり、靈樞九鍼篇に九鍼を載す、形各、同じからず、鑱鍼の長さ一寸六分とあり、撟引、撟を橋に作るは非なり、丹波元簡曰く、手足を伸引するを撟と爲すと爾雅釋獸注に見えたり、素問に按蹻あり、靈樞に喬摩あり、義竝びに同じと、案抏、案は按と通ず、按摩導引なり、抏を杌杭に作るは非なり、抏は動なり、又抗に作るべしと云へり、玩と同じ、案玩は按摩して身體を玩弄すること、毒熨、毒は藥の總名なり、熨は火斗なり、火斗を以て病處に藥物を貼付すること、一撥、撥は衣服を撥ね開くこと、見病之應、中莖暘谷は下句を連ねて見病之應因五藏之輸と讀み、解して曰く、應は響應の應にして、物內に在れば外に見はるの義なり、輸は轉輸なり、蓋し發動の由る所を謂ふ、乃ち一たび衣服を撥開する時間位にて直ちにその病の見證は五

國中治穰、治は其事を監督すること、穰は一本に禳に作る、相通ず、禳は除なり、神を祭りて禍を除くを云ふ、交錯而不得泄、交錯は、錯は亂なり、血氣交々錯亂して毛孔より發し泄るゝことを得ざるを云ふ、或は曰く「而不得泄」の四字は、下文の邪氣畜積而不得泄とあるに因り、誤りて此に竄入せるならんと、暴發於外、暴は音ボク、急なり、安藤惟寅曰く、血氣鬱發于外、則熱邪內攻賊害陰藏と、精神不能止邪氣、精神は精氣なり、身內に流注して種々の機動を爲せる陽氣を云ふ、邪氣は身中に痞塞して種々の害をなす氣を云ふ、中莖謙曰く、人身の精氣痞塞するときは、畜積して邪氣となる、精氣と邪氣とは二物あるにあらず、唯機動の宜しきを得ると失ふとによりて、或は精氣ともなり、また邪氣ともなるなり、止は制止することにして、陽氣が邪氣を內より外に排去するを云ふ、陽緩而陰急、緩急とは虛實と云ふ意味なり、精氣が邪氣に勝たざれば虛となり、邪氣蓄積して盛なれば實となる、精氣虛なるが故に陽が緩となり、邪氣が實つるが故に陰急となるなり、故暴蹷而死、暴は音ボク、急卒なり、蹷は音ケツ、病の逆上するを蹷と云ふ、或は厥に作る、張守節曰く、氣從下蹷逆上行、外及心脅也と、曰收乎、收は棺に斂すること、望精光、精、一に淸に作る、

中庶子曰、先生得無誕之乎、何以言太子可生也、臣聞上古之時、醫有兪跗、治病不以湯液醴灑、鑱石〔撟〕引、案〔杌〕毒熨、一撥見病之應、因五藏之輸、乃割皮解肌、訣脈結筋、搦髓腦、揲荒〔爪〕幕、湔浣腸胃、漱滌五藏、練精易形、先生之方能若是、則太子可生也、不能若是而欲生之、曾不可以告咳嬰之兒、終日、

【講義】 中庶子之を聞き咎めて曰く、先生には誕言

時、曰、鷄鳴至今、曰、收乎、曰、未也、其死未能半日也、言臣齊勃海秦越人也、家在於鄭、未嘗得望精光、侍謁於前也、聞太子不幸而死、臣能生之、

【講義】其の後、扁鵲は虢の國を過ぎりし時に、虢の太子が病死せり、扁鵲因つて虢君の宮門の下に至りて、中庶子の官を勤めて醫術を好む者に問ひて曰く、全體太子は何の御病氣にあらせられしか、國中の祈禱をなすもの並み一と通りにあらず、甚だ心配なる狀態に見受け申すことなりと、中庶子答へて曰く、我が太子の病氣は血氣の循環が不規則にして時ならず、彼れ此れと交錯して十分に散じ去ることを得ず、一旦閉ぢ鬱れる血氣が外部に爆發するときは熱邪の氣が攻めて內部の害をなし、精神卽ち精氣が邪氣に壓せられて止むることが出來得ず、邪氣が內に蓄積して外に泄れ散ずることを得ず、是を以て陽氣卽ち精氣が緩みて陰氣卽ち邪氣が緊張す、故に暴蹷とて俄かに氣が上に逆衝し、遂に心脅に及びて死に陷れりと、扁鵲更に質問して曰く、太子の御逝去は何如なる時刻なりしかと、中庶子曰く、今晨雞鳴の頃よりして危篤となり、今夕に至りて逝去致されたりと、扁鵲曰く、最早太子の御遺骸は御棺に收められしか、中庶子曰く、仲々左樣に急に參らず、太子が逝去せられて未だ半日にもならずと、そこで扁鵲が申すには、臣は齊國の領內勃海の地の產れなる秦越人と申す者なり、家は鄭の地に在りて、未だ是れ迄に太子の御威光を望みて御前に謁見するを得ざりしなり、只今太子が不幸にして御逝去なりたることを伺ひ、誠に御氣の毒に存じ上ぐるが、臣が伎術にて太子を復活させ參らすべき確信あり、御依賴とあらば治療申上げんと、

【字解】扁鵲過虢、虢は晉の獻公に亡され扁鵲の時には無し、此等の紀事は大抵當時の寓言的のものなり、說苑に此の事を載せて、扁鵲過趙、趙王太子暴疾而死に作る、中庶子喜方者、中庶子は官の名、我邦の東宮侍從の如きもの、方は方伎なり、醫術を云ふ、

られたりと云へり、董安于も公孫支の先例に倣ひて、簡子の言を受け聽き文書に認めて之を仕舞ひ置けり、因つてそれと同時に過日扁鵲が申したる話しを以て簡子に告げたるに、簡子は感賞して、扁鵲に四萬畝の田地を賜はれり、

【字解】獻公之亂、晉の獻公その嬖妾驪姬に惑はされ、太子申生を殺し、爲に內亂を招きたる事、本書の晉世家に見えたり、文公之霸、襄公敗秦師、同上共に晉世家に見えたり、主君、古へは大夫を敬稱して主君と云へども、春秋戰國の時には、濫稱して時によりては國君をも稱せしことあり、不出三日必間、間は病の少しく愈ること、遊於鈞天、天に九天あり、中央を鈞天と云ふ、上帝の居る所なりと云ふ、列子の周穆王編に、淸都紫微鈞天廣樂、帝之所居るとあり、廣樂九奏萬舞、廣く樂器を陳じて音樂をなすこと、戰國策中山策にも廣樂充堂とあり、樂の一たび端を更めて新たに起るを奏と云ふ、周禮の春官に九奏乃終、謂之九成とあり、音樂の一大成をなせるものなり、萬舞、萬も舞なり、左傳に爲館于其宮側而振萬焉と、又使其衆萬於季氏とあり、皆舞の義として用ひたり、帝屬一翟犬、簡子の子なる襄子の母は翟の女なるよりして翟犬と云へるなり、此の一條、既に趙世家に出で、義更に詳かなり、宜しく參看すべし、七世而亡、正義に依れば、七世は晉の定公出公哀公幽公烈公孝公靜公を云ふ、而して趙世家等に據れば、趙簡子病氣の事は定公の世にあり、嬴姓、趙氏の本姓なり、范魁、地の名と云ふ、

其後扁鵲過虢、虢太子死、扁鵲至虢宮門下、問中庶子喜方者曰、太子何病、國中治穰過於衆事、中庶子曰、太子病、血氣不時、交錯而不得泄、暴發於外、則爲中害、精神不能止邪氣、邪氣畜積而不得泄、是以陽緩而陰急、故暴蹷而死、扁鵲曰、其死何如

翟犬曰、及而子之壯也、以賜之、帝告我、晉國且世衰、七世而亡、嬴姓將大敗周人於范魁之西、而亦不能有也、董安于受言、書而藏之、以扁鵲言告簡子、簡子賜扁鵲田四萬畝、

【講義】 さて公孫支が記せし秦策の豫言は果して中りしかと云へば、夫れ晉の獻公が自國を亂せしこと禍亂や文公が霸業を成せしこと、而して其の子襄公が秦の師を殽の地に敗りて歸り、捷ち誇れる結果縱恣にして淫亂なりしとは、此れ今更陳べずとも、有名なる事なれば、貴所の承知せらるゝ所なり、只今我が主君趙簡子が病態は、此の穆公の病態と同じ、今日より三日以内に必ず病ひは愈ゆべし、愈ゆるときは、必ず話しがあるべしと、果して二日半ばかりして、趙簡子は夢より醒めたり、その時諸大夫に語りて曰く、我れは天帝の御許に之きて甚だ快樂を感じたり、天上の百神と共に鈞天卽ち天帝の御坐所のある處に游びしが、その時廣樂九奏とて天上の音樂を九度奏して萬舞とて面白き舞踏を見たり、その樣子は斯の世に傳はれる夏殷周三代の音樂に類似せず、其の樂の聲調は、我が心を感動せしめたり、時に一頭の熊がありて、我れを援き攫はんとせしを、天帝には我れに仰せありて、その熊を射留めさせらる、我れ命を畏みて射たるに、運善く熊に命中せり、又羆がありて來りたれば、我れ又之を射たるに亦同じく矢が中りて羆は死せり、天帝御感斜ならず、恩賞として我れに二箇の笥をば賜へり、その笥は何れも副へ物が付き居れり、その時吾れは、小兒が天帝の御側に在るを見たり、天帝は我れに一頭の翟種の犬を屬し渡されて仰せらるゝには、其方が子供の壯年なる頃に、此の犬をば之に賜ひ與ふべしと、又天帝は我れに告げて仰せらるゝには、汝が居れる晉の國は、將に世嗣ぎが衰へ七代にして滅亡せんとす、嬴姓を名乘れる人、卽ち趙氏の一門が將來大いに盛ならんとす、周の國人を范魁の地の西方に於て擊ち敗らんも、然しながら亦その地を有つこと能はざるべしと、右の如く天帝は我れに仰せ

えたり、趙簡子、趙は氏、名は鞅、簡子は謚にして晉の大夫也、此事亦本書の趙世家に見えたり、大夫皆懼、大夫は趙簡子の臣を指していふ、もと趙簡子も晉の大夫なれども、此の時、其の實力は强大にして獨立國を成し、其の臣を大夫と名づけたりしが、其の孫に至り遂に諸侯となれり、董安于、董は氏にして安于は名、簡子の臣なり、血脈治也而何怪、血脈治は、血脈の落付き沈みて靜かなるを云ふ、何怪は死せざるを云ふ、中莖謙曰く、治者亂之反對也、血脈得常度則治、失常度則亂、人不病血脈不亂、則無名之可稱、是醫之所不與也、謂之治中之治、人不病而血脈亂者虛也、危矣、謂之治中之亂、人病而血脈治者實也、雖危不死、謂之亂中之治、此章之血脈治是也と、秦穆公、秦の君なり、秦本紀に見えたり、公孫支、秦の大夫、子輿、秦の臣、未だその姓名を詳にせず、子輿は其の字なり、且令而國無男女別、且は將と同じマサニ…セントスと訓ずべし、而は汝なり、ナンヂと訓ず、無男女別とは蓋し大戰敗の爲に戰死者多くして寡婦歸するに夫なく、風俗の大に壞敗するを云ふ、秦策、古へは文書を竹策に書せしを以て書き物を策と云ふ、錢大昕曰く、趙世家に秦讖に作る、讖、策と聲相近しと、其通用せらるゝをいふなり、

夫獻公之亂、文公之霸、而襄公敗秦師於殽而歸、縱淫、此子之所聞、今主君之病與之同、不出三日、必間、間必有言也、居二日半、簡子寤、語諸大夫曰、我之帝所甚樂、與百神遊於鈞天、廣樂九奏萬舞、不類三代之樂、其聲動心、有一熊欲援我、帝命我射之、中熊、熊死、有羆來、我又射之、中羆、羆死、帝甚喜、賜我二笥、皆有副、吾見兒在帝側、帝屬我一

怪、昔秦穆公嘗如此七日而寤、寤之日、告公孫支與子輿曰、我之帝所甚樂、吾所以久者、適有所學也、帝告我、晉國且大亂、五世不安、其後將霸、未老而死、霸者之子、且令而國男女無別、公孫支書而藏之、秦策於是出、

【講義】　春秋の末期、晉の昭公の時代に當りて、晉國は君權大に衰へ、諸の大夫が勢力強くして、君の同姓公族一門は微弱なりき、是の時、後世趙國の祖先なる趙簡子が晉の大夫となりて、國の政事を專らにせり、或る時、簡子病氣に罹り、五日間と云ふもの、人事不省なりければ、大夫共は何れも懼れたり、是に於て扁鵲の有名なるを以て、召して診治を賴みたり、扁鵲、簡子の宮に入りて、簡子が病狀を視て外に出でたり、その時董安于と云へる趙氏の家臣が主人簡子の病狀を何如と問ひたるに、扁鵲曰く、御主人の病は一見すれば餘り靜かにして死の狀態の如くなれども、其實は血脈が治まり落付きて調へり、されば何も怪しむには及ばず、追つて癒えらるべし、昔し秦の穆公は嘗て今日の御主人の狀態の如きことが七日間相續きて後に始めて睡りが覺めて氣附きたり、その覺めたる日に、その臣公孫支及び子輿に告げて曰く、我れは天帝の御所に參りて甚だ樂しかりき、吾れが七日間人事不省の態なりし譯は恰度天帝の敎命を受けて學ぶ所ありたればなり、天帝我れに向うて、晉の國は將に大亂が作らんとす、五代の間安寧ならず、而して其の後ち將に霸者とならん、その霸者は未だ老いずして死せん、霸者の子將に汝の國の男女をして別なからしめんとすと仰せられたりと、以上の謎の如きことを傳へたるに因り、公孫支は不思議に思ひて其の語りし通り書き物に認めて保存したるが、是れがやがて世に秦策となりて一種の豫言的のものが見はれたり、

【字解】　晉昭公、昭公は定侯の誤なり、今之を昭公となすときは趙簡子と其の時代合はず、說は索隱に見

名なり、春秋戰國の時代に出でたる名醫秦越人と云ふもの、其の行の之と相類せしを以て扁鵲と號すと、正義に見えたり、勃海郡鄭人、勃海は郡名、鄭は縣名、扁鵲の當時には未だ郡縣あらず、然るに郡と記したるは、是れ史家が後より追書して云へるなり、老子傳に老子を楚苦縣人と書したると同一筆法なり、太平御覽、醫說並びに郡の字なし、人舍長、舍長は客館を守る師と索隱に見えたり、長桑君、當時の隱者なり、或は長桑は複姓なりと云ふ、姓名詳かならず、禁方、禁密の方法、藥能く人を活し、又能く人を殺す、故に其人に非れば傳へず、因つて之を禁方と云ふ、上池之水、露及び竹木上の水を云ふ、清潔なる處の水と云ふ意味なり、或は曰く、新たに汲める清水を云ふと、蘇東坡は口中の液水を以て上池之水となせり、其の說は蓋し道書より出づるなり、三十日當知物矣、知は見と同義に用ふ、左傳に晉侯聞レ之而後喜可レ知也と、是れその證なり、按ずるに、此れより以上、亦長桑君の語なり、上文の飮是の上に曰の字を加へて看るべし、視見垣一方人、此れ今の透視法、俗に千里眼と云ふものと同じ、視の字を逗とす、垣一方人は垣を隔つる外の人を云ふ、御覽には垣の下に外の字あり、方は毛詩に所謂、伊人在二水一方一の一方と同じ、一方は一邊のことなり、視は心鎭めて見ると、見は汎く物が目に映射するを云ふ、中莖謙(暘谷)曰く、視見二一方人一、謂三視レ之以レ心、則不レ出レ垣而見レ人也、韓子外傳所レ謂以二己之情一量レ之之謂也、此則學之效也、書云、不レ學牆面、夫以二不學一爲二牆面一、則以レ見二垣一方人一爲二學之效一、亦固不レ待レ辯矣と、今按ずるに、此說少しく鑿に似たれども、姑らく錄して備考とす、五藏、心肺脾肝腎を五藏とす、藏、後世は臟に作る、特以診脈爲名耳、特には取別けてと云ふ意、顏師古曰く、診視驗、謂レ視二其脈及色候一也と、

當晉昭公時、諸大夫彊而公族弱、趙簡子爲二大夫一、專二國事一、簡子疾、五日不レ知レ人、大夫皆懼、於レ是召二扁鵲一、扁鵲入視レ病、出、董安于問二扁鵲一、扁鵲曰、血脈治也、而何

人也、扁鵲以其言飮藥三十日、視見垣一方人、以此視病、盡見五藏癥結、特以診脈爲名耳、爲醫或在齊、或在趙、在趙者、名扁鵲、

【講義】扁鵲は勃海郡の鄭の地の產なり、姓は秦氏、名は越人と云ふ、年少の時或る人の客舍を守る師となりしが、舍の賓客なる長桑君と呼べる人の立寄りけるに、扁鵲は獨り之を奇なるものとし、平常謹みて之を禮遇せり、長桑君に於ても亦扁鵲が尋常の人物ならざることを知りて之を重んじゐたりしが、それより以來彼れ此れと大約十年餘りに及びしとき、長桑は扁鵲を呼び私かに對坐し、ひそひそと與に語りて申しけるには、我れに或る禁祕の傳授ものあり、我れ今や年老いて餘命幾許もなければ、此れを貴公に傳授致さんと思ふ、然しながら元來禁祕の物なるが故に、貴公之を他へ泄すことは無用なるぞと、扁鵲對へて曰く、尊命の趣き敬みて承知致したりと、長桑君乃ちその懷中にせる或る藥を取出して、扁鵲に與へて申しけるは、此の藥を飮むに上池の水と申して地上水にあらざる水卽ち露若くは竹木上に溜りて居る水を以てして、三十日間服藥せば、當に或る不思議なる物を目に見るべしと云ひ畢りて乃ち悉皆その祕密方を記せる書を取りて盡く之を扁鵲に與へしが、同時に忽ちその貌ち消滅して見えずなりたり、多分是れは人間にあらで神の所爲ならんかと思はるゝ位奇しき事なりき、扁鵲は乃ち申付かりし言に從ひて、その方法の如くしてその藥を飮むこと三十日なりしが、果して垣根を隔て立てる人を透視して、間違はざるやうになれり、此の透視法を以て病氣を視る上に應用して、患者の五臟に氣血が凝り固まれる狀態を見て、病根の所在を知りて相應の治療をなせるが、表面は特に脈を診察することを以て名となせり、扁鵲は醫者となりて處々に見はれしが、時には齊に居り、又時には趙に居れり、その趙に居れる時、扁鵲と名乘りたり、

【字解】扁鵲、扁鵲はもと黃帝時代に出でし神醫の

史記國字解第七卷

藻洲　牧野謙次郎講述

扁鵲倉公列傳第四十五

扁鵲倉公列傳と題すれども、扁鵲は春秋時代の人なれば、漢代の諸人の中に列すべからず、但倉公と合傳になしたるを以て萬石張叔傳の次に置きたるなり、昔人或は曰く、もと淳于意を傳せんとしたれども、扁鵲は乃ち春秋時代の良醫にして、別序すべからざるを以て故に引いて傳首となし、倉公之に次げるなりと、董份曰く「意傳尤奇奧、非レ精ニ方書ニ不レ能レ解」と、又曰く「其文亦古、間有ニ訛字ニ」と、支那の古人既に已に此の説あり、況んや我邦の今日に在りて豈に能く解する所ならんや、況んや予の如き、醫方にありては固より門外漢にして且つ倉卒の際研索に暇あらざれば、その解自ら乖戾の多きを知れり、大方家幸に之を是正せよ、

扁鵲者、勃海郡鄭人也、姓秦氏、名越人、少時爲ニ人舍長一、舍客長桑君過、扁鵲獨奇レ之、常謹遇レ之、長桑君亦知ニ扁鵲非ニ常人一也、出入十餘年、乃呼ニ扁鵲一私坐、間與語曰、我有ニ禁方一、年老、欲レ傳ニ與公一、公毋レ泄、扁鵲曰、敬諾、乃出ニ其懷中藥一予ニ扁鵲一、飲レ是以ニ上池之水一、三十日、當レ知レ物矣、乃悉取ニ其禁方書一盡與ニ扁鵲一、忽然不レ見、殆非レ

將軍韓說……三〇九
將軍郭昌……三〇九
將軍荀彘……三〇九
將軍路博德……三一〇
將軍趙破奴……三一〇
平津侯主父列傳第五十二……三一二
丞相公孫弘……三一二
主父偃……三一六
南越尉佗列傳第五十三……三六七
南越王尉佗……三六七
蒼梧王趙光……三八八
東越列傳第五十四……三九〇
朝鮮列傳第五十五……四〇二
西南夷列傳第五十六……四一三
司馬相如列傳第五十七上……四二七

（目錄終）

史記國字解第七卷　目錄

扁鵲倉公列傳第四十五……一
扁鵲……一
太倉公……三
吳王濞列傳第四十六……七九
魏其武安侯列傳第四十七……一一七
魏其侯竇嬰……一一七
武安侯田蚡……一二三
灌將軍夫……一三一
韓長孺列傳第四十八……一五八
李將軍列傳第四十九……一七六
附、李陵
匈奴列傳第五十……二〇四
衞將軍驃騎列傳第五十一……二六八
大將軍衞青……二六八
附、霍去病
將軍公孫賀……三〇五
將軍李息……三〇六
將軍公孫敖……三〇六
將軍李沮……三〇七
將軍李蔡……三〇七
將軍張次公……三〇七
將軍蘇建……三〇八
將軍趙信……三〇八
將軍張騫……三〇八
將軍趙食其……三〇八
將軍曹襄……三〇八

DS
748
S745
1919
v.7

第七巻

列傳 三

扁鵲倉公列傳第四十五より司馬相如列傳第五十七上に至る

牧野藻洲講述

LIBRARY
NOV 17 1971
UNIVERSITY OF TORONTO

史記國字解

七

DS Ssŭ-ma, Ch'ien
748 Shiki kokujikai
S745
1919
v.7

East Asia

PLEASE DO NOT REMOVE
CARDS OR SLIPS FROM THIS POCKET

UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY

史記國字解